

平成 2 1 年 第 6 回

佐伯市議会定例会会議録

自 平成 2 1 年 9 月 2 日
至 平成 2 1 年 9 月 2 5 日

佐 伯 市 議 会

平成 2 1 年 第 6 回

佐伯市議会定例会会議録

第 1 号	9 月 2 日
第 2 号	9 月 8 日
第 3 号	9 月 9 日
第 4 号	9 月 1 0 日
第 5 号	9 月 1 1 日
第 6 号	9 月 2 5 日

平成21年第6回佐伯市議会定例会会議録目次

平成21年9月2日(水曜日)(第1号)

開会.....	15
1 日程第1 会期の決定.....	15
1 日程第2 委員会の中間報告(質疑).....	15
1 総務常任委員長(後藤幸吉)の報告.....	15
1 日程第3 議案の上程.....	17
1 上程議案等一覧表.....	18
1 日程第4 提案理由の説明.....	19
1 市長(西嶋泰義)の説明.....	19
散会.....	25

平成21年9月8日(火曜日)(第2号)

開議.....	28
1 日程第1 一般質問.....	28
1 8番(佐藤元)の一般質問.....	28
1 19番(清家好文)の一般質問.....	39
1 13番(日高嘉己)の一般質問.....	50
1 6番(矢野哲丸)の一般質問.....	56
1 9番(和久博至)の一般質問.....	66
1 14番(玉田茂)の一般質問.....	79
散会.....	87

平成21年9月9日(水曜日)(第3号)

開議.....	90
1 日程第1 一般質問.....	90
1 20番(江藤茂)の一般質問.....	90
1 27番(吉良栄三)の一般質問.....	101
1 29番(下川芳夫)の一般質問.....	113
1 12番(清家儀太郎)の一般質問.....	125
1 16番(三浦渉)の一般質問.....	135
散会.....	143

平成21年9月10日(木曜日)(第4号)

開議.....	146
1 日程第1 一般質問.....	146
1 1番(後藤幸吉)の一般質問.....	146
1 15番(榊田穂積)の一般質問.....	157

1	26番（後藤勇人）の一般質問.....	162
1	3番（高司政文）の一般質問.....	172
1	4番（清田哲也）の一般質問.....	185
1	23番（兒玉輝彦）の一般質問.....	192
1	25番（浅利美知子）の一般質問.....	202
	散会.....	214

平成21年9月11日（金曜日）（第5号）

	開議.....	217
1	農林水産部長（高橋満弥）の発言.....	217
1	日程第1 一般質問.....	218
1	7番（井上清三）の一般質問.....	218
1	2番（矢野精幸）の一般質問.....	225
1	10番（上田徹）の一般質問.....	237
1	11番（御手洗秀光）の一般質問.....	244
1	22番（井野上準）の一般質問.....	251
1	日程第2 議案の上程（提案理由説明）.....	262
1	市長（西嶋泰義）の説明.....	262
1	追加上程議案一覧表.....	262
1	日程第3 議案質疑.....	262
1	3番（高司政文）の質疑（議案第108号）.....	263
1	財務部長（三原信行）の答弁.....	264
1	3番（高司政文）の再質疑（議案第108号）.....	266
1	財務部長（三原信行）の答弁.....	269
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	269
1	3番（高司政文）の再々質疑（議案第108号）.....	270
1	財務部長（三原信行）の答弁.....	271
1	19番（清家好文）の質疑（議案第116号）.....	271
1	財務部長（三原信行）の答弁.....	272
1	19番（清家好文）の再質疑（議案第116号）.....	272
1	財務部長（三原信行）の答弁.....	273
1	19番（清家好文）の再々質疑（議案第116号）.....	273
1	日程第4 議案等の委員会付託.....	274
1	議案等付託表.....	274
	散会.....	275

平成21年9月25日（金曜日）（第6号）

	開議.....	278
1	日程第1 委員長報告（質疑）.....	278
1	総務常任委員長（後藤幸吉）の報告.....	278

1	建設常任委員長（三浦涉）の報告.....	286
1	教育民生常任委員長（高司政文）の報告.....	288
1	経済産業常任委員長（吉良栄三）の報告.....	293
1	20番（江藤茂）の質疑（総務常任委員長報告）.....	294
1	総務常任委員長（後藤幸吉）の答弁.....	294
1	20番（江藤茂）の再質疑（総務常任委員長報告）.....	295
1	総務常任委員長（後藤幸吉）の答弁.....	295
1	日程第2 討論、採決.....	295
1	3番（高司政文）の賛成討論（議案第108号修正案）.....	295
1	9番（和久博至）の反対討論（議案第127号）.....	299
1	3番（高司政文）の反対討論（認定第1号）.....	302
1	3番（高司政文）の反対討論（請願第2号）.....	304
1	審議結果.....	304
1	日程第3 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）.....	306
1	市長（西嶋泰義）の説明.....	306
1	議会運営委員長（河野豊）の説明（委員会提出議案第2号）.....	306
1	21番（渡邊一晴）の説明（意見書案第3号）.....	306
1	総務常任委員長（後藤幸吉）の説明（決議案第1号）.....	308
1	追加上程議案等一覧表.....	308
1	3番（高司政文）の反対討論（決議案第1号）.....	311
1	審議結果.....	311
1	日程第4 特別委員会の設置及び同特別委員の選任.....	312
1	議案等付託表.....	312
1	日程第5 議員派遣.....	313
1	日程第6 会議録署名議員の指名.....	313
	閉会.....	314

一般質問一覧表

(質問者順)

平成21年9月 8日(火) 9日(水)

10日(木) 11日(金)

番号	質問の要旨	答弁者	質問者	頁
1	<p>1. 防災対策について ア. 6月議会で市長により答弁を頂いた自助・共助・公助について イ. 災害時の対策について</p> <p>2. 平成18年の遅延工事について ア. 工程管理の不徹底について イ. 契約不履行について ウ. 返還金について</p> <p>3. 先般6月議会中に市長から市議会議長あてに出された文書について</p>	<p>市長 総務部長 財務部長</p>	佐藤元	28
2	<p>1. 佐伯市土地開発公社について ア. 佐伯市土地開発公社の事業運営の現状について イ. 今後の事業運営について</p> <p>2. 佐伯市土地開発基金について ア. 佐伯市土地開発基金の現状について イ. 今後の基金の活用について</p> <p>3. 観光行政について ア. 観光行政の現状と成果について イ. 今後の取組について</p> <p>4. 漁港について ア. 漁港整備の現状について イ. 今後の取組について</p>	<p>市長 財務部長 企画商工観光部長 建設部長 農林水産部長</p>	清家好文	39
3	<p>1. 教育長の不在について</p> <p>2. 政権交代が確実となった、本市への影響は</p> <p>3. 県道古江丸市尾線の改良について</p>	<p>市長 建設部長</p>	日高嘉己	50

4	<p>1．コミュニティ交通について</p> <p>ア．各コミュニティバス運行の利用状況と評価について</p> <p>イ．宇目地域のコミュニティバスについて</p> <p>2．住宅用太陽光発電設置の補助金制度導入について</p> <p>3．緊急通報システムの再構築について</p>	<p>市長 企画商工観光部長 市民生活部長 福祉保健部長</p>	矢野哲丸	56
5	<p>1．海砂利採取と漁業不振（心配な蒲江・米水津の海）について</p> <p>ア．畑野浦セビラの砂利採取について</p> <p>イ．上浦（蒲戸・大浜沖）の採取について</p> <p>ウ．波当津の採取について</p> <p>2．美しい砂浜の保全と観光について</p> <p>ア．波当津海水浴場について</p> <p>イ．「豊後くろしおライン」の観光について</p> <p>ウ．ウミガメの来る砂浜について</p>	<p>塩月副市長 企画商工観光部長 市民生活部長 農林水産部長</p>	和久博至	66
6	<p>1．地上デジタル放送等について</p> <p>ア．放送の周知と対応について</p> <p>イ．指定管理施設の対応について</p> <p>ウ．ケーブルテレビ運営の将来構想について</p> <p>2．大島航路事業について</p> <p>ア．運営方針について</p> <p>イ．施設整備計画について</p>	<p>市長 総務部長 企画商工観光部長 情報推進課長</p>	玉田茂	79
7	<p>1．教育委員制度と教育長について</p> <p>2．市の管理河川の整備状況について</p> <p>3．第1次佐伯市総合計画について</p>	<p>市長 企画商工観光部長 建設部長</p>	江藤茂	90

8	<p>1．農地の渇水対策について ア．今年への対応について イ．今後の対応策について</p> <p>2．若者の定住と地元消費の支援について ア．地元消費の支援について イ．結婚式（披露宴）について</p> <p>3．畜産振興について ア．畜産分野での市のビジョンについて イ．繁殖牛の振興について ウ．肥育牛の振興について</p>	<p>市 長 企画商工観光部長 農林水産部長</p>	<p>吉良栄三</p>	<p>101</p>
9	<p>1．防災避難訓練について ア．8月30日の避難訓練について イ．小・中学校の避難訓練について ウ．避難訓練の主体について エ．高齢者への対応について オ．実施日の決定について カ．避難先について</p> <p>2．敬老会補助金について ア．予算について イ．対象者の現状について ウ．実施会場について</p> <p>3．さいき903クリーンアップ大作戦について ア．周知方法について イ．小・中学校への周知について ウ．実施日について</p>	<p>市 長 総務部長 市民生活部長 福祉保健部長</p>	<p>下川芳夫</p>	<p>113</p>
10	<p>1．離島振興について ア．佐伯市の離島四島の振興策について イ．離島四島の現状について ウ．交通手段について</p> <p>2．大入島架橋建設について</p>	<p>市 長 企画商工観光部長 福祉保健部長 建設部長</p>	<p>清家儀太郎</p>	<p>125</p>

11	<p>1．県道三重弥生線波寄・小半間の早期完成について</p> <p>2．日本一の大水車付近に駐車場を造る計画はないのか</p> <p>ア．路上駐車場に対する認識について</p> <p>イ．指定管理と駐車場の整備について</p> <p>3．河川のカワウの被害対策について</p> <p>ア．被害状況の調査について</p> <p>イ．保護管理計画等の策定体制について</p>	<p>市長 企画商工観光部長 建設部長 農林水産部長</p>	三浦 渉	135
12	<p>1．新任副市長に問う</p> <p>2．10年後に向けての市の長期計画について</p> <p>3．職員の配置・市民サービスについて</p> <p>4．職員の勤務状態について</p>	<p>市長 山本副市長 財務部長 企画商工観光部長 福祉保健部長 教育次長</p>	後藤 幸吉	146
15	<p>1．学校関係について</p> <p>ア．小・中学校の図書館に専任の学校司書を</p> <p>イ．学校内外の禁煙について</p> <p>2．漁業関係について</p> <p>ア．漁業融資・保証対策について</p> <p>イ．新しい事業の展望について</p>	<p>教育次長 農林水産部長</p>	梶田 穂積	157
14	<p>1．番匠川河口橋について</p> <p>ア．番匠川河口橋の建設について</p> <p>イ．上灘区の県道について</p> <p>2．国道388号線の県境側について</p> <p>ア．現況について</p> <p>イ．県境開発について</p>	<p>市長 建設部長</p>	後藤 勇人	162

15	<p>1．さいき観光ガイドの会への支援について ア．観光ガイドの会発足後の諸問題について イ．「山頭火の恋」ツアーについて</p> <p>2．緊急雇用対策について ア．ふるさと雇用再生特別交付金事業について イ．緊急雇用創出事業について</p> <p>3．小規模集落応援隊の活動について</p> <p>4．海岸漂着物処理推進法と地域グリーンニューディール基金について</p>	<p>企画商工観光部長 市民生活部長</p>	高司政文	172
16	<p>1．下水道事業について ア．生活排水処理構想の見直しについて イ．市民の負担軽減への取組について ウ．つなぎ込み率について エ．鶴岡地区の公共下水道建設計画について</p>	上下水道部長	清田哲也	185
17	<p>1．若者定住対策について ア．職のあっせんについて イ．企業誘致について ウ．工場用地について</p> <p>2．公共工事について ア．早期発注の取組について イ．適切な施行について ウ．地元企業が伸びる環境づくりについて エ．設計変更等の対応について</p>	<p>塩月副市長 財務部長 企画商工観光部長 建設部長 工事検査課長</p>	兒玉輝彦	193
18	<p>1．予防医療について ア．肺炎球菌ワクチンの公費助成について イ．ヒブワクチンの公費助成について</p> <p>2．ハート・プラスマークについて ア．ハート・プラスマークの啓発について イ．公共施設の駐車場にハート・プラスマークの設置を</p> <p>3．メタボ健診について ア．特定健診の実施状況について イ．特定保健指導の実施状況について</p>	<p>市長 福祉保健部長</p>	浅利美知子	202

19	<p>1．防災対策について</p> <p>ア．市にある要援護者関連施設の土砂災害対策の現状と安全支援策について</p> <p>イ．災害防止に対する住民の要望と今後の取組について</p> <p>2．福祉政策について</p> <p>ア．増加する高齢者対策について</p> <p>イ．高齢者に適応した住宅の整備について</p> <p>ウ．高齢者マップの作製について</p>	<p>総務部長 福祉保健部長 建設部長 防災危機管理課長</p>	井上清三	218
20	<p>1．スポーツの振興について</p> <p>ア．地区対抗スポーツ大会について</p> <p>イ．地区対抗駅伝大会について</p> <p>ウ．活動支援及び育成について</p> <p>エ．今後のスポーツ振興計画について</p> <p>2．スポーツ施設の整備及び利用状況について</p> <p>ア．濃霞グラウンドの利用状況について</p> <p>イ．濃霞グラウンドの駐車場の舗装及び夜間照明の整備について</p> <p>ウ．各施設の使用料について</p> <p>3．廃食用油の回収とその活用について</p> <p>ア．家庭用廃食用油の回収について</p> <p>イ．事業系廃食用油の回収について</p> <p>ウ．バイオディーゼル燃料の利用促進について</p> <p>4．高速道佐伯インター入口の標識整備について</p>	<p>建設部長 農林水産部長 教育次長</p>	矢野精幸	225
21	<p>1．国道217号線（西上浦から八幡交差点の間）の整備について</p> <p>ア．県要請の回答について</p> <p>イ．今後の要請の方法について</p> <p>2．大分空港への高速バスの運行について</p> <p>ア．具体的な運行状況と目的について</p> <p>イ．観光との連携について</p>	<p>企画商工観光部長 建設部長</p>	上田 徹	237

22	<p>1．県道古江丸市尾線の葛原丸市尾間のトンネル新設について</p> <p>ア．過去10年間の崩落事故について</p> <p>イ．旧蒲江町からの引継ぎについて</p> <p>ウ．今後の危険性について</p> <p>エ．通勤・通学対策について</p> <p>オ．トンネルの新設について</p>	<p>市長 市副市長 建設部長 教育次長</p>	御手洗秀光	244
23	<p>1．振興局について</p> <p>ア．振興局長の課長配置について</p> <p>イ．振興局長のデスクの場所について</p> <p>ウ．2階の有効利用について</p> <p>2．消防について</p> <p>ア．機能別消防団員について</p> <p>イ．消防団協力事業所について</p> <p>ウ．職員の消防団加入について</p> <p>エ．消防署の分署人員配置について</p>	<p>市長 総務部長 財務部長 消防長</p>	井野上 準	251

平成 2 1 年 第 6 回

佐伯市議会定例会会議録

第 1 号 9 月 2 日

第6回 佐伯市議会定例会会議録（第1号）

平成21年9月2日（水曜日） 午前10時00分 開 会

出席議員の氏名

1 番	後 藤 幸 吉	2 番	矢 野 精 幸
3 番	高 司 政 文	4 番	清 田 哲 也
5 番	河 原 修 仁	6 番	矢 野 哲 丸
7 番	井 上 清 三	8 番	佐 藤 元
9 番	和 久 博 至	10 番	上 田 徹
11 番	御手洗 秀 光	12 番	清 家 儀太郎
13 番	日 高 嘉 己	14 番	玉 田 茂
15 番	梶 田 穂 積	16 番	三 浦 涉
17 番	宮 脇 保 芳	18 番	河 野 豊
19 番	清 家 好 文	20 番	江 藤 茂
21 番	渡 邊 一 晴	22 番	井野上 準
23 番	兒 玉 輝 彦	24 番	小 野 宗 司
25 番	浅 利 美知子	26 番	後 藤 勇 人
27 番	吉 良 栄 三	28 番	芦 刈 紀 生
29 番	下 川 芳 夫	30 番	高 橋 香一郎

欠席議員の氏名

な し

出席した事務局職員の職氏名

局長 河原 盛喜

説明のため出席した者の職氏名

市 副 市長	長 西 嶋 泰 義	教 育 次 長	江 藤 幸 一
副 市長	長 山 本 清一郎	消 防 長	伊 東 宇三実
総 務 部 長	長 塩 月 厚 信	総務部次長兼上浦振興局長	石 田 初 喜
財 務 部 長	長 川 原 弘 嗣	総務部次長兼弥生振興局長	染 矢 隆 則
企 画 商 工 観 光 部 長	長 三 原 信 行	総務部次長兼本匠振興局長	汐 月 良 喜
市 民 生 活 部 長	長 魚 住 慎 治	総務部次長兼宇目振興局長	小 野 雄 司
福 祉 保 健 部 長	長 白 田 茂 達	総務部次長兼直川振興局長	松 下 雅 史
建 設 部 長	長 戸 坂 富 士 男	総務部次長兼鶴見振興局長	内 田 昇 二
上 下 水 道 部 長	長 酒 井 実	総務部次長兼米水津振興局長	福 泉 慶一郎
農 林 水 産 部 長	長 甲 斐 満 義	総務部次長兼蒲江振興局長	高 瀬 精 市
	長 高 橋 満 弥		

議事日程第1号

平成21年9月2日(水曜日) 午前10時00分 開会

- 第1 会期の決定
 - 第2 委員会の中間報告(質疑)
 - 第3 議案の上程
 - 第4 提案理由の説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会期の決定
 - 日程第2 委員会の中間報告(質疑)
 - 日程第3 議案の上程
 - 日程第4 提案理由の説明
-

午前10時00分 開会

議長(小野宗司) みなさん、おはようございます。本日招集の会議は成立いたしました。ただいまから、平成21年第6回佐伯市議会定例会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定

議長(小野宗司) 日程第1、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

今期定例会の会期は、本日から25日までの24日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、会期は24日間と決定いたしました。

日程第2 委員会の中間報告(質疑)

議長(小野宗司) 日程第2、委員会の中間報告を行います。

閉会中継続調査として、「市役所本庁舎の建設に関すること」について、会議規則第45条第2項の規定により、総務常任委員長から中間報告を行いたいとの申し出がありますので、この際これを許可いたします。

総務常任委員長、後藤幸吉君。

総務常任委員長(後藤幸吉) おはようございます。総務常任委員長の後藤幸吉でございます。

閉会中継続調査となっております「市役所本庁舎の建設に関すること」について、去る8月10日、委員全員出席のもと委員会を開会し、所管事務調査を行いましたので、その経過の概要及び結果につきまして中間報告を申し上げます。

本委員会では、これまで2回実施した調査内容を踏まえ、「建設の必要性について」、

「建設場所について」及び「建設時期について」、それぞれ委員会としての意思決定を行う方針を協議会で確認しておりました。

この意思決定を行うに当たり、確認しておかなければならない事項等について、改めて総括質疑を設けることとしました。

質疑に入り、一委員から、9月議会に基本設計委託料を計上という、このスケジュールを遅らせることはできないか。その理由は、庁舎建設問題が市民に浸透していない。市民に対し、「庁舎の建替えは必要だ、財源的にも大丈夫だ。」という市民への説明を十分果たした上で基本設計委託料の予算を計上すべきではないか、と質したのに対し、執行部から、当初のスケジュールでは、今年の4月から基本設計に着手する予定であったが、それでも厳しいと考えていた。現時点でそのスケジュールが大幅に遅れており、このスケジュールがぎりぎりの工程と判断している。市民への周知については、理解が得られるよう努力していく、との答弁がありました。

この答弁に対し、同委員から、市長は本年4月の市長選に際し、この庁舎建設問題を争点にせず当選し、当選後間もない9月議会に基本設計委託料を計上する行為は、他市に政治生命を掛けて選挙戦に臨む市長がいる中で、説明も十分に果たしておらず拙速ではないか、と質したのに対し、執行部から、予算計上については、住民の代表で構成する審議会が出した中間答申を踏まえ、市長自らが判断したものである。また、スケジュールについてはぎりぎりの線で予定しているため理解を求めたい、との答弁がありました。

また、一委員から、耐用年数、耐震強度について考えると庁舎の建設については反対すべきでない。ただし、人口の減少はもとより、議員定数も削減しようという状況のなか、少しでも経費を抑制するという考え方に基づいて見直しはできないか、と質したのに対し、執行部から、詳細な規模については、今後明らかになるため、検討を重ねていき理解できるような形で提案していきたい、との答弁がありました。

これに対し、同委員から、今後10年をめどに人口が激減していくと考えられるため、負の遺産をつくってはならない。後の世の若者に負担を掛けない政策を考えるべきである。その意味において、規模を縮小していく考え方について再度質したのに対し、執行部から、将来の佐伯を考えたとき、市長も56億という額に固執するものではないので検討したい、との答弁がありました。

総括質疑を終え、引き続き、三項目について本委員会としての意思決定を行いました。

まず、「建設の必要性について」を議題とし、討論を行いました。

一委員から、庁舎の建替えは市民を守るがゆえに必要であるという、このことを市長がリーダーシップをもって周知徹底すべきである。この大前提を要望し、賛成意見が述べられました。

また一委員から、当初は合併からの流れとして、地方分権が進めば大分県南部振興局はいずれ持て余すことになり、県と合同で市役所として使用できはしないか、との考えを持っていた。しかし、南部振興局は収容人員が100名前後であり、市役所としての機能は果たせない。これを全面的に改築すればかなりの費用が掛かる。したがって、適切な時期での建替えは必要である、との賛成意見が述べられました。

討論を終え、挙手採決の結果、全会一致で「建設の必要性について」は認めるべきものと決しました。

次に、「建設場所について」を議題とし、討論を行いました。

一委員から、建設場所については、市民に納得のいく説明をしながら、建設費を縮減していく方向性を決定しない以上、この意思決定は時期尚早であることから、採決を棄権する旨の意思表示が述べられました。

さらに一委員から、市民へ周知徹底し理解が得られなければ、9月議会で基本設計委託料を計上しても判断できず、否決するおそれがある。この意思決定は時期尚早であることから、採決を棄権する旨の意思表示が述べられました。

また一委員から、必要性を認めた以上は現在地が適切である、との賛成意見が述べられました。

さらに、二人の委員から、建設場所については、現在地の場合のみ同一敷地内の建物解体費が合併特例債の対象になり、経費削減に寄与することを考えれば現在地が適切である、との賛成意見が述べられるとともに、うち一委員から、規模の問題については、大変な懸案事項であるため今後検証していく、との意思表示がありました。

討論を終え、採決の結果、挙手多数により「建設場所について」は現在地とすべきものと決しました。

次に、「建設時期について」を議題とし、討論を行いました。

一委員から、棄権する旨の意思表示がありました。

また三人の委員から、財政的な観点から、建設するとすればこの合併特例債を活用すべき、との賛成意見が述べられました。

討論を終え、採決の結果、挙手多数により「建設時期について」は合併特例債対象期間内とすべきものと決しました。

以上、三日間にわたる調査を経て、本委員会としての意思決定をみたところでございます。

今後は、基本構想や基本設計等を経て、新庁舎の規模・事業費が明らかになってくることを想定し、その規模・事業費が適切であるかなどについて調査を行い、議論を深め、提言等を行っていくことを全委員で確認し、継続調査の議決後、委員会を閉じたところでございます。

以上で、委員会の中間報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） なければ、委員会の中間報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で、委員会の中間報告に対する質疑を終結いたします。

日程第3 議案の上程

議長（小野宗司） 日程第3、議案の上程を行います。

上程議案につきましては、その朗読を省略いたします。

お手元にお配りしております議案書のとおり、議案第108号から第128号まで、及び諮問第

5号、第6号、並びに認定第1号、第2号、計25件でございます。

平成21年第6回佐伯市議会定例会上程議案等一覧表

議 案

番 号	件 名
第108号	平成21年度佐伯市一般会計補正予算(第3号)
第109号	平成21年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
第110号	平成21年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
第111号	平成21年度佐伯市介護保険特別会計補正予算(第1号)
第112号	平成21年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
第113号	平成21年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
第114号	平成21年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
第115号	平成21年度佐伯市水道事業会計補正予算(第2号)
第116号	佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について
第117号	佐伯市税条例の一部改正について
第118号	佐伯市都市計画税条例の一部改正について
第119号	上津川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第120号	木浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第121号	財産の取得について(小型動力ポンプ付積載車及び林野火災用可搬式散水装置)
第122号	工事請負契約の締結について(平成21年度地交第1-26号市道臼坪女島線橋梁上部工(A1~P2径間)工事)
第123号	市道路線の認定及び廃止について
第124号	工事委託契約の締結について(佐伯市特定環境保全公共下水道蒲江浄化センター(仮称)建設工事)
第125号	佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について
第126号	佐伯市介護保険条例及び佐伯市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
第127号	佐伯市都市公園条例の一部改正について
第128号	工事請負契約の締結について(平成21年度鶴岡小学校北校舎改築(建築主体)工事)

諮 問

番 号	件 名
第5号	人権擁護委員候補者の推薦について(候補者多田洋子)
第6号	人権擁護委員候補者の推薦について(候補者西嶋信子)

認 定

番 号	件 名
第1号	平成20年度佐伯市水道事業会計決算の認定について
第2号	平成20年度佐伯市公共下水道事業会計決算の認定について

報告事項

番 号	件 名
第 16 号	資金不足比率について（平成20年度佐伯市水道事業会計）
第 17 号	資金不足比率について（平成20年度佐伯市公共下水道事業会計）
第 18 号	財団法人佐伯勤労者福祉協会の経営状況について
第 19 号	株式会社道の駅やよいの経営状況について
第 20 号	有限会社きらりの経営状況について
第 21 号	株式会社うめの経営状況について
第 22 号	財団法人さいき農林公社の経営状況について
第 23 号	佐伯市蒲江栽培漁業有限会社の経営状況について
第 24 号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について
第 25 号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について
第 26 号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

日程第 4 提案理由の説明

議長（小野宗司） 日程第 4、提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） 皆さん、おはようございます。平成21年第 6 回佐伯市議会定例会の開会に当たり、市政諸般の報告を申し上げ、あわせて今回提出いたしました諸議案について、その概要を御説明いたします。

第 1 市政諸般の報告

1 新型インフルエンザ対策について

去る 4 月 25 日に県から、メキシコで新型インフルエンザが発生したとの第一報を受けて以降、「佐伯市新型インフルエンザ対応計画」に基づき、健康増進課に佐伯市新型インフルエンザ対策本部を設置し、市民の皆様への対応として、これまで相談窓口を設置したほか、市報やケーブルテレビ、防災無線、市のホームページ、啓発チラシの全戸配布など最新情報の提供や感染予防の啓発などを行ってまいりました。

佐伯市内での発生状況は、7 月 11 日に初の感染者が確認され、7 月 30 日までに感染者及びその疑いのある方の数は、64 人となっております。

その後、国の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」が改正されたことを受け、大分県でも発生状況の全数把握は廃止され、集団発生が疑われる場合に限り遺伝子検査を行うよう検査体制の変更が行われました。

その結果、8 月 1 日以降の本市における新型インフルエンザ発生状況につきましては、全数把握が困難な状況となりましたが、引き続き県や南部保健所など関係各機関との連携を密にし、迅速かつ適切な対応をとり、市民の皆様の安全と安心に努めてまいります。

2 佐伯市庁舎建設審議会中間答申について

去る 6 月 19 日、かねてから諮問しておりました、佐伯市庁舎建設についての中間答申が、佐伯市庁舎建設審議会から提出されました。

今回の中間答申は、新庁舎建設の必要性和建設場所に焦点を合わせたものであり、「老朽化及び耐震強度の問題により、佐伯市本庁舎建設の必要性を認める。なお、建設時期については、合併特例債の対象期間内が最適とする。建設場所の選定については、経済性、早期性、まちづくりの観点から現在地とする。」との答申内容でありました。

この内容につきましては、当該審議会において慎重審議を重ねた結果として、真しに受け止めております。

また、議員皆様には、6月に開催されました議会全員協議会におきまして、これまでの経過と中間答申の内容を御報告いたしました。その後、総務常任委員会の所管事務調査として、既に3回の委員会を開催していただいております。

今後は、皆様からの御意見などを頂きながら、適正な事業の進ちょくに努める所存であります。

3 第1回佐伯地区対抗スポーツ大会について

去る6月28日及び7月12日、佐伯市総合運動公園をメイン会場に、「第1回佐伯地区対抗スポーツ大会」を開催いたしました。

本大会は、市町村合併後初めてとなる球技種目を中心とした大会で、市内を19地区に分け、6競技を行い、1,235人（屋外競技915人・屋内競技320人）の皆様に参加していただきました。

選手・役員の皆様の御協力のおかげをもちまして、大きな事故も無く終了できましたことに感謝申し上げます。

なお、次年度以降の開催時期や競技種目につきましては、監督・選手・地区役員・競技団体へのアンケート及び大会反省会等での御意見を参考に決定したいと考えております。

4 さいき903クリーンアップ大作戦について

去る8月2日に実施いたしました「さいき903クリーンアップ大作戦」は、皆様のおかげをもちまして、無事に終了することができました。

今回が初めての試みでありましたが、373地区から約1万5,000人の参加をいただき、回収したごみの総量は、約32.6トンにもなりました。早朝から協力、また、参加をしていただいた皆様には、心から感謝申し上げます。

この取組は、清掃活動を通して、市民の皆様に「ごみを捨てない意識」を持っていただくことを最終的な目標としており、今回参加していただいた皆様には、「市民・事業者・行政が一体となった環境美化意識及び佐伯市の環境保全への奉仕の心の醸成」について、理解していただけたのではないかと考えています。

市民一人一人が環境保全意識及び環境美化意識を持ち、海・山・川の豊かな、美しい佐伯市の自然を未来に引き継ぐためにも、今後もこの取組を継続していきたいと考えております。

5 教育再生に向けての「改革基本プラン」について

「佐伯の教育再生に向けての改革基本プラン」につきましては、6月に開催されました議会全員協議会において、その概要などについて報告を行うとともに、今後の取組に関し、議員皆様の御理解と御協力をお願い申し上げたところです。

以後、教育委員会では、教育再生に向けた取組の具現化に向け、具体的な行動計画の策定作業を進めていますが、この作業と平行して、学校教職員と教育委員の意見交換会の実

施や、活力ある学校づくりを目的とした学校組織マネジメント研修会の実施など、教育改革に向けた新たな取組についても、実現可能なものから順次着手しております。

また、市の教育再生に向けた取組の報告とともに今後の連携強化及び支援について依頼するため、先般、教育委員3人が、大分県教育委員会を訪ね、「教育改革基本プラン」を教育委員長及び教育長に提出いたしました。

あわせて、人事採用制度のあり方や一層の透明性の確保など、県教育委員会の取組の改善策について、重ねて要望いたしました。

なお、現在策定中の行動計画につきましては、実施年度を踏まえた年次計画となるよう、関係各課において具体的改革施策を整理・検討中であり、本年9月末を目途に取りまとめる予定にしております。

6 東九州自動車道建設の進ちょく状況について

大分県が設置に向け連結許可申請を行ってまいりました東九州自動車道の追加インターチェンジ（波当津インターチェンジ（仮称））について、6月30日付けで国土交通省から許可が下りました。

現在、波当津地区に通じる道路は、県道古江丸市尾線のみであることから、本追加インターチェンジが設置されることにより、台風などの災害の際に地区の孤立を防ぐとともに、医療施設までの移動時間の短縮、さらには、地域の産業や観光の振興にも大きく寄与するものと期待しています。

また、7月23日には、「浦之迫トンネル（1,667メートル）」が貫通いたしました。これは、佐伯から県境までの間の14本のトンネルのうち初めての貫通であります。

蒲江から北浦までの間は、平成24年度の開通に向け、また、佐伯から蒲江までの間も、橋梁の下部工を始め、トンネル新設工事など着々と工事が進んでおります。

7 海の日記念式典について

去る7月20日の「海の日」に、佐伯市平和祈念館やわらぎにおきまして、平成21年佐伯海の日記念式典が開催されました。

多数の来賓や関係者の方々に御臨席いただく中、海事功労者及び漁業関係功労者の表彰などが行われたほか、本年2月に水ノ子島灯台が経済産業省の「近代化産業遺産群」に認定されたことに伴い、大分海上保安部から認定プレートを贈呈していただきました。

また、海上自衛隊佐伯基地分遣隊では、海の日協賛イベントとして、ちびっ子ヤング大会も行われ、多くの来場者でにぎわったところであります。

なお、青少年を中心とした海事思想の普及と啓発を目的に、来る10月31日から11月4日にかけて帆船「日本丸」が本市に寄港することになっており、佐伯海事地域人材確保連携協議会が主体となり、現在、受入準備を進めているところであります。

8 大分県総合防災訓練について

去る8月30日、広瀬大分県知事御臨席のもと、海上自衛隊佐伯基地分遣隊グラウンドをメイン会場として、本市においては15年ぶりとなる「大分県総合防災訓練」を実施いたしました。

折しも、訓練当日は衆議院議員選挙日と重なり、大変御迷惑をおかけいたしました。防災関係機関及び市民の皆様並びに多くの御来賓の方々の御出席をいただき、無事訓練が終了できたことに対しまして感謝申し上げます。

今回の訓練を一つの契機として、今後は災害に対する備えの充実と、災害発生時において適切な対応ができるよう、行政、防災関係機関及び地域の連携強化を図り、三者が一体となった防災体制を整えていきたいと考えております。

第2 提案理由の説明

今回提出いたしました議案は、予算議案8件、予算外議案13件、諮問2件及び認定2件であります。

以下、その主なものについて概要を御説明いたします。

1 予算議案について

議案第108号「平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）」につきましては、歳入歳出予算について、それぞれ13億5,666万9,000円を追加計上いたしております。

今回の補正は、主として、平成20年度決算に伴う調整と各事業の内示等に伴う事業費の調整のほか、国が平成21年度補正予算（第1号）において創設した公共投資臨時交付金を活用した事業について新たに計上いたしましたものであります。また、かねてから建設審議会等で検討を重ねてまいりました新庁舎の建設について、関連経費を計上するとともに、当該事業の基本・実施設計委託料について債務負担行為の設定も行っております。

以下、歳出について、その主なものを御説明いたします。

まず、総務費につきましては、7億3,173万6,000円を追加計上いたしております。

その主なものは、携帯電話の不感地域の解消を図るための携帯鉄塔施設の整備に要する経費について計上いたしましたものであります。この事業につきましては、国庫補助事業に加え、公共投資臨時交付金の活用を予定しております。

そのほか、財政調整基金への積立金、佐伯市の観光・まちづくり等の情報を集約し全国的に発信していくためのユビキタスタウン構想推進事業に要する経費及び新庁舎建設のための測量設計業務等に要する経費について計上いたしております。

民生費につきましては、1億287万4,000円を追加計上いたしております。

その主なものは、子育て応援特別手当に要する経費について計上いたしましたものであります。この子育て応援特別手当は、国の経済危機対策事業の一環として、支給対象となる子ども一人当たり3万6,000円を支給する事業で、昨年度限りにおいて措置されましたが、今年度においても措置が予定されていることから、引き続き実施しようとするものであります。

そのほか、大分県安心子ども基金を活用した長島保育園の保育施設改修のための補助金について所要額を計上いたしております。

衛生費につきましては、626万4,000円を追加計上いたしております。

その主なものは、市道石丸小崎線バイパス開設事業について、工事施工方法等の変更が必要となったため、その所要額について計上いたしましたものであります。

労働費につきましては、2,923万5,000円を追加計上いたしております。

これにつきましては、ふるさと雇用再生特別交付金事業及び緊急雇用創出事業について、大分県の内示額の確定に伴い事業費を増額いたしましたものであります。

農林水産業費につきましては、3億9,413万7,000円を追加計上いたしております。

その主なものは、イノシシやシカ等の有害鳥獣の捕獲頭数の増加が見込まれることから、その所要額を追加計上するとともに、公団分収造林事業における間伐施業や作業道の開設

等の事業量の増加に要する経費について計上いたしたものであります。

そのほか、公共投資臨時交付金を活用した事業として、漁村再生交付金事業（大浜地区）・（浅海井地区）について所要額を計上し、漁港漁村の環境整備を推進することといたしております。

商工費につきましては、1,551万8,000円を追加計上いたしております。

その主なものは、道の駅等の観光施設の整備に要する経費を計上いたしたものであります。

土木費につきましては、3,105万円を追加計上いたしております。

その主なものは、橋梁の長寿命化修繕計画を策定するための事前調査として、橋梁の耐震及び老朽化等の調査に要する経費を計上いたしたものであります。

そのほか、市内一円の道路維持補修等に要する経費についても計上いたしております。

教育費につきましては、4,543万円を追加計上いたしております。

その主なものは、市内のすべての小学校・中学校・幼稚園に地上デジタル放送に対応するためのアンテナ整備工事を行う経費を計上いたしたものであります。

そのほか、新学習指導要領が、今後、全面的に実施されることから、その基準に基づいた理科教育設備を整備するための経費について計上いたしております。

以上、歳出予算の主なものについて申し上げましたが、その主な財源といたしましては、各事業に伴う国・県支出金及び純繰越金を充当することといたしており、財政調整基金繰入金を減額することにより財源調整を行っております。

以上が今回の一般会計補正予算の概要であります。この結果、既決予算と合わせた一般会計予算の総額は、453億2,758万9,000円となります。

次に、特別会計補正予算といたしまして、国民健康保険特別会計ほか5特別会計について、また、公営企業会計補正予算といたしまして、水道事業会計についてそれぞれ提案いたしておりますが、いずれも説明については、省略させていただきます。

2 予算外議案について

予算外議案につきましては、いずれも議案の末尾にそれぞれ提案の理由を付しておりますので、そのすべてについての説明は省略させていただきます。主なものについて申し上げます。

議案第116号「佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正」につきましては、個人市民税、固定資産税、都市計画税及び国民健康保険税の集合納税制度を廃止するため、佐伯市税徴収等の特例に関する条例を廃止しようとするものであります。

議案第117号「佐伯市税条例の一部改正」及び議案第118号「佐伯市都市計画税条例の一部改正」につきましては、固定資産税及び都市計画税の納期のうち、それぞれ第1期の納期を改めようとするものであります。

議案第119号「上津川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定」及び議案第120号「木浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更」につきましては、上津川辺地及び木浦辺地において、それぞれ小型動力ポンプ付積載車を更新するに当たり、財政上の特別措置の適用を受けるために、上津川辺地については当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を新たに策定し、木浦辺地については当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することに關し、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

議案第121号「財産の取得」につきましては、非常備消防管理分の小型動力ポンプ付積載車について普通車及び軽自動車をそれぞれ6台ずつ更新し、並びに林野火災用可搬式散水装置を27台新たに配備するため、新日本消防設備株式会社から購入することに関し、議会の議決を求めるものであります。

議案第122号「工事請負契約の締結」につきましては、平成21年度地交第1 - 26号市道臼坪女島線橋梁上部工（A1～P2径間）工事に関し、川田建設株式会社大分営業所と工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第124号「工事委託契約の締結」につきましては、佐伯市特定環境保全公共下水道蒲江浄化センター（仮称）建設工事に関し、日本下水道事業団と工事委託契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第125号「佐伯市国民健康保険税条例の一部改正」につきましては、国民健康保険税の納期の期数を、第6期から第10期に改めようとするもののほか、所要の改正をしようとするものであります。

議案第126号「佐伯市介護保険条例及び佐伯市後期高齢者医療に関する条例の一部改正」につきましては、「社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が平成22年1月1日から施行されることに伴い、本市が徴収する介護保険料及び後期高齢者医療保険料についても同法律と同様の延滞金の軽減措置にしようとするもののほか、所要の改正をしようとするものであります。

議案第127号「佐伯市都市公園条例の一部改正」につきましては、佐伯市総合運動公園の管理について、指定管理者制度を導入することに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

議案第128号「工事請負契約の締結」につきましては、平成21年度鶴岡小学校北校舎改築（建築主体）工事に関し、鴻池・國護建設工事共同企業体と工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

3 諮問について

諮問第5号及び諮問第6号「人権擁護委員候補者の推薦」につきましては、多田洋子氏及び西嶋信子氏の任期が平成21年12月31日で満了するため、両氏を再度候補者として推薦することについて、あらかじめ議会の意見を求めるものであります。

4 認定について

認定第1号「平成20年度佐伯市水道事業会計決算の認定」及び認定第2号「平成20年度佐伯市公共下水道事業会計決算の認定」につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査意見書を添えてそれぞれ議会の認定に付するものであります。

以上をもちまして、今回提出いたしました諸議案の概要の説明を終わらせていただきます。

なにとぞ御協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（小野宗司）引き続き、報告事項第16号から第26号まで、以上11件について、執行部の概要説明を求めます。

その間、暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午後 0 時04分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日はこの程度にとどめまして、8日は午前10時から本会議を開きたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 0 時05分 散会

平成 2 1 年 第 6 回

佐伯市議会定例会会議録

第 2 号 9 月 8 日

第6回 佐伯市議会定例会会議録（第2号）

平成21年9月8日（火曜日） 午前10時00分 開議

出席議員の氏名

1番	後藤幸吉	2番	矢野精幸
3番	高司政文	4番	清田哲也
5番	河原修仁	6番	矢野哲丸
7番	井上清三	8番	佐藤元
9番	和久博至	10番	上田徹
11番	御手洗秀光	12番	清家儀太郎
13番	日高嘉己	14番	玉田茂
15番	榊田穂積	16番	三浦涉
17番	宮脇保芳	18番	河野豊
19番	清家好文	20番	江藤茂
21番	渡邊一晴	22番	井野上準
23番	兒玉輝彦	24番	小野宗司
25番	浅利美知子	26番	後藤勇人
27番	吉良栄三	28番	芦刈紀生
29番	下川芳夫	30番	高橋香一郎

欠席議員の氏名

なし

出席した事務局職員の職氏名

局長 河原 盛喜

説明のため出席した者の職氏名

市副市長	長 西山	嶋本	泰清	義一郎	行財政改革推進課	長 岡本	英二
副市長	長 塩川	本月	厚弘	信嗣	防災危機管理課	長 松岡	伸一郎
総務部長	長 川原	三原	信行	行	情報推進課	長 東	正博
財務部長	長 魚住	原	慎治	行	政課	長 塩	藤信
企画商工観光部長	長 白田	住	茂達	治	工事検査課	長 飛	彌一郎
市民生活部長	長 戸坂	田	富士	男	企画課	長 浜	野芳弘
福祉保健部長	長 酒井	富	実	男	観光課	長 田	中良
建設部長	長 甲斐	満	義	満	生活環境課	長 前	田良
上下水道部長	長 高橋	幸	一	宇	社会福祉課	長 河	野宜
農林水産部長	長 江東	東	宇	佐	高齡者福祉課	長 柴	田勝
教育次長	長 伊井	上	勇	勇	建設課	長 永	田徳
消防					都市計画課	長 柴	田徳
総務部次長兼総務課長					水産課	長 坪	根大

議事日程第2号

平成21年9月8日(火曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

議長(小野宗司) おはようございます。本日の平成21年第6回佐伯市議会定例会第7日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(小野宗司) 日程第1、一般質問を行います。

それでは、通告による質問者の順序を発表いたします。

1番、佐藤元君、2番、清家好文君、3番、日高嘉己君、4番、矢野哲丸君、5番、和久博至君、6番、玉田茂君、7番、江藤茂君、8番、吉良栄三君、9番、下川芳夫君、10番、清家儀太郎君、11番、三浦涉君、12番、後藤幸吉君、13番、榊田穂積君、14番、後藤勇人君、15番、高司政文君、16番、清田哲也君、17番、兒玉輝彦君、18番、浅利美知子さん、19番、井上清三君、20番、矢野精幸君、21番、上田徹君、22番、御手洗秀光君、23番、井野上準君、以上の順序で順次質問を許します。

なお、本日の質問者は6番までといたします。

8番、佐藤元君。

8番(佐藤元) 皆さんおはようございます。8番議員の佐藤元であります。一般質問通告書により、一問一答で質問をいたします。よろしくお願いをいたします。大項目1、防災対策について、小項目アであります。先般6月議会で市長より答弁をいただいた自助・共助・公助について、自助・共助については理解をいたしましたが、公助については行政が行うことであり、まだ多くの地域での避難路・避難地がない所があると思われま。市民の安全を守るのが行政の役割であり公助ではないのか。そのことについて答弁が明確でなかったと思われま。今一度問うものであります。よろしくお願ひします。

議長(小野宗司) 川原総務部長。

総務部長(川原弘嗣) お答えします。確かに市民の安全を守るのは行政の役割であることは言うまでもありません。先日、大分県総合防災訓練が実施されましたが、災害時においては、行政はもちろんのこと、関係機関もそれぞれそれぞれの責務で災害対応に当たりますが、これも市民の安全を守る上で一つの公助であると考えております。また、市民自らも災害に備えるための手段を講ずるように努めなければなりません。例えば、地区の自主防災組織等に加わり、避難訓練に参加したり、防災についての知識を身につけるなど。まずは市民一人一人が日ごろから災害に対する防災意識を持っていただくことが大切になります。そこで、まず市

民の役割として、防災の基本であります自分の身は自分で守る。地域の役割として、地域住民が共に助け合う。そういった地域の取組を支援していくのが行政の役割であるというふうに考えます。この三つの役割を連携させることが重要であるというふうに思っております。ですから、本市の今後の大きな課題として、活動できる自主防災組織をいかに育成していくか、そのためには各地区の皆さんが日ごろから防災意識を持ち、自発的に自主防災組織を立ち上げ、その組織体制を確立させていくことが、これから最も重要であると位置づけております。したがって、津波等の対策として避難地・避難路につきましても、ある意味では地元の皆さんが日ごろから慣れ親しんでいる道路等を利用するわけですから、共助の部分としてとらえております。また、ほとんどが道路法の適用のない里道が多いと思われまます。この管理はほとんど地域にお願いしているため、補修、整備などは地区で行っていただくようにしております。以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 6月議会の答弁で、市長は行政機関やライフライン各社を始めとする公共の企業、こうした機関の応急対策活動の組織を公助と、そういうふうに言われましたが、そのことを踏まえて応急対策活動の組織を公助ということは、行政が行うことではないのか。6月議会で申し上げましたが、避難路・避難地がない地域がまだ多く残っております。市内では葛港、濃霞、女島、新女島、灘、そして市内中部では上浦地区の大浜、蒲戸、長田など。それから台風などの風水害では市内いたる所、匠南区や駅前、門前、海崎など毎年数十ミリの雨が降っただけで冠水する状態であります。そのような箇所は地域の自治会と共に連携、協議しながら市民の安全を守るのが行政の役割であろうと思っております。そのことについて今部長が申しましたように、地域とやるのが共助ということであろうかと思っておりますが、共助よりもまだ上の公助、いわゆる避難路等のまた避難地は公助をもって地域に造ってあげる。避難路を最優先して道路の整備を行う。そういうことが大事ではなからうか、このように思うわけであります。各地区自治会で避難地を把握するために、各地区別の避難訓練を行っているか。また避難路の凹凸、狭い道路や急こう配等がないか、それを整備しているのか、行政は避難路・避難地の状況を把握しているか。このことについてお聞きをします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。当然いわゆる公の機関、地方公共団体、国・県、それから指定公共機関っていうのが相互になってやるのが公助というふうに今申し上げました。それから避難路・避難地につきましては、今防災対策からすれば当然ハード整備はそれぞれの事業課の方で地域の要望なり、そういうのに関して行っておるというふうに思っております。まず、防災の観点から言いますと、今現状のいわゆる903平方キロの佐伯市としていろんな箇所があります。そして実際その整備、十分整備されてない所もあるかとは思いますが、防災の観点から言いましたら、当然今ある現状の中で防災対策を取っていかねばいけないというふうに思っております。それから、避難路・避難地の整備については、今防災マップで落としておりますし、各合併前の各町村で一応そういうマップを作っております。それで避難路・避難地を図面で表わしておりますので、地域の皆さんから、またそういう要望があればですね、当然調査しながら検討していくというふうなことになると思っておりますけど、あくまでも903平方キロの中で限られた予算でありますので、どこまで整備できるかというのはちょっとここでは言えませんが、そういうふうに各地域の要望とか聞きながら各関係機関と

協議していきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 私が申し上げたいのは、各地域に素早く対応していただきたいということであり、先般も市長、それから部長、執行部の方々は新聞を御覧いただいたかとは思いますが、佐伯市の蒲江の方の一事業所が小規模集落の応援隊として派遣をして、緊急時における道路の補修をしております。コンクリートを打っております。そういうふうなことを随時市が調べてやっていただきたい。また、地域の自治会とともに相談をしながらやっていただきたい。また、そうすることによって避難路・避難地が多くないということに気づくかと思えます。そのことについてやはり早急にやっていただきたい。これは今、市の方で庁舎の建設についての論議が行われておりますけれど、市役所はいいものを建てて職員、皆さんは安全な所におればいいのかも分かりませんが、市民はそういうわけにはいきません。市民、自分の家、そして地域のことを守りながら、そして来る災害に対してやはり防御するためのことは自分自身で行っておると思いますが、やはり公的なものでお金をつぎ込んでいかなければできない道路、それから避難地、こういうことは一番大事かと思えますので、このことをもう今回の質問で終わりにしますけれども、必ずややっていただきたい。このように考えておりますので、そのことは肝に銘じて随時やっていただきたいと思えます。これはお願いではありませんけれども、私は市民を代表して災害時に自分たちの命を守るのは自分たちであるけれども、公助の援助をいただきながら市民の全員の命を守るのが公的な立場における皆さん方の役目だとこのように感じておりますので、よろしく願いをいたします。次にイ、災害時の対策について、各地区ごとの対策はどのようになっているかお伺いするものであります。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） それでは各地域ごとの対策はどのようになっているのかということであり、災害時における各地域ごとの対策は、本市は903平方キロメートルもの面積を有していると、各地域の地理、地形ももちろんのこと各々で違います。また、災害時の対策は災害の種類や規模などによっても異なり、災害時に収集した情報や事前に入手した情報、その地域の地理、地形の特性などあらゆる要因を総合的に判断して、その時の最善の対策を講じなければならないため、各地域ごとに個別の対策を明記してはおりません。しかし、災害前または災害時における組織体制はもちろんのこと、組織体制中の各対策部の事務や役割分担、用具等必要な事項は佐伯市災害対策本部の組織及び運営等に関する規程で定めており、各振興局も地区本部として体制をとるようにしております。6月議会の津波対策の御質問におきましても御説明いたしましたが、災害対策は災害前に被害をどれだけ未然に防ぐことができるかが重要との認識の下、現行といたしまして、防災スピーカーあるいはケーブルテレビ網を活用した事前周知のための整備や自治会等から要望を受けての防災に関する講話や説明会において、その地域の地理、地形などの特性を考慮した避難等の防災対策についての説明等を行い、自主防災組織の育成や後押しなどを推進し、自助・共助を支援していくところであります。以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） それではお伺いをいたします。実際に土砂災害・河川災害が起こったときにはどのような対処をするのか。災害時の応急対策活動協力はどこに要請し、どのように行うの

か問うものであります。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 災害時の土砂災害が起こったとき、あるいは応急対策ということではありますが、当然災害時の対策につきましては、国・県・市の機関あるいは指定地方公共機関、それから指定機関、いろんな業種があります。その中で具体的に言いますと、国・県・市はもう国交省あるいは第7管区海上保安部、それから九州農政と、それから自衛隊ですね、そういうのもあります。それから地方公共団体が大分県と佐伯市ということで、それから指定公共機関としましては九州旅客鉄道とか日本郵政公社、あるいは西日本電信電話株式会社、いろいろあります。その中で、それと指定地方公共機関の中には大分県の医師会とか、いろんな団体が含まれております。商工会議所、病院とか、そういうのと協力をしながら災害に対応していくというふうな段取りになっております。以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 全く答弁になってないと思うんですが、災害、まあ土砂災害や河川災害が起こったときにはどのような対処をするのかということでもありますので、じゃあ河川災害が起こったときに病院の看護婦さんたちが出て何かやるんですか。それからすぐに冠水したとか、駅前が冠水とかいろんな所に、そういう所に自衛隊が来てくれるんですか。だから私が今お聞きしておるのは、実際に土砂災害や河川災害、まあ台風等で100ミリ、200ミリ、300ミリと降った場合に徐々に災害が起こってくる。その時に公共対策活動協力としてはどのように要請し、どのように行うのかということをお聞きしたのです。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。今言いました関係機関の中に消防団とかいろいろあります。ちょっと漏らしておりましたけど、あるいは建設業関係とか、そういうところに協力をお願いしながら、一応防災基本法の中でいろいろ責務というのがみな個人から全部うたわれております。その中で皆協力をしあっていくというふうな定めがありますので、その時の災害についてはその時の状況によって対応していかないといけないのではないのかなというふうに思っておりますので、関係機関に協力を得ながらやっていきたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） それでは市長さんにお伺いをいたしますが、そういうふうな災害等が起こった場合に協力を要請する。私は特定をして申し上げますけれども、建設業を営む団体が災害時に緊急出動をし、万一の事故に備えてでありますけれども何百万もの保険を掛けて会員を守っておるということを把握しているか。また、県や市からはそのような保障がないということで団体での災害時出動のための保険をこれは1年間200万から300万を掛けてそのために用意しておるということをして市長は把握しておるのか。承知しているかお聞きしたい。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 佐藤議員の答弁ですが、そこまで私はまだ承知しておりません。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 承知おき願いたいと思います。各種団体ではやはり防災協定、防災等にかかわる災害時の緊急出動につきましては、その会員若しくは各社の社員等が万一の事故で命を落とす、けがをするということに備えてはその団体ごとに、そのためのやはり保険を掛けてお

ります。こういうこともしながらやはり県・市に協力をしておるということを深く認識をした上で、やはりその団体団体のことを考えていただきたい。このように、これはお願いであります。この考え方を一つにまとめていただきたいなど、このように思っております。それで大項目1を終わりたいと思います。

続きまして、大項目2、平成18年の遅延工事について、小項目ア、工程管理の不徹底についてであります。平成18年11月24日の臨時議会で執行部より提出された、平成17年10月に発注された切畑集排提内工区管路布設工事ほか7件の案件において、提案理由の内容が不明確であり、議会に対し事実を正確に説明していないのではないかと。このことを問いたいと思います。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） おはようございます。それではお答えいたします。本件につきましては当時、平成18年の11月24日に臨時会を開催いたしましたけれども、提案理由の説明に先がけまして市長の方からこの件にかかわるおわびと、それから今後の対応についての説明をいたしました。そういった中で、未しゅん工部分の補助金及び公金等を返還するための予算措置について提案の理由の説明をしております、議会に対しまして正確な説明を行っていないとの認識は持っておりません。以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） それでは質問をいたします。国・県からの補助金のついた工事については国・県へ報告の義務はあるのではないかと。終わった、いつ終わったとかですね。金額内で終わったとかということの報告の義務はあるのかないのか。また、国・県に3月に工事が終わったという書類を提出したのか。切畑集排提内工区管路布設工事については、何年何月何日にどのような報告をしたのか。この時、既にこれが遅延ということであったのに対して虚偽の報告をしたのではないのか。その期日に終わってないことがその後分かって、そのために返還金を要求されたものではないのか。この三つを問うものであります。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えをいたします。国への報告義務につきましては、当然実績報告書等を出しますのであります。あるいはまた、いつ終わったのかということでございますけれども、3月末に一応、書類上の完成検査をしているというような状況でございます。この件につきましては、当然工事の進ちょく状況あるいは繰り越しの時期等も勘案しながら業者との十分な打合せもやってきたように聞いております。その時期につきましては、完全に工期内に終わるといふふうに判断をしたため、繰り越し手続きをしなかったというような状況でございますので、その時点での職員等の判断は間違っていなかったのではなからうかというふうに思っております。以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 平成18年9月、11月の一般質問の答弁、また8月・11月の全員協議会の答弁を拝見させていただきました。最初から返還金を税金で支払うかのように見受けられるところが多々ございます。というのも、当初1月時点で契約どおりに3月に終わるといふ見込みをしていながら実際には終わらなかった、という結果となった。その時に既に1月に確認をしておりながら遅延したということで約款に基づき発注者は請負業者に履行遅延の場合の損害金を求めることができたのではないかと。にもかかわらず、なぜ請求をしなかったのか。請

求をしておれば市民の税金を使って返還金をすることも、返還金に充てることもなかったのではないのか。そしてもう1点、工事完成後、国・県に3月31日で報告をしたということが今分かりましたが、完成工事、工事完成ということで3月31日に報告をしたということで業者に遅延損害金を請求できなかったのか。そういう報告を出していたから請負業者に遅延損害金を請求することができなかったのか。それとも報告したあとにも業者には遅延損害金を請求できたのか。その2点問うものであります。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えをいたします。まず原因についてでございますけれども、原因と申しますか、この処分の関係になりますけれども、当時としまして市町村合併後直後でありまして、組織が未成熟であったということの中でこういった事故が起きたわけでありまして、それぞれに事情があったというふうに考えておりますけれども、職員の危機管理意識に問題があったというふうに受け止めております。なおその際に、市長あるいは三役につきましても管理責任者としての責任を取るということで減給処分等も行っている状況でございます。あるいはまた損害遅延金につきましても、当時の指名委員会等でその対応について十分協議もしたようでございますけれども、そういった事例も過去にもなかったというような状況の中で、あるいはまた市内の業者を育成するという意味合いもありまして、そういった措置をとらず寛大な措置で済ませたというような状況になっていったというふうに聞いております。以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） あと二つ、3月31日に報告したあとにね、そういうことを完成したということだから、もう請負業者に遅延損害金を請求できなかったのか。それともそういうことは関係なしに法律上でいくとできたのか。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） 規定によりますと当然その損害遅延金等の請求はできるものというふうに思っておりますけれども、その時点で新年度に入ってからその指名委員会で協議をしたわけでありまして、請求は可能であったというふうに思いますけれども、その後の判断は指名委員会の中で決定したというふうに聞いております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） ここが一番大事であります。市の方から3月31日で実際に終わってない工事を全部終わったよという届出をしたばかりに請負業者に対して工事遅延金の請求ができなかったのか。それとも最初からやる気がなかったのか。やる気がなかったということについては、先般6月議会で私が質問したとおり、業者とのなれ合い若しくは業者との何らかの裏取引があったからこういうことをやったのか。これはですね、この工事契約約款に基づくですね返還金の条項というのはですね、国は昭和25年から出しているんですよ。県に書類が残っているのはですね48年から残っておりますよ。市の方にちゃんと指導育成しておると。これがあなた方が言われるですね希薄、この間はきうすとか言われよりましたから私調べてみましたけど、きうすという言葉はありませんが、物事に向かう気持ちや意欲などが全くないと、自分たちから希薄ということ認めておりましたからね、市長も文書の中でうたっております。こういうことでなぜ市民の税金でそれを賄うの。じゃあ請負業者は工事を2か月も遅れて請負金は全くなにも引かずに全部もらう。そして罰はない。そして行政はこれは私たちの

失策であったので、職員がこういうことで足りなかったの、どうか補正でお金を返還してくれんかと、こういうふうなことはそれは皆さんちょっとおかしんではないですか。このことについて本当に当時の議員の皆さん方が、このことをこういうふうなことであったという執行部が説明をされたなら、必ずやこの補正に賛成はしなかったと思います。そういうことでこの条項があることを知っていながらあなた方がこういうふうなことをやったということは市民を欺いて税金の流用をしたと。執行部はそういうふうな形で最初からそういうふうな考え方をもってやったということしか言いようがないじゃないですか。なぜこれを税金で払うんですか。あなた方が3月に終わってない仕事を終わったという報告をしたがためにこの問題が起り、国や県が終わってないじゃないかと。そのことについて調べて返還金の請求となったのではないんですか。これはあなた方執行部が責任を持つことであって、当時の担当職員や市民には何も関係ない。何も関係ない。私はこれは今振り返ってみても、この項目についてはあなた方、当時の執行部がこの金員をちゃんと市民の皆さんに返還すべきことだと私は思います。強く要求します。そのことの答弁をください。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えをいたします。まず冒頭の業者との関係につきましては、全くそういうことはございませんので、そこは私ももしっかり業者間の関係につきましては正常になされているというふうにとらえております。それから市税からの返還という部分につきましてでございますけれども、これは先ほど申し上げましたように繰越手続さえしておればこういった問題も起こらなかったわけでありまして、繰越手続をしなかった。そういったことで3月末に工事が完了しなかったということになったわけでありまして、そういった補助事業の遂行義務違反があったということから補助金の適法化であるとか、県の補助金交付規則に基づきまして返還命令を受けたものというふうにして思っております。したがって、こういった佐伯市が一部未しゅん工の部分にかかわる補助金をですね、市税でもって国あるいは県に返還することにつきましては、法令に基づいて当然の義務であろうというふうには私も思っておりますし、このことについては違法性はないというふうにとらえております。しかしながら、議員が言われるように市民に対する市民の目線に立ってという立場になりますと、当然のごとく議員が言われることは十分分かっておりますので、先ほど申し上げましたとおり、市長が11月の臨時議会の冒頭にも、あるいは記者会見の中にもおわびと反省をしながら、今後の対応について説明してきたというふうには聞いております。以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） これですね、市長にも答弁いただきますがですね、これは全くあなたの言うてるおことは通用しませんよ。繰越手続を取ればよかったと。取ればよかったんだけれども取らなかったというんじゃないんじゃないですか。虚偽の報告をしたから、ばれたから3月31日に終わってないから、だから終わってない部分のお金を戻しなさいということになったんじゃないですか。繰越しの手続を取らなかつたらそうならなかったということもあるかと思うけれども、繰越しの手続を取る。なおかつ3月31日に終わってないから何月までですよというのをこれが正常なやり方。繰越しの手続は取らない。そして3月31日に終わったよと虚偽の申告をした。これが元で返還をされとるんじゃないですか。だからあなたたち執行部の責任じゃないですか。3月31日に終わったということを書いて出したのはあなたたちで

しょうが、市長の判もあるんでしょうが。あなたたち執行部がそういうふうを書いて出したんでしょうが。だからあなたたちの責任じゃあないですか。何で市民が責任を負わなあいけんのですかここで。何で市民の税金でこれを払わないけんのですか。あなたたちも給料をもらって退職金ももらったりしてるんですから、やはりそこに責任のある仕事をやっておるんであれば、自分たちで払うべきであろうかと思う。そのことについて払うか払わないか、もし答弁がなかったら次に続くということでこれはやりたいと思います。1回答弁ください。

議長（小野宗司） 未しゅん工事件の責任の所在について、西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 佐藤議員から、これは平成18年に発生した未しゅん工、これにつきましては議会でも説明をしておりますが、議員にとりましてはそうした詳細が不明ではないかということです。私どもにとりまして、こうした意見は初めてでございます、当日の状況をちょっと振り返るのに手元にまだ資料を全部持っておりませんが、最終的にこれは国や県の指導を受ける前にこの未しゅん工があったということは市から発表をしております。先ほど言った虚偽という形ではなく自分方の失敗をまず記者会見をし、その後、国から県についていろんな形で御指導を賜り、私どもも先ほど言いました補助金の適化法について十分周知してない部分がありました。その後、先ほど言いました11月の臨時議会において提案し、皆様の御理解を得ております。私どもにとりましては、こうした中で償いにおいてどう責任があるべきか、また他市においてどのような責任をとっておるのか。そういったこともいろいろ勘案しまして、先ほど議員から言われました中であります指名委員会等に諮り、これからどうしたものかということで協議した中で、私どももそれに対してそうした処置でいいのかということで最終的に議会に諮り、またそうした中で議決をいただきました。大変これについては振り返っても、本当にこうしたことが起きたことについては市民に対して大変御迷惑を掛けたと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 今市長の答弁で記者会見をしたと、報告をしたと未しゅん工があるということと言われましたが、そのあとに3月31日の期日で出したということによろしいか。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。まずこの件につきましては、8月の28日に全員協議会でその経過と返還額の見込みについて議員さんにお知らせをしております。それから11月の20日に全協で補正予算の措置についてもお願いをし、24日の議会で議決をいただいたということでありまして、市長の記者発表につきましては7月の27日に行っております。あわせて議長にその旨を報告しております。以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） それでは県・国に工事ができ上がったよということはその報告をしたのちに、あれはうそでありましたということを経験してやったということになるかと思う。こういうことをやったからじゃあそれは市民の税金を使っていいというのはどこからでるのか。これは時間が本当に1時間という時間は少ないんですが、私はこのことについては後日別の方法であなた方に請求をしたい。返還を強く求めます。執行部全員で返還をしてくれということを強く求めて、別の方法であなた方に返還を求めていくと。そういうことでこの項については終わりたいと思います。

大項目3に移ります。先般6月議会中に市長より市議会議長あてに出された文書について、

一般質問における議員の発言について、このことの文書の内容の説明を求めるものであります。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。平成21年6月12日付け、佐総第190号で佐伯市議会議長に、一般質問における議員の発言について要望とする文書を提出いたしました。これは、平成21年第4回佐伯市議会定例会の一般質問における議員の発言の一部において、一般質問として適切とはいえない内容が含まれていたことに対して、その改善を議長に要望したものであります。地方議会における一般質問とは、議員が地方公共団体の一般事務について執行機関に対し公式の所見を求め、これに対し執行機関が現状、対応策等を回答するものであります。また質問であることから、あくまでも質問に徹するべきで、要望、要求、お願い、お礼等の言葉を述べることは厳に慎むべきものとされており、先定の定例会の一般質問における議員の発言の一部には、質問以外の宣告、要求などが含まれており、一般質問としては不適切と言わざるを得ないと判断し、本来の一般質問のあり方について再度確認していただくために文書にて議長に御理解をお願いしたものであります。以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 質問をいたします。一般質問における記述及び質問の内容等について要望したと。あなた方が平成20年のこの決まった時に8月20日付けで一問一答方式の導入に執行部が同意した際には、一般質問における記述及び質問の内容等に要望したと、御理解をお願いしたと。このことが一つ質問。それから、これらが徹底されておらず執行部は遺憾であり看過することができない。誠に遺憾であり残念に思う、看過すること、見逃すことができない。何を見逃すことができないのか。それから二つ目それが。議長におかれましては再度一般質問における議員の発言についてその品位、品位及び規律の確保に努めること等を議員に周知して徹底されたいと。品位、この三つについて。あなた方執行部が今まで行われてきたことと、今回私を含め新人議員9人おりますが、どこから見逃すことができないのか。それと一般質問においてあなた方が20年の8月にお願いをしたということはどういうことなのか。それから品位とはどういうものなのか。質問をすることについて品位を問うということになると、相当なものがあるかと思う。そこの3件についての回答をよろしく。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 今の質問でありますけど、この場で一応答弁は控えさせていただきたいというふうに思っております。同じ答弁になると思えますけど、一般質問は議員が当該地方自治体の事務についての現状や対応策を質して、これに対して執行機関が答弁をするものであると。議員が言いつばなしで終了する一方通行の質問は原則としてはないものと考えております。また質問と答弁が相互交流し、議論が深まることによって、ひいては議会と執行機関の相互形勢、均衡、調和が図られ公正で円滑な議事の運営が可能となるものであります。ということであり、以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 全く質問に答弁をいただけない。議員からの質問の一方通行はないと。今述べたばかりではないのであろうかと思われるが、質問をしてその答弁ができない。ここではやらない、じゃあどこでやるのか。遺憾であり見逃せず事ができないというんであればどういうふうにするのか。これは私は思うに議員に対しての執行部からのある意味の脅迫、脅迫

文であろうかと思えます。これは言葉がきついであれば言い換えますが、やはり強要、これはこうしたらあなたたちには何かをやるよと、何かをあなたたち議員には見逃すことができんのかから何かをやるよというような文書。これはね、仮にも公文書でありますよ。平成21年6月21日、佐総第190号、公文書で議長あてに出とる。そうでしょ。このことについて今は申し上げられない。議員からの一方的な質問はないというのであれば、質問に対して答弁をいただくのは当然ではないか。ここにですね、そりゃ20年どういうふうな約束をされたのかわかりません。前の議員さんもおりますけれども約束をされたということでもありますから、それはいいとして、一般質問における記述及び質問の内容等について要望しておったにもかかわらず、執行部は遺憾であり看過することができない。だから、どういうことを約束されとったのに対して、どういうものがあつたから見逃すことができないのか。こういう文書というのが回つたということについてはですね、ある程度議員はこれは一議員でありますからですね、市民を代表したとはいへども、ああいうことは質問したらまずいのかなあ、ああいうことをしたら今度執行部から何か制裁を受けるのかなあというふうなことを考える文書であります、これ。これについて答弁ができないということはないと思えますので、答弁お願いします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。一言部長申し上げておきます。議長に対する要望という件ですけれども、これは単に議会内における議員の一般質問、要望、要求あるいはまたお礼を執行部にすることは不適切という一点でこの要望は行われたのか、あるいはそれ以外にも何かあるのかというを問われております。そのところを明確にお答えいただきたい。

総務部長（川原弘嗣） 先ほど答弁いたしました要望、要求、お願い、お礼等の言葉を述べるということは、文献の中にもこれは不適切であるというふうな文献がありますので、そういう解釈をして議長あてに要望書を出したということでもありますので、それを棄却したとかそういう、かえってきたということはありませんので、あとは議会としてのどういうふうに対応するかというなかで、うちの方としてはこういうことであくまでもこれは不適切であつたのではないかなあという。出したのが12日だったですかね、それまでのいろんな質問の中でそういうふうを考えられたので一応要望を出したということで、一応議会の方にはもう提出して、あとは議会の判断としてどういうふうに受け止めていただけるかなあというのは、あくまでも執行部として要望したということでもあります。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 議員必携にもありますように、要望、要請、お願い、市長さん何々ですねというふうなことは、これは当然議員として分かっております。そういうことを申し上げたこともございません。私はまたほかの議員の先生方もそういうことを言ったという記憶はありません。それについてこういうふうな文書が出される。ただ今部長が言われるのは、ただ書面に沿った議員必携にも載っておる議員が執行部に対する質問、これは執行部が行う事務について異論があれば質問をするというのが現状であり、そのとおりではないかと思っておりますが、そのことについても先般でも一般質問の通告書を出しており、そこで返答を願うというのに、答えは市長からは即答はできない。そういう文言が入っておると思えます。即答はできない。やるかやらないかとか、それから、このことについてはどうであろうかと、お願いしますということと言えないんですよ議員は。このことをやるかやらないか、今回の災害対策についてもそうです。整備をするかしないかなんです。整備をするようにお願いします

ということはこれは議員必携の中で言われないことになっておるんです。要望ですから。それについての答弁がなければ、当然問いつめるのが当然じゃあないですか、やるのかやらないのか。その中でこういう文書が出てくるということについては大変執行部の方が遺憾に思うんでなく、大変私としても遺憾に思うし、私としてもこのことを看過することができない。見逃すことができない。これはそのままそっくり私は個人的にお返しをしたい。こういう文書を出される場合には、議員に対して何かを求めるというのであれば、まだもう少し適切な文書があるかと思う。そういうふうな文書に変えていただきたいし、またここであなたが答弁できないのであれば、あとでこそっとでもいいから私に答弁してください。そうせんとこのことについては私はもうこのまんま残ったまま、じゃあこの次は何の質問をすればいいんか。私はおかしいことについて一つ一つ調べた上で質問しよるわけですから、私だけじゃないと思いますよこれは、議長あてに来ておりますから、特に新人議員9人についてはないかと思っておりますので、その点の御配慮、要望はできませんので、今後はきつく議長の方から通達をしていただきたい執行部の方に、それをお願いいたしまして私の質問を終わりたいと思っておりますが、第2項目のこの工事遅延工事についての分は引き続きやらせていただきますので、執行部にはそのおつもりでよろしく考えていただきたいと思っております。これで終わりたいと思っております。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 先ほど佐藤議員から、この一般質問における発言の要望についてということで私の名前で議長に要望という形で出させていただきました。議員が言われるのは、通告とか決定ではありません。議会と執行部は両輪の中でこうした市の市議会の議場という最高の中での発言ということで住民も見、そうした中で重んじるべき発言ということの中でどうでしょうかと。私ども執行部としてこれがというのではなくて、やはりこれを協議しながらより良い議会づくりをしていくためにこうした要望を提出したものです。それぞれが文書でやはり要望しあうということはこれからの市議会と執行部がより良いつくるためには一歩ずつこうしたことを積み重ねていく必要があると思っております。また当市におきましては、平成17年3月に合併をし、現在2期目ということですが、5年しかたっておりませんが、各旧市、旧町村によってそれぞれ議会のやり方も違ってありますし、そうしたなか新しい市議会としてのやり方が必要だと思っております。特にこうした中で私どもも通告とか通達とか脅しとか、そうした形ではございません。あくまでも要望として議会と執行部が一緒になってやっていかなければならない。また私どもにとりまして一問一答方式、昨年導入されるときの試行という形でこれを導入しております。今回議会における地方自治法の中の条例、また佐伯市の条例の中には基本的には条例としては、一般質問については、詳細についても質問の通告とかいろんなことも条例の中にあります。そうしたことをいろいろ勉強していただき、そしてその中でお互いが勉強し、より良い佐伯市のためのまちづくりをやっていく。市政づくりをしていくことが大事だと思っております。そうしたことでこの一般質問における議員の発言ということについては、これは要望ということが続けております。あくまでもそうした中でお互いがやっていきたいということの趣旨でありますので、議員皆さん方にもこれはお願いをしたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 以上で、佐藤議員の一般質問を終わります。

次に19番、清家好文君。

19番（清家好文） おはようございます。19番議員の清家好文であります。9月議会の一般質問の2番手であります。さて、国政においては先の衆議院選挙の結果、政権交代という激動と混乱とそして変化の時代に突入いたしました。この変化は良しきにつけ悪しきにつけ市民の生活に遠からずその影響が出てくるものと思っております。また、無駄とか政治手法とかいう言葉が飛び交っておりますが、このことを考えますと特に影響が大きいと思われることは、従来型の公務員の態度、執務に対する批判が顕著に表れ、公務員が公僕としての意識改革を持つまで当分の間は公務員の受難の時代が続くことになるだろうと予測しておるところであります。そして、このことは時間の経過とともに地方の公務員、すなわち佐伯市の職員の身にも及ぶものと思っております。したがって、当市の行政運営にもその変化と影響が現れるものと考えております。

それでは通告に基づきまして一般質問に入ります。一問一答方式であります。まず初めに大項第1アといたしまして、佐伯市土地開発公社の事業運営の現状についてであります。公社の定款によりますと、その目的は公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とする、とうたっております。住宅用地の造成事業、港湾整備事業、地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業団地及び事務所、店舗等の用に供する自治体の土地の造成事業等々を業務範囲としておるところであります。このように土地開発公社は市や町にとりまして重要な任務をおびて設備されているのであります。ところで、10年前には私を始め多くの人々が本市の高速道路の開通に伴って門前地区や脇地区の人の流れの変化や街の景観の変化を予測することができたでしょうか。私には到底この街の変ぼうぶりを想像することはできなかったのであります。このように地域開発と道路の新設は街を一遍させ、そしてその地域のまちとしての機能や人のありようまでを変える力を持っているのであります。そこで新市誕生以来、多くの市民の方々が熱望する企業誘致を実現するために、その喫緊の課題の一つであります工業用地を確保すること担当といたしますところの佐伯市土地開発公社の事業運営の現状はどのようなになっているのか改めてお尋ねいたします。以上、質問を終わります。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） おはようございます。佐伯市土地開発公社の事業運営の現状についてお答えをいたします。議員も御承知のとおり、土地開発公社は公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、議員も先ほどおっしゃいましたように公共用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的に設立をされております。事業運営の現状につきましては、先の6月議会において事業報告を行いましたので、そのとおりでございます。その中で20年度期において純損益が計上されましたが、保有土地の売却収入及び一時貸付料の収入により経常利益があることから経営の状況は良好であるといえ、その判断基準といたしまして、現在保有している資産が借入額を大きく上回るころにあります。また、近年の事業活動においても地価の下落傾向の中、先行取得のメリットが少なくなったとはいえ、むしろ保有土地の処分に主眼をおいた事業運営に努めているところでございます。

議長（小野宗司） 清家議員。

19番（清家好文） 第1のイに関連しますので、いきますので、今保有してるうんぬんっていうんじゃないかって、この議会にもですね、ある団体から企業誘致のための土地取得はどうなっ

ているのかという要望書みたいなのが上がってきとるんですよ。そういう意味ですね、公社は今後そういう方向に進むのかということをお尋ねしたいんです。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えをいたします。土地開発公社はもう佐伯市が出資した別の法人でございます。土地開発公社が独自で事業を展開するということもできなくはありません。しかし市として、佐伯市からの先ほど申しました公共用地等の先行取得の依頼があれば、依頼を受けて土地開発公社がすぐに迅速に対応するということを主眼においた団体でございます。公社が独自に、つまり佐伯市の依頼によらず工業用地等の取得を率先して行うということは現時点では考えておりません。あくまでも佐伯市がこういう土地を取得してほしいと、その土地を取得するためには、例えば何とか事業、何とか事業という一般会計等の予算化をしなければ対応できないと。しかし公社であれば、例えば議会の債務保証いただくことによって迅速に対応できると。そういう意味で土地開発公社というのを活用していただくことはできると思います。以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

19番（清家好文） じゃあその追って言ったらかかしんですけど、執行部の方ですね、いわゆる基本計画書にもですね工業用地の取得というのをうたっているわけなんですね。執行部としてはそのような動きをするのかということをお尋ねします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 清家議員が御質問の土地開発公社の点についてですが、これは6月議会で先ほど申し上げましたようにいろんな説明をさせていただきました。当市にとりましてはこれは緊急の場合という形で必要があれば理事会等を招集し、その用地に対する理事会の承認が得られれば企業誘致のための用地確保は土地確保はできると考えております。また、緊急を要するということが基本でありますので、そうした中ではやはり理事会等を私どもここで即答というわけにはいきませんが、そうした中で理事会で十分協議をさせていただきたいと考えております。

議長（小野宗司） 清家議員。

19番（清家好文） じゃあ市長にお尋ねいたしますが、過去ですね佐伯市にですね企業誘致の話があったと思うんですよ。この場合にですね、これだけのこれはうわさかもしれませんけど私の知ってる範囲ですね、佐伯市には企業誘致するだけの土地の広さがないという答弁があったと思うんですよ。それはどのようなことを考えておるわけですか。この緊急のですね、緊急っていうよりはむしろ先行的にですね企業誘致するためには今一番大事なのは土地がないということなんですから、その辺をどのように考えているかちょっとすみません。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 清家議員の本来は企画部長の方に答弁させようと思いましたが、これについてはですね、私どもも議会の中で用地の確保をやっていきたいという話をしております。その用地確保のめどが立てば、先ほど申し上げましたように開発公社での運用を考えております。また現在、国の方からまた県の方から言われておりますのが、できれば10万坪の用地をとということですので、それだけの広い用地になるとですね、今の開発公社の用地に持っているはありません。また、一部では開発公社が企業誘致のために持っている土地もあります。そうした中で時代とともに変化をする部分がありますので、この開発公社に対しまして、先ほ

ど申しあげましたことを進めながら、またこれが特に開発公社の場合は用地を買うときにですね、いろんな諸問題等もごさいます。そうしたこともあるので一概にすぐ開発公社でやるのかということについては、この用地を買うときにはいろんな状況の中でやっていかなければならないと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

19番（清家好文） 再度ね市長お尋ねしたいんですけど、要は企業誘致のためにね、用地確保のため動くかということですね現実問題ですよ。あれば要請があれば動きますよと言うんじゃないで、積極的にやっていくのかということですよ。それをお尋ねしてるんですよ。それ現実ですね公社が着工するとかせんとかいう問題でなくて、そういう方向で動くのかということなんです。そのことを聞いているわけですね。だからね、ちょっといいですか、もうちょっと言います。キヤノンの話があったという、これ現実問題あったかなかった知らないですけど、あのクラスの土地の広さが佐伯市にないんだとね、だから誘致できないんだという話になったらね、せっかく企業誘致を推進してるんですからね、そのためにも先行してですね土地の確保はいるんじゃないかということ言ってるわけですよ。その辺を。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 清家議員の言われる土地の確保、これは私前も後藤議員とかいろんな方でですねこの辺は確保したいという話をしております、現在用地の交渉をしております。これについて私どもも議会の方にも用地確保が大体できそうにあればまた御説明申し上げたいと思っておりますが、高速道路が来て、企業誘致しようと思えば土地がない。それでは企業誘致する価値もないだろうし、やはり受け皿を作っておく必要があるということで、その形で今いわゆる積極的に地主とかいろんな中で交渉を今内部で動いている状態です。以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

19番（清家好文） じゃあ第1項は終わります。

第2項といたしまして、佐伯市土地開発基金ですが、その設置目的は公共もしくは公共用に供する土地又は公共の利益のためにストックする必要のある土地をあらかじめ取得することにより事業の円滑な執行を図るためとなっておりますが、この基金で保有する土地と基金の現在高の現状はどのようになっているかお尋ねいたします。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） それではお答えをいたします。この基金の設置目的につきまして先ほど議員がおっしゃられたとおりであります。そこで現状につきましては、平成20年度末時点での基金の額は不動産が総面積33万9,711.2平方メートルで、取得価格は11億9,573万1,361円となっております。全体で46件189種となっております。その内訳につきましては、九電跡地や旧営林署跡地等の宅地が面積6万5,688.55平方メートル、取得価格が11億7,205万5,157円、山林が面積27万4,022.65平方メートル、取得価格が2,367万6,204円です。また現金は4億360万2,956円となっております、合計で15億9,933万4,317円であります。以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

19番（清家好文） 部長個別の案件はいいですけど、この土地ですね、土地を保有している土地のはあくまで簿価の金額なのか、簿価の金額と思うんですけど、それと時価の差というのは出てるんでかね。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。現時点ではその差額等は出しておりません。

議長（小野宗司） 清家議員。

19番（清家好文） 出しておりませんではなくてね、出てるんですかっていうんです。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） 出ておりません。

議長（小野宗司） 清家議員。

19番（清家好文） 簿価より時価が一緒ということ。そのことを聞きよるんですよ。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） 現時点では全くそういった部分の調査をしておりませんので、当然違いはあろうかと思えますけれども、数字的にはもっておりません。

議長（小野宗司） 清家議員。

19番（清家好文） 部長、現時点では持っていないということは、買った時より現時点で下がっているということも分からないわけね。分からないということですね。それではねこの保有してる土地はどういう状況なんですか。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えをいたします。現状では目的がはっきりしておりませんし、山林等につきましては当然伐期等もきている所もあろうかと思うんですけれども、現状では全く手を出していないということでありませう。

議長（小野宗司） 清家議員。

19番（清家好文） えーとねこの土地ですね、保有してる。旧町村時代からのも入ってるかその辺をちょっと。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） 入っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

19番（清家好文） その割合は、割合でいいですよ。何割あるとか。新佐伯市になって取得したもんがあるとかないとか。その割合を教えてほしいんですけど。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。その割合とは十分把握はしておりませんけれども、最近の合併後の状況につきましては、まず増えた分につきましては、18年度に九電の跡地の購入、それからもう一つは18年度は消防庁舎の建設用地及びインフォメーションセンターの用地の購入があります。それから20年度につきましては、御案内のとおり歴史資料館の用地取得という分がございます。あとは年度をおって何件か一般会計に買い戻すとかというような事例もございます。以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

19番（清家好文） 結局ですね、塩漬けの土地があるということですねそのことは。その辺をお答えください。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。先ほども申し上げましたとおり、九電跡地であるとか、そのほか公共用地がございますけれども、あるいは営林署の跡地等々もございませうけれども現時点ではまだ今後の用途は決まっておりますので、現状は全く手を付けていないと

というのが現状です。

議長（小野宗司） 清家議員。

19番（清家好文） 部長ですね、開発基金の条例っていうんですかね設置条件、この設置する目的というのはですね、あるところ省きますけれど公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより事業の円滑な執行を図るためにあるんですね基金は、を基金を設置します。になるわけですね。じゃあ今ね部長が言ってることはこの話からいけば全然違うことになるじゃあないですか。その辺どのように考えてるんですか。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。当然公共用地の先行取得等につきましては、この基金を使う場合と公社での先行取得という部分があるかと思えますけれども、私どもが管轄しているのが基金の場合でありますけれども、議員が言われますように目的につきまして若干最近の状況からしましてもちょっと疑問の点があるかというような部分もございましょうけれども、現状ではそういった形の中で動いているということで、特にはっきりとした目的がある部分につきましては、これは定額で運用する目的基金でありますので資料館等が一つの事例になるかと思えますけれども、そういったことで今動いているということで御理解いただきたいと思えます。

議長（小野宗司） 清家議員。

19番（清家好文） 部長ですね、目的外の運用じゃあないかと私は思うんですねそういうことをね。その辺はどのように考えているのか、はっきり言ってほしいんですね。公共の利益のために取得する必要のある、必要のあるですよ土地をあらかじめ、取得する。ねかしを塩漬けにしとるということになったらそういう意味はないじゃあないですか。もともと取得する目的以外がおかしかったんじゃあないんですか。その辺はどのように思われるんですか。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。議員の御指摘のとおり、現状何も動いてないような部分につきましては若干問題もあろうかと思えます。設立の趣旨に基づいて今後はあらかじめ取得する必要がある土地についてということでありますので、歴史資料館のような形に今後はなろうかと思えますけれども、議員の御指摘のとおり、もうごもっともだというふうに思えます。

議長（小野宗司） 清家議員。

19番（清家好文） どうもねその辺がはっきりしないんですね。じゃあですねこの基金を使って土地買ってねえ、塩漬けして利息が発生しとるんですよ。利息はどうするのですか、部長払うんですか部長が責任をとってねえ、そういうとこまで詰めないけないわけでしょ。その辺どう思ってます。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。もう議員の御指摘のとおりでありますんで、今後いろんな方法を部内でも十分検討しながら対応してまいりたいというふうに思えます。

議長（小野宗司） 清家議員。

19番（清家好文） じゃあ次にですねイに移りまして、今後の基金の活用についてお尋ねします。どのように活用するのかということをお尋ねします。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） それでは今後の基金の活用についてでございますけれども、先ほどから議員も御指摘のとおり、基金の条例の設置目的のとおり、事業の円滑な執行を図るため、あらかじめ土地を取得する必要がある場合に限って基金の確実かつ効率的な運用をしていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 清家議員。

19番（清家好文） 本条例はね設置の目的からいえば地価の上昇に伴う保有地の確保策として生まれてきたわけなんですね。これが昭和45年ぐらいですかね、45年ぐらいだと思います。バブル以前には確かに土地の最限ない値上がりを防ぐ意味で公共用地の先行取得は必要であったわけでありましたが、昨今の土地確保や経済状況から考えますと多額の資金を要する高額な土地を正に1分1秒争って買わなきゃならないかと、そのような緊急事情がそう頻繁に発生することはないと私は思っているのです。むしろ先ほど指摘した含み損とか塩漬け等が問題だと思えます。したがって、私としては本基金は初期の目的を達し、今日の状況下では基金を活用してまで行う緊急の土地の先行取得の必要性は発生しないと考えております。必要ならばですね臨時議会を開催して、議会の決議を経て行えばよいわけですね。そのような意味で、本条例を廃する考えはありませんか。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。先ほどの公社の部分でちょっと出てきましたけれども佐伯の経済情勢等々みまして、先行取得の必要性というものもちょっと考えにくいというような状況になるかというふうに思いますけれども、通常の用地取得の必要が生じた場合には予算化をして対応していておりますけれども、公共事業の円滑な執行を図るためにどうしても緊急に先行取得の必要性がある場合も出てくるんじゃないかなというふうに思っております。そのためにも基金を存続をし活用していきたいと考えておりますので、現時点での廃止の考えは持っておりません。ただ、他の自治体ではですね、この基金の役目が終わったことで廃止をしているようなところもございますので、その必要性等につきましては今後、公共用地等の取得の状況等を多方面に検討しながら考えていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 清家議員。

19番（清家好文） もう一度、先行取得ということであればね私は公社の場合はですね、まだまだ佐伯市はですね企業誘致という大きい目的がありますんでね、これは残していいと思っておるんですよ。しかしですね、この基金条例はねそのような必要がありますか本当に。緊急であってもですね臨時議会を開いて議決すればいいわけなんですよ。むしろ臨時議会を開くこと自体を避けるためにこの基金を利用しちゃうんじゃないかと思ってるんですよ。だからそういうことがあるんではね市民を代表して出てる議会で議論すればいいわけですよ。その議論を無くすためにね、緊急的という言葉を使ってますけれど、本当に土地買うのにね、あなたがもし買うとすればですね家で緊急、緊急って言ってですね1,000万単位のね金を動かすのにねえ、そんなに簡単なもんじゃあないですよ。あなた自身が自分のお金を使って買うのであればねえ、こういうことを言わないですよ。その辺をもう一度。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えをいたします。先行取得には先ほど申し上げておりますように、公社と基金があるわけでございますけれども、この公社につきましては先ほど市長からも答

弁が若干ありましたけれども、国の方ではですね将来の財政の健全な運営について、財政負担の明確化といいますか計画的な削減に取り組むようにというような通知も来ておりました、公社がそういった状況にあるということの中で、基金とのかかわりあるいは今後どうすべきかということも含めて十分内部で検討しなきゃならないというふうに思っております。公社の方がそういった形で動いていきますと、どうしても基金の活用ということも出てきますというふうに思っておりますので、今後も他団体の状況等も勘案しながら少し時間をいただきたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 清家議員。

19番（清家好文） 部長ねもう一遍聞きますね、私は先ほど言ったように、総務省からね第三セクター方式によるとかね、開発公社の内容が悪いからね、これを解散するとかいう方向で総務省から出るの知ってますよね。しかしね、佐伯市の場合はね今一番大事なことね、市長がやってることは食と観光、これ一番メインでやってますね。その次は何かと言ったらね、企業誘致ねだから公社はまだ残しなさいよと私は言ってるわけなんですよ。だけどね、この基金、今現金なんぼって言ったですかね3億ですか、約4億の金をねかせておるわけでしょここ、これもね金のない時ですよ。逆に言えばこれ一般の方に回せばいいじゃないですかね、土地もですよ塩漬けのやつをどんどん売っていけばいいわけでしょ。いつまで持つつもりなんですか、そういう意味でもむしろね、この基金が財政難だから廃止する方向がいいんじゃないかと思っておるわけなんですよ。もう部長、もう一度答弁して結構でございますので。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。十分趣旨は理解しておりますので、少し時間をいただいて検討させていただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

19番（清家好文） それでは続きまして大項第3アに移ります。もう真しおおざっぱで結構でございますので観光の件についてはですね。新市誕生以来本市には日本有数の水産資源を始め豊かな自然にぐくまれた九州一広大な土地の中に多くの農林水産資源があります。をうたい文句に食観光を推進しているところでございますが、その観光行政の現状と成果についてお尋ねいたします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 佐伯観光の現状と成果についてということです。昨年度は高速道が開通いたしまして、また国体がありました。釣りバカ日誌等の大きな要素がありました。こうしたことを背景にですね、たくさんの観光客が訪れております。今年もですねまだこうした追い風が吹いておまして、ここ数年が佐伯市観光にとって勝負の年と考えておまして強力に推進していきたいと思っております。その方法論ですけれども、まず第1にですね、佐伯寿司、ごまだしうどん、井海道、伊勢えび海道、地酒地焼酎などもありますけれども、こうした食の観光を引き続き推進しております。昨年は一昨年と比較しましても、これは今までの議会でもる御説明してきましたけれども5割程度伸びがあるというふうに思っております。第2にはですね、広域観光を進めていきます。これは臼杵、津久見、佐伯、この3市と協議会を立ち上げましてモニターバスツアーなどの企画をしております。3番目の柱はですね、ブルーツーリズムとグリーンツーリズム事業です。ブルーツーリズムは蒲江地区で体験型観光を展開しております。グリーンツーリズムは民間組織のさいきグリーンツーリス

ム研究会を設立しまして、農林業の体験型の農家民泊、これを直川、木立、青山地区などを中心に展開しようと計画しております。4番目には、おもてなし事業です。昨年はおもてなし事業としてガイドの会を中心に山際通り、船頭町などをガイドをしております。昨年は7,234名の御案内をいたしました。それから最後に5番目ですけれども、誘客プロモーション活動です。食と観光のまつりを福岡などで開催しまして、旅行社などの商談会で売り込みを行っております。福岡市内からも結構バスツアーが入ってきております。以上が主な現状と成果です。

議長（小野宗司） 清家議員。

19番（清家好文） 部長、総論で結構なんですけど、新市がもう誕生して4年過ぎたわけですね。食観光、特に西嶋市長は食観光をうたって推進してきたわけなんですけど、ここらですね一応ですね、費用対効果というのを検証してみたらどうですかね、その辺はどのような考えをもってますか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 御指摘のとおりで費用対効果は検討しなくてはいけないと思っているんですけれども、この成果の部分がですねなかなか数量化しにくい部分があります。例えば、寿司はどうなのかと言いますと、この売上げはですねなかなかつかめないというのが現状であります。ただ何らかの形でですね、この費用対効果は検証していくという方法論をですね、これから見つけ出していかなきゃいけないだろうというふうには思っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

19番（清家好文） 部長、費用対効果の検証なんですけれども、その中でですね数字的なもんもそうなんですけど、この観光の中で何を目的、私も正直なところ観光って何ですかって漠然としてるんですね。漠然としてるんですけど、その中で佐伯市が進めているものっていうのがあるはずなんです。いわゆるブルーツーリズムとかいろいろあるわけですね、その中でどれを生かして、いやこれが一番効率的にいけるんかというのはある程度考えておるんですか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） はっきり言いまして一番効果があるのは食観光であるというふうに思っております。ただ物を食べに来るというだけではありませんで、物にまつわる文化ですとか、その地ならではのもの。それから普段の自分の日常から離れるということがかなり大きな要素になってきますので、それにプラス食観光という形ですから、ただ単に食観光だけを進めてもですね、誘客の増は見込めないだろうというふうに思っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

19番（清家好文） そのようなね考えをもって進めていくわけなんですけど、その中でですねいわゆる検証するというものは弱点というのが必ず出てくるわけなんでね。だからそういうところを検証して、今後どれを補てんするかとか、補強するかという部分があると思うんですけど、その辺のお考えはどのように思っていますか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 私も観光に携わるのはこの部局になってからなんですけれども、実はこうした佐伯のようなですね、名所・旧跡がない所にお客さんが果たして来てくれるんだろうかという思いでございました。ところが、道路効果というのは大変大きいものがありま

して、高速道路の利用なんかも見ましてもですねちょっと驚いております。ただこうしたまちはですね観光で生き残っていくための方法論といいますか、これは全国的にも今少しずつ見直されていることではあるんですけども、ツーリズムがあると思います。その地に行って体験をしたり、その地ならではの風景に、例えば時間を掛けて味わうといったようなものがこれから先必要になってくるだろうというふうに思っております。佐伯はそういう意味では大変魅力のある地になり得るというふうに思っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

19番（清家好文） アは終わりましたですね、イといたしまして、今後の観光行政の取組についてお尋ねいたします。先ほど私が言ったように、弱点は何かというようなニュアンスをとらえて答弁をお願いいたします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 先ほども申し上げましたけれども5本の柱、これは引き続き堅持していきたいと思っております。食観光、広域観光、それから着地型、体験型のプログラムの商品化ですね。それからおもてなし、プロモーション、この五つはですね強気に推進していきたいと思っております。いかに観光の取組としましては、いかに多くの観光客を呼んでくるかということでありまして、その観光客の満足度を高めてリピーターとなっていくということが大切であろうと思っております。そのために先ほど申し上げましたように、体験型ツーリズム観光といったものもこれから先重要になってくるだろうというふうに申し上げたわけでありまして。それに加えてですね、海側だけでなく山側といいますか、こうした所の観光も進めなくてはいけないだろうというふうに思っているところです。また、今年の8月1日に観光協会の事務局を分離しまして、大手前の方に置きました。これは観光協会の法人化をにらんでですね、自立への取組の第一歩として行ってきたことなんですけれども、こうしたもろもろを踏まえてですね、プラスアルファするとしましたら地産地消を加えましてですね、観光行政を進めていきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

19番（清家好文） 今、地産地消という言葉が出ましたのでですね、私がちょっと心配するちいうんじゃなくて、弱点かなというところがですね、トイレの件なんですよ。旧郡部のどこに行ってもですね、道の駅とか里の駅とかね立派なものがあるんですけどトイレは。その中でですね旧佐伯、旧佐伯の外梓ちいうんかな、トイレ事情が悪いような気がするんですけど。それで福岡とか大分、別府から高速で佐伯に向かって来るときに最後のトイレ休憩ちいうのは宮河内なんです。それで宮河内から佐伯のインターを降りてですねトイレに行くということはず考えられないんですよ。それからですね鶴見半島とか蒲江のマリンカルチャーとかいうときにですね、ちょうどあの方向で行くとですね、鶴見半島やったら木立辺りにですねトイレがもよおすといったら悪いけど欲しいなあという所があるんですよ。それと蒲江線の方に行くと青山地区なんです。ここはねトイレがないんですよ、さっき部長が言った地産地消ということでですね、あの地区にですね時々私も見かけるんですけど、無人の野菜売り場とかあんなのを置いているんですけど。ああいう所にですね、トイレ設置したらどうかなと私なりに思っておるんですけど、その辺のお考え、特にそれとさっき言ったようにもしこれをやるのであればね、もう木造で地元の木材を使ってやるという考えもいいたいなかなるかと思ってるんですけど、その辺のお考えをお尋ねします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 確かに御指摘のとおりであります。旧町村部はトイレ等がですね大変充実しております、佐伯市内は極一部、市内の中心部についてはですね公衆トイレがありますけれども、その中間部分が確かに薄くなっております。ただトイレに対しましてはいろんな形でトイレの設置がされておりますので、所管も実はバラバラでして、なかなか全体像っていいですか、それを取りまとめるところがありません。議員御指摘の部分は多分観光面からの取組ということになるかと思うんですけれども、その前にですね、トイレ自体これかなりの建設費用が掛りますのと、それから年間管理に要する費用があります。それと今ひとつはですね、設置した地域の皆さんの御協力がないとなかなか理解を図れないという面があります。そうしたことを考え合わせまして、全体的にどこに配置すべきかということからいかなくちゃいけないだろうというふうに思っております。それを踏まえまして、私もそうしたトイレの不足は感じておりますので、検討を重ねていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

19番（清家好文） よい答弁といういただきました。コンビニの普及した原因ちいうのはやっぱりトイレ休憩が大きな原因なんですね。そういうことを考えれば無人の野菜販売もこれ必ずそういう効果が出ると思っておりますので、以上で終わります。

最後になりましたが、大項第4アといたしまして、漁港の整備についてであります。本市は上浦の大浜から蒲江の波当津まで日豊海岸国定公園に指定された269キロに及びリアス式海岸地域を要しております。そしてこの269キロに及び海岸線にはそれぞれの浦々が点在し、ここでは各々の特色を持ったまちが形成されて生活が営まれております。しかし、どの浦にも漁港という共通点が存在しています。私も時としてこの海岸線を車で走ることがありますが、感想としてどの地域も比較的道も港も整備されているなど感じておるところですが、そこでお尋ねいたします。漁港整備の現状はどのようになっているのか。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） それでは初めに漁港の現状についてお答えをいたします。佐伯市には市の管理漁港が35港、そして県の管理漁港が2港、合わせて37の漁港があります。漁港の整備につきましては、国の第2次漁港漁場整備長期計画というのがあります、その法律に基づきまして5か年ごとにすべて計画を策定をいたしまして、それに沿って事業を展開しているというのが現状であります。今年度、平成21年度は市の事業主体で7港で約12億円、県の事業主体で4港、約4億5,000万円での予算で事業の整備を予定をしております。また、漁港施設の全般につきましては、先ほど清家議員さんから言われましたように、おおむね充足しつつあると認識をしておりますが、漁業者及びまた漁協からの強い要請を受けている事案もまだ残されておりますので、引き続き整備を行っていききたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 清家議員。

19番（清家好文） イにいたします。今後の取組ということについて伺います。私の自宅は窓を開ければ目の前に港が広がっております。時代の移り変わりによりまして、船の形や大きさが変わったかなと思うことはありますが、この光景は子どものころからちっとも変わっておりません。最近変わったことは、この港の周りに遊歩道ができて朝夕散歩をする人が多くなったということぐらいでございます。しかし、よく港を観察しますと船の数が少なくなったかなあと感じております。でもこの港では船の数は台風が来てみないと正確に

つかむことができない面もあります。ただ出漁する船が特定していると思います。このことは漁に出ない船が存在するという事です。そのことを漁業関係者の話を聞きますと後継者がなく出漁することも困難になっているとのことです。ここにもやはり高齢化の波が押し寄せてきているわけであります。そして近年ですね、あちらこちらの漁港で近年漁港内や船揚場に多数の処理困難な漁船及び遊漁船が停泊しているというのが現状であるとの報告を受けております。そしてこれらの影響で台風時期に整備された漁港に避難したくても係留場所が足りない状況になっているということです。このことは港に廃船に近い船が放置されているということですが、このような現実があることを執行部はどのように処理していくのか。そして今後の行政の取組にはいろいろな見解があると思いますが、漁港の整備から漁港の管理、特に廃船処理にその重点をすべき時期にきていると思われませんが、どのような見解をもっているのかお尋ねいたします。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 今後の漁港の取組といった形の中で、漁港の事業は今後の取組についてでございますけれど、やはり大局的には今人口の減少また漁船及びまた経営体質の減少といった形が見込まれている中、新規事業についてはやはり緊急性また必要性の高いものから限定していく必要があると考えております。また一方で、整備済の施設に老朽化が進んでいるという形の中で更新を必要とする施設も増加しております。管理を大局的にとらえまして、計画的な取組をやっていく中でやはり施設の長寿命化を図りつつ更新コストの平準化・縮減を図るということが重要だと考えております。水産庁も既に水産基盤ストックマネジメント事業として平成20年度よりこの補助事業が展開されています。また水質の改善を求める意見も強いことから、やはり海域の実態調査を始め、今後の事業展開については県と水産庁と連携をとりながら、この水質改善事業についてもやっぱり取り組んでいくべきであるというふうに考えております。また、漁港管理の側面から見ますと、漁港内に係留している所有者不明の船舶や廃船等によりまして、他の漁船が、先ほど言われました台風時に避難ができないという問題についても一部生じているということの中で伺っております。漁港用地等に放置された廃船や漁具、その他の廃棄物等も見受けられております。これらについても対策を講じる必要があると考えております。ただ廃船及び廃棄物等の処理につきましては、所有者の責任において行うという大原則があります。所有者に代り行政がその行為を行うという補助事業がないのが今の現状であります。市としての漁港管理者としては、やはり引き続き漁協と連携して県の県営漁港の管理者の大分県の動向等もみながら、一緒になって対処を今後していく必要があるというふうに考えております。

議長（小野宗司） 清家議員。

19番（清家好文） 部長、廃船処理の問題なんですけどね。確かに本人のねえ責任においてやるのが本来の姿なんですけれど、私旧蒲江町時代の時にですね、波当津の海岸線きれいな海岸線にねえ船を置いておるんですよ。置いとるというよりもそこで解体しとんのですよ。これおそらく所有者はないと思うんですね。所有者でなくて廃品回収業、おそらくエンジン何か取るために置いて解体してるんですね。そういうのを見るとですね、やっぱり何らかの行政で補助事業でやってやらないと、そこら中にそういう状態が出るんじゃないかと思ってるんですよ。その辺を最後に。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 非常に難しい問題だと思うんですけども、先ほど言いましたように、大原則という形の中でそういう漁港におきまして、そういう廃船があればですね、そういう毎年の事業計画の事業において支障が生じるというようなことの場合においては、やはり補助事業という形の中で法的な手続を踏みながらそういう形は考えられますけども、一般的には、他の漁港等につきましてはやはり漁協とやはり連携をしてですね、やっぱり所有者を捜していくというような形の中から一個ずつ始めていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 以上で、清家議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時から会議を開きます。

午前11時52分 休憩

午後1時00分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に13番、日高嘉己君。

13番（日高嘉己） 13番議員、平成会所属の日高でございます。通告に基づき一般質問を行います。3点について一問一答方式ということでお伺いをいたします。1点目の教育長の長期不在についてということについてお伺いをいたします。御案内のように教育委員会は教育の中立性といった観点から市長部局とは別の組織という位置づけになっております。その長であります教育長は市長と同じように一日も空白があってはならない極めて重要なポストであると思っております。その教育長が前任者の退任以来、何箇月にもわたって空席というのは非常に大きな問題があると思っております。どうしてこういった事態になったのか、なぜもっと早く議会で提案できなかつたのか。その理由についてお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 日高議員より御質問がありました教育長不在についてでございますが、この人事につきましては5月の臨時議会で教育長の職を持っている教育委員が選任できなかったという形で、その臨時議会以降教育長の不在が続いております。早期の選任をそうした中で私も目指しておりましたが、また最適な人選をしなければと思い、いろんな角度から検討しながら慎重に人選を進めてきております。また、教育委員会の中で議会が選任するのは教育委員として選任するものですから、教育委員の1名欠員の中で4名の中で教育長が選任できないかということも教育委員会に話させていただきましたが、教育委員の方はやはり欠員じゃなくて5名そろった中で選任をしたいということでもあります。特に教育長の仕事というのは学校教育、社会教育、文化・スポーツなど幅広く、教育委員会が行う仕事の全てをつかさどります。したがって、これら教育に関する豊富な知識、経験を持ち、また学校現場に精通している人を選任する必要があると思っております。特に昨年の教員採用時の不祥事から教育再生の取組や、9市町村が合併して大分市に次いで多い学校数を抱える本市の現状もあります。またその間、教育再生プラン等を始め教育改革を目指しておりますので、こうした中で新しい教育長は大きな教育委員会をということになります。私どもにとりましてはそうした中で、欠けております教育委員については、いろんな中の角度に、またそうした中で選任をしてきたわけですがなかなか人選が難しかったわけですけど、私どもも先般の議運の時に一応口頭ではございますが、本会議中には教育委員の選任について議案を提出したいと思っ

ておりますので、皆様方の御理解を賜るようお願いをしたいと思います。以上です。

議長（小野宗司） 日高議員。

13番（日高嘉己） いろいろな理由があったにせよ、また先ほどのように大分市に次ぐ大きな規模の教育委員会ということですが、それならより一層早くこの教育の重要性ということからしても提案すべきであったらうと思っております。昨年の事件の例もあります。一日も早く体制をしっかりしたものに整えて佐伯市の教育の再生に向けてひとつ最大限の努力をしてほしいと思っております。今月の今定例会の最終日にも提案されるということでございますので、この件につきましては以上で終わって、次の質問に入ります。

2点目、去る8月30日、政権選択といわれた衆議院議員選挙が行われ、民主党の歴史的な大勝利となり、戦後初めてとなる選挙による政権交代が確定をいたしました。自党内での派閥間ではなくて野党に政権が移るというかつてない大変化となりました。民主党の政権公約によりますと、公共事業は削減し、農家への個別補償、そして子ども手当として1人2万6,000円ですか支給する。また高校は実質無償化する。高速道路の無料化や揮発油税の暫定税率を廃止するといったように大幅な政策の方向転換が打ち出されております。こういったことを考えますと、私どもまず心配になるのが今着々と進められております東九州自動車道、そしてまた、そのアクセス道路としての国道388号線の改良工事がこれまでどおり進ちょくするのかどうかといった点、そしてまた、いろいろと本市の重点施策でもあります国道217号バイパス、そして番匠川河口橋あるいは港湾などを始めとした今後当市として整備していかなければならない大きな事業があるわけですが、こういった点について執行部としてどのような認識をもっているのかお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 日高議員の政権交代の確実となった本市の影響ということで、国と地方の関係が大きく変わってくるものと思われる。今後補助金や公共事業等についてどのような認識をもっているかということでございます。国の政権交代による本市への影響についてですが、今後政権を率いることになる民主党は、子どもの手当の支給、また私どもは先般市長会も開かれまして、こうした中でどう対応するかということがございますので、その項目が、全国市長会の中で一応この12項目について一応見てみろうということで、1、国家戦略局行政刷新会議、国と地方協議の場、新政府税制調査会への対応ということが1点目、2点目が、21年度補正予算の凍結問題ということで、これはどのような凍結問題になっているのか。3番目に平成22年度地方財政対策という形で、地方交付税税制改正等、また4番目に自動車関係諸税の暫定税率の廃止、5番目に直轄事業負担金の廃止、6番目に子ども手当の支給、7番目に公立高等学校等の実質無料化、8番目に後期高齢者医療制度の廃止、9番目、高速道路の無料化、10番目、補助金廃止と一括交付金の創設、11番目、農業の戸別所得の補償、12番目がその他になっております。これについては全国の市長会が一体となって、そうした中で申入れをし、全国市長会の意見を明確に示してやりたい。そうした中で重要なポストにおられる国会議員又は地元市長、いろんな中で全国市長会が総力をもって対応していきたい。なお、新政権に対する意見申入れについては地方6団体の調整等について、政策推進委員会と相談して対応していくということで、臨機応変に対応せざるを得ないということで、これについての状況をみらざるを得ないと。そうした中で、私どもも先ほどの中では公立高等学校の実質無料化やなお高速道路の無料化等をマニフェストに上げておったということでござ

います。これらの実現のためには、年間10数兆円の財源が必要でありますし、この財源は国の予算と徹底した統一化等により捻出するため、その徹底的な見直しを行うこととされております。また、ガソリン等の暫定税率の廃止もマニフェストに上げていることから、これらを勘案すると公共事業等の削減や地方への交付金・交付税等の縮減に波及することが懸念されております。地方自治体の財政運営に影響を及ぼすおそれを含んでいることが予想されております。しかしながら、これは財源確保のための具体的な方針や指針が示されていないことから、今後、国の動向を踏まえた確に対処していきたいと考えております。また、そうした中で本市は一応行財政改革ということで財政への影響ということで今行財政改革についてやっております。御承知のとおり、平成17年度に佐伯市行財政改革プランを策定し、これを基に職員数の削減、投資的経費の抑制や業務の民間委託、また民営化等のさまざまな施策を行い進めております。国の政権交代により、国の仕組みや国と地方自治体の関係のあり方が変わってこようとも、本市としては引き続き行財政改革をやらなければいけないと。先ほど議員が言われました大きな公共工事についても、どこがどうなるのかということについては、まだ全部把握しておりませんし、それについては、特に基幹であります東九州自動車道については是非ともこれを私は進めていきたいし、またこれをやっていかなければ本市としても今までの努力がということになってまいります。このためにも佐伯市における施策等については議員始め、議場におられます議員皆様方にも御協力いただき、現在進めております公共事業等についての推進の御協力をよろしくお願い申し上げます。

議長（小野宗司） 日高議員。

13番（日高嘉己） 公共工事の削減も懸念されるといった答弁でございますが、蒲江北浦間、予定では平成24年度にも完成というふうになっておりますが、これが予定通り完成することを願っているところであります。また、民主党は麻生政権下で成立した本年度予算の一部は凍結するといったようなことも言っております。佐伯市も臨時交付金を既に6月補正でも1億2,700万余り、そしてまた8月10日の臨時議会におきましても12億5,300万余り、合計13億8,102万5,000円ですか、これを基にして予算措置をいたしておりますが、凍結といいますが、これを返還しろというようなことに私はならないと思っておりますけれども、この点についてはどういった認識をもっておりますでしょうか。お伺いいたします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 今の御質問でございますが、私の方は現在進行中の事業、また8月の臨時議会等で臨時交付税等の事業については、私は凍結にはならないという具合に思っておりますが、何せまだはっきりしたことは言えませんので、この9月議会が終わりました時に、先般大分県市長会がありました。今度、日田の方で九州市長会があります。そうしたものを通じながら、それについては執行するように働き掛けていきたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 日高議員。

13番（日高嘉己） 国は未執行の分は凍結とか言っておりますけど、その未執行という部分が私は、私なりの考えですけれども国直轄事業とかでいまだに執行してない部分を凍結といふのかなと自分なりに考えておまして、県とか市町村に交付した分といいますが、それをもう国レベルで見れば執行したんじゃないかなあというふうに解釈しておるんですが、臨時交付金の交付時期といいますが、もう収入済になっておるんですか。それとも交付決定通知書とかかなんとかそういったものが、書類的なものが国の方からきてるんでしょうか。その辺お伺

いします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 現在は私ども市に下りてきた予算の中で県を通じる予算等もあります。先般、県知事が県議会の中で国が凍結すればということの記事もお読みになったと思います。私どももそうした事態になったときにはそれに対応していかなければならないと思っておりますが、現在、地方の負担割合いろんな形で国から直接来た事業については、私はこれは国との約束ですので、やはり行政もしかり、市政もしかりですが、地域の約束は遵守していただけたらと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 日高議員。

13番（日高嘉己） もう市としても既に予算措置した部分ですから、是非ともそうあってほしいと思っております。民主党はまた来年度予算について特会も含めて207兆円ですか、この予算編成に当たっては抜本的な見直しをすと言っております。この予算が編成されなければ具体的なことは見えてこないと思えますけれども、佐伯市は御案内のように自主財源も非常に乏しく、また財政の状況も全国の類似団体127の中でも非常に厳しい数字もあるわけがございます。また過疎化、高齢化の進行、そういうことで、ゆうゆうの里と銘打ってはおりますけれどもいわゆる限界集落、こういったことへの対応といったこともございます。また、扶助費の増加といったこともありまして、国の動向によっては行財政改革だけでは対応しきれない部分も出てくるというふうに思っております。先日の合同新聞によりましては広瀬知事は国の政策の方向が変わっていくので、アンテナを高くして情報収集をというふうに呼び掛けております。今後のことについて市長、何かどういった認識をもっているのか、ひとつお尋ねをいたしたいと思っております。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 今後の方針ということですが、私たちが今までに比べまして、例えば要望で言えば、いわゆる官僚ということの中で各省庁にも要望しておりました。そうした中で今回はそうした政策がどのように変わるかによっては要望の方向も違ってくると思っております。先ほど12項目申し上げましたが、大分県は大分県の市長会として、九州は九州の市長会として、全国は全国の市長会という形の中で地域における地方政治のそうしたものもやっとなければならないと思っております。また、特に今回は大きな焦点になりましたが、地方分権という問題がどういう具合に位置づけされるかということで、私たちがそうしたことが明らかにされてくることによって方針も定まってくると思っておりますが、現状では情報収集をしながら、そして私たち市長会といたしましても、そうしたなか1市長でなく、全国の市長約805市ですか、それぞれの市長が一体となって地方負担がこないような政策に対して要望を続けていきたいと思っております。また地方における、現在私どもではゆうゆうの里と言っておりますが、そうした地域における現状も踏まえて、そしてそのことを訴えていきたいと思っております。また、これについては私ども執行部だけでなく、全国の6団体という形で市議会・議長会とまた全国知事会、全国県議会議長会、そして町村長会、町村議長会、こうした6団体が一体となってやっとなければならないと思っております。佐伯市としてもできるだけそうしたことを通じながら、今後ともそうした佐伯市の地域発展になるためには努力していきたいと思っております。以上でございます。

議長（小野宗司） 日高議員。

13番（日高嘉己） 今後とも財政の健全化には十分配慮しながら市政運営をしていただきたいと思いますと思っております。

続いて3点目の質問に入ります。県道古江丸市尾線の改良についてお伺いをいたします。波当津地区には東九州自動車道の追加インターができることと正式に決定したということで大変喜んでおります。問題は丸市尾葛原間にあります。この区間は台風時には大波のため通行できなくなることも多いし、またちょっとした雨でも落石があり、これまでも人身事故がないのが不思議なくらいでして、夜中にがけ崩れがあったとか、通り過ぎた直後に大規模な落石があり命拾いをしたといった話も聞きます。よく安全・安心なまちづくりと言われますが、非常に危険がしばしばある路線であります。この区間の抜本的な改良のためにはトンネルを抜く以外にないと思っております。先ほどの質問にも関係しますが、民主党の公共事業の削減といった方針もありまして、より一層厳しくなるのかなといった心配もしておりますが、現在、国道388号線丸市尾から山の方へ入っていくルートですが、実際は大型車は通行できないし、道幅も狭くほとんど利用していない状況であると思っております。この388号線を変えて葛原を通過して蒲北トンネルを通る。こういったルートに変更して国費でいいですか、国道でもってトンネルを抜いてもらうといった方法は考えられないのかどうかお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えをいたします。県道古江丸市尾線、丸市尾葛原間の改良についてでございますが、まずこの区間は約3キロメートルございます。このうち約80%ほどが一時改良済となっております。議員御指摘のように一方は海に面し、一方は切り立ったがけを背負い、過去にも崩落事故が発生した危険な箇所になっており、市といたしましても早期改良に向けてお願いをしているところです。現在、県において高速関連事業として災害防除工事に着手しており、議員御指摘の箇所についても、この事業の中で随時改良しており、新たな抜本的改良は計画されていないということでございます。また、国道388号への移管はできないかについてですが、昨年度佐伯土木事務所と協議を行ったところですが、一般国道の路線指定は道路審議会の議を経て政令でなされると規定されておりまして、手続としてできないことはないという回答をいただいております。ただし、隣接する延岡市と歩調を合わせる中、大分・宮崎県を介して現在の国道388号の格下げ及び市道葛原北浦線を国道への付替申請という形になります。この場合、格下げとなる現国道は当然市道として移管替えを求められることとなりますので、将来に向け改良や管理といったことを市で行うという、いわば荷物を背負うこととなります。また、仮に国道になっても大分県が道路管理者になると考えられますので、関連する事業の進捗が早くなるということは限らないというふうに県からは伺っております。

議長（小野宗司） 日高議員。

13番（日高嘉己） 国道に移管するのも県道を国道というのもできないことはないけれども、いろいろな近隣市町村との関係もあるということではなかなかかなあと思っておりますが、以前蒲江町の例ですけれども、県道を拡幅するといった時に、道の両側に家屋が建て込んでいてなかなか用地買収も困難であろうということで県も消極的なところがあったんですけれども、町の方でそれなら町の方で用地買収もする。道路も造る。そして完成した道路を県道として県に買い取ってほしいというようなことまで交渉して、県も町がそこまで言うのならという

ことで事業を着手して完成したといった話も聞いております。そういった観点からいいますと、市長、こういった危険な道路であります。合併特例債を使ってでも市として道路を抜くぞといった気構えですね、市は県の方と交渉していただきたいなというふうに思っておりますが、市長の決意のほどひとつ伺いをいたします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 日高議員さんより県道古江丸市尾線ということで、この1路線を言われました。佐伯市は数多くの路線がありますので私も現地に行きまして、どうすればいいかなということで、先ほど私ども部長が言いましたように、388号線との移管ということであれば県も前向きに来るだろうと。そのさっき言いました負の部分、いわゆる国道部分についてはやはり市が後を管理をするというその気持ちを持つことが大事じゃないかと思っておるわけです。そうすることによって私たちが整備をしております市道、要するに北浦に行く市道丸市尾葛原、北浦線ですかね、そういう形の中での事業については国としても費用がいらずに大型車が通れると。そうした中で私ども単に移管するんじゃなくて、やはりトンネル工事をしていただかなければ、これを移管しても負担だけをですね市が持つようでは先に進まないのではないかと思っております。だから私の方は残された国道の整備等については、それは是非とも自分でやってもいいと、そのために丸市尾古江線についてはですね、古江丸市尾線については是非ともトンネルを抜いてその越波についてはやっていただくという条件がなければ、何もかも負担があって県道にするならば、そのものを1本抜くことによって私どもの市道が抜ければいいんですけど、県道っていうことであるんで、いろいろすれば、そうしたことに全部市道を費やすことになれば、あとのいろんな地域の道路にも影響が出るんで、私の方は最大限今言った国道の整備はしましょう。ただし、県道に対しての整備は国道に格上げして是非とも国と県でやっていただきたいと。そうしたことで臨んでいきたいと思っております。なかなかこれも先の見えない話ですけど、行政の政府の方向がどう出るのか、また現状では県も非常に難しいと言ってるわけですが、こうしたことも交渉の中で今後ともやっていきたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 日高議員。

13番（日高嘉己） これトンネルを抜くのが、国道にしたのが早いか県道のままの方が早いかなといった問題になるわけですが、この地元の区長さん方とも相談もしてみなければ分かりませんが、この路線のですね整備促進期成会といったようなものを作って強かに運動していきたいなと思っておりますが、その期成会にもしできたら市長から入ってもらってですね、期成会の会長として入っていただきたいというふうに思っておりますが、その辺のお考えをお尋ねいたします。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 県境間ですね期成会等につきましては、これまで合併前の時代からですね国道388号整備促進期成同盟会、それから東九州自動車佐伯延岡県境区間建設促進期成会、それから大分宮崎県境地域開発促進協議会と三つの協議会を持っております。しかしこれが合併によりまして、もう単独に佐伯市と延岡市ということになりまして、昨年、平成20年度に延岡市と協議をいたしまして、この三つの期成会を合併をいたしました。現在、その三つの団体を統合いたしまして、大分宮崎県境地域開発促進協議会というのを今もっております、この協議会を介して要望活動をするというのが適切かな、新たに国道388のあの区間に単

独で期成会を持つということがですね、それ以外にも多くの道路関係の期成会がございますので、その期成会をつくって要望活動を積極的に志すのはいいとしても、すぐそれが実行あるものであるかというのは全体的な状況からいたしましてもなかなかそうとも言いにくい点があると。ひとまずですね、宮崎県境地域開発促進協議会、これを有効に活用することがまず大事であろうというふうに思っています。

議長（小野宗司） 以上が部長答弁であります。市長、補足した答弁がございますか。
西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 今部長が答弁いたしましたように昨年見直しをしまして、現在ちょっと私どもどうするかなということで期成会と一緒にする予定が外れたのがですね、宇目と日之影の方がですねその期成会外れたんですけど、これもその期成会に持っていくということが大事だと思っております。よく国交省なんか行くと単独の市で行くよりも国道等になれば宮崎の延岡市と一緒に行く方がですね対応とかいろんな待遇が違ってくるわけで、この期成会の中に先ほどいった事務事業を入れながら今の県道というのはそのままですから、これはやはり古江線ということで宮崎県もつないでます。国道388号線になってもこれは宮崎県につながりますので、こうした中で両市が協議しながら、これについては今後の今の事業の中ですね、このトンネルについての推進の項目を加えて宮崎県延岡市と佐伯市で、またさっき国道に格上げするということになれば大分県もかかわるわけですから非常に大きな問題ですので、そうした中で協議をしていくことが、私は単独にこの地区で作るよりも有効的な方法ではないかと思っておるわけでございます。以上です。

議長（小野宗司） 日高議員。

13番（日高嘉己） 県境間とか国道388号とか言ってますけれども、現在のこの路線は県道古江丸市尾線でありますから、この県道古江丸市尾線についての葛原丸市尾間の改良ということの期成会ということでありますので、そういう期成会を地元で作るといえることになればぜひ協力してほしいなあというふうに思っておるんですが、もう一度市長何かお話を。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 単独で各期成会を作るということですので、私の方もこれは十分全部の今県に上げて重要事業の中に20何路線あるわけですが、各自各自が路線でみな市長ということで持ってこられる方もありますが、私はやはりある意味では県境間については、その中に入れ込んだ方が非常に進みやすいんじゃないかと思っております。またその時点について、その皆さん方と話し合っただけで私が受けるべきかどうするべきかということは御相談をさせていただきたいと思っておりますので、今後いろんな中で協議をさせていただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 日高議員。

13番（日高嘉己） どういった方法がこのルートでの改良に早い方法かということで、いろいろと市当局としても検討していただきたいと思っております。以上で一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、日高議員の一般質問を終わります。

次に6番、矢野哲丸君。

6番（矢野哲丸） 6番、矢野哲丸です。通告に従いまして一般質問を一問一答方式で行います。3点お伺いしたいと思います。第1点目、コミュニティ交通についてということで、交通公共機関のない地域に住んで自動車を持たない市民にとって交通の確保は生活をする上で重要

な問題です。昨年度からコミュニティバスの運行を開始し、現在では市内4地域で運行されていますが、これらの利用状況また運行時間、回数など利用者の評価はどうか、まずお尋ねします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 今市内では御指摘のように4地区でコミュニティバスを運行しております。青山地区は昨年4月1日から運行しておりますけれども、その他の3地区については今年4月1日から運行しております。この利用者数ですけれども、今年4月から7月まで4か月間の取りあえず取ってみました。その利用者数ですけれども青山地区につきましては753人、弥生地域につきましては2,209人、本匠地域が638人、大入島地域がですね1,053人となっております。利用者や住民の評価についてですけれども、青山地区につきましては昨年4月から運行しておりますのでその同じ年、昨年9月にですね沿線の区長会長さん、学校長との意見交換会を開催いたしました。で、今年1月にはバスの利用者から直接聞き取りを行うというアンケート調査を実施いたしました。全般的に時間や回数について満足しているという回答をいただいております。その中で、新しい医療機関ができていますので、そこを経由するような路線、また総合運動公園への乗り入れができないかなどといった御意見をいただいております。今年4月から運行開始しました弥生、本匠、大入島についてですけれども、これは4月から運行を始めたばかりでしたけれども、実態把握ということで、それぞれ5月から6月にかけて区長さん方と意見交換会を開催しております。この中で路線の延長や変更、乗継時間の調整、それから増便といった御意見・御要望をいただいているところであります。市としましては、今後ともアンケート調査や意見交換会、そうしたものを実施しまして関係機関と協議しながらニーズに合った運行体系の改善に努めてまいりたいと思っております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

6番（矢野哲丸） 今部長の答弁でありましたように、コミュニティバスが運行されてですね、去年は青山方面ということで、今年4月から弥生、本匠、大入島が入ってきて結果どうなのかなというような部分で実際ですね、この人数、乗車人数これが多いのか少ないのか、予定どおり行っているのかどうか、その辺のところはですね、今人数が部長の方から答弁がありました。これで満足しているのかどうか。その辺のところを、利用者に聞くところでは満足している。そしてまた、通行時間、回数等いろいろなことを区長さんたちと意見交換をする中で、今度はこれからも先、取り組んでいくということで、その部分はいいことだと思いますけど、先ほど言われた数字がですね、良いのか悪いのか、その辺のそこをこちらが判断がつかみませんので、どんなものが、当初の計画よりも思ったより少ないのか、それ以上思ったより多かったとかいう部分か、その辺のところ。それと今後それをどういうふうに、ただ意見を聞いていくだけではなく、どのような取組をするのかなという部分をお聞かせいただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 正直に申しまして大変お答えしにくい御質問なんですけれども、これ1日当たり直しますとですね、例えば、青山で6人、弥生で18人、本匠では5人ちょっとですかね、それから大入島では9人弱というぐらいの数字です。これは確かに少ないと私は思っております。じゃあ利用そのものが少ないのかといいますが、これはまだ地域に入

りますとですね、今のところはまだ運転できているけれども将来的には不安だというような声もあります。ですから、これは市がですねこうした交通空白地帯の足を系統的に確保していくという意味でとらえておりました、これは時間帯の工夫ですとか、どこによるかといったことを工夫することで乗車率は上がってくる可能性があるというふうに思っております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

6番（矢野哲丸） 計画段階でですね、十分な協議はされたのかどうかという部分はあろうかと思えますけど、今後これからもまた来年度もコミュニティバスを運行する予定でありますので、その辺のところは十分協議の方はしていただきたいというふうにも思いますが、この人数そのものが少ないからどうだということではないと思うんです。実際この公共交通機関のない所に市行政がこれだけのコミュニティバスを走らせるということは住民にとっては非常に助かることであります。しかしながら、当然費用も掛かっていくということは考えられますが、その辺のところは住民サービスは当然行政が行うべきところだから、その点は臆することなく大いに進めていって、これからの改善もするべきところはしていただきたいというふうに思いますから、どうぞこの事業につきましては引き続きよろしくお願ひしたいと思えますし、今後ともそういうつもりで取り組んでいく気構えをお聞かせください。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） なかなか難しい問題でして、例えば空気を運ぶというような状況にはしたくないと思っております。ただですね1人でもいれば運行するのかということになりますと、なかなかこれも厳しいなあ、ある程度の採算性というのは加味しなくちゃいけないと思います。ただこれから先、高齢化が進みますので、そうした需要は徐々に増えてくるというふうに思っておりますので、その中で公共がそうした足を確保するという施策を取り続けるということは必要であろうというふうに思っております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

6番（矢野哲丸） 今後とも必要だというようなことでありますので、続きましてイの宇目地域のコミュニティバスについてということでお尋ねします。来年度から宇目と直川地域もコミュニティバスの運行が予定されていますが、宇目地域内の運行地域、運行方法についてお尋ねします。また運行地域については、この佐伯市地域公共交通総合提携計画によりますと2地区に分けるといって書いてありますが、どのように2地区に分けてどのようにするのか。また、交通不便な小集落が点在しております。そうした中で運行は可能かというところをお尋ねします。続きまして の部分のタクシー券の今後についてというところでもありますけど、コミュニティバスが宇目の場合、非常に運行が厳しい面があるかと思うんです。そういう集落が多いという中で、現行のタクシー券助成の存続を希望している高齢者もあるのですが、今後その点はどうなるのか、その辺のところも併せてお尋ねします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 私の方で運行地域と運行方法についての部分をまずお答えいたします。コミュニティバスですけれども、これは路線バス等の公共交通機関の運行が実施されていない。いわゆる交通空白区域で高齢化が進み集落から最寄りの医療機関や商業施設まで2キロ以上の距離があるといった要件を満たしている地域を運行地域と考えております。宇目地域につきましては、宇目タウンを起点というふうに考えております。中津留や河尻、

重岡など東側の地域は比較的集落が密集しておりますので、これらの地域を結ぶ路線設定が可能ではないかと考えております。宇目地区は面積も広く、谷も大変狭く、定時定路線で結んでいくというのは効率面でもなかなか厳しいところがあるというふうに思っておりますが、西山や藤河内など集落が点在しまして道幅も狭小という地域につきましては、小型の車両での予約による運行。この地点に来てくださいという要望があったときに運行するというデマンドタイプと言いますけれども、こういったデマンド運行が可能ではないかというふうに考えております。デマンド運行と定時定路線とを組み合わせるという方法を今検討しているところです。いずれにしましても、地域や振興局と路線、方法等をまだ検討している最中ですので、どの路線をとすることはまだ具体的にはお示しできませんけれども、来年4月の運行を目指して早急にそうした部分を積み上げていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 宇目地域のタクシー券の助成につきましてお答えいたします。タクシー券につきましては、今年度に限り経過措置といたしまして旧制度により助成をいたしておりますけれども、来年4月からは他の地域と同様に重度の移動障害等のある障がい者の方のみへのサービスとなることから、高齢者や一部の障がい者の方々に対しての助成は今年度限りとなっております。高齢者や一部の障がい者の方々につきましては、22年度から新たに運行開始予定のコミュニティバスを利用していただきたいと思っております。コミュニティバスの運行につきましては、先ほどの答弁にもありましたように、利用しやすいコミュニティ交通サービスになるようにですね、住民の皆様と十分に協議をして設定していくことといたしておりますので、タクシー料金の助成に比べて大変御不便をお掛けすることになるかと思っておりますけれども、佐伯市全体の均衡を考慮し、検討を重ねた結果でございますので、御理解のほどお願いいたしますと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 矢野議員。

6番（矢野哲丸） それでは魚住部長の方にお尋ねします。まだ今、宇目については検討中ということでありまして、来年4月からの実施ということですが、予算的にはですねもう12月で当初予算が上がって閉めてきて、そういうようなところになって、それじゃあ予算要求は1月始めまでだというようなことになってきてですね、それができて、それじゃあ計画をとというようなことで検討中、いつまで検討してどういうふうに考えているのか。その辺のところは実際もう、実際検討中といっても12月までに上げなければ、それから先の検討はおそらくもうできてこないと思うんです。だからその辺の取組がどうなっているのか。その辺のところは。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 基本的には新年度予算を計上する前までに地元との協議を済ませるという予定でなければいけないと思っておりますので、実質的には9月・10月でほぼ路線等についてもですね、あらたか決まっているという状況にしなければならないと思っております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

6番（矢野哲丸） 予算要求までということですが9月・10月があらかたといってももう1か月ほどしかないんですが、その辺で地域の住民の意見を当然聞いていくということになるかと思っておりますが、その辺のところの予定がですね、9月ももう入ってきておるし、通知を出して皆

さんに集まっていたいて話を聞くといっても1か所だけではなく、数も多いわけで集落が非常に点在しております。そうした中、10月ごろまでには大体どういうふうなことを聞いて、このコミュニティバスによるのか、デマンド運行によるのかという部分もあるかと思うんで、その辺のとの聞き取り等して計画しよったんじゃ間に合わないのじゃないかと思うんです。その辺で10月までにはそこ辺を仕上げるんだというようなところがあるのかな、ちょっと地域の方が心配している部分がそこ辺で。俺たちに何にも聞かんでもう市の方が勝手に計画して、運行計画を立てそのままこういうふうにしますからという話になってきたんでは意見を言うところもなくなると。その辺のところを十分打ち合わせてほしいというような意見もあるんですが、その辺のところはどうでしょうか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 現在のところ振興局と企画の方で路線については話を詰めているところでして、振興局サイドです。自治地区の方には当たってくれていたりするわけですが、それで一度たたき台を作りまして、それを持って各地域におりていくという形になるかと思っております。それは4月1日からもう絶対的に動かそうと思っておりますので、これは地域の皆さんの御意見を聞くというのを抜かしていくということにはなりません。

議長（小野宗司） 矢野議員。

6番（矢野哲丸） 分かりました。そのような取組をしておるということでございますので、その辺のところは分かりました。あと戸坂部長の方にそれじゃあタクシー券の関係でお尋ねします。現在、宇目はタクシー券の半額補助を70歳以上の高齢者、それに身体障がい者という部分で出しております。この関係が今後来年からこのコミュニティバスが入ればなくなることですが、その辺のところはですね、もうありませんよと。重度身体障がい者の佐伯市全体の部分のタクシー券補助、これのみですよということではありますが、このですね計画、公共交通総合連携計画、この中によりますとデマンド運行も難しい、コミュニティも難しい、そういうところについてはこのタクシー券の補助ということも考えていかなばいけないのではないかという部分がかかれております。その辺のところはどうなるのか。その辺のところをお尋ねします。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 先ほど言われました計画ですが、ちょっと私が認識がちょっとしてないところがありました。しかし去年の、今年の3月ですか教育民生常任委員会の中ではタクシー券の排除につきましてはコミュニティバスの運行です。対応をしていきたいと。そういったことで議員の皆様の了解をいただいております。ごさいます。何とかデマンド方式ですか、そういったことですね、地元の皆さんがですね了解をしていただけるようにですね、今後進めていってもらいたいと、そう思っているところでございます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

6番（矢野哲丸） タクシー券の助成は無くすということでコミュニティバスが入ればその辺も考えて無くなるということで、無くなった方がいいんです。実際ですね今タクシーに乗ると半額ですから藤河内なんか4,000円掛るわけです。片道4,000円、片道分は市が補助してくれるから4,000円ですが、これがデマンド方式の運行になってくると100円ということになるんですが、今日希望があるのでこちらの方に車を回してほしいというのはタクシーになるのか、

その辺のところの、タクシーを動かすのか、それとも市のコミュニティバスで利用してる部分か、その辺のところはどういうふうを考えているのかお尋ねします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 基本の部分をコミュニティバスを定時定路線で回します。その時間帯に合わせて要望がある時に各谷からデマンドバスで、このコミュニティバスの間をつなぐということです。

議長（小野宗司） 矢野議員。

6番（矢野哲丸） コミュニティバスが動いている部分についてデマンドでそこまで行ってもらうというようなところで、その行く車は何を利用するのか、その辺のところはどうなっているのかなという部分です。デマンド方式でデマンド運行する車、それはどのように考えているのか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） コミュニティバスについてはですね、例えば20人乗りですとか、そういった規模のものになるかと思えますけれども、奥の方をオンデマンドでつなぐ車というのは小型の車になると思います。道が狭小ですから。例えば12時から出るコミュニティバスの停留所までその時間帯に小型車で谷から人を運ぶ。そこで乗り換えしてもらうということです。で、そのあとはコミュニティバスで所定の自分の希望の所まで行っていただくということです。

議長（小野宗司） 矢野議員。

6番（矢野哲丸） 分かりました。それですね、このコミュニティバスも一応現行は100円で、1回乗車100円、距離に関係なくということですが、デマンドになっても100円でということになるのか、その辺のところ。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 基本的には100円と考えております。ただ、ほかの地区でもそうなんですけれどもコミュニティバスの1回1乗車が100円ですから、それを乗り継ぐ場合には100円、100円で200円という形になります。

議長（小野宗司） 矢野議員。

6番（矢野哲丸） 分かりました。そういうようなところで来年から宇目、直川の方にコミュニティバスが入るということで、このタクシー券の補助はなくなるということですけど、このタクシー券の補助年間、宇目でです200万ぐらいです。実際利用している部分がですね200万、利用じゃないで補助を出している部分が200万、実質400万乗っているという格好になるかと思えますが、このお金を出さなくて済むということになれば非常に助かるわけなんです。それで、このデマンドにしてもコミュニティにしてもうまく地域住民の声を十分聞きながら運行の方向でやっていただきたいというように思いますので、この点はこれで終わります。

議長（小野宗司） 矢野議員。

6番（矢野哲丸） それでは大項目の2番目に入ります。住宅用太陽光発電設置の補助金制度の導入ということではありますが、国も省エネ二酸化炭素削減に力を入れ、太陽光発電には補助金も出しております。佐伯以外の他市においても単独で補助金制度を設けているところがありますが、市民の要望もあります。そうした中、この補助金制度の導入を市単独で図らないかお尋ねします。

議長（小野宗司） 白田市民生活部長。

市民生活部長（白田茂達） 住宅用太陽光発電設置の補助金制度の導入について、市単独の補助金制度の導入は図らないかという御質問ですが、現在、大分県内においては杵築市、日田市が平成21年4月から、また中津市が平成21年7月から補助金制度を実施しております。現在大分県内では3市が補助金の交付を行っている状況にあります。地球温暖化対策は国を挙げて喫緊の問題であります。太陽光発電導入量を拡大することでエネルギー源の多様化に加え、温暖化対策や経済発展にも大きく貢献できるものと期待されます。市としましても太陽光発電設置の補助金制度は地球温暖化対策として多大な波及効果があり、必要性は大いにありと認識しているところでございますが、現時点では他の市町村の状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

6番（矢野哲丸） 国もですね民主党政権になるわけなんですけど、民主党政権になって鳩山、将来総理がいうところは10年後には25%の削減をするというようなところまで言っております。そうした中、この太陽光発電につきましては、その二酸化炭素削減に非常に役に立つのと省エネでもあるということで、当然佐伯市が率先してやってもいいんじゃないかというふうに思っておりました。ところが国の補助制度ができてその後、杵築、今中津、日田というような所で始まっておりますが、まだ他市の状況と、あと他市はもうあんまりないんですが、他市の状況を見ながらというようなところではありますが、他市の状況を見なくてもやるんだというようなところはないんですが、お金そのものはそう。他市にしましても現行実施している市にしましても、そう金額的には大きくはないようであります。上限を区切っておるようにもありますし、その辺のところでもう少し積極的に取り組むべきではないかと思っておりますが、どうでしょうか。

議長（小野宗司） 白田市民生活部長。

市民生活部長（白田茂達） 住宅用の太陽光発電設置の補助金も環境問題を考えると担当部署、市民生活部としては大変良い事業だと思っておりますが、現在の市の財政事情、景気の状況、また個人の所得の低迷等を考えて見ますと、環境面での効果は認められるのですが、一戸当たり上限1キロ当たり3万円標準型です、1キロ当たり3万円、上限を中津、日田と同様に10万円と設定しましたところ、100件まで受け付けるという状態になりますと単独の費用が約1,000万円掛ってまいります。100戸で1,000万円ということになります。今のところ恩典を受ける戸数が100戸ということと市の状況を見たときに、事業を何を優先していくかというこの佐伯市の財政事情を見ましたときに、何を優先していこうかと考えたときには今のところこの太陽光発電については調査研究の段階にあるのではないかと考えているところでございます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

6番（矢野哲丸） 100件にして1,000万円掛かるということではありますが、これが1,000万円が多いのか少ないのかという部分の判断はですね、財政面で考えればそれは1円でも支出、単費でありますのでしない方がいいというふうに思いますが、これがですね、国の方も今度来年からですね、またどうなるか分かりませんが、この太陽光発電の買取部分についての発電の買取価格を上げようかというようなことも言っております。その買取価格を上げてその上げた分については一般の電気料からその分を上乗せして徴収しようかというような動きが

ある。ということは一般の人の負担が増えるということになってきます。この制度そのものが来年からというようになっておりますが、その辺のところは今度また民主党政権でどうなるか分かりませんが、その辺のところもあります。この取り組む姿勢だと思えます。佐伯市もこのようにやってるぞと、前私が18年の時にやっぱり二酸化炭素削減の一般質問をしております。その時の取組もよそなみの答弁でありました。何も取り立ててあー佐伯はやってるなという部分は何もありませんでした。今回この部分で実施を前向きに考えておるんだという部分の答弁があればまあいいけど、今まだ検討中で財政的に無理があるというような、財政はいつでも無理でありますので、その辺のところのもうやる気があるかないかという部分になってきます。その辺で市長にお尋ねします。部長は市民生活部の方としてはやりたいということでありまして、財政面で非常に厳しいのではなからうかということでありまして、その辺のところの考えを市長にお尋ねしたいと思えます。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 予算要望という意味になりますが、これも庁内での私どもの方で即答すればもうそれまでということですので、担当部と話し、また先ほど議員が言われますように今日ですか25%削減、新築住宅には義務づけるというような話も出ております。こうしたいろんな中ですので、こうした部分も相当か検討しながら、今やるべきかまだ私たちのバイオマスというのはいろんな事業にも今あるわけですから、こうした部分も十分内部では協議をする段階に始まったというところがございますので、ここでの即答は差し控えさせていただきます。以上です。

議長（小野宗司） 矢野議員。

6番（矢野哲丸） 分かりました。次にいきます。

緊急通報システムの再構築ということですが、一人暮らしの高齢者や身体障害者世帯に現在995台の緊急通報システムが設置されております。安心な暮らしができていますところがございますが、これを今回どのようなシステムに再構築をするのか。現在のシステムとどのように違うのか、また待機者の解消が図られるのかその辺をお尋ねします。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 緊急通報システムの再構築ということですが、現在使用している機器のですね老朽化による買い換えと、それから受信センターを消防本部から民間の受信センターへの接続の切り替えを行おうと計画をしております。また、現在の待機者及び将来的な使用者の増加を考慮しまして、現在の台数より多くの整備を行おうと考えております。また、現段階ではですね、進行状況について仮契約を行っているところがございます。これ以外の明解な数値や機器の機能、またセンターのサービス等すべてをお答えすることはできませんけれども、この機器の財産購入議案をですね、この9月議会で追加議案でですね上程する予定となっておりますので、よろしくお願いたしたいと思えます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

6番（矢野哲丸） 増設を図るとということと、民間の受信センターの方にいくということで消防署はかかわらないということになるんですか。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。この緊急通報システム、以前からですね消防での対応はですね緊急以外の生活相談ですか、そういったことで対応になかなか苦慮してる

ということで、何とかならないかなあということが言われておりました。で、今回この機器の買い換えと併せてですね、コールセンター、専門のですねコールセンターに委託をしましてですね、そういった生活相談を十分に受けられるように、また見守り体制等をですね併せて行われるような、そういった形のものにですね改善をしていこうとそう思っております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

6番（矢野哲丸） 今消防署はもう関係なくなるということですか。今の通報は消防署にいて消防署が確認しながら対応していったという部分で、今回この機種を換えた場合は、消防署には一切通じなくて、今コールセンターの方に民間業者のコールセンターの方にいて、そこが対応して生活相談まで受けるということですが、そうしたときに、今費用負担はないんですけど、民間業者となると費用負担の方はどうなるんですか。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） コールセンターの利用料ですかね、が発生するわけでございますけれども、これにつきましては1件当たり幾らと、そういった契約になろうかと思えますけれども、その費用につきましてはですね、新たに発生するものでありますけれども、これまで緊急通報システム年間の維持経費の予算の範囲以内でですね十分対応できる金額となる予定でございます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

6番（矢野哲丸） 相談1件当たりということで、今までの維持管理の部分で対応はできるということではありますが、相談内容によって1件当たりという部分があるんですが、緊急の時ですね、相談じゃないで救急車呼んでほしいとかですね、火事だというような時、これも1件に数えるんですか。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。利用料といいますのは1台当たり月に幾らというもう定額でございます。ですから使う利用の回数には影響してきません。定額の利用料でございます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

6番（矢野哲丸） 定額の利用料ということではありますが、その部分は市が負担ということで、個人負担はないということでもいいんですか。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） そのとおりでございます。個人負担はございません。

議長（小野宗司） 矢野議員。

6番（矢野哲丸） そうなんですですね。今コールセンターというようなところが出ましたが民間の業者がするということになれば、コールセンターが設置されて、どこに設置されるんか分かりませんが、以前ですね市長がコールセンターを佐伯市にというような、仲町の空き店舗等もある中に、コールセンターというような話も出ておりましたが、市内にその業者としてですね、民間業者がこの緊急通報システムに入ったときに、コールセンターという生活相談を受ける所は市内にあるんですか。市外になるんですか。その辺のところを。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。今回ですね、構築につきましては機械の購入とまたコールセンターを合わせてプロポーザルでですね選定をいたしました。コールセンターは

市内、今回の場合はですね県内の業者でございますけれども、両方ですね兼ね備えて持っているのを条件として募集したわけでございます。コールセンターだけあるが機械は持ってない。逆でまた機械はあるけどコールセンターがないと、そういったときにはまた共同事業体で組んで応募していただきたいと。そういったような募集の要領でございますけれども、結果的には両方を持っている業者ということで今選定をいたしておるところでございます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

6番（矢野哲丸） 両方を持っているという部分でコールセンターを市内・市外という話が今出ておったんですけど、それは市内でも兼ね備えたものということでいいんですか。市内、コールセンターはもう県内業者であって市外のコールセンターになるのか、市内を今後含めた部分にコールセンターは設置されるのか。その辺のところを、当然これコールセンターというもんができればですね、そこに雇用も生まれるわけですから、その辺のところでお尋ねしているんですが、このシステムを導入するときのプロポーザルとして設計する部分に市内のコールセンター設置という部分が入ってるのかどうか。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。コールセンターにつきましてはもう既にですね設置している。持っているコールセンターということで、機械との兼ね合いもありましてですね、コールセンターと機械を持っている業者とうまく交換ができるのかなと、そういった部分がありまして、市内にはそういったコールセンターは今回希望がありませんでした。県内のコールセンターに設置したという方向で進めております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

6番（矢野哲丸） 最後でいいです。コールセンターのことですけどですね。市外にコールセンターがある業者、機械とコールセンターと兼ね備えているものということですけど、コールセンターは市内に別個置くことができないのですか。このシステム導入の今から設計に入ってますね、業者選定をしていく中で、コールセンターについては市内に設置を。市内に設置をされればですね、どこどこのことか言ったらぼっと頭に市内の人だったら入ると思うんですよ。大分の方のコールセンターといってもなかなかピンとこない部分もあろうかと思うんですね。相談内容は一緒かも知れませんが、その辺でコールセンターを大分にあっても佐伯の出張所じゃないけど、そういうコールセンター設置はできないのか、そこを。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） コールセンターにつきましてはですね、今予定している法人につきましては県内・県外の自治体を一同に受けてやっております。当然コールセンターにつきましては24時間体制でございます、三交代ぐらいでですね常時夜間も3名ぐらい体制を組んでおります。ですから将来的に佐伯市だけの部分を佐伯市の方に置けないかということは、またこれから法人の方と可能性については話していきたいと思っておりますけれども、現在のところはですね、そういった大きい会社でないとなかなか夜間三交代制度なかなか組めないんじゃないかなあとは思っております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

6番（矢野哲丸） 佐伯の方でですねコールセンター設置できればその三交代になれば3人はいるということになるしですね、その辺のところを出張所か支店みたいなものでも対応できていければというふうに思いますので、その辺のところは今後強くですね要望していった

だいて、設計等もそういうようなところであればそういうようなところをお願いをしていただきたいというふうに思います。できるだけ佐伯で間に合うものは佐伯でということをお願いをします。終わります。

議長（小野宗司） 以上で、矢野議員の一般質問を終わります。

一般質問を続行します。

次に9番、和久博至君。

9番（和久博至） 9番議員の和久博至です。今日は海砂利採取と漁業不振についてお聞きします。畑野浦セビラの砂利採取についてお聞きします。コンクリートの使用が増大した高度成長期に合わせて瀬戸内海では海砂利採取が増加しました。過度の採取がイカナゴやチリメンの生息場所を奪い、それらをえさにするタイやアジの漁獲量の減少を引き起こしました。海砂利採取に伴う濁り水の拡散、海底地形や流れの変化が魚介類の生息環境に大きな影響を与えることが明らかになり、平成10年に広島県、平成15年に岡山県、平成17年に香川県、平成18年に愛媛県と相次いで瀬戸内海沿岸の各県が海砂利採取の全面禁止を打ち出し、最後に残されていた大分県も採取禁止を平成20年に決定し、瀬戸内海全域で採取が禁止されたのです。ところが海砂利はコンクリート骨材、埋め立て、地盤改良等の用途に利用され需要が強く、今度は規制のない県の海域で採取が増大するに至っております。ここに今年の5月5日付けの読売新聞の記事があります。大きな記事ですけども、この記事ですね。何と書いてあるかと言いますと、唐津沖アジが消えたと、砂採取で海底にヘドロ苦悩の漁師中止を訴える。つまり漁場が砂利採取でボコボコにされているということですね。そして今まで獲れていたイカ、例えば近くでは呼子なんかのイカが非常に有名なんですけども、その呼子のイカも激減していると漁獲高がですね。そういう状況が起きているということですね。つまりそれはどうしても瀬戸内海で砂利が採取されていたそれが禁止になりましたから、どうしてもほかの所に行かざるを得ないと、そういう状況になっているということですね。ほぼ7割が瀬戸内海で取れていたんですけども、その7割の砂利採取が結局どこで取ったらいいのかということになっております。だから業者はどうしては規制のない所に行くという、そういう構図ができ上がってきたということらしいです。記事では12年前に1億5,000万円あった巻き網の業者が一昨年には150万円に激減し、今では全く漁ができない状態に陥っているということになっております。海底はヘドロ状態になっており、同様の内容を持った番組がテレビでも幾つか放映されました。佐伯での不漁が気になっていたので調査いたしました。米水津の漁民が何年も前からこの砂利の採取による海の濁り、海底地形の変化に悩まされ漁協等に問題の解決を訴えていることが判明いたしました。蒲江畑野浦のセビラ地先で長年実施されている海砂利採取が大きな問題となっております。畑野浦のセビラは畑野浦中心部から5キロメートルほど離れた所にあり、米水津の宮野浦と200メートル級の山で境を接する蒲江最北端に位置しております。今では米水津尾浦を結ぶ広域農道の開通により道路を50メートルほど登った所にある空の地蔵尊から一望することができます。しかし、それ以前はほとんど人が見ることができない場所で採取されていたと言えると思います。しかもこの砂利の採取というのは海中での作業であるため、海底の異変を知ることができません。潜ってみないと分からない。これがこの問題を取り上げる上での最も大きな問題点になります。砂利採取は1年ごとに砂利採取法上の県知事の認可を必要とします。砂利採取計画の認可を申請する際には区域を明確にし、100メートルで区画された区域ごとに縦断面、横断面の測量図を提出することが

義務づけられております。そして、終了後にはどの程度採取したかを明確にするために申請測量を実施し、測量図を土木事務所長に提出することになっております。この測量図しか現場がどのようになっているのかが分かりませんので、この測量図を調査いたしました。平成6年以前の資料は平成元年の一部を除いてなくなっておりました。既に喪失しております。平成7年度以降の資料約1,000枚を基に50の区画すべての、50に分けられている採取場ですが、その深さを調査した結果を図面に色分けして表わしました。これは現在使われている最新の見図ですね、その見図がこの見図なんですけども、この見図がここに10メートルのライン、この青が10メートルのライン、このピンクが20メートルのラインとなっております。そしてこの赤の線で囲っているところがこの採取をする場所となっております。このこちらが宮野浦になります。米水津の宮野浦です。宮野浦から山を越えてここ断崖絶壁ほぼなってますから、ここに行くと非常に危険な場所になります。ただ今はこの裏側に低い所なんですけど裏側に農道が通ってて、このこのことを見ることができるといことです。この場所、これが20メートル、これが10メートルのラインなんです。本来は今の規制で言いますと、ここを取ることはできません。20メートルを越えた所しか取れないということになる。だからこの場所は南の方に移動するような形になってきます。ただこれは昔許されたかどうか分かりませんが、少なくともこういう形で10メートルの水深の所を掘っているということですね。そしてこれがどのようになったかと言いますと、これが平成元年の時の見図なんですけども、この平成元年の時、この緑色で表わした所、これが10メートルの線です。この10メートルの線、この黄色が20メートルなんですけども、これが紫が30メートルのラインになります。この30メートルのラインが一部できて、そしてここに20メートルができて、そして10メートルの線がある。こういう所ですね、だから一部ここだけを掘っていったと。以前は平成元年以前もやってたようなんですけども、それはこちらの方を先に取ったということ。それが平成7年になりますとこのようになります。この30メートルの線が広がってきます。30メートルの線が広がってきまして、ほかは20メートルライン、これ10メートルをわずかに残っているということ。平成9年になりますと実は赤が出てきます。この赤のラインが40メートルの線になります。だからここは水深10数メートルだったのがもうここでは40メートルに入り込んできたということ。そして紫色が30メートルで黄色が20メートルです。平成13年になりますとこのように赤のライン、つまり40メートルの線が非常にたくさんになってきます。これ40メートルの線がたくさんになってほとんど、半分近くがもう30、40の深さになってきます。そして平成20年、これが最新の情報なんですけども、これによりましてほぼ40メートルがこのように3分の2以上占めているという状態になってきます。このような状態ですね。だからほとんどここが10数メートルのところはほぼ40メートルまで落ち込んでくるということになります。ただ40メートルというのがなかなか想像はできにくいんですけども、この高さがほぼ6メートルぐらいじゃないですかね。だから40メートルはこれから想定してもらえたらいいんじゃないかと思ますね。だからその深さになっている。だから20メートルの所から一気に40に落ち込んでいるという、こういう図になってます。これは測量に基づいて色分けしたものですから、本当かどうかは私では分かりません。ただ測量図はそのように示しているということ。この見図をこのように表わしましたが、海砂利採取計画の認可については大分県、海砂利採取計画認可要綱が定められております。採取区域については隣接の陸地、つまりこれは浜ですね、浜の地形を浸食する等の影響を及ぼさず陸岸から一定

の保安距離が確保できること。今これが200メートルとされています。また、基本水準面からの水深が20メートルより深いものであること。さっきのは本当は取ってはいけない場所だということですね。漁場の保全、水産資源及び自然環境の保護に支障を及ぼさないことが定められております。また、掘削方法については3メートル以上掘らないこと。部分的な深掘りをしてはならないこと。掘削時の斜面こう配が垂直1に対して水平1.5以上の緩いこう配にすることが求められております。だからいつの間にかこのようになっていたと。これが普通はあり得ないわけですね。つまり一部だけどんどん掘っていつの間にかというやり方をすれば結局はこの3メートルより深く掘ってはならないという規制が全く無意味になってきます。この基準を守っていてこのような状態にどうしてなるのか大いに疑問があるところです。私は副題として米水津及び蒲江の海が心配だと書いておきました。この海域が唐津と同じ状況に立たされているからです。そのことを明らかにするために御質問いたします。大分県の瀬戸内規制では全面禁止となっておりますが、その内容、規制開始の時期、規制の理由を説明してください。他の海域に及ぼす影響を知るうえで、このセビラ区域で採取された砂利の総量を知ることが必要です。砂利採取が始まった時期、これまでの採取量の総量、大分県に支払われた使用料総額が幾らかを説明してください。また、佐伯市で生じているこの砂利採取による悪影響について御存じなのかどうかお答えください。次に、関係者の同意についてお聞きします。採取計画認可要綱では、第6条に採取計画の認可申請に当たっては採取権を行使する漁業協同組合の同意書及び総会の部会の議事録を申請書に添付しなければならないとなっております。本件海砂利採取の関係漁協はどこでしょうか。業者から漁協に支払われている迷惑料の額は年間幾らでしょうか。なぜこのようなことを聞くかと申しますと、海砂利採取については少し誤解する部分があるようです。漁協が砂を売って運営に当てている。漁民も潤うのだからそれでいい。あるいは漁協が同意しているのだから県は関係ないというような意見があるからです。正確に申しますと漁協が売っているのではなく、国有財産を売ることに許可を出しているのは大分県です。採取料はすべて大分県の収入となります。つまり砂を売っているのは大分県ということになるわけです。漁協は漁業権の行使ができなくなるので漁業権の制限に対する補償をしなければなりません。汚濁に対する補償でもあります。迷惑料と呼ばれております。先の唐津の海では採取組合から2億円が漁協に支払われ、漁師は1人当たり2万5,000円もらうだけで、あとは漁協職員の給料になっているとなっております。佐伯ではどのようなになっているのが問題となります。砂利採取の重要な要素である漁協の同意を理解する上で大切なことなのでここでお聞きいたします。また、漁協が平成14年に合併し大分県漁協一つになりました。ところが、まだ漁民の間には旧漁協と合併後の漁協との区別が十分にできていないふしが見られます。この件に関して言えば、合併前は迷惑料は将来に備えて内部留保という意味もあったのではないかと思われます。しかし、合併後は支店での内部留保は存在しえないものと思われます。補償部分を除いてすべて大分県漁協のために砂利採取を認めているのではないかという疑問も生じてまいります。迷惑料は支店に支払われておるのでしょうか。県漁協に支払われているのでしょうか。お答えいただきたいと思ひます。佐伯市の同意はここでは出されているのでしょうか。また、出されていなかったとすればその理由を説明してください。最初の質問を終わります。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） それでは和久議員の質問にお答えをいたします。まず初めに、大分

県の瀬戸内規制についてですが、この砂利採取につきましては砂利採取法に基づきまして認可されたものでありまして、認可権者は大分県知事となっております。海砂利採取につきましては更に瀬戸内海海岸保全特別措置法、昭和48年に制定された法律に基づきまして、瀬戸内海環境の保全に関する大分県計画というのが定められておりますが、当該このセビラ地区におきましてはこの計画区域外となっております。瀬戸内海の環境保全に関する大分県計画の先ほど議員が言われました20年6月改正版によりますと、計画の対象内は航路又は港湾区域、維持管理及び漁場等の環境改善の対策事業を除き海砂利採取は禁止をされているということになってます。その理由は漁場環境の保全及び水質汚濁防止の観点からとされております。それと次に、セビラ沖の土砂採取につきましてはですが、大分県によりますと平成元年以降の記録しかないそうでございますが、元年から現在までの大分県の許可した総量は403立方メートルで、その採取料の総額は5億100万ということで聞いております。砂利採取による影響についてですが、市といたしましてはそれが砂利採取によるかどうかということは科学的な知見を有しておりませんので判断できませんが、周辺で操業する漁業者等から情報等もいただいており、環境には十分配慮するよう大分県に意見書を提出しているところです。また、当該漁場に隣接して操業を行っております県漁協米水津支店と上入津支店との間で協議会が開催されており、砂利採取船を1日2隻の運行から1隻に減船をし、また本砂利採取計画が終了する昭和27年度以降については採取を行わないということの中でも合意されていると聞いております。次に、関係者の同意及び迷惑料についての質問ですが、セビラ地区に関係する関係者は大分県海砂利採取計画認可要綱によりますと、当該採取区域の周囲100メートル内で漁業権を行使する漁業協同組合となっております。県漁協上入津支店及び下入津支店となり、本砂利採取についてはいずれも両漁業支店との県漁協の同意がなされております。また、漁業補償料についてですが、県漁協の上入津支店に支払われていると聞いております。金額については漁協からは回答はございませんでした。次に、佐伯市の同意についてですが、大分県より本市に対しましては砂利採取法36条の3項の規定によりまして意見を求められております。その都度意見書を提出しております。同意の不要な理由ということの質問ですが、砂利採取法及び認可権者である大分県の判断によるものと思っております。以上です。砂利採取を米水津漁協との止める時期については昭和と言ったところを平成27年度以降は砂利採取については採取に同意しないということで双方が同意をしているということです。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） これ規制されたわけですね。どこから規制されてるんですか。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 大分県の瀬戸内海の海岸保全に環境保全に関する大分県計画という形があります。その中で海砂利採取に当たっての環境に対する配慮というところがございませぬ。その中で砂利採取については、目的以外の所については駄目だという形で書かれております。場所はですね、鶴御崎から北の部分がやっちはいけないという部分で、鶴見崎から下の部分、南については良いと、良いと言うことではないんですけど、目的に添った形でやっっていくということ。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） つまり鶴御崎以北は禁止された。それは漁場の安全、漁場の保全を図るためということですね、そういうことですね。ところが鶴御崎以南、つまり米水津、蒲江ここ

は自由に取ってよろしいということですよ。つまり、規制が全然掛かってないということになるわけですよ。つまり、今までは大分県全域で大分県だけが認められてほかの所は全部規制になってという形だったんですけども、大分県がその規制に入った。ところが大分県は鶴御崎以南は瀬戸内地域に入っていないと、だから規制が掛かってないもんだから蒲江、米水津は自由に取れる状況に今なってきたと。だから逆に言えば唐津と同じ状況になっているということなんですよ。しかも砂がまだ豊富ですよ、その豊富な砂に向かって業者が集まって来るということは当然想定されるということですよ。そのことについて非常に心配をしているんですけど、いかがお考えですか。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 先ほども申しましたように、市がどうこうという形ではなくて、これあくまでも砂利採取法に基づきまして大分県がやはり許可をしております。市については砂利採取法又はこの大分県の海砂利採取の計画認可要綱に基づきまして意見書という形の中で非常に厳しいことを書いた中でやはり意見書を県に出しておりますので、そういうことでこの許可はされておると思っておりますので、責任とかいう形の中ではちょっとお答えができないというふうに考えてます。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 先ほど幾つか答えられたんですけども、まず漁協同士の話し合いができるということでしたよね。それが2隻だった船が1隻になったと、そのことで我慢してもらったということですよ。結局そのように書かれてますね、議事録にはそのように書いてるわけです。平成21年の議事録では2隻あったものを1隻にしたと。それで米水津からいろいろ問題があると言ってきたけどもそこで収めたということなんですよ。ところがこの2隻を1隻にすると書いてますけども、県はどのような条件を付してたか分かりますか。つまりこれは平成16年以降ですね、全部2隻ということで漁協は説明してるんですよ。つまり業者を受けて、業者の主張を受けて2隻でということで受けてるんです。ところが県は全部絞りを掛けてるんです。条件を外れてはいけませんので、その条件はどのようになっているかと言いますと、すべて1隻となっております。つまり業者が考えていること、漁協が考えていること、県が考えていることは全然違うわけですよ。だから1隻を今まで2隻を1隻にしましたって当たり前のことですよ。県がしたらいいんと言ってるわけなんです。それについてちょっとお答えください。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 最初の2隻から1隻という形については、今和久議員が言われた形の中があると思いますが、それ以後についても今さっき私漁協から聞いた中では、27年度以降についてはもう止めるという形の中で合意してるということも一つ付け加えて漁協から聞いておりますので、その2隻から1隻という形の中では私たち許可権者でございませんのでそこまでのことは分かりません。以上です。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） これ総量なんですけども、平成7年を除いてますよね、平成7年以前は除いて総量を出してますね。それで400数十万トンということですかね、これ平成元年は幾ら取ってるかといいますと38万トン取ってるんですよ。38万立方メートル、で平成2年から6年までの5年間、これ平均して約30万トン、35万トン取るとしますね、これだけで175万トン増え

るんです。だから今、県が示した資料だけでも600万は優に超えていくわけです。600万立方メートルを優に超える量が取られているということです。600万と言ったらどのくらいの量が分かりますね。例えば鶴城高校のグラウンド、第1グラウンドですよね野球してる。あそこが100メートル、100メートルありますからほぼ1ヘクタールですね、その600倍とってるとということなんですよ。600メートル、鶴城高校のグラウンドの広さで600メートルの高さの砂が公式に取られているんです。ただ私が図面を見て計算したところではどうもそうじゃあないんですよ。約1,000万に近づいています。どうしてそうなるかと言いますと、この砂がですね、深く掘るとどうなるか分かりますよね。例えばここを一気に6メートル深く掘ったとしますね、よその砂がどうなるかなんですよ。当然そこに落ち込んできますよね、だから深掘りをしてはならないようになってるわけです。ここにデータが出ておりますけども、どのようなデータになっているかと言いますと、例えば8番目という上に10、20、30、40、50と並んでるランクの8番目のところなんてすけども、平成9年、10年、11年、12年、13年、14年、16年と取っておるんですよ、毎年連続して同じ所を取っておるんです。そして深さがどのようになったかと言いますと、22メートルの深さが平成16年には37メートルまで落ち込んでると。ところが、おもしろいことに平成12年から13年までで10メートル掘り込んでいるんですこれ。わずか1年で10メートル低くなってます。ところがその次の年、14年には37.4が37.9に上がってます。そして16年も37になってます。あるいはその下の18番目のコーナーで見ますと、区画を見ますと平成12年には33.4、平成13年には42.9、ところが平成14年には38.6、増えているんですよ。そしてまた平成16年に44.9と下がってると、そしてそれが減らないままに、18年取っているんだけど44.4となっていると。つまり上がっている所が幾つかあるわけですよ。上がっているということは結局土砂が入り込んできてそこに増えたということですよ。当然このような深掘りをしてれば考えてみてください。20メートルの水深の砂があるわけです。そこから一気に40から45の深さの溝があります。当然そこに流れ込んでくるということですよ。だから流れ込んできて取ってる。それは深さに換算されんのですよ。取った量に換算されないわけです。だからどのように言われているかということと約1.2から1.5倍は取っているというのが瀬戸内地域の瀬戸内で起こった採取の実態なんです。そうしますと、ものすごい量の砂になるわけです。なかなか想像っていうのは難しいんですけども、例えば佐伯大橋を走っていると考えてください。佐伯大橋から番匠大橋まで1キロの距離があります。幅が250メートルです。高さ6メートルです。高さ6メートルの高さをあれだけ掘ったとを考えてください。それで250なんですわずが、それしかないんですよ250万立方メートル。それからさらに約4倍、あるいは3倍から4倍の量がまだあそこに入ってくるということです。だから非常にたくさんの量があそこで取られている。だから恐らくその近くの砂がどんどん入り込んできている。実は米水津でどういうことが起こっているかと言いますと、大敷をしいているところの人がおります。網を置いているわけですね、その網は全然換えてないわけです。ところがその網が下がもう5メートル足りなくなったと言ってるわけです。だから継ぎ足したと、ということは網の位置は変わってないわけですから、当然砂が5メートル下がったということでしょう。このような実態というのは非常に大きな問題だと思うんですよ。それは漁業振興を進めなきゃならん、特に水産課という大きな課を設けた佐伯市としてはそのことに無関心ではいられないと思うんですよ。ちょっとそれについてお答えいただきたいと思えます。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 佐伯市としての考え方というか、佐伯市としてはですね、やはり認可申請に対する意見書の内容をやはり守られていないというようなことになればですね、やはり認可申請者である大分県に対してやはり意見ないし、また協議をしていくという形になっていくというふうに考えております。以上です。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 同意についてちょっとお聞きしたいんですよ。さっき意見書を求められていると言いましたね、これは以前は同意が行われているんですよ。佐伯市に同意を求められて佐伯市が良いか悪いかの同意を出しておるんですよ。今はないんですか。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） これは県に聞いておりますが、平成12年度以降につきましては、もちろん砂利採取法におきましては申請の認可又は変更申請の認可については通報するという形の形に大分県は市町村に通報するという形で砂利採取法には書いております。それが一つ入った中で、大分県の海砂利採取の認可の運用の方については、大分県は各市町村に意見を照会するという形になっておりますので、市としては意見書の中にその海岸の環境についてはこうであるべきだという形の中で全て書いて、その中で県の方に出しているという形です。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 先ほど27年までですか、これ約6年間ありますよね。6年間まだこれで取らせるつもりですか。おそらくこの40メートルの底はほとんど砂がない状態に放置されていると思いますよ。300メートル、1,000メートル、この広さがほとんど砂がない、おそらくヘド口状態になっていると思いますけども、そのような状態でまだ取り尽くそうとしよるんですか。どうもおかしいのがですね、大分県これ5億円も入ってるんですよお金が、大分県は何をしようとしてるんですか。水産振興をしようとしてるわけでしょう。どういう形で水産振興をするんですか、ただ港を造ればいい、防波堤を造ればいい、そのようなもんじゃないはずなんですよ。佐伯の宝っていうのは何か、豊かな海ですよ。豊かな海っていうのは何なのか、ただ海があるんじゃないんですよ。そこに藻場があって、砂浜があって、そしてそこで卵を産む魚がおる。育ってくる魚がおる。それが豊かな海だと思うんですよ。そのこのところを忘れて5億円これ県に入ってますよね、一般財源として使ってますよね。5億円県に入って佐伯市の砂をどんどん取って行って、お前たちの砂じゃあないと、これは国のもんだから自由勝手にやっていいだろうと。私にはそうしか聞こえないんですよ。そのこのところをただ意見を求めるだけじゃあすまんと思うんですね。どうして最初は同意してたのが同意じゃあなくなってきたのか、そこちょっとお聞きしたいんですけど。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 今、先ほど言いましたように、県によりますと12年からそういう意見書の形という形になってきておりますので、それ以前に同意書という形で意見書を出しているというようなことはあるかも知れませんが、意見書という形の中で要綱が決まっておりますので、意見書で出すという形の中で終わってますので、そこはまあなぜ同意書じゃないかと言われても、それは意見書という形の中で私たちは出しているということです。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） これ漁協にも当てはまることなんですけども、どうも、例えばお金について

言えば砂利のお金は一体どこにいったのか、佐伯市はないわけですよ。佐伯市がまだ取っているんだしたらまだしも、佐伯市は全然お金は入らずに県に吸い上げられてるわけでしょう。佐伯市にある砂を売ってですよ。漁協についても同じようなことが言えるんですよ。気になることが1点あるんですけども、合併協議した時に実は合併契約書というのがあります。その時に土地の売却、これについては売った時のお金は利益は、その地区の振興のために使うとなっているわけですよ。ところが今年佐伯市の土地を売りましたね、県が、大分合同新聞に載ってたんですけども県漁協は赤字にならんで済んだ。それは土地を売って2,000万円の赤字になるところが土地を売ってその赤字にならんで済んだんですよ。こう書いてるわけですよ。これ佐伯市の土地ですよ、何で県が穴埋めしてそれで終わりなんですか。佐伯市の水産振興のために使うと明らかに書いてますよ。これ合併契約書、しかも合併契約を結ぶ前には組合長が念書まで出してるんですよ。このような状況の中でどうして水産振興を県がやっていますから認めてくださいということが出来ますか。そのところに問題があれば、また県に対して意見を言うとしたら、そういうところにも言わんといけんと思うんですよ。だから内部留保についてもそうですよね。お金を将来自分たちのために蓄えてたはずですよ、ところが合併の時にはすべて何になったかと言いますと、合併比率というものでその負担金が全部額が決められましたよね、そしたらもう内部留保はないんですよ。そのところをちょっとお答えください。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） まあ一応今質問を受けているのは砂利採取のことについて受けておりますので、今までの合併当時のそういう内部留保の問題ということについてはお答えを差し控えていただきます。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 次は上浦の採取についてお聞きします。実は上浦は私は平成3年に佐伯に帰ってきたんですけども、子どもを連れて何度も行きました。それは非常にすばらしい砂浜があったからなんですよ。で魚も釣れる、非常にすばらしい砂浜がある。こんないいところがあるんかと思ってびっくりしました。また感動しました。ところが何年かたったあとに行ったらもう砂浜はなくなりました。何に変わっていたか、前にテトラポットがずらっと並んでました。そして何のためにこれを置いたんかと聞いたら、実は砂がどんどん逃げていくからその逃げていく砂を抑えるためにテトラポットを置いているんだと言うんです。その沖では何が行われたか。実は砂利の採取が行われていたんですよ。そして私が何度も聞いてるのはそこに関係するんですよ。この時、上浦町長は同意書を出しているんですよ。上浦町長が同意書を出して何と書いているかという、その基準のところ、砂浜なんかなくならないように注意してくれと書いてますよね。つまり同意書で条件を付けて言ってるわけです。それはここで言えば、市が関与したと同じことですよ、そのことについてどうしてこれ変わったのかということを書いているんですけども、いつ変わったのか、それをちょっとお答えください。要項変わってるはずですよ。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） その要綱は大分県の要綱でございますので、市としてございませんので、そこは差し控えていただきます。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 差し控えるようなことじゃあないでしょ。いつ変わったかぐらいはだれだって公表してることでしょこれ。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 先ほど言いましたように、平成12年から県の方が意見書の方に変わったというふうにさっき答えたと思います。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 平成12年でいいんですね。問題なのはですね、ここが浜が相当にやせ細っていったということなんです。もう1点驚いたのが何で驚いたかと言いますと、実は密漁で驚いたんですよ。蒲戸の先で密漁が見つかりました。その時にヘリコプターが飛んでテレビ放映しました。その横で実は砂利採取をしてたんですよ、ものすごく濁ってました。茶色に濁ってました。ものすごい濁りだなと思ってたのがその時なんです。だからこの砂利採取というのは少なくとも単に砂利を取るだけじゃあなくて濁りも出てくるということですよ。そのことについてはどう考えるんですか。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） もちろん砂利採取をすればやはり濁りは出るとは思いますし、また地形の変動というのもやはりその時であるということも思っております。その濁りが直接どうこうっていう形については、何に被害があるかということについては分かりません。もちろん自然の台風の時であってもやはり濁りというのは出てきますし、それが直接の影響という形では分かっておりません。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 次に移ります。波当津の採取についてお聞きします。波当津は採取の開始時期はいつですか。これまでに採取された総量は幾らか。漁協の採取を許した理由は何か。第2点として、平成21年度の認可の時期、期間、採取量を説明してください。第3番目として、波当津の場合、漁業に与える影響のほかにもどのようなものに及ぶと考えておるか。それを答えてください。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） まず、波当津につきましての採取の開始についてはいつか、またこれまで採取した総量は幾らか。そして漁協の採取した許可の理由は何かということではありますが、本件の砂利採取の認可権者である大分県によりますと、平成12年に砂利採取を開始され、現在までに大分県が許可した総量は56万立方メートルで、その採取料は総額7,000万円だと伺っております。また、漁協が同意した理由については、県漁協名護屋支店に聞いたところ、漁業上の振興上の理由によるということでございます。次に、平成21年度の認可内容については、認可の日は平成21年3月31日、期間については21年の4月1日から10月31日まで、採取量は11万3,803立方メートルであると大分県より通知を受けております。次に、漁業権以外にどのような影響を与えるかと考えているかという質問でございますが、当地区にどのような影響が及ぶかということについては前回も言いましたように、科学的な根拠等を持ち合わせておりませんので、一般的には砂利採取により海底の地形の変化や掘削に伴う濁りというのが発生しますので、認可権者である大分県に対しましては、周辺海浜地の環境の保全や養殖水産物・水産資源への影響を及ぼさないよう、申請者に十分指導を行うこと。さらに地形の変形やそれが海生生物の成育環境にどのような影響を及ぼすか大分県として留意すべき

であるというような旨の中で意見書を提出をしております。以上です。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） これが最終区域ですね、ここのピンクの部分これが砂浜ですね、この後ろは田んぼがあります。家があります。これが現在の採取の状況ですよね。これ約2,600メートル、1,500メートル、先ほどは1,000メートル、500メートルだったんですけども、2,600メートルと1,500メートルの大きさがあります。これがここの湾の正に波当津の有名な美しい砂浜ですよね。その砂浜の前が全面これ採取区域になってますね。何が一番心配かと言いますと、もちろん漁業の影響があります。北浦への漁業の心配、北浦の漁民も相当に心配をしております。これは別に置いておきます。少なくともここの土地が危険な目に遭うということですね。特にこの砂浜は有数の砂浜ですね、どういう砂浜かもちろん御存じですよね。これは日本でも有数の100選の砂浜に選ばれている所なんですけども、何で有名かと言いますと、白い砂が風紋をつくってものすごくきれいな形を作る。正に白砂のあそこは湾になってますよね。だからものすごくいい場所だと。これが実は危険にさらされるということなんです。そのことについてどうお考えですか。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 答えられません。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 和久議員の御指摘のところ、私も意見書に印鑑を押した者の一人です、当時は本当に組合員だけ、同じ漁業協同組合の組合員でも温度差がありまして、また漁業協同組合と別の漁業協同組合でかなり大きな温度差はありました。しかしながら、部長が答弁したようにですね、大分県が許可する中、漁業協同組合はですね、そういう要望をする中でですね、当時の長として印鑑をずっとその要請の流れの中で押したという気持ちはしておる中ですね、最終的に私が町長の時に押した時にはですね、セビラの押した時に厳しい意見を口頭で漁業協同組合長にお願いしました。それは入津湾のですね湾口を同時に掘削してもらえないかということをお願いしてですね、それはまあ組合等に言いましたが、掘ってもらえないんだということで終わっておりますけれども、波当津の件はですね、非常にこうそれ以上に厳しい考えを漁業協同組合も出発前持ってたと聞いております。そういうことで同意書にはんこを押したのは、意見書にはんこを押した記憶はあるんですけども、地形等に目に見て変化があればですね、厳しいすぐ、直ちに止めるということを私は聞いております。それは直接文書等で聞いておりませんので、和久議員のですね一般質問等を聞きまして、また漁業協同組合と相談しまして、漁業振興だけでなくですね、波当津の白砂青松100選ですか、松林も立派なものがあるしですね、今後高速道路が開通する。もう漁業振興だけでなくですね、観光、そして子どもたちが海で戯れる砂浜というものを守る義務がですね、私たち行政を預かる者にとりましてあるかと思しますので、県とも今後その26年までという約束はですね、どういうふうになるかともありますので、そこは精査させていただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） じゃあ塩月副市長にまたお聞きしたいんですけども、実はですねこの当時、漁業組合の意向としましてはですね、養殖いかだが防波堤になれるようなものを造りたいと、付帯式というのか何か分かりませんが、少なくとも養殖いかだが台風の時とかに逃げられるような場所を造りたいというのがまずあったと思うんですよ。ついこの前ですね、平成

17年に相当に1億6,000万ほど出して工事しましてね、テトラポットを置いて。あれは関係ないんですか。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） あのテトラポットの防波堤はですね、以前からあったもので、その補修に1億幾ら使った。災害も含めですね併せてやった記憶がございます。それとは別にですね名護屋の沖の方を見まして、波当津の地元を見まして左の方ですね、波当津の海岸の反対側の沖にですね、浮き消波堤を漁業振興のために造りたいということは、漁業協同組合の考えとして聞いております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） それがね、この合併によって違ってくるんじゃないかと思うんですよ。正に内部留保というのは、前はその内部留保をしてそれをお金に充ててというのがあったと思うんですよ。ところがもう大分県漁協のものになりますよね。そうしますと、そういう留保とかができない状況になるんじゃないかと。たがら独自で造るとか、独自でお願いしてとかいうことはできなくなってくるんじゃないかと思うんですよ。だから当初の目的というのは消えたことになるんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 詳しい答弁できませんけれども確認してみます。どういうことになっているかですね。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 次に移ります。次が、美しい砂浜の保全と観光についてということですね。これは波当津の海岸をまず挙げてますけども、正にこの波当津の海岸というのはインターチェンジができた、インターチェンジができるということですよ、だから逆にインターチェンジができることによってこの波当津のすばらしさというのは、それこそ日本国中に広められると思うんですよ。そのような状況にあってどのようにお考えかということをお聞きしたいと思います。そして、今聞いたのは海水浴場又は美しい砂浜としての価値をどのように考えているかと。そして砂浜の管理について佐伯市はどのような補助を行えるのか。その2点についてお聞きいたします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 波当津海水浴場は全国の白砂推奨100選に選ばれておりまして、佐伯の美しい海岸線を代表するものであると考えております。現在でもアクセスの悪い中、夏にはたくさんの方が見えておられますが、インターが開通すればその価値はより増すであろうというふうに思っております。浜につきましては、地元の方に聞きましたら、前よりも浜がやせたという話は伺いました。伺いましたが、それが砂の採取によるものかどうかということですね、科学的にも証明されておりませんし、ここの部分でなかなか砂あるいは砂利の採取による因果関係がそこにあるということはなかなか言えないかなあというふうには思っております。あそこはですね、管理そのものはですね、松林の一体は地区の共有になっておりまして、夏の間そこにきてくる車から駐車料金をいただいております、それを管理に充てております。ですから施設については市が設置しておりますけれども、管理料といったものは特に払っておりません。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） やせたと、これはまあさっきのと関係するんですけども、やっぱりやせてもらっちゃあ困るわけですよ。やはり相当に、もう一度やせだすと恐らく、先ほどの例じゃあないですけども深い所から少しずつ少しずつどんどんどんどん流れ込んで行く。流れ込んでいきたしたらもうそれをどうやって止めるかという話になろうかと思うんですね。だからそれはまた別の観点でね、やはり佐伯市は今先ほどの砂だけでもってるんじゃないかって、やはり観光という資源もここは持っているわけですよ。だからその観点からもやはり何らかの意見をですね述べてもらえたらと1点思うんですけど。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 私は一度、不勉強でして、県の方の砂利採取認可要綱の変更とありますが、18年に変更されてますよね、この内容を見ても環境又は観光等他産業に影響を及ぼすおそれがあるうんぬんという一文が書き加えられておるわけですけども、これで観光面からも物が言えるなあとは思いますが。ただ、今出されている意見書を見ましても環境面に影響がある場合にはうんぬんといった記述がありますので、既にもう農水サイドですね、そうした部分には配慮をしてくれた意見書になっているというふうには思っております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） じゃあ次に移ります。これ豊後くろしおラインの観光についてお聞きいたします。観光地としてどのようにして売り出すつもりなのかお答えいただきたいと思います。空の地蔵尊の観光スポットとしての価値をどのようにお考えなのか教えてください。で、その空の地蔵尊のすぐ近くにあるんですけどもドコモの鉄塔があります。その建設費は幾らだったのか。これに対して米水津村、旧米水津村は幾ら負担したのか。展望台としての機能を持っているのかお答えいただきたいと思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 豊後くろしおラインの観光についてお答えいたします。豊後くろしおラインは平成6年に米水津と蒲江を結ぶ広域農道として整備され、現在、市道色利尾浦線として管理されていますが、豊後水道が一望でき、海の壮大さを体感できる快適なドライブコースとなっているため名付けられたものです。毎年元旦には初日の出を拝もうとサンライズウオークが開催され、11月にはチャレンジサイクリング大分大会のコースとして利用されています。これまでは米水津振興局を中心にインターネットによる情報提供とイベント開催に伴う宣伝活動を行ってきましたけれども、昨年、東九州自動車道が開通したのに伴い、県外からも多くのお客さんが訪れるようになりました。このため、今後はこのようなお客さんに対しては市内からは比較的短時間で行ける観光スポットとして紹介し、観光ガイドによる現地案内を積極的に推進いたします。そのほか、隣接している空の公園や元越山登山道を利用したイベントの開催、インターネットによる情報発信、雑誌、ガイドブック等への掲載を図り、売り出していきたいと考えております。空の地蔵尊は米水津宮野浦地区民の厚い信仰を受け、海の安全と豊漁を願う神様として江戸時代からあがめられています。毎年6月に行われる御開帳にはもちろんのこと、年間を通じて米水津地区内外から無病息災、合格祈願などさまざまな願いを込めてお参りに訪れる人が多くなってきて聞いております。これまで佐伯市では豊後くろしおライン一体を空の公園と位置づけ整備を進めてきました。このため、空の地蔵尊は公園内に数箇所ある展望所のワンスポットとしてとらえておりますけ

れども、願い事のかなう神様として多くの方がお参りしていただくことを期待しております。それから、ドコモの鉄塔についてですね。これは平成9年に旧米水津村がドコモに対して要望書を提出し協議しました結果、平成10年にドコモが単独で建設をしたものです。ですから幾ら費用が掛ったのかは分かりません。この時、旧米水津村の負担は一切ありませんでした。展望台としての機能ですけれども、地上高3メートルの位置に鉄塔を取り囲む形で幅2メートルの踊り場が設けられております。20人ぐらいが登ることができるのではないかと思います。天気の良い日には四国まで見渡せる30倍ズームの双眼鏡も取り付けられておまして、展望台としての機能は備えております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 実は私初めて空の展望台という、海の地蔵尊に行ったんです。おそらく佐伯の中で最高の景色を持った場所やないかと思えます。あんな隠れた秘境と言うかですね、きれいな所があったのかと本当に感動したんです。本当に空中を飛んでる200メートルの高さがありますから、そこから断崖絶壁になってます。そして展望台があります。あそこをもっと整備して下の木を切って見やすいようにしたらですね、本当に自分が空を飛んでいるような、しかもものすごくこれ、豊後ぶらり水道旅というのはこれ平成8年に作られたもんなんですよ。米水津村が独自に作ったもんだと思うんです、この米水津の分は。ここに実は載っ取るんですよね。これ初めてです載ってるのがですね。ものすごくきれいなわん曲したところです。前は、今は砂を取られてからなくなってます。前は砂浜もあってものすごくきれいだったそうです。もう今でも見ただけでもわあーすばらしいと本当感嘆な声を上げるくらいいいところですので、是非ここを売り出してください。ばらばらに今なってます。ばらばらになっていて、あっちに行ってもうそれで終わり、こっちに行ってもう終わりという形になってますから、例えば空の地蔵尊は今のよう環境じゃあなくて、もっとすばらしい絶景のポイントがあります。これは空の地蔵尊ですとかいう形でですね、三つのどこに行ったら何が見える、どこに行ったら何が見えるという形でよく分かるように、みんなが位置をよく分かって行けるようにしたらいいんじゃないかと思う。そして絶対に木はきれいにカットしてほしいんです。それじゃあないと見渡せないですから、そのところはぜひ要望としていきたいと思えます。要望でいいですね。もう1点最後に、ウミガメが来る砂浜についてなんですけども、これは先ほど先日ですね佐伯市の海岸でウミガメが来たという話ですね。これをちょっと、これを書いた時にはまだできてなかったんですけども、ウミガメが産まれたという。マリソカルチャーで産まれたという話が出てます。それについて一言ですね、これ実はそこで育ったほうがいいのか、あるいはマリソカルチャー等に育ててまたその場所にかえしたほうがいいのか、一つ根本的な疑問がありますので、そこをお答えいただきたい。

議長（小野宗司） 白田市民生活部長。

市民生活部長（白田茂達） 和久議員からの今の通知された質問じゃあなくて、今聞かれたことのみについて時間がありますのでお答えしたいと思います。それは私どもがなぜマリソカルチャーセンターの方に移動したかっていうのはですね、何点か要点があります。まず川の河口口のために、あの当時梅雨が明けてないというような形のもとで大雨が降ったときに浸水する可能性がある。浸水した場合には亀の卵はもう駄目になってしまう。それから浜を御存じでしたら分かると思うんですけども、広くてすごい犬の散歩等適地になっております。道路よりもずっと下で広いためにですね、そのために犬の散歩等に行かれた時に万が一犬を

放したりした時には掘ってしまうのではないかということが2点目です。それからじゃあその場所でのふ化をとということになれば、その部分を囲いで囲うとかというような形でして、カメの卵の産卵場所みたいな形で注意してくださいというような立て看板等を立てるような形になります。そうやってきますとそれを監視すると、興味本位でそこを掘ってみようとか、だれもおらんからとか。いうよう形で掘ってみるとかというような形のものもうまれてくるのではなからうかということが要因でした。それからマリカルチャー自体が過去にもう7回ほどふ化の経験がありまして、16年度に3回ほどふ化をさせてます。その時の結果ですけれども90.6%のふ化率を、かえった率を実績をもっているということで、マリカルチャーの職員の方にお任せしてもほぼ大丈夫であろうと。それと近い、うみたまごとかというような話も出てましたけども、うみたまごよりもずっと近くて連絡が取りやすい、様子が分かるというような形でマリカルチャーにお願いしたところでございます。

議長（小野宗司） 以上で、和久議員の一般質問を終わります。

これより休憩いたします。午後3時45分から会議を開きます。

午後3時23分 休憩

午後3時45分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に14番、玉田茂君。

14番（玉田茂） 皆さんお疲れさまです。今しばらくの御辛抱をお願いいたします。14番議員、平成会所属、玉田茂です。通告に基づいて一問一答方式により一般質問を行います。執行部の明解な御答弁を求めます。まず1点目として、地上デジタル放送について伺います。佐伯市ケーブルテレビ統合基本計画が平成19年3月に策定をされました。このことは合併当時まちまちであった1市5町3村のテレビ放送を新佐伯市一円で同一のサービス、同一の料金にして公平性を図るために平成20年4月から統一をされました。この目的は平成23年7月24日の正午から、現在放送しているアナログ放送VHF帯を廃止してUHF帯の地上デジタル放送に全面移行するための統一でもあります。それでは質問に入りますが、アとして、市民に対してデジタル放送の周知と対応についてまずお伺いをいたします。8月10日の臨時議会で学校関連施設には臨時交付金事業で3,800万円の予算を組み、今般の9月定例会でアンテナ整備3,000万円の予算措置をしております。また、市営住宅などの公の施設ではデジタル対応化は進めていますが、デジタル放送開始まで残すところ20か月になりました。市民に対しての周知とその対応はどのように考えているのか、まずお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。まず周知についてですが、NHKや各民放では地上デジタル放送開始への周知や対応について随時放送してるのは御案内のとおりです。市ではこれまで市報やケーブルテレビの市民チャンネルでお知らせをしてきています。市報では平成18年7月1日号で地上デジタル放送いったいどうなるの。それからケーブルテレビで地上デジタル放送が始まります。それから19年に地上デジタル放送を視聴するためには。それから平成20年、佐伯市の一部地域で地デジ試験放送を開始。それから21年の2月に市民チャンネルのデジタル放送開始。3月1日号で地上デジタル放送を視聴するためにはを掲載しています。

市民チャンネルでは平成18年7月31日から8月4日の5日間、それから4回、5日間とりまして放送して周知を図ってきました。また総務省がテレビ受信支援センター、略称デジサポを開設して国民への広報、問い合わせの対応をしています。佐伯市でも平成21年12月1日から市内32か所で説明会、受信相談会を予定しておるところであります。さらに今後も市報や市民チャンネルで周知を行っていきます。市民へのデジタル化対応ですが、市報や市民チャンネルで平成23年7月24日をもってアナログが終了しますので、それまでにテレビを買い換えるか地デジチューナーを購入するようにお願いをしております。以上です。

議長（小野宗司） 玉田議員。

14番（玉田茂） 今回の広報をしたり、また総務省がいろいろとテレビで流している大まかな対応を説明がありました。私はですね、そういう市民に知らせるその対応の中で、具体的にどうなるんだろうかなあとちょっと心配がありますので、二、三質問をしておきたいというふうに思います。と言いますのがですね、新築した住宅、こういう住宅の場合は地デジの対応はできているというふうに私は思っております。もう20年ほどたったお家の場合はですね室内配線、これから改修していかないとなかなかチューナーだけでは写らないというような実態があると思います。そういうことを部長、どのように周知をしていくのか、これがまず1点。それと高齢者で一人暮らしとか、また生活保護世帯これは21年の6月現在で788世帯あります。こういう御家庭についてのチューナーの無償補助、これは佐伯市として全生活保護世帯に補助をしていくのかということ。それと3点目にですね、衛星放送、BS1、BS2、こういうものについてはアナログ放送終了時点では、衛星放送はもう写らなくなってくるというふうに思いますが、その点。それと今現在放映されております福岡放送の3波ですね、TVQの九州放送、それと福岡放送FBS、テレビ西日本のTNCですか、この3波との契約。これは7月にはどのようになるのかということをお聞きします。一般の視聴者からするとですね高画質で大変写りがいいということをお聞きしますが、チャンネル数が段々と減ってくるんじゃないかなあとというふうに私自信受け止めておるんですが、その点について3点お伺いいたします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） まず1点目の質問でございますけど、議員御指摘のとおり新築住宅では問題なく写りますが、室内配線や分配機が古い場合は映りにくい場合があります。その場合は個人で電気店などに修理をお願いすることになると思います。今でもデジタル化したら映りにくいという問い合わせがありまして、そういうふうをお願いしておりますということです。それから2点目の高齢者で一人暮らしの方及び生活保護世帯788世帯へのチューナーの無償補助は考えているのかということでもあります。国では生活保護世帯には簡易チューナーを無償で現物給付することになっています。また、NHKの受信料が全額免除の世帯で世帯全員が市町村民税非課税で障がい者の方がいる世帯や社会福祉事業施設に入所されている方にも無償で現物給付することになっております。高齢者で一人暮らしの方への補助は今現在のところありません。しかし、来年度以降そういった方々への国からの補助金があれば積極的に対応していきたいと考えております。また総務省では、地デジチューナーや地デジ対応テレビを持たない視聴者に対応するための措置として、平成23年7月24日のアナログ終了から3年前後の間、ケーブルテレビ事業者がデジタル放送アナログ放送に変換して放送するサービスの導入を提唱しております。そのため、ケーブルテレビ事業者へ変換用設備費の補助を

来年度概算要求として上げているところであります。佐伯市もこれが確定すればデジアナ変換サービスを提供したいというふうに考えております。それから3点目の衛星放送BS1、2とそれから福岡放送3波という契約はどうなっているのかということではありますが、現在BSアナログ放送をケーブルテレビに加入して見ている方は引き続きBS放送が見たい場合には戸別にBSデジタルアンテナを設置する必要があります。また、個人ではBSアンテナを設置してBSアナログ放送を見ている方は、BSアンテナがデジタルに対応していない場合もありますので電器店に問い合わせるようお願いしているということです。次に、福岡の3波ですが、現在アナログでは契約再送信同意と言いますが、取り交わして放送していますが、デジタル放送についてはFBS福岡放送、それからテレビ西日本TNC、それは再送信同意をもらって、平成20年11月15日から放送しておりますテレビQ九州放送についてはいまだに同意がもらえず現在協議中でございます。

議長（小野宗司） 玉田議員。

14番（玉田茂） それではもうアについてはこれで終わって次にいきます。イとして、指定管理をしている施設、これにはですねテレビは設置されているというふうに思っておりますが、佐伯市としてデジタル対応するのか、それともですね指定管理者が対応するのか、どのように考えておるのか、その点についてお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 指定管理者がその管理を行う本市の公の施設の財産の管理及びリスク分担並びに施設の維持補修等につきましては、市長と指定管理者が提携する基本協定書及び年度協定書に規定されております。指定管理者制度を導入している公の施設に設置されているテレビのデジタル化への対応についてもこれらの協定書の規定に基づき対応することとなり、協定書の内容が施設によって異なるため、その対応は一律のものとはなりません。具体的にはテレビの所有権、その設置形態、デジタル化に要する経費の大小等によって佐伯市が負担したり指定管理者が負担したりすることとなり、ケースバイケースで対応することとなります。また、協定書にこれらの規定がなされていないような場合には、佐伯市と指定管理者が協議を行い、どちらが対応するのか決定することとなります。

議長（小野宗司） 玉田議員。

14番（玉田茂） 今のところいろいろな諸問題一律でない。統一もされてないという答弁でありましたが、選定基準ていいますか、テレビの大きさとかいろいろいろいろ違ってきておると思うんですね。それでなかなか基準ていいうかそれを統一するということは難しいところだと思いますが、どんなものでしょうか。できれば一定額の補助を出してあげると、その中で管理者の方で自ら選定させるというような考え方はできませんでしょうか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。デジタル化への対応は協定書の規定にもよりますが、原則として配線工事を行うような経費の大きなものについては市が対応することとなります。もともと市の備品として設置されているテレビについても市が対応することとなります。一方、指定管理者が独自に設置したテレビについては指定管理者で対応していただくことになろうかと思っておりますので、この分については補助金を出す形での対応は考えておりません。

議長（小野宗司） 玉田議員。

14番（玉田茂） 次にいきたいと思っております。ウについてですが、佐伯市のケーブルテレビの運営

方法、これについてお伺いしますが、現在は公設公営でやられてると思います。これは基本計画、この中でですね公設民営がいいんじゃないだろうかという考え方が述べられております。将来ですね、公設民営をする、そういう構想はあるんでしょうか、ないんでしょうか。まずお聞きします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。議員の冒頭での説明にもありましたように、平成19年の3月に情報センター運営委員会で佐伯市ケーブルテレビ統合基本計画が了承され市長に答申を行っております。この基本計画の中でも平成18年3月に策定された行財政改革推進プランの事務事業の見直しの中におきまして、民間でできるものは民間でと、委託するという形になっております。指定管理も含めた公設民営が妥当と判断されております。今年度策定される第二次行財政改革推進プランの事務事業の見直しにその計画を掲げる予定で現在検討しているところであります。

議長（小野宗司） 玉田議員。

14番（玉田茂） まずですね、検討していくということではありますが、やはり公設民営かなあといい思いはしておりますが、なかなか施設を造るのに大きな金額が掛かります。この基本計画の中を見ますとですね、大変な金額が掛かるんですね。それで合併特例債これを活用して今後施設改修という考え方、これはできないものでしょうか。その点お伺いします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。統合基本計画では、施設設備改修の経費は現在の回線は光で回線から軒先までは同軸ケーブルという方式で約50億掛かると試算しています。また、現在ケーブルテレビ事業を開始している他市のように、家の中まで光を引き込む方式では約80億掛かると試算をしております。このように膨大な経費が掛かることに加え、施設設備改修に補助金交付金制度が現在はありません。国へは市長会などを通じて補助金交付金要望をしているところであります。合併特例債の活用については考えてはおりません。新たな技術、例えば光や同軸ではなく、また無線であれば施設費だけでなく維持経費も安く済むということで、他市の事例を参考にしながら研究しているところであります。合併特例債の期限が平成27年の3月でありますけど、新たな技術がそれまでに確立されることはないと思われるため、試算はしておりません。また、光ファイバーの寿命20年を採用すると本格的な更新は平成31年ごろからとなります。全国でも多くの自治体がケーブルテレビ事業を開始しておりまして、佐伯市のように何十年先には同様に設備改修更新時期が必ず来ます。そのためにも国の補助金交付金の規制緩和を強く要望しているところであります。

議長（小野宗司） 玉田議員。

14番（玉田茂） 実は今の説明ではですね、ここの基本計画に上がっている中で第2案のようにありますね、今の説明からすると。第1案として上がってきている分、今同軸ケーブルは耐用年数が13年、そして光ケーブルは耐用年数は20年になってます。これの第1案とするとですね、平成24年から25、26年、この間に60億円投入するようになってます、3年間。しかし今の答弁では、それは合併特例債は活用しませんという話でした。ということは第2案かなというふうに思います。第2案は今説明がりましたが、平成31年、32年、33年この間の3年間で60億円の改修といいますか、光ケーブルにやり替えていくという計画になっております。それではですね、合併特例債を使わなくて平成31年、32年、33年これからこの60億円を

実際にケーブルテレビに投入するっていうことができますかねえ。私は無理がいくと思ってるんです。というのは、交付金の問題が上がってくるんですよね。31年から交付金が一本算定になるということがありますよね、それではケーブルテレビ独自の存続にかかわるんじゃないかなあと私はこのように思っておる。だから今言われたその答弁の中で、これはいけないんじゃないかなあという疑問が今湧きました。だから1案のこっちでやれば合併特例債、24、25、26年全部合併特例債が期間になりますから、この期間でやった方がいいんじゃないかなあと。ただこの計画の中で平成46年までの計画が上がってます。1案の場合は158億円全部で掛かるようになってます。2案の場合は102億円掛かります。しかしながら特例債を利用した方が有利じゃないんだろかなあという私は思いがしています。やはりこれは将来にわたってですね、やはりケーブルテレビをずっとこの佐伯管内で運営していくんだろかなあという将来計画を立てておるとすれば、やはり1案の方がいいんじゃないかなあと。これは同軸ケーブルは13年で光ファイバーが20年ということですから、ただこれ計算上でこうなってるだけなんです。それは先延ばしするかしないかの問題だけなんです。だからそのところを24年から25、26年の中でやったのがいいのか、もう先延ばししてケーブルテレビの存続まで危ぶまれるような状況になるんじゃないかなあという思いがしてるからですが、その思いはあなたたちないですか。ちょっとお聞きします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） ただ今、合併特例債の活用については考えておりませんということだったんですけど、いわゆる合併特例債の枠って言いますか、それが今かなり財政的にはケーブルについてはちょっと厳しいというふうになっております。また、先ほど言いましたようにいわゆる先、いわゆる合併特例債の期限よりもまだ更新がかなり先になります。それで多分このケーブルテレビで全国でもかなりのケーブルテレビ網を持っておるとお思いますので、おそらく国の補助金交付金の何か対応はあるんじゃないかというふうには思っておりますけど、今のところそういうことで、更新時期が来ると。まだいわゆる新しい無線とかになれば、その時には維持経費もかなり安くなってくるというような方向で今行っております。答えになるか分かりませんが。

議長（小野宗司） 玉田議員。

14番（玉田茂） 再度ですね考え方をきちとした考え方といいますか、将来構想をもう一度練り直してもらいたいなあという気がします。それでもう1点だけ加えますが、平成23年7月24日からですね一般の方がケーブルテレビに加入する場合は2万5,000円の加入金が掛かりますね。それと今現在700円の月々の使用料ですが、これが1,000円になるという計画なんです。この点について一応そのようにやっていくということの確認をしておきたいというふうに思います。それともう1点、現在のですねテレビ機の中継基地、中継基地これは佐伯の全域の中で何箇所あるのか。そして佐伯に全域の放送を網羅することができておるのかどうか。要するにですね、これは各個人のお家がアンテナを立てた場合、写るか写らないかということなんです。この点についてお聞きをします。2点。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 維持管理費をまず利用者に負担してもらおうという考え方ですので、加入金については現行の2万5,000円、それから使用料について1,000円は基本料金700円、それから電話告知サービスが300円ですけど平成23年度で電話告知サービスを廃止する計画であります。

すので、現行の700円でいきたいというふうに考えております。それから中継基地が今何箇所あるのかということです。

議長（小野宗司） 松岡情報推進課長。

情報推進課長（松岡伸一郎） ではお答えします。情報推進課長の松岡でございます。佐伯市にはですね全域で放送局によって違いますけれども、NHKは14か所、OBSとTOSにつきましましては13か所、OABにつきましましては1か所でございます。これはアナログでございます。議員御案内のとおり、佐伯の波越山のテレビ塔が2008年の5月26日から地上デジタル放送を開始しております。NHKの総合と教育、大分民放3局でございます。総務省の地上デジタル化のロードマップというのがございます。総務省が公表しておりますけれども、佐伯地区におきましては中継局のデジタル化の予定はございません。というのが、佐伯市は全国でも有数のケーブルテレビの事業が行政で旧市町村ごとでやっておりました関係で、中継局をデジタル化しなくてもケーブルテレビで事業者が地上デジタル化をすればいいというふうな考え方でありますので、中継局のデジタル化は今のところございません。したがって、現在アンテナで使用者の方は、7月24日以降はアナログは見られないというふうなことになります。

議長（小野宗司） 玉田議員。

14番（玉田茂） 次、2点目にいきたいと思います。大島航路事業についてお伺いをいたします。アとして、大島航路事業の運営についてであります。大島佐伯間を1日3往復しております大島航路、これは大島の島民にとって生活する上でなくてはならない航路であります。これまで民営化の話は市議会にもまた大島住民にも説明がありました。そして民営化の方向で進んでいきましたが、請負業者との折衝が難航しましてまだ民営化しておりません。佐伯市はですね、大島航路事業を本当に民営化しようというふうに思っているのでしょうか。それともこのまま公営企業として存続するのかということをお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 大島航路公営存続か民営化するのかということについてお答えいたします。大島航路事業につきましましては、平成18年6月に行財政改革の取組の中で民営化の方向が示され、方法論の検討に入りました。以降島民の皆さんなどとの話し合いを行ってきましてけれども諸般の事情、これは若干感情的なもつれもありますけれども、そうしたものがあましてペンディングといえますが、保留という状況になっております。しかしながら、民間でできることは民間にと、これは基本方針に変更はありません。で、島民や関係者の皆さんの御理解を得ながら引き続き民営化に向けて取組を行っていきます。

議長（小野宗司） 玉田議員。

14番（玉田茂） 今後は民営化の方向で取り組んでいくという答弁であります。私も地元の間人としてですね、大島島民のお話を聞くとですね、ほとんどの方がもう民営化しないでほしいという話なんです。なぜかというとはですね、以前からこの大島航路、運輸大臣の許可をいただいて昔から豊島丸という船名で運行をしておりました。そして個人経営をしておったんですが、やはり補助金等がないとなかなか運営ができないといういきさつがありまして、あと鶴見町が引き受けたわけなんです。これは平成10年の10月からなんです。やはり大島の住民がですね、また民営化して後戻りをするんじゃないかなとか、いろいろ心配をするんですね。大島航路がなくなるんじゃないかなとか。それとか民営化したらね、やは

り運営するために船賃を上げるとかいろいろと不安がよぎってるようにあるんですね。やはり民営化するとしても、やはりそういう皆さんの不安は取り除いていただかないといけない。今の時点ではやはり民営化しなくて、今のままで私はやってもらいたいなあという気がします。と言いますのは、私も鶴見の方の社会福祉協議会これに参画させていただいております。その中で先日なんです、やはり大島の方から2名の方が一緒に会議に出ました。夜、病人が例えば出たと、そのときに船を雇うと1万5,000円掛かるんですね。もう生活していくのは大変だから、やはり安心を与えるためにもやはり今の公営でやってもらいたいという意見が出ました。それとこの航路自体はですね、離島振興法とかいろいろまた離島航路整備法ですが、こういうことが適応されておりますので、赤字になっても国・県が負担してくれるという制度になっておると思います。恐らく国が75%、県が25%の負担をしてくれるということだと思います。これはちょっと確認はしておりませんが、そのようなことと私は思っておりますが、やはりそういう有利な状況でありますので、このまま公営としてやってもらいたいなあというふうに思っております。今、民営化という話がありましたが、そういう今の現状のままやるということではいかがなものでしょうか。もう一度。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 航路がなくなるのではないかと不安を島民に与えているとしますと、これはもう大変今までの私たちの対応のですね不徳の致すところであるというふうに思います。離島の航路はですね、これは市が責任を持って、例えばこれ民間で運営しようとする、市が公営でやろうと存続させるというのは責務であろうと思っております。今後引き続いて島民の皆さんとお話をしていく中で、ここで信頼関係を培わなければいけないと思いますので、去年のですね、去年ちょっとごたごたとしたところがあったんですけども、その辺を払しょくして新たに信頼関係を築くというところから始めなくちゃいけないなあと思っております。これは公営であろうと民営であろうと同じだろうと思っております。それから、そうしたことを踏まえてなおかつやっぱり大前提としてですね、民間でできることは民間でやるということは進めていきたいと思っております。それから救急等の場合ですけども、これは消防の方でまた対応があると思いますので、私の方ではちょっとお答えできませんので、もし必要であれば消防の方でお答えしたいと思っております。いずれにしても、島民の皆さんがですね気持ちよく利用できる。これは島民が直接運営するとかですね、島民にゆかりの方が運営して、例えばどここのばあちゃん、じいちゃん、そういった方を知っている人たちがですね、より身近な航路として運営していくというのが一番ふさわしいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 玉田議員。

14番（玉田茂） 次にいきたいと思いますが、イとしてですね、大島航路事業の施設整備計画について伺います。大島航路事業のですね年間の予算は約5,500万円程度であります。先般の生活対策臨時交付金事業、これで葛港に事務棟の建設、田野浦の船着場に公衆トイレということで2,270万円の補正が組まれました。今年度これも実施されるというふうに思っておりますが、現在の船、船舶はですねもう20年ほどたっていると思っております。いつまで使用できるのかですね、また建造計画を図る必要があるとそうように私は考えておりますが、市としてどのように考えているのかということが1点。それと船着場の状況ですが、上・下船する時、物上げをする場合に大変危険であると。大島住民の話を聞いて、田野浦、地下ともにですね

防波堤、棧橋のですね改修をしてもらいたいという思いをしておりますが、その対応ができるかできないかお願いをいたします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 船舶の建造計画ですけれども、御指摘のように今の船はですね、21年経過しております。主機関につきましても平成12年の7月に換装を行いました。以後約9年が経過しております。船体、主機関ともに老朽化が進む中で、年1回のドック等において修理や整備を行っておりますけれども追いつかないのが現状です。そこで現在、平成23年度中、これに新船の建造及び就航予定で計画、検討を進めているところです。船型等について御説明しましょうかね。今が19トンなんですけれどもこれと同じ同程度のものにしたいと。それからバリアフリーを図りたいというふうに思っております。島民人口もだんだん少なくなるんですけれども、船型を余り小さくしますと外洋の波の影響がありますので、これ以上あんまり小さくできないなあということでもあります。また、大島航路は国庫補助の航路でありますので、国や県そういったところからの補助の関係上、各関係機関と協議を進めているところです。それから、船着場の改修についてですけれども、現在大島航路の発着場は4か所あります。各発着場の改修等につきましては、現段階では航路としては改修する予定はありません。と言いますのも、発着場等の改修はですね、補助の対象外になっております。ただ、各発着場といいますのは主に漁港を利用しておりますので、必要及び要望があれば水産課等の関係部署及び他機関との協議をしまして、改修することが可能であるというふうに思っております。

議長（小野宗司） 玉田議員。

14番（玉田茂） それではですね、最後に市長の方にちょっとメッセージをいただきたいなあというふうに思います。佐伯市、島が4島あります。大入島、大島、屋形島、深島、やはりそれぞれ離島で生活していく、大変な状況だなあというふうに思います。住民の不安や苦しみ、これはやはり航路問題だけでは片づけられない大きな問題であろうと私は思っております。離島振興辺地対策、また少子高齢化対策、医療問題、教育環境問題、やはり総合的にですね島の問題を検討していただきたいなあという思いであります。最後に、離島住民に対して激励の意味を込めて市長から一言力強いメッセージをいただきたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 玉田議員さんより離島4島に対して現在の状況をいろいろかんがみて、皆さんへの激励の言葉ということですが、佐伯市も広い地域ですので、離島4島以外にもたくさん地域がございます。そうした中、私どもは国がいう後期高齢者ですか、そうした中で、ゆうゆうの里という制度を今始めています。こうした方々をつなぎながら、また県が出しております応援隊、このような事業を見ながら地域に対していろんな形で同じ佐伯市民としての対応をできるだけやっていきたいと思っておりますが、どうしても島という関係上、一体となった事業ができない部分がございますが、そうした部分も勘案しながら今後とも佐伯市としてできる限りの一体感をもった行政づくりにやっていきたいと思っております。以上でございます。

議長（小野宗司） 以上で、玉田議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時31分 散会

平成 2 1 年 第 6 回

佐伯市議会定例会会議録

第 3 号 9 月 9 日

第6回 佐伯市議会定例会会議録（第3号）

平成21年9月9日（水曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1 番	後 藤 幸 吉	2 番	矢 野 精 幸
3 番	高 司 政 文	4 番	清 田 哲 也
5 番	河 原 修 仁	6 番	矢 野 哲 丸
7 番	井 上 清 三	8 番	佐 藤 元
9 番	和 久 博 至	10 番	上 田 徹
11 番	御手洗 秀 光	12 番	清 家 儀 太郎
13 番	日 高 嘉 己	14 番	玉 田 茂
15 番	梶 田 穂 積	16 番	三 浦 涉
17 番	宮 脇 保 芳	19 番	清 家 好 文
20 番	江 藤 茂	21 番	渡 邊 一 晴
22 番	井野上 準	23 番	兒 玉 輝 彦
24 番	小 野 宗 司	25 番	浅 利 美 知子
26 番	後 藤 勇 人	27 番	吉 良 栄 三夫
28 番	芦 刈 紀 生	29 番	下 川 芳 夫
30 番	高 橋 香 一郎		

欠席議員の氏名

18 番 河 野 豊

出席した事務局職員の職氏名

局長 河原 盛喜

説明のため出席した者の職氏名

市 副市長	長 西山	長 嶋本	長 泰清	義 一郎	総務部次長兼本匠振興局長	長 汐岡	長 月本	長 良英	喜 二司
副市長	長 塩川	長 本原	長 厚弘	信 嗣	行財政改革推進課長	長 笹河	長 原		
総務部	長 三原	長 魚住	長 原信	行 治	防 災 危 機 管 理 課 長	長 東 飛	長 高 飛	長 高 勝	長 彌 一郎
財務部	長 白田	長 戸坂	長 富 實	治 達	財 政 課 長	長 飛 飛	長 高 野	長 高 勝	長 彌 一郎
企画商工観光部	長 酒井	長 甲斐	長 満 義	行 治	企 画 課 長	長 飛 飛	長 高 野	長 高 勝	長 彌 一郎
市民生活部	長 高橋	長 江 藤	長 幸 一	達 達	商 工 振 興 課 長	長 飛 飛	長 高 野	長 高 勝	長 彌 一郎
福祉保健部	長 伊 井	長 上	長 宇 佐	男 実	観 光 課 長	長 飛 飛	長 高 野	長 高 勝	長 彌 一郎
建設部					生 活 環 境 課 長	長 飛 飛	長 高 野	長 高 勝	長 彌 一郎
上下水道部					高 齢 者 福 祉 課 長	長 飛 飛	長 高 野	長 高 勝	長 彌 一郎
農林水産部					建 設 総 務 課 長	長 飛 飛	長 高 野	長 高 勝	長 彌 一郎
教育次長					建 設 課 長	長 飛 飛	長 高 野	長 高 勝	長 彌 一郎
消防					農 業 振 興 課 長	長 飛 飛	長 高 野	長 高 勝	長 彌 一郎
総務部次長兼総務課長					耕 地 課 長	長 飛 飛	長 高 野	長 高 勝	長 彌 一郎
					水 産 課 長	長 飛 飛	長 高 野	長 高 勝	長 彌 一郎

議事日程第3号

平成21年9月9日(水曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

議長(小野宗司) おはようございます。本日の平成21年第6回佐伯市議会定例会第8日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(小野宗司) 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、江藤茂君、2番、吉良栄三君、3番、下川芳夫君、4番、清家儀太郎君、5番、三浦渉君、以上の順序で順次質問を許します。

20番、江藤茂君。

20番(江藤茂) おはようございます。20番議員の江藤茂です。私は今回3項目通告をいたしております。通告に従い、一問一答方式で行います。まず最初に、教育委員制度と教育長についてであります。昨日、日高議員が同様の質問をされ、市長より最終日に向けて提案したい旨報告されました。一部重なる部分はあるかと思いますが、お尋ねをいたします。5月21日から今日まで教育長不在という状況下にあります。教育委員制度の中での教育長の存在の意義はどこにあるのでしょうか。また、この4か月間教育長が不在であるということによって重要事項の決定が先送りされ、弊害が生じているのではないのでしょうか。そのことをお尋ねいたします。一日も早く現在の教育委員の法定委員数不足を解消し、教育委員の中から教育長を指名できる環境を整えるべきであり、遅れたことへの反省の言葉があればお答えをください。以上で最初の質問を終わります。

議長(小野宗司) 西嶋市長。

市長(西嶋泰義) おはようございます。本日の最初の質問につきまして、江藤議員から教育委員制度と教育長についてということでございます。現在、議員が言われましたように、昨日日高議員にも御答弁申し上げました。そうした中で、教育長が不在という状況下において、教育長の不在の意義ということ、またこれに対する問題点ということで御指摘を受けましたが、教育長は教育委員会の指揮監督の下にあり、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどるとともに、事務局を統括する常勤の職員です。これは申し上げるまでもなく、教育委員会自体は非常勤の委員によって構成される合議体であります。日常の事務を処理することに適してはいません。そこでその代りに専門的かつ技術的な能力を背景に事務局全体を統括し、日常教育行政を機動的かつ的確に執行していく点に教育長の存在意義があり、教育

行政の円滑かつ適切な推進に欠くことができない存在となっております。このような教育長の不在であることの弊害についてですが、事務局全体の統括をする教育長の不在により、教育委員会の日常の事務の遂行にあらゆる面で支障を来していることは申し上げるまでもありません。特に現在、教育委員会におきましては、昨年の教員採用及び任用にかかわる一連の不祥事を大きな教訓として教育再生を図るため、改革基本プランを作成し、改革への取組を進めているところですが、その陣頭に立つべく教育長の不在は改革の実践に当たり大きな障害となっております。また、教育委員会は、学校の統廃合や耐震化の促進、また歴史資料館等の建設問題など多くの懸案事項を抱えていますが、教育長の不在はこれら重要案件に関する方針の決定を遅らせる要因となっております。そうした中、議員が言われましたように、昨日も申し上げましたが、5月議会以降、そうした教育委員会の教育長不在という中で、教育長が不在ということでもう約4か月となっておりますが、いろんな中で私もこれに対応する教育委員のいろんな人材も見ておりましたが、まだそれが今日に至って、やっとそれが出てきたということです。そうした不在に対して、教育行政が遅れましたことについては、私の方から選任し皆さんに選任をいただくわけですが、そうした中でできなかったというのはやはり人材、その他を見ながら今までかかっておりました。特にこうした市長に次ぐ激務を今教育長にはやっていたいただいております。非常にやりたいという人、いろんな方もあるわけですが、私もそうした中で、いわば慎重に期したということが現在まで遅れ、こうしたような自体であることは私にとっても、皆様方におわびを申し上げたいと思っております。また、今回につきましては、今議会中に何とかこの人事案件を提出し、御理解を賜りたいと思っておりますので、何とぞ御理解のほど賜りたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 江藤議員。

20番（江藤茂） 再質問を行いたいと思います。市長自身も教育長の大事さと、大切さというのが分かっているようでありますが、どうも4か月間もこの大事な時期にですね、選任が遅れたと、議会の同意を求めるのが遅れたということは非常に私たち議員としてもですね、佐伯の教育のあるべき姿を見るときにですね、非常に残念だなあというふうに思っております。6月の定例議会の時期に全員協議会の中で、先ほど今市長言われましたけども改革基本プランですね、これを教育委員全員、選任されてる教育委員全員の参加の下に我々議員全員にですね、不祥事から立ち直るために、向う3か月間で、この9月をめどに改革プランの推進をですねやるという中で、トップの不在ということを非常に市民の皆さん方から見るとですね、不可解な状態ではなかったかなあというふうに思っております。今議会になって、ここに21年度の、昨年度の評価報告書が教育委員会から出されました。この教育委員会すべての事業の評価の報告書は、昨年度からこれは確か国の方針によって報告をしなければならないというふうになっておると思っています。23項目にわたってA、B、C、Dの4評価をしていますよね。A評価が18のB評価が4、それからCの評価が1で、Dの評価が0と、昨年度の、前年度の19年度の評価も大体評価の点数は同じ、私ちょっとこれ読ませていただいたんですが、身内の評価でちょっと甘いのかなというふうな、こういう評価報告書は、まなびプランの2007のこの基本計画、教育計画ですよね。これにのっとって、これの評価を全部されてると思うんですが、この先頭に立つ教育長が不在と、特に教育次長は行政の中の出身の方でございます、社会教育とかですね、そういうふうなものはある程度精通されておられると思いますけれども、学校教育いわゆる幼稚園を含む中学校・小学校の学校教育の指導・監督等については

ですね、ちょっと大変教育次長には申し訳ないんですが、力不足かなあと、今市長も言われたように、そういうところを踏んできた人材を発掘するのに暇が掛かったということでございますけれども、これはでも市長ひとえにですね、教育委員会に教育委員の指名権、提案権があればいいんですが、これはあくまでも市長の方に人事権は委嘱されておりますので、やはりこういう部分についてはですね、もう少し6月定例会、それから8月の臨時議会、副市長の同意案件も出ましたけれども、できうる限りそういう早い段階でされるべきことではなかったかなというふうに思っております。苦言を呈しまして、余りいろいろ言いますと、今市長がお願いしてる人がまた再度、そんなに議会が難しいんならもう私もちょっとやめるといふうなことを言われますと困りますので、人事案件が提案されればですね、できる限り議会としても速やかに同意をしてですね、教育行政の正常化を望みたいというふうに思っております。そういうことで市長が一言何かあればお願いいたします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） これは提案をしておりますが、この4か月の間に、私も5月の時に再任をということでお願いして再任が通らなかったわけですけど、教育長という人事の中で、昨日、日高議員にも御説明申し上げましたように、大分市に次ぐ佐伯市は広い地域で学校もたくさんあると、右から左に首のすげ替えができるような状態でございます。また、そうした中でいろんな人材ともしましたら、特に今回の大きな問題であったのが、県の教育委員会の人事に関する問題ということで、佐伯市出身の方でもやはり県教委との関係というのは非常にいろんなところにありました。そうした中で、要するに教育界のOB、また市の職員のOB、また教育に関係する方々、いろんな角度をいろいろしたときに、削除方式といったら悪いんですけど、いろいろこうまた自薦・他薦もありましたが、いろいろこうしたときに、ああこの人がいいだろうということで調べたときに県教委の人事におったとか、そうした略歴が出てくるとか。そうすればやはり議会としてもこうした中での信任をするときに問題点について、できるだけそうしたことのない方と、また特に佐伯市におる方の中で、教職員その他の現場に詳しい人材ということを優先しながらやらせていただきました。そうしたことが私の方も日程をくいました。また私一人だけの提案でなく、教育委員の皆さんにも御相談をし、そうしたどうあるべき人事なのかということで単独でということでもなく、そうした相談をしながらやったということで1にひき2にひきという形で非常に選考が遅れております。今回についても提案するのは本議会ですが、早めに皆さん方に御相談を申し上げ、その方が適任であるかを十分に判断をさせていただくようお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。以上です。

議長（小野宗司） 江藤議員。

20番（江藤茂） 第1項目については以上で終わり、第2項目に移りたいと思います。第2項目は、市の管理河川の整備状況について、お尋ねをいたしたいと思います。記憶にも新しいように、先月兵庫県で豪雨災害、それから7月には山口県、福岡と豪雨災害が発生いたしましたので多くの皆さん方がですね、被害を被られたということは記憶に新しいんですが、佐伯市の河川行政についてですね、どういうふうになってるのかなあというふうな疑問を持ちましたので、この場でお尋ねをいたします。特に河川につきましては、通常毎日の生活に必要なとする道路と違ってですね、非常に住民の皆さん方の関心が低いと。ひとたび災害にあった時にですね、初めて自分たちの置かれた環境というものに気づく程度のものかなあというふう

思っております。河川をちょっと見てみますと、国が管理する直接の管理区域と、それから県が管理する管理区域と、それから市が管理する管理区域、3通りに別れて非常に住民の皆さん方も分かりにくい。我々も非常に分かりにくい状況にあるんですが、その中で今回は市が当然権限が及んでおります市の管理河川について、県の管理河川ともちょっとまあ関連はあるかとは思いますが、お尋ねをしたいと思いますというふうに思っております。佐伯市1市8か町村が合併しまして、広大な903平方キロという広さになってですね、河川の数というのは相当あると思うんですね。河川の数と全体の延長をですね、どれくらいあるんだろうかなあというふうなことがちょっと気になりましたので、まずそれをお尋ねいたします。当然河川である以上ですね、昔ながらの未整備の地域並びに新規にですね改良された部分と、いろいろあるかと思えます。その整備状況がどれくらいの比率で行われているのか、もし分かればですね、お尋ねしたいと思います。それと同時に、この間の他県のですね豪雨災害のように、整備されてある程度完全にですね整備されておれば防げるような状態もあろうかと思えますが、行政の目で見るとどれだけのですね、緊急に整備を要する箇所があるのかなあというふうなことを思っております。当初予算を見ましても、道路の開設そういう部分については道路あるいは下水、公共下水道ですね、そういう部分には随分予算が入って着々と整備はされておるんですが、河川の基本的な整備っていうのは当初予算等を拝見してもですね、昨年度のまんざらでないんですね。昨年度1年間の整備に使われたですね予算はどれくらいあるのか、恐らくまんざらでないと思うんですが、報告していただきたいと思えます。それから、特に河川で一番問題になりますのが、宅地開発あるいは道路開発等をされてですね、住宅がどんどん建っておる所がですね、かつては地域の古老たちがですね、こんなに住宅開発が進むまでは、あの地域には家を建ててはいけないとかいうような言い伝えではありませんけれども、生活の知恵というものがありましたが、現在では価格が安いということのみに走ってですね、宅地開発がされて後々そこに浸水あるいは河川の増水等によってですね沈下するというようなことで、その時になって初めて行政に何とかしてくれというのが大部分であろうというふうに思っております。特に市内の臼坪川は整備かなりされておるんですが、これも今道路の改良工事が進んでおりますけれども、ここも恐らく河川の幅とかあるいは流域の流れる量とかですね、どんなものかなあ。あるいは蛇崎地区を流れる川についてもですね、今度大規模な遊技場が土地の造成の地区の人たちの同意が得られたと、得られたというんか、開発はやむを得ないというような同意の中、ほとんど整備されてませんですね。こういうふうな所も恐らく今後また問題になってくるのかなあ。一番問題なのは鶴岡の鶴岡高校の近くの百々谷川を中心としたあの周辺地域が非常にですね、住宅が建って河川そのものがどこにあるのかなあ、良く見て歩かなければ河川が分からないような状況の中で、あれだけ宅地開発されてですね、ここ二、三年豪雨災害がないからいいようなものの、大変なことになるんではなからうかなあ。管理河川がどこの所属になるのかもちょっと非常に分かりづらい部分もありますけれども、もしそういうふうなことの地域の河川についてもですね、市内3か所しか言わなかったんですが、多くの河川がありますが、どういうふうな把握をされておるのか、担当部署のですね見解をお聞きしたいと思います。以上で第2項目の質問を終わりたいと思えます。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） おはようございます。それでは江藤議員の市の管理河川に対する御質問に

お答えをいたします。市が管理する河川には河川法が準用される準用河川とそれから河川法が適用されない、つまり市の管理条例に基づき管理する普通河川とがあります。まず、河川数と延長はどうかという御質問ですが、準用河川が61河川ございまして、長さが51.6キロメートルございます。また普通河川が569河川で307.7キロメートル、合わせますと市が管理する河川は630の河川、長さにいたしまして359.3キロメートルの河川を管理をしております。そのうち整備されている割合はとの御質問でございますが、管理河川は市街地の水路的なものから、山間部の溪流といったようなものまで正に多岐にわたっておりまして、整備の正確な実数というのは把握ができていないのが実情でございます。河川整備の実態は多くの地区要望から現地の状況を私の方の職員が調査をいたしました上で、基本的には人家に近接した集落内の河川より整備をするように努めておりますが、河川整備事業は国や県の補助事業の対応がないために、市の単独事業ということになります。そのためになかなか整備が思うに任せないのが実情であります。早急に整備を必要とする所につきましては、基本的には公共事業整備計画にのせまして順次計画的に整備に努めているところですが、緊急を要する事案などにつきましては、地元の要望に柔軟に対応してると考えているところです。議員御承知のとおり、平成20年度の国の補正予算、これは繰越予算で今執行中でございますが、また平成21年度の補正予算につきましても、国の地域活性化臨時交付金をこれらの整備に充てることが認められているため、できる限りこの河川整備に充てているところです。年間予算でどのくらいの整備をしているのかということでございますが、平成20年度の実績でお答えをいたしますと、河川維持補修費は、数字が細かいんですが、3,860万6,000円費やしております。河川は35河川、1,117メートルに対してその維持補修を行っております。また河川の改良の費用でございますが、16河川、長さにしまして640メートルの河川の整備を行いまして、その費用が4,434万1,000円費やしております。これはいわゆる先ほど申しました一般単独予算ということでございます。それから個別河川に対する御質問ですが、まず百々谷川は大分県が管理している県管理河川でございます。大分県に確認をいたしましたところ、県道佐伯弥生線よりも下流はもう既に改修済であると、また流れを阻害するような樹木やたい積物の撤去等については、昨年度も一部実施を行ったし、今年度もそういう要望を受けておるし、必要に応じてそういうたい積物等の撤去はする予定であるというふうに聞いております。また、臼坪川をはじめ市の管理河川につきましては、異常なたい積や流れを阻害する樹木等が見られるときは、その都度撤去を行っております。議員御指摘の蛇崎地区を流れる、これは河川名で申しますとエビセキ川を言われておるんだと思いますが、これは水門までの水の流れを確保するために今年度も除草等やあるいはしゅんせつ等も行っております。今後もそういう特にたい積や除草等の撤去の必要なものについては積極的に対応して適切な管理に努めてまいりたいというふうに考えておるところです。以上です。

議長（小野宗司） 江藤議員。

20番（江藤茂） それでは再質問をいたしたいと思えます。今お聞きしましたところによりますと、集落内から整備していくと、事業については市の単独事業でないともう行えないんだということでありまして。維持補修と改良とで7,700万円ぐらいと年間予算が、420億を越すですね一般当初予算からわずか8,000万いかない金額しか1年間で使われてないと河川でですね。確かに災害はですね、豪雨災害というのはここ二、三年佐伯市は台風も来なかったし、全然被害に遭ってませんのであんまり実感がわかないとは思いますが、果たしてこれで630か所

ある560キロにわたるですね管理河川が大丈夫なのかなあというふうな気がしてなりません。国の管理河川、もちろん番匠川一級河川等が番匠川の一部が国の管理河川、それから県の管理河川は相当数あるんだらうと。先ほど言われました百々谷川なんかも県道より下側の鶴岡高校付近も全部県の管理河川というような形であるんですが、これだけですね住宅開発、特に市内、上堅田も含めてですね住宅開発や農地を変更してですね、一気に降った雨が特に和久議員がよく言われるんですが、門前の方の脇津留の部分もですね、恐らくあれだけ高速道路等で造ってですねあれすれば水が一気に出てくるっていうことはだれが考えても以前よりも早く出てくるということはもう確実なんですね。市が県とよく協議しながらですね、やはりほとんど河川をあたった場合、30年前と同じ、例えば50年前と同じ河川幅、あるいは深さで改良工事、改修工事をされてるんですよ。本来であれば拡幅、いわゆる河川の幅を広げる。あるいは河床をですね深くする。これによって流れる流入量は違うわけですから、そうしないといつまでたってもですね、あふれる洪水というのは防ぐことができないというふうに思っております。結局上流部の市の管理河川の部分だけ広くしても下の県の管理河川が広くなければ、当然これはもうその部分であふれ出るということになりますので、そういうふうな基本的な考え方は市の行政は、今までとにかくあった幅でいいんだという感覚で改修とか維持補修をやっておるのか、あるいはもう広くしなればいけないときはですね、もうここはこれだけ開発されて広くしなきゃいけないと。うちも広くするから県も広くしてくれと言って協議しながらですね、進めるような腹があるのかどうかですね。基本的な考え方をまず最初にお尋ねしたいと思います。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えをいたします。当然、河川改修をする場合のですね基本的な考え方といいますのは、幾らの雨が降るのか、幾らの雨を想定してその河川を設計するのかっていうのが基本になります。当然、市が管理する上流の方の河川のその降雨確率等の考え方と、例えば、一級河川である番匠川の河川の降雨強度の考え方とは当然違います。それは総体的にどれだけの流域に降った雨が、どれだけの雨が降った時にどれだけの必要な河川であるという設計に基づいて河川整備というのは行われるのはそのとおりであります。議員が先ほど言われた、例えば脇津留等についてもですね、もともと水事情のよくない所にあれだけの例えば区画整理であるとか、あるいはインターの関係で開発いたしますと当然水の状況というのは大きく変わってまいります。それはそのための対策として、例えばもうポンプ、設置したけれども追加開発に伴ってまた条件が変わる。ですからポンプを追加しなければいけないといったような対策は基本的には行っているというふうには考えております。それと私どもが管理する河川につきましても、いわゆる維持補修でやる場合の考え方といわゆる河川改修という考え方でやる場合にはですね、後者の河川改修でやる場合っていうのは当然、先ほど申しましたように、川とはどうあるべきかというようなことを基本に設計の条件としてとらえて、その上でどういう河川が必要であるということまで当然考えに入れた整備を行っておりますが、しかし、すべての河川が先ほども申しましたが、640の河川を持っておるわけですので、そのすべてになかなかそこまでの整備は行き届いていないというのが実態でございます。しかし先ほどから言ってますように、河川改修をする河川については、最低、河川とはという基本的な考え方に基づいた整備に努めているというふうには考えております。

議長（小野宗司） 江藤議員。

20番（江藤茂）　そういうふうな考え、改良事業についてはそういうふうな基本的な考えにたっ
てやっておられるということなのですが、何せ予算が四、五千万と、維持で3,000万、災害復
旧等があればですね随分そちらの方でまた改修工事がなされるんでしょうけれども、多くの
場合、私たち市民の立場からいきますと、最初に言いましたように、道路の需要というのは
毎日通行で使うとか、あるいは自分がたまたまそこに行った時に非常に道路が狭い、あるい
は渋滞したということの中で、これ道路いけんじゃねえかというのが声として出てくるん
ですが、河川の場合はどうしてもですね、地区の管理部分というのも当然複数の地区にまたが
ってですね、新しく住宅を建てられて住まわれる住民の皆さん方は特に排水のことでちょ
っと河川が気になる程度かなあと。通常そういう災害が起こらない限りですね、自分がそこ
に家を建てたこと自体がどうだったのかなあというところまでいかないのが通常かなと。これ
だけ市の単独予算でやらなきゃいけないと、いわゆる補助事業が導入できない。下水道工事
等は補助事業が半分以上補助金があったりしてですね、補助事業あるいはそういうふうな形
でやれるということなのですが、河川については単独事業っていうことであってもですね、
やはりこれだけ市内に住宅開発がですね進んでいくと、当然建設課だけでは把握できない。
農政部門で宅地転用どんどんされてですね、いわゆる行政の中の縦割りでなくてですね、や
っぱり横のつながりを持ちながら当然こういう部分には対応して市の予算をですね付けてい
って、住宅が建ったあとから改修あるいは拡幅するということがですね、非常に経費の面
でも後手後手に回れば回るほどお金がたくさん掛かるんじゃないかなあかというふうに思っ
ております。そういう観点から考えると、やはり横のつながりを常に協議しながらですね、や
っていかないとなかなか自治委員さんたちが今度お願いに行ってもですね、もう家が建っ
てしまってるからなかなかできないとか、いろんな理由で先送りすればですね、災害が起き
るのかなあというふうに思いますので、そういう横の連携も今後ですね、部長とっていただ
いて、そういうふうな協議する機関ではありませんけれども、建設課だけが対応する。建設課
の多くの予算の中のわずか7,000万しかあれには入ってないんですけども、私は非常に生活環
境とかあるいはこの間の豪雨災害を見るにつけてですね、佐伯もそういう二の舞になるん
ではなかなあかなあというような危ぐを抱きますので、今後そういうふうな各課のですね連
携を取りながら、そういうふうな協議機関なりを設置してですね、やるはらがあるのかどう
か、対策をですね前向きに整備計画をですね立てて、予算も部長の力でですね来年度予算も
ちょっと頑張っていたら、もう少し緊急な所はやっていくというような心づもりはあるのか
、もう一度お伺いします。

議長（小野宗司）　酒井建設部長。

建設部長（酒井実）　お答えいたします。先ほどもちょっとお答えをしたんですが、国の補正予
算による平成20年度の地域活性化臨時交付金と、さらに今年度ですね補正予算による交
付金によりまして、多くのそういう河川、地域の要望の強い河川については可能な限り今年
度対応をしているというふうに考えております。議員が先ほどから言われますように、河
川整備等が行われる前に宅地化が進んでしまって、あとで例えば浸水等の問題が発生す
るといったようなケースはおっしゃるとおり幾つもございます。これは非常に悩ましいところ
ではあるんですけど、河川整備等が先にできて宅地化として開発できるよというもの
があつてというのが理想ではありますが、なかなかそれができていないというのが実情
であります。ちょっと話がそれますがけれども、河川は普段あんまり皆さんが認識を
されないというふうなお

話がありましたけれども、そういうこともありましてですね、毎年7月を河川の愛護月間というふうに定めておりまして、佐伯市におきましては、川を守り水辺に親しむ会というのを組織をいたしております。旧佐伯におきましては、早くから取り組んでおりまして、今年で第22回目を迎えました。河川愛護デーとしてですね、地域総ぐるみで、特に自治委員会連合会の御協力をいただきながら自分の住んでいる周りの河川等ですね除草だとか、そういうものに協力をいただきながら普段川を意識をしていただこうと。そして住環境を整えていただこうという取組をしております。合併後もですね全市的に今広げておりまして、年間、毎年ですけれども1万数千人の方に参加をいただく、いわば一大事業、一大行事として定着をしておりますので、是非これも今後続けてまいりたいと。また引き続き、この河川愛護デーの取組にですね、一人でも多くの方の御参加・御協力をお願いしたいなあとというふうに思っております。

議長（小野宗司） 江藤議員。

20番（江藤茂） 第2項目の市の河川につきましては時間の関係上終わらせていただきたいと思います。

次に最後の項目なんですが、第1次佐伯市総合計画についてお尋ねをいたしたいと思えます。今年の3月に私ども議員の方にもですね、佐伯市総合計画、第1次の計画が立てられまして報告書が出てきたんですが、実はこの総合計画の中で、この総合計画を元にすべての佐伯市のまちづくり、あるいは地域づくり等がですね計画されてるはずなんですが、それにあたってですね、この計画の中身についてちょっとお尋ねをいたします。総合的ないわゆる計画、新市全体ですねまちづくりやあるいはいろんな部分については総体的に総括で網羅されてる部分と、合併による1市8か町村といいますがより8か町村の部分に地域振興計画を立てておられます。最初の部分に実は3ページのところですね、計画の構成の中に、この計画ですね、今回は合併後の新市の総合計画であり、合併することにより大きく影響を受けようと考えられる旧町村部について、その実情に応じた地域別のまちづくりを行うため、旧町村部の振興計画を作成しております。なお旧佐伯市内についても同様に地域的な振興計画を定める必要がありますが、その計画について、後期の総合計画において作成することとしています。で、後期の基本計画っていうのが平成25年度からの計画になっております。平成17年度に新市として合併してですね、対等合併というような形の中で計画が立てられてきて、私はこれ旧佐伯市の周辺地域のことを言って大変申し訳ないんですが、私の住んでいる海崎地区、八幡地区っていうんですが、約3,500人人口がおります。かつての鶴見町と同じような人数でおります。狩生の西上浦地域を合わせますと約5,000人近い人口がおります。しかしながら、この基本計画の中ではそういう旧佐伯市の周辺地域の計画はですね一つも入ってらんのです。青山も入ってなけりゃ下堅田も入ってない、木立も入ってない、八幡ももちろん西上浦も、あるのは中心市街地の部分がちょこっと計画の本体の中に組み込まれておりますけれども、一体全体私はこの合併っていうのは1対1の対等合併だというふうに聞いておりますけれども、どうもこういう計画を見るとですね、1対8の合併のような気がしてなりません。私たちが地域において地域づくりをしたいというふうに思いますが、なかなかこういうふうな基本的な計画の中から漏れていってですね、あと四、五年たったら計画を立ててあげるよというようなことでね、果たして本当にいいのかなあと。どうも片手落ちのような気がしてならないんですが、企画部長のそのことについてのですね、御答弁をお願い

したいと思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 第1次佐伯市総合計画の策定にあたり、佐伯市総合計画策定委員会は素案中に旧市町村部別の振興計画を含めました。その理由としましては、合併することにより、旧町村部が大きく影響を受けると想定されることから、地域の実情に応じたまちづくりが必要であるという考え方に基づいたものです。その際、旧佐伯市にあっては、旧市を細分化してまでの地域振興の計画を盛り込む必要を認めていませんでした。この素案を佐伯市総合計画審議会へ諮問したところ、委員から旧佐伯市であっても総合計画中にその地域の振興計画を盛り込む必要があるという御指摘をいただきました。このことを受けまして、策定委員会は第1次佐伯市総合計画の前期基本計画に旧町村部のものを含めることに加え、計画期間前期5か年の諸情勢を勘案しつつ、全体の総合計画基本構想と基本計画に加え、なお旧佐伯市内においても細分化した地域別振興計画が必要か否かということを見極めていくという趣旨から、こうした記述となったものです。

議長（小野宗司） 江藤議員。

20番（江藤茂） 再質問をしたいと思います。必要かどうかという、私は当然必要、必要というよりもないのがおかしいのであってですね。ここに地域別振興計画上浦地域、それぞれの地域があるんですが、すべて現状と課題、それから2番目に地域発展のイメージ、それから3番目に地域づくりの基本方針ですね。それから4番目にすべての八つの地域に主要施策と事業というのが載っております。大変、私はこういう言い方をして申し訳ないんですが、旧佐伯の周辺地域に住んでおられる住民の人口もですね、合併当初から合併の8か町村に振興計画を立てなければいけないと、引き続きですね前の町村があった以上、それらの基本的な計画を立てなければいけないと分かるんですが、じゃあ旧佐伯の周辺地域がどうでもいいかということではやっぱないと思うんですね。今部長が当初の計画ではそういう気もなかったんだと、だけど委員の人からそういう指摘を受けたからしかたなく5年後に立てようかという程度の発想かなあ。ここに部長、当初予算の概要って、平成21年度のこの3月に当初予算を審議したときの一般会計予算の概要があります。この最後のところに13ページにわたってですね、補助金・交付金一覧表というのがございます。322項目にわたって12億3,000万の約補助金が出ております。これはもう当然審議されて我々議員も認めたんですが、この補助金の一覧表をずっと見ていくとですね、どうも私が先ほど言った1対1の対等の合併でなくてですね、1対8の何か合併の予算が補助金あたりの肉付けでですね非常にされてるような感じがしてなりません。企画部長の立場としてですね、今私が言ったこの予算の仮にね、予算の一覧をよく熟知のことははずなんですが、私が言ってることが的はずれのことを言ってるかどうかちょっと御見解をお願いしたいんです。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 確かに旧町村部はですね、市内に比べまして手厚くなっているということはあろうかと思えます。新市としてそれが適正かどうかということはこれからまあ検証していかなくちゃいけないと思っておりますけれども、基本的には新しい市のあるべき姿といいますか、それを示す基本構想と基本計画、その中に地域別のものが必要かなあという気はいたします。例えば、旧佐伯市を見ましたときにもですね、前の総合計画をみましても、例えば八幡地区でありますとか、青山地区でありますとか、そういった地域別の計画

というのはありませんでした。ですから、今回例えばですね、同様な方法で旧町村部を地域版としてまとめ、市内版を一つにするのか、あるいは青山とか八幡とかですね、そういった各個別に地域版を作っていくのかということも考えられなくはないと思うんですけども、こうした総合計画の基本構想、基本計画はあらましと言いますか、大まかな市の行くべき方向を示すものですので、そうした細かな記述があることが適当かなあというふうな気はいたしております。

議長（小野宗司） 江藤議員。

20番（江藤茂） 細かな基準があるのがいいのかないのか、どうかなあということなんですが、なくするんであればね、なくしていただきたいし、そのような制度を維持するんであれば当然のことながら、25年度に見直すということではなくてですね、やはり何千人も住民がおる中をね、旧佐伯の周辺地域だって、旧8か町村の状態もですね、私はほとんど変わらないと、やはり子どもたちがいなくなってですね、高齢化社会になって、地域としてのですね連帯感もどんどんどんどん薄れていってるわけですよ。そういう中で恐らく旧8か町村の地域についてはですね、やっぱりそういう今までと同じように維持しながら活性化を模索するのが本来の合併したですね我々の責務だというふうに思ってますけども、じゃあ旧佐伯の周辺地域だってですね、やっぱり合併後どんどん人口も減ってそういうふうな旧、現在の振興局の単位と同じようなね状況に置かれているわけですよ。そういう置かれている中で、例えば私たちも地域づくりやりたいと、まちづくりやりたいとね、人口3,000人超しておるのにやりたいと言ったときにですね、新規にじゃあ事業を立ち上げたときに、なかなかそれ認めてもらえないと。当然職員もですね、旧町村の地域振興課に8人から10人程度まだいまだに地域振興、まあどういう、毎日どういう仕事をしているのかは、それは地域振興課という名になってるんで、イベントばかりやってるわけじゃあないんでしょうけれども、そういうふうな形の中でね、私たちの地域なんかは、職員に相談に行くともう直接企画に相談に行く以外に方法はないですよ。でも振興局単位であれば振興局の地域振興課の課長さんたちと話をしてですね、局長らと交えて話をしながらですね、今度こういうふうなことをやりたいとかいうこと可能ですよね。パワーアップ事業だって300万、局長予算で付けてます。土木予算も一律じゃありませんけども、小さな事業については300万ほど付けてますよね。大変私の地域を言ってる申し訳ないんですけども、再三言うんですが、西八幡で5,000人の住民の皆さん方おられる中で、そういう単独予算も一つもないわけですね。一昨年から年末の駅伝大会をやられるのに大体校区対抗ですよ、18ですかね、大体それが私は基本だろうというふうに思うんですよ。パワーアップ事業を町村に300万やるのであれば、旧佐伯市内のですね10校区にも私は地域振興の意味を含めてですね、差別することなく与えてほしいというのが、そういう差別、差別というのは悪いけど、そういう予算にですね差があるということは当然だれもが分かってることだと思うんですね。そういう部分について、今後ですね行政の内部において、検討する意思があるのかないのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 総合計画が中身的には基本構想と基本計画からなっておりますが、今年度実施計画を作ることになっておりますが、この実施計画の作り方にあたりまして、企画の方ではですね公共施設整備計画というのがありますが、これは役所の業界用語でマル公と言っておりますけれども、その策定にあたりまして、この総合計画の実現、幾つかの数

値目標を掲げておりますけれども、その実現に関係のある事業、それを最優先にしますよということでマル公の公共施設整備計画をまとめようとしております。その中でですね、上がってきた項目を見ますと全体像がわかるという形になっているわけです。昨年まではハード事業だけでしたけれども、地域の振興についてはですね、なかなか金額の張らないソフト事業がかなりの効果をもっているという認識がありますので、ソフト事業についてもこれから先3年間のものをですね、とおして見ていこうという形で臨みたいと思っております。それから旧町村部、それから市内の過疎地域と言われるところがまた市内でも出てくるかと思えますけれども、そうしたところの振興をどうしていくか。地域の活力をどうして上げていくかということにつきましては、そうした部局も創設ができないかということも含めてですね検討をしていっているところです。

議長（小野宗司） 江藤議員。

20番（江藤茂） 部長ありがとうございました。じゃあ最後に市長にお尋ねをいたします。今、企画部長と議論をしたんですが、どうも私自身はこの総合計画を含めてですね、補助事業のあり方とかいろんな部分で旧佐伯市のそういう周辺地域、中間地域ですね合併町村との、どうもそこに配慮がですねあまりにも足りないんじゃないかというふうに思っております。予算的な部分、あるいは人的な部分ですね、あるいはいろんな事業に対する部分も含めてですね、特にパワーアップ事業なんか300万振興局に、わずか300万しかもらってないんだっていう言い方ですね、我々の地域は1円もないわけですよやろうとしてもですね、一から予算の要求を上げて計画を立てて、やっとそれが認められない限りですね実施できないと。片や今年は何をして使おうかなあというのとですね、大きな差があるわけですね。市長そういうふうなところをですね、執行者として地域のバランスを考えなければいけない市長としてですね、どのように思っておられるのか。お考えがあればですね聞かせていただきたいと。そういう私が言っていることが、江藤議員あなたの言っていることが間違っているんだと言われればそれまでなんですが、私はそうではないというふうに思っておりますので、どうか分かりやすいようにですね、住民の皆さん方に、いや旧佐伯の周辺地域もこういうふうに自分の任期中にやるよというようなことがあればですね、お考えをお聞かせ願いたいと思います。で、質問を終わりたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 江藤議員から旧市町村、合併前の状態、いろんな中でのそうした中でのパワーアップ事業というのを策定させていただきました。特にこうした合併においては9、要するに九つ、市町村全部に地域審議会というのを設定しておるわけです。これは法律的に10年間これを生かさなければいけないと。また特に、このパワーアップ事業ができたのは議員も御存じのとおり、地域におけるいわゆる行政地域があったところが本庁を中心とした政策に変わっていく。そうした中で急激に変化する中で、その地域が衰退をするためにパワーアップ事業で補い、地域の活性化を図っていくという目的で私は作ったと記憶しております。地域におきましては、それぞれの職員数約半減しております。本来であれば合併前にはそれだけの多くの職員を抱えてたわけですけど、こうした行財政改革を行うということになれば、どうしても職員数を削減をしなければいけない。かといって本庁における部門はなかなか削減できないと。地域におけるそうした負担を考えれば、そうしたパワーアップ事業を入れながら地域の活性化ということをしていかなければ、そこにおった職員もまた市内に転勤し、

若い方々と一緒になったイベントもできない部分があると思う。そうした意味でのパワーアップ事業を佐伯市独自の施策として取り組ませていただいております。地域における差というのはこれからもそれがパワーアップが続くかといえば、これが永久に続くものでは私はないと思っておりますし、そうしたことを調整することが必要があるのかなあと思っております。またそれはNPOやいろんなまちづくり団体、それぞれの施策においてやっていること、また地域においてもまたいろんな中での団体ができてくると思っております。こうした施策の中である市におきましては、そうした提案制度をしながら地域におけるイベント、また地域の活性化で執り行う事業を新規に別枠で立ち上げたところもあります。そうしたことを私たちも今後とも見ながら、どうした方向づけをするかということもやっていかなければならないと思っております。地域における、それは佐伯市の旧の中ではそうした施策はなかったわけではありません。昔、まちづくり交付金という形で旧佐伯市も発行してはりましたが、それもなかなかイベントがそのままの状態固定化しておったということで途中で廃止になっているようにあります。地域における活性化、まちづくり協議会、いろんな形の中で、またそうした施策については十分別枠の中で論議をしていきたいと思っております。私はそうした中で、差別ということではなく、地域においても必要な事業だということでパワーアップ事業を導入させていただいております。以上です。

議長（小野宗司） 以上で、江藤議員の一般質問を終わります。

次に27番、吉良栄三君。

27番（吉良栄三） 昨日、一般質問の放送を見ていた方から連絡がありまして、吉良君が議場にいないから具合が悪いのかなというふうに言われました。よく考えて見ますと前は4番議席だったんですが、今回から27番に変わったということで、これから市民の会、27番、吉良でいきますのでよろしくお願いいたします。9月に入りまして宇目^{ぶどう}葡萄が食べごろを迎えております。また今週末からは県民体育大会が開催されるということで、佐伯を代表する選手皆様の御健闘をお祈り申し上げまして、質問に入りたいと思います。

通告に従いまして、今回は三つのテーマについて一問一答により質問をいたします。まず1点目といたしまして、農地の渇水対策についてお伺いをいたします。今年における佐伯市の水稲作の状況をお聞きしますと、早期については出来高は順調であったとお聞きしておりますが、普通作については、もうすぐ9月下旬から10月にかけて収穫時期を迎えますが、今年は非常に収量が少ないことが見込まれております。その要因といたしまして、植付け時期に雨が少なく水不足に悩まされ、植付けの遅れや植付けができなかった箇所もあり、農家の方は非常に苦慮されたと聞いております。大分気象台の観測機が宇目にも設置をされていますので、今年の雨量を調べてみますと、5月の総雨量が54.5ミリ、6月が162ミリということで、5月、6月で216.5ミリでありました。また平成11年から平成20年までの過去10年間の雨量も調べてみましたが、10年間の平均総雨量が5月が225ミリ、6月が318ミリ、合計543ミリで過去のデータから見ても今年は平年の平均雨量の半分以下と非常に雨が少なかったわけでありまして、そこで質問をいたしますが、佐伯市の地形、農地の給水整備を踏まえ、今年の水不足の実態を市は把握できているのか。また農政を担う立場としてどのような対応をとったのかをお伺いします。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） それでは吉良議員の御質問にお答えをいたします。まず水稲の作付

状況につきましては、今年6月13日から15日の3日間にわたり、農業振興課職員におきまして市内全域について調査をいたしました。調査時点におきましては、作付の予定面積の73%、約706ヘクタールが作付済みでありました。また水不足等によって作付を見合わせているという水田におかれましては15%の約142ヘクタールでありました。なお最終的に水不足によりまして水田の作付ができなかったのは、宇目地域で79アール、直川地区で13アール、佐伯地区で61アール、計約1.5ヘクタールであったと把握をしております。水不足に対する具体的な対応といたしましては、6月18日に佐伯市小雨対策連絡室を設置いたしまして、県又はJA等関係機関との対策を協議し、農作物の被害状況の把握、また技術情報の提供及び指導、またポンプリース等による補助等を行ってきました。以上です。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） それでは再質問をさせていただきます。今年の現状ということで部長の方から答弁をいただきました。また今年の市の対応ということでも答弁をいただきました。宇目地域、直川地域で、また佐伯地域に作付ができなかった箇所があると1町5反ほどですかね、あるということであります。そういったデータを出していただいたんですが、もうちょっと突っ込んだところをですね、私の方から言わせていただきますが、ちなみに宇目地域は1枚、1筆と数えたときに15枚の田が植付けができなかった。直川地域については2枚、で佐伯地域については8枚、計25枚の田んぼが作付ができなかったという状況であるようにあります。その中で実際に25か所の作付ができなかったというのと、また現地を見たり聞いたりして歩きますと、実際作付はしたと、でも水が少ないけども植えないよりもまだということで作付をした箇所もあるということで、現況を見ましても非常にそういった箇所は病気が出たり、成長が悪かったりで非常に収量が見込めないような状況になっているというふうにもお聞きをしております。また、今回の渇水対策については非常に市の方にも農家の方から苦情や問い合わせがかなりの件数あったんじゃないかというふうに思いますが、今回、そういった市の方の対応されたということで部長の方から答弁をいただきましたが、今回のその市の対応というのは、この現況を考えたときに万全だったのかというふうに、どのように考えているのかをお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 今のことにつきまして、万全だったかということにつきましては、やはり作付に当たっては、毎年そのような形の中で、やはり調査をしていくといった形の中での状況を今説明をいたしました。最終的にはやはりそのような事業についてですね、今後やはりどうしても渇水という形の中で、農地がどうしても厳しいというような所についてはですね、やはり今後そういう地域に対しましても、転作を推進するとかというような形の中で一緒になって、やはりそういう形の中で、地域の中で取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） すみません。部長今答弁いただいたんですが、それは恐らくイの方の、今後どうするのかというところの答弁になってくるんじゃないかならうかと思いますが、要は今回が市としても万全な対応ができたと思っているのか。その点についてですね。十分な対応ができたのか。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 市としては、どこまでが十分かということには分かりませんが、やってきたというふうに思っております。以上です。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） やってきたということではありますが、それでも非常に現状としては結果、厳しい状況であるなあというふうに感じております。また、対策本部の関係もですね、県の方が設置をして、それから市が動くというふうな今状況であるんじゃないかなあと思うんですが、非常にそれで迅速な対応ができるのかということにも一つ今回の対応を見て疑問に思っているわけでありまして、その辺をですね、今後考えていく必要があるのかなあということで、次の質問に移っていきたいと思うんですが、次に今後の対応策であります、農業というものは非常に自然との共生でありまして、雨量や天候によって左右をされてしまいます。世界的にも異常気象が懸念されておりまして、今回においても南九州ではなかなか雨が降らない。九州北部や中国地方などではゲリラ豪雨といった局地的な集中豪雨で各地に大きな被害をもたらしました。異常気象は今後も予測され、農地の濁水被害は今年だけの問題ではなく、今後も考え、対応していく必要があると私は考えております。そこで、今後どのような対応が必要と考えるか。また取り組めるかをお伺いしております。通告をしておりますので、この部分についての答弁をいただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 農業用水につきましては食料の安定の供給または不可欠であるばかりでなく、また地域の環境や景観を創出するものでありまして、農業用水や防火用水への利用は地下水のかん養等、多様な役割を農業水については果たしております。また農業用水を供給する農業水利の施設といたしましては、用水路又排水路、頭首工等々ございますが、現在、過疎化又高齢化又担い手の不足といった形の中で今の農業・農村を取りまく状況の中では、多額の費用を要する、ため池や地下水の新たな水源の確保といったものは困難であるというふうに考えております。そのために施設の更新といった方針のもとで、平成19年に策定をいたしました農村振興基本計画に基づきまして、中山間総合整備事業や農村振興総合整備事業によりまして、老朽化した施設の整備を図りながら、今後も引き続き異常気象等による緊急時の対応についても、状況に応じてその対応をしていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 今後の対応について答弁をいただきました。非常に新たなため池、せき、またそういった給水整備をするのは非常に困難であるというふうな答弁でありました。その中で今後計画を練って、現在ある所をですね、老朽しているところを復旧しながら対応していきたいということでありまして、そういう対応をしていくということでありまして、今回の状況を見ましても非常にそういう所が整備されていない、耕地の方ですね。また、今自然環境の流れの中でどうしても川、水利ですね、川等の水も少なくなっているという状況であります。また異常気象の中で雨が降らないとなかなか作付ができないんじゃないかというふうな非常に農家の方が不安を感じながらこれから農業を進めていくようになっていくんじゃないかと思っております。その中で、そういったハード整備は当然必要な箇所からどんどんしていただきたいというふうにあります、あとはマンパワー的なですね、対応を市としても考えられないかということで質問をしたいと思っております。これまで佐

伯市の渇水対策についての取組としては、県の方がですね、さっき言いましたように、渇水対策本部を設置し、それから市の方が動くというふうな状況で、今年の例を見ましても非常にそれじゃあ対応が遅かったというふうなことを私は感じております。他市の事例を見ましても、県が設置してそれから動くというケースよりも、今ほかの状況をお聞きする中で、もう市独自でですね渇水対策本部を設置し、もう渇水、これはもう農地の災害だというふうに位置づけて渇水対策本部を自分とこの各自治体で設置する。条例化をして設置している自治体もあります。また、そういう設置をする中で、こういった対応をしたかという事例であります。今年南九州が非常に雨が少なかったということで、鹿児島の方でもそういった対応をしております。出水市の方ではですね、ミキサー車を借りてミキサー車に水を入れて、渇水している農地に水を入れて給水活動をしたという事例もあっております。これからは佐伯市も考える中で、やはり渇水というのも一つですね災害と位置づけて、佐伯市独自で渇水対策本部を設置し、そういう急を要する渇水に対する対応をしていくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 渇水対策を市で独自でということではありますが、やはりこのように今から、先ほど言いましたように異常気象というのは今からやはり起こる可能性は今までも高いというふうに考えております。しかしながら、この対策協議会というのはやはりそういう非常時が起きた部分についてやっていくという形になろうかと思っております。しかしながら、やはりこの農業を携わっているやはり農業振興課といたしましては、やはり本部を立ち上げるというよりも、やはりそういう中で職員が早く動くということの方が大事であるというふうに考えておりますので、常にそういう対策設置をしていくという形でなくて、独自に振興課の方で先をとって動いていくというふうにいきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 本部を立ち上げた方が僕は早く動けるんじゃないかと思うんですよ市独自でですね。そのための対策本部であると思っております。その中で対策会議をしながら必要な箇所に支援をしていくというのが渇水対策本部、台風とかの災害時でもそうですね。対策本部を作ってそういった台風に備えて、災害に備えた対応をしていく。この農地に対しても僕は同じことじゃあないかと思っております。ちょっとその辺はニュアンスが非常にずれてるなあと思っております。今の部長の答弁でですね、いただいたんでちょっと紹介をさせていただきたいと思っておりますが、近隣でもですねこういった対応をしている自治体があります。大分県では中津市が対応しております。ちょっと述べたいと思っております。平成17年の渇水、今から4年前ですが、平成17年も非常に雨が少なかったということで、5月、6月で今年よりも少ない184ミリという雨量を観測しております。この平成17年の渇水時に中津市の市長が本部長となり渇水対策本部を設置し、散水車4台、バキュームカー2台、タンク車1台の計7台により耶馬溪支所全職員で対応し、1日30名を4班に分けて給水作業を開始したと。給水作業は8日間にわたった。途中間に合わないということで建設業協会からの協力により給水車を増大して対応した。また平成17年の渇水を受け、集落からの要望があった地域にボーリングをして地下水を確保したり、せきやため池などの水確保の計画を立て整備を行っている。現在も整備を行っている。また、まだ未整備の地域については市独自で消防のお下がりなどのポンプを確保し貸付を行っている。ということで、大分県中津市、合併した佐伯市とあま

り変わらない時期に合併をしておりますが、そういった対応ができていない自治体もあるというのを御紹介したいと思います。また直接現地には行ってないんですが、担当職員の方という電話で話をさせてもらったときに、その職員いわく、農家の声を受け市長自身も農地保全に前向きで湧水対策に力を入れている。というふうな市長から、そのトップもそういった湧水対策について前向きに対策本部の本部長になり、また現地を視察するなどして対応をしている自治体もある。ここまではできないかもしれませんが、こういった形で佐伯市も考えてみませんか。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） どういう形かということはありませんが、そういう形の中でやはり内部で話し合っ、そういう形ができれば市の中でそういう方向に取り組んでいくということも考えていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） そういう形ができればじゃあなくてですね、そういう形でやっていくのが私はグッド・ベター・ベストのベストだと思っておりますので、そういう取組を考えていただきたいと思います。災害本部長、市長、中津はそういうふうにやられておりますが、佐伯市は考えられないでしょうか。もし市長の方から答弁いただければお願いしたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 吉良議員の御質問ですが、湧水対策本部というのは、多分この17年というのは、私もちょっと記憶にあまりないんですけど、相当大きな被害があったと聞いております。地域における米とか、そうした中で全体的な被害の大きさによって対策本部室を作っていたのではないかと。当市においても被害の状況においてはそうした対策を講じる必要があるかなと。それがどこまで立ち上げるかです。だから災害対策本部も状況によって判断ですね、そうした状況にもっていかなければならないと。今回の場合はそこまでいわずに小対策でいいのではないかと現場との判断があったかなと思っておりますが、私はこれは担当部の方から一応逐次状況を聞いております。そうした中で、現在における中での対策とすればポンプのリースとかいろんな形の補助をやってるんで、現状ではそういう状態に対処したいと思って、対策本部を作っても状況が把握できなければ、その対策本部としての役目がございませぬので、全体を見ながらその必要時点において、この状況を判断していきたいと思っております。一例ですが、佐伯湾における赤潮対策、被害がありました時に、そうした中では対策本部を立ち上げずに県とも相談しながら、それに対する助成等も行った経緯もございませぬので、そうした状況をみながら判断をやっていきたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 対策本部を作っても状況を把握できなければということではありますが、状況を把握するために対策本部を立ち上げるべきではないのかという私は質問であります。そして、そういうふうにも実際取り組んでいる。成果を上げている自治体があるということも御紹介させてもらったわけではありますが、確かに状況を把握をしながらということでもありますので、是非ですね迅速な対応ができる。大きい、小さいにかかわらずですね、その農地がやっぱりそういうふうにも農地保全でこれからそういったもう作付ができないとなれば耕作放棄地も増えてくるでしょうし、今食糧自給率又耕作放棄地の解消をやって国の方も進めていこう。政権が変わりましたがずっとそういった流れできておる中で、やっぱりこういった対応ができ

なければ、耕作放棄地の解消よりも耕作放棄地を作らないための対応としてやっていきたいと、やっていかなければいけないと思っておりますので、是非ですね今後そういった考えの中で迅速な対応ができる体制を行政の方も作っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして2点目の質問に移りたいと思います。2点目といたしまして、若者の定住と地元消費の支援についてということでタイトルを挙げております。ちょっとこれはですね、タイトルの付け方に悩んだりもしたんですが、要は地元消費、地元にお金を落とすための取組をテーマに質問を考えました。地元にお金を落とすための取組として市といたしましてもイベントの開催や佐伯市のPR活動、また関係団体への補助金支援などを行っております。地元消費のポイントとしては市外の方に佐伯に来ていただきお金を落とすこと。また佐伯市民が市外で消費せずに地元で消費することではないかと考えます。そこで質問ですが、地元消費の必要性と支援策について、市としての考え又今後の取組などがあればお聞かせいただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 吉良議員が言われますとおり、補助金支援などを行っております。その内容としましては、商店街等が共同して取り組む集客促進イベント、これは1事業につきまして15万円を限度に補助金を交付しております。昨年の例ですけれども、仲町の七夕まつり、新屋敷のげんき祭り、鶴岡商工祭、そうしたイベントに対して補助金を交付しました。また、佐伯市番匠商工会が実施しております宇目地域、本匠地域における宅配事業、これについても補助金を交付しております。今年度から直川地域も開始しております。この宅配事業は地域を中心に会員や商店を募りまして、電話などにより商品の受注を受け、各商店から商品を集め会員宅へ配送するという事業でありまして、三つの地域ごとに運営されております。それから先の議会で承認をいただきましたプレミアム商品券、この発行事業に対する補助金ですとか、今ひとつはですね、これもあの先の議会の方に提出させていただきましたけれども、商店街の空き店舗を活用しました地元産品の情報発信や販売などを行うアンテナショップ事業、これに対する補助金も予定しております。今後も補助対象となる事業の精査をしつつ、機会をとらえ地元消費に向けた支援策を実施していきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 答弁いただきました。私が質問でテーマとして挙げてるように、要は地元で消費すること。地元にお金を落としてもらおう。よそから来て落としてもらおう。地元の人が地元で落としてもらおう。そのためのこれまで補助金を打ってきたということで、そういう解釈でよろしいですかね。今部長がずっといろんな市が行っている補助金等の説明をいただきましたが、私の思っているそういった地元で消費するというのが大前提である。そういった補助金のあり方ということで解釈をしてよろしいんでしょうか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 補助金だけがすべてではありませんけれども、基本的にはそういうことです。特に、先の議会で承認をいただきましたプレミアム付商品券ですけれども、これにつきましては単に地域にお金を回すということだけではなくて、商店街がいろんな工夫を凝らしたり、商店街組織そのものがですねかなり疲弊化してきてますので、これを契機

にですね商店街のまとまってセールを打つとかですね、新しい商品を開発して飲食店でも新しいメニューを出すとかですね、そういった工夫が今始まっておりますので、活性化という面でも必要であろうというふうに思っております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 当然ですね、地元を消費するということは地元の活性化につながる。その活性化が要は市に潤いを与えるという、そういう流れになっていると思います。そういう先を見通した目的の中でやっぱりそういう補助金制度もあるんじゃないかなあと思っております。そういった取組を現在されているということではありますが、そこで次の質問に移りますが、地元消費として私なりにポイントを絞ってですね質問をさせていただきたいんですが、今、結婚式をですね佐伯市内ではなく、市外で行う方が多いというふうな話をですね、市内で結婚式をする方が激減しているといった声をよく耳にしております。そういった声をですね私なりに調査をしてみました。過去3年間、佐伯でどのくらいの婚姻届があっているのかを調べてみますと。平成18年度が330件、19年度が359件、20年度が320件、これは佐伯管内で提出された婚姻届のデータであります。さらに市内の結婚式場として利用されている3会場、名前は言いませんが、お伺いをしてどれだけの結婚式があったかをお聞きをしました。平成18年度が158件、19年度が133件、20年度が106件、婚姻届と比較してみますと18年度が地元で結婚式をした率が48%、19年度が37%、20年度が33%と年々減り続けているのが伺えるところです。もちろんこれがすべてではなく、結婚式をしないケースもありますし、市内ほかの会場を使ったケースもあると思いますので、一つの目安として私なりにデータ化した数値であります。それでも結婚式が佐伯でされていないといった声のように、婚姻届出数の半分、もしかしたらそれ以上が市外で結婚式を行っているのではないかと考えるところあります。そこでお聞きをしますが、市としてこのような声ですね、をどのようにとらえているのかをお伺いしたいと思います。また、地元消費のためにも地元佐伯でですね、結婚式をしてもらいたいなあと思うのは私だけかもしれませんが、こういうのは強制できるものではありませんが、佐伯で結婚をして、佐伯に住んでもらう。また地元消費といった観点で行政としてですね、地元で結婚式をしてもらう。何かメリットになるような対策を何か講じられないかなあとと思うわけなんです。考えがあればお伺いをしたいと思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） お答えが大変微妙なところだなというふうに思います。背景としてはですね、高齢化が進みまして結婚年齢層が少なくなっているというのが一つありますし、シングル層といいますが、結婚しない人たちも増えてきたということが大きな背景としてあると思います。その中で婚姻届を出された方は先ほどのとおりです。各市内ですね披露宴会場の集計もそのとおりで、確かにですね結婚の数に比べて大きく減っているというのが現状であろうというふうに思っております。これが景気状況もあるのかなあという気もいたします。ただタウンページ等で見ましてもですね、結婚式場の数を調べますと佐伯は三つ載っております。お隣の臼杵が同じく三つです。これに比べまして大分市ではですね35という数になっております。特に大分市の式場を見ますとですね、専門タウン誌を発行しましたり、インターネットにホームページをアップして情報提供を行うと、各式場ともですね大変趣向を凝らしておりまして、特に女性の感性に訴えるような演出による獲得戦略を行っていると思っております。それから一つは高速が開通しましたので大分までも近くなりました。

これは間接的にはやっぱり影響があっていると思います。逆に言いますと高速が開通して大分市とも近くなった。臼杵とも近くなったということはですね、こちらから出て行くというのもあるかもしれませんが、逆に入ってくるということもこれはないわけではないわけですし、例えば、市外の披露宴会場ではない特色といいますか、例えば、佐伯は食が売り物ですから、招待する方に佐伯の食を味わってもらいたいというものをですね、誘致してくるということもこれは逆に可能であるというふうに思います。そうしたことを含めまして、まずは業者の皆さんのですね、演出なり工夫なり、外に対するアピールといったものに期待したいというふうに思っております。それを含めた上でですね、もしお手伝いできることがあればそれらを惜しむものではないということでありませう。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 答弁をいただいたわけではありますが、景気とかですね言われましたけど、実際に婚姻届が出て、その婚姻届に対して地元で結婚式をされている方が減ってきているという状況はですね、まあ景気うんぬんではないかなあと思っております。また言われるようにですね佐伯だけではなく、いろんな所に結婚式場があってやはり結婚される方のニーズにあったですねやっぱ対応をする。そういった部分も当然影響が出ていると思います。その中で佐伯市としてもですね、だからもうそういう状況ならもう仕方ないやと言ってしまうんではやっぱこの地元消費だとかですね、地元の活性化を考えたときには非常にまあ見過してしまってもいいのかなあというふうに考えるところであります。確かに企業努力というのは必要ではありますが、なかなかいろんな条件がある中で、企業努力だけでじゃあ佐伯のですね、外で結婚されてる方がみんなじゃあ佐伯で結婚するかというのも非常に企業努力だけでは賄えない部分もあるんじゃないかなあと思います。そこで行政として何か支援ができないかなあというふうな質問をさせていただいたんですが、何かちょっと光のあるような答弁をいただいたんですが、簡単な話かも知れませんが、地元ですねやはり消費というふうに考えたときに、やっぱり地元で結婚式を挙げてもらうような応援をですね、行政としてもできないかということで、手っ取り早いと言っただけですが、やはり佐伯でじゃあ結婚を挙げるメリットをですねやはり作らなくちゃいけない。そのためにもやはり行政が何ができるかといったら、ひとつは支援金といいますか、そういったですね佐伯で結婚したら応援をしますよというふうな支援金のような形でですね、補助金といいますか、例えば地元で結婚した場合は20万円市から補助します。応援をしますっていうふうなですね。そういった形でですね応援をできないかなあというふうに思っておるんですが、いかがでしょうか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 佐伯は山と海に囲まれた比較的閉鎖的な地域ですから、今までなかなか本格的な競争というものになじまなかったという土地柄があるかもしれません。今回高速が開通しましたことで、そうした競争の時代に入ってきたということが言えるかと思っております。ですからまずはですね、魅力ある商品をですね、各それぞれの業者がやっぱり開発していくというのがまず第1だろうと思います。市として個別の業者にですね、例えば補助金うんぬんということはなかなか考えにくいと思いますので、例えば、佐伯市のイメージアップをする。佐伯市というまちを全国的なレベルでですね売っていくという観光面の取組で今やっていますけれども、そういったことも一つの側面援助になるのかなあというふうに思っておりますし、今ひとつ言われました結婚した人に幾ばくかの補助金うんぬんといったも

のはですね、これは定住を進めるという意味ではですね方法論としてはあるかもしれませんが、ただ結婚式をしたからといってですね、そこに補助金うんぬんというのはなかなか考えにくいだろうと思っております。定住促進につきましては、これはどういう方法があるだろうかとということを含めてですね、今企画の中でもいろいろ議論をしているところです。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） イメージアップを図るということで、それでねえ最終的に結婚式が増えればそれはいいんでしょうけど、果たしてどこまでのねえ、成果が上がるかなあというのもあるんですが、定住に対してということであります。当然、地元で結婚式をしていただいて地元で定住してもらう。やっぱそういった部分をですね考えるということで支援をする。業者に対してお金をじゃあなくてですね、結婚をした方に対して応援金という格好でして、それを活用して是非地元で結婚式をしてくださいというふうなことで考えられないかと私は思っております。地元で結婚して地元で定住をする。若者定住でもあり、やっぱ佐伯に残ってもらうというね部分も含めてですね、そういった思いを込めて行政から支援ができないかなあというふうに思っております。私はですね今回テーマに上げたのが結婚祝金を出せとかいうわけじゃないんです。要は地元で消費するために何ができるかというのが私のテーマであります。いろいろ話を聞いておりますと、結婚費用ですね、結婚費用も聞いたりもしたんですが、大体1人あたり2万5,000円とか3万円ぐらいの結婚費用が掛かっているというふうなことをお聞きしております。じゃあそれが100人くれば250万だとか300万がですね、考えてみればそのまま佐伯にお金が落ちるわけです。よそですればそういった250万、300万がよその佐伯以外の所にそのお金が落ちる。それだけお金が落ちるということは、例えば結婚式場だけではなくタクシーだとかですね、着付けの関係、料理の関係、また引き出物の関係、写真の関係、いろんなやはり地元で結婚式をしてもらうことによっていろんなやっぱ地元の相乗効果というのがあるんじゃないかなあと思います。年間300組ぐらいの婚姻届が出ているということで、仮にそのうちの3分の2、200組が佐伯でして、仮にその1回の結婚式が200万の費用が掛かったとすれば4億円のお金が佐伯に落ちるということになります。そういうのを考えたときに、じゃあその4億円の1%、400万ですね。そう支援しても経済効果という意味で見たときには十分効果が出る対策じゃあなかるかなあと思います。そういった効果が巡り巡ってやはり市財政への影響にもつながるんじゃないかなあと思います。とにかく地元でお金を落とすためには何がいいかという意味で私はこの結婚式というものに焦点をあてて質問を出させていただいたんですが、そういう地元消費という観点から、そういうのも含めてですね、考えられないですか。メリットを持つということで是非考えていただきたいなあと思うんですが。そういった地元消費、それが巡り巡って佐伯市の所得向上につながるという観点からも応援ができないかですね、もう1回お願いします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） ピンポイントでというのはなかなか難しいと思いますけれども、市の経済発展に、お金が地域を回っていくという仕組みについてはですね、十分考えていかなくちゃいけないと思っております。今のところ最大のものはそのプレミアム付の商品券であると思います。これは4億円プラス1割ですから4億4,000万円、これがですね各地域にもたらす経済的な影響はかなり大きいものがあるだろうというふうに思っております。個々のものについてはですね、なかなかここで即答してですね、どうのこうのということはない

か言いにくいと思いますので、こうしたちょっと間接、これもまた間接になるかもしれませんが、そういったところからの支援はしていきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） なかなかですね、ここでじゃあ分かりましたと言うわけにはいかない部分も当然あるかと思っておりますから、是非ですね、そういった現状を今回知っていただいたということでも私は成果があると思っておりますので、是非ですね、商工会議所等とも連携をしながらですね、その辺も考えていただきたいなあと思っております。地元消費という観点で是非そういったところにも効果があるように取り組んでいただければなあと思っておりますので、これで終わりたいと思っております。

次に3番、畜産振興についてであります。これまでこの畜産分野については余りこういった議場で議論をされた記憶がないんですが、佐伯市の農業を考えたときに、私は畜産業は欠かせない産業であると思っております。県南部振興局が発行した「さいき地域の農業」の中で、こちらになります。農業産出額の推移を掲載されております。それを見ますと、作物・野菜・果樹・花き・畜産・その他とありますが、佐伯市の農業産出額の約3割は畜産業が担っているのが分かります。また、平成21年度の佐伯市農業振興計画にも主要作物の現状として参考資料が掲載されておりますが、やはり畜産業が全体の3割を占めております。このように一次産業の振興、農業分野の振興を図る上でも畜産業の振興は必要不可欠であると考えます。また、農林水産省も循環をキーワードに耕畜連携を推進しており、たくさんの事例を公表しております。それらを踏まえ、農業の振興や環境エコロジー、バイオマスを推進する上でも畜産業の役割は大きいのではないかと考えますが、市として今後の畜産業について市が目指すこと、取り組むことなどが具体的な計画があればお聞かせをいただければと思います。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） それでは質問にお答えをいたします。現在、畜産業として肉用牛・酪農・養豚・養卵・養鶏があります。その中で肉用牛が約1,000頭、乳牛が150頭、豚8,000頭、鶏31万羽が飼育をされております。飼育の飼料高騰によりまして、牧草、飼料米等の作付が推進され、耕畜連携による取組が現在佐伯市でも行われております。また、家畜の排せつ物等については、一部市のたい肥処理施設に持ち込まれ、また良質な堆肥として農地に還元をされております。地域資源の循環型による環境保全型農業が展開をしております。今後も家畜排せつ物の適正な処理を指導しながら、たい肥の供給を推進していきたいというふうに考えております。畜産は、先ほど議員さんから言われましたように、佐伯市農業の中でも最も生産額が大きく重点産業と位置づけ、生産額の向上に向けましてさらなる振興に取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 答弁いただきました。この畜産業についても市としても重要な産業であるというふうに認識をしているということでもあります。その中で、生産額の向上に向けた取組を今後は考えていきたいという答弁をいただきました。それで次の質問に移りたいと思っております。畜産振興としまして、さらに焦点を絞って質問をしたいと思っておりますが、今言われた中で肉用牛の振興についてお伺いをいたします。佐伯の畜産業は肉用牛・乳牛・養豚・養鶏・養卵がありますが、今年はどうし年、私も年男ということで、この肉用牛についての質問をさせてい

ただきたいと思います。別に偶然なんですけど、繁殖肥育の肉用牛の振興についてお伺いをいたします。農業だけで生計を立てるには非常にまだ厳しく、後継者や担い手不足の解消は現実として厳しいものと考えております。先ほど耕畜連携と言いましたが、今後は農業と畜産業とを連動連携させた更なる施策が必要ではないかと思っております。質問をしている繁殖牛についてもBSEの問題で市場価格が暴落し、厳しい経営を強いられていたのですがその後、国産牛が見直され市場価格も安定をしてきました。この時、消費量の減少で低迷する乳牛から繁殖牛に切り替える畜産農家も佐伯市内でもありました。しかし、ここ二、三年前からの穀物不足による飼料の高騰や景気悪化などの影響で子牛の市場価格も低迷を続けている状況です。農業・畜産業の拡充・拡大を図るためにもそういった苦しい状況に置かれている繁殖牛農家に何か支援策を講じることができないかお伺いをしたいと思います。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 現在、肉用牛の繁殖農家が佐伯管内で44戸あります。繁殖農家は母牛を育成し子牛を産ませ約10か月で子牛市場に出荷をしております。最近の子牛価格の低迷により、繁殖農家は大きく厳しい経営に強いられております。素牛の導入には国・県の補助等があります。また市単独といたしまして、優良精液導入事業として支援をしているところです。今後は飼育技術の向上を図りながら、子牛の市場に高く評価される子牛づくりが必要だと考えておりますので、県、農協、または関係機関と連携しながら繁殖農家に更なるレベルアップに努めていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 答弁をいただきまして、農業・畜産業というのは国策でも位置づけられておりまして、非常に国からの支援も非常にあっておりますが、素牛の支援、また市単独で優良精液の支援をしているということでもあります。これからこの畜産業を考えたときに、この繁殖牛であります。畜産業の振興を繁殖牛の振興という中で、これからやっぱり数を増やす振興ではなく、部長が言われましたように、いかに優良な質のいい親牛を系統のいい親牛を持つかというのがこれからの振興になってくるんじゃないかなあと思っております。その中で今、市といたしましても優良精液の支援ということで60万円ですか、年間60万円の予算を組んでいると思います。この60万という根拠はあるかと思うんですが、今、子牛市場が非常に暴落をしていると、厳しい状況であると部長も言われましたように、今、非常に二、三年前に比べて12万、20万と非常に相場が落ちております。その中でも実際に市場に行ってますね、そういったデータを見ますと、今どういう動向にあるかというのが非常に系統のいい牛ですね。系統のいい子牛については非常にまだ値段はいいです。50万、60万を超す牛も出ます。しかしながら、その反面そういった系統がそこまで未熟といいますか、系統があんまりない牛については20万を切ったりもする。そういった非常に二極化した今市場になっております。その中で繁殖牛の支援というのを考えたときに、要は佐伯に系統のいい親牛を残す必要があるんじゃないかと思っております。その系統のいい親牛というのが今鹿児島の方、毛高系って言いますかね、鹿児島の方の牛が非常に系統がいいということで市場価格も非常に高い状況であります。その牛の種、種と申しますけど、をですね購入して地元で、この佐伯に系統のいい牛を親牛を残すという取組がこの優良精液の支援60万円であると思っておりますが、この60万円という金額を見ますと、先ほど言われましたように、40軒以上の畜産農家が、繁殖牛農家がある中で各家に割当てる数がですね、この60万だと1本、2本ぐらいの割当し

かないという状況であります。この部分をですねやはり私はこの繁殖牛の振興を考えた上で、この部分をもっとですね市が考えてやってもいいんじゃないかなあと考えております。この60万がですね、倍にすれば120万、そこまでなくても100万ですね、そのくらいの予算を是非ですね考えていただいて、1本、2本が3本、4本と少しでも多くですね。これ補助でありますので当然農家の方の負担もあります。そういう部分で支援をしてあげて、佐伯に系統のいい、価値の高い牛を残すような取組が繁殖牛の振興につながると考えております。また、非常にですね、そういった系統のいい精子というのは1本がですね1万以上、すごく高い値で10万ぐらいするのもあるというふうにですね、非常に高いんです。だからなかなかそれを農家個人が導入するのは厳しい。また1本、2本で買うのは厳しい、まとめて購入しなければなかなか譲ってくれないというふうな現状でもあるとお聞きしておりますので、やはりですねこの部分をもうちょっと市としても強化をしていただいて、繁殖牛農家にたくさんですね、優良な繁殖牛を増やせる。そういう施策を考えていただけたらどうかなあと考えております。親牛をですね1頭持つと10産はしますので、10年間は優良な子牛ができるということになります。そうなるくと当然担い手、後継者の育成という部分でもそういう安定した優良な牛がいるのであれば担い手、後継者の育成という部分にもつながってくると思いますので、この部分をですねもうちょっと市としても支援をしていっていただけたらどうかなあと考えておりますが、その点について答弁をいただければと思います。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 先ほど吉良議員が言いましたように、肉用牛に対しましてはやはり佐伯の農業の62億円の中の畜産業が約18億といった形の中で、非常に一番高いといった形の中で今の繁殖農家があります。また、農家の中でも繁殖農家が大体47戸ある中の44がこのような繁殖農家といった形の中で、やはり優良な品種をつくるのがやはり繁殖農家の育成と又後継者につながっていくというふうに考えておりますので、できる限りそういう形の中でやはり優良精子の導入といったようなところについてはやはり検討していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） このうちですね、大分合同新聞のトップにですね、豊後牛ブランド飛躍を担うということで、カラーで記事が載っております。見られた方も多んじゃないかと思いますが、非常にですねこういう豊後牛についても、今後期待の持てるこういったスーパー種牛が誕生したということではありますが、是非ですねそういった毛高系、鹿児島の方にですねそういった今価値の高い親牛を残していただいて、この豊後牛の種を付けて繁殖をしていくと、子牛を出して高い市場を狙っていくというのがやっぱこれからの本当期待できるこの新聞記事だと思いますので、そういった分野で畜産業も期待ができるんじゃないかなあと考えておりますので、是非ですね検討していただきたいと考えております。時間がありませんので最後になりますが、肥育牛について、肥育牛ですね、現在繁殖牛が佐伯では盛んであるということではありますが、肥育牛の育成も行っているところであります。それで肥育牛、佐伯産のですねブランド牛が確立できないかということで、そういった取組もですね、この畜産振興の中で目指してみないかなあとということで質問を出させてもらっております。大分県豊後牛と言いましても朝地牛だとか、山香牛とかそれぞれの地域の特色の牛をブランド化しております。佐伯も是非ですね、そういった佐伯牛のブランド化を目指してみないかということで質問を

したいと思います。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 現在、肉用牛の肥育農家につきましては、先ほど言いましたように3戸あります。肥育農家は繁殖農家と違いまして子牛と市場で導入をしております。約20か月育てて枝肉市場へ出荷をしております。また口蹄疫、またBSEといったそういうことから最近高級肉としての消費がやはり減退して、枝肉単価の低迷が続いており、肥育農家は大きなダメージを受けているというのも事実であります。牛肉の個別販売というものを非常に厳しくすべて枝肉市場へのお荷となりますので、非常に佐伯ブランドとして確立をしていくということについては難しいというふうに現状では考えております。まず、豊後牛のやはり全国ブランド化に向けて各地域でやはり子牛又は肉牛ともに市場単価の高い飼育技術を向上させる必要があると考えておりますので、今後は関係機関とやはり連携をしながらさらなる技術アップに努めていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 最後になります。なかなか現状ではですね、そのブランド化というのは確かに言われるように頭数の問題もありまして厳しいと思いますが、将来に向けてそういった繁殖牛をね佐伯で、非常に価値が高いという評価をいただければですね、そういった肥育にもつながってくる。そういった将来の期待を持ってですね、是非振興の方も進めていただきたいと思います。今回の質問はですね、佐伯市にとって消費による佐伯の活性化また、畜産のような生産による佐伯の活性化を目指した取組はできないかということで質問をさせていただきました。是非とも今後検討いただきたいと思います。終わります。

議長（小野宗司） 以上で、吉良議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時00分から会議を開きます。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に29番、下川芳夫君。

29番（下川芳夫） 29番議員、開政会の下川芳夫でございます。暦の上では秋になっておりますが、まだまだ暑い日が続いており、暑さに弱い私にとってはうっとうしい季節であります。せめて質問はさらっと秋風のように行いたいと思います。今回は一問一答形式で行いますので、答弁も簡単明瞭にお答えください。

大きく3点について質問をいたします。1点目は、防災避難訓練について、2点目は、敬老会補助金について、3点目は、さいき903クリーンアップ大作戦についてであります。まず、第1点目の防災避難訓練から始めます。アといたしまして、8月30日に行われました避難訓練についてお尋ねいたします。自衛隊グラウンドで行われました大掛かりな訓練ではなく、各地区で行われた身近な直接的な避難訓練についてであります。今回、避難訓練は何か所で行われたのか。参加した総人数は何人であったのか。それぞれ全体の何%であったのかお尋ねします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 下川議員のアの質問にお答えします。各地区での避難訓練につきましては、373行政区の全自治委員の皆さんにお願いしたところ、当日実施した地区は45地区になります。また避難訓練総参加人数は1,904人で全体の約2.3%でした。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） 大変少ないように思われますけれども、少なかった理由は何か心当たりがありますでしょうか。お答えください。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 行政も一緒なんですけど、やはり選挙が重なったということと、特に上浦地区はですね、次の一週あとに個別に実施しておりますんで、その人数は入っておりません。それとやはり自主防災組織の取組っていいですか、行政としてはそこらはもうちょっとやっていかないといけないんじゃないかなというふうに反省はしております。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） 私が考えますところですね。大規模なね訓練も必要でしょうけれどもね、市民にとっては身近な訓練の方が参加しやすくですね、それから避難意識を高めるといふ点においてですね、是非ともですね、各地区でもってですね、啓蒙してもらってですね参加人数を増やすということが大切じゃあないかと思えます。質問しますけれども、今回のね各区長にはこの訓練を半強制的というか、是非やってくださいという要望ですね、をしたのかどうか、どういう経過だったのかお答えください。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 一応防災課の方で、各全区に御案内をしたんですけど、そこまでちょっと強くは言ってなかったかも分かりません。一応全地区にはお願いをしております。そういうことで結局45地区ということで、今後もうちょっと多く参加をするように、自助・共助・公助の関係がありますので、そういうことでよろしくお願ひします。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） 次回ですね、これも今年1回だけじゃあないんでしょ。来年もする予定かと思うんですけどですね、次回行うときにはですね、どうすれば多数参加してくれるかということですね、対策を考えてるかどうかお尋ねします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 次回多く参加するという対策は一応8月30日で取りあえず終わってですね、今地域のいろんな要望を聞いております参加地区に、それがそういうのがまとまったらですね当然この人数・地区で十分とは絶対思っておりませんので、今後対策を考えていきたいというふうにして、多くの参加をお願いしていきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） 今回ですね私が気になったことの一つにですね、サイレンの音がですね何か小さかったように感じたんですね。訓練のためだからね小さかったのか、ということと。それからもし急な地震やですね津波が発生したときにはね、同じ大きさの音ですね、で流すのかどうかお尋ねします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 先ほど言いましたけど、地区の方から訓練実施報告書の今提出をお願いしとって、段々に出てきております。今日現在では全部は出てきてないんですけど、今議員

のおっしゃったようにですね、中にはスピーカーの音が小さい、という反省点があります。そのほか放送が聞こえにくかったとか、同じような意見があります。そういうのを反省しながら、来年以降に今後につなげていきたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） では次のイの方に移ります。小・中学校の避難訓練についてでありますけれども、今回の避難訓練を小・中学校へはですね、連絡したのかどうかお願いします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。小・中学校の避難訓練については夏休み中でもあり、また新型インフルエンザ対策を考慮して、今回は通達はしておりません。学校ではですね、学校保健安全法や佐伯市立学校管理規則に定められていることで、防災等の計画書を作成しております。それで学期ごとに地震や火災、不審者等、こういう全体的な想定した訓練を実施する中で防火防災教育を学校は行っておるということです。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） 私はですね、こういう避難訓練を通じてですね、地区住民と触れあう場にも私はなると思うんですよね。小・中学生が出ることはですね、普段小・中学生徒と触れあう場というのがですね地区ではなかなかないんですよね。ですからこういう場を通じてですね顔見知りになっていただく。顔見知りになるということはですね、犯罪防止。今安全・安心パトロールを行っておりますけれども、犯罪防止にもですね役立つと思うんですわ。いわばこの避難訓練を通じてですね、そしてすればですねいろいろな付加価値が付くと思うんですよ。ですから是非ともですね小・中学生の方にもですね、いくら夏休みであろうとですね、登校日があると思うんですわ、訓練の前の時にですね、だからその時にですね、是非ともですね小・中学校の方に連絡をですね密にしてですね、連絡をしておいてもらいたいと思います。次回の時はどうしますか。すいませんお答えください。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。学校の方には通知はしておりませんでしたけど、今回地区の中で実際行ってる中で、ちょっと私もそこまで分かりませんが、恐らく地域の住民として子どもも参加してるのではないかなあというふうに思ってますけど、今後ですね、これはもう教育委員会とやはり協議しながら、出るのは決して悪いことじゃないんで、そういう前向きな方向でですね、教育委員会とまた協議していきたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） 関連する質問ですけども、学校ではですね、毎年避難訓練の実施とですね、ただ地震とかそういうのじゃなくて、火災訓練とかそういういろいろな避難訓練ですね、も行っているかと思うんですけど、どういう教育をしているのかですね、お聞かせください。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） すいません、ちょっと教育委員会の方に私1年前はおったんですけど、ちょっと教育委員会の中身が分からないんですけど、訓練はですね年に2回小学校では実施しております。それから中学校は年に1回、避難訓練、先ほど言いましたね、火災、不審者、地震・津波というふうにして小学校は2回、中学校は1回というふうに、これは教育委員会から聞いております。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） 私がなぜこの質問をしたかという事です、大体昔から火災避難訓練はですね、どこでも行ってたかと思うんですけどですね、地震の場合はですね、いつ・どこで起こるか分からないわけですよ。学校にいる時に必ず起きるとは限ってませんからね、ですから私は常に学校の方でもって地震に対する教育を行ってもらいたいと思っております。そしてですね、その教育の中でね、地域性を重んじた教育をしてもらいたいと思うんですよ。それはなぜかと言ったら、さっき言いましたように、いつ・どこで起こるか分からないものですよ。だから地域性を重んじた教育をしてもらえばですね、横のつながりが出てくるわけですよ。やはり横のつながりが一番、阪神大震災などで起こった時にですね、どこが一番助かったかというアンケートの中で、近所、隣近所ですよ、の手助けがあったお陰で助かったという答えが多かったかと思うんですよ。ですから私は地域性を重んじた教育とともにですね、横のつながりをしてもらいたいと思いますけど、何かこの意見に対して考えがあれば。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 佐伯市全体の防災計画からいって、学校はうちの方から教育委員会の方にまた協議を重ねてですね、やはりお願いをしていかんといけんのかなと、教育委員会も教育委員会なりに考えてくると思いますので、そこらほうまわりたいと思います。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） その中でですね、教育委員会が通達を出した時にですね、校長の裁量に任せますということだけはですね、是非そのようなことがないようにですね、教育委員会の方が強く、避難訓練ですから、通達をしてもらいたいと思います。イに関してはこれで終わります。それからウに関しまして、避難訓練の主体性についてお尋ねいたします。今回の各地区の避難訓練は、自治委員と消防団を中心に実施されたかと思いますが、衆議院選挙が重なったために職員の配置ができなかったとは思いますが、次の訓練の時にはですね、職員を中心とした避難訓練にする考えがないかどうかお尋ねします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。実際に災害が起こった場合、職員につきましては佐伯市災害対策本部の組織及び運営等に関する規程により、市の災害対策本部要員として任務につくこととなります。そのため、8月30日に行われました大分県総合防災訓練では、全職員に対し情報伝達訓練、それから参集訓練を実施する予定でした。しかし、御案内のとおり衆議院議員選挙日と重なり、全職員の約7割の職員が選挙事務にかかわったということで、実施することが今回できませんでした。しかし少ないながらも一部の職員は住民救出訓練において要救助者として今回の訓練に参加しております。また、当日行われた地区での自主避難訓練にも幾らかの職員が避難訓練に参加しております。そしてまた今月中には全職員を対象に再度情報伝達、参集訓練を実施する予定にしております。今後避難訓練を行う場合は、自治会や消防団、あるいは自主防災会とともに一体となって職員も参加していきたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） 私がですねなぜ職員を中心にしてほしいかと言いますとですね、今回の避難訓練の参加者が少なかった一つの理由としてですね、今の区長がですね総体的にですね高齢であってですね、敏速に動けないという区長が多かったのではないかと、そんなことを言っ

たら区長から怒られるかもしれませんがね、大体そういうふう感じてるんですわ。ですからやはり若い職員の方を中心にしてですね、是非ともですね行ってほしいと思っております。その点について、何か意見がありましたら。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。いつも言ってるんですけど、自助・共助・公助ということで、職員は当然先ほど言いました対策本部の組織の関係によりまして、要員としてあっちこっちの任務につくようになります。やはり地域の分については自助、それからともに地域の皆さんで助け合う共助と言いますか、そこらは職員を地域の中心とするのはどうかなあとちょっと人数的とかいろんな重要なポストがありますんで、やはり職員については当然そこでやっていくんですけど、地域については区長さん、高齢の方が多いという。実際、中にはいろんな若い人もおるかも分かりませんので、やはり自主防災組織のいわゆる強化ですか、それを今後とも防災課としては図っていききたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） 対策本部に職員をはり付けるという話なんですけど、やはり1,000名以上の方がおられますよね、その時にやっぱ女子職員の方がですねどのような役割を担うのかですね、考えておいででしょうか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 女子職員もいろんな、男子職員とはまたちょっと違った部門で頑張ってもらわんといけないということもあります。中にですね、これちょっとあとの質問に出てくるかも分かりませんが、福祉保健対策とかですね、こういう医療及び助産に関するものが災害用の食糧とか、炊き出しとか、やはりこういう部の事務というのがあります。だからそれぞれ女性でなければできないというよりも、女性だからこういうことはできるというようなところに一応付けてやっていきたいというふうに、もう実際そういう組織体制を作っておりますので、できるだけ頑張ってもらいたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） 組織体制ができているということですけども、それは大変好ましいことだと思いますけれども、それはですね各地区にですね、その女子職員なり、職員ですよね。あなたのところはこういう仕事をしてもらいますよということですね、各区長なりにですね伝達をしているのかどうかということですね。私はやはりね、職員の方がですね地域に出向いてってもらってですね、顔を知ってもらおうということがですね大変大事な仕事だと思っておりますわ。市役所においてですね、8時半から午後5時までが仕事というわけではなくてですね。それ以外の仕事もですね地域の中に入ってきてもらってですね、その地域の住民の方、ましてや少子高齢化がどんどん進んでますよね、ですから職員の方にですね、積極的に地域の中にとけ込んでほしいというのが今回の私のこの質問の趣旨なんですわ。その点をですね、どのようにですねやってるのかお聞かせください。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 職員を地域にということではありますが、新佐伯市903平方キ口、19地区あると思います。その中で皆それぞれ職員はその地区に皆住民としては所属しておると思います。地域に帰ればこれはもう職員というよりも一住民として当然地域のボランティア活動、あるいは体育大会とかいろんな地域の中で活躍をしているというふうには思っております。

それともう以前、前からですねやはり職員は地域において積極的に入って行って活動するというふうなのは以前からずっと言われてきておりますので、恐らくそういうことで職員もある程度地域の中では頑張っているというふうに思っております。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） これはもう市長の方をお願いしたいことなんですけどね、地区の行事にですね市の職員の方が参加してくれるということがですね、私の身近な所ではですね、大変少なく思ってるんですわ。ましてや佐伯市主催のですね行事に対してもですね、職員がですね出ないということもあるんです。ですからですね、市長にですね是非ともトップダウン、こういうところでトップダウンしてもらっても何の弊害もないかと思うんですけどね、職員が佐伯市主催の行事に関しては是非というよりも強制的にですね、参加するようにトップダウンをさせてもらいたいんですけど、どうですか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 下川議員さんより、職員が参加しないで、佐伯市主催の行事っていろいろあると思うんです。私の自分の地元がその時にあった時には交流会をですね地区の自治会と職員の皆さんよくしております、ほとんどの行事には市の職員参加しております。それから地域の中でいかに職員を取り込むかということも地域としても必要性があると思っております。私どもは休日とかその他の場合にですね、それをまた市長として命令をすることがですね職員の休息に対して、大いに出ることは私は進めますが、強制的ということになるとちょっと言葉がきつくなりますので、地域もそうした職員との体制、また地方自治じゃなくて県の職員もおりますし、いろんな中をやはり囲い込むような地域づくりも必要ではないかと思っております。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） ウを終わりました、今度はエに入りたいと思います。高齢者の対応についてお尋ねします。ひとり暮らしのお年寄りやですね、高齢になった御夫婦の避難方法や避難場所の設定について、どのような考えを持っているのかお聞かせください。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。本市では、全戸に配布しております佐伯市防災マップやケーブルテレビ等により津波や風水害による浸水被害区域、土砂災害危険箇所、また避難場所や各災害時における対応などを周知しております。一方では、自主防災組織の育成や活動のサポートを行い、住民の早期避難の体制づくりも推進しております。そのほか、平成16年に発生した集中豪雨及び台風における一連の風水害による犠牲者の半数以上が高齢者であったということから、国では関係機関等の連携を中心に避難支援の方策や避難行動後の避難所での生活支援等について検討を進めるため、計画的・組織的な避難支援を実施することを目的とした災害時要援護者の避難支援ガイドライン、改正版になりますけど、これが平成18年3月に策定されております。これを受けて本市では支援にかかる自助・共助・公助の役割分担、支援体制等について大綱的な考え方を示す佐伯市災害時要援護者避難支援プラン全体計画を平成21年3月に作成したところであります。今後は関係各課、社会福祉協議会、民生児童委員、それから自治会、消防団、自主防災組織などと連携を取りながら高齢者を始め、要援護者一人一人に対する個別の支援計画を作成していきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） 大変なんか私にとっては難しい答弁でございましたけれども、お年寄りを大事にして避難をさせるということが一番大事なことです。そのところは行政としてしっかりやってもらいたいと思います。次に才に移ります。実施日の決定についてお尋ねします。9月1日は防災の日と国は定めていますが、佐伯市では毎年全市的に防災避難訓練を実施するのであればですね、決まった日時をどのように考えているのかお尋ねします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 実施日のことであります。本市としては今回実施しました大分県総合防災避難のような大掛かりな訓練の予定はありませんが、今回の訓練を機に、今後は地域住民の防災意識の高揚を図るためにも、何らかの方法で全地域の皆さんを対象に防災訓練を実施していきたいというふうに考えております。まずそのためには、各自治委員の皆さんの御理解と御協力を得ながら別途協議を重ねた上で、実施方法や訓練日時等の内容について具体的に進めていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） 早めにですね、年度初めの計画になるかと思うんですけれども、早めにですね8月の第4日曜日とか、9月の第1日曜日とかですね決めてもらわないとですね、各地区もそれぞれ予定がありましてですね、実施訓練にですね参加できないという区も出てくるかもしれませんので、なるだけ早くですね実施日を固定したような曜日をですね是非ともお考えになってほしいと思います。この点で才は終わります。力のちょっと前後して悪いんですけどね、避難先についてですね、お尋ねいたします。避難先がですね大体地区公民館にしてるところが多いかと思うんですけどね、公民館にはですね、非常食とか毛布とかいわゆる防災グッズですか、というような物がですね何人分ぐらい用意してあるのかお聞かせ願います。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 今のところですね、各区の公民館や各地区公民館には食糧、毛布や防災グッズは今のところ用意しておりません。地区住民の方が避難する際、各区の公民館につきましては、各自であるいは各区で日ごろから準備をしていただきたいというふうに思っております。また各地区公民館に避難される方がいる場合には、市の対策本部から職員を配置します。これもずっと配置してきております。それで地区公民館ですね。それでその時に毛布等の準備をするといった体制になっておりますし、非常食については現在本庁及び各振興局にアルファ化米、水を注げば食べられるというようなそういう米らしいんですけど、3,200食、それから保存飲料水について2,000リットル、毛布600枚を備蓄しておりまして、なお非常食と飲料水については毎年追加をしていって、増やしていってるという状況であります。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） 公民館にですね毛布を用意してないということなんですけれども、毛布などはですね、腐るもんでないですからね、ある程度本部に用意しとつてもやっぱ時間が掛かるわけですよ、用意するときには。各公民館に配るときにはですね、ですからある程度の枚数はですね公民館の方に用意をですねしてもらいたいと思います。よろしいでしょうか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 災害の時にありますとですね、今言ったようにこちらから運んでもそんなに時間は掛からないと思います。それと通常ですね、公民館がいつも防災に使うんではないんで、ひよっとしたらそんなのを置いておく自体がちょっと狭くなると言いますか、何か

通常公民館としてどうかなあということもありますし、当然災害の当然前にうちの方はもう体制をしきますんで、その時に避難をする所があれば当然その備蓄してる所から職員が運んで行く、あるいは消防団とか協力を得ながらですね、やっていく体制にはしておりますんで、通常ずっと公民館に置いておく管理もどうなんかなあということもありますんで、それは絶対間に合うようにはですね、どこから運んでもなるべくそういう迅速にやるような方向では頑張っていけないけんというふうには思っております。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） それはまあ一つはですね、机上の論になってしまうんですね。幾ら体制を整えてたって、どんな地震が起きるか、災害が起きるか分からないわけですよね、やはり避難場所としての最低限度の用意はですねしておかなければいけないと私は考えます。この件はこれで終わります。第1の大きな項目は終わります。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） 大きな2番目の敬老会補助金についてお尋ねいたします。アといたしまして、予算についてお尋ねいたします。今回初めて旧佐伯市にも補助金が付きましたが、旧南郡と合わせて予算は幾らになったのかどうかお尋ねいたします。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。今年度の佐伯市敬老会補助金の額でございますけれども、対象見込み者につきましては、旧郡部がですね9,588人、それから旧佐伯市が1万2,344人です。合わせて1万9,792人と見込んでおりまして、予算としましては1,979万2,000円となっております。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） あのですね、なぜですね今まで旧佐伯市にはですねこの予算が付かなかったのかどうか、何か理由があるのかどうかお聞かせ願います。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 特に理由というのは、合併の調整でですね旧郡部のみの事業となっておりますけれども、合併調整の中で当分の間はこのままということで、新市になって調整していこうということで、なかなかその調整がですねこれまで時間が掛かったといった状況でございます。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） アは終わりました、イの対象者の現状についてお尋ねします。佐伯市では70歳以上の方は何人で、全人口の何%にあたるのか、また男女の比率はどれくらいかお尋ねいたします。また75歳以上でもですね、何人になるのかお答えを願います。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 70歳以上の方の人数でございますが、21年8月31日現在で男性が7,140名、女性が1万1,705名、合計で1万8,845人です。総人口に占める割合は23.3%となっております。男女の比率は男性が37.9%、女性が62.1%となっております。また、75歳以上の方の人数でございますが、1万3,150名、総人口に占める割合としては16.3%となっております。以上です。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） 総体的にまとめてお尋ねしますので、先にウの方の実施会場についてお尋ね

します。敬老会の会場となる自前の区民会館を持っているところはいいのですが、持ってない地区はですね何か所あるのかお答え願います。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 敬老会の会場となる自前の公民館ですね、持ってない地区について調査いたしましたけど、完全には把握できておりませんけれども、これまでの調査した中においてはですね、佐伯市全体で約20地区ぐらいですねあるようでございます。以上です。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） なぜ私がですね予算やですね70歳以上の人数、区民会館のことを尋ねたかと言いますとですね、今回の補助金として敬老会に出席できる人はいいんですけどね、できない人には何の補助金もないという不公平が生じてるわけなんですよね。ですからそしてまた、会場のないところではですね、私の聞いたところでは敬老会を開催しないというところがあります。ですからそこにもやはりお年寄りはおられるわけですよ、この公民館のないところはですね、民間施設としてホテルなどを借りればですね、幾ら補助金が出るとしてもですね高いものになってしまうから開催しないという答えが返ってきたんですわ。ですからね、私は今回補助金に対してうんぬんということは言いませんけれどもね、ですけど敬老会の趣旨としてですね、70歳以上のお年寄りに対してですね、平等に記念品なりを贈った方がですね、それは敬老会の意義というか、そういうものがあると思うんですよね。その点どういふふうにお考えですか。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 今度の佐伯市全域に補助を広めたということですね、いろいろな意見をいただいております。これまでは敬老会につきましては、敬老会を実施したときに補助を出そうということで、今までありました敬老の日の祝品事業ですかね、これはもう合併前にずっと廃止になっておりますけれども、これはもう敬老会をあくまでも実施したときに行う助成ということで、これまで出席した方へのみということで申し合わせをですねしてきておりました。ちょっと現実的にはですね欠席者、欠席者につきましても何らかの形でのどの地区もですね助成をしてきているのが実情のようでございます。ですから、今回こういったことであくまでも出席者ですよということで、この補助金の交付要綱を整備しましたけれどもですね、出席したくてもできない方もおられると思います。そういったこともまた含めましてですね、今後どうしていくかということはまた検討をですね、していきたいなあと今のところ考えております。また、会場につきましても、会場がどうしてもないからできないと。それと会場が狭くて全員が招待できないと。そういったものも確かに問題も生じてきております。会場につきましては昨年、佐伯地区でアンケートを取ったんですけど、小学校の体育館とかですね、やってるところもありますし、また大きい地区は何班かに分けてですねやってるような地区もありますけれども、そういったことも含めてですね、また来年に向けて検討をですねしていきたいとは思っております。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） 来年に向けていろいろ検討をしてくれるということなんですけども、私もこの答弁をいただいた中で約2,000万弱の予算が付いてますよね。それで持って2,000人弱ですよ。大体1人頭1,000円の予算を組んでおられるみたいなんですけども、1,000円を組めばですね、それ相当のですね記念品がもれなくですね、お年寄りの方、実際に行きたくても行け

ないという寝たきりの御老人の方でもおられるわけですね。ですからもれなくですね、敬老の日の趣旨としてですね記念品をですね是非とも考えてほしいと思います。それでですね、その記念品をですね贈呈をすることに何か不都合な点がありなんでしょうか。お答えください。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 全員というのは議員さんあれですかね、敬老会を実施していない方にも全員という意味でございましょうか。それでありましてですね、先ほど申しました合併前にありました敬老の日の祝品事業、こういった事業もありましたけどもですね、これにつきましてはもう合併協議の中で廃止していこうということになっておりまして、議員さん今言われたことにつきましては、そういった事業に、そういったことに逆もどりにですねなるんじゃないかなあと思っております。あくまでも敬老会の実施の事業に対する補助でございまして、出席者をあくまで基本にですね、したものでございましてけれども今言ったように現状としてはですね、欠席者にも、どこの区もまた配慮しているようでありますからですね、そこらを含めてまた検討していきたいと思っております。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） 私たちの区長会でもって話した中においてですね、もしそのやはり出席した人には補助はするけれども、出席できなかった人ですね。いわゆるやっぱ何らかの理由があってできないわけですよ。その半分以上の方が出席できないわけなんですわ。その時にですね、もしこのような補助であればですね、もう一層のこと廃止してくれというような強い意見も出ております。ですからですね、せめてですね1人頭1,000円の予算が付いているんですからね、皆さんに平等にですね、お年寄りに対してですねやはり何らかの記念品をあげることがですね、敬老の精神に私はのっとってると思っております。この点市長、どうお考えですか。お願いします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 下川議員から、先ほどからお伺いしておりましたが、合併前にはそれぞれの記念品をやったと。この1,000円というのは記念品の1,000円ではないと思っております。地域がお年寄りを敬い、そしてお祝いをしてあげると、地区地区によってその地区の集会場で料理を作ったり、おもてなしをしたり、演芸をしたりする費用が掛かります。それについては参加者に対して、それに対する補助金という形で、それぞれの1人にやるお祝いということではなくて、地域がそれを実施することによってそれだけの経費も掛かっておるんで、それに対するサポートという形で考えておるのがこの事業の一環ではないかと思っております。そうした中で、地域でやる場合、また校区全体でやる場合といろいろありますが、先ほど部長が言いましたように、今年は特に旧佐伯市については初めての事業ですので、実施状況を見ながらと思っております。また今まで旧郡部の方でたくさんもらったところもそうした中で整備し、なぜ減すのかと、お年寄りをばかにするのかといった、いろんなことも言っております。ばかと言ったのは訂正しますが、お年寄りをないがしろにするのかと。今まであったのが合併してから、今までそこまでいじめられないけんのかということがありますが、全市統一した考えで、お年寄りに地域の人が、そうしたことにする経費の負担だと。また議員が先ほどから防災の中で言われましたように、地域とのコミュニケーションを作る。こうした中で寝たきりの方もおられる。また閉じこもりの方もおられる。そうした中で地域の方が出

ることによってコミュニケーションが出てくるという、一つのまちづくりのコミュニケーションの輪になると思っております。そうした中で今回初めて今までのを整備し、新市としてのひとつのあり方を出した補助金ということで、私の方も予算化を認めた経緯がございます。以上でございます。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） これは考え方の違いなんでしょうけれども、やはり出席できるお年寄りということですね、割合と元気なお方なんですよ、やはり出席できないというお年寄りはですね、やはり何らかの故障なり、出てこれない理由があるはずなんですよ。ですから出てこれないお年寄りにですね、感謝の念をするためにですね、この敬老の日が私はあると思ってしております。ですから記念品でもいいから出席できない方には、実際に1人頭1,000円ずつ予算を付けてるわけですからね、あとになっても構わないと思うんですが、出席者に対してその地区が100人なら100人のお年寄りがあったときに、出席者が20人だった場合、あと80人分の予算が余るはずですよ。だからそういうふうにならね考えたときにですね、やはりお年寄り一人一人の方にですね記念品なり、敬老の感謝の気持ちを表わしてですね、するのが私は行政の務めではないかと思ってしております。もしその考えで悪いんだったらもう一度お答え願います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） お答えします。今年の6月予算ですね、そういう趣旨で予算可決をしていただいたと思っておりますし、また今年初めてのことで、また冒頭申し上げました、部長が申し上げましたように、敬老に関する考え方というのは、その時点での何歳とかの福寿とかですね、区切り区切りでしとると。これは新たな事業としてそういう目的の中で実施をしたいということで上げておりますので、議員が言われるように記念品をやるということになれば、先ほど申し上げました人数、まだ数多くなります。65歳以上で敬老会をしているところもありますし、70歳もやっております。そうしたことについて又詳細等を決めなければならぬと思いますが、今回私が予算を査定をした中で、今回審議にかけて可決していただいたというのは、やはりそれだけの方が来るのに接待をし、お祝いをしてあげると、やはりそうした中で意味でやっておるということで、記念品という形の中での予算計上をしておりますので、その点の御理解を賜りたいと思っております。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） この件はこれで終わります。

大きな3点目に移ります。さいき903クリーンアップ大作戦についてお尋ねいたします。アといたしまして、周知方法についてお尋ねいたします。この作戦への市民参加の啓発活動と周知をどのようにしたのか、また参加地区の数と参加人数はどのくらいであったのかお尋ねいたします。

議長（小野宗司） 白田市民生活部長。

市民生活部長（白田茂達） 本事業の啓発活動の周知についての御質問でございますが、まずは本事業の周知、啓発を図る上で、市民、事業者、行政の3者による一体的な取組を掲げて行ってまいりました。具体的には4月17日の上浦振興局内の区長会を皮切りに、7月12日の大入島区長会まですべての地区の区長会におきまして、趣旨、取組内容等について参加協力をお願いの徹底を図ってきたところでございます。また7月15日号の市報において、1面をさ

いて市民に御協力をお願いをいたしました。またケーブルテレビにおいては、3者の協働による取組との趣旨から、7月6日から1週間、市長、区長会長、商工会会議所会頭の代表に出演をしていただき、放映をしたところであります。さらに市庁舎や大手前交差点などに7月6日より、懸垂幕、横断幕を掲げ、佐伯市民に広く周知をいたしております。以上のことから、本事業についての啓発活動、また周知については可能な限りの取組をしたと考えております。次に、参加地区数と参加人数の御質問でございますが、佐伯市全地域373地区のすべての地区の参加が得られたと判断をしております。また参加者については1万4,793人の多くの市民の方々の御参加をいただくことができました。以上です。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） 全地区の参加ができたとお答えいただきましたですね。私の知るところではですね、全地区は参加できたのかどうかちょっとあやふやなんですよ。そこは全地区が参加してくれたということですから、こんないいことはないと思ってますけど。じゃアイに移らせていただきます。小・中学校のですね周知についてお尋ねします。小・中学校へですね参加の呼び掛けをしたのか。そしてまた各地区のですね小・中学生の参加状況を教えてもらいたいと思います。

議長（小野宗司） 白田市民生活部長。

市民生活部長（白田茂達） 小・中学校への参加の呼び掛けについての質問でございますけども、教育委員会、校長会、区長会さらには振興局を通じ、各世帯の児童・生徒へ積極的な取組を行ってきたところでございます。事業実施後、検証を行う中でございまして、まず今回は本事業については学校行事の位置づけをしてなかったと。それから夏休み期間中は学校別に様々な行事が予定されておったと。以上の状況から十分な徹底が図られなかった学校もありました。次年度以降の検討課題と認識をしております。本事業について、来年度以降も実施をしたいと考えております。さいき903クリーンアップ大作戦に子どもさんから老人世代の方までより多くの方が参加していただけるよう、お願いと周知を図っていこうと考えております。次に、各地区の小・中学生の参加状況についての質問でございますが、データは今回は取っておりませんので、数値は発表できない状態にあります。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） 先ほどのですね、防災避難訓練の時もそうだったんですけど、小・中学生の通達ですね、夏休みだったのでなかなか難しかったという答弁がありましたけれども、やはりかえってですね夏休みの方がですね、地域住民の方とですね、接する機会が多くできるかと思うんですよ。小・中学生に対しては時間的余裕が沢山ありますからね。ですからどうしてこういういい事業に対してですね、小・中学生の周知をですね徹底しなかったかというのは私は残念でならないんですよ。私はこういう避難訓練にしても、こういう清掃活動にしてもですね、子どもたちの情緒をはぐくむというか、育成するためにですね、大変必要な事業で私はあると思うんですよ。ですからこういう事業に対してはですね、教育委員会を通じてですね、校長の裁量に任せるのではなくて、先ほども言いましたけれども、任せるのではなくてですね、是非参加するようにと。いろいろなクラブ活動とかですね、生徒にはそれぞれ予定もありましようけども、だけどそれにしてもですね、私は小・中学生にもね、前のパンフレットではですね、連絡してるというパンフレットをもらったわけですよ、ですけど余りにも少なかつたもんですからね、どのようなことをしたのかなということをお尋ね

したまでなんです。イはよろしいです。ウに移ります。実施日についてお尋ねいたします。8月2日に行われましたけれども、7月5日に河川愛護デーですね、それから7月中に各地区の側溝の清掃活動の予定日と、大体似かよった日にちだったんですね。ですから、先ほど期間内を言われたから373地区が参加したというようなお答えをしましたがね、やはり全市これ903クリーンアップ大作戦は大分県が実施するようになってきたわけですね。ですから予定としてなかなか調整がつかなかったのかとは思いますがね、今度佐伯市独自のですね予定表をですね、先ほど避難訓練にも言いましたがね、年度初めにですね予定をきちっとですね決めてもらって、そして全市にですね通達し、それから小・中学生にも周知徹底をさせるというような方式でもってですね、行ってもらいたいと思いますけど、どうですか。

議長（小野宗司） 白田市民生活部長。

市民生活部長（白田茂達） 河川愛護デーまたは各地区の側溝清掃活動との実施日の調整はどのように考えているのかという御質問ですけども、議員御指摘のとおり、本事業の期日を決定する上で、河川愛護デーを始め、既存の事業との日程調整については当初から苦慮したところでございます。一部の区長さんからは、環境美化にかかわる市民一体的なボランティアについては、さいき903クリーンアップ大作戦にすべてを統一し、一日で行ったらどうかとかいう意見もございました。しかしながら河川愛護デーについてもすでにもう22年という取組の実績がございます。佐伯市民に広く事業として定着をしている状況でもございます。加えて各地区において独自の取組、また慣例等によりすでにボランティア清掃として行っている行事もございます。よって、本事業はボランティア活動の統一の調整ができないまま大分県が実施する120万人県民一斉ごみゼロ大行動の事業に合わせ、今回は8月2日、8月の第1日曜日でございますけども実施をいたしました。次に、毎年日時を定めて実施をする考えはあるのかとの御質問ですけども、今後は関係機関、関係部署と十分に調整を行いながら期日については検討を重ねてまいりたいと思っております。

議長（小野宗司） 下川議員。

29番（下川芳夫） はい、以上で終わります。

議長（小野宗司） 以上で、下川議員の一般質問を終わります。

次に12番、清家儀太郎君。

12番（清家儀太郎） こんにちは、12番議員、民主党、新風会の清家儀太郎でございます。よろしく申し上げます。本日は佐伯市の離島振興について質問を行います。通告による質問の前に、市長にお伺いいたします。私の通告後におきた出来事ではありますが、8月30日、日本の政治上歴史的政権交代が実現いたしました。政治の変化について各都道府県の知事が様々なコメントを出しています。その中で民主党、鳩山代表の会見において、平成21年度補正予算の執行を凍結したいとはの方針を固めた。ということに各自治体が不安を抱いておりますが、地方議会で議決したことをくつがえすというようなことはあり得ないと思っております。それよりも今後民主党は、地方に自主財源をわらし、地方のことは地方に決めていただくという地方地域分権、地域分権をマニフェストにうたっています。自民党政権時代のひも付き財源の場合は、自治体もそんなに施策を考える必要はなかったのでありますが、地域のことは地域で決めるという一括交付金、自主財源になりますと、自治体職員の発想、能力が一段と重要になってまいります。市町村合併の話が出始めた時に、自民党政権は終わると。この

ように思っておりました。正に実現いたしました。

議長（小野宗司） 清家議員。本質問に入ってください。

12番（清家儀太郎） それでは通告による質問、悪いかなあ、市長の所見がほしかったんじゃないかなあ。

議長（小野宗司） 市長、通告外ですが、今までの件について答弁があったら、できればお願いします。

12番（清家儀太郎） いいよ、私は自主財源のそれだけを聞きただけじゃけな、市長にどう対応するか。まあいいですそれじゃあ。

それじゃあ、通告の質問に入ります。大分県には七つの離島がございます。屋形島、深島、大入島、大島、無垢島、保戸島、姫島でございます。その中の四島はこの佐伯市に存在しているのですが、佐伯市の離島四島の振興策についてお伺いいたします。国が定める離島振興法とは何か。以前佐伯市には離島振興係があり専門の離島窓口がありましたが、合併して四島に離島が増えたにもかかわらず窓口がなくなっております。窓口は必要ないのかどうか。また現在、佐伯市が利用している振興策はあるのか。よろしくをお願いします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 離島につきましては、ぐるりを海に囲まれている。また隔絶性ですとか、土地につきましても大変狭いといった自然的な条件があります。離島振興法は本土との格差が大きく、多くの面で後進性を有している離島の格差を是正することを目的としまして、昭和28年に制定されました。10年間の時限法でしたけれども、改正を重ね直近法は一部改正を行いまして、平成15年4月に施行されております。10年ごとの法改正に際しまして、市町村は離島振興計画を作成し、都道府県により離島振興計画が作成されます。作成された計画に基づいて実施する事業については、要する費用について国の負担の明確化や補助金の補助割合をかさ上げするという措置が講じられます。次に、離島振興係の窓口は必要ないのかという御質問ですけれども、現在、企画課総合政策係で離島振興の業務を担当しております。主なものとしましては、外部からの交流客への情報発信や姫島村、津久見市、佐伯市で構成します大分県離島振興協議会が実施する事業への参画等が主な業務となっております。産業振興ですとか自治会の取組、いわゆる地域振興分野の相談窓口、これは各振興局の地域振興・教育課、また農林水産・商工観光を所管する課、それからまた公聴広報課などがその役割を分担してもっております。議員が言われます窓口というのは離島振興という切り口で総合的な窓口が必要ではないかということであろうかと思っております。これは今後の行政改革推進プランで組織・機構を見直していく中で検討していきたいというふうに考えております。次に、佐伯市が利用している振興策はないのかという御質問についてですけれども、主なものとしましては、急傾斜地崩落対策事業ですとか、港湾環境整備事業、離島漁業再生支援交付金を活用しましたアワビ等の種苗放流、それから離島航路の補助などです。今年度における市内離島四島の離島振興事業の概算要求事業費は約1億7,000万円ということになっております。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） そういう港の整備費とかでなくしてですね、一応エバグリーン、四島の交通機関のですね補助の割合ですね、大島エバグリーン、大入島あるのかないのか。そこらの国・県・市の負担金の分ですねこの。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 大島航路と深島、屋形島につきましては、国庫の補助航路ということになっております。その運営に関して出てきます赤字部分を国が補てんするという形になっております。大入島は国庫補助の航路になっておりません。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） 運営に対する国庫補助になってる部分の、その運営をした分の国・県・市の割合はないんですか、そこら。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 質問の中にありませんでしたので、ちょっと資料を持ち合わせておりませんが、国・県・市がそれぞれ負担をしております。この割合につきましては、必要であれば、大きい意味では入らないことはないかと思っておりますけれども、それが必要であれば。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） 次に移ります。離島四島の現状についてお伺いします。人口、世帯数、農林水産業、商業及び生活環境面についてお願いします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） これは四島現状ということでよろしいんですね。離島における人口、世帯数、商業、観光及び生活環境面ということですが、このうち商業につきましては、産業というふうに置き換えて説明させていただきます。まず、大入島についてですが、今年8月1日現在で人口が999人です。世帯数は451世帯、はえ縄や小型底曳き網・船曳網などの漁船漁業とブリ、トラフグ等を中心とした海面養殖が盛んに行われております。観光につきましては、大入島食彩館、マリンハウス海人夏館を交流拠点としまして、毎年1月にトンド火祭りが実施されております。生活環境面は、上水道が完備しております。荒網代地区にありましては下水道処理施設も稼働しております。その他の地区のし尿とごみ処理は、それぞれ本土からフェリーを利用し、収集車がこれに当たっております。続いて大島ですが、大島は人口216人、世帯数119です。一本釣りや潜水が主産業です。観光については人気の釣りポイントがありまして、多くの釣り客が訪れております。上下水道とも完備、ごみ収集は民間委託により本土まで運んでおります。屋形島は人口27人、世帯数11です。潜水や一本釣り、蒲江の特産のヒオウギガイの養殖も行われております。観光につきましては近年、美しい海岸とサンゴ資源が注目され、シーカヤックやスキューバダイビング等のマリンスポーツが行われております。生活環境面につきましては、上下水道とも完備されておらず、地下水を生活用水として利用し、し尿は本土への運搬、ごみ収集は粗大ごみと不燃物の回収を行っております。深島は人口が33人、世帯数は15です。島民の大半は漁業で生活を営んでおり、一本釣りや巻き網漁が行われております。スキューバダイビングのメッカとして有名でダイバーが集まります。魚影も濃く釣り客も訪れております。簡易水道により生活用水の安定供給ができており、し尿及びごみ収集については屋形島と同じ形態をとっております。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） 部長、今の調査はいつの段階の調査ですか。今回されましたか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 先ほどもちょっと述べましたけれども、離島振興計画の案を出す時にですね、各島の説明資料として使っておりますので、直近ということではないですね。現実的には産業というよりは、かなり高齢化が進んでおりますので、住民の大半は年金生活で、その一方で漁業等をやっているというのが現状です。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） 全然私違うと思いますよ現状はですね。ここにおられる方、執行部の方皆さんもちろん島に四島ともに行かれとると思いますが、深島なんか漁業者なんかもうおりません。もうほとんどですね50代が2人ぐらいですね。大島にしてもですね、一本釣りは漁業者45名ほどおるんですけど、もうほとんどの方がですね毎日しとるのに医療に行くのだけが不安ですね、とにかく島で生まれたから島で暮らすんじゃということに納得してそこで暮らしております。確かに屋形島はヒオウギガイの養殖もあるし、大入島はちょっと別個なんですけど、この四島のですね高齢化比率は幾らになってますか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） それは質問の内容に入っておりませんでしたので資料を用意しておりません。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） 議長ちゃんとしてください。私がそういうときには止めたんですから、ピシャットとしてくださいよそういうところは。

議長（小野宗司） 通告に入っておりません。

12番（清家儀太郎） 通告に入っていないけど。

議長（小野宗司） 通告に入っていない質問は基本的にできません。答弁もありません。

12番（清家儀太郎） 通告後にあったけえて、最初に断わったじゃないですか。通告後の出来事やったから。締め切り日の後の出来事、私が持っていった後の出来事やったから。

議長（小野宗司） 今の質問を言っておりますので、続けてください。

清家議員。

12番（清家儀太郎） とにかく、離島四島の現状というか、島に今おられる方はですね、私が何でこの問題を取り上げたかといいますと、深島にしても屋形島にしても過去の間人がほとんど漁師もいなくなってですね、深島は昔、定置網とか一本釣りとか、いっぱい巾着もあったんですよ定置網も巾着も、皆もう蒲江の本土に引上げてしまって、深島辺りももう漁師はいない。屋形島だけが1軒が何とかさんがしてるんですけど、大島はですねやっぱり一本釣りの方が四、五十名おられて、実質は二、三十名なんですけど、それなりの一本釣りで小遣い稼ぎの商売をされてるわけです。私が言いたいのは、そういう人たちがおる島ですね、生まれてここにおるんじゃと。私はここで生活すると決めてかかっているんですよもう今おられる方たちは。かなりお年もめしておるんですけど、だからそういう人たちが今なにを思っているのか、何の不安を感じているのかですね、私も調査させていただいたんですよ実はですね。だから市もあまりすることもない、あまり望んでもないようですそういう面ではですね。ある精神面、ですからそれに安心できるようなですね施策とか、そういう言葉とか、さっきも言ったように窓口はないのかという、なくてもいいけど、そういうのがありますよというような形で、やはり心のケアというんかですね、そういうのを望んでこの四島の質問をされてるわけなんですけど、次に移ります。医療、福祉、実際にですね医療、福祉はどのような状況

か。そして8月19日にちょうど私が蒲江の振興局に調査に行っていた時に、ちょうど救急車が来て、そして救急車の方がですね、急いでエバーグリーンに乗ろうとしたので私はじやまになるからいろいろ聞かなかったんですよ。実はちょうど8月の19日だったもんですから、それはどういう状況かを教えていただきたいと思います。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 初めに医療、福祉の現状についてお答えします。四島のうちですね、大入島につきましては市内の医療機関の医師2名を嘱託職員として雇用して、週2日ないし3日の診療を行っております。それから大島につきましては、毎週火曜日に丹賀診療所の医師が診療を行うことによりまして、離島における医療の確保に努めているところでございます。また、急病等のため救急隊により医療機関へ搬送された場合には、船舶の使用料全額を助成することによりまして、救急支援の充実を図っております。また、深島、屋形島の住民の方が市が実施する住民検診を受診する際には船舶をチャーターするなど、検診会場までの送迎を行っております。次に、8月19日の蒲江港への救急車出動の状況についてですが、同日午前11時57分、深島の患者の方から蒲江深島間を運行する蒲江交通有限会社を通じまして救急の要請がっております。蒲江分署救急隊4名が出動、12時15分に必要資機材を携帯して深島に向けて蒲江港を出港しております。12時42分患者のお宅に到着して、13時10分救急車の方に患者を収容しまして、13時37分南海病院の方に到着という。そういった経過になっております。以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） 多分、私はちょうどたまたまですね調査に行った時に、それに出くわしたもんだから、救急車が担架を4人で持って船に乗り込みよったもんですから、これは島のいわゆる緊急体制というのはどこも同じで、そういう四島、大入島も大島も屋形島の場合も同じような要領でやってるのかなということをですね、どこも同じですか。大体今ちょうどですね、部長が言われたところから1時間35分ぐらい掛かってるんですね病院までね。これは関係ないかもしれないが大変な病気だったんですか、それともう一つは全部一緒のそういうパターンでこの四島に対する緊急措置とはそういうものであると理解していいんですか。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 屋形島と深島につきましてはですね同じ状況でございます。救急隊が迎えに行きまして収容すると。大島の場合はですね、島に瀬渡し船とかございますので、救急隊が佐伯の港で待っていて、瀬渡し船でこちらの方に連れて来てもらう。そうすれば片道の時間が短縮になりますので、そういった状況になっておりまして、大入島につきましてはフェリーでですね、通常、救急車が渡って対応しております。以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） 大入島は救急車が渡って対応をすることに対して問題があるかと思うんですけど、のちに聞きますけどですね、やはりどうしても船を走らせた方が早い場合とですね、あろうかと思うんですが。私は今の状態で消防の体制というのはそれでいいと思います。私も調べてみてですね、ああこれは全く利にかなった措置をされてると思って安心したところでありまして、ひとつ先ほども申し上げたように、何が生きがいと言われても返答もない。とにかくそこに住まざるを得ないのだから住むという。それを理解した行政をです、心のケアとか、そういう面をもってとにかくハンディがあるわけですから、陸続きで

ないというですね。そこらをひとつまた考えて今後ともお願いしたいと思います。次に移ります。交通手段について、その四島の交通手段というか、ドックの場合ですね、大島エバグリーン、フェリーのドックの場合はどういうような体制をとるのかですね。大入島フェリーの補助金ですね、今高速道路の土・日1,000円になった通行料ですね、あの問題以来、全国のフェリー会社が何らかの補助をですね県に申し込んでいるんですよ。それに対して佐伯市はですね、大入島のフェリー会社の要望を受けたりして、陳情におよんだのかどうか。また、そういう陳情を受けたのであったら、その結果はどうであったか。それとですね、職員の方も陳情を受けた場合はそういう補助の問題に対して県へ一緒に行ったかどうかですね、それも一緒をお願いします。それから3番ですね、コミュニティバスの問題、定期船とコミュニティバスの問題もお願いします。それから9月フェリーのドックの期間中の対応はということに対してですね、緊急時の対応はできているのか。住民説明はどのような形でやってきたのか。以上3点でございますが。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 大入島フェリーのドック入りの日程ですけれども、9月の28日から10月2日の日程で船舶定期検査を受ける予定となっております。その間は自動車やバイクなど往来できませんけれども、旅客はほかの定期船で対応することとなっております。これは蒲江のエバグリーンなども代替船を運行するという形で代替措置をとっております。次に大入島フェリーへの補助についてですけれども、これは運行に関する補助は行っておりません。定期船につきましては、現在、常栄丸が堀切、片神、高松、日向泊、塩内方面を運行している状況です。コミュニティバスについてですけれども、今年の4月から荒網代・フェリー乗り場間を1日12往復運行しております。利用状況としましては、4月から7月末の時点で1,053人ということになっております。ドックに入ってる期間の対応なんですけれども、フェリーの発着時間に合わせて旅客については利用できるようになっております。またその周知につきましては、市のホームページや市報で行っているところです。緊急時の対応もありましたね。それについてですけれども、まず、島内の火災発生時には本署の消防隊が荒吉丸で大入島へ渡り消防団と協力して消火活動を行います。救急患者の対応につきましては、ドック期間中の救急患者対応案を作成しまして、8月9日の大入島区長会で協議、了解をいただきました。今後、全戸に救急患者の対応についてというチラシを配布する予定です。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） 部長、運行に関する補助じゃあないんですよ私の言うのは、いわゆる岸壁料、岸壁料の使用料に対する補助ですね。大入島のフェリー、佐伯市の一番身近なフェリーといえばその大入島フェリーなんですから、それに対する補助活動、先ほど申し上げたとおりのことをお伺いしたいんです。一緒に県に行ったかどうかですね。それからコミュニティバスなんですけどね。現場でお伺いしますと、一番ほしい土・日の運行がないと言われるんですよ。女性の方が特別ですね。土・日にかけてまちに行きたいのに、土・日の運行がないと、コミュニティバスに限ってですね。だからそれは今後どのような形に。そこらはどう思いますか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 接岸料につきましては毎年フェリーの方から、これ県の方に納めているお金なんですけれども、県の方に要望書等を出しております、去年でしたか市の

方にもですね、こういう要望を出したいということで御相談がありました。それで私どもの方も県と折衝をしましたがけれども、これについては一応減免等の取り扱いができておりません。それからコミュニティバスについてですけれども、これは基本的に今コミュニティバスは土・日を運休しております。コミュニティバスの主な利用といいますか、それは病院へ行くというのがかなり大きな比重を占めているものですから、土曜・日曜については運行しておりませんで、大入島もそういう形になっております。ただ、これにつきましては地区からの要望もやはり土・日に運行してほしいというのがありますので、検討してみたいと思います。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） 多いんですよ意見がコミュニティバスの件に関しては、土・日がもう買物に行くんでもですね、土・日に行きたいからという方が多くてですね、是非これはひとつ考えていただきたいと思います。それとですね、大入島フェリーの補助金が本当はないですか。本当に補助金が何て言うか、申請しても却下されてますか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 運行に関してということ。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えをいたします。議員おっしゃるのは、岸壁の使用料のお話だと思えますが、先日ですね、昨今の貨物量の減少だとかいったようなことから、港湾の岸壁使用料の負担が非常に重たいといったようなことから、全県下的にですね港湾使用料の関係者から港湾使用料の減免についてということで県知事に対して要望を行いました。佐伯市も市長名ですね、この岸壁の使用料の減免を是非お願いしたいというお願いをいたしました。その結果、たしか正確でないかも分かりませんが、この10月からですね来年度一杯だったでしょうか15か月間について岸壁の使用料を20%減免の措置がなされたというように聞いております。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） そうしたら私がいわゆる対応というんですかね、全くそのとおりなんです。10月1日から補助が出て660万大体年間払いよるんですけど、その20%のですね補助に今後決まったんですけど、地場の企業ですから大入島フェリーもですね、何度行っても市の対応がですね判をつくだけと、申請書を持って行っても判をつくだけ。一緒に県にお願いしてくれるとか、そういう姿が見えないとか、佐伯市の姿がですね。だからやはりこういう厳しい時でフェリーもですね部長、御承知のとおり二杯あったのを一杯売ってですね、それでこの問題が今回出てるわけですよ。一杯ないもんですから代替船がなくなってそれで皆さんで初めてのことなんでどうするかという問題で、しかしこれはもう毎年続きますからね。今から毎年になるわけですよ、この時期になると。ましてやもしもそれが終わってもエンジントラブルなんかがあれば、また今度1週間、10日そのエンジンが部品が来たり何かすれば運行がストップするかも分からん。それは十分考えられることですよ。だからそういう消防も一緒ですけど、離島に対するですね備えをマニュアル化していただいて、何とかですねやはり大入島も離島ですから、あとでその離島でなくなるかどうかの話をお願いしたいと思うんですけど、本当にそうなんですよ。660万の年間使用料を本当は佐伯市がみんなが真剣にやってくれたら全額免除してくれたかも分からん。これ冗談じゃあない本当なんですよ。市が一生懸

命支援してくれたら金額的にですね660万だから月々にしたら10万減るわけですけど、だけど真剣に市も一緒に、行政も一緒になって業者と一緒に県にお願いしたりしてくれたらなってたかもわからないのです実際。本当です。そういうことでお願いします。それとですね、それじゃあ最後に、この問題に関しては、1年間建設部長が言われたとおり1年半の時限措置みたいな形になっております。けど継続してですねできたらですねもうちょっとまけられんのかという交渉もまた、その時には敵をとるように一生懸命、企画部長からも言っていただきたいと思います。よろしくお願いします。じゃあウの問題は終わりですかね。議長何か残ってますか。残ってないですね。

次、移ります。大入島架橋建設について、経過ですかね。この大入島架橋のことについては市長、選挙のたびに話が出るんですよ。それも国政のたびに話が出てまいります大入島の架橋、選挙のたびに不思議に出てくるんです。国会議員の選挙のたび、これは市長がお持ちのとおりだと思いますが、大入島架橋建設促進期成会です。市長もお持ちだと思います多分。もうこの時のメンバーがですね、国会議員が全員ですよ。参議院から衆議院まで全員、土木事務所長から市議員も市会議長、佐伯市長、もう市の有力者全員ですね。ほとんど自治委員会からもう全員がこういう具合にして大入島架橋建設促進期成会を作っております。昭和54年ですかね、昭和54年6月29日からこの問題が始まっております。今までの経過をひとつお願いしたいと思います。経過と計画をお願いします。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 大入島架橋建設についての御質問にお答えをいたします。まずこれまでの経過についてでございますが、昭和56年、今議員さん54年とおっしゃいましたけど、ちょっと私が今持っております資料によりますと、昭和56年に大入島架橋促進期成会を発足をさせております。今議員のおっしゃったとおり、発足当時の役員構成はですね、市長を会長といたしまして、副会長に市議会議長、商工会議所会頭など4名、そのほか農協・漁協の代表の方々、地元の市議員の方々、地元区長さらに顧問として国会、県議会議員の先生方を加え、総勢35名で構成をされて活発な活動をしていたと伺っておりますが、現在は自然消滅に近い形で活動しておりませんで、近年の具体的な経過を報告できるものはございません。今後の計画はどうかというような御質問ですが、合併後の地域懇談会におきまして、大入島自治委員会から架橋建設についての要望を受けております。このことを踏まえて平成11年に作成されました大入島開発計画に基づき、大入島地域活性化を図り、さらに島民の方々の通勤や通学はもとより、救急医療の観点からも市としても必要な施設であるという位置づけをいたしております。今年度も大分県に対し要望をいたしております。しかしながら、議員御承知のとおり、昨今の公共事業を取りまく状況は非常に厳しいものがあり、また本架橋建設には巨額の経費が掛かることなどから、建設に向けた方向性が示せる回答はいただけておりません。今後の取組についてどうするかにつきましては、地域と相談をしながら考えていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） 実は平成7年にはですね、一応1,000万の調査費まで付いているんですよ。平成7年には調査費まで付いてるわけです佐伯市議会で、今年部長、嘆願書というか何か陳情書を県に出されたというのは間違いはないんですか。今年も毎年県には嘆願書は出してるんですか。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 毎年ですね佐伯市から大分県に対しまして、これら関係する事業すべてでございます。道路事業、それから河川事業、港湾事業、それから急傾斜地に対する事業を総括して大分県に対して要望を行っております。その中の道路事業の中に大入島架橋建設を是非お願いしたいという項目も入れております。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） 市長、これはですね、先ほど離島問題で大入島の人口がですね、999名となって、やはり何らかのショックを受けるわけですよ。昔の旧佐伯市民としては、大入島の人口が1,000人を切ったと。何が原因だと思えますか。やはりですね、私は大入島の人にはですね、佐伯市は重要港湾とよく言われますよ。重要港湾だから橋を架けるのも高く架けるから金が掛かると。住民にとってはですね、違うんですよ。そんなのはどうでもいいんです。重要港湾で潤ったのは佐伯市の地場の企業とか佐伯市皆さんじゃあないですか。住民はそれに対する特典が私はあったとは思っておりませんが。やはりですね、住民が低くていいんですよ。話によればですね50億か60億掛ければ近い所だったらできるという話も聞いたこともあるしですね、ただ重要港湾がために橋がばく大な金になって架けられないと。それがために段々段々大入島は廃れてですね、廃れたらと言葉が悪いですけど、段々段々人口が減少されてですね、さっき魚住部長から聞いたところでは999名、とうとう1,000名を切ったわけです。やはり住民のことを考えた場合はですね、この橋をですね私は重要港湾抜きに考えてあげるべきと思います。西の方でいいです島側の。別に近ければ近いほどいいんですけど、今の住民からの要望ではですね、架かればいいというんです。どこからでもいいから架かってくれればいいと橋がですね。もうそれが強いんです。もうとにかくフェリーの人も渡船、定期船の方たちも今後は橋が架かったら恐らくもう皆やめてしまうんでしょ。だからさっき魚住部長にもお願いしようかと思ったんですけど、全員の関係者全員の話し合いを是非していただきたいというのとですね。全部話にのる気でおりますから皆さん、大入島の交通体系に関してもですね、だからとにかく市長、どう思えますか。今までのところ、もう市長も一言何か言ってくださいよ。やっぱあんたは最初から多分おったはずですよ。どうぞお願いします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 議員から大入島の架橋問題ということですが、56年当時はそういうふうな組織ができました。それから年数がたちまして、平成7年の時に、当時の知事から橋を造るために大入島の活性の理由をつくりなさいということでいろいろしたわけでございます。それがなかなかできずに今日に至っておりますが、私も合併をして市長になったときに、県の要望事項の中に大入島の架橋が載っておりませんでした。これを一昨年復活しまして、昨年と今年要望に上げました。そうした状況の中でも非常にこの要望を上げるのについても県側は非常に厳しい態度であります。確かに地域住民に対する橋の要望というのは、これは長年の悲願でありますし、私の方もそうした中に要望を上げながら県にもうお願いするしかない、これが時代的にますます厳しくなっている感がございますが、やはり地域悲願という形でございますので、そうした中で私の方も市が単独でできるぐらいの橋ならいいんですけど、これは国や県の力を借りなければならぬ橋です。そうした中で非常に厳しい状況に置かれておるといのが現在の心境です。とにかく要望については県にお願いしていこうと思っ

ております。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） 常に切らさずにですね、部長にもお願いした要望は続けていただきたいのですね。このですね、私が聞いた話では低く架ければ五、六十億でも架かるお話があるというんですが、ではですね、これは離島振興法とか関係した時に、60億掛かるとした場合に佐伯市の負担は幾らですか。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 今仮に60億の費用が掛かるとしてもですね、その整備手法がどういう手法によるものか、つまり国土交通省の道路でいけるのか、農業サイドでいけるのか、そういうメニューが全く分かっていない段階で市が幾ら幾ら負担というのはお答え致しかねます。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） 市長、概算でできんですか。8割負担とか、国が8割負担とかあるんじゃないんですか。そこらはもうぼんと簡単に考えて。そしたら12億ぐらいでできるんじゃないんですか市の持出しは。そして佐伯市は市長にお伺いしますが、企業用地を求めていますね。企業用地、私はこの大入島を企業用地と考えていただきたいんですよ。ドック、造船所ですね、造船所もうこういう企業用地はないですよ。造船所用としては、あとから架けるんじゃないで、先に架ければですね何とかそういういろいろリゾート開発、レジャーボート、観光客の入り込みとかある。先にとにかく、先を見越してやってみるというのも手と思うんですが、企業用地として考えた場合はですね、造船所をまず一番に、それからですね、この前清家好文議員さんがおっしゃってましたが、廃船のプラスチック船ですね、ちょうどプラスチックの船はですね、出始めてから30数年たつわけです。プラスチック船が出始めて、いよいよ今から先がですねこの廃プラスチック船、各港にいわゆる置いてるこれは今ものすごく高いんですよ。小さな船でもいっぱい70万も80万も廃棄費用が掛かってですね、大変なこれを廃棄するにもしょうがない。いずれ国の補助とかそういう政策が出てくるはずのものです。このプラスチック船に関してはですね、ずっと漁船がもういっぱいになってきますから、いよいよこれを廃棄する段階に入って、そしたら大入島が最適なんですよこのね。大入島は四方を海に囲まれて海も深いしですね、もう企業誘致として考えた時にはですね、この大入島この佐伯湾の奥の深さ、幅の広さ、面積からいった場合には、こういう立地はそれこそ日本国中そんなにはないと思いますよ。そういう考えはどうですか市長。

議長（小野宗司） 市長、総合的な見地から答弁いただけますか。

市長（西嶋泰義） 通告書には詳細はありませんので、いろんな中で今後の計画の中に、そういう計画は考えられないのかということの中で答弁をさせていただきます。そうした中で大入島というのは地域で過去にいろんな産業の中で、先ほど言いました大入島振興計画を作りました。またこれについて地域とのトラブルも出てきております。こうした地域における一体性の必要性がやはり生じなければいけないと思っておりますし、またそうした大型の企業に対する方向づけが橋を造ることによってできるのか、橋を造らずにそういう計画があれば橋の架かる可能性も出てくるんじゃないか。やはり埋め立てというのは結構時間が掛かるし、企業誘致をすれば大入島の面積をどこかを埋め立てなければならぬ。それはどの地域かということは地域が一体となった企業誘致のひとつの考えがくると思います。橋梁等が架かるということになれば、そうした全体でも3年、5年のスパンをやっば見ていかなけれ

ばならない部分があると思いますので、並行してやるということも可能ではないかと思っております。そのためには、どのような種類の地域における活性化、これが大入島におけるひとつの手法だと思っておりますので、地域全体をあげた活性化計画、地域がまた一丸となった大入島の振興策を出していくということが現在の大入島地区における大きな問題だと思っております。非常に過疎化が進み、高齢化率も進んでおります。市としても市のやれるべきことはやっていきたいと思っておりますし、市だけではどうしてもできない部分は国や県の方に一緒になってやっていかなければならないと思っております。また先ほど、橋梁等につきましても総体的なことというのはまたいろいろ動いておりますので、この点については各所管、その他が違いますので、これはちょっと調査をさせ、後日報告をさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） 平成8年に10号線の犬飼町とですね、第3庁舎の前を見るたびに職員の皆様も何かを感じるはずです。もう色も変わってペンキもはげ落ちてるんですね。架橋促進期成会の看板が上がってます。第3庁舎の前にもですね。ひとつよろしくお願いし、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（小野宗司） 以上で、清家議員の一般質問を終わります。

これより20分間休憩いたします。午後3時15分から再開いたします。

午後2時54分 休憩

午後3時15分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に16番、三浦渉君。

16番（三浦渉） 皆さんお疲れでございます。16番、政友会、三浦渉でございます。先般行われました衆議院の選挙においては、日本中が大きな地響きとともに文字どおり政権交代となったのであります。大勝した民主党に対し不安の声や期待の聲が世界中を飛び回っております。いずれにいたしましても一市民、一国民の立場からは選挙の公約だけは必ず実行してもらいたい。日本中に風通しのよい政治に期待しながら、本日の通告どおり一般質問に入ります。

まずは、県道三重弥生線の中でありますが、今回は波寄・小半間の工事の進行についてお尋ねいたします。波寄工区は本年度をもって完成の予定と聞いておりますが、引き続き今後は波寄・小半間3キロはどのような計画かお尋ねいたしまして、1回目の質問を終わります。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 県道三重弥生線の波寄・小半間の状況についてお答えをいたします。議員も御承知のとおり、本路線は現在、井上工区、因尾工区、さらに波寄工区で事業実施中です。波寄・小半間の平成21年度からの着手予定はあるのかとの御質問ですが、波寄工区につきましては現在工事中の荒瀬地区とは別に、上流の狭あい部約200メートル区間の改良を今年度平成21年度・22年度にかけて事業を実施するというふうに聞いております。さらに山部地区においては今年度から4工区をいわゆる1.5車線の改良に向けもう既に地元の説明会を終えたところというふうに聞いております。大分県としても波寄・小半間についても検討課題としてとらえておまして、現在実施中の井上・因尾工区の事業進ちょく状況を見ながら整備手法

等を検討するというふうに聞いております。市といたしましても早期着手に向け、引き続きお願いをしていきたいというふうに考えているところです。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 波寄工区は今年度終わるということで引き続き200メートル間やるという。具体的に詳細に位置等が分かればあとでお知らせしていただきたいと思います。この3キロ間は日本一の大水車、そして3キロ地点には天然記念物小半鍾乳洞、夏は川遊び、またホタルの時期は車が離合できないような状況でございますし、中間点には軽四輪も離合できないような箇所が2か所ほどあります。こういった所をいち早くやっていただきたい。先ほどの200メートルの箇所が分かればちょっと具体的に聞きたいと思います。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 地名不案内で申し訳ありませんが、現在施工中の波寄工区に引き続き、因尾方面に向けて200メートルというふうに聞いております。図面等について手に入り次第御説明をさせていただきたいと思います。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 私は大体分かっておりますけど、部長も知ってるかなあと聞いてみたんですが、この三重弥生線は合併の時期に重点路線として合併条件に挙がっておった路線でしょうか。ちょっとお尋ねします。私は挙がっていると記憶しておりますが。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えをいたします。合併支援道路として位置づけをいたしておりまして、例年大分県に対して要望をしております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 当然挙がっておったと思います。合併の支援道路、重点道路として挙がっているのであれば、もう少し市長、佐伯の力、責任ある政治力の予算獲得をしてもらわなければ、先般私が第2浦代トンネルを質問をした時に、合併の支援事業で挙がってないと。挙がればいかにもやれるような言葉であったが、第2浦代トンネルは挙がってないということを市長がこの場で答弁をいただいたんですが、この路線は挙がっておるのであれば、もう少し政治力、予算の獲得そういったものができないのか、市長にお尋ねいたします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 議員の言われるように合併支援道路というのがありますが、これ以外にも県道梶寄浦佐伯線ということで、いわゆる番匠川河口橋もこれも支援道路なんです。それぞれの地域に支援道路があってございまして、議員も御承知のとおり、先般県の方にも要望に行きました。非常に県の対応も厳しくなかなか予算獲得というのはこの10年間の間に公共事業が半減されてございまして、私どもも何とか少しでも予算獲得に努めてまいりますが、単に政治力ではなく、いろんな形を使っていかなければ予算獲得が今後できるか、ますます減少する可能性の要素が出てきておる部分があるのではないかと。とにかく現在やっている工事については何とか早急にやっていただけるように、今後とも県にお願いをしたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 合併支援事業ということは認めておりながら、厳しいということで時間が掛かるといような答弁でございます。8月5日に大分県庁、また8月の6日には私も塩月副市

長について宮崎県庁に常任委員長として陳情に、宇目日之影線の道路の件で行っておりますが、大分県庁に8月の5日に陳情しております。もちろんこの三重弥生線も入っておりますが、昨年もですが、本年も土木部長に陳情ということでございます。部長はどの程度の権限があるのか県庁では分かりませんが、部長に陳情というのはいかがなものかなと。知事があって、部長があって説明するというのであれば陳情もよく分かるんですが、部長だけに陳情してもそれが知事に伝わるのかなと、何か月後に伝わるのかな、その日のうちに伝わるのかなと思っておりますが、今後も知事にしなくて部長に陳情していくのか、その辺をちょっとお尋ねします。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 例年行っておりますこの要望活動もですね、私どもとしては是非県知事に直接お願いをしたいということで申入れをいたしております。ただ、県の方で知事の日程が取れないとか、いろんな事情で土木建築部長がお受けをしたいということの回答をいただく中で、今年も建築部長対応ということになりました。議員おっしゃるとおり、できるだけ来年以降はですね知事に直接要望をする。できるように強く要望してまいりたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 来年からはね知事に必ず時間はあると思います。知事も市長もそれが仕事ですから、佐伯から素晴らしいメンバー、自治委員会、議長、そういった方が陳情に行くのに1日も1時間も空いてないということはないと思いますから、知事に私が話してみますと、いつでもいいですよということはいたできております。それと市長にちょっともう1回聞きますが、昨年も塩月副市長が宮崎県庁。先般、県道三重弥生線の期成会が豊後大野市でありました。これも塩月副市長が出席。市長としてそんなに1か月先分かっておる仕事が忙しいのか、塩月副市長じゃあ悪いというわけじゃあございませんが、やはり相手側は市長、トップが出ておるわけですから、どうして出席をして切実なお願いをしい。もう1点は両市をあげて陳情をなぜしないのか。別々に三重弥生線であって佐伯は佐伯でいく、この期成会というものがせつかく18年にできておるんですから、この期成会でもって知事に両市を挙げて陳情をした方がいいんじゃないかと。その辺について市長から答弁をいただきたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 市長の陳情ということでございますが、私の方も日程を重ねながら経過をしております。また、現在やっております地方道の三重弥生線ですね、三重弥生線の日之影線ですね、今言ったのが。日之影線についてはですね、先般もちょっと言いましたように、これ県境間でやろうということで、向うの方の日之影の方にも行った時に、日之影の方がこれを辞退しまして、単独でやりたいと。そうした中で私の方もこれは県境間だから一体となってやるべきではないかということで、今調整をさせております。また、現在陳情項目全部で県道及び国道につきましては21項目あります。そうした21項目全部の項目の中にできるだけ時間を割いて行きますが、時間的できない分は私どもも部長で行くというのは大変申し訳ないんで副市長が出席をし、地域の皆さんに御理解を求めたいと思っております。私どももできるだけ時間調整をしたいわけですが、現況の中でできない部分とできる部分がございますが、全部が全く行ってないということもありませんし、三重の方にもお伺いしたのは議員も承知のことだと思っております。また先般も本匠地区で、昨年あったときも私は出席をしております。

ますし、全部が全部その状態でこの要望事項が私が行けるといふ、そうした状況でございますことを御理解を賜っていただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） まあ日程は前もって建設課の方で、部署の方で決めておるわけですから、市長は先ほども言うように、陳情を受けたり、陳情をしたり、要望を受けたりというのが仕事で好きでそこに座っておるわけですから、それは何が入ろうと決まった日にちには、今日はこれが入ったから副市長行けじゃあなくて、やはり優先をして決めた日に行くようにしてもらわなければ、市長はそれが仕事でやりよるわけですから、ほかの日程が忙しいとか言っただけでそれは理由にならないのではないですかね。もう一点市長に聞きますが、この波寄小半間の水車小屋という森林公園がありますが、この辺が非常に道路改良が厳しいと私は地域の者として認識をしておりますが、バイパス的なもので水車小屋の方に道路を通して、今のちょっとした所、トンネルのある所は残すと、向うに道路を通した方が安くて簡単にいくんじゃないかなということではありますが、先ほど部長は200メートルと言いましたけれども、200メートルが幾らの予算か分かりませんが、そのくらいのことで合併の重点というこの二文字には入らんのではないかなとこのように思っておりますが、最後ひとつ市長に、向うの水車小屋の方に道路を通していくというような、そういう計画とか考えとかいうものはありますか。お尋ねします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 議員から水車小屋ということですが、私もその前段の打合せ等をまだ見ておりませんので、議員は先ほど見たというんですけど、私の方にはまだそういうことは県の方から言ってきておりません。また、これは地域との説明をやりながら最善策をつくっていただけたらと思っておりますし、私も個人的ですが、あれをうまくつないでですね、小半のキャンプ場ですか、連携するとおもしろい、いい道路こう配ができるなという個人的な感じを持っています。あくまでもこれ今日は個人的な立場ということです。地形を一応そういう具合に感じて次第でございます。以上です。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） ありがとうございます。すべてが個人的なものが公なものになるわけですから、よろしく願いをしておきます。三重弥生線についてはこれで終わります。

次に、唯一の観光施設である日本一の大水車の近くに駐車場の整備を又水車内の駐車場の舗装はなぜ整備をしないのか。今回の予算で大水車付近の近隣に駐車場をやるという計画があるが、どのような駐車場なのか。何台ぐらいとめられるのか、ちょっとその辺の説明をお願いします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 県道三重弥生線波寄・小半間は県道の未改良区間でありまして、狭い箇所が多く交通に支障を来しているのが実情です。議員御指摘のように小半森林公園周辺は児童・生徒の夏休み期間中、特に遊泳目的のお客さんが多く、駐車場不足から路上駐車があとを絶たないといった状況にあります。これまで立看板や地元青年団が路上駐車禁止を呼び掛けて来ましたがなかなか改善されませんでした。そこで議員御承知のとおり、本年8月開会の臨時議会で小半森林公園駐車場の整備費用について予算計上をし、お認めをいただいたところです。整備予定の駐車場は水車小屋の川向でありまして、およそ1,

000平米のスペースがあります。約40台の駐車ができるというふうに思っております。年度内の完成に向けて作業を進めているところです。したがって、来年度以降は路上駐車は一掃されるというふうに思っております。金額は1,250万円です。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 部長、駐車場を40台完備の1,250万掛ける。これは8月の補正の分でやるということでもいいんですか。この補正については21年度補正、8月補正で地域活性化経済危機対策臨時交付金というこれでやるんですか。これは今新聞を見ると凍結するのかというようなことがあるが、もしこれが凍結された場合はできるんですか。単費でしてあげるんですか、どうですか、ちょっとその辺を。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 凍結することになれば実施は難しいかなというふうに思っております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 補正予算の組み替えとか、知事が新聞記事に出ておりますはね、停止なら凍結しますよというようなことがあります、その辺のまだ新しいニュースは市の方ではつかんでないんですか。この8月補正であれば13億8,000万円、こういった数字になろうかと。そして20年の3月の地域活性化生活対策臨時交付金というのは10億2,000万、これも繰り越してあるからまだと思いますけれども、こういったものに伴う国あるいは県の凍結があれば関連で聞きたいんですが、全部凍結ですか。あなたが答弁できなければ市長にさせていただきます。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 大変申し訳ありません。私の方にはそうした情報がまだ入っておりません。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） はい分かりました。次にいきます。もう1点答弁ないね。水車小屋の中の舗装ということで。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 水車小屋の前を通りましてケビンのある方の舗装のことだと思いますけれども、あそこは確かに舗装しておりません。と言いますのは、ケビン等に泊まり客がある場合にですね、あの位置でキャンプファイヤーをしたりすることがありますので、あえて舗装しないという状況にしております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 分かりました。そういうことで舗装をしないと、予算がないとかいうことじゃあないんですね。いろいろ理由はあろうと思いますけど分かりました。水車に来た客がですよ、あるいは川遊びに来た客が道路に車を止めて県道三重弥生線を通勤とか通学に走る車が非常に迷惑をしておるということを知っているから駐車場を造ろうということですか。それ聞いておるんですかそういうことは。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） そうした状況があるので今回の措置ということになっております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） これ指定管理に出しておりますね。指定管理に出したということは、市で持つておっても大変経費が掛かるということがまず基本ですから、指定管理に出して市の経費を軽くしようということが行財政改革でもってそういったことになったんですかね。ちょっとその辺をお尋ねします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） それは水車小屋の施設そのものということですね。確かに経費の節減ということもありますけれども、最大の眼目といいますのは、民間の工夫をですねそうした運営に生かしていきたいということが眼目であります。御承知のとおり、平成15年9月にですね、地方自治法の一部改正によりまして、指定管理者制度が創設されたことによるものですけれども、公の施設の管理をですね民間の事業者へ委託することによりまして、民間事業者がもっているノウハウ、こういったものを活用して住民サービスの向上と、先ほど言われました経費の削減といったことを図りたいということでもあります。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 関連でございますが、指定管理に出せば勝手に管理者がやるんだという考えでおるんですか。やはりこういった水車小屋観光地、森林公園、市の担当部の方でお客さんを送り込んであげるといような段取りは何か、してあげたんですか、あげないんですか、する気はないんですか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） これは何と言いましょかね。質問の中にあります交流人口の観光客等の世話等は一切しないのかということをお尋ねされているんでしょうか。これはですね、基本的には施設の維持管理、運営といったものは管理を委託しました民間の企業なりが行うわけですけれども、現実的には森林公園とか大水車、これは観光資源として大変重要なものだと思っております。特に本匠につきましては、これ唯一と言っていいほどの施設であると思っております。ほかの施設もそうですけれども受託者から維持管理や運営に関する相談事、あるいはですね例えば、イベントなんかについてはですね、市の方からお手伝いにあがるということも場面によってはあります。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 指定管理に出したからといってですね、市が何回やっても何年やってもようもうけんから指定管理に出して、市の経費を軽くしようということで出しておるわけですから、やはりそれは少しね手当をしてあげて、補助金をくれというんじゃないですから、やはり交流人口、お客さんを送り込んであげる段取りはね市として、市長として、部の部長としてね、そういう段取りはこれは水車小屋じゃあなくして、どこもね指定管理に出しておるところはね、先般ちゃんと管理はできておるか、指定管理にだしておる備品の管理はできておるかということもお尋ねしましたけども、そういったことも合わせてね、どういうふうになっておるのか、客は来ておるのかと、採算は取れておるのかというものをチェックするのはあなたの部局でしょ。担当部局ですからね。やはりそういうことを今後ねきちんとやって、本当にほじゃあ5年たった、3年たったから返します。じゃあ次を探さないといけないというようなことにならないように、やはり利益がちゃんと上がるように、採算ベースにのるような段取りをしてあげなければ補助金を年間幾ら出して下さいというようなことを言っておるわけじゃあないんですから、周りの環境整備をしていただきたいと。駐車場を造っていただき

いと。お客さんを送り込んでいただきたいと。そのぐらいの加勢はねしてあげないと無理じゃあないかなと思うんですが、その辺の気持ちを。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 一定の施設、備品等の準備に関しまして市の方も積極的にお手伝いをしているつもりであります。特にこの水車小屋については今管理を委託しておりますのはな会は随分頑張っております、地域の御婦人があそこで8人、9人とですね一生懸命工夫している姿を私何度か行って見ておりますけれども、できることは応援していきたいというふうに思っております。それに現在やっておりますブルーツーリズム・グリーンツーリズムという動きがありますけれども、こうした旅行商品を開発していくことで指定管理に出している施設、そうした所への交流人口を増やしていくということは観光サイドで一生懸命取り組んでいるところです。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 観光施設を経営したことがないから分らないのですが、協力をしていくつもりであります。二、三ちょっと教えてください。どういう協力があるんですか。お願いします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 具体的に個々のものが上がってこないと何とも言えないところがあるんですけれども、そうしたものが上がってくれば、それに対して真しに対応していこうというふうに思っております。例えば、この中でもですね、浄化槽の匂い等の問題も御指摘されておりましたけれども、そうしたところも何とか解決できる方法はないのかということですね、今一生懸命模索しているところです。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） あえて、テレビが入ってるからそのことは言わなかったんだけど、ひとつその辺の修理もね何かいち早く、それをしないと大変かなと思っておりますので、分かっているんなら早く修理をもう12月補正でも上げてやらんとですね、また大きな修理になったら悪いかなあとこのように思ってる。私もメモがあったんだけど入っちゃうもんだから、もう言わん方がいいかなあということちょっと控えたんですけど、まあ部長が知っておるんならその辺を早くやっていただきたいなと思っております。その辺は早くできるんですか、ちょっと。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 実態を言いますとなかなか難しいところもあります。と言いますのは、施設が施設だけにですね、夏のピーク時と冬の少ない時、この訪問客のですね人数に格段の差があるというのが一つのネックになるかと思えます。と言いますのは、あそこに設置されておりますのは合併浄化槽の240人槽が入っております、夏のピークを念頭において造っておりますけれども、それがまあ冬場になると人数がぐっと減ってしまって、処理そのものがですねなかなか順調にいかないということがありますので、これを改善するにはかなり工夫がいるのかなというふうに思っております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） ありがとうございます。工夫する計画があるというだけでもありがたいことでございます。一日も早くそういうことを調査してください。工事に掛かるのはまた金が掛かるか分らないけど、調査だけはね早くしてどのようになっているかということで、管理者は

元の管理者は市長ですから、その辺のところはちゃんと整備したうえで指定管理に出してあげなければいけないかなと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上でその辺について終わります。

カワウ対策についてお伺いいたします。河川のカワウ被害対策について、カワウに対する被害の調査についてお尋ねいたします。カワウによる被害が全国的に広がっている中で、既にカワウに関する特定保護管理計画や管理指針の策定を行っている市や県もありますが、佐伯市はどのような計画なのですか。まずこれを1点、もう1点はカワウが平成19年5月25日、狩猟鳥獣に指定を環境省にされたことは佐伯市の担当部局は知っておりますか。お尋ねします。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） カワウの被害状況についての質問にお答えをいたします。まず、カワウの被害状況につきましては、広域に移動するカワウの被害の調査をしているかということもありまして、カワウによるアユ等の食害に対する調査は内水面漁協からの要望に基づいて漁業者の協力を得まして実施をしております。17年にカワウの胃内物調査、そして19年に胃内物調査又狩猟者からの聞き取り調査というのをしております。また、放流現場での市の担当と放流現場での聞き取りというのもその都度行っております。いずれの調査におきましてもカワウによる被害が報告されており、市内の多くの内水面漁場で被害が生じているものと市としても認識をしております。それと有害鳥獣、19年の6月から今度カワウが有害鳥獣のカワウに指定をされたということの中で承知をしておりますし、またそれについての許可という形も今出しておる状態でございます。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 農林水産省の方もシカやイノシシ、こういったものの駆除にも補助金がつきまっておりますが、私どもこの漁協の方も佐伯管内に番匠川を始め、宇目、堅田とありますが、せっかくの放流の補助金をいただいて、毎年放流をしておりますが、お手元に資料を配付しておりますとおり、このカワウというのは一番大好物がアユで、塩月副市長のようにお酒じゃありません。アユが一番大好物でありまして、アユを食べられて、せっかく補助金をいただいて放流をしたのにアユをすべて獲ってしまうということでもありますので、漁協関係者も必死でこの対策をやっておるところであります。何せ対策には対策費用が掛かるわけです。水産庁の方で2分の1、あと漁協で2分の1持ちなさいというようなことで、2年、3年前からそういったことで事業を行っております。川を歩く方は分かると思いますが、カカシが立ったり又両側にてぐすを張ったりというような作業をしてカワウを防いでおりますが、何せ空を飛ぶ鳥でありますので、ワナとかそういったものが効かないということもありまして、もう今年はいいいんですが、来年の4月1日以降、またこの作業に3漁協ともかからなければならぬということでもありますので、そういったものについて水産庁の2分の1あるいは漁協の2分の1。漁協の2分の1に対して幾らかの負担金を出していただくような3漁協に対して、検討をしていただくようなことはできないかということでもありますので、答えられる範囲で申し上げます。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 先ほど議員が申されましたように、非常にカワウ対策といった形の中で、河川にてぐすを張ったり又てぐすの張れない場所についてはカカシといった形の中で、

猟銃を撃つにすれば全部が逃げるといった形の中で非常に普通の鳥獣とは違った形の中で、非常に駆除に対しては難しいということは分かっております。というようなことの中でですね、やはりこのカワウの管理においてもやはり水産資源でアユは非常に胃袋の中に入れておるといことも非常に分かっておりますので、今後やはり今内水面漁協さんが主体となって国庫補助事業の防除と駆除という形を県事業で独自でやっているということで認識しております。市といたしましても、やはり水資源のやはり被害の低減を図るといようなことの中で、今後三つの漁協と一緒にカワウ対策について検討していきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 今日は早く終わりたいと思います。すばらしい部長の前向きな御答弁でございますが、これについて市長の見解をいただいて終わりたいと思いますが、よろしく願います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 三浦議員から鳥獣害のことで、私も鳥獣害の本をこれだけ取っておりまして、これにはカラスの被害も結構出てます。大分県の中につきましては、そういう被害よりもやはりカワウの被害ということで、これは私の方から言うと又三浦議員がそれを利用するか分かりませんが、アユは佐伯市の魚ですので、それを守る考えで十分考えさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） ありがとうございます。終わります。

議長（小野宗司） 以上で、三浦議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 3 時55分 散会

平成 2 1 年 第 6 回

佐伯市議会定例会会議録

第 4 号 9 月 1 0 日

議事日程第4号

平成21年9月10日(木曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

議長(小野宗司) 本日の平成21年第6回佐伯市議会定例会第9日目は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(小野宗司) 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、後藤幸吉君、2番、梶田穂積君、3番、後藤勇人君、4番、高司政文君、5番、清田哲也君、6番、兒玉輝彦君、7番、浅利美知子さん、以上の順序で順次質問を許します。

1番、後藤幸吉君。

1番(後藤幸吉) おはようございます。1番議員、志政会の後藤幸吉です。私は一問一答方式で、まず新任副市長の山本副市長に御質問いたします。我が佐伯市は合併以来、広さが九州一広いということで二人助役制を採用いたしました。二人、助役じゃったんです初めは。初めは助役じゃったんです。そのあと、その当時県から佐藤助役が来ておられました。その後、木許副市長と塩月副市長が頑張っておられたんですが、木許さんが辞められた。今回県から山本副市長が来られたというので大変期待はしておりますが、佐伯市の課題は大入島の埋立問題、企業誘致、それと佐伯市が要望しております河口橋、いずれも県との大事な問題であります。塩月副市長ともども山本副市長には頑張っていたきたいと思っておりますが、新任のどのような心掛けで、どのような意思を持っておられるのかをまずお尋ねしたいと思っております。どうぞよろしく願います。

議長(小野宗司) 山本副市長。

副市長(山本清一郎) おはようございます。後藤議員の質問にお答えいたします。まずもって、先の臨時議会で議員の皆様方から副市長選任の同意をいただきましたことにお礼を申し上げます。全力で副市長の任に当たりたいと存じますので、よろしく願います。今、るる議員から佐伯市の課題というようなものを述べられました。そういったことにつきまして、これは副市長の職務というのは市長の補佐ということでございます。佐伯市のために、佐伯市民のために市長の意向をあるいは指示に従い、県との連絡調整などできる限りのことをいたしたいと思っております。以上でございます。

議長(小野宗司) 後藤議員。

1番(後藤幸吉) 始めから円満にするというのは大変難しいことですが、やはり副市長にケー

ブルデビューというか、市民の皆様にも顔も知っててもらわんことには、日ごろの活動もしにくいと思いましたので、こういうことになったわけではありますが、課題としては、佐藤副市長の時代に、佐藤副市長が報・連・相ということをやられたことがあります。報告・連絡・相談、今回も県の施設になるわけですが警察署、それが野口の方に行く過程について、副市長には11月に連絡があったと、相談があったと、12月には市長も警察の方と会っておられる。代替地の話までしておられると。ところが担当部長が初めて知ったのが2月であると。そういうことで佐伯市役所の中では、佐藤さんがおられんことになって、どうか報連相もよくないように思っております。副市長は市長を助けて真剣頑張ってください。そうすりゃあ塩月副市長も本来の能力が発揮できると思いますんで、どうぞよろしくお願いします。

2問目の質問にまいります。これは直近6月の23日に執行部から全員協議会に示された中心市街地、特に大手前の再開発の絵であります。このことについてまず質問いたします。以前、地域に対してコンベンションホール構想があったように聞いております。例えば、五、六百席の座席を備えた、文化会館で言えば中ホール的な、そして三余館の機能を備えたコンベンションホールを造りたいというような話が、これは商工会議所の方の資料でも見たことがあります。で、佐伯市から我々議員に初めて形として出てきたのがこの絵であります。それをお尋ねします。これはまだ当時、事業費は決まっていなかったということでしたが、いろいろな金を使うと思います。ただこのどのくらい実現の可能性になっているのか。それをお尋ねしたい。と申しますのは、商工会議所がこの建物、こういうふうになるのかな、商工会議所がここに入るような計画になっております。ここにあった文書ではですね。それと具体的に8月7日には商工会議所より、現在の商工会議所からできれば中心地域、再開発事業にかたって、この地域に移りたいという要望も小野議長あてに出ておりますので、そこが私たちが知る限りは、中心市街地活性化基本計画の以前に、協議会の中に商工会議所とまちづくり会社が中心になって、こういう基本構想というのを作ることになっています。具体的に商工会議所からそういう要望が出たということは、ある程度進んではいるのではないかと思いますので、これをまず一つお尋ねします。それから例えば、さっきの文化会館の中ホール的な機能もこの中に入っているのかどうか。これが一つ。そうした場合、例えば歴史資料館を今回話が進んで調査をしている段階であると思いますが、その計画の中に三余館も使用するという案が発表されております。三余館については、かなり年間6,000人ほどの利用があるようにあります。それは今後どうするのが一つ。それと三つ目が文化会館、最近話が一切ありませんが、市民の皆様が利用するについては耐震強度の問題も含めて、もうそろそろ検討しなければいかん時期です。今まで何回もお尋ねしましたが、話がどうなっているのかが見えない。24年の3月までが毛利家との借地契約の一応それまで。実際言えば以前から申し上げているとおり、文化会館が要るんか要らんのか、要るんならどのくらいの規模か、そういうことは既に検討していないといけないわけですが、今回話が、市役所の話が先行して文化会館はでてない。この文化会館はどうするつもりなのか。今の時期では恐らく合併特例債も適応するというのはないと思いますが、これは文化会館はどういうふうにするつもりなのか、これが一つ。それと市役所、総務常任委員会では合併特例債のきく間に造ろうではないか。合併特例債を使えば27億、一般財源であれば利子ぐるみ64億、これはもう造らな、造ってもいいんじゃないか、市民の皆様にも理解を得ようやと。そして現在の位置ということで今回基本構想までくる関連の予算が出るとは思います。規模については議案に出てないので質問し

てもよろしんじゃないかと思っております。提案された550人が収容できるような大きな役所が必要なかどうかをまずお尋ねしたい。それとその中に、現在選挙管理委員会の横しにある建物2階建ての、そこを市職組合が使っております。共済会が使っておるといいうい方をするのも知れませんが、そこは新しい庁舎ができた時には、新しい庁舎に組合の事務所を構えることを許可するのでしょうか。それと、先ほどの文化会館、歴史資料館については毛利家との深いかわりがあります。現在、歴史資料館の調査の費用を組んでおりますが、文化会館は今後、先ほどと同じ質問をしますが、24年以降はどうするのか。それと歴史資料館に入れる品物、毛利家はくれるのでしょうか。昨年12月に質問しております。中に入れる物もはっきり確認ができていない状態で土地だけ先行取得したわけでありましたが、非常に議員としては議会を無視した先行取得だと今でも思っておりますが、そうまでして歴史資料館は、文化会館よりも優先するのでしょうか。文化会館については土師議員が以前エレベーターのことを尋ねております。お年寄りが利用するのに大変じゃあと。そういう面も含めて建て替える必要が是非あるとは思っているんですが、そこを執行部にお尋ねしたい。一応、2番目の質問をこれで終わります。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） まず実現の可能性うんぬんということですが、これは執行部といたしましては、実現させたいということで計画づくりを進めているわけでありまして、これはまあ実現するかしないかということは結果論でありますので、現在のところは100%これを実施していきたいということで臨んでおります。それがまず第1点です。それから先ほど示しました絵についてなんですけれども、それは基本的な考え方を示したものです。城山をバックにして広場を真ん中に持ちたいと。それを取り囲む形で諸施設、いろんな機能をそこに集積していきたいという基本的な考え方をお示したものです。ですから、中身につきましては、どういう機能が必要なのか、どこがそげるのかといった検討を今行っているところであります。それから三余館につきましては、年間6,000人ではありまして、7万人弱の利用ということになっております。この三余館につきましては、今歴史資料館との兼ね合いが重要になってくるかと思っておりますけれども、歴史資料館は今基本計画を作っている最中でありまして、それとの兼ね合いがありますので、断定的なことは言えませんが基本的な考え方、基本的な考え方としてですね、歴史資料館の一部として利用を図るという計画で進んでいるようです。この三余館の機能につきましては今年の6月の議会の全員協議会で説明いたしましたように、大手前開発の基本構想の中でその機能を大手前に持っていくという道筋を立てて検討をしているところであります。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 後藤議員さんの文化会館の建設についてということで、御質問にお答えをいたしたいと思っております。若干通告よりも順序が違ってますけれども、通告の順序に従いまして答弁をさせていただきたいと思っております。まず、第1点でございますが、賃貸借契約が平成24年の3月までということになっておりますけれども、それでその後どうするのかという御質問だろうというふうに思います。議員御存じのようにですね、文化会館用地の賃貸借期限は3月で切れますが、市としては現状では文化会館の建設についての協議はまだ進んでおりません。平成18年から一応話は進んできたんですが、用地や費用等の問題によりまして、現在では協議がまだ進んでないというような状況でございます。そういうことで今後切れた場

合には、現状では短期の賃貸借契約を結びながらそのまま使っていきたいという考えを持っております。そして毛利家の持っている資料について、これはどうなっているのかということでございますけれども、その点につきましては、毛利家が所有している大筒等などの資料は、現在、寄託してもらうような話し合いを東京の方と進めております。この中でも毛利家の御理解を得て歴史資料館を造るのであれば是非とも展示、寄託をしていただきたいというような回答をいただいております。そういうことで、今後も毛利家と話し合いを進めながら、全部寄託というような形で進めてまいりたいというふうに思っております。それから文化会館の建設計画ということでございますが、先ほども申しましたように、平成18年から部内の協議を進めておりますけれども、現状では場所それから費用などの問題がありまして、現在地で建て替えが可能なのかどうかというのを協議を進めてまいっております。それまでは先ほども言いましたように、現在の場所で短期の契約で使用していきたいというふうに思っております。議員も御存じのように、文化会館は築後37年経過をしております、現状では空調機や電気機器がもう大変老朽化しており、修理なども多大な経費が今掛かっておるといような現状でございます。このような状態の中で、もうあまり長くは使用が可能ではないというふうには認識をしておりますけれども、そのためにどういう整備が必要なのかということも含めて、教育委員会の方では現在整備計画を立てていきたいというふうに考えております。そして最後のエレベーターの設置の件でございますが、現在の文化会館は大変古くて現行の建築基準法において既存建築物が法令の基準に対して不適合建築物ということになっております。防災安全対策以外の増改築などができないということになっております。このような理由によりまして、エレベーターなどの設置は増改築とみなされまして、既存不適格箇所の全面改修をしなければ違法建築物となって使用ができなくなるというような状況にあります。このような理由によりまして、増改築は現在の建築基準法に適合できないということでございます。大変高齢者の方々並びに体の不自由なの方々については大変な迷惑をお掛けしておりますのは承知をしておりますが、今しばらく御容赦をお願いしたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） おはようございます。それでは後藤議員の御質問にお答えをいたします。庁舎の建設問題につきましては、総務常任委員会におきまして所管事務調査として御審議をいただいております。また、議員には委員長としてその取りまとめをしていただきまして、誠にありがとうございました。今後とも総務常任委員会の報告を受け、真しに対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。さて、既に御承知のことと思っておりますが、昨年末の財政シミュレーションを受けての方向性は新庁舎建設自体を先送りするというものではなく、財政シミュレーションの結果を受けて更に詳細な検討が必要になったため、当初のスケジュールどおりにはいかない要素が出てきたという説明をしております。実際に平成20年度には完成させる予定でした基本構想は、今議会後に策定予定でありまして、当初作成しましたスケジュールよりも随分遅れている状況でございます。現在は、当初スケジュールの短縮を図りながら合併特例債の対象期間内に完成できるよう努力をしております。次に、新庁舎に配置する職員数ですが、現在の本庁機能から考えますと、減員可能な部局はほとんどない状態であります。今後も大きな変動はないというふうに判断しております。しかしながら、行革を進めている中でありますので、全体の職員数は今後も減っていく

と考えられるため、現行からある程度の減員を見込んで550人としているところでございます。また、今日の合同新聞にも載っておりますけれども、今後地方分権が進めば地方自治体の果たす役割はますます増加をしていくことが想定されます。したがって、それに伴う本庁業務の増加も懸念をされます。それらのことを踏まえながら庁舎規模については適正規模になるよう検討してまいりたいというふうに考えております。最後に、組合への貸付けについてお答えいたします。現在組合に貸し出している部分は、職員の福利厚生に関するスペースの一部分を使用許可している状況でございます。現庁舎が有している機能は、基本的に新庁舎にも整備すべきものと考えておりますので、職員の福利厚生に関するスペースについては新庁舎でも確保したいと考えております。また、組合への貸付けにつきましては、今後の庁舎整備計画の中で十分検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） まず庁舎の件から、あと平成31年までには確か三百六、七十名の職員が定年になる。そのうち48名が消防署の関係ということは、あと320人の人間が辞めるわけで、なんぼかは補充するかもしれんけど。そういう状況にあって26年度に完成する市役所が一番人数の多いときに、一番大きなものを造って、あとから段々段々減るような、部屋が空くような、そういうぜいたくなものは造るべきではない。それと耐震強度の問題でいえば文化会館も同様、使い勝手がけしからん悪い。先ほど土師さんの話をしたけども、エレベーターの件を担当に聞いたところ、リフト、エレベーター両方ともちょっと難しいと。リフトの場合は金額が張ると。どうせ建て替えるんじゃからというような話やった。何年間、先に建て替えるのか。例えば文化会館は、さあ借地契約が済んだあとは、昔のように何十年かの約束で年間120万じゃったと思いますが、その金額でいくんですか。相手があるのに決めちゃかんことにや、建物は建ったままにして崩すだけでも何箇月か掛かるのに、契約というのはもうしとくべきじゃあないですか。これが一つな。それと年間1,150何万じゃったか。そういうふうな金額になったのは、昭和58年ごろ城山の問題とかそういうことがあってから急に800何十万円、120万円から20年間の契約で上がったわけですが、当然、城山は当時1億とか言いよったが、今まで3億5,000万円佐伯市は払ろうちよんのよ結局。そういう相手にする場合、建てるまで今後一時使わせてもらおうと思うんなら、今のうちに契約しちよかなおかしんじゃねえん。修理代のことも考えてみなさいよな。そんな事業ほど優先するんじゃないんですか。期限が24年の3月までと決まるとるんじゃから。それは昔言うたような、市民が考えて年間120万程度に土地の使用料、抑えきるんですか。それと歴史資料、毛利家、毛利家が池彦の所が適地であるというようなあれがありました。いただけるんでしょうかね、中の資料を。中にどの程度の物を入れるかも分からんで、箱だけ造ってもろうちゃ困るし、先ほど私は確かに三余館調べとったんですが桁を間違えたんです。三余館のような施設までつこうて、あれは確か金額はかなり、三余館を造った先輩方に敬意を表したいように3億何千万か掛かるとる。それを佐伯市が当時、昭和63年に3億1,493万円で造っております。佐伯市の負担は937万じゃった。それが勤労者総合福祉センターで使うということで、274万5,750円でまた佐伯市がこうとって今現在の使い方をしちよる。補助事業、そういうことをうまく活用した先輩方に敬意を称さないけん。ただし同じもんを造るんじゃったら延べ面積からいったら当時は3億1,000万も掛かるんであれば、当然今でもそれ以上掛かる。そういうものを使うんであれば、代わりのものを大手前に持ってくるさつき言いましたが、えろう高ずくんじゃねえんですか

て歴史資料館自体がな。その歴史資料館は何億でできますなんていうけど、今ある建物を別の所にまた造らないけんちいうことになったらえろう高ずくと思いますが、そこのところは文化会館の借地契約もちゃんとした確認と歴史資料館のもんをいつまでに期限を切って、それがもうもらえんぐらいなら歴史資料館の事業はやめるんじゃないの、足元を見られるような取引をするんじゃないな。相手がおるんじゃ、相手からいただけるんならなんぼか前向きに考えましょう。少しほかにも資料もあるから、なんぼかそのスペースも作りましょうちいうぐらいの気持ちでいかなあいいんと思うんですが、そこのところはもう去年の12月から言いよる。もう毛利家と確認をしちよかなうそじゃあないでしょうか。そこのところはしゃんとしてください。偉い先人もおったんや。今の時代のあなたたちがしっかりせんで、計画もねえで、ただ造る造る言うて言われたんじゃないあたまったもんじゃあねえ。それとそれでは先ほどのこの絵ですが、これはこの地域をそういうばらばらのはよう言うたらコスモタウンのようにばらばらの建物を造るちいうことで理解していいんですね。これ全体が建物じゃあないで、コスモタウンのように幾つかの店がばらばらに造るということでいいんですね。そうした場合、例えば商工会議所が入るとするな。そしたら商工会議所が自分で造るんですか建物を。それと権利者、この人たちの意向はどの程度の土地を、現在これをできれば自分たちが使用したいというように話があっちょんでしょうか。売るんですか、それともこういう所がエリアができれば自分は新しい店を造って営業したいと言うんですか。それとも建物の中に入りたいと言うんですか。その確認をします。まだありますが取りあえず幾つも言うたっていけんけえ、そこからをお願いします。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 後藤議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思ひます。文化会館さらに歴史資料館につきましても、後藤議員おっしゃられるとおりですね。そういう気構えで今毛利家と交渉しております。そういう危機感を持ちながらある程度今進んでおりますけども、内容は現時点では申し上げられませんが、大筒等は大変価値のあるものであるということを知っておりますし、その他含めて約3,000点を超す資料をですね今逐一交渉をしておりますから、その分については毛利家も大変理解を示していただいているということで御理解をお願いをしたいと思います。文化会館につきましても、先ほど来言ってますように、現時点では1,500万を越す使用料がありますけども、これが24年の3月には期限がくるということで、その部分も含めて毛利家との話も進めております。最終的には、先ほども言いましたように、現状を使わなくてはならないという部分もあるんで、短期で借りていくという交渉もしてあるような時でございます。以上でございます。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 三余館につきましてもはですね、三余館をそのまま移すということではありませんで、機能の一部を移す。三余館の機能のほかにですね、ほかにいろんな施設をその中に予定していきたいと思っておりますけれども、そことの関連を強化しまして、例えばイベントとの組み合わせ、そうした他機関、イベントとの組み合わせ等がより機能的に働くように考えていきたいと。つまりその機能を維持するとともに充実させていくという形で考えております。それから建物はばらばらかどうかと、一体かということですけども、今考えておりますのはですね、幾つかの建物分という形になろうかと思ひます。それは改めまして全員協議会なりでございますね皆さんに御提示して考え方等を明らかにしたいと思っております。

ます。それから会議所は自分で造るのかうんぬんということでしたね。もちろんこれは補助に乗せていくわけですし、当然補助事業に乗せていくわけですがけれども、会議所もですね、会議所で使える補助等も考えているかもしれません。そのところはですね、方法論としては幾つかあるわけですがけれども、例えば、市が建てて貸すという方向もあるかも知れません。これはまだ未定の部分であります。それから同地に土地建物を持って商売をしてる方たちがどういう形で参加してくるのかということですがけれども、これが一番問題であろうかと思えます。今のところ商売をされてる方々はですね、自分の土地と建物を持ってこの計画に参加してくるという方法を今考えているところです。結果的には自分の土地と建物に見合った床を取得してそこで商売をするか、またそこを人に貸すかといったいろんな分かれ目ではあると思えます。いずれにしても、そういう形で権利者が今発足しておりますので、権利者の方たちがどういう形でこの計画に参加してくるかを今話し合いをしているところであります。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1 番（後藤幸吉） 例えば、商工会議所辺り独自に建物を今の土地以外に造るとき、どういう補助があるんかしらんけども、こういうところに移った場合、合併特例債じゃあとか、まちなみ、いろいろな資金があると思うんです。そしたらあその土地、今度開発するこの用地は坪どのくらいにあなたたちは坪、佐伯市が現在持っている土地がありますね、権利者の人とは別にな、佐伯市が持っている、旧壽屋の建物の跡と駐車場、その土地の評価はどのくらいに見て事業をやるつもりですか。権利者の人たちとはできたら物々交換の形になるかも分からん。ただし、ほかの人がな、佐伯市が全部施設を造って入るんならともかく、別の人にそれぞれの土地を与えて建物を造るということになれば、土地の評価はどのくらいに考えて事業をやるんですか。これが一つ。幹線通り辺りが今そげえ20万もせんとは思いますが、商工会議所が300坪あります、土地が。まあ20万の時には6,000万、25万のときには7,500万、崩す解体費をすれば商工会議所の財産っていうのは5,000万ぐらいしかならん。その時にここに土地を構えてもろうて、建物を造るちいうことになると思うんですが、ここは大体地面はどのくらいで分譲ちいうんか、評価しとるんですか。これが一つな。それと大筒、先ほど出たが、うわさでは買い取れとかいうような話がありよるのを聞いたことがあるんですが、あくまでも佐伯市としては全部いただくということで話をしよると理解していいですか。ここに毛利家の目録ですか、一覧はいただいております。これは今までそんだけ3億5,000万円も払っちゃったから、これはいただけるというように考えていいんですか。前次長の現在総務部長は、できたらそげえしてもらいたいと言ったようにあります、3月の答弁で。それをいただけるんですかね。歴史資料館は箱物は造れるけども中に入る物はどうするかということのあれはまだ私どもは聞いておりません。その確認をしたい。それと文化会館の用地、それも本来土地とは別にな、土地とは別に文化会館が要るんか要らんのか、規模はどのくらいのものが要るんか。そのくらいは24年3月とかいうことにこだわらんで考えちゃかないけんことじゃあないですか。そしてそれが今の所に仮に建て直すなんていうことになったら、崩して建て替えるまでに2年間も佐伯に文化会館がなかったらもう要らんちいう話になる。今度の中心市街地のここが事業どおりいけば多分文化会館の有力な用地だったと思うんじゃけど。もうここにも持っていくわけにはいかんのでしょうな。そこんところをしゃんともう1回。それと魚住さん、前コンベンションホールの時にはな、一つの案とし

て出とったと思うんですが、コンベンション構想の時には五、六百席の座席を持った、三余館の機能を持ったコンベンションホールというような話を聞いております。30何億とか言いよった。三余館はこっちに移るような話をしよるからそれはそれでいいわ。ここに中ホールの的な前提案した、そいつも中ホールの的なものをここに造るんですか。1回は地元で説明しちよるわけですから。そこのところを確認したい。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 坪単価うんぬんについてはまだ試算しておりません。と言いますのは、ここの部分をどういう手法で開発するかということがまだ決まっていなからです。これは一つは区画整理という方法もあるでしょうし、再開発の方法をとるとということもあると思います。例えば、再開発の手法をとるとしますと、今そこにいる地権者、土地と建物を持っている方々の再評価をしなくちゃいけない。それは土地だけではありませんで、建物も評価をして、それを全体の事業費の中でどういう割合になるのかということ積み上げていかななくちゃいけません、そこのところのまだ手法が決まっておきませんので、まだ評価まで至っておりません。それが一つと。以前のコンベンションホール構想は消えたのかということですが、一番最初に説明しましたホールの内容については確かに500から600席ということになっておきましたけれども、もう少し規模を縮小しまして、例えばこれを300、400といったですねホールを造って、三余館の機能をそこで持たせるとということについては、引き続き持っております。これにつきましても近々全員協議会なりを開いてですね、皆さんの前に、その時点での計画をお示しする時に見れると思いますけれども、現在のところは300から400席程度のコンベンション機能を持ったホールは予定しております。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 文化会館の用地の件ということですが、これにつきましては先ほども言いましたように、平成18年度からなる内部協議を始めまして、視察にも日田を始め3地区ほど視察を行っております。そういう中で教育委員会としても基本方針は立てねばいけないだらうということで、基本方針を今立てておきますが、この内容については現状と同じような席数とか、そういう機能的なものも含めて内部で今検討しておるところです。これはまた発表するとまた一人歩きするということになるとは思います、基本的には教育委員会として基本構想は持っておりますし、現在もそういうことについての協議は重ねておきます。それから、あと毛利家の遺品でございますけれども、これにつきましては先ほども言いましたように、毛利家と今協議を行っておりますけれども、無償で寄託という話で話を今進めておきます。ですから毛利家が持っておいても、もう現在の状態を維持しよることはできないということですから、無償で市が受け取って、それを修理しながら保存をしていくというような話をしておりますので、無償で寄託という形で現在話が進んでおきます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 文化会館の今言う計画、それは今の段階ではまだ市民に示されんのじゃな、いつごろ造るといふんな。ただし、一次佐伯市の一次総合計画、それには確かに文化会館を造るって書いておるんじゃが、そこのあれはどうなるの。そして一次総合計画には市役所を造るなんて一言も書いぢよらんのが。計画の書いとる分は歴史資料館は書いぢよったわ、文化会館も造るって書いぢよるわ。ところが市役所のこと書いぢよらん、だから総務常任委員会の中で、ほかの他市では市長が政治生命を掛けて庁舎の建設を提案するのにな、選

拳の最中には市庁舎の話をしな。それが9月になって関連予算を付けてくれというような話じゃあということで発表しちよります。とにかく執行部の話っていうのは間際にならんと言わんの。文化会館もそうやと思うもんな。もうその例えば建物の構想ぐらいまでできちゃっていいんで、本来言えば。そののこのところをもう1回お願いします。それと中心市街地、今までにあの中心地、開発を含めて大手前にコンサルタントを含めて佐伯市は何百万払ったかちょっと言うてください。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） お答えします。文化会館につきましては、市の長期計画あるいは教育委員会の長期教育総合計画の中にも当然載っておりますから、それに沿って我々は計画を進めて協議をしまいでございます。そういうことで、まだ一番初めに言いましたように、費用の問題、また場所の問題等が決定しておりませんので、協議段階ということで申し上げております。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） これまでに大手前に使ったコンサルタント料等の合計額は幾らかということですが、これはまた通告外でありますし、データを要することですので、この場でお答えすることができません。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） 先ほど後藤議員の方から御質問の中に、庁舎の建設については総合計画にないということでもありますけれども、総合計画の26ページ、九つの柱がありますけれども、その中の四つ目に安全・安心なまちをつくりますと。その中の2点目に市役所新庁舎等の建設に取り組みますとという語がありますので、一つ訂正方よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） いつかは造るはな。今度のように急に話を持ってこんわな。それなら文化会館のように載せちよるやつも急ぎなさいよな。それとあまり残すと悪いから、大項目、次に移ります。御苦勞さまでした。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 職員の配置・市民サービスについてというのは、基本が二つあります。一つは選挙戦の和楽の中で、西嶋市長が現在の本匠、宇目地域に配置した支援員ですか、それに触れて職員なら600万円掛かるんですと。民間なら150万から200万で済むというように、職員の給料の同じ仕事をする場合に、職員の給料が高いことを認めておられます。これが一つ。それと先ほど申し上げたように、10年間で消防署の職員をのけても300数十人の300人余りの職員が退職されます。そうした時に当然補充はせないけんとは思ひますが、旧自治体のように地元の職員が優先されるとは限りません。佐伯市でするときに今年は宇目から2人、直川から1人、弥生から2人、蒲江から3人というような採用方法はとれんと思ひます。できれば私はこういうことも考えてくれんかという質問であります。支援員も結構です。しかし過疎化が進む郡部に対して、それと昨日、江藤議員も言っておりましたが、西上浦、八幡もちろん青山も木立もです。お年寄りが多くなります。その地域に地元の若い人たちを採用して、会社でもいいです。NPOでもいいです。そういうところに補助金を与えて住民サービス、一番望んでおられるのが、例えば週に二遍ぐらいコミュニティバスとは別に、今日は鶴見から佐伯まで、明日は弥生から、本匠から、そういう交通手段、金を取るから大分バスじゃあ、

タクシー会社から競られるのよ。ただなら文句はない。例えば代行運転、今、合法化されております。2種の免許を持っておればやっていいことになっちゃう。地域の人たちがそういうお年寄りをまちまで運ぶことが一つ。それと地域によってはもう既にやっとなと思えます。宅配サービス、そういうことをやるような機関も含めて、そういう分は職員の採用を新たな職員の採用を控えればいいわけじゃから、そういうことも考えませんかという話です。これが質問です。その後もう1回やります。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 私の方から、高齢者にもサービスを提供する機関を作ってはどうかということについてお答えいたします。地域に対するサービスですね。回答を用意してますのでお答えいたします。質問のサービスにつきましては、介護保険で言えばですね、介護タクシーとかヘルパーの派遣等に当たるサービスで、これらのサービスを介護認定を受けていない、日常生活に不便を感じている高齢者の方々にも支援をするための民間が行うサービス機関のことだと思っております。御指摘のとおり、市内におきましては交通の不便な所やコミュニティバスでも補完できない部分もあるかと思えます。子育て支援においてはファミリーサポート事業とあって、ちょっとした用事を依頼できる補助事業もあります。今後、高齢者におきましても、このような支援の補助制度ができれば実施に向けて検討ができると思っております。今後ますますひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増えてきます。地域での生活の不便さが出てくると思われまますので、将来的にはですねそういった機関の設置、考えていく必要があるかと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 通告の仕方が悪かったのか、高齢者にもって書いているな。高齢者にも、地域の住民のことや。だからこういうことは市長が、自分の佐伯市の高齢者も含めた過疎地の人たちにサービスをする方法として、今支援制度で試験的にやりよるんじゃから、これをちゃんとした組織化をして、そうすれば雇用も生まれるのよ。市の職員を雇うかわりに、地域の若い人とか、それぞれのグループに補助を出してやれば運送事業にひっかかりゃせんのだ。中にはそりゃタクシーを利用する方法もあるけど、そういうお年寄りが、例えばよ、またお年寄りの話になるけど、佐伯まで出る時には路線があるのよ。ところが帰る時に困る。だからそれと幹線まで200メートルも歩くのはよだきいから、もうそれなら曜日を決めちゃって、そういう組織の人たちがどここのばあばあと、どこどこんじいじいを何曜日に連れていって行程を組めばいいのよな。そしてお年寄りが病院に行つとる間に注文をとっちゃった食材を届ける方法もあるのよ。だから市長は常々、一番初め立候補した時から企業家的な発想でと言われとったんじゃから、そういう工面をしてやられたらどうですかと言いよるから、その課長か、部長か気の毒じゃあけど、これは全体の話をしよるのよ。言いよるんが職員も採用を減らせと言よるんじゃからな、職員が300人辞めたときに、例えば200人採用するんか、してえんなら150人にして、そういう50人分を配置しなさいと。そういうことはどうですか提案しよるんじゃからトップが答えてください。それからのことにします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 先ほど言われました高齢者等の運送についてですけども、これはなかなか難しい問題もあります。大変御提案としてですね、耳を傾けなくちゃいけないと思っておりますけれども、一つは既存の業者との兼ね合いといいますが、民意の圧迫にな

るということが一つあります。それから無料と言いますと大変聞こえはよろしんですけども、やっぱりそこには一定の受益者負担は必要だろうというふうに思っております。それがまず一つです。それから先ほど言われました中には、例えば過疎地の有償運送業なんかによるですね有償運送、いわゆる青ナンバーではなくて白ナンバーでの運送といったことも、これは交通計画の中でも考えてはおります。これもですね民意の圧迫との兼ね合い、これをどう解決するかというところが一つのネックになっているかと思えます。それから支援員についてですけども、これ今試験的に宇目、本匠で実施しておりますけれども、他地域にどういう形で拡大していくかということも今検討している最中でありまして。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） あのな、今で満足みんながしちよりゃあな、何も言わんので。これからまだ需要が大きくなるから、役所の頭で考えただけじゃあいかんからこげえ言いよる。あなたたちには敬老の精神ちいうのはないのよ。昨日、下川議員が例の1,000円の話をしましたな、お年寄りに佐伯市のお年寄りにみんな配らいいぐらいに私は考えるよ。元気な人は幾つもの行事でも出ていくのよ。ところが家に寝とる人、そういうそのお年寄り、佐伯市のために国民として生活してきたお年寄りに1,000円でも渡そうと思うたら、そげん行事もせんでやる方法ぐらいんことを考えてもいいんで。この次からん話じゃけどな。やはり徹底的にどげえすりゃいいんかちいうことを、あなたたちがやることを全部悪りいなんて言わんけど、効率的なことをやってもらいたいというから、こりゃ市長な、日ごろわしがいつも気に入らんことを言うかも分からんけど、この質問は少しでも佐伯市をようしようじゃあねえかという案ですから、そこんところを考えると答弁をお願いします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 後藤議員の御答弁に市長みたいな質問をしとるんですけど、基本的に今回の質問についてですね、議員の通告から考えられる質問とだいぶ逸脱したような私たちの取り方になります。担当部にしてもこの答弁を抱えると、初日に私が議会との話をした時に、やはり分かりやすい質問をすることによって分かりやすい答弁が出ると思っております。また、ここに私も読んでみますと、人口が減る中、限界集落、旧郡部いずれは市中心部の高齢者にもサービスする機関を作ってはどうかと考える。研究してみてもはということ。この答弁の中で、高齢者に対する質問をしたときには、高齢者を言いよるんじゃないとか。やはりそこにお互いもった中で、答弁者は答弁者としてる中でやっぱり聞いていただいて、そしてどういうことを言ってるのか等を加味していただきたい。特に今回の場合は、いわゆる私たちのゆうゆうサポーターという形で今事業をされた。これは現在試行という形でやって、この2地区についてですね。そうした部分でどういうことがあるのか。また、これは将来的に海岸部においてもそうしたサポート制度をしたときに、どうするのかと。地域地域におけるサポート体制が違ってくると思えます。また旧佐伯市の中でも青山、木立、いろんなところにおいてもそのサポート体制はどう違うのかと。だからそれぞれがやっぱり見ながらやっていくわけですけど、職員数もそうした中、どういう運用をするかということもこれからは考えなければならぬ。基本的には合併してから300人の削減ということで実行しております。まだこれも達成できておりません。そうした運用方法を考えながら、私たちもこれから市民にどうサービスをしていくか。また市民にとりまして、いろんなことをしても100%満足する方はおらないと思えます。私たちも100%満足するだけの財源、それだけのことはまだまだこ

の厳しい中ではできないと思っておりますので、その中で自助・共助・公助という形で地域における体制。それからまちづくりの関係で、いろんな中で言っておりますが、先ほど議員が言われました中心市街地の中で、まちづくり会社というのを作っていかねばならないとあります。そのまちづくり会社の運営の中で議員が言われる一部も入ってくる可能性もあります。そうした先のことを私たちは見てるわけですけど、今この現実でどうなるのかと執行部に言われましても、それは答えが出てなくて、そういう話をしよる過程過程が議員に言われれば皆答弁の対象になりますが、過程というのはやはり決定したことでないので、そうしたことについては慎重なる答弁しかできませんことをお許しいただきたいと思えます。以上でございます。

議長（小野宗司） 以上で、後藤議員の一般質問を終わります。

次に15番、榊田穂積君。

15番（榊田穂積） おはようございます。15番、平成会所属、榊田穂積です。先般来、マスコミも通じまして私たちが強く要望しておりました東九州高速道路、波当津インターチェンジの追加について長い期間要望してまいりました。その要望が通じたのか、波当津にもインターチェンジを造るということが決定したという通知を受けまして、長い間要望してきた地域の皆さんと、私も一生懸命要求してきましたが、これにつきましていい結果が出たということで安心をしておりますし、関係機関に対しましても感謝を申し上げたいと思えます。今、財政難で、また政権も交代して工事の進ちょく状況が大変厳しい見方になっておりますけれども、早い期間に地域の要望が通りますことを期待申し上げ一般質問に入ります。

今回は2点に対して申し上げます。1点目は、学校関係についてであります。2点目は、漁業関係についてでございます。まず、1点目の学校関係につきましてアとして、小学校・中学校の図書館に専任の学校司書を置いてはどうかということでありまして、この点につきましては、高等学校には以前から司書というものがきちんとして管理がなされていると聞いております。今、生涯学習が叫ばれている時代に、子どもと本をつなぐ専門の職員が小学校・中学にいないということが大変残念であります。学校図書館は司書がないためにですね、図書室が荒れていると言ったらおかしんですけども、乱れていると。それとまた魅力のない図書館になっているというのが現状ではなかろうかということが心配されております。学校図書館については担当の先生方がいると聞いておりますけれども、普通の授業とか学校事務の関係の合間をぬっての仕事ということで、完全な整理がなされていないということが気になっております。これはただ単に図書館がきれいとかいうことではなくて、このことを通じまして小学校・中学校の学校の授業の内容にまで波及する、そういう影響力がある図書館ではなかろうかと思えます。このことを踏まえて、この佐伯市内の小・中学校の図書館の現状がどうなっているかを1点目としてお伺いします。2点目は、他の市の状況、大体どういうふうな配置状況になっておるか。その実態をお伺いします。3点目は、市の責任において学校図書館に司書を配置し、学校図書館を機能させる行政の先見性を期待するものであります。以上であります。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 榊田議員の御質問にお答えをいたしたいと思えます。議員御承知のとおり、読書活動は児童・生徒が言葉を学び感性を磨き、そして想像力をはぐくみながら表現力を高めるものというふうに思っております。教育委員会といたしましても、学校教育においてその中核となる学校図書館の人的整備並びに物的整備を図ることは児童・生徒の読書活動

の推進に大きな役割を果たすというふうに認識をしております。学校の図書館の人的整備につきましても、学校図書館法の規定によりまして、12学級以上の小・中学校に県費での司書教諭、教諭をもってあてる職でございますけれども、これを配置するようになっております。また、司書教諭が配置されていない学校におきましても、校務分掌の中で、いずれかの教職員が図書館を担当するようになっております。しかし、現状では議員御指摘のように、学校の図書館の管理運営は、ほとんどが学級担任や国語科の教員が兼任をしておるというような状況でございます。学校図書館の業務まで手が回らないのが現実であろうというふうに認識をしております。学校図書館を担当する職員の配置条件について、佐伯市と他の自治体の状況を御説明をいたしたいと思っております。まず佐伯市では現在、渡町台小学校、鶴谷中学校など小・中学校5校に県費の司書教諭を配置をしております。他の学校につきましては配置をしております。11学級以下の学校で42校ございますが、これについては配置をしております。また、佐伯市独自の職員も配置をしております。一方、他の自治体の状況を見ますと、司書教諭は佐伯市と同様に法の規定どおり配置されております。さらに市町村が独自に学校司書といった名称で職員を常勤又は非常勤で採用している自治体が多くあると伺っております。むしろ独自に職員を配置していないのは県内18の自治体のうち、佐伯市を含め3自治体となっております。このような状況にあって、佐伯市では大変対応が悪いのではないかとされるかもしれませんが、佐伯市ではNPO法人のカルチャー佐伯、これは佐伯市の市立の佐伯図書館がありますけれども、そこを管理しておるところが実施主体となりまして、いきなり、読みたい、使いたい図書室づくりというのを目標に、学校の図書室支援ボランティアを学校に派遣する学校図書支援事業をこの9月から始めたところであります。ボランティア派遣を希望した小・中学校が26校ございまして、それに対して事前に登録をしていただいた122名のボランティアの方に図書館の環境整備あるいは傷んだ本の修理、それから貸出業務や読み聞かせ等の児童・生徒の読書活動の補助などを行うというものであります。退職校長4人が学校図書館コーディネーターということで、事業が円滑に進むように学校とボランティアとの連絡調整に現在努めておるというような状況でございます。学校図書館に人がいるということが児童・生徒の読書活動の推進にとってとても大切なことであるというふうに考えております。一般にいう学校司書という名称は、法令で規定された言葉ではありませんで、図書館法に基づく司書という職とは異なるということを明示するために用いられた呼び名であるというふうに御理解いただきたいと思っております。この学校司書については特別の資格も必要ないというふうに考えております。したがって、ボランティアとして学校図書館に入る人を学校司書と呼んでも差し支えがないというふうに考えております。教育委員会といたしましても財政上大変厳しい状況の中にある中、ニーズのある学校に対して、学校や図書館に感心のある市民をボランティアとして派遣することで、学校図書館教育や読書活動の充実といった教育効果を高めるとともに、地域人材活用のモデルとなるということも期待しているところでございます。以上でございます。

議長（小野宗司） 榊田議員。

15番（榊田穂積） 学校図書館につきましても、ただ今申し上げましたように、大規模校には県費で司書が置かれているという状況をお聞きしました。日本の教育レベルがどうであるかということは、最近の新聞でも大変この日本が教育投資が少ないのではないかとこのように報道されておりましたが、この大分県内においても大規模校とまた佐伯市内の学校では

それだけの格差がもう既にできているということにつきましては、私としてはこの地域に住んでいる以上、やはり残念でなりません。これは大きなお金を掛けなくても工夫によっては、教育次長が申しあげましたように、いろいろな方法でこの図書館を整備あるいは活用するための方法がやはりあるのではないかとこのことを痛感しております。これから先が問題でありますから、この図書館の司書につきましては、ただ単に図書館があるというだけでなく、そういった工夫をもってこの図書館を有効活用できるような方法に固定的な方法をとっていただきたい。そのためには、今臨時の職員を採用するとか、今言ったボランティアの方たちに御苦勞をかけるとか方法があるかと思いますが、その辺をもうちょっと充実させていくということは、この教育レベルを上げる一つの基本になるのではなからうかと思っておりますので、その辺の御答弁を今一度お願いします。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 御承知のように、改革基本プランの中に学力向上の部分がございませぬけれども、その中で行動計画を練る上で読書は大変重要な学力向上の要素ということになるという認識をしております。そういった中で、学校教育課を始め、先ほど言いましたように、図書館とも連携をいたしまして、ボランティアという制度をいち早く立ち上げて現在行っております。大変校長等のヒヤリングから見ますと、どこの学校もこの読書には大変な力を入れておるとこのことで、今後学力向上も含めて期待ができるのではないかとこのように思っております。そういった意味を含めまして、榊田議員おっしゃられましたように、この分については、今後とも行動計画の中に強力に押し込んでいって進めなければならない項目であろうというふうに思っております。以上でございます。

議長（小野宗司） 榊田議員。

15番（榊田穂積） 是非とも司書については充実させていただきたいと思っております。私の孫が今、大分市にたまたまいて、おりますけれども、授業内容までは立ち入りませぬけれども、小学校1・2年生で、例えば、坊ちゃんの冒頭部分とか、あるいは雨にも負けずとか、そういう部分を全校というか、そういうレベルで暗唱させるとか、そしてまたそれをすらすら言う姿を見たときに、これはやっぱり何か違うんかなあというふうな感じをちょっといたしました。図書館とは別なことだとは思いますが、そういうふうな、ちょっとした工夫でいろいろな教育効果が上がるということ、これからは肝に銘じて、こういうことに関しての充実をお願いして次の項目に移ります。次に、学校内外での喫煙についてであります。現在、喫煙者につきましては大変厳しい世情になっているようであります。小学校・中学校、高校について、所管は小・中学でしようけれども現状について伺います。学校内では全面禁煙ということになっていると思っておりますけれども、一部で外に出て公共の道路とか、あるいはまた校内のバックネット裏とか、そういう所で喫煙をしているというのが目撃されるということをお伺いしております。このことが事実かどうか私も見えておりませぬけれども、そういう風評を聞くということになりますと、やはり教育の立場上あまりいいことではないというふうに思っておりますので、現状はどうなっているかということをお伺いします。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 学校内外の禁煙の関係についてお答えをいたしたいと思っております。平成15年の5月1日に健康増進法が施行されまして、学校を含む公共施設の管理者におきましては、受動喫煙の防止に努力するというのが義務づけられました。このことを受けて市内の小・

中学校においても平成15年の7月7日より、まず学校内での分煙化が図られました。平成18年の1月の4日から学校敷地内での全面禁煙となった経過があります。議員御指摘のとおり、現状を申しますと喫煙される先生方は、いずれの学校も学校敷地外の児童・生徒に受動喫煙の影響を及ぼさない場所で、なるべく目立たない場所に灰皿を準備して喫煙を行っているというのが現状でございます。これは高等学校でも同じであるというふうに聞いております。学校内に禁煙場所の設置が難しい現状でありますので、こういった現状は容認せざるを得ないというふうに考えておりますが、喫煙マナーというのは常に指導しておりますし、遵守については校長会等においても常に指導を行っているのが現状でございます。以上でございます。

議長（小野宗司） 榊田議員。

15番（榊田穂積） 喫煙者にとりましては大変厳しいこととありますけれども、こういう世の中ですから、これは喫煙者にとっての人権問題を超えているというふうに私は思っております。何とかこのことについては、やはり目に付かないあるいは自制できる。それがまた一つの教育の自分の方針ということにまで昇華させて、この禁煙問題については学校内で強く注意をしていただきたいということを要望しまして、この件については終わります。

次に、2点目の漁業関係であります。この点につきましては、6月の定例会で漁業融資・保証関係対策についてお尋ねをしております。大変この漁業者にとって厳しい状況が続いております。今度の補正予算で新たに政策が打ち出され、漁民にとってはまあいいかなというふうな政策が見受けられましたので質問いたしましたけれども、当初は出発の段階でまだ具体的にどういうふうになっているかということまでの話ができませんでした。今回、その点につきまして、どういうふうな進行状況になっているか。それがまた今回の補正でもその融資の対象になっていると思っておりますけれども、その点につきましてもお願いをしたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 榊田議員の漁業融資・保証対策についての御質問にお答えをいたします。昨年の燃油高騰に続く資材高騰や魚価安、また金融不安等の影響から資金繰りに窮している中小漁業者等における漁業活動の維持のために国全体で総額1,200億円の規模で緊急保証枠が通常の保証枠とは別枠といたしまして新たに創設をされた。中小漁業者また水産加工業者等で漁獲量の金額の減少や利益率が低下している事業者を対象にした漁業緊急保証対策事業が始まっております。この事業の期間は22年の3月までの単年度事業であるということです。佐伯管内では、運転資金及びまた借換資金の2種類の融資希望があるというふうに伺っております。その中で、運転資金については現在の状況が申請済み及び手続中のものを含めまして計15名の申し込みがあったと聞いております。また借換えを対象にする資金につきましては、漁協各支店で個別に相談がありまして、大分県において既存融資を一本化し、低利で借り換えができるように利子補給制度を創設するための融資枠として18億円分を対応する利子補給金の予算案がこの県議会で提案をされております。また、漁業各支店で対象にしたこの資金におかれましては、事務手続等の説明会が今後予定をされるというふうに聞いております。県の予算案が可決すれば10月以降に漁協を窓口にした形の中で応募が開始されるというふうに聞いております。また、この資金につきましては、漁協が窓口となりまして、大分県漁業基金協会が申請窓口と、最終的な窓口ということになっております。

議長（小野宗司） 榊田議員。

15番（榊田穂積） 6月の議会では、20年度分の答弁がありしまたけれども、今まで借りている漁民にとりましてはもうほとんど担保も何も提供してしまって、あとの融資がなかなか受けられないというのが現状のようであります。そういうことで、今後の漁業を助けていくという面から、あるいはまた、これは一つの我々佐伯市にとりましては企業であります。この企業を何とか活性化させるための元を早く作っていただきたいという願いもありまして、今回の再質問になりました。融資関係については大変個人個人の企業にとっていろいろな条件が異なって厳しい面もありましようけれども行政として助けられる部分は何とかしてあげていただきたいというのが本音であり、実態であります。このことを強く要望しておきたいと思えますし、次に移ります。それからイの新しい事業の展望についても、先の議会では具体的に事業を起こす資金というところまでの提案が補助事業としてありましたので、あえて学校給食という名前を出しまして何か大きな事業ができないかということをお尋ねいたしました。その後、この学校給食の関係も含めまして、市としてあるいは漁業関係者から今後の展望についての事業展開についての動きがあるかどうか。その点についてお伺いをしたいと思います。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 新しい事業の展望についての質問ですが、まず6月議会での議員さんが言われた質問についての取組という形の中でお答えをしていきたいと思えます。学校給食に魚をに關しましては、大分県等が加工業者さんを中心として募集を行ったようですが、現時点では要望等は問い合わせはないということで伺っております。しかし、地元魚介類の販売及び加工品の開発等を行うための新しい取組としてアンテナショップ兼飲食店の出店や直接販売用の移動販売者のリース料、また新商品の開発、また販売を行うためにという形の中で要望しているグループがこの管内で3団体あるというふうに聞いております。次に、アサリ貝による地元漁業の管理生産の今後の取組についてということもありました。これにつきましては、6月から新たな進展はないようであります。また、漁業環境保全の取組といたしましては、佐伯市では今年度から新たに国の環境生態系保全活動支援制度というのを活用いたしまして、藻場の公益的な機能の維持、また回復を目的とした藻場の保護、また造成を行うという補助事業をスタートいたしました。本事業は、漁業者等が藻場の現状把握やまた効果調査を行い、保全活動として母藻の設置、またユニフェンスを設置、またウニの駆除といった形のもので行う事業で佐伯湾、また米水津、そして入津湾、蒲江地区、そして名護屋地区のこの管内、佐伯管内全域において今年度から5年間を取り組んでいきたいというふうに計画をしております。また、御承知とは思いますが、漁協名護屋支店ではやはり磯焼け対策部会では、今年の5月に名護屋小学校の児童と一緒に海藻の種まきを行うというようなことの事業を藻場回復のための様々な取組が行われているということでもあります。

議長（小野宗司） 榊田議員。

15番（榊田穂積） ありがとうございます。漁業関係、漁場の藻場等々を作ることに關しましてはなかなか回復するのに時間が掛かるという問題があります。この漁業を振興させるためにいろいろと工夫されていくことは分かりました。しかし、これはやっぱり急を要する問題であり、今後とも漁業関係についての推進方は続けていっていただきたいと思えます。それと一つは、提案でもありますけれども、沖縄では、あの多い沖縄でさえサンゴ礁を作るたるに

サンゴの移植をしているということも聞いておりますが、この地域では私たちが知る限りでは、屋形島、深島に以前はたくさんのサンゴがあって、あれは通称でサビと言ってその当時の漁業者にとってはそんなに漁業に関係があるのかというふうなこともありました。あれを獲って塩で炊いて観賞用にするとか、そういうことでなくなった部分が大変多くあります。そういうことがありまして、そのサンゴが少なくなったわけではありますが、そういうことを復元するような事業が沖縄ではやられております。サンゴの移植と言っておりますけれども、これを計画的に市の事業でやるというたら大変でしょうけれども、何かそういう産業の育成に対する予算でも獲得しながら漁師の皆さんにつくっていただきたい。そしてそのことによって環境に対する認識も生まれてくるのではないかと。生活保障も兼ねるという意味も含めても大きな意味があるというふうに思われますが、そのことについてのお考えをお伺いしたいと思いますし、それとまた漁業関係者あるいは漁協に対して、市の関係する施設いわゆる漁港の使用料であります。この点については県の所管となかなか割合が違ってしまうけれども、いわゆるエプロンの部分と申しますか、市が直接貸している部分の使用料について、この厳しい財政の中ではありますけれども、何とか割引の方法はできないものかというふうな意見もございますので、漁業支援ということにつきまして、その点を含めて御回答いただければお願いします。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） ちょっと交互にはなるかと思いますが、漁港の方を先ほど最後には占用料といった形になるかと思いますが、これは検討していきたいという形の中でお答えをしていきたいと思っております。今、サンゴの関係もありましたが、やはり今水産課におかれてもですね、やはり佐伯市全体の中のやっぱり漁場環境といった形の中で、どういう形で取り組むかということについても非常に皆協議をしております。その中でやはり水産庁ともそういう話の中を今進めていっておりますので、やはり県とやっぱり水産庁、国等一緒にやっぱり絡めた中でやっぱり事業実施をしていかないとやっぱり市単独ではできないという形がありますので、そのような形の中で今進めていることについて報告をいたします。

議長（小野宗司） 榊田議員。

15番（榊田穂積） 直接の答弁がなかなか難しかりょうと思っております。サンゴを育てると一口に言っても大変な事業でありますので、生活を絡めての事業ということにもなる部分がございますので、今後そういう面も含めて、あるいは環境問題も含めて事業としての扱いを要望しまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（小野宗司） 以上で、榊田議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時から会議を開きます。

午前11時37分 休憩

午後1時00分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に26番、後藤勇人君。

26番（後藤勇人） 皆さんこんにちは、午後からの一般質問、一番バッターは26番議員、公明党の後藤勇人でございます。最後までよろしく願いいたします。それでは通告に従いまして、

一問一答方式にて質問をしていきたいと思ひます。最初の質問は大項目1の番匠川河口橋について、小項目ア、番匠川河口橋の建設についてです。過去議会においてたくさんの諸先輩議員の方々がこのことを幾度となく質問に取り上げていると聞いております。新人議員で何分勉強不足、また知識不足な面がありまして、今回あえて質問をさせていただくことになりました。よろしくお願ひ申し上げます。また、旧佐伯市内の方々や鶴見地区の方々から強く河口橋建設のお話をいただひており、中には私が生きてる間に橋を渡れる時代が来るのかと悲観してお話をするお年寄りの方々もおられました。また私個人のことで恐縮でございますが、2年半前まで鶴見の建設会社に約11年間在籍しており、この吹灘ふれあいトンネルの建設にも仕事として深くかかわっていた経緯もあり、人一倍思い入れがあるつもりでございます。まず最初に、吹灘ふれあいトンネルの建設と番匠川河口橋の計画のこれまでの経緯について質問したいと思ひます。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 後藤勇人議員の番匠川の河口橋についてお答えをいたします。まず、これまでの経過ということでございますが、吹灘ふれあいトンネルと河口橋の経過についてでございますが、平成14年の2月に旧鶴見町におきまして吹浦トンネルの早期完成と番匠川河口橋の早期着工を目標に掲げ、交流ふれあい道づくり推進協議会を設立し、同月、町民総決起大会を開催をしております。その後、鶴見の町議会を中心に当時の佐伯市議会にも働き掛けをいたしまして、合同で国会議員や国土交通省に要望行動を行っております。平成17年の合併を機に当協議会を一端解散し、民間主導の交流ふれあい道づくり推進期成会を設立、番匠川河口橋の早期着工に向けた要望活動を続けております。昨年8月には鶴見地区の方々の署名を添えて早期着工の要望を大分県土木建築部長にしたところです。その活動の中で、御承知のとおりトンネルにつきましては、平成15年着工、平成17年の12月に約37億円の事業費を費やして完成をいたしましたが、河口橋につきましては未着工のまま現在に至っている状況でございます。

議長（小野宗司） 後藤勇人議員。

26番（後藤勇人） 昨年6月、待望の東九州自動車道佐伯インターが開設いたしましたが、番匠川河口橋の建設は佐伯市の観光を考えますと、道の駅やよい、葛港の直売所、鶴見の直売所、米水津の直売所、また道の駅かまもと、西嶋市長が推進する食の観光と豊後くろしおラインに代表される美しい自然を持つ九州一広い佐伯市を一周する交通の要として、その必要性はかなり大きなものがあると言わざるを得ません。また、鶴見地区の大事な産業である鮮魚や水産加工等の運搬に欠かせない重要な産業道路としての側面を持ち、また生活道路として住民が建設を待ちこがれる番匠川河口橋の現在の状況につきまして、工事の進ちょく状況を伺ひいたします。特に陳情活動や県からの報告、対岸側の女島地区の状況等を最新の状況が分かりましたらよろしくお願ひいたします。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 河口橋の現在の状況ということでございますが、これまでの議会にもずつとお答えをしてきましたように、この河口橋を市の重点事業と位置づけまして県に対し事業化に取り組んでほしいということ、市の意志を明確に県には伝えております。これに対し県から平成20年度、21年度に費用対効果などの基礎調査を行い、その上でいずれかの方向性を示すと。こういう回答をいただひておりまして、年内には何らかの報告がいただけるであ

ろうというふうに期待をしているところです。

議長（小野宗司） 後藤議員。

26番（後藤勇人） 今、費用対効果という調査が行われると言っておりましたけれども、一番重要な点ではないかと思えます。要するに建設にですね即して、自分自身はかなりの効果があるのではないかと考えておりますけれども、通行量とかもう知っておられると思えますけれども、その費用対効果についてできますれば、土木部長の御意見を伺いたいなあと思えます。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 費用対効果につきましては、先にお答えしましたとおり、ただ今県の方で今調査中でございます、その結論をまだ私の方は正確にいただいておりません。これは当然のことながら、掛かる費用に対してその効果、便益効果がどうであるのかどうかと、その割合が1、つまり掛かる費用に見合った効果があるかどうかというのがその費用対効果でございます。判断基準としては一般的には1、つまり掛かる費用に対する効果が同じ若しくはそれ以上あるかどうかというのが一つの判断基準であります。結論についてはまだ正確な報告はいただいておりません。

議長（小野宗司） 後藤議員。

26番（後藤勇人） 私が鶴見の建設会社にいたころですね、これの計画、測量という感じで見ておりました番匠川のボーリング工事、つまり橋脚のですね建つ位置の地質調査、もう盛んに行われたと記憶しております。当初の計画はトンネルと河口橋の建設というのは一体、もちろんこれが計画だったと思えますので、図面等できてると思えます。つまりセットで一体として計画されていたのではないかという疑問というか、気持ちがあります。なぜこの建設段階でトンネルだけで終わってしまったのかなというのが、もし予算がですね橋の分は当初から計画されてなかったといえれば私の認知不足ですけども、もしそういうのがあったら、なぜだったのかなという疑問があります。そのことについて質問したいと思えます。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 私も正確なところをお答えできませんのですが、議員おっしゃるとおり、トンネルと橋梁というのは当時はですね全体的な計画であったというふうに私も聞いております。議員おっしゃるとおり、一部橋梁の調査等については行ったのも事実であろうと思えます。ただし、河口橋の着工にあたりましてはその時の経済情勢、社会情勢等、あるいは掛かる費用の膨大さ等から現在に至っているということが実情ではないかというふうに推測はしております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

26番（後藤勇人） この事業の計画段階から市会議員また議長からまた市長になられて一番よく知っている西嶋市長にお聞きしたいと思えます。今の同じ問題ですけども、やっぱ一体となって計画されているのにトンネルだけというのはどうしてもその効果からしてやっぱり少し疑問を持つところがありましたので、もし知ってることがあったら教えていただきたいと思えます。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 後藤勇人議員から番匠川河口橋についてということですが、私の方もこれ当時から議会で非常に関与しておりました、先ほどの流れの中に私どもが平成4年ですか、当時の鶴見の町議会の方からこの河口橋についての一体となったことができないかと

いう申入れがありました。当時私も特別委員長という立場でありましたが、何とかこれ一緒にやろうということで、平成4年にすぐ当時の農林水産大臣に要望し、農林水産事業でまずできないかということに橋の位置を決めたわけです。その後、当時の安倍町長の方からトンネル橋梁ふれあい事業というのがあるから、これは平成7年だったと思っております。その事業でいきたいということでやっとなったわけですけど、平成7年から平成11年の間に当市の方の市長が交代しまして、この特別委員会が解散になりました。そうした中で佐伯市としてはその4年間全くそうした事業に対して鶴見との協調ができなかった時期がございました。その後、平成11年にちょうど私議長の時にこの特別委員会をまた佐伯市で設置をしまして、それから入りました。また鶴見の皆さん方と一緒にやろうということで、特にまた問題になりましたのが灘地区においてこの道路ができても灘ではメリットがないと、トンネルができても。灘地区といたしましては宅地防災事業という形で梶寄線の一部までできているこの道路の県道を広げることによって何か事業はないかということで、この事業に対する取組を平成11年からさせていただき、平成13年に国交省の方の高潮対策事業というのが私ども認可を受けまして、13年、14年にこれに対するボーリング調査を始めて、現在の高潮対策事業っていうのができております。その後、15年、16年ちょうど私おりませんでした、そうした流れの中にトンネルと架橋を一緒にできるんだろうということで私も議会を終わらせていただいた。市長になって戻ってみまして、トンネルができていうことで完成を見ているところ、これがトンネルまでいってない工事ということで、当時トンネルの中に鶴見町に行く水道管の工事をですね、私どもがおった時に要望しとったんですが、15年、16年の時に水道管の設置もされてないと。そのような状況であったので、じゃあトンネルと橋梁が一体となるのが普通ですが、そうした中では切れた形の工事だった。そうした中で不信感におちまして平成19年自治会とも話ながら、私どもが最重要事業として平成20年県の方に申入れをし、現在重要事業として取り組んでおる次第です。私どもにとりまして、先ほど私が議会に関した時が平成4年ですので、もう10数年の佐伯市にとりまして旧佐伯市にとっても灘地区は町の時代から同じ市でありまして、あそこの灘の人っていうのは鶴谷中学校に全部行ってたわけですが、そういう中で同じ市の中に大きな川があると。また鶴見の方にとりまして私は最優先道路としての位置づけという形で現在そのような形で県に対しまして要望を行っている次第でございます。以上でございます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

26番（後藤勇人） 建設部長の方からですね、建設費が膨大になるというお話をいただきました。橋の建設はですね、トンネルに比べてメートル当たりの建設費単価がかなり高額になると思っておりますが、実際この事業の建設費はおよそどれぐらいの金額になると言われておりますか。また県道ですので、市の負担が必要と思われませんが、どれぐらいの負担額が必要でございますか。よろしくをお願いします。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えをいたします。現段階で正確な建設費というのは積み上げが終わっているわけじゃとてもございません。私どもがものを言ったり聞いたりする中では、例えば80億からあるいは100億だとかいったようなベースでの話のやりとりをしておるところです。市の負担はどうかということでございますが、これはこの整備の手法によって、つまり例えばその補助のどういうメニューでやれるのかとか、あるいは県の単独事業で取り組むのか、こ

ういったことで全く負担の割合が変わってまいります。一般論ですけれども国の補助事業等でやる場合には市の負担は一般的にはないと思います。ただし、大分県が事業主体となって県の単独事業でやる場合には通常道路改良は20分の3が市の負担を求められます。以上です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

26番（後藤勇人） 仮に建設費が100億とすれば20分の3ですから15%、15億ということになって、佐伯市としてはかなりの膨大な金額、建設費になると思います。一つ資料があるんですけど、この前に市報と一緒に配られた佐伯市新庁舎の建設について、これ分かりやすく建設の意義ですね、必要性和と財源、建設費について書かれて分かりやすく書かれておると思います。この中で合併特例債という特殊なお金を使うことによって一番借金が安くつくという想定で説明をされて、計画を提起されておりますが、この番匠川河口橋の建設費用ですね、もうこの合併特例債を使えるのかなという少し疑問を思いましたので、聞きたいと思います。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 仮定の話でございますが、なかなか正確なところをこの場で申し上げるのも難しいところですが、仮にですけれども、大分県が単独事業でこの橋梁に取り組むということになりますと、先ほどの20分の3の負担は求められます。これに対する特例債というのはあるいは充てられるのかも分かりません。しかし、大分県が単独でこの橋梁に取り組むというのは一般的には考えられないというふうに思います。

議長（小野宗司） 後藤議員。

26番（後藤勇人） そしたら合併特例債を使うのは難しいと。でいいんですか。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） どういう手法で整備をされるかというのが決まってない段階です、これが使える、使えないという明言はなかなか難しいと思います。

議長（小野宗司） 後藤議員。

26番（後藤勇人） ちょっと違う角度からの話なんですけども、去る8月30日、政権選択選挙が問われた衆議院選挙で自公政権は歴史的な大敗北を喫し、自民党は選挙前の議席300から大幅に後退し110議席にとどまる歴史的な大敗、麻生総理は退陣表明をいたしました。自民、公明の与党両党が過半数の241議席を大きく割り込む一方で民主党は308議席を獲得し、単独で絶対安定多数の269議席を超えて民主党を中心とする政権に交代することになりました。民主党の岡田幹事長は選挙前に、数字は正確ではありませんが、現在7兆円の公共事業費を約半分ぐらいに削減するとの発言を言っておったと記憶しております。また、最近ニュースにもなりましたが、民主党は公共事業は無駄とばかりに選挙公約でもある群馬県長野原町の八ツ場ダム建設中止の是非が問題になっておりましたが、建設費用がばく大ですので比較にはならないと思いますが、我が佐伯市の経済を支えるためにも公共事業は大変不可欠なものと思われませんが、新政府発足を前に番匠川河口橋建設に及ぼす影響は多大なものがあると推測されます。市長はこのことをどのように考えておられますか。もし少しお話でもしていただければありがたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 後藤勇人議員の政権交代におけるということですが、私どもは基本的には現在まだ未着工の状態ですが、県の方との交渉を最優先にさせていきます。また現在この番匠川河口橋でなくて、全体的な県道の整備等については、先ほど言いました中での自動車関係

諸税の暫定税率廃止というのが出ておりますので、これについての影響が県、また市について出てくるんじゃないかと。だから単なる番匠川河口橋ではなく、佐伯市における県道、国道の整備についてどのような影響があるのかということで今あたっている最中です。また一部には現在実行している地方における事業については大きく影響はさせないという話も出ておりますので、そうなれば新規事業においては大きな影響が出る可能性があるかも分かりません。とにかく先般、日高議員に私の答弁いたしましたように、全国市長会といたしましては12の問題、これについて確認をし、費用負担にならないように、これからも地方との話をしていくと。また、政府等におきましても全国との地方都市とのそうした場をもっていくということでもありますので、推移をみなければ分からない部分がありますので、私の方から直接的にまだ現在分かっておりませんので、そのような答弁にさせていただきたいと思います。

議長（小野宗司） 後藤議員。

26番（後藤勇人） 次の質問に移りたいと思います。小項目イ、上灘区の県道についてでございます。上灘区の旧佐伯市清掃センター、焼却場ですね、旧焼却場手前入口から東灘区のトンネル入口までの約1キロ区間の幅の狭い県道についてでございます。4月の選挙の時に、皆様方も通行していますので、その狭さを理解していただいていると思います。平成17年12月に開通して以来、約4年近くになりますが、開通前に比べて交通量は激増し、鶴見地区から旧市内に出勤するにはかなり近くなりましたが、鶴見地区から出る車、また入る車はほとんどこの道を通るのではないかと思います。また、学生もほとんどがここを通学路にするために大変心配している御両親もおられると思います。事実車をよけきれず川に転落したという話も聞いております。特に大型車や路線バスとの離合は最悪であります。今まで大きな事故がなかったのが不思議というか、奇跡かもしれません。番匠川河口橋の建設が進まなければ現在の県道の拡幅を考えなければいけないと思いますが、いかがでしょうか。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えをいたします。上灘区の県道の拡幅の予定はあるのかという御質問ですが、この路線は県道梶寄浦佐伯線でございます。現在この地区におきましては国土交通省直轄事業で番匠川の高潮対策事業を実施をいたしております。これまでも東風隠地区で実施してきましたように、この高潮対策事業と並行しての道路整備について関係機関で今協議を進めているところです。

議長（小野宗司） 後藤議員。

26番（後藤勇人） では、将来的には拡幅ができる。合わせてというふうにとらえてよろしでしょうか。また、橋がもし仮にできたとして、通行量が減るのではないかという話もあるんですけども、逆にですね木立から米水津から、また蒲江からですね畑野浦近辺から木立を通過して、灘を通過して新しい橋を渡って駅の方、また市役所に行くという通勤の分からも考えてですね、今ほどではないですけども、そんなに通行量は変わらなくなるのではないかという気もしております。その点いかがでしょうか。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） ただ今お答えをいたしましたようにですね、この高潮対策事業と並行して道路整備をどうするかという協議は進めております。ただし、河口橋の建設が実施できるのかどうかによってその整備の水準といたしますか、例えば幅員であるとかいったようなことについての検討はその段階で大いになされるべきだと思います。

議長（小野宗司） 後藤議員。

26番（後藤勇人） この質問最後ですけども、塩月副市長と新たに大分県から加わった山本新副市長の下、2期目の体制が完全に整ったと思われま。それで番匠川河口橋の建設という難局に立ち向かう西嶋市長の強い決意を最後に聞かせていただければと思います。よろしくお願ひします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 後藤勇人議員から強い決意をとということでございましたので、先ほど御答弁申し上げましたように、佐伯市として最重要項目として要望してあるということがこれはもう強い決意の表れだと思っております。特に私どもが一番懸念されるのが議員が言われるこの県道の整備をすれば逆に河口橋が架からないこともあるんじゃないかと思っております。そうした中で、選挙中ですから私は県にもどういう形で交渉を臨みたいというのが約100億円近く掛かる事業ですが、現在佐伯市における県の予算事業のうちで予定されておる将来的に予定されてる中で217号の第3工区、これが約100億ほど掛かりますが、これを217で県の方は事業化をする予定しておりますが、これを凍結しても河口橋の方にその予算を振り向けていただきたいという。そういう気持ちで現在、県としておりますが、逆にそれを言ったばかりに今度県は予定をしようとしたその事業については現在はちょっとまだ不明だと。一歩下がった返事しか出てきませんので、余りいろんなものを出すと逆に、こうした状況ですので、慎重に対応しながらこの拡幅については是非とも実現をしていきたいと思っておりますし、今回佐伯市自治委員会、全地域の要望事項にも優先順位として上げていただいております。そうした佐伯市民の一体化をもったこの運動について取り組んでいきたいというふうに思っていますので、また皆さん方の御協力もよろしくお願ひします。

議長（小野宗司） 後藤議員。

26番（後藤勇人） それでは建設に向けてよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でこの質問は終わらせていただきます。次の質問事項に移ります。

大項目2、国道388号線の県境側について、小項目ア、現況についてであります。最終的には先日、日高議員さんが質問されている内容と同じですが、よろしく最後までお願ひします。現在、九州一広い佐伯市には主要幹線道路が4本南北に通っております。国道10号線、326号線、217号線、388号線がそれぞれでございます。今回質問の国道388号線は、佐伯市駅前から熊本県箕前町を結ぶ全長約240キロメートルの通称三桁国道です。九州を大分・宮崎・熊本と北東から南西に向かって斜めに横切るようなルートを通ります。誕生は1975年、昭和50年4月、当初は佐伯市から宮崎県延岡市を結ぶ国道でしたが、1993年、平成5年4月に区間が延長されて現在の形になったそうです。最近では県内を揺るがすほどの凶悪事件はありませんが、事件が発生し警察が検問所を設置するのは宮崎県延岡市北川の国道10号線と326号線が交わる所と国道388号線の蒲江丸市尾付近の2か所だそうです。それだけ重要な場所にもかかわらず、丸市尾より先の県境付近では国道とは名ばかりの状態、地元では酷いという字を使って酷道とか、地獄の獄の字を使って獄道とやゆする人がいるほど国道とは思えない道でございます。私自信も通行してはじめて分かりましたが、全くそのとおりだと思います。特に女性ドライバーには運転できないような道で、怖がって運転できない道だと思います。またヘヤピンカーブが2か所あり、トレーラーの通行は脱輪するほど狭い区間になっております。また、林道として開設以来、現在まで事故で4人の方が亡くなっていると聞いております。宮崎側

の交通看板には大型車通行不可と書かれ、蒲江側にも3枚ほど8メートル以上の長さの大型車は通行不可と書かれております。次に、お手元の配布の資料を御覧ください。こういう冊子だったんですけども、これは財団法人大分県交通安全協会が平成19年7月に発行し、免許更新時に配布されたセイフティードライブマップ大分の道という冊子の9ページから10ページに掲載されているところをコピーして配っております。これは大分県の案内地図また県南の地図も載っておりますが、右下にキャラクターのハートおいちゃんが国道388号線の県境付近を紹介しております。大型車は通行困難、さらに国道より市道の方が安心ですと書かれております。これは誠に恥ずかしい限りだと思っております。西嶋市長は実際にこの道路を通行されたことがございますでしょうか。また、私から見れば改良の余地がないほどと思われるこの道路を今後どのように考えておられるのかをお聞かせください。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 国道388号宮崎県境側の現況についてまずお答えをしたいと思います。御承知のとおり本国道は佐伯市から県境を経て、宮崎県延岡市を結ぶ沿岸地域唯一の幹線道路であります。現在蒲江地区において東九州自動車道のアクセス道路との位置づけから竹野浦河内、小向、森崎間で改良工事を行っておりますが、県境区間についてはまだ未整備であります。この県境区間の改良をどうするのかについてですが、現国道388号と現在建設中の東九州自動車道蒲江北浦インターチェンジ間は正にリンクいたします。この道路は新直轄区間であり、通行料も掛かりませんので東九州道が開通する平成24年度以降の現国道388号のこの間の交通量は激減することが予想されます。この間の国道388号の整備については東九州道供用後の状況を見てどうするかということの検討がなされると思っておりますが、議員御承知のとおり、公共事業を取りまく環境はより一層厳しい状況にありますので、現国道は東九州道供用後、どういう整備がなされるかどうかについては正に不透明と申し上げる以外にないと思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

26番（後藤勇人） それでは小項目イの県境開発に、それに続いてですけれども、国道388号線の現在の状況を考えて県道122号線の丸市尾から葛原間と市道葛原北浦線を国道路線変更をできないかをお伺いいたします。また、国道の編入とか見直しに関してはですね、定期的に行われていると思っておりますけれども、実際何年おきに実施されているか。またその次にですね、実施されるのはいつであるかをお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 県道122号の丸市尾から葛原の間と、それから市道葛原北浦線を国道へ路線変更できないかと。またその上で丸市尾から葛原間にトンネルを計画できないかと。こういう御質問でよろしんですかね。まず国道への昇格でございますが、先日、日高議員にもお答えいたしましたとおり、基本的に手続を踏めば可能です。その必要性や理由の組み立ては当然必要であろうと考えられます。仮に路線変更がなされれば、現国道区間、今の国道区間は当然市道として移管替え管理をしてくれということになりますので、まだ改良されていないいわゆる山岳区間が市が担うこととなります。また、付け替え申請は当然のことながら大分県あるいは佐伯市のみの問題ではなくて、宮崎県、とりわけ延岡市との連携をした取組が必要でありまして、その上の申請ということになると思っております。次に、路線変更した上でトンネル計画をしたらどうかということでございますが、大分県によれば国道388号は県道と同じように大分県が管理する道路でありまして、国道に昇格してもトンネル計画は策定されて

一気に実施につながるかどうかというのは全く不明であるということの回答をいただけてます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

26番（後藤勇人） 丸市尾葛原間の地元から要望されているのは仮称、播磨トンネルという名前でもよろしいでしょうか。このお話をいただいた時にですね、いつも今年になって10回くらい波当津と葛原に行かせていただきましたけど、いつも海側を見てましたんで、きれいな海だなあと思いながら通っておりますけども、この話をいただいた時にちょうど6月の中旬ぐらいだったので、ちょうどがけ崩れをですね丸市尾側の方しております、ちょうどその時に通行いたしまして危険というかですね、現在も工事が進まなくて片側信号機で片側通行の状況であります。このお話をいただいた時に丸市尾で葛原、波当津という間にですね、葛原と丸市尾の間は国道388号線の1本と今現在ある県道122号線が通っております。その上に旧道の昔の道路が通ってる。この3か所と波当津から葛原間のこの4本の道路は地震とかの大規模な土砂災害、また大雨による土砂災害の時に過去何回も通行止めになった経緯がありまして、そうなったときに、蒲江の方には行かれないので宮崎に入って遠回りして行かなければ丸市尾の方へ佐伯市を通って行かなければいけないという過去の状況があった中で要望されたものだと思います。聞いた話ですけども、波当津にはインターができてですね、そういう緊急事態のときに蒲江インターまでは戻れると、問題は葛原の人たちの生活がそういうときにどうなるかということをお考えすると、この三つの388号線、それと県道、県道の前にあった道、この三つとも大変な危険な道でございますので、これを機に国道の路線変更も含めてですね、トンネルも推進していただきたいなと思っております。市長の意見を聞かせていただきと思います。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 議員御指摘のですね、丸市尾波当津間はお話のような状況であったと思います。ただし、先般の波当津追加インターが設置されるという公表されまして、しかし葛原丸市尾間は依然として解消されないということは私ども認識をしております。その安全対策として今大分県においてですね、平成17年度から22年度までを掛けて総額5億数千万円の費用を投資いたしまして、その災害防除工事を行って安全対策を講じようとしておるところでございます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

26番（後藤勇人） 私もこの質問ですぐにトンネルができるなんては思っておりません。でもひとつ一歩でも進めるという思いでですね、さらなる発展を考えてです。先ほども建設部長から話がありましたけども、宮崎県側ですね延岡市の方々と手を取り合ってますね、仮称でありますけども、佐伯延岡国道388号線改良促進協議会というなるものをですね、西嶋市長に考えていただきたいなと思っております。市長のお考えを聞かせてください。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） ひとまず大分県と宮崎県境の開発についてはですね、先の日高議員にもお答えいたしましたとおり、佐伯市とそれから隣接する延岡市と協力いたしましてですね、連携した取組は当然のこと必要と考えられます。これまで組織されておりました個別にですね活動しておりました三つの期成会を統合いたしまして、大分宮崎県境地域開発促進協議会を昨年発足させたところで、この運動方針の中には東九州自動車道やそれから国道388号の要望

活動やその他整備促進に関することをこの協議会が目標とするという組織でございまして、この協議会を介しての活動がより効果的ではないかというふうに考えております。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 後藤勇人議員より388号線、特に丸市尾葛原という形のいわゆる古江丸市尾線です。これについてはですね、私が市長になりまして全体的な道路計画はどうあるのかというのを全部点検しちよったわけです。そうするとこの道路については、同じ388号線の中でもいわゆる合併に対する支援道路にも、地域からの要望道路にも入ってなかったわけなんです。それで私の方もこれでいいのかということで地区の組にこの道路はこうした要望がないかと聞いたところ、逆に地区の方が要望したかったけど、合併の前はたくさんの道路があるのでこの道路が外された。そうした経過の中で、もう自分たちとしてはそのままの状態においておった。特にこれは平成13年から14年に合併協議会等を立ち上げながら、11年から12年に合併協議会、13年から14年については合併協を立ち上げて1市5町3村の中のそれぞれの合併に対する道路支援について県・国に申し上げた道路になるわけですけど、それに載ってなかったということで、合併後見直したときに、その経過がありましたので18年に私の方もそうしたことを見ながら19年になりまして地域の人と話した時に、是非ともこの道路を上げてくださいということで私の方から19年度末、また20年度という形で県の方に上げるようにしています。そうした中、地域説明の中にじゃあこの道路はどうするかということでいろんな策をしながら話したときに、これからの道路、いわゆる388号線、昨年も私どもの整備局に行きまして、昨年そこで大型トラックが脱輪事故を起こして運転手が行方不明になったということもありまして、そうしたのも九州整備局の方にも出して、この道路の実態を国道として国としても責任があるから国道の中の整備としてどうしてくれるんだと。そうした中で私の方は市道を変換すれば条件としてはトンネルぐらい掘って是非ともこの整備をしていただきたいという要望を昨年したわけです。そういうような経過がございまして、地域の方々も期待をしておりますが、先ほど部長が申しあげましたように、県の方が動かなければこの道路が動かないという状況でございまして、私どもにとりまして、冒頭に申しあげました政権、その他が変わったときにこの道路の位置づけはどうなるのかということで危ぐしている部分がございます。やはり生活という中の一番主要な道路であるし、またいつ上から落ちてくるかも分かりません。やはりそれぞれに対する生命ということもありますし、住民に危害を受ける。そうしたことも考えながら今後とも国・県への要望をしていきたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

26番（後藤勇人） 最後に、なぜこのように路線変更についてお願いするのかと言えば、皆さんはカーナビゲーション、つまりカーナビを知っておられると思いますが、現在かなりの車に搭載されておりますが、知らない地域を道案内する便利な機械なのですが、誘導する基準は目的地をセットすると国道、県道、市道という順序で検索いたします。つまり道を知っている地元の人以外が通行するのはカーナビの案内に沿って通行困難なごくどうと言われる388号線を通るということになります。佐伯市に来られる方も佐伯市から出る方もこの困難な道を通るということで危ない、事故を未然に防ぐという意味でも申しあげさせていただきました。いずれにいたしましても安心・安全な住みよい地域を目指す意味で今回質問させていただきました。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（小野宗司） 以上で、後藤勇人議員の一般質問を終わります。

次に3番、高司政文君。

3番（高司政文） 3番議員、日本共産党の高司政文です。今回私は大きく4点について一問一答方式にて質問します。最初に、さいき観光ガイドの会への支援についてお伺いします。小項目アとして、観光ガイドの会発足後の諸問題ということでお聞きします。昨年来高速の開通により観光客が増えたということがですね、この一般質問の中でも執行部の方からですね答弁されてます。しかし市民の中にはですね、どこに観光客が来てるのかという方も多くてですね、なかなか実感できてない市民の方も多いようです。市民の多くの方がですね、実感するようになるには、やはり佐伯市の様々な産業と観光が結びつかないといけないというふうに考えます。今回の質問はこの点についてです。またいずれ聞きたいと思えますけど、観光全般ではなくて、佐伯市の観光の最前線で活躍をしておられます、さいきガイドの会が発足して1年半になりますので、ガイドの会に関連してお聞きします。昨年的高速開通後、コスモタウンの臨時観光案内所に食を中心に関客が押し寄せました。また城山下の歴史と文学の道にも観光客がたくさん来ているわけですが、ガイドの会の皆さんが本当それこそ暑い中、寒い中もガイドを行っております。こうした活動の中でガイドの方が観光客の方からですね、よく聞かれて困ったのが、食事はどこがいいかということとかですね。土産はどこで買った方がいいかというふうなことです。特に高速開通後の時期的にはですね、井海道があったもんですから、その話とかですね。それから寿司屋のことなどを聞かれて実際に行ったことがないということですね、詳細が分からずにと困ったそうであります。ガイドの会の方の中にはですね、それこそ自費でお店を回って食事の内容、味とか、店の雰囲気などをですね自らつかんでガイドに生かした方もおられますが、みんなと同じように食事先や宿泊先、買い物先などを紹介するには皆さんがですね知識として持っておかなければなりません。そこでとっかかりとしてお聞きしますけど、ガイドをした観光客に対して安心して紹介できる食事先、宿泊先あるいは買い物先等が必要だと思えますけど、ガイドの会は観光協会に所属しておりますので、観光協会員でいいわけですけど、紹介がですねきちっとできるよう何か視察や交流会、あるいは試食会などを市としてそういう支援ができないかどうかまずお聞きします。それから大手前にですね、新しくガイドの会の常駐場所を兼ねた観光案内所ができて、職員の方3人が働くようになったわけですけど、これは次の項目のですね、緊急雇用対策のふるさと雇用再生特別交付金事業で雇用してるわけですけど、この案内所、それから職員の方ですね活用を何か考えていないかどうかお聞きします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 高速道の開通以来、主に本市の食を目当てに多くの観光客が訪れております。その観光客にまちの歴史や魅力などをていねいに分かりやすく説明してくれているのが観光ガイドでありまして、観光客の満足度を高めることに大きな貢献をしていただいております。ガイドの際には、歴史や文化などについてだけでなく、食事店やお土産店など様々なことを聞かれることも少なくないということでもあります。昨年度作成しましたガイドの手引書にはかなり広範囲の内容が掲載されておりまして、ガイドの皆さんは日々勉強されておりますけれども、それでも答えに困るということもあるというふうに聞いております。そこでガイドの会が行っている研修の中で、例えば、実際に例えばですけれども海鮮丼を食べてみるといった研修なども行っていきたいというふうに考えております。また、ガイドには観光客の声がストレートに届きますので、それをお店に伝えていくということが全体的なサービスの向上に

つながると思いますので、何らかの形で業者との情報交換の場も設けていきたいと思います。また、市民や業者向けのおもてなし講座の開催や小学生を対象にした子どもガイド研修会なども計画しているところです。それから大手前の観光案内所についてですけれども、これまで佐伯市観光協会の事務局は市役所観光課内に同居をしておりました。本年8月1日より大手前の大分バスのターミナルの一室に移転しました。併せて先ほど御指摘のように、ふるさと再生雇用再生特別交付金を活用しまして新たに3名の職員を雇用しております。これは観光協会を将来法人化し、独立・強化を図るということを見据えたものであります。現在、観光ガイドの受付は国木田独歩館と観光案内所で行っておりますけれども、この事務を新たに雇用した職員に移行していきます。ただし当面、運営の根幹的な部分は観光課がかかわっていく必要があると思っております。また、将来的には着地型観光商品の開発ですとか、そういったことも行っていきたいなあと考えております。なお、これまで観光ガイドの会の活動拠点がなかったことから、大手前の観光協会事務所を暫定的な拠点としております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） ガイドの会もですね毎月研修を行っているわけですけど、なかなか今聞いた実際にですねお店に行くとなるとお金が掛かりますので、なかなか難しかったんですけど、今の答弁でそういう方向もですね支援をしたいということでありますので、是非お願いしたいと思っております。とにかくガイドの会の方がですね知識を持ってれば持つほどですね、回り回って地元ですねお店とかね、業者の利益になるというふうに私は思いますので、そういうことがですね市として何か支援を行うということが分かればね、お店の方たちも協力するところがね増えてくるんじゃないかと思っておりますので、是非それはお願いしたいと思っております。それでこの間ですね、ガイドの皆さんとか観光客からですね寄せられた問題をですねちょっと幾つかお聞きします。一つは独歩館と汲心亭を中心ですけど、月曜日が休館ということで、この問題ですね。部長も聞いたことがあると思っておりますけど、先日もちょっと直接聞いてきたんですけどね、やはり月曜日観光客が多いと。ちょっと今日ですね私本当はちゃんと数をね取った方がおられたんですけどね、ちょっと資料をもらいそこねたんで、その方によりますとね、月曜日本当に多いという話で、来るとしかし閉まっていると全部ね。文化会館、三余館もですね月曜日が休みということもあって、観光客が多いのにね公共施設がどこも開いてないというのはね、これは大きな問題だと思うんですね。それとトイレの問題もね聞いていると思っておりますけど、先日、観光協会の佐伯支部の総会のね中でもガイド会の方から、月曜日にガイドするけどね、トイレがさっき言ったように閉まっているからねトイレがないということで、今度はどこかの鍵をですねガイドの会の方に貸すという形でということをお聞きしたけどね、しかし逆に言えばガイドの方がいないとですねトイレを使えないというふうなことになりますので、今の現状は文化会館の入口のですね、あれ何というところですかね、ありますよね。あっこに戻らないと行けないということでですね、観光地としてはねトイレがないというのは落第ではないかというふうに私は思います。そこでですね、もう思い切って独歩館とかのね休館をなくすと年末年始はいいかもしれませんけどね、そういうふうなことをまずやっただけであればですね、まず少なくとも解決する部分がありますので、月曜日が観光客が多いということ踏まえてね、年中無休にするということではできないかどうか、まずそれをお聞きします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 周辺の施設との関連と言いますか、そうしたことを考え併せて月

曜日を休館ということにしてあるわけですが、本格的な利用といいますのは実は調査したことがありません。これは今後の課題としてそうした調査も含めてですね、検討していきたいと思います。それと休館をなくすることができるかどうかと、これも周辺との兼ね合い、一つは開いてるけれども一つは閉まっているということが適正かどうかというようなことも併せてですね、検討させてください。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） はいじゃあ検討してもらってですね、どうしても年中無休だめならね、月曜日じゃあなくて別のもっとね少ない日に変えるという方法もありますから、何か考えてください。それからトイレの話でね、もう一個出てるのがですね、バスでですね来ますよね。そしたら入口三余館の所に駐車場にバスを止めて、ずっと観光して回って養賢寺のところでバスがですね中央通りをずっと回って待ってて、最後に鶴城の所で乗って帰るというパターンですが、結局その養賢寺の前にトイレがないもんですからね、現状ですねどうしても次はですね、言っているか分かりません。鶴城のねトイレをちょっと使わせてもらってたりしてるというのが現状でね。やはりそこにできたらですね一つ、ちょうどありますね市の公園が、何ちゅうちょっとすいません名前が分からないんですがね、鶴城の自転車置場があるところにありますけど、そこにね小さなトイレでもいいんで、設置ができないかどうか。ここから本当バスが出るということが多いいんでですね、その辺なんか考えがあったらお聞きします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 御指摘の箇所はですね、比較的トイレは近接してあると言えばあるわけです。一つは櫓門の所にありますし、独歩館にありますし、またもう一つは旧郵便局の所にも公園の横にあるわけですが、それに加えてということになりますと、ちょっとその利用の状況といいますか、どのぐらいの需要があるのかということから調査をしなくてはいけないと思います。独歩館につきましては、どうしてもトイレが奥にありますので、休館日に例えば利用するようになりますと、表の戸を開けなくちゃいけないということになりますので、セキュリティ上の問題も若干あるかと思っています。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 実際にガイドしてる方の実際の話ですのでね、その辺は真しに声を耳を傾けてほしいと思います。それからもう一つですね、以前からちょっと議会の中でも出てますけどね、有料化の問題ですけど、その辺は部長ですね有料化した背景とか、その辺によってね観光客が減るんじゃないかという心配する声もありますので、その辺のところでも市の見解があればちょっとお聞きします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） ガイドの会のガイド料についてですけども、これは4月の1日からガイド料の一部につきまして有料ということになりました。団体客について一部料金を取るということでもあります。団体・個人の分かれ目というものは7人以下については一応個人の扱い。それを超えるものがですね団体として扱って一部料金をいただくという形になっております。これは、それ以前につきましては、もちろん交通費ですとかそういったものがガイドの個人の支出になってしまうところを何とか是正したいということで有料化に踏み切りました。この4月からですから、もう少し様子をみなければ断定的なことは言えませんけれども、有料化に伴う苦情といったものは今のところありません。昨年同期よりもガイドの依頼数は増

加の傾向にあるという状況です。総じてガイドがあるといいますが、ガイドをしてくれる人がいるということをお大変喜んでいただいているというのが現状であろうかと思えます。通常でしたらそのまま見過してしまう風景が、ガイドによって意味のあるもの、それから価値のあるものになるということですから、そこにあるその場所ならではのストーリーといいますが、そういったことに触れることを楽しんでおられるというふうに私は感じております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 本当おっしゃるとおりですね。遠くは旧郡部の方からですねガイドに来る方なんかは本当交通費はね無償ですと長いこと来てる方。それから蒲江の方面に行かれるガイドの方なんかはね、有料になる前はタクシーですね、タクシー代をバス会社が負担してたということですね、ですからその分をですね有料になってもそんなに大きな問題じゃあないかなあというふうに私は思います。是非ですねこのガイドの方も本当、例えば米水津のMさんなんかね、もう自分でものすごいページのガイドのあれを作って、仕事の合間にですね本当苦労してるなあというふうに私は思いますしね。是非その辺は理解してもらいたいと思います。それからもう一つですね、さっきちょっとトイレの話を言いましたけど、バスがですね観光協会とかガイドの会を通じた場合はですね、さっき言いましたけどちゃんと櫓門の所にですねバスを止めて帰りに鶴城の所に迎えに出るということですね、直接ですねバスで直接観光に来るというのもやっぱりあるんですね。そういうバスはですね実は地元の山際通りのね地元の方から聞いたんですけど、あの通りをねそのままバスが入って行って民家の前にですね止まって観光をすると。だから夏場なんかエンジンがねずっと付けっぱなしで家の前はねうるさくてかなわんと。それからバスだから高さが高いからね、せっかくのあの通りの木をですね、ぼきぼきぼきちいうて折っていくらしいんですよ。そういう問題が今発生しとってね、せっかく観光で来てね、たくさんの方に来てもらうのはありがたいけど、そういうふうに地元の人にですね迷惑が掛かるようなことじゃあ困るなあというふうなことがちょっと出ましたのでね、その辺の対策が何かないかちょっとお聞きします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 大変申し訳ございません。私そういった実態があるということを知りませんでした。今ここでにわかに対策ということにはなりませんけれども、担当課の方ですね、そうした対策ちょっと考えさせていただきたいと思います。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） じゃあ是非お願いをしたいと思います。じゃあアを終わってですね、続いてですねイの山頭火の恋ツアーについてお伺いします。質問の冒頭ですね、観光客の増加を実感するには食だけじゃあなくて、佐伯市の様々なね産業と結びつくということが大事と言いましたけど、そういう面ですね、ガイドの会の役割と本当に非常に大切だと思うんですけど、今回ですね実はそういう食のみではなくてですね、そういう歴史とか佐伯のですね文化、そういう地元の経済効果というんですかね、結びつくようなものをですね、ガイドの会としてなんか企画しようということですね、ひとつ実は山頭火の恋ツアーというのを今企画してます。ちょっとなかなか短時間で説明しづらいんですけどね、実は種田山頭火、御存じですね。放浪の俳人ですね有名ですけど、これ佐伯のですね方で古川敬さんという方がね山頭火の恋という本を出されまして、これ市長読まれましたかね。読まれてると思いますけど、種田山頭火は山口県の出身でこの間水害のあった防府の出身なんですけどね、佐伯に実は来てるということは分か

ったんですけど、今回ですね、新たな事実がね熊本の方で八ガキが見つかって、山頭火ですね佐伯から実家の方にね八ガキを送ったということが分かったんですね。それがなぜ送ったかというのが大事な話でね。それが山頭火というのがお酒をね、お酒好きということで有名で、女性にはね恋にはとんともう縁のないということでこれが通説だったところですね、佐伯に来た理由というのが、実は端的に言うとお好きな人がおったと。その人が実は佐伯の出身でね、その方が亡くなったというのを聞いてですね、そしてもう駆けつけて来たというのが実は事実としていろんな事実関係からね分かってきて、それをこの本にしてるんですね、途中でこれやめるとね大変なんです。山頭火が8月に来たのか10月に来たのかね、ちほさんというんです相手がね、亡くなって来たのかまだ見舞いに来たのか要は弔問に来たのか分からなくなりますので、ちゃんと最後までですね一気に読み進めないといけないんですけど、そういうね佐伯と実はそういうふうな縁があるという。その相手がちほさんというんですけど、これが佐伯の工藤好美さんという英文学者のね妹さんになるわけですが、そういうふうな縁がねあって2回来てます。1回目がさっき言ったように亡くなった直後に来て、そのあとはですね自分も改めてですね、ちほさんの死を受け入れようということですずっと回るんですね九州を。その中で佐伯にもう一度ね立ち寄ってるというふうなことでですね、非常に関係が深いということで、是非佐伯の方でそういうふうなものを中心にして観光客をですね呼ぼうじゃあないかと。山頭火というのは全国的にも今ねものすごい人気で、東京の本屋でもね、明治の文豪を押しつけてですね山頭火のコーナーがあるぐらいの今人気というふうなことでですので、そこでですね、養賢寺からね養賢寺ずっと櫓門までの歴史と文学の道と、それから山頭火のそういう関係を、講演をね古川さんなんかには講演でもして聴くとかですね。それから妹さん、今言ったちほさんが関係した潮谷寺でね話を聞くとか。そういうふうなですね企画になってるんですね。そこで聞きたいのがですね、まずガイドの会がですね発足し、初めてこういうようなね自主企画というのをするという予定なんですけど。これに対して佐伯市としてですね、評価をどのように考えているかということと。どのような支援を考えているか。この2点をですねお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 答弁が一部重複するかも知れませんが。市内在住の古川敬氏が著作しました山頭火の恋が新聞各社や雑誌でも紹介されまして注目を浴びております。佐伯市出身で日本を代表する英文学者である故・工藤好美元京都大学教授との交友を通じて、かつて山頭火が佐伯市を訪れ深い縁があったということが、この著作によって改めて知られるところとなりました。山頭火は根強いファンが多く、国木田独歩と併せて、文学と佐伯市という切り口で新たな観光の魅力となり得るのではないかと考えております。市として公式にいい・悪いというような評価をするというような性質のものではありませんけれども、ロマン、あるいはロマンスと言いますか、そういったものが旅情をそそる大切な要素であろうと思います。また、佐伯に親しみを感じていただけるということになるかと思っております。そうしたことから、ガイドの会を中心としましたこの取組には大変期待をしております。それから、どのような支援をということでした。現在ガイドの会が市内の各関係者の皆さんの御協力をいただきながらツアーや市民向けのフォーラムの企画、市内での案内板整備などについて検討を進めていこうとしています。これはガイドの会事務局として、観光課職員等も参画しております。また、8月25日にはガイドの会の研修として、山頭火で地域おこしをしている由布市の湯平と竹田市の長湯を視察したところであります。34名を有するガイドの会は、佐伯市観光の大きな財産で

あると考えております。今後、活動を進めていく上で、費用的なことも含めまして課題も出てくると思われますので、市及び観光協会としてできる支援は積極的に行っていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 積極的に支援するということで言いましたので、あといろいろ聞こうかと思っただんですけど、それは省きますけど、正直なところですね、市の感覚としてね、この企画がものになりそうかどうか、さっき評価くださいなのでと話してましたけど、ちょっとまあ気になるところでもありますのでね、その点ちょっとどうですかね。部長自身はどう考えるかちょっとよかったらお聞きします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 大変魅力ある企画でありますし、全国にファンの多い山頭火に関するものですから、これは期待ができるのではないかと考えております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 分かりました。じゃあ時間も4項目ありますので、次にいきたいと思えます。

続いてですね、大項目2は、緊急雇用対策についてお伺いします。ちょっと前段ですけどですね、雇用の今の現状について言いますと、先日ですね8日に政府の月例経済報告がありましたけど、7月ですね完全失業率が過去最悪の5.7%ということ踏まえて、景気は失業率が過去最高水準になるのも厳しい状況になるというふうに判断してます。それから年内にもですね6%を突破するという見方をしてるんですね。私もこの間、特に今年選挙後ですけど、何人もですね仕事がないやろうかという相談を受けてますけど、なかなかですね紹介できる仕事がないというのが実態です。政府はこの間ですね2回補正予算を組んで緊急雇用対策ということでやってます。政府の言い分はセーフティネットをねやってるんだというような拡充してるんだと言ってますけど、現実にはですね失業率がどんどん上がっていると。なぜかという、結局ですねその大元になっている大企業に対して派遣切りとかですね、期間工切りというのを野放しにしているということが大きな問題で、やはり労働者派遣法ですね抜本改正をして、製造業への派遣を禁止するとかね、そういうふうな措置をとらない限りは企業がですねどんどんどんどん解雇していくわけですから、これはもう止まらないと。だから失業率が高くなるのはこれは当たり前というふうにね私は思います。それはそれとしてですね、今年度の当初予算、それから今回の補正がねありますけど、緊急雇用対策が出されてますので、ちょっと聞きたいと思えます。補正予算でもありますけどですね、一つはふるさと雇用再生特別交付金事業と、それから緊急雇用創出事業についてですけど、まずアとしてですね、ふるさと雇用再生特別交付金事業ちょっと長いんでね舌を噛みそうですけど、この事業は補正で623万5,000円ついてますが、このですね事業の概要を簡単をお願いします。それから、この事業ではですね就労できるいろいろ事業あるんですけど、就労できるのは1年というね、これは期限が限られてます。ただし、その後ですねその方を正社員としてね雇用する企業があれば1人30万円ですね交付金が支給されるというふうになってます。それで今回、佐伯市の方の資料を見るとですね何件か契約先があるわけですけど、そこがね、今後そういうふうな正社員として雇用する見込みがあるのかどうかですね。その辺をお聞きします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 簡潔に御説明いたします。ふるさと雇用再生特別交付金事業です

けれども、これは国が交付金を県に交付しまして、県の方で基金を造成いたします。この基金を活用することによりまして、地域における継続的な雇用機会、この創出を図ることを目的としております。この基金事業の対象となるためには、委託事業であること、市が主体になることはできません。新規事業であること、土木・建設事業でないこと、といった条件を満たさなければなりません。また、新規雇用する労働者はハローワークを通すなど、公募によること、雇用期間は原則1年以上として更新できるということになっております。市が同じ目的で実施する委託事業に対しましては、10分の10以内の補助金が交付されます。また、この基金事業の終了は平成23年度までとなっております。今年度におきましては、佐伯市では6事業15人、このうち新規の雇用は14人です。そうした雇用を予定しております。2点目についてですけれども、議員が言われるとおり年度ごとの委託契約となりますので、雇用期間が1年間での契約となっております。しかし、先ほどお答えしましたとおり、雇用期間は原則1年以上で更新ができるものということになっております。また、この委託事業の実施のために雇い入れた労働者をその契約期間が終了した後、継続して雇用する正規労働者として新規に雇い入れた場合で、諸条件を満たしていれば雇い入れた事業主に一時金を支給するという事業があります。市の方で今計画しておりますふるさと雇用の事業につきましては、継続した雇用が望めるという判断をしております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 今の最後の一言が意味がちょっと分からないです。継続した雇用が見込めるということは正社員として登用するという。それからですね、同じような話ですけど、県もですね、このふるさと雇用再生特別基金活用事業というんですけどね、タイトルが大分次世代ニュービジネスプランというのを企画してますね。各地からですね新規の雇用創出になるようなアイデアを募集していると。事業をですね、こういう事業がありますから是非お金を出してくださいという意味ですけどね、ちょっと調べたらですね佐伯市では、これ全県で160件応募があったそうです。それで佐伯市はですね社会福祉協議会が提案した、墓の管理をするという事業と、それから鶴見のですねポートラインサービスという有限会社が提案した冷凍技術を生かしたた水産加工の関係ですね、そういう事業が採択されたそうですけど、ちょっと私もそれしか知らないんで、ほかにもですね佐伯市から提案されたのがあると思うんですけど。そういう団体が不採用だったという理由というのが何か聞いてますかね。もし分かればいいですけど。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 県が募集しました大分次世代ニュービジネスプラン、これは161の提案がありまして、そのうちの18の事業が採択されました。先ほど議員が言われましたように、佐伯市から採択されたものは二つの事業であります。そのほかにつきましては、県の方で直接集約しておりまして、その選考の基準、どうして落ちたのかという理由についてはですね、残念ながら私の方では分かっておりません。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 私も聞こうと思って時間がちょっとなくてね、さっき今聞いたんですけど、佐伯からね15件ほど応募があったと。で2件ですので、落とされた実はその1社とたまたまですね、偶然話す機会があってですね、その方がいうには是非ですね自分としてはもちろんいい事業だと思って出したんですけど、その辺の理由が知りたいということを言ってたんで。それから再提案ですねする機会を与えてもらえんかなあというふうなことも話をしました。これは

県ですので、ではありますけどね、これ採用されればね、15の事業が応募したのがね採用されれば佐伯市にとって本当にいいことですので、県に対して是非ね再度、敗者復活というんですかね。そういうことができないかどうか、それを是非ね県の方に要望してほしいと思いますけど、どうでしょうか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） すいません。不採択の理由についてですけれども、実は選考基準がありまして、その選考基準の中で不都合な部分が出てきたのかなという気がいたします。まず、選考基準の一つはですね、事業の実現性や継続性、それから事業の新規性又は拡大性、それからですね事業の公益性、雇用の創出性、それから地域社会の発展や地域経済の波及効果といったものが選考基準となっております。これのですね二次募集というのは今のところまだ情報は入っておりません。いろんな面です、これ流動的な部分もありますので、もしそういった情報がありましたら、また何らかの方法で掲示していくことにしたいと思います。実はこの県の方の募集もですね、市報の方で募集をかけております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） じゃあ市の方からですね、積極的に県の方にねアプローチをしてほしいと思います。このアの最後ですけどね、このふるさと雇用の関係で今県の話をしたんですけど、同じようにですね佐伯市も市民にですね雇用創出ね、この事業というのをアイデアを募集したらどうかと思うんですよ。私いつも佐伯市の独自独自ということにこだわりますが、今回の件もね、やっぱり独自に雇用再生のですね事業を佐伯市としてやっぱりやるというのが非常に大事じゃないかと思っておりますので、その辺ですね、何か考えがないかお聞きします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） お答えいたします。市の方で独自にということですけども、これ独自にやっております、実は市の方はですね、6事業上げております。先ほど申し上げました観光協会につきましてもですね、この事業を受けて新規に事務所を出したという経緯がございます。そのほか、子育て支援のコーディネート事業ですとか、これジョブカフェの方で若者就職活動の相談、そういったものについてもこの事業に該当して今活動を始めているというところであります。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 私が言ってるのは県のそういう国とかね、事業に乗っかるんじゃなくて、佐伯市の独自のねやってほしいということでしたんですけど。まあいいです。アはそれで終わってイはですね、続いて緊急雇用創出事業について、これは今回補正予算2,300万がついてます。このですね事業の概要をこれもまた簡潔にお願いします。それから以前ですね、緊急地域雇用特別交付金といって、1999年から6年間の事業ですね、同じような感じで行っていたと思えますけど、その時のですね佐伯市としての成果とね反省点がなかったのかどうか。それから今回の事業ですね、その時のことが生かされてるかどうかですね。その辺をお聞きします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 緊急雇用創出事業の概要についてですけれども、こちらふるさと雇用と同様に国が緊急雇用創出事業臨時特別交付金を県に交付しまして、県が基金を造成いたします。この基金を活用して離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用、就業機会を創出する等の事業を実施し、このような人の生活

の安定を図ることを目的としております。この基金事業の対象となるためには新規事業であること。建設・土木事業でないこと等の条件を満たさなければなりません。また、新規雇用する労働者は公募により、雇用期間は6か月未満ということになっております。市が同じ目的で実施する事業に対しては、10分の10以内の補助金が交付されます。また、この基金事業の終了は平成23年度末までとなっております。緊急雇用創出事業の2点目についてですけど、2点目の御質問についてですけれども、高司議員が言われますとおり、緊急地域雇用特別交付金事業が第一次として平成11年度から平成13年度にかけて実施され、その後第二次として平成14年度から平成16年度にかけて実施されております。合併前のことですので、旧佐伯市のみでの集計ですけれども延べ32事業が実施されまして、149人ほどの新規雇用が創出されました。事業評価についての資料、これは見つけることができおりません。反省点があったかどうか、また今回の事業にどのように活かされているのかは資料がありませんので、お答えすることができません。最後になりますけれども、今年度の緊急雇用創出事業におきましては、14事業で89人とこのうち新規の雇用は81人です、の雇用を予定しております。今後、若干名ではありますけれども増える見込みとなっております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 今回のですね事業の内容にやっぱり問題がありましてね、さっき新規事業しか認めないとか、就労期間が6か月未満と短いとかですね。それから平成20年の10月1日以降のね離職という条件があったり、それから賃金がですね1日6,200円と、これ安いと、1か月で計算すると13万ぐらいしかありませんね。もう家族が3人も4人もいたらもう生活保護基準以下というですね、そういう低賃金でやっている。実際にですねこれを受けてるところちょっと話をする機会がありまして聞いたんですけどね。私も本当そのとおりだと思ったんですけど、例えば部長が職を失ってですね、月曜日から金曜日まで働いてね、朝から夕方までですよ。それで例えば6か月の間に次の仕事が見つかりますかねえ、単純に。土・日にハローワークに行ってもね閉まっている。働く、この短期雇用というのは次の仕事を見つけるまでの期間なんですね、それだから6か月ではあるんですが、本当にそんな期間でね、さっき言うような低賃金で探せるのかと思うんです。そこが一つ聞きたいと思いますし、それからしようと思ったらですね、逆に例えば今、月20日、21日働いているのを15日にしてねもちろん賃金は保証してですよ、残った期間に職探しをすとかね何かそういう手当をしないとねできないというふうに私は思うんですけど、その辺どうですか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 国レベルの施策でありますので、佐伯市での対応というのは、と言いますか、それはなかなかここで答えするのは困難かなというふうに思います。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 国・県にですね要望してください。そしたらね、せめて3年間は何れ保証してほしいというふうに思います。前回のですね、何で私今聞いたかというね、そういうふうな実際に現場のですね人たちの声を聞いてね、改善ということをやっぴり上げていかないと幾ら緊急雇用緊急雇用というてもですね、結局身にならないんですね、半年たったらまた捨てられて職がないというようなことを繰り返すことになっていきますから、そこは是非ですね国・県に対して要望は上げるという意味でもね事業の評価というのをやってほしいと思うんですね。それから

市の方がですねこの緊急雇用の関係でNPOとかが契約先に対してですね、ちょっと聞くともう頭からですねこの事業で何人雇えと、賃金はさっきのいう6,200円、これだけだと決めてくるといふうなことで、管理費が少なかったりですね、ちょっといろんな問題があるけど、全く話し合いの場がないからねそういう話し合いの場をつくってもらえないかという要望がってます。その辺はどうでしょうか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） その辺りは十分話し合っただけではいると思うんですけども、なかなか現場とですね、来られる方との行き違いといったところもあったかもしれません。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） じゃあ行き違いのないようにお願いしたいと思います。この問題最後ですけど、最初にさっき言いましたけどね、検証の問題を言いましたけど、これはこの事業だけでなくですね、佐伯市のいろんな事業よく国の制度でねいろんな補助金をもらってやる。たいてい3年が多いですねやっぱりねちゃんとね担当課としてね事業の評価、これやっぱりしてほしいと思うんですね。これやっぱり市としてですね、これは市長でもだれでもいいですけど、仕組みでねやっぱり制度として事業評価すると。そして次に担当者に引き継いで、次に何かそういうふうな補助があるとか、何かしたときにはそれを生かすということをですねやっぱりやらしてもらわないと、もう担当者が変わったらですね前の事業はあったけど、どういうことやったかなあとかねいうのが本当繰り返されてるように思います。ちょっと最後にそこだけ、もう市の制度でねやらんといけんとね、担当課がこういう事業をやったら、この事業評価はね必ずして終わるんだということをですね、義務づけるというような制度を作ってもらいたいと思いますけど、それは部長じゃなくてだれかほかの人でいいですけど、お願いします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 事業評価、これは大事なことでありますし、欠かせないことであろうと思いますけれども、基本的には雇用を創出することが最大の眼目ですので、その眼目を果たしているというふうに思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 私は市の事業全体のことで言ってるんですけど、いいです。次にいきます。大項目3、小規模集落応援隊の活動についてお伺いします。このテレビと新聞でですね県が小規模集落という、限界集落ですねいわゆる。というところで、登録した業者とですね市の方がその集落の事業をですね聞いてやってるんですけど、その活動の内容とですね、それから市自身はどのような評価をしてるか、住民の評価はどうなのかというのをまず聞きます。それから今後の方向性をどう考えてるのかの、その2点をお聞きします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 小規模集落応援隊についてですけども、この事業は過疎化や高齢化により共同作業が困難になりつつある集落、佐伯市ではこれをゆうゆうの里というふうに言っております。こういった集落に対しまして、企業や団体等の協力を得まして、応援隊を派遣し困難になった共同作業のお手伝いをしようというものであります。今年度から県と市が連携して取り組んでおります。具体的な活動内容としましては、今年7月25日にこれは谷川建設工業が主催でしたけれども、宇目の木浦鉦山地区で河川の護岸の草刈り作業を行いました。翌26日には、これは複数の企業や団体の混成でありましたけれども、鶴見の中越地区で海岸の清

掃作業を行いました。また8月23日には蒲江土建が主体になりまして、鶴見の島江地区で地区の避難先である庵までの進入路のコンクリート敷き作業をそれぞれ実施しております。いずれも住民の皆さんに大変喜んでいただけました。これら3地区につきましては、本年と同じ企業・団体が応援隊として継続的に活動することが期待できるということになりました。この事業に取り組んでみまして、地区の住民と企業・団体の人たちの親睦が深まるとともに、共同作業以外での交流も期待できるなど、非常に有効であると考えております。今後につきましても当分の間は県と市が連携し、地区の応援要請の受付と掘り起こしを行い、一方で企業などの応援隊を募集するというを行いまして、両者をマッチングさせ、今後年々増加すると予想されますゆうゆうの里に応援隊をスムーズに派遣していきたいと考えております。将来は要請地区と企業・団体と住民が、県や市を通さずに相互の連絡を取りながら活動できるシステムづくりも重要であるかと思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 8月の23日に島江は私も手伝ってですね、部長共々その後、筋肉痛に悩まされましたけど、これは小規模ですね集落応援隊の基準というのがいわゆる限界集落ですね、65歳以上が50%以上を占めるということですけど、佐伯市でいうと38か所あるというふうに聞いてます。今年ですね、今年度は初めてですので6か所にね絞ったということですが、私も本当やってみて思ったんですけど、非常にそういうところでね暮らしている。生コンを打つだけではありませんけど、高いところにですね持って上がるのは本当に大変でね、これは本当そういう応援隊がなんかないとですね、できないなあというふうにこう私は思いました。一つ提案ですけどね、残りありますし県ととにかく6か所行ってますけどね、先日どなたかね一般質問で市の職員がもっと参加せえという話をしましたけど、私もですね1回市の職員さんね、市で応援隊を組織して1回皆さんね経験してみたらどうかと思うんですよね。そうするとやっぱりその辺のところの大変さも分かるしね、それから市民もですねおーこりゃ市の職員はいいことやるじゃあないかというふうなですね評価も高まると思いますからね、残ってるところ、向うからね要望がないのももちろん駄目ですけど、あればですね一度そういうふうなこともどうかなあと思えますけど、どうでしょうか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） これは6か所に限ったことではありませんで、高齢化率50%を超えている所を中心にですね、そうした小規模集落全体での応援要請におこたえしていこうということでもあります。私も議員さんと一緒にセメント運びをしましたけれども、2日ほど筋肉痛でした。市の職員の参加もですね、当然これだけの人数でありますので、考えていかなくちゃいけないと思っております。それは共済会等にですね呼び掛けを行うなどの働き掛けをしていきたいと思えます。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） じゃあこの問題は最後もう一個ね、限界集落ということで、佐伯市はですね全国水源の里連絡協議会の市長は副会長ね、されてるというふうに聞いてます。綾部市が会長ですか。市ですね担当が企画1人のようですねこれ、やっぱりこの広い佐伯市でね全国でも何ちゅうんですかね先んじて取組を始めて今のようなね話もある中で、もっとですねやっぱり組織面・人員面での充実というのが必要じゃないかというふうな気もしますので、その辺なんか考えがあればお聞きします。最後に。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） これは昨日の答弁でも若干触れましたけれども、小規模集落だけに限らず、地域の振興策についてですね、地域振興という側面から考えていく部局が必要だろうなあというふうに思っておりますけれども、それは行革等との相談をしながらですね、組織のあり方といったものを改めて考え直すというところから始めないといけないだろうと思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） じゃあこの問題はこれで終わって。

次に最後、大項目4ですが、海岸漂着物処理推進法と地域グリーンニューディール基金についてお伺いします。ちょっと時間もありませんのでね、最初の概要についてはもう飛ばしてですね、私の方が説明したいと思います。海岸線の長い佐伯市はですね、廃プラスチックとか人工汚物とか木ぎれが様々ですね、ごみが漂着し、その処理に悩まされてるというわけですけど、先日ですね、7月8日の通常国会でこの海岸漂着物処理推進法がですね、全会一致で可決されました。この法律の特徴はですね、漂流漂着ごみの処理の責任主体ですね、明確にしたと。それと同時に国はですね対策推進のために必要な財政上の措置をね講じなければならないというふうね、国はですね財政負担をなささいというふうね、定めたんですね。これまでもですね当然各課ごみのね処理をやってました。法的にはですね廃棄物処理法、海岸法、港湾法、漁港漁場整備法とかですねありまして、佐伯市も生活環境課とかね、それから清掃課もなのかな、水産課、建設、こういうですね様々な課がばらばらにですね対応してたというのが実態だと思います。今回の法律は海岸責任管理者がね責任があると、これ大体県ですね、県がある意味でね責任があるということになりまして、市町村は必要に応じて協力するというふうにですね明文化されました。それとですねもう一個の方ですね、地域グリーンニューディール基金、これはですね、去年の6月にこれも国会で成立したんですけど、地球温暖化対策推進法が改正されて、地域ですねCO₂削減計画の策定がまず義務づけられたと。それからそういう面では地方がですね更なる環境対策をね求められるようになったわけですが、同時にその財政的には都道府県等の地域環境保全基金を拡充してね取組を支援するところが決められたということで、地域の活性化と低炭素化、エコ化を同時に推進するということですね、この基金が設けられたわけです。設けられたのはですねつい先日です。今年度の補正予算で創設されました。地域グリーンニューディール基金と言います。3年間で550億円のですね予算がされまして、基金の主な対象事業は、一つが地球温暖化対策の推進、二つがアスベスト廃棄物、不法投棄等の処理の推進、三つ目が医療PCB廃棄物の処理の推進、四つ目に漂流漂着ごみの回収処理等の推進と。こういうふうなですねことがなされました。事業を行う場合はですね、自治体の方で条例でね、地域環境保全基金を設けてそれを取り崩してね使うということになってます。質問ですけど、このですね基金の対象の事業の中でですね、最初に言ったそういう海岸漂着物処理推進法を受けてですね、漂流漂着物の回収処理等の推進が含まれてます。この推進法で海岸漂着物対策推進協議会というのがですね組織して対応するということになってるんですね。その組織はですね、今まで話し合って現在までまとまったことが何かあるのかどうかですね。それをまず一つ聞きます。それからもう一個はこの基金のですね、対象の中に地球温暖化対策とか不法投棄等の処理、海岸の漂流漂着ごみの回収の処理などがありますのでね、その基金を利用した事業を何か佐伯市として計画してるのかどうかお聞きします。

議長（小野宗司） 白田市民生活部長。

市民生活部長（白田茂達） 質問にお答えをいたします。海岸漂着物処理推進法に基づく、海岸漂着物対策推進協議会ということでございますが、海岸漂着物対策推進協議会の組織については、この法の中の法第15条に都道府県のほか、住民及び民間の団体並びに関係する行政機関からなる協議会を組織することができるとなっております。現在協議会の設置については大分県が設置をすることとなりますので、動向を見ているところでございます。大分県に確認をする中では、この協議会についての現在組織するかというところを検討中という回答をいただいております。二つ目の質問ですけれども、グリーンニューディール基金を利用した事業を計画しているかどうかということでございますが、現在、予算の段階であります。水産課において佐伯市海岸漂着物地域対策推進事業として事業を申請しているところでございます。今後、申請している事業がグリーンニューディール基金として採択できれば漂着ごみの問題が少しでも改善できるのではないかと考えております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 民主党のですね政権ができて、ちょっとこう基金のですね凍結のね対象を見たら、これが入ってるんですね、非常にそういうふうになると心配してるんですけど、今言った申請してるというのは、この基金の事業として申請したんですか。ちょっともう1回すみません。

議長（小野宗司） 白田市民生活部長。

市民生活部長（白田茂達） 海岸漂着ごみの申請については、この地域グリーンニューディール基金を利用するというので今回申請をしております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） あとさっきこの基金のですね事業の対象で幾つか言ったと思うんですけど、漂着ごみの、例えばですよ、関係だけみてもですね、昨日、一昨日でしたかね、清家好文議員が漁港内の廃船の話をしてましてね、私もこれをいろいろ調べててですね、こういう問題なんかもね、ひょっとしたら利用できるのかなあとかね、あるいは矢野哲丸議員が太陽光のですね補助の話をしてます。これも最初ですね地球温暖化対策の推進でねどうかなとかですね。考えればですねいろいろ佐伯市としてね、取り組めるんじゃないかというのが多いんですよ。1回目の事業のですね締切りがもう7月24日で締め切られているんで、この次までにで少し時間があるんじゃないかと思っておりますのでね、その間にいろいろですねやっぱ知恵を働かせてね、是非佐伯でこの事業を生かしたね、これ補助事業ですから、ものがないのかわかるかですね、その辺をちょっと最後お聞きしたいんですけど。

議長（小野宗司） 白田市民生活部長。

市民生活部長（白田茂達） 今回この地域グリーンニューディール基金の申請、要望っていうのが6月22日に県で説明会がっております。それで締切りが6月30日ということで、その中に県提出がですね6月30日ということで、その中に土・日まで入っててその全期間が9日間ということになっております。非常に期間が短かったということと。四つの大きな事業に別れておりまして、そのうちの四つの一つずつがまた何個かの事業に分かれておりまして、計10個の小さな事業に分かれております。その中で市町村ができる事業っていうのがまた再分割されて六つになってきております。その事業を見ますと、一体化とか複合化とかいう形で地球温暖化の事業に対しましては、大掛かりな事業になってくるという形がありますので、その9日間や

その期間にですね、算出をするとどこをどうしようかという協議の間もなく、また複合的になりますと庁舎等でソーラーシステムを利用する場合には、ほかのエコにかかわる事業等の合体型でやるとかいう形になりますので、なかなか難しいところがございます。ほかの事業にしましても一つずつ見ていきますと、すごい制限が掛かっておりまして、門戸は狭まるような形になっております。不法投棄の問題につきましても、一定の市しかできないとかですね、大分県で言うと大分市しか対応できないとかいう事業になってたりですね、それで今回すべてを見ていく中では、海岸の漂着物の関係の事業費を申請したという結果になっております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 最後ですね、そういう意味で協議会のね、推進協議会の話をしましたけど、これは県が中心になってねやるということで、佐伯市だけで単独でねできない問題とかいうのも当然話し合いが出てくると思うんですね。だからそういう面でもさっきの部長がおっしゃったようなことも踏まえてね、その協議会が結成されれば是非ですね佐伯市として、そういう大掛かりのね部分というんか、市を越えてですねやっぱ市にメリットがあるような問題があればね、是非知恵を働かせてその協議会に参加して提案するということをですね、最後をお願いして、答弁あればお願いしたいんですけど。質問を終わりたいと思います。

議長（小野宗司） 白田市民生活部長。

市民生活部長（白田茂達） 県が先ほどの質問にありました海岸漂着物対策推進協議会っていうのを設置を今検討しているということですけども、是非組織化していただきたいと。その中に佐伯市も関係行政機関として入って、その中でいろんな現実を訴えたり、要望したりしていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 以上で、高司議員の一般質問を終わります。

次に4番、清田哲也君。

4番（清田哲也） 4番、平成会の清田哲也です。本日は9月10日、下水道の日でございます。通告書に従いまして、下水道事業について一問一答方式にて質問いたします。昨年、平成20年の12月定例会におきまして、河野周一議員の一般質問にもありましたように、これからの下水道事業は人口減少、財政の状況、また地震時における耐震性の観点と様々な要素からかんがみて、その基本的な考え方は大きな見直しを迫られている状況にあると考えます。皆さんが既に御承知のとおり、下水道事業は管渠を張り巡らした地域内に一定以上の人口が存在することで収入を確保しております。したがって、処理区域内の人口が減少した場合、それに比例して事業収入は確実に減少いたします。しかしながら、流量が減ることにより処理コストが減少するかというと、残念ながらそうはなりません。なぜなら管渠や処理場といった施設の量は減少いたしませんので、それらを維持・運営していくためには流量にかかわらず大きなランニングコストが必要不可欠なのです。つまり下水道というシステムは管渠の延長・縮小や処理場の能力を引き下げられない限り、コストを縮減することはできません。正に人口増加を大前提に構築されたシステムであり、人口の減少を想定して作られてはおりません。ただですね、このような社会情勢の変化に伴う見直しは行われております。現在、佐伯市の生活排水処理行政は、平成16年に策定された大分県生活排水処理施設整備構想に基づき進められているかと思えます。これは5年に1回見直されておきまして、今年が見直しの時期に当たります。冒頭に触れました昨年の12月議会の答弁の中にも厳しい財政状況の中でいかに効率的に下水道事業を展開するかが重要、来年度の構想策定については地域間格差の是正も考慮しながら、新市として新たな

視点に立って全体を見直したいとの答弁がございました。そこで一つ目の質問でございます。今後の生活排水処理構想は、人口減少、厳しい財政状況、地域間格差等を踏まえたうえで、どのような構想を佐伯市として策定しているのか。その内容についてお伺いいたします。

議長（小野宗司） 甲斐上下水道部長。

上下水道部長（甲斐満義） 清田議員さんの御質問にお答えいたします。先ほども言われましたけど、現在計画で進められている事業は、平成16年の3月に各市町村が汚水処理計画を策定したもので進められ、5年が経過しようとしております。しかし近年、人口の減少や高齢化の本格化、地域社会の構造の変化、また市町村合併による行政区域の再編や地方財政が依然厳しい状況にあることから、現在の構想を見直す必要が生じてきております。見直しの基本的な方針は地域の経済性や実情等を総合的に勘案して、効率的かつ適正な整備手法によることとされております。主な内容としては、社会情勢の変化、住民意向の把握、経済比較、地域の実情といった点を配慮した構想策定マニュアルに基づいて作業を進めることになっており、現在その作業中でございます。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 現在策定中ということで、今後ですね本当人口減少というのはかなり深刻な問題を抱えておりますので、従来の規定概念にとらわれない柔軟な策定をお願いしたいと考えております。続きまして、次の質問にまいります。市民の負担軽減の取組についてお伺いいたします。まず1点目でございますが、現在のですね公共、特環両下水、そして農業・漁業の各集落排水、この4事業ですね。これの各平均で結構です。1立方メートル当たりの使用単価とその使用料金の設定根拠についてお伺いいたします。

議長（小野宗司） 甲斐上下水道部長。

上下水道部長（甲斐満義） お答えいたします。公共、特環の両下水道、農集、漁集、それぞれ4事業のそれぞれの使用料金の1トン当たりの単価ですが、平成20年度各事業会計の決算統計によると、料金収入額を年間の総有収水量で割った使用料単価は1トン当たりの税込みで、公共下水道事業が152.1円、特定環境保全公共下水道事業が141.5円、農業集落排水事業が126.2円、漁業集落排水事業が133.1円となっております。次に、使用料金の設定根拠ですが、一般的に使用料は家庭や事業所から出された汚水を処理するための処理場や下水道管などの維持管理費と、これらを建設する際に借り入れた資金の元利償還金に使われます。旧佐伯市の公共下水道事業は、供用開始当時、国の指針や県内・県外の他市の算定手法を参考に事業収支の算定を行っています。その試算の中で計算上負担すべき使用料と他市の使用料との比較、また旧佐伯市の上水道料金との比較などを総合的に勘案して使用料の設定を行っております。他の旧町村での設定状況も当時の詳細を確認できませんが、おおむね公共下水道事業と同様な考えと思われる。なお、旧佐伯市には公共下水道、農集、漁集の3事業がありますが、その料金体系は3事業とも同一であります。また、他の旧町村も同じように同一で事業ごとの料金設定はしておりません。現在の当市の下水道等の使用料金は合併時には調整がつかず、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する、となっております。旧市町村の料金体系がその地域ごとに今現在適用されております。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 大変広域な合併したわけなのでですね、なかなか各旧町村から引き継いだ料金体系というのも問題になってきておると思って、そろそろですね見直しの時期、統一という

ことで料金改定も控えているかと思うんですけども、基本的に下水道事業はですね、内容の健全性を維持しつつも、住民のニーズにこたえなくてはなりません。そのためには使用料及び受益者負担の適正化は重要だと思います。またですね、公共料金の情報公開検討委員会、国の内閣の諮問機関だそうですが、ここにおきましてですね、事業者及び行政機関は決定された料金が妥当であることについての説明責任を負い、料金の算定ルールやそのほかの経営情報に関しての情報の公開の必要性に触れております。ですから今後ですね、もう見直しの時期にきてると思いますので、新料金統一、設定していく際にはこの辺の汚水処理原価等をしっかり把握した上で設定根拠の明解な開示の方をしていただきたいと思います。そこでまた次の質問に移ります。負担軽減の取組ということで、これ具体的な取組に関してお伺いいたします。下水道事業に関しましては、その公共性の観点から一般会計からの繰入れもある程度は容認されるべきだという考えは私も十分理解はしております。しかしですね、それが際限なく行われていくのは根本的に違うと思います。あくまで基本的には料金収入で汚水処理原価の回収や施設の維持管理を賄っていくのが健全な姿だと思います。私としては、そもそも人口密集地域、そして人口増加を前提に作られたシステムなので、この佐伯市に適合しているとは考えにくいんですけども、既に供用開始している管渠や処理場は維持していかないと、利用している市民に多大な混乱を来します。ですからこれは廃止するわけにはいかないと思います。しかしながら、それを維持するがためにですね、一般会計からの充当額が今後人口減少をしていけばですね、当然増えていくと思うんですけども、それを看過していくのは佐伯市全体の利益に反することだと考えます。そこでお尋ねしますが、使用料で基本的に処理原価の回収というのは基本になると思うんですけども、これちょっとすみません。私が勝手に計算したんですけど、この間いただいた公営企業決算審査意見書の数字を見させていただいて、これ割り算しましたら、現在佐伯市の20年度の回収率ですね、約43.3%となっていました。ただし今後人口減少による使用料の減少、それに伴う市民の負担の増加というこの負の連鎖、これをですね、今後の生活排水処理構想の中でどのようにとらえ、市民の負担を軽減しようとしているのか。また一般会計からの繰入れをですね、抑制していこうと考えているのかをお伺いいたします。

議長（小野宗司） 甲斐上下水道部長。

上下水道部長（甲斐満義） お答えいたします。人口の減少に伴う使用料金の減少とか、一般財源の繰入れ増加などに市民の負担増加が予想されるが、その軽減といった取組ですが、公共下水道事業などの事業会計は、独立採算性を基本としておりますが、下水道事業においては、一般的には雨水排水は公費で、汚水処理に要する経費は使用者が負担する使用料で賄う使用者負担が原則となっております。しかし、そのすべての費用を使用料で賄うためには、著しく高い使用料を設定しなければなりません。議員も御存じのとおり、下水道は私たちの身近な生活環境の改善を図るうえで必要不可欠な施設であります。そういった点から、下水道の費用の一部を公費で負担することは妥当であると考えて、本市においても使用料の不足分を一般会計繰入金から投入していただいて、使用者負担の軽減を図っておるところでございます。また、これまでも公的資金の補償金免除繰上償還制度などを活用して高金利の地方債の公債費の負担を軽減するとともに、組織の機構の見直しとか、維持管理経費の縮減、未接続世帯の解消とか未収金の徴収強化など、そういった点を取り組んで、軽減に取り組んでおります。また、合併前の旧市町村の格差の大きい料金体系についても、市民生活に及ぼす影響を極力少なくするように努めながら、料金体系の見直しを現在検討しておりまして、一般会計からの繰入の金額を少し

でも軽く図れるよう取り組んでいるところでございます。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 努力されておるといことなんですけどもですね、人口減少というのはもう既に始まってまして、到底使用料っていうのが今後段階的にまず上がっていきたくらうなと。これ私予測されます。ただこれをいきなりですね、今より10倍・20倍っていうわけにはいかないでしょうから、そうすると、でも先ほど申し上げましたようにですね、人口減少に伴って有収水量が減ったからといって維持費がそんなに下がるものではないと思いますんで、じゃあその料金を上げない。ある程度まで上げていくんでしようけど、じゃあある程度までいった後、その一般財源から足りない分をどんどん補てんするんだっていうことになると、これまた結局市民の負担になっていくわけですけども、もうちょっと具体的なですね、取組っていうのが今後必要になっていくんじゃないかとそう思っております。そういうことを踏まえまして次の質問にいきますけども。じゃあ、併せていきます。つなぎ込み率、接続率に関しての質問に移らせていただきます。下水道は管路を布設した後、各世帯がこれをつなぎ込まなければ全くその役目を果たすことができないですし、当然料金を徴収することもできません。そして佐伯市ですね、公共下水道条例第2章、第3条にも処理区域内の住民の接続の義務に関して規定もございまして、そこで、を併せてですけども、現在の各処理施設単位で結構です。つなぎ込み率、接続率の高い優秀な地域上位3地区とですね、接続率の逆に悪い下位3地区はどこか。まずこれが1点との方が、またそのつなぎ込み率、接続率をもうこれ向上していくしかないと思うんですね。先ほど市民の負担軽減の取組の一番手近な、身近なこれ方法になっていくと思うんですけども、実際今どういうふうな取組をして、また今後向上していこうとしているのか。その2点についてお伺いいたします。

議長（小野宗司） 甲斐上下水道部長。

上下水道部長（甲斐満義） つなぎ込み率の上位3地区、下位3地区についてですが、まず公共下水道は、特定環境保全公共下水道を含め3処理区あります。鶴見の処理区が高い方からいきますと98.9%、佐伯の処理区が79.3%、上浦の処理区が77.2%となっております。農業集落排水施設は、佐伯市の長良地区を始め10施設ありますが、上位が直川の赤木処理区・久留須処理区が100%、両方とも100%です。それから弥生の井崎処理区が97.2%が上位でございまして。下位は佐伯の長谷処理区が33.3%、長良処理区が71%、大野谷処理区が77.5%となっております。それから漁業集落排水施設は全部で13施設ありまして、上位が鶴見の大島処理区・梶寄処理区・羽出処理区がいずれも100%です。下位は佐伯の荒網代処理区が38.8%、上浦の長田処理区が53.3%、蒲江・楠本処理区が66.5%となっております。次に、つなぎ込み率の向上の取組についてですが、接続率の向上は公共水域の水質保全是もとより、下水道事業の経営改善にも重要であると認識いたしております。このため、例年市報による啓発やケーブルテレビによる普及促進活動を行っています。接続率の低い処理区においては、自治委員との具体的な取組を協議し、チラシの配布や戸別訪問を実施しております。新たに供用開始となった地域においては住民説明会を実施するとともに、自治委員との協力による普及促進活動を実施し、地域住民の十分な理解を得て水洗化率向上に取り組んでいるところでございます。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） つなぎ込みの接続率向上のための取組なんですけども、何か年度ごとにですね、今年はこれだけ接続率アップしようとか、何世帯目標にとか、そういう具体的な数値目標をも

ってやっておられるのかどうか、ちょっとその辺お伺いいたします。

議長（小野宗司） 甲斐上下水道部長。

上下水道部長（甲斐満義） これについては決めてないんですけど、第1にまず個別訪問しかないだろうということで、昨年から個別訪問を重視に取り組んでおまして、昨年在約760戸の個別訪問をいたしております。それとどうしても接続率の悪いのは、どうしても農集・漁集といった小集落の施設の方がどうしても伸び悩んでおりますので、そういったところを中心に6地区を自治体の区長さんたちと協力しながら今チラシとか、また個別訪問を繰り返している状況であります。どうしてももう1人しかいないとか、お金がないとか、この先どうなるんか分からないということで、なかなかこう取組がもう困難って言われるような家庭が多く見られるのが実情であります。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 先ほどからずっとこう流れてきているんですけども、市民負担への軽減ということですね、先ほども申しましたけど、一番手っ取り早いのが接続率を上げていくことではないかと私考えているんですけど、十分御努力されているっていうのは今の答弁で分かったんですが、ただ実際ですねまだまだやっていかなければならない。これもう喫緊の課題だと思いますんで、どうでしょう。来年度からでも結構ですけども具体的な数値目標をもってですね。昨年760世帯ですか御訪問されたと言いましたけど、またちょっとその結果等もまたできたら公表等もしていただきたいし、そういう動きをした結果、昨年よりこれだけ接続率が向上しましたというような公開も必要ではないかと思いますが、その辺もう公にしてですね、今以上に力を入れて取り組んでいくというようなことを思うんですけど、その辺についていかがでしょうか。

議長（小野宗司） 甲斐上下水道部長。

上下水道部長（甲斐満義） お答えします。先ほど接続戸数760戸訪問いたしましたけど、20年度の成果といたしましては、40戸の下水道関係の接続戸数は334戸説明して接続していただきました。浄化槽を含めると、合併浄化槽ですね、そういうのを含めると全体で526世帯の接続や設置をしていただいたところでございます。これが多いのか少ないかはちょっと私も分からないんですけど、またこれから来年に向けてこういうのを統計的に取って行って頑張っていくと思っております。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） ちょっと接続率に関してこれ最後にしますけども、なかなか訪問してもつなぎ込んでもらえないという世帯もあるかと思えます。もちろん経済的事情とかですね、いろいろあるかと思えますけども、もうこれ部長の主観で結構ですが、例えば、切畑地区は宅内から幹線まで補助があると思うんです。ただほかの地区はないですよ。今後その辺をやればなかなか家計の負担というのが大きくなっているかと思うんですけども、ほかの地区に関してもそういう補助等、接続率向上のためにこれもまた費用対効果の話になるんですけども、その辺勘案して向上させる方がいいということになればですね、そういう宅内から幹線までの幾ばくかの補助というのも視野に入れて考えるべきではないかと思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

議長（小野宗司） 甲斐上下水道部長。

上下水道部長（甲斐満義） おっしゃるように切畑の方はですね、合併前にそういった補助制度と

いうのを設けておりました、今も今現在幹線のつなぎ込みをそういった補助制度を設けております。地域地域によって合併する前の事業が続いている所はそういった負担金もしてあるところでございますけど、この新たな所と言いますか、今からほかに決めてない今からの新しくする所は今融資制度は条例に載っておりますけど、今のところそれでいくべきじゃあないかと我々は思っております。それぞれ地域・地域にそれぞれ供用開始ごとに負担率があんまり違ってもいかなもんかなと思って、その負担金の問題についてもちょっと考えて今から統一していかなければいけないのかなあと思っているところでございます。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） じゃあ続きまして、鶴岡地区の公共下水道建設計画について伺います。1から4までまとめて質問させていただきます。ちょっと数値の質問でございますので、1番から4番までまとめていきますが、まず1点目ですね、鶴岡地区の現在の単独槽の世帯数とその割合について。そして2点目、同じく鶴岡地区の合併浄化槽ですね、合併浄化槽の世帯数とその割合。そして3点目が、その合併浄化槽に対する補助金の現在までの総額とその財源の内訳。そして4点目が、現在24年度から計画されていると聞いてますけども、鶴岡地区の公共下水道の概算建設費約40億と聞いてますが、この40億の内訳ですね、これ管渠部分が幾ら、処理場部分が幾らという形でも結構です。その工事費の内訳とその財源の内訳、この4点の数値についてお答え願います。

議長（小野宗司） 甲斐上下水道部長。

上下水道部長（甲斐満義） お答えいたします。まず鶴岡地区の単独浄化槽の世帯数とその割合についてですが、浄化槽設置の際は、大分県にも届け出ることとなっております。大分県が設置台数を作成していますので、その台帳を基に算出しますと、鶴岡地区における単独浄化槽の設置世帯は1,061世帯で平成20年度末における割合は40.7%となります。鶴岡地区の合併浄化槽の世帯数とその割合について、合併浄化槽の設置世帯は730世帯で割合は28%となります。次に、鶴岡地区の合併浄化槽設置に対する補助金総額とその財源内容についてですが、平成12年度より各家庭における合併浄化槽の設置について補助金を交付していますが、平成20年度末現在での総設置数は247基です。補助金総額は8,600万円で、その財源内訳としましては、市費が4,100万円、県費から補助金として1,600万、国庫補助金が2,900万となっております。次に、鶴岡地区における公共下水道の概算建設費40億円の内訳と財源内訳についてでございますが、建設費の内訳としましては、工事費として33億円、測量設計費2億円、水道管等の補償費として5億円を予定しております。財源内訳ですけど、国庫補助金が12億5,000万、企業債として25億5,000万、残り2億円が一般財源となっております。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） ちょっと通告外になりますけど、教えていただきたいんですけど、この単独槽でも合併浄化槽でもない世帯というのは今どういう状態なんでしょうか。

議長（小野宗司） 甲斐上下水道部長。

上下水道部長（甲斐満義） 何て言ったらいいですか、ポットン式と言ったらいいですか。汲み取り式、そういう方式じゃあないかと思えます。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 鶴岡地区、この公共下水道建設計画、これは平成6年に第三期計画区域として認可を受けたということで間違いはないですか、なかで。鶴岡地区が最後の整備区域であろうか

と思います。一応平成24年度からただ今伺ったような財源内訳、工事費かけてですね、現状です。着手するということで伺っておりますけども、これ何度も引用させていただきますが、昨年12月議会の河野周一議員の質問に対する答弁の中にですね、切畑地区の集落排水事業の地域住民の合意形成に関して触れた内容がございました。要約しますと、この答弁の中にですね要約しますと、事業実施にあたり会合を重ね十分な検討を行い、事業実施する旨の意思集約を行い、住民の深い関心のもとに事業実施に至ったという答弁がございましたが、本当にこの鶴岡地区の事業、24年度から事業着手するのならば、人口規模から考えてもですね、もう既に今の時点で区長会とか各種団体、そして住民の説明会、会合等の開催依頼やまた実際開催しているような状態でなければ、この事業に関して住民の民意が全く反映されないのではないかと危惧しております。また既にですね、割合としては28%とそんなに多くなかったですけども、結構新築の家とかもう当然合併浄化槽を入れております。そういう状態の中でですね、市としても補助金でと、下水の二重投資、個人の家計としてもまた接続使用料金ということで二重投資になってしまいます。何度も繰り返しますけども、近年では人口減少や財政事情、将来への負担、費用対効果等勘案し、地域の実情にあった排水処理の手法を柔軟にですね、臨機応変に従来の計画を見直す自治体が増えております。中止という決断もですね、くだした自治体もあるくらいですから、なるべくですね後世に無駄の公共事業と言われないうちにも民意に耳を傾けですね、合併浄化槽への転換等、合併浄化槽がいいというわけじゃあないんですけども、従来の手法にとらわれない事業計画を是非策定していただきたい。そう思っております。またですね、広大な佐伯市においては、旧郡部、旧市内も含めてまだまだ本当に必要とされる公共事業がまだまだ残されております。そういう意味ではですね、それらへの、また見直すことによって投資するお金も生まれてくるかと思っております。すみません。そのまま5番の質問にいかせていただきますけど、以上の点を踏まえましてですね、最後の質問ですが、鶴岡地区の民意をですね今後どのように反映をしていくのか、24年度に着手するのならば、先ほども申し上げたように人口規模から考えて早期に説明会の実施、意見交換等を行わなければ時間的に余裕はないと思います。いつから、どのような方法でこういう説明会、意見交換の会等を行い、民意を聴取していくのか。またその過程でですねもし民意としてもですけど、構想の策定のし直しの中で、経済比較等をしてですね、本当に鶴岡の生活排水処理はこれ下水が本当に人口減少とかがみても必要じゃあないという判断が出た場合は、そういう計画の見直しを選択する余地があるのかどうか。民意を聞き取る方法、具体的な方法とまた今後のそういう民意の中で、下水道じゃあない方法が出てきた場合どうするのか。その2点についてお伺いいたします。

議長（小野宗司） 甲斐上下水道部長。

上下水道部長（甲斐満義） 住民への周知、説明会の取組についてでございますが、通常、地元説明会等におきまして、工事着手の前年度より地元に入り開催し、住民への周知や事業の協力依頼を普通行っております。この鶴岡地区におきましては、国道217号線による幹線管渠とサーピス管渠を布設する計画でありまして、今の過重交通渋滞が懸念されることから現在工事は認可は平成6年にとってやるようになっておるんですけど、そういったバイパス道路の関係で着手を見合わせておりまして、今のところ道路工事の進ちょく状況によりますが、平成24年度ごろを目途に整備着手を考えて延ばしているところでございます。しかしながら、先ほども今見直しの時期でありまして、我々としても見直すべきところなんですけど、この鶴岡地区においては、2,600世帯で6,300の方が生活しておりまして、いわゆる計算上からいくと人口の密集地

域に当たります。計算でいろいろとマニュアルにのって計算していくわけですけど、今の認可どおりで下水道に鶴岡地区は取り組むのは我々は最適だなあとという手法は出ておりますけど、ただ民意的にこれからは地域の皆さんと話をしながら、そういった点も加味して選定方法を決めていかなければならないなあと考えております。また、鶴岡地区ではなくって、鶴望処理区ってというのは全体がまだ大きく残っておりまして、そういった関係も隣接する集落の末端の集落などは見直して、適切な処理方法をこれから見出していきたいと考えております。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 部長、あのですね生活排水処理行政っていうのは、いかに経済的に環境を守るか。守っていけるかっていうその方法策定、選定していくっていうものを、最も大事な部長たちの仕事だと思うんですけども、計算方法とかマニュアルっていうのを私知りませんが、これ平成6年に認可区域になってるんですね。既に15年経過してるんですよ。果たしてその選定のマニュアルとかがですね、これまた年々見直されて、いや最新の見直すマニュアルでも下水が最適であるというのであればそれはいいんですけど、ずっと言ってますが、人口減少があって、仮に造ったとしても人口が減っていった使用料も減っていく中でね、その辺も将来的な負担も加味した上で下水が最適なんだっていうようなものが出れば問題ないんですけどね、下水が悪いと言ってるわけじゃあないんですよ。それが出れば問題ないんですけど、そういうのも加味されたマニュアルなんですか。今部長がおっしゃられた策定のマニュアルっていうのは。その辺をお伺いします。

議長（小野宗司） 甲斐上下水道部長。

上下水道部長（甲斐満義） お答えします。特に気をつけてマニュアルで気をつけていくところは、人口の適切な将来人口の想定というものを出しまして、それとまた建設維持管理の掛かるコストの比較、そういうのを加味して地区の特性、それから水質保全の効果、なおそういったのを判定をしていった最終的に漁集にする、農集にする。あるいは公共がいい、特環がいいあるいは合併浄化槽がいいと、そういった金額的なものも出しまして、それにまた住民の意向も踏まえましてこちらで判定するような、そういった仕組みになっております。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 人口の傾向ですか、そういうのを重要な部分に入ってるということでありまして。それは安心しましたけども、先ほどの答弁の中で1年前に工事説明と言いましたけど、民意を反映するって言いながら、1年前じゃあ絶対に遅いと思います。その辺だけはですね、ちょっと考慮していただいて、なるべく早めに周知とか説明っていうのをやっていただきたい。これは私の考えですけど、それは一応ここでお願ひしときます。でも最後答弁は結構でございますけども、最後にですね、生活排水処理構想を策定するに当たりですね、まず民意、そして処理原価、つなぎ込み率、人口の減少率、そして将来負担と様々な要素をしっかり吟味してですね、従来の方針これはまあさすればとにかく管路を延ばせ延ばせできとったと思うんですけども、そういう固定観念にとらわれないですね、新しい生活排水処理の構想の策定、実施こそが将来にわたっても本来公共事業で悪じゃあないんですけども、そういう本当に必要なものをしていくことこそが公共事業、無駄だとは言わせないことにつながると思いますし、旧郡部、旧市内始め本当に必要なですね、住民からニーズが高い公共事業はまだ残されている。佐伯市にとって私は重要なことだと考えますので、しっかり生活排水処理の行政に携わるプロとして今後もやっていっていただきたいということを申し述べまして、私の一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、清田議員の一般質問を終わります。

これより20分間休憩いたします。午後3時45分から会議を開きます。

午後3時26分 休憩

午後3時45分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長します。

次に23番、兒玉輝彦君。

23番（兒玉輝彦） 皆さん、今日は、先般の6月定例会は緊急な私の用事で一般質問はできなかつたので、今回再度質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。23番、開政会、兒玉輝彦です。今回一問一答で質問いたします。一般質問も3日目後半となりました。お疲れとは思いますが、今しばらくお付き合いのほどお願いいたします。4月に行われた佐伯市市長・市議統一選挙につきましては、市民の皆様には大変お世話になり、またありがとうございました。2期目に入り責任の重大さを痛感しております。国の公共工事削減、また行政改革で更に今期4年間は佐伯市また市民にとっては大変厳しい一年一年になると思われまふ。今回地域・地区を回って住民の皆様方にいろいろな話を聞くことができました。本当に深刻だなあと改めて心にしみる思いをいたしました。市長も今回、地域地域を回られ、住民の皆様の声が聞かれたと思います。どのように思いましたか。そこで今回の質問に入らせていただきます。

大きな1点目、若者定住対策について、ア、職のあっせんについて、市、各地域の若者が流出しているといった実態は見逃せません。こうした状況にあって、本市に住むことを希望するが、ついては職のあっせんをしてほしいといった希望があったとき、どのような対応ができますか。お伺いいたします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 職のあっせん希望があったときにどういう対応がとれるかということについてですけれども、職のあっせんにつきましては、職業安定法により定められております。佐伯市におきましては、職のあっせんができるのは、公共職業安定所いわゆるハローワークですね。それから生徒や卒業生を対象としての高等学校、有料の佐伯看護師家政婦紹介所になっております。こうしたことから、これらの施設で就職先を探していただくということになるかと思ひます。職業紹介等につきましては情報の集積を高め、かつ一元化するという意味でもハローワークに集約するのが一番適していると思ひしておりますので、佐伯市としましてはハローワークを紹介するということになるかと思ひます。直接的な職のあっせんはしてありませんけれども、若年者の就職と中小企業の若年人材確保を促進するためにジョブカフェおおい佐伯サテライト事業を実施しております。この事業は大分県と共同で佐伯商工会議所に委託しまして、おおむね35歳未満の若者を対象としまして、適職の診断、就職のフォローアップを含むカウンセリングなどを行っておりまして、安易な離職の歯どめの助けをしまして、就職支援、採用意欲の高い企業情報などを各種の就職支援情報の提供等のサービスを実施しております。こちらの方でも毎朝ハローワークの情報を更新しておりますので、来所者が最新の情報を見ることができるようになっております。本年度から就職

を希望する若者の中で、事務職を希望する人が多いことから、この人たちを対象としましたパソコンによる文書作成、表計算ソフトの入門的な使用方法、インターネットの検索方法などを指導する事業もジョブカフェで始めております。昨年度からの来所者の増加によりまして、より広いスペースが必要となったことから、本年5月7日に従来ありました会議所の1階から仲町商店街2丁目のまちづくりセンター、よろうや仲町隣に移転いたしました。また、若者の中でも高卒新卒者に限定されますけれども、6月5日に佐伯市、商工会議所、公共職業安定所の連名で世界同時不況の中、大変厳しい状況ではありますが、あえて市内事業主に早期求人募集の提出を要請しております。

議長（小野宗司） 児玉議員。

23番（児玉輝彦） 基準としてはハローワークということになっておりますけど、やはりハローワークだけでは今の現状を見ますと就職、それではそこに行っても本当に活動ができるのかと思えば、やはり十分な活動はできてないような状況。そしてまたそれなりの仕事、自分ができる仕事があるかと言えば、今現状ではないような状況と思われまして。そういった中で、行政としても何らかの情報を個人個人に流したり、また企業等と協力をしながらこういった企業が就職を今あっせんしているかといった、そういった面もハローワークだけでなく、やはりこちらの方もそういった情報を得ながら完備して企業等協力しながらそういった職のあっせんができればと思い、今回こういった質問をしたわけでございます。また今失業者はこの2年、この景気低迷で佐伯市、職を失っている人たちがかなりおると思っています。今まで仕事が二、三年前はあって仕事していましたが、こういった職の人たち、もう今本当職が3分の1、それとも4分の1というように仕事が減っております。そうした中で少しでも何らかの力、それを情報を流してやればと思っておりますので、再度そのところをお願いします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） ハローワークを通じない職といいますが、それは考えられますのは、まあ縁故によるものとかそういったものもあるかと思っております。そうした情報をですね市の方に集積するというのはかなり困難かなあというふうに考えております。先ほど紹介しました、ジョブカフェですけれども、これは基本的には35歳未満ということになっているんですけれども、この事業の中で企業を訪問したり、企業の経営者を招いてですね、これは雇用の需要の掘り起こしといった作業もしておりますので、できればですね、そちらの方で企業を訪問したり、企業の方を集めたセミナーに企業の方に来てもらうといった活動を通しての掘り起こしということになっているかと思っております。

議長（小野宗司） 児玉議員。

23番（児玉輝彦） まずは、かなりこちらの行政の方では難しいということでありまして。まずは、各地域、地区の今現在の若者、子どもの流出の現状を把握はできていますか。また中小企業の社員削減、これもこの一、二年から大幅に人員整理をして若者が職を失っている状況であります。そういった厳しい状況の中に立っているからこそ、私は今回こういった質問をしたわけです。それに対して、そういった市の方の対応はできないということでありまして、これはそういうことではなしに、やはり少しでも行政の方で手を差し伸べられればと思っております。今後の課題としてアの質問は終わらせていただきます。ではイにいきます。企業誘致について、各地域・地区を回って意見を聞いていろいろな話を要望を聞きました。特に若者が地域からいなくなり、活力・活気が失われている地域・地区に働く場所を、また企業

誘致はできませんかといった意見を聞かれました。この現状をまた行政としての対応をお伺いいたします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） それでは通告によります企業誘致についてというふうにと解釈してよろしんでしょうか。若者の雇用の場所進出ということについて、企業誘致がすべてであるということではありませんけれども、大きな要素であろうとは思っております。それも何度かこうした一般質問で質問を受けておるんですけれども、はっきり言いましてですね、企業誘致について目に見えるような変化というものは今のところありません。これまでに御報告しておりますコールセンター、液晶関連企業ともに、この経済状況を受けまして、ペンディングの状況であります。ただ小規模ではありますけれども、福岡市コンピューターのソフトウェアを開発する企業が大分県に移転する話が来ておまして、現在その誘致活動をしている最中でございます。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

23番（兒玉輝彦） まずは、大きな企業でなくていいんです。地元にあった小さな企業、また地元で地場産業を起こして、そういったその小さなところから進めていけば、少しでも何らかの策がとれるのではないかと思いますので、まずは、小さな産業を起こす、地場産業を起こす話が今この佐伯市にはないでしょうか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） それは起業という意味でしょうか。業を起こす起業という意味でしょうか。それではなくて企業の誘致ということですか。ですから、業を起こすね。それについては具体的な情報をつかんでおりません。それから、先ほど申し上げましたコンピューターのソフトウェア会社ですけれども、これも街中にとということではありませんで、その誘致の対象は宇目ということで予定しております。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

23番（兒玉輝彦） なかなかこれも今現在は難しい状況だと思いますけど、行政の方で、また各地域に行き、まだいろいろな産業があると思います。そういった産業、地元の産業を掘り起こし、それにまた行政が相談を受けながら協力しながら、こういった企業誘致も大切ですけど、やっぱり地元の小さな企業、村おこしかを考えていく必要が今からあると思いますので、少しでもいいです。その何人かでもいいんです。そういった小さな中小企業、小さな産業起こしをこれからやっていってもらいたいと思います。この問題はこれで終わります。ウに移ります。工場用地について、工場用地の今後の計画と各地域の用地の造成の計画についてをお伺いいたします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 工場用地についてということですが、ただいま企業誘致のための用地として、公的に持っておりますのは門前の工業団地2.2ヘクタール、これ一つだけでございます。ただいま10ヘクタール程度の工業用地の確保に向けて作業を進めているところです。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

23番（兒玉輝彦） まずその大きな工業用地でなくてもいいんです。また各地域とか地区、地区に進出したいといった場合、また地区に空き地があり、その空き地をもてあましてい

るもあると思います。そういった地元地元の用地、そういった用地も確保し、また今後この用地を借りたいという企業業者があれば、そういったところにまずは新しい、こういった展開をするか分かりませんが、そういった工場、小さな中小企業が来た場合のまずは支援策でございますが、その順調にその営業ができるまでの期間とか、いろいろな条件を付けてそういったその工場用地を、これなら、こういう企業がきて、こういう商売をすると言ったときに、市としての対応、順調にいくまでの対応とかの施策は考えられないでしょうか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 用地の確保と業務の支援がちょっとごっちゃになっているかなというふうに思いますけれども、用地についてお答えしたいと思います。企業誘致に限りませんで、地域の企業の工場増設や移転といったものも当然考えられます。それに対応するために、例えば0.5ヘクタールとかですね、もう少し大きい例えば3ヘクタール程度、そういった土地の確保も行っていきたくております。基本的には市内あちこちにぼつぼつとあるというよりはですね、工業団地のような所に集積するというのが一番いいなあと考えておるんですけれども、いろんなニーズがありますので、そうした小さな土地についてもですね複数個確保したいというふうに思っております。また製造業に限りませんで、水産加工業ですとか、運輸業、それから医療福祉などあらゆる地元企業がこれからも佐伯市内で営業を続けるということができるよう、企業留置の観点から取り組む必要があるだろうというふうには思っております。各地区にそのような適地が数箇所ありますので、今直ちにこれを市が買収して造成するという事は考えておりませんが、民間の所有する適地として台帳的に整備していくという作業はしていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

23番（兒玉輝彦） まずは今回、広いこの佐伯市を回ってから本当に皆様から本当にこの働く場所がない。何とかならんのですか。そういった意見を数々聞かれたんですよ。本当に地区の人たちは、若者がいなくなり、働く場所もない、本当活気・活力を失われた。もう本当に寂しい地区になっている状況がみられますので、これを何とかするのが行政。また私たちの役目ではないかと思っておりますので、今後の取組、また地元に行っているいろいろな相談を受けるとかいった施策をとっていただければと思いますので。これで1番目の質問を終わります。

大きな2点目、公共工事について、ア、早期発注の取組について、工事設計から工事発注の期間短縮をする必要があると思われませんが、現在の状況は。また土木・建築の専門検査員の増員が必要であると考えますが、今後の対応策をお伺いいたします。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） それでは兒玉議員の御質問にお答えいたします。公共工事の発注につきましては、本年度5月に発注担当者会議を開催し、早期発注、早期完成の周知徹底を図っているところでございます。工事の起案から入札までの事務処理としましては、工事発注担当課の決裁後、工事検査課の設計審査、さらに財政課協議の後、決裁権者の決裁により終了いたしますが、予算の管理、設計内容等の審査につきましては、公共工事を執行するうえで重要な事務処理と考えておりますので、相当の期間は必要であるというふうに考えております。また、指名委員会は原則毎週開催し、建設業法に定められました見積り期間を確保した後、入札を実施しております。次に、土木・建築の専門検査員の増員が必要ではないかとの御質問ですが、現在完成検査につきましては、設計額300万円以上の建設工事は工事検査課の検査

員、300万円未満の建設工事は担当課長が完成検査を実施しております。工事検査課の検査員3名につきましても、年度末の繁忙期も支障なく検査を済ませておりますので、今後もこの体制より完成検査を実施していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（小野宗司） 児玉議員。

23番（児玉輝彦） ただ今、言われたとおりでありますけど、まずは3段階で検査をしてそれから発注ということになってますね。それを今何人体制で一つの建設なら建設、財務なら財務は何人でやっているのでしょうか。お伺いします。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） ちょっと質問の趣旨が分かりにくいんですが、工事検査課の方はですね3名体制でやっておりますけれども。

議長（小野宗司） 児玉議員。

23番（児玉輝彦） ちょっと私がちょっとちらっと聞いたんですけど、建設なら建設、それに担当する職員、その建設課の職員がまずはその工事にかかわる人、10人なら10人おればその一人一人が目を通して段階を踏んで検査をし、それからまた財務の方に上がる。また検査課の方に上がっていき、その人数の検査の段階が余り多すぎるんじゃない。人員がその検査をする人員、目を通す人員が余り多くて工事発注が遅くなる可能性があるのではないのでしょうか。どうでしょうか。

議長（小野宗司） 塩月工事検査課長。

工事検査課長（塩月藤信） お答えいたします。工事途中の工程検査は監督員が行います。それから工事が完成しますと発注担当課の方で出来高の確認ということで、検査ではありませんが設計書と整合性がとれているかということを確認いたします。それからのに完成書類が工事検査課に上がりまして、工事検査課の検査員が検査を実施しております。

議長（小野宗司） 児玉議員。

23番（児玉輝彦） 今の説明ではちょっと分かりにくいんですけど。一つの工事につき、建設なら建設の仕事、その仕事に対して一現場の進む一つの現場の仕事に対してですよ、それに対して建設課で専門家が一人、二人、三人ぐらいでその工事の内容を見て、それから財務の方に上がるでしょ。そしてそれから建設課の方にいくでしょ。そういった順序、順序がもう少し短縮できないかという。今そこで建設課の方で、今建設課は何人おるんですか。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 議員お尋ねの件はですね、設計をして立案段階でそれから決裁に至るまでの間のお話であろうと思います。通常、一つの工事を設計をいたしますのは当然担当者というのがおります。担当者が設計をいたしまして積算をいたしまして、一つの設計書の作成をいたします。その後、精算者その設計の積算が間違いがないかどうかという精算者が必ず精算をするようにしております。その後、通常であれば担当の係長、課長補佐、課長、部長、決裁の金額によって決裁権者が違いますが、その後今工事検査課の方に上がってくるというのが通常です。ただ今、議員がおっしゃるのは担当者が設計をいたしまして、その担当の係の者が精算をいたします。しかし、それ以外の係の者がすべて点検をするために必要以上の日数が掛かるのではないかと、そういう御指摘だろうと思います。おっしゃってる部分はですね、確かに私もそういうふうに感じる場合がございます。できるだけ担当者が設計をし、係長、課長補佐、課長の仮にどなたかが出張等でいない場合はですね、場合によってはその

席に1日とどまるといったようなことがあります。私はもしそういうことであれば、最終的な決裁権者が決裁をしないということにはならないけれども、途中の担当の係長だあるとか、課長補佐であるとか、もし出張等でいない場合はですね、出張中という記載をした後にもう一つ上の段階にすぐに回しなさいという指導はしているつもりです。ただ、議員の御指摘のように判こがですねずらずらずらというケースも確かにありますので、できるだけ早い決裁に努めたいと思っております。

議長（小野宗司） 児玉議員。

23番（児玉輝彦） 一応分かりました。まず町の場合は一つの工事が出た場合やその建設課なら建設課だけでも指名検査全部したら指名にすぐ入られるという状況になっておまして、それで市になったらそれだけの段階を踏まなければ工事発注ができないということはもう重々分かります。そうした中で今本当にこの土木・建築、厳しい状況の中で少しでも工事発注、順調に工事発注ができないかといった現場、皆さんの思いがあります。そういった思いを重々くんでもらい、これからのその工事発注につきまして、またいろいろな計画につきましては計画、早期発注をお願いするところであります。この質問はこれで終わります。イに移ります。適切な施行についてです。指名業者、価格、単価基準について、まずはA級を4,000万以上、B級4,000万から2,000万、C級が2,000万から800万、D級800万以下となっています。適切な施行はできているか、内容をお伺いいたします。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） それではお答えをいたします。指名業者の選定に当たりましては、佐伯市建設工事競争入札参加資格審査要綱の発注基準に基づきまして、業種、設計金額により適切に執行しております。以上です。

議長（小野宗司） 児玉議員。

23番（児玉輝彦） まずは、今適切に行われているといった説明がありました。現場によって予算が1,000万から2,000万程度で実際ならB級の仕事になるはずがA級の入札でした現場が見受けられます。いかがですか。あるとしたら年に何現場ほど今まであったか。また、どのような事情でこのようになっているのかお伺いいたします。

議長（小野宗司） 塩月工事検査課長。

工事検査課長（塩月藤信） 1,000万から2,000万の範囲でA級業者が施工された案件があるということですが、先ほど言いましたように、格付け、土木につきましては格付けどおりに発注しております。ただ海洋土木につきまして、これにつきましては海洋土木の施工経験のある者に発注しております。したがって、1,000万から2,000万で発注してるケースがあるかと思えます。件数につきましてはちょっとここでは承知しておりません。

議長（小野宗司） 児玉議員。

23番（児玉輝彦） 今海洋の方であるということですが、やはり企業を育てなければならぬですね行政の方としては。それでは経験がなかったらできない。入札に入られない、入れない。そういったら企業は育たないじゃないですか。育てるためには経験がない、経験をつくってあげられないけん。その中で企業を育ててあげられないけん。それが行政のやり方、また温もりじゃあないんですか。どうでしょうか。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 児玉議員のですね、お考え方も理はかなっていると思えます。しかしなが

らですね、そういう工事がたくさんあればですね、そういう考えが生きてきますけども、何年に1回ぐらい、ほとんどない状態ですね、育てるということはちょっと厳しいかなと思います。ほかの工事でいろんなところ、陸上でできる分はですね管の経験を持ってないところが管をすればですね、指名をできるだけ入れるようにしております。そういう面でのですね育て方と、しっかり取り組んでおつもりですけども、特に海洋土木の場合はですね、工事A級本体のそのものですね仕事も事業が少ない中ですね、今後ますますそういう育てるところは厳しいかなと思い、気持ちはわかりますけど、そういうことで案件が少ない。1年に1回もない、ほとんどその事業で10事業で1か所あればいいぐらいやね、ほとんどないです。私今まで経験したことがなかったです。佐伯市になってですね2回ほどみましたかね、笹良目の工事で。そういうことでお許ししていただきたいと思います。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

23番（兒玉輝彦） 分かりました。それではウに移ります。地元業者が伸びる環境づくりについて、業者評価、技術力、公平に審査されていますか。その内容は、また業者評価制度改革、また地元業者が伸びる環境づくりが必要と思われませんが、いかがでしょうか。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。企業評価、技術力につきましては、大分県が各企業に対して行う経営事項審査に基づき完成工事高、技術職員数、経営状況、工事成績等を審査し、格付け、総合評定値を決定しておりますので、佐伯市はこれを準用しております。地元企業が伸びる環境づくりとしましては、分離発注に努め、可能な限り市内業者に発注が基本姿勢であります。また、大規模工事や特殊な工事につきましては、より安全、確実に適正な品質の目的物を建設するため、資本金、施工実績、技術的経験を考慮し、大手建設会社と市内業者の共同企業体方式を採用し、技術力等の吸収、向上を図っております。さらに、下請け工事における市内業者の活用、市産材の優先使用等につきましても特記仕様書に明記しておりますが、今後更に指導をしまいたいというふうに考えております。以上です。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

23番（兒玉輝彦） まずは、形のとりの答弁でありましたが、これもやはり今土木ではそういった内容、また今建築の場合これは何千万とかの工事4,000万、5,000万そういった工事の中で県外から、県外を入札に入れていきますよね。そしてベンチャーを組んでますね。そういったことをしないで地元の業者が何社もあるでしょ。その業者にベンチャーを組ませてすれば税金もここに落ちるんですよ。そういった取組をなぜしないんですか。なぜそういった学校の増築とか、そういったものに県外から入札を入れるんですか。もう少し地元業者を育て、やはり技術力も上がる、また評価点数も上がる。そうしたらまだまだ大きな工事の入札にも入られるようになるんですよ。いつまでたっても下請けになり、また大手の企業とベンチャーを組んで、その割合が7分の3とかいった、たった3ぐらいのものでしたって何も利益もない。そういったような状況になって、地元の業者は伸びるはずないでしょ。もう少し地元業者を大事にして、地元業者を育てるような行政をしていかれないのか。どうでしょうか、そこのところを。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。先ほども申し上げましたけれども、大規模工事や特殊な工事につきましてはそういったベンチャーを組んで、より安全、確実に適正な品質の目

物的物を建設するということを主眼に置いてやっておりますので、その他につきましては、先ほど申し上げましたが、地元の企業を優先にという考え方を持っております。宇目の小学校であるとか、消防署の機械設備につきましても地元業者同士のベンチャーも組んで実際やっているとこの事業もでございます。以上です。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

23番（兒玉輝彦） まずは今、地元業者、現在21年度ですけど土木の業者A級が21軒、B級31軒、C級が34軒、D級が90軒、建築の場合A級が6軒、B級が3軒、C級が6軒、またD級が53軒となっております。その中でこの業者の中でどれだけの業者が仕事をしているか。今これは把握できてますか。どうでしょうか。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） 大変申し訳ありません。把握をしておりません。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

23番（兒玉輝彦） まずはこれを合計すれば、土木の場合が176軒、建築の場合が68軒、これは土木と建築を一緒にしているところがあると思いますが、それをまずは合わせた244軒あるんです。その中で従業員が、まず私は詳しくは調べていませんけど、かなりの従業員がおると思います。そういった従業員の声を聞いてみますと、本当に今どうして生活していけばいいんだろう。そういった声がかかなりあります。そしてまた今、失業して仕事がない。そういった業者もあります。そこでなるべく地元でできる工事、地元でベンチャーを組める工事があれば地元でベンチャーを組んで、地元で税金を落とす、そういった行政をしてもらいたいと思います。今後の取組についてお伺いします。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。先ほどもちょっと申し上げましたけれども、毎週月曜日に指名委員会を開催をして、業者の選定をしておりますけれども、その基本方針の中にですね、市内業者の受注機会の増を図るためできるだけ分離・分割発注に努めるという項も申し合わせの中に上げておりますので、基本的にはそういった姿勢の中で発注をしているということで御理解いただきたいと思います。なお、毎年5月にはですね、担当者会議も開催をしながらまずは早期発注という観点で公共工事の適正な執行について指導しているという状況もでございますので、是非この点も御理解いただきたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

23番（兒玉輝彦） はい分かりました。エに移ります。設計変更等の対応について、工事発注から工事期間の問題ですが、工事途中でのまたトラブル、設計変更があった場合、どのような対応をしていますか。お伺いいたします。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えをいたします。工事途中における地元住民、地権者等とのトラブル、また工事施工上のトラブルが発生した場合は、工事請負者との協議により工事中止を行います。工事中止後、地元住民、地権者との協議や設計工法等の見直し等を行い、協議が整い次第工事を再開しております。また、設計変更が発生した場合は原則、請負者より書面により協議書が提出をされます。これによりまして担当課で協議し、監督員から変更指示や設計変更の対象とするか否かの指示をするようにしております。以上でございます。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

23番（兒玉輝彦） まず現在、国・県・市、設計積算の単価が下がったにもかかわらず、入札落札価格がまあ65%とか、最高でも今95%、また建築の場合A級の入札・落札価格は全社が85%といった落札価格でくじ引きと聞きましたが、これまでは業者によって仕事が取れる業者、取れない業者が出ていましたが、くじ引きになれば本当もうこれ運によって仕事をとるような状況と今聞かれましたが、この状況はどういうふうに思われますか。

議長（小野宗司） 塩月工事検査課長。

工事検査課長（塩月藤信） くじ引きということでございますが、昨年度から土木につきましては4,000万円以上につきましては、予定価格を公表しておりません。したがって、予定価格を公表しますとどうしても最低制限価格を逆計算しまして皆さん横一線でくじ引きということがありますが、予定価格を事前公表しておりませんので、現在は大きい要件設定の一般競争入札におきましては、そういうくじ引きというのは発生しておりません。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

23番（兒玉輝彦） 建築の場合はどうなってるんですか。

議長（小野宗司） 塩月工事検査課長。

工事検査課長（塩月藤信） 建築につきましては2億円未満までは指名競争入札で実施しております。これにつきましては予定価格を公表しておりますので、やはり最低制限価格でくじ引きと、こういう結果になっておりますが、2億円以上につきましては予定価格を公表しておりませんので、やはり皆さん積算していただいて、応札していただいております。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

23番（兒玉輝彦） 今説明を受けましたけど、2億円以下はその落札価格を公表していて、そしてそれで業者はそれに対しての85%で皆さん出されているんですね。その中で本当にそれでその一つの仕事が85%でできるかといった積算は、その積算は出しているんですか、どうですか。

議長（小野宗司） 塩月工事検査課長。

工事検査課長（塩月藤信） 積算して応札されていると考えております。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

23番（兒玉輝彦） それでは、その落札した業者は同時に積算を出していますか。それで積算を出してその単価に当てはまるか当てはまらないかは検査課の方で検査しているんですか。

議長（小野宗司） 塩月工事検査課長。

工事検査課長（塩月藤信） 積算内訳書の提出は求めておりません。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

23番（兒玉輝彦） まずは今、本当にその国・県・市、その資材、そういったものがもう何年も下がっております。その積算と国、業者の品物の積算と市とか国・県の積算の単価は一緒ですか。どうですか。

議長（小野宗司） 塩月工事検査課長。

工事検査課長（塩月藤信） 積算に用いる単価につきましては、国・県が定めた単価並びに全国の市況を調べた建設物価版等を参考にして設計しております。先ほど申しましたように、積算内訳書の提出を求めておりませんので、その辺のチェックはできないような状況になっております。

議長（小野宗司） 兒玉議員。

23番（兒玉輝彦） 今業者本当その仕事をしてから本当に利益があるかといえば、私は今の現状では利益はないと思います。利益がないような仕事をしなければならぬ今状況になっております。この状況になったのも国また県、市のそういった指導でなつたと私は思っております。初めて業者がこの一現場で利益を得て市が初めて潤うんですよ。税金を払うんですよ。そういった状況にしてやるのが国・県・市のやるべき姿ではないかと思つた。本当に今業者そのものも皆さんも、中小業者も皆厳しい、本当に生活ができないような状況になつていゝ中で、こういったやり方、地元業者を本当に育ててやらなければならぬと私は思つております。その点、今後行政の方も心に置きながら進めていってもらいたいと思つた。これで私の一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、兒玉議員の一般質問を終わります。

次に25番、浅利美知子さん。

25番（浅利美知子） 25番議員の浅利美知子でございます。本日一般質問3日目、7番目の質問者となりました。皆様大変にお疲れのこととは思つたますが、どうぞ最後までよろしくお願ひをいたします。私は今回大きく3点について御質問をさせていただきます。まず初めに、予防医療について、項目のAから御質問させていただきます。肺炎球菌について、厚生労働省が発表したデータによりますと、平成20年の日本人の平均寿命は男性が79.29歳で、女性は86.05歳、男性は世界の4位、女性は24年間連続世界1位で、過去最高となつた平均寿命は治療水準や生活習慣が向上し、ガンや脳卒中の死亡率が下がつたためだと思つていられるそうです。皆さんも御存じのとおり、日本人の死因の1位はガン、2位が心臓病、3位が脳卒中、そして4位が肺炎となつております。特に高齢者が肺炎にかかると重症化しやすく、年齢とともに肺炎による死亡率が大変高くなつてきております。65歳以上の方がインフルエンザにかかると4人に1人が肺炎を併発するため、重症化の防止は大きな課題とされております。高齢者で肺炎にかかつた人の半数近くが肺炎球菌であるため、肺炎球菌ワクチンの予防接種の有効性が今見直されております。しかし、ワクチン接種は保険適用にならないために費用が医療機関で違ふと思つたますが、6,000円から8,000円程度掛かると聞いております。これは個人負担となるために非常に1人当たりの負担が大きくなります。そこで佐伯市においては高齢者のインフルエンザ予防接種の助成制度はありますが、肺炎球菌ワクチン予防接種の助成制度を導入することはできないか。そのお考えをお聞かせいただきたいと思つた。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えいたします。肺炎による死亡率は高齢になるほど増加をしております。肺炎球菌はインフルエンザウイルスと並んで呼吸器感染症における代表的病原体ですが、インフルエンザウイルスと肺炎球菌はワクチンによる予防が可能となつております。インフルエンザワクチンは予防接種法で定期の予防接種となつていまして、佐伯市でも65歳以上の方の予防接種の助成を行つておりますが、肺炎球菌ワクチンはまだ定期の予防接種となつておりません。今後は、定期の予防接種への位置づけを国へ要望しながら、国の動向をかんがみ肺炎球菌ワクチンの助成についても検討していきたくて思つた。以上です。

議長（小野宗司） 浅利議員。

25番（浅利美知子） 今の御答弁によりますと、国の動向を見てということでありましたが、先日の新聞の記事にですね、長野県の波田町という所がありますが、そこが人口が約1万5,000

0人の所なんですけども、そこが非常にこのワクチンの接種をですね助成したことで大変な効果を上げているという例が載っておりますので、ちょっと御紹介をしていきたいと思えます。この長野県の波田町は2005年度の冬にインフルエンザが大変に流行し、肺炎を併発し町内の医療機関に入院する人が大変に相次いで近くの施設などにですね搬送せざるを得なかった事態が発生したそうです。それを教訓に波田町は75歳以上の方に肺炎球菌ワクチンを任意接種料をですね約ここは6,000円と書いてありましたけれども、そのうちの2,000円をですね2006年の6月から助成をいたしました。その結果、2006年度から2008年度までに約3年間、合計で794人の方が接種をされ、約75歳以上の接種率はこの波田町では46%になっております。そして実際にこの波田町のですね町立の病院の先生がおっしゃっておりますけれども、75歳からですね79歳まで、2005年度は37人がですね入院をされております。そして2008年度にはこのワクチンを接種したおかげで10人に減ったというふうになっております。このことからですね、このワクチンがいかに効果のあるものであるかというのがよく分かると思えます。このワクチンをすることによって肺炎球菌による感染者の約80%が効果ができるとされており、また75歳以上の方が特にこの急激に肺炎になる可能性が高い重症化する可能性が高い、また死亡率も高くなるということから着目して75歳以上の方にまずは2,000円の助成をしてこの波田町は肺炎球菌のワクチンを始めました。このような実際成果が出ております。佐伯市も現在30%ぐらいですよね現在高齢化率が進んでおります。これが下がるということはまずない。少子高齢化の中で段々上がっていく可能性というのがあります。その中でこの波田町がですね、実際試算をされております。1人当たりもし入院されたとしたら86万円掛かるそうです。そしてこの86万、先ほど言いましたように波田町は1人当たり2,000円の助成をしておりますので、430人分のワクチンが打てるということなんです。そういうことから、佐伯市はこの試算をされてみたのかどうかですね。私がこの質問を出してからそのようなことをされてみたのかどうか、まずそこのお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。試算の方はですね行ってはおりませんけれども、今議員が言われたように、1回の入院でですね86万円ぐらい掛かるということで、確かに医療費の抑制にはですね効果があることはですね十分認識はしております。これあくまでも財政的な面もございまして、今例によりますと2,000円ですかね、助成とした場合、佐伯市で70%の接種率とした場合は1万6,800人ぐらいが接種することになりますけれども、大体3,360万の費用が掛かるわけございまして、これは定期的予防接種となりますとですね、交付税の方で算入されるということもございましてですね、こういったことも考えまして定期的予防接種の国への呼び掛けですかね、そういったことも併せて行っていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

25番（浅利美知子） 今の部長の御答弁でまだ試算はされていないというふうな御返答がありましたが、単純に今言いました波田町の例で言いますと、先ほど接種をして75歳から79歳までの方2005年度は37人の入院があったけれども2008年度は10人に減りましたという、私は皆様にお知らせをいたしました、この計算でいくとですね、例えば37人が入院した場合、1人当たり86万円、そうすると3,182万円になります。そしてこの接種をしたお陰で10人に減ったということ。37人から10人に減りました。27人が減りましたよと。そういう計算で単純に計

算すると10人掛ける86万ですので860万、ここに2,322万円というですねすごい大きな医療費がですね削減されるということにつながるんじゃないかと思います。そういった意味で、まずは佐伯市も予防、私はこの大きな項目に予防医療ということで掲げましたけれども、予防することの大事さというのはですね、考えていただきたいなと思っております。人の命はお金では買えないと思っております。実際そうなんです、まずはやはりその前に予防するため、重症化するのを防ぐため、そしてまた市民の命、ましては生活、家族のそういう心配とか、そういういろんな意味で守る意味ですね、まずは佐伯市もこの予防に取り組むべきではないかと思っておりますが、予防ということを考えてときに、担当課のお考えは何かありますでしょうか。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 予防という観点からということでございますけれども、この肺炎球菌ワクチンはこれ毎年行わなくても1回すれば5年間は無効と、効果があるということでございまして、毎年費用が発生するわけではない費用でございまして、これは一時的な費用ということで、担当課も含めてですね、そういった接種について協議をしたことがございますので、今後、先ほどの答弁と繰り返しになりますけれども、国の動向を見ながらですね、そこらは協議していきたいと思っております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

25番（浅利美知子） 今御答弁がありましたように、この肺炎球菌のワクチンはですね、今ありましたが1回受けるだけでいいんですね。これが1回受ければ5年以上の効果があるということで、早くいうと一生に1回受ければいいということですので、それで非常に効果があるということですので、先ほどから私言っておりますように、予防という意味では非常に重要な点ではないかと思っております。そういう意味で、今部長の方も又国の動向を見ながらとか、まあ今から協議していきたいというお話がありましたので、前向きにとらえてくださるとは思いますが、先ほどから何度も言っております、まずは持続可能な、財政的にもですね持続可能な視点からも本当に冷静に試算すればですね、予防政策を本当に選択することが本当に重要ではないかと思うわけですが、この点につきまして、まず市長の方から、市長にですねお伺いしたいと思います。予防医療、そしてまずは予防することで人の命が救え、重症化にならないためにもそれを防止することができる。そしてまた、財政お金のことをいうのはどうかと思うんですけれども、市の皆さんの税金、財政を預かる市としてこの財政的な部分からでもまずは予防に徹していくことが大事ではないかと思っておりますので、市長の方からですね、この件について御答弁をいただければと思っておりますので、お願いします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 浅利議員さんより、肺炎球菌ワクチンということの予防ですが、今担当部長が申し上げましたように、担当部内でですね随分まだ研究していただきたいと。いろんな形で予防って、私たちが災害復旧の予防と、予防ということになるといろんな角度から、もしそれが崩れたらそれだけ掛かるんだけど予防すれば安いんじゃないかと。同じように人間にもいろんな三種混合ワクチンとかですね、いろんな形の予防接種もやっております。私もあんまり専門家ではないもんですので、そうした担当部の意見を聞きながら、またその方向をですね見出していけばと思っております。そういうことができずに大変申し訳ございませんが。

議長（小野宗司） 浅利議員。

25番（浅利美知子） 市長の方からもまあ考えてみたいというか、担当課との協議もですね、前向きにしてもらえないかなという思いを期待しながらですね。今新型インフルエンザ、本当にこの冬どうなるんだろうかと皆さん本当に不安に思われているんじゃないかと思えます。また季節性のインフルエンザ、またこれもこれからがですね時期になってまいります。そういう意味でこの肺炎球菌のワクチン本当に高齢者、よく私たちも耳にしますのは、よく肺炎になったために入院したとかいうお話をよく聞きます。それほど肺炎というのは多いんだなあというのを思ってる1人ではありますが、是非こういう80%もですねそういうワクチンを接種することによって、こういう重症化を防ぐのであればやはりこれは真剣に佐伯市としても考えていっていただきたいと思えますので、どうか今一度ですね、担当課協議をしっかりとやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。これは是非ですね取り組んでいただきと思ひ、強く要望していきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。それでは予防医療についての2点目のヒブワクチンの助成についてをお伺いいたします。ヒブワクチンは昨年12月から販売が開始されたばかりですので、余り耳慣れない言葉ですが、世界では既に15年以上前から100か国以上で予防接種が始まり、90か国以上で定期予防接種が実施をされております。細菌性髄膜炎は毎年約1,000人の子どもが発症しております。そのうち600人以上はヒブ菌が原因でそのほとんどが生後3か月から4歳代の乳幼児です。発症の初期は風邪に似た症状を示すために診断が極めて難しく、発生後1日から2日で死亡する例もあるそうです。また25%に知的障害や運動障害、難聴など後遺症が残り5%が死亡しているそうです。かかる前にワクチンの接種を行うことが一番の予防だと言われております。しかし、日本でヒブワクチンが発売されたのはわずかまだ9か月前です。それも任意接種なので合計約4万円ほど、4回接種ですので3万円ほど個人負担が掛かるそうです。このような状況ですのでなかなか接種が広がっておりません。私もこのヒブワクチンのことはある1人の子育て中のお母様から聞いて初めて知ったような状況でありました。受けたいけれども約1回に7,000円くらい掛かる。そうすると先ほども言いましたように、4回受ければ3万円、余りにも私たち子育て世代には大きい負担ですと。だけど子どもの髄膜炎になることを思えばやはりできるものならしたい。でもできない。市として助成はできないんだろうかという。そういうお話をお伺いしたことがありました。そこで佐伯市におきましても、先ほどの助成と同じになりますが、このような任意のワクチン接種に対してですね、佐伯市としては子育て支援、育てやすい環境、そういう意味からも少しでも助成することはできないのか。まずはお伺いをいたしたいと思ひます。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。ヒブワクチンについてでございますが、細菌性髄膜炎から子どもを守るためにヒブワクチンの有効性は認識しておりますが、ヒブワクチンについても現在予防接種法では、定期の予防接種ではないため、公費による助成はいたしておりません。このことから、それぞれの自治体においても国へ定期の予防接種に位置付けるよう要望はしております。また、ヒブワクチンは輸入ワクチンでありまして、生産調整ができないために、ワクチンが足りない状況が続いており、医療機関の現場ではワクチンの納入制限がされており、病院では1か月に10名分、診療所では3名分しか納入ができなく、今から接種予約をした場合は、平成22年1月を過ぎると聞いております。将来的な見通しとしまし

ては、ワクチンの需要に対して供給できるようになるまで、あと一、二年は掛かるとの見解もあるように聞いております。ワクチンの供給がないまま公費負担をして接種を促しますと現場は大変混乱することが予想されます。今後は引き続き国へ定期の予防接種に位置づけるよう要望をし、国の動向を見ながら混乱を避けるため、ワクチンの供給が可能となった時点で助成についての検討をしていきたいと考えております。以上です。

議長（小野宗司） 浅利議員。

25番（浅利美知子） このヒブワクチンの接種の助成については皆様もまだ覚えていらっしゃると思いますが、今年の3月議会で当時の教育民生常任委員会に請願として付託されたものであります。その中で執行部の意見がありました。それを今見てみますと、今部長が答弁されたような内容、ほとんど変わってないと思っております。実際佐伯市ではそのワクチンを接種できる医療機関は3施設であると。そして病院では10人分、診療所では3人分、当時3月の時点ではそういう意見を述べられておりますけれども、このワクチンを確保できるこの量というのは今も変わってないのかどうかですね。ちょっと1点その点をお伺いいたします。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 今の段階ですと、この数字であると私は認識しておるところでございます。

議長（小野宗司） 浅利議員。

25番（浅利美知子） それでは現在ですね、佐伯市でも実際受けている方がいらっしゃいます。まだまだ先ほど部長が言われましたように、まだまだワクチンを確保できない状況もあるのかも知れませんが、実際受けていらっしゃる方がいらっしゃるということですね、まずは知っていらっしゃるのかどうかお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 実態を把握できておりません。

議長（小野宗司） 浅利議員。

25番（浅利美知子） 私もですねすべてを全部調べたわけではないんですけれども、実際佐伯にもいらっしゃいます。受けていらっしゃる方がですね。そして大分県内見てもですね、かなりの方がこのワクチン接種をされております。まだこのワクチンの接種は恐らく大分県内どこも助成はされてないと思っております。それで私はまずは佐伯市がしてみたらどうだろうか。そういう思いでこの提案をさせていただいております。先ほど言いました若い女性の子育て中の方が言われましたように、受ける方がいらっしゃるわけですね。そして先ほど部長の答弁がありましたように、確保される量が少ないのにもし助成したとしたときに、混乱するのではないかという御答弁がありました。医療機関としっかりですね、担当者としてお話しした上で、ましてや予約をしないとできない今の現状というのは恐らく親御さんも分かってくださると思います。そういう意味でしっかりですね、その調整ができれば少しずつでもまずは助成ができるのではないかなあと思います。ましてや全額負担ということは考えておりません。今各地ですと、特に東京の方です。実際この助成制度が始まってワクチンの接種がされております。まだまだ本当に全国でも本当に極わずかなんです自治体としてはですね。そういう状況ですので、先ほど部長が言われました国の動向を見てと言われるのも十分に分かるんですけれども、それ以前にやっぱり必要としている方がいらっしゃるという現状があるわけですから、これはやはり考えていただきたいなと思っております。それで実際です

ね、この医療機関とそして親御さん、そういう理解の上です。実際できないのかなあという思いがあるのですけれども、やはり混乱するのではないかと、そういう心配もあるようですが、まずは医療機関とですね話し合いをして、そういう接種に向けてのですね、助成に向けてのことはできないのかですね。これはですね要望しておきます。是非医療機関の先生方とお話をしてもらえればいいんじゃないかと思っておりますので、この点はよろしく願いいたします。先ほど東京の方がですね実際今この4月からだったと思います。助成制度が始まっております。現在が東京で4区1市だったと思います。実際これはですね、東京都が助成の半分を見てくれます。例えばですね小平市、東京の小平市が助成をします。3,000円の助成に対して東京都がその半分1,500円を見てくれるという形で、実際今東京の方で始まっております。ワクチンの確保ができないと思われましても、東京の人口とか、東京の方も実際少子化相当進んでおまして、いろんな子育て支援もしております。医療費の無料化ですね、中学3年生までとかいろんなあれがあるんですが、実際大都会、そういう所でも実際助成がされる。そして又鹿児島市とか宮崎市なんかでも助成がされているようなことも伺っております。そういう人口の多い所でも実際できるわけですから、そのワクチンの確保、今非常に心配されております。私もどのくらい確保ができるのかははっきりしたことが全く分からない状態ですけれども、まずは希望される方ですので、まずはその方に対して今受けられる方たち実際いらっしゃいますので、何とか少しでも、半分できればいいでしょう。2,000円でもいいでしょう。少しでも助成してあげてを考えると無理じゃないのか。その観点からですね、もう1回お願いしたいと思います。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 私どもワクチンがですね、入手が少ないということでありまして、希望する方が殺到したときにどう配分するのかなと。そういった混乱もですね考えたところでございますけど、実際助成をされてる所が基本的にあるということでございますので、そこらの状況をですね。また研究をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（小野宗司） 浅利議員。

25番（浅利美知子） それではこの件についてはですね、ちょっともう1点だけお話をさせていただいて終わろうと思います。6月の3日の日にですね、私たち公明党は舛添厚労省の大臣に対してですね、ヒブワクチンの定期接種化をですね要望しております。しかし、今回政権が交代されます。どなたが厚生労働大臣になるか分かりませんが、是非ですね次の厚生労働大臣、このことをしっかりですね、考えていただいてこの子どもを救うというかですね、そういう意味からもですね是非ヒブワクチンの定期接種、無料化という方向になるようにですね、これは希望しておきたいと思っております。そして、また市としてもですね、先ほど言いました東京都のように、東京都が半分の助成してくれるという。そういうこともやっておりますので、是非ですね、県の方にもですねこれは強く市としてもですね、要望していただきたいと思っております。子どもの命を守る。そういう意味からも佐伯市は本当に西嶋市長、子育て支援、育てやすい環境、そしてまた今年の10月から小学校3年生まで医療費が無料化になります。これも本当にたくさんの子育て世代の方たちから喜びの声も伺っております。そういう意味で西嶋市長がされております子育て支援、さらにですね充実したものにしていきたい。そしてまた、他市がやっているからではなくですね、まずは佐伯がですねそういうことを一番に手を挙げてやっていただきたい。そういう成果を出していただきたい。そういう思

いでおりますので、是非この点はですね、県にも強く要望していただきたいと思います。じゃあこの件は終わります。

議長（小野宗司） 浅利議員。

25番（浅利美知子） 次に大きな2点目に入ります。ハート・プラスマークについてですねお伺いをいたします。2004年3月内部障がい者、内部疾患者について考えるハート・プラスの会が結成されました。これがハート・プラスマークですね、これがそうです。このマークまだ皆さんおなじみでないかと思いますが、このハートのマークがですね、内部を表わして、プラスというのは内部疾患者に対する思いやりをプラスとする。という意味だとお伺いをしております。内部障がいとは心臓機能、腎臓機能、ぼうこう又は直腸機能、呼吸器機能・小腸機能、そしてH I Vによる免疫機能の6種類の障がいのことですが、内部障がいの方は外見から分かりにくいために様々な誤解を受けたり、またその言葉さえ知らないために知られていないのが現状のようです。佐伯市には現在1,447人の内部障がいの方がおられます。目には見えませんが日常生活で周囲の理解を必要としている人がいることを深く知っていただきたいと思います。そのためにも佐伯市として公共の場でのハート・プラスのプラスマークの普及と市民の方々への理解の輪を広げていただくための啓発をお願いしたいと思いますが、何かお考えがあればお聞かせ願います。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。ハート・プラスマークにつきましては、今議員さんの方から説明していただきましたが、まだ本当に広く市民の間にはですね知られていないのが現状のようでございます。内部障がいのある方につきましては、外見的には健常者と区別がつかないために、障がい者用のスペースに車を止めていて、げん顔をされるなどの誤解を受けることがあるとお聞きしております。こういったことから、ハート・プラスマークにつきましては、これを活用いたしまして、身体の内側に障がいがある人がいることをですね理解していただくためにも今後啓発をですね進めていきたいと考えております。以上です。

議長（小野宗司） 浅利議員。

25番（浅利美知子） 今の部長の答弁でしっかりハート・プラスマークですね、この内部障がいの方々を理解していただきたいということで啓発していくという御答弁でしたので、それについては別によるしくお願いしたいと思います。そしてですね、佐伯市ももちろんホームページ、市報、そしてケーブルテレビ、そしてまたポスターもあるのじゃないでしょうか、ハート・プラスマークのですね、そういうものがあればですね、そういうものを人の目につきやすいような所に掲示したりとかしてですね、まずはマークを知っていただいて、そういう内部障がいの方がいらっしゃる。そうやって思いやりをもっていただきたいという意味からですね、この啓発には是非力を入れていただきたいと思います。では次に移りたいと思います。次は、公共施設の駐車場にハート・プラスマークの設置をということで、駐車場で皆さんもよく見られると思うんですが、車椅子のマーク、これは使用対象が車椅子利用者だけに限られているのではなく、すべての障がい者の方が対象です。しかし、実際は車椅子利用者だけ、あるいは体の不自由な方が対象と思っている方が大半だと思います。そこで佐伯市においても現在の公共の施設に表示されている代表的なマークに加えて今言いましたこのハート・プラスマークの設置をお願いしていただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。現在、市の本庁舎の駐車場におきましては、障がい者用の駐車スペースを設けまして車椅子マークを表示しているところがございますけれども、このマークは障がい者が利用できる施設であることを明確に示すために作られた国際シンボルマークでございます。すべての障がい者を表わすマークとして、車椅子をモデルにしたマークを使用してきておりますが、今後ハート・プラスマークにつきまして、本庁舎の障がい者駐車場から設置を始めまして、順次進めていきたいと考えております。また、啓発活動を進める中で、他の公共施設での設置についてもお願いしていきたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 浅利議員。

25番（浅利美知子） 今、本庁舎からまずはやっていきたいという御答弁がありました。今ですね、このハート・プラスマーク非常に各自治体で設置がされております。大分県余りないのではないかと思います。県外に行けばですねかなりの所で今これが各自治体で設置されております。こういうマークになります。こういう感じですね、こういう感じのマークになっております。これを表示することによってですね、例えば、先ほど言いました内部障がいの方たちもとめやすくなる。そしてまた、これにプラスしていただきたいのが、障がい者だけでなく妊娠中の方ですね、マタニティマーク、皆さんもう御存じだと思いますが、このマークもですねしっかりとこの中に入れていただいて、皆さんがとめやすいように、誤解のないようにしていただきたいと思っております。そして実際の今本庁舎、その枠が二つあります。実際このマークを付けるようになれば実際二枠でどうなのかなという思いもあります。かといってあっちこっちにこの案内板をですね付けるわけにもいかないんじゃないかなと思っておりますが、できればですね少しスペースを確保していただけるようにして、駐車場の路面にですね直接このマークを書くというか、印刷するというか、そういう形にしていればですね、さらに充実した利用もできるんじゃないかと思います。そういうふうですね、これは要望しておきます。これは是非そういう方向ですねお願いをしたいと思っております。そしてまた、今は公共施設、私は公共施設ということで一応通告もしておりますが、これが民間にもですね広がっていき、そしてまた優しい思いですね、この障がいを持った方たち、そういう不自由な方たちに対しての思いやりのある、まずは一つの駐車場とはいえですね、そういうところから佐伯市ですね、本当に九州一のやさしさ佐伯っていうのがありましたが、そういう一つのやさしさの中にですねこれも盛り込んでいただいて、そのようないろんな人、すべての人をいたわれる。すべての人に対して思いやりを持つ、そういう佐伯市になっていけばいいなあと思っておりますので、ぜひですねこの設置はよろしく願いいたします。そしてまた、これも先ほど啓発の部分で言いましたけれども、この周知もですねしっかりとさせていただくようにですね、市民の皆様にもですね、こういう案内が設置された場合ですね、市民の皆様への御案内、ケーブルテレビ等、そういう形でですね是非周知をお願いしたいと思います。この点については終わります。

議長（小野宗司） 浅利議員。

25番（浅利美知子） 大きな3点目、メタボ健診について、2008年4月より特定健診・特定保健指導、いわゆるメタボ健診がスタートいたしました。メタボリックシンドロームの該当者やその予備軍の発見に着目した特定健診は早期発見や早期治療にとって健康診査の重要性は大

変高く、早期発見により病気の治癒にも影響があり、早期治療を開始することで結果として医療費の抑制にもつながります。また、予防事業を積極的に実施することにより病気にかかることを事前に防ぐことも大切なことです。そこで市の保健事業についてさらなる取組が必要であるという観点から特定健診の実施状況をお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 特定健診の実施状況についてですが、佐伯市国民健康保険では、特定健診・特定保健指導実施計画を策定し、40歳から75歳未満の国民健康保険被保険者の皆さんを対象に保険課が中心となって特定健診・特定保健指導を実施しております。平成20年度の特定健診の実施状況ですが、集団検診として佐伯市医師会健診センターに委託をし、市内全域において86日間、99会場で、また個別に地域の36の協力医療機関において、また別府市の厚生連健康管理センターにも委託をして実施してきました。40歳から75歳未満の被保険者1万9,615人のうち、6,921人、率にして35.28%の方の受診がありました。特定健診・特定保健指導実施計画における20年度目標の40%には到達できておりません。健診の受診状況、これを地域別に見てみますと、最も受診率が高かった地域は宇目地域で受診率は60.7%、次いで本匠地域の51.29%、直川地域の43.96%となっております。最も低かった地域は旧佐伯市の30.89%、次いで蒲江地域の33.27%、弥生の34.67%となっております。年代別に見てみますと、最も高いのは65歳から69歳未満の方で、最も低いのは40歳から45歳未満の方となっております。また男女別ではどの年代においても女性の方が男性を上回っております。平成21年度については、集団検診として昨年度同様、医師会健診センターに委託をし、88日間、100会場において、また個別には40の医療機関の協力をいただき実施、また昨年度同様厚生連健康管理センターにも委託をして11月30日までを期限として実施しております。今年度の目標とする受診率は45%となっております。この特定健診・特定保健指導は、実施計画のガイドラインとなる基本指針において、各医療保険者が設定すべき三つの目標と、それら平成24年度時点における参酌標準が示されております。一つとして、特定健診の受診率が65%、二つ目として、特定保健の受診率が45%、三つ目に保健指導対象者の減少率10%となっております。この目標達成状況から、平成25年度からの後期高齢者医療支援金の加算・減算が実施されます。加算減算の幅は最大10%となっております。佐伯市国保でも年次計画にある目標に沿って実施率を高めていく方向で取り組んでおります。以上です。

議長（小野宗司） 浅利議員。

25番（浅利美知子） 今実施の状況が御答弁ございましたが、前年度にするとですね、幾らか増えているような状況だと思います。それは去年の4月からですね、医療機関でも特定健診ができるようになってからですね、かなりの方が実際その健診を受けられたことが受診につながった一つの効果になっているのではないかと感じております。実際ですね、部長の答弁でありました若い方が受けていらっしゃるのが大変目立つと思います。今言われましたように、後期高齢者への支援金の部分がですね、もしかしたら受診率を達成できなければ加算されるということも考えますと、いかに受診率を上げていくか。それが市としてですね本当に重要なことになってくると思います。では受けていらっしゃる方たち、この方たちをどうやって受けさせていくのか、それが本当に一番の課題になるんじゃないかと思います。これは決して健診を強制するものでも何でもありませんが、私たち一人一人は常に健康でいたい。そして病気になる前に予防をしたい。そういう思いは皆さん一緒であります。健康に

対する思いというのは皆さん同じだと思うわけですが、やはり特に、先ほど答弁がありました。この年齢別にみるとですね、40歳から44歳の方、男性が12.66%、女性が19.31%、また45から49歳までがですね、男性が16.3人、女性が25.14人、本当に特に働き盛りの方たち、この方たちの受診率が非常に低いようにあります。この方たちをどうしていけばいいのか、受診率を上げるためだけではなくですね、先ほど言いました一人一人の健康を考えたときには是非受けていただきたい。そういう思いからですね、まずは佐伯市としてこの若い方たち、現役世代のこの方たちに受けていただくためにですね、どのような何か努力をされているのか、何か対策を考えていらっしゃるのかどうか。まずはその点をお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 受診率アップの取組でございますけれども、市報、回覧板、ケーブルテレビ等での広報はもちろん行っております。また、個別の医療機関を通じてですね健診の受診勧奨の呼び掛けも依頼をしておりますが、今回特に、先ほど申しました受診率が目標に達せないときのですねペナルティについてですね。こういうことがあるということをもたまた被保険者の方にですね知っていただくためにチラシの方をですね配布をしております。ペナルティにつきましてでございますけれども、国が示している目標につきましては、24年度までに健診の受診率につきましては65%、それからほかにも特定保健指導の指導率ですか、こういった目標もございます。こういったことのこれがクリアできるとできないとではだいぶ違ってきます。できたとき、できないときで最高ですね試算をしますと2億を超えるような差がですね生じることになります。これは強いていえば被保険者の保険料とかですね、はねかえることになろうかと思っておりますので、この点をですね特に広報しまして、自分自身の健康管理のためもちろんでございますけれども、こういったペナルティを受けることにならないようにですね。こちらの方にもまた協力していただくという意味でですね、啓発をですね今後もしていきたいと。そう思っています。

議長（小野宗司） 浅利議員。

25番（浅利美知子） そうですね、若い方たちの受けられない理由、それぞれ皆さんあると思います。まだまだ働き盛りで仕事が忙しい。時間が取れない、その検診日と合わない。様々なまだまだ受ける必要がないというかですね、まだ元気である。もう体の調子もどこも不調もない。もしかしたらそういう方で受けてらっしゃらない。そういう方もあるかもしれません。今現在、佐伯市ですねもちろん各地域、そして和楽でですね全区が受けられる体制も取られて、相当の回数ですね、この受診を受ける機会が多いわけですが、それでもやっぱり受けられない方もいる現状があります。そこで多分昨年度からですかね、受けやすい体制にするために夕方の時間帯ですね、これを組入れられたと思います。それでもなかなかそうたいしたというかですね、あまりにも成果が見られない。そういう状況であるのであればですね、一度こういう方々にですね、受診を促すうえでもアンケートをですねできないのかなあと思います。それぞれ先ほど言いましたように理由があると思いますけれども、どういう条件というか、どういう設定をすればですね受けられるのか、どういう時間帯だったらいいのか。そういうものをですね是非アンケートを取っていただいて、それをですね参考にしていただいて、また考えていただく。そういうこともできるのではないかと思います。確かに広報で知らせるのも本当に一つの方法だと思うんですが、なかなか目に入るかどうか、そういう対象者の方の目に入るかどうか、それが一番不安な部分じゃあないかと思います。是非ですね、

まずは担当課の方と話をしましたところ、アンケートを取っても返ってくる答えはもう分かっているよみたいなですね、そういう実際返答もありました。ですけど、先ほど私が言いましたように、恐らくそういうことではないかなと思うんですけども、もしかしたらアンケートをとることによってですね、そういう受診率が上がる。そして一人一人がそういう自分の健康ということのをですね改めて考えてもらえる。そういうあれになるかと思いますので、アンケートなりをですね、取ってみたらどうかと思いますが、そういう対策はですね考えられないのかどうかですね。そしてもう一つですね、11月30日が検診の最終日ですかね、そうなるんですよ。そういうふうにお聞きいたしました。事前にですねある程度地域別、個人別に受診の対象者が分かっているわけですか、その前に、例えば10月末現在でどなたが受けていらっしゃるのか、ある程度わかるんじゃないかと思えます、個別にですね。もし11月30日が最終の検診日であるのであれば、その方たちに向けてですね、もういよいよ11月30日が最終日ですと、あと1か月ですよ。是非検診を受けてください。自分の健康のためにという思いでですね、一人一人にDMですね、出すことができないのか。そういう考えはないのかをですね、まずはお伺いしたいと思えます。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 受診率のアップにつきましていろいろな対策をですね、講じていかなければならないと思っておりますが、今言われたアンケート、また未受診者への通知ですか、周知につきましてですね、また担当課と可能かどうかということにつきましてですね、これから協議をしていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

25番（浅利美知子） その点はですね、もしかしたら余計なお世話だと、無駄なお金だと。そういう声ももしかしたらあるかも知れませんが、やはり佐伯市として一人一人の健康を守る、命を守る。そういう意味では是非ですねこれはやっていただければまだまだ受診率も上がるんじゃないかと思えます。1%上げるのにですね、200人でしたかね、そういうふう聞いております。大変な作業だとは思いますが、是非一人一人にですね、焦点を当ててこの点考えていっていただきたいと思えますので、この点はよろしく願いをいたします。では次に移ります。先ほど言いましたように、この特定健診指導、これも昨年の4月から始まりました。せっかく特定健診を受けても自分の健康について真剣に取り組む人が残念ながらまだまだ少ないようです。しっかり検診を受けて病気を未病のうちに把握し、生活習慣を見直すために専門医師、保健師、管理栄養士によって行われている特定保健指導を自ら進んで受けることが大切だと思います。まだ始まったばかりの制度ですが、佐伯市においても5人の保健師、管理栄養士の方々がこの特定保健指導に当たられていると聞いております。その実施状況についてお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 実施状況につきましてですが、特定健診の結果に基づきまして、保健指導項目に該当した方を対象に、医師・保健師・管理栄養士が面接による指導を中心に特定保健指導を実施しております。20年度特定保健指導の実施状況としましては、1,139人の保健指導対象者のうち、297人の方に結果に応じた指導を実施してきました。実施計画の中で20年度の目標実施率25%に対し26.1%の実施率でございました。今年度においても既に健診結果に基づき特定保健指導を実施しているところでございます。今年度は30%の実施率を目

標にいたしまして、昨年度の反省等も踏まえまして早期から支援の働き掛けを行い、一人でも多くの方に支援を行っていきたくと考えております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

25番（浅利美知子） まだまだ始まったばかりの制度で、大変にこの5人の保健師さん、また管理栄養士の方々は大変御苦労をされているようです。動機づけ支援、そして積極的支援というのがありますが、なかなかそれに応じてもらえない。そういう現状もあるというふうにお伺いしております。そしてまた、対象者の方の時間に合わせ、そしてまた土曜日・日曜日関係なくですね、この5人の方々はこの特定指導をされているというふうにお伺いいたします。大変に御苦労はあると思いますけれども、やはり市民の皆様の健康を守る。そしてまた、この生活習慣病、未病のうちに少しでも気づいてもらって防止していく、そういう制度ですので、皆さんがですね本当に自ら進んでこの特定保健指導を受けていっていただきたいと思っております。その中で、なかなか皆さんの御理解が得られない。そういう場合もたくさんあるかとは思いますが、どうかですね、この5人の特定保健指導に当たってる皆さん、本当に大変であると思いますが、是非市民の皆様のためにですね、健康を守るためにも、これからですね、御尽力していただきたいと思っております。そして最後に、先ほど部長の言葉にもありました。実施率が目標に達成しない場合ですね、平成25年でしたね、25年から後期高齢者医療費の支援金分が加算されてしまうということがありました。そうすると市民の私たちの負担も大きくなるわけです。1%上げるのに佐伯市では200名、大変な200人といったら、たかが1%ですけども大変な人数でありますので、非常に御苦労が多いかと思っております、是非ですね、この特定健診を受ける方、まずは病院でですね特定医療機関で受けるのを別としてですね、地域であったり和楽であるのに対しては特定健診とそしてガン検診がありますよね。特定健診を受けていただく方は恐らくガン検診もですね積極的に受けられると思っております。そうすると特定健診も受けられて、ガン検診も受けられる。ガン検診の方も実施率が上がります。そして積極的に皆さんがガン検診も受けられればガンをまた早期発見・早期治療ができるということになります。ですから、同じ福祉保健部の中ではありますが、保険課ですね、保険課と健康増進課それぞれ担当が違っておりますけれども、それぞれの課がですね連携を取り合って本当に市民の皆さんの健康を守るためにですね、更なる受診の向上、そして皆さんに御理解をいただいて、皆さんの健康をですね、皆さんが積極的に受けられるような体制をですね、更に作っていただきたいと思っております。そういった意味でこれから本当にいろいろ御苦労もあるかと思うんですが、更なるですね本当に推進をですねお願いをしたいと思っております。以上で終わります。

議長（小野宗司） 以上で、浅利議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 5 時36分 散会

平成 2 1 年 第 6 回

佐伯市議会定例会会議録

第 5 号 9 月 1 1 日

第6回 佐伯市議会定例会会議録（第5号）

平成21年9月11日（金曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1 番	後 藤 幸 吉	2 番	矢 野 精 幸
3 番	高 司 政 文	4 番	清 田 哲 也
5 番	河 原 修 仁	6 番	矢 野 哲 丸
7 番	井 上 清 三	8 番	佐 藤 元
9 番	和 久 博 至	10 番	上 田 徹
11 番	御手洗 秀 光	12 番	清 家 儀 太郎
13 番	日 高 嘉 己	14 番	玉 田 茂
15 番	梶 田 穂 積	16 番	三 浦 涉
17 番	宮 脇 保 芳	18 番	河 野 豊
19 番	清 家 好 文	20 番	江 藤 茂
21 番	渡 邊 一 晴	22 番	井野上 準
23 番	兒 玉 輝 彦	24 番	小 野 宗 司
25 番	浅 利 美知子	26 番	後 藤 勇 人
27 番	吉 良 栄 三	28 番	芦 刈 紀 生
29 番	下 川 芳 夫	30 番	高 橋 香 一郎

欠席議員の氏名

な し

出席した事務局職員の職氏名

局長 河原 盛喜

説明のため出席した者の職氏名

市 副市長	長 西 嶋 泰 義	総務部次長兼弥生振興局長	染 矢 隆 則
副市長	長 山 本 清 一郎	総務部次長兼蒲江振興局長	高 瀨 精 市
副市長	長 塩 月 厚 信	行財政改革推進課長	岡 本 英 二
総務部	長 川 原 弘 嗣	防災危機管理課長	箕 河 原 司
財務部	長 三 原 信 行	高齢者福祉課長	河 野 宜 弘
企画商工観光部	長 魚 住 慎 治	建設総務課長	狩 生 早 己
市民生活部	長 白 田 茂 達	建設課長	柴 田 勝 徳
福祉保健部	長 戸 坂 富 士 男	農業振興課長	加 藤 宜 之
建設部	長 酒 井 実 一	体育保健課長	加 清 家 保
上下水道部	長 甲 斐 満 義	消防本部総務課長	長 沢 和 彦
農林水産部	長 高 橋 満 弥		
教育次長	長 江 藤 幸 一		
消防	長 伊 東 宇 佐 実		
総務部次長兼総務課長	長 井 上 勇		

議事日程第5号

平成21年9月11日(金曜日) 午前10時00分 開議

- 第1 一般質問
 - 第2 議案の上程(提案理由説明)
 - 第3 議案質疑
 - 第4 議案等の委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
 - 日程第2 議案の上程(提案理由説明)
 - 日程第3 議案質疑
 - 日程第4 議案等の委員会付託
-

午前10時00分 開会

議長(小野宗司) おはようございます。本日の平成21年第6回佐伯市議会定例会第10日目は成立いたしました。

会議に先立ち、この際、御報告いたします。

委員会条例第14条の規定に基づき、清家好文君から、議会運営委員会委員を辞任したいとの申し出があり、これを許可いたしました。

あわせて、委員会条例第8条の規定に基づき、議会運営委員会委員に、新たに吉良栄三君を議長において選任いたしましたので、御報告申し上げます。

ここで、おはかりいたします。

8日の和久議員の一般質問に対する答弁に関して、農林水産部長から、特に発言の申し出がありますので、これを許可したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認め、これを許可いたします。

高橋農林水産部長。

農林水産部長(高橋満弥) おはようございます。9月8日の和久議員の一般質問に関する答弁の内容の一部訂正についてお願いをいたします。9月8日の一般質問で和久議員から、セビラ区域で採取された時期及び採取量の総量についての質問に対し、平成元年度以降の記録しかないそうですが、同年以降、現在までに大分県が許可した総量は403立方メートルと答弁をいたしました。平成元年については認可の資料であり、平成2年、3年、4年、5年、6年に関しては資料がなく、平成7年に採取許可がなされたことから、平成元年以降と答弁をしたところを、平成7年度以降に訂正をさせていただきたい思います。

議長(小野宗司) これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（小野宗司） 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、井上清三君、2番、矢野精幸君、3番、上田徹君、4番、御手洗秀光君、5番、井野上準君、以上の順序で順次質問を許します。

7番、井上清三君。

7番（井上清三） おはようございます。7番、政友会、井上清三です。議長の許可をいただきましたので、通告により一問一答方式で行います。最初に大項目1、防災対策の中で、要援護者関連施設、これ老人ホームのことなのですが、土砂災害の現状と安全支援策について、最近の天気状況を見ると集中豪雨、あるいはゲリラ雨などと言われるように、局地的に強い豪雨をもたらせ大きな被害を出しております。7月22日に山口県に、そして台風10号では四国、近畿、さらに8月9日には県内の竹田市の住宅を土砂が破壊するなど、雨が降るたび災害の発生がマスコミに取り上げられ、改めて自然の驚異、その力には驚くばかりです。そういった災害の中で、特に気になりますのが山口県で起こったような、いわゆる要援護施設、老人ホーム等の状況です。身体あるいは精神的にハンディ、障がいを持たれる方へ、災害が起こった、避難するということをごどのようなコミュニケーションで伝え、理解していただくのか、現場の状況を想像いたしますとぞっと、そういうふうな身震いがする思いです。そういった中、先般8月3日の新聞報道によると県庁で市町村の防災担当者会議が開かれ、県内の要援護者関連施設の立地状況の把握や安全対策の徹底を呼び掛けると言われております。それによりますと、県内の状況は土石流が発生する危険が高い箇所は19か所、このうち14か所に要援護施設がある。土砂災害の危険がある278か所に要援護者関連施設がある。さらに、このうち71か所には災害時に自力での困難な高齢者や障がいをもっている方が24時間入所・入居している施設がある。さらに40か所は擁壁などの防災策がとられておりますが、31か所については未整備ということです。まず、土石流が発生しやすい箇所14か所と土砂災害の危険がある278か所に佐伯市は何箇所ぐらい入っているか。本市の状況をお聞きしたい。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） おはようございます。井上議員の質問にお答えします。県下にある災害時要援護者施設を有する土石流の危険箇所19か所のうち、施設が14施設あります。そのうち佐伯市には2施設が該当します。次に、県下には災害時要援護者施設を有する土砂災害の危険箇所が278か所あり、そのうち佐伯市には42施設が該当します。以上です。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） 次に、71か所の災害時に自力で困難な高齢者や障がいをもっている方が入居している施設等31か所の防災さくが未整備の状況は何箇所ありますか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 県下には土砂災害、今危険箇所71か所に、高齢者や障がい者の方の24時間型入所施設があります。そのうち佐伯市には2施設が該当します。そのほか県下にある未整備の土砂災害危険箇所31か所のうち、佐伯市では2か所が未整備箇所となっております。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） 全部で48か所となっているということですが、この数字は県の方から提示されたものですか。あるいは佐伯市の方から県へ報告されたというものですか。どちらですか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。県の指定っていいですか、佐伯市は意見を出して県と一緒にやっていって、最終的には県の方で決定するようになっております。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） 例えば対象施設、介護老人福祉施設あるいは老人保健施設、さらに短期入所施設といわれる、いわゆる大分県知事の指定、これは許可の部分なんです、佐伯市長はいわゆる指定する地域密着型サービスといわれる認知症対応型共同生活介護、あるいは小規模多機能型居宅介護施設等もこの数字の中に含まれるというふうに解釈してよろしいですか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 要援護者施設の中ということですか。

議長（小野宗司） 箕河原防災危機管理課長。

防災危機管理課長（箕河原司） 防災危機管理課の箕河原です。よろしく申し上げます。先ほど申しました、御質問のあった件ですけど、その中には46ですかね入っております。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） 今、1点の確認ですが、例えば施設の設立時当初にはそういった災害地域等ではなかったが、自然の変化あるいは宅地造成、さらに施設の増改築等に伴い土砂災害警戒区域、あるいは土砂災害特別警戒区域となった場所に現在設置されている要援護施設というものはございませんか。

議長（小野宗司） 箕河原防災危機管理課長。

防災危機管理課長（箕河原司） お答えいたします。今のところ佐伯市にはですね、危険渓流、土砂災害のですね指定になった箇所は先ほど言いましたように2施設でございます。特別警戒区域の指定はございません。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） それでは先ほど答弁いただきました、いわゆる土石流危険箇所を含んだ48か所に対する指導及び支援策というのはどのように考えておりますか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。まず支援策といいますと、高齢者、障がい者、児童の要援護者が利用する社会福祉施設に対して、安全確保のための組織体制の整備促進を指導、支援するということと、関係防災機関との連携を図って要援護者に関する協力体制を整備していくと。それから自助・共助・公助になりますけど、社会福祉施設の管理者としては、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、防災設備の整備、資機材等、整備に努めていただきたいというふうな自助・共助・公助ではありませんけど、あります。そしてですね、またそういう災害になったときには、いわゆる災害対策本部もありますし、その中の班によって連絡をしていくということでもあります。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） こういった施設、特にですね健常者という言葉が適切かどうか分かりませんが、そういった方でなくですね、いわゆる障がいを持たれてる方等に対してですね、いわゆるかなりのですね部分で支援をしてあげられないとなかなか安全が確保できない状況だろう

と思います。先般申し上げましたようにですね、山口県防府市もいわゆるそういうふうなことを想定されてなかった。あるいは県の方から含めて災害区域に指定されたにもかかわらずやってなかったというふうな事例もあります。一層気を引き締めてですね、是非取り組んでいただきたいということを提言しておきたいと思います。土砂災害防止法では、土砂災害防止又は軽減するために必要な措置をとることを所有者あるいは管理者に勧告しなければならない。また、人が住んでいる建物の移転等に対し支援措置があるということも聞いております。今回こういった勧告というのが非常に遅れたというのがですね、新聞にも書かれてあると思います。そういった部分の中で、支援措置について福祉施設等の移転あるいは養護施設整備等の支援措置は、そういった部分の支援対象にはならないのかどうかお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。その件についてはですね、ちょっと防災の方では把握しておりませんが、やはり福祉部門の方ではどうかというのはちょっと私もある、ないというのは今は分かりません。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） 国のそういった部署あるいは県の方の部分ですので、分からなければ結構ですが、この辺についても是非勉強というか、確認をしておいてください。それから、そういった意味を含んでですね、佐伯市独自の支援策ということは講じることができないかお聞きします。

議長（小野宗司） 箕河原防災危機管理課長。

防災危機管理課長（箕河原司） お答えいたします。防災危機管理課、我々の所管の方から申しますとですね、我々はソフト対策がですね一番重要なことだと思います。要するに予防ですね、そういうことが重要じゃあなかろうかなということで、災害の警戒本部、それから災害の対策本部を立ち上げたときにですね、県の砂防課、それから大分地方気象台ですね。そういったところから、例えば土砂災害の警戒情報、そういったものが発令された場合にですね、対象施設に対してですね、情報の提供あるいは情報収集を行いですね、状況の把握をした上で早めですね避難対策をですね、促していくという状況になろうかと、このように思っております。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） 起こる前を含めてですね、そういったソフト面については理解できますが、是非ですねハード面についてもですね、検討を希望しておきたいと思います。それでは本市は山と海岸あるいは川に沿うような形で道路があり、それに沿っていわゆる要援護者関連施設も建てられているケースもあります。土砂災害の危険とともに津波、あるいは高潮、増水などへの防災対策も必要だということを感じております。その辺についてはどのような対策と申しますか、指導を行っているのかお伺いしたい。

議長（小野宗司） 箕河原防災危機管理課長。

防災危機管理課長（箕河原司） お答え申し上げます。その辺につきましてはですね、我々も今年からですね運用しました防災情報システムの中のそういった防災のスピーカーだとか、そういった部分で広報をしながらですね、地域住民の方々に訴えていきたいとこのように考えております。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） 防災ですので、いつ、どういう形で起こるか分かりません。迅速な対応をですね是非お願いしておきたいと思います。それから市長指定で、いわゆる改正できる施設はもちろんです、県知事の指定、あるいは許可の施設でも立地、建築に対して市町村長の意見の提出というのが課せられていると思います。事務の対応とともに、災害時の発生を想定し、利用者が安心して安全に生活ができることと併せまして、施設運営者に負担が掛からないような形での取組が必要だと思います。一層の取組を期待し次の質問に入ります。災害防止に対する住民の要望と今後の取組について、地区の人が永年暮らす中で、その場所の危険性を十分に把握しており、危険箇所、災害が予想されるとして要望しているものの何年たっても着手できない状況の部分が多々あるんじゃないかならうかと思えます。分かりにくいようにありますが、例えば、蒲江猪串浦にある通称、銭坪、この場所は地域の人によると四、五十年前に造られたえん堤と申しますか、小規模のダムがあり、その下流に当たる住民は雨が降るとたび水と土砂に恐怖を感じる。平成13年の豪雨があった蒲江町時代から市町村合併の今日まで8年間にわたりダム新設を含む対応策の要望を地区区長、あるいは蒲江浦代表区長等により活動を行っていますが、なかなか着手できない現状です。これはそういった加減で一例を申し上げましたが、もちろん住民の要望は果てしないし、予算についても限度があります。優先順番待ちは仕方ないと考えても災害というものは順番どおりには待ってられません。この場所だけではなく、危険区域として住民の要望のある箇所を工事方法等を見直すことにより、早めの対応ができる場所もあるんじゃないかというふうに感じますが、今後の取組を踏まえ考えをお伺いしたい。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。まず井上議員の通告の中にですね、一応災害防止に対する住民の要望と今後の取組ということで、防災課なりの答弁を取りあえず作っております。ここのあれになりますといろんな課がまたがっておりますので、なかなかその事業課事業課でいろんな事業をやっております。だから取りあえずうちの方の答弁として言います。まず、災害防止の観点からですね、各地域から様々な要望や意見をいただいておりますけど、内容に応じて現地状況の調査、聞き取りを行い、関係各課や関係機関と連絡を密にしながら対応はしております。また、各地域の自治会等からの要望を受けて風水害、洪水、土砂災害、地震災害、それから津波災害等の対応についての説明を行って、住民意識の防災意識の高揚にも努めているところであります。また、県の事業等であります土砂災害危険箇所や急傾斜地等への砂防ダムの建設要望や砂防ダムにたい積した土砂の撤去等につきましては、要望内容の確認を行って、県の担当課とさまざまな関係機関に伝えるとともに、危険箇所等の調査に同行して現地の状況を把握して、今後の災害対策に生かしていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） 確かにですね今、部長から答弁いただきましたが、砂防そういった部分の中がかなり埋まっているというのも現状であろうかと思えます。先ほど申し上げました、例に取りました銭坪に設置しているダムも同様ですが、各地域にあるいわゆる砂防治山ダム、そしてその上流・下流の河川もいわゆる土砂がたい積し、埋まってしまい、その果たす役割が十分でないようにも思われます。砂防治山ダムそれぞれ設置条件は、例えば土砂が埋まって

よいものとか、あるいは土砂を取り除いた方がよいとか、いうふうな部分もそれぞれ違う要件があると思います。たい積した土砂を取る。一部回収することでいわゆる災害に対する住民の不安あるいは解消、そして安心・安全に大きく寄与できる。つまり防災・災害という観点からも一つの方法とも思われます。部長が言われましたように、いわゆる現地確認等を踏まえ、あるいは管理者である県を始め、各関係機関と協議の上、対応を積極的に取り組んでいただくことをお願いするとともにですね、できる限り早めの対応をお願いしたいということをご提言して次の質問に移りたいと思います。

大項目2の福祉政策の中で、増加する高齢者対策について、高齢者福祉を語るとき、高齢者は今の社会の基盤を築いてくださった人だから大切にしましょう。という表現が使われまです。この考え方は多年にわたり社会の進展に寄与してきたものとして、また豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな暮らしを保証する老人福祉法という理念にうたわれております。しかし一方では、自ら加齢にともなって生ずる心身の変化を自覚し、常に健康の保持・増進に努める等高齢者の健康面の自己管理を求めています。このような背景の中において、佐伯市の高齢化率は7月現在30.6%で高齢者は着実に増加しております。また、2020年ごろにはいわゆる団塊の世代が後期高齢者に入るようになり、高齢化率も36あるいは37%と予測されております。団塊の世代が定年退職し、ますます高齢化が進む中、市の政策・対応についてお伺いしたい。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えいたします。増加する高齢者対策についてでございますけれども、高齢化がますます進む中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、生きがい活動の支援や地域での支え合い、また健康づくり、介護予防事業等の様々な取組が求められております。このような中で、高齢者福祉対策として現在4年前から地域支援事業といたしまして、運動機能向上のころばん教室、また口腔機能の向上教室、栄養改善のためのすこやか栄養塾の開催や認知症予防の支援体制づくりなど、介護予防を主とした事業を行っているところです。また、健康づくり教室の開催やふれあいサロン事業、また老人クラブや老人福祉センターの活用など、生きがい対策支援としての事業を行っております。特に九州一広い面積を持つ本市では、今後も地域づくりが大切と考えまして、自助・共助・公助の観点から地域での支え合い、見守り、認知症の予防等のために地域のつどいの場づくりとして主に高齢者を対象にしました、さいきの茶の間事業を今年度から毎年ですね10か所、10年間に100か所を目指してですね広めているところでございます。以上です。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） 部長の言われますとおりですね、高齢者保健サービスあるいは介護保険整備の充実ということもありますが、特に生きがい支援事業というのに力を入れていただきたいというふうに思います。健康な65歳からいわゆる活動的な85歳、つまり高齢者が引き続き活動できる場所の充実、特に心身の活性化の手助け、あるいは要介護者にならないためアクティビティ政策と併せて高齢者セーフティネットワークの構築への取組の必要性を考えます。このアクティビティ政策と併せて高齢者ネットワーク施設についての考えをお聞きしたい。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 大変申し訳ない。アクティビティ政策ですか、これについてはちょっと私も勉強不足で申し訳ありません。地域の見回り体制等につきましたのですね、体制

につきましてはですね、社会福祉協議会からまた地域の民生委員さん、区長さん、それぞれの協力を得ましてですね、そういったネットワークづくりにつきましてはですね、対処を進めるようですね、取り組んでいるところでございます。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） アクティビティというのはですね、部長のさっき言われたことと類似しますが、いわゆる軽度の運動や遊び、趣味といった心身の活性化のための手助けとなる活動の総称でございます。言われました、ころばん教室を含めてですね、そういった部分の総称になるんじゃないかなというふうに思います。そういった意味も含めまして、その政策とセーフティネットワークの構築を是非進めさせていただきたいというふうに思って、次の質問に入りたいと思います。高齢者に対応した住宅設備について、高齢化が進む中、ひとり暮らしや高齢者のみの家族、世帯が増加します。今までの介護施設を増やすだけでは対応ができない状況となり、安心して暮らせる高齢者に対応した住宅の整備が必要になるかと思っております。御承知のように、私たちも一緒なんです、高齢者はわずか5ミリ、あるいは1センチの畳・じゅうたんのずれ、階段等でも踏み外し転倒、骨折につながります。転倒が高齢者の要援護になる最も大きな原因であります。居宅で生活する要援護者にならなくするためにもそういった配慮が必要と思っております。個人住宅に対するいわゆる支援策と市営住宅の利用者についてはどのようにお考えですか。考えをお聞きしたい。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。在宅の高齢者がいる世帯の住宅の環境整備についてでございますが、佐伯市在宅高齢者住宅改造助成事業により助成を行っています。介護認定を受けていない場合でも、住宅改造が必要と認められる在宅の75歳以上の高齢者等の住宅改修を上限60万円といたしまして、そのうちの3分の2の40万円の助成をしておるところでございます。また、ほかにはですね家庭環境、住宅事情等の理由によりまして、居宅において生活することが困難な高齢者の方々が利用できる生活支援ハウスの事業、これが10か所ほどございますが、ほかにもですね老人福祉施設といたしまして、養護老人ホーム等へのですね、入居の支援を行っているところでございます。以上です。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） おはようございます。公営住宅の高齢者向けの対策をどうしてるかということにつきましては、私の方からお答えをさせていただこうと思っております。議員御指摘のように、近年加速する高齢化を考慮いたしまして、城西団地の建替え事業におきまして、A棟、B棟、C棟の3棟に計41戸の高齢者タイプの住宅を設けております。これは完全なバリアフリー構造として建設をしたものであります。また、比較的最近建設した公営住宅のうち、来島団地に6戸、それから野口団地に3戸、高齢者向けの住宅を用意しておりまして、さらに宇目、米水津地区にもバリアフリー対応住宅が計16戸設けております。現在のところ他の既存住宅については維持・保全ということを基本に考えておりまして、高齢者向け住宅への建替えあるいは改造といった計画は具体的なものは現在のところもっていないところで、城西団地におきましては、建替え計画の中で、いわゆる高齢者向けの住宅というのを盛り込んで計画をいたしましたので、それにつきましてはシルバーハウジングの設備をいたしまして、集中管理で安全対策を講じておりますが、他の既設住宅におきましては、建物そのものが至る所に散在をしておるということ。それからかなり老朽化もしているといったようなことで、

後付の対策というのは現在のところ計画はいたしておりません。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） その一番気になるのがそういったですね、市営住宅の業者なんですけど、部長の方はいわゆる老朽化もあってなかなかやってないというふうな状況をお聞きしましたが、現在住んでいる方々、どちらかと言えばかなり高齢の方が住んでおるんじゃないかなろうかというふうにも思うわけです。申し上げましたように、そういったじゅうたん、あるいは畳のわずかな上がり・下がりの部分においても転ぶというふうな形で要援護者になるというふうな形につながります。一度、各住宅を点検というふうな形を含めてですねできる部分、どうしても本体を建て直さなければできない部分ということはやむを得ないとしても、日常生活をする中で、こういった部分は何とかなるんだらうというふうな形の中の取組を是非やっていただきたいと思います。その辺についての考えをお聞きしたい。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えいたします。既設の住宅で、先ほども申しました高齢者向け住宅以外の一般的な住宅についてもですね、建物の内部はもうほぼバリアフリーであります。大きく違うのは玄関の上りがまちっていうんですかね、靴を脱いで床に上がる。そこに一定の段差がございます。あるいは先ほど福祉保健部長が答弁いたしましたように、どうしても例えば手すりが必要であるとか、あるいは今の住宅に何かそこに追加した設備があることによって、といったようなものはこちらの方の補助を使うなりして住宅に備えていただくことは、私どもに届をしていただくということで事は足ります。ただし、当然退去するときには原形に復旧していただくということは必要であります。私どもがその入居者、入居者に合わせて、それぞれこちらがすべて建物そのものを設備をするというのはなかなか困難だとは思いますが、

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） 特に市営住宅の管理者は市の当局ということになっております。十分な配慮をすべきだなというふうに考えます。また、高齢者住宅については先ほど部長が言われましたように、城西団地のいわゆる設けられておりますシルバーハウジング、あるいは高齢者向け優良賃貸住宅、さらにシニア住宅あるいはグループリビング、いろいろな形態があります。佐伯市に設置できる要件等が整備できたらいわゆる官民間わず積極的に支援に応ずるべきと思いますが、これについて再度お考えをお聞きしたいと思っております。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） いろんなグループリビング、高齢者賃貸住宅、そうした制度もございましてけれども、また研究いたしましてですね、また取り組む必要があれば進めていきたいと、そう思っております。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） 次の質問に入ります。最後の質問となりますが、高齢者マップについて、最近は一ひとり住まい、あるいは核家族等により隣人との交流も少なくなってきました。つまり、隣にだれが住んでいるか分からない状況と受け受けます。プライバシー等の絡みもありますが、高齢者マップを作製することで、寝たきりのお年寄りがどこにいて、あるいは体に障がいをもたれてる方がどこにいるかという情報が収集でき、地震、津波、あるいはそういった防災があったときでもより早く支援、救助でき、人命あるいは財産保護に役立つと考えております。つまり災害時要援護者登録事業、これはあるかどうか分かりませんが、その一環と

して高齢者マップ等を作製すべきと考えておりますが、考えをお聞きしたい。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 高齢者マップについてでございますが、災害時における高齢者や障がい者等の要援護者の避難支援を有効に行うためには、是非必要な資料であると考えております。現在のところ市での作製はいたしておりませんが、各地域の民生児童委員さんにおきまして、担当区域に住む災害時要援護者マップをですね作製していただいております、佐伯社会福祉協議会の事務局の方で取りまとめてリストの管理を行っているものがございませぬ。災害時には自治委員さん、民生児童委員さん、消防の関係者等の連携をとりながらですね、要援護者の支援に対応していきたいと考えております。以上です。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） そういったですね、高齢者マップ等に類似しているものがあればそれでもいいかなあとと思いますが、そういったいわゆる名簿といいますか、高齢者の書かれている部分について、社協の方に管理というふうな話もありましたが、災害が起こったときにですね、社協で果たして間に合うのかどうか、という部分もありますし、できれば管轄する地域の区長さん、あるいは消防団等にもそういった名簿を見せておく必要があるのではなかろうかと思いますが、それについてもう一度考えをお聞きしたいと思っております。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） この要援護者マップにつきましてはですね、市の方でも佐伯災害時要援護者避難支援プラン全体計画というのがございまして、これは3月に策定いたしておりますけど、今後この計画に沿ってですね、今度個別計画ですかね、個人個人の計画を順次整備していく予定になっております。個別計画につきましては、なかなか個人情報も入りますのでですね、作る段階においても本人の希望を取ってですね、情報について公開の了解を得た上でですね、公開できるものは公開と。そういった方向でですね、進めていきたいなあと考えておりますので、災害時につきましてはですね、そういったマップの利用をいたしましてですね、体制づくり、そういったことも進めていきたいと、そのように思っております。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） いずれにしても、そういった部分を含めて高齢者あるいは要援護者が、そういった災害を含めているような部分の中で、そういった災難、被害からいち早く避難できるような体制づくりを希望して一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、井上議員の一般質問を終わります。

次に2番、矢野精幸君。

2番（矢野精幸） 2番議員、志政会所属の矢野精幸でございます。今回は大きく分けまして4点を一問一答方式にて質問させていただきたいと思っております。まず大項目の1であります、スポーツの振興についてお伺いをいたします。私たちの暮らすそれぞれの地域では伝統的なスポーツ行事が数多くあったように見受けられます。それが合併し、新佐伯市になりましてからはその数も段々と減ってきたような気がいたすところでございます。地域住民、とりわけスポーツを愛する人たちには誠に寂しい限りでございます。地域間の交流・親睦、健康増進、地域の活性化とスポーツを通じてのまちづくり、私は非常に大切なことだと思っております。昨年からは駅伝大会が始まりました。今年が第2回目でございます。また、今年からは初めて地区対抗のスポーツ大会が開催をされました。誠に意義深いことだと私は思うの

でございます。大会関係者の御苦勞に対し、敬意を表わすものであります。今後のますますの発展を祈念しつつ質問に入りたいと思います。関連がありますので、小項目のアとイについて同時にお伺いをしたいと思います。まずはこの各大会の出場チーム、また参加人数はどのくらいあったのか。また、この大会を開催するに当りましてのその経緯とその趣旨はどうだったのかをお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 矢野議員の地区対抗スポーツ大会についての御質問にお答えをいたしたいと思います。御存じのように第1回の地区対抗スポーツ大会が多くの市民にスポーツを通じて地域間の交流をしていただくということを目的にそしてスポーツ選手の発掘、育成を目的としてこの6月下旬から7月にかけて実施をいたしました。種目としては、スローピッチソフトボール、それから軟式野球、グラウンドゴルフ、ゲートボール、卓球、ミニバレーボールの6競技で開催をしたところでございます。この大会には決定から短期間の準備期間にもかかわらず、各地域の役員の皆様方を始めとして、競技団体関係者等の多くの方々の御協力によりまして、大きな事故もなく無事終了することができましたことを、改めましてお礼を申し上げたいと思います。特に、今後の大会開催の参考にするために、大会に関するアンケート、それから競技参加者、団体の関係者等にお集まりをいただいて反省会を開催し、その中で多くの意見をいただいております。御紹介いたしますと、久しぶりに他地域との昔戦ってきた各選手は久しぶりに会って試合をしたなあという御意見や大変有意義な大会であったという励ましの意見とともに、大変時期的に問題があったとか、開催期間までに短かったというような苦言まで、多くの意見をいただいております。今後は実行委員会等を開催しながら補助金等の問題もありますので、そこらを調整しながら来年度に向けた、大会に向けて開催をしていこうということで現在協議を進めておるところでございます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 今、次長の答弁の中に競技種目が6種目あったんですが、この競技種目のですね選定はどういう形で選定をしたのかということが一つ聞きたいのと。以前はですね、合併する前は旧南郡町村では7月のこの暑い時期だったんですが、県体の予選という形を兼ねた郡体がございました。これが合併をすると同時に一切なくなったわけでありまして。やっぱそれに関係するスポーツの愛好者が随分これ南郡の方におけるわけなんです、そういう方がやはりそういう闘いの場がなくなったということですね、やはりいろんな面で影響が出てきてるんじゃないかなという感じがいたします。まずやっぱそれが一つの目標としましてですね、日ごろ日々練習を重ねてその郡体に出り、また郡体に出ることが一つの目標であるし、また郡体に出ましてですね、良い成績を残しまして県体にも出たいという一つのそういう目標の下にですね、やっておったというのが現実だったと思うんですね。それが今そういう場がなくなったということで、いろんな意見がございました。それに代わる今度の駅伝大会、また地区対抗のスポーツ大会ではなかったかなあというふうに感じておるんですが、その辺はどうなんですかねえ。ひとつその辺の答弁を。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 6種目の競技の選定の方法ということでございますが、これは各競技団体がございますけれども、まず競技団体に御相談を申し上げました。それぞれ競技団体でも各種大会を行っておりますけれども、この第1回地区スポーツ大会の目的に一番沿える、皆

さんが参加できる、そういう種目を主眼として選んだわけでございます。ただ陸上関係につきましては、なかなか人集めとか種目の問題、また競技役員の問題等がありまして、陸上競技はその時に外したという経過があります。あとそういう協議の中で競技団体がこれならできるだろうという6種目を当初は選んで実施したという経過でございます。それから2点目の郡部の郡体を開催しておったという議員さん御指摘のとおりですね、合併以来、特に郡部の方々はスポーツをする機会が非常に少なくなったということで、そういう声も多く聞かれましたので、この第1回地区対抗スポーツ大会ということの開催になったという経過を聞いております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 分かりました。私もやはりスポーツをするのも見るのも好きなもんですから、やはり昔は、若いころは郡体にですね私3種目出ておったんですけど、そういうこともありますもんで、ちょっとそれが今なくなったという感じでちょっとその辺のそういう愛好者の皆さん方の気持ちを代弁するといいますが、気持ちが分かるもんですから一応質問させてもらいました。ただこのこういう大会はですね、開くことは本当に大いに結構でいいんですが、ただやはり競技者は一人でも多くですね観客といいますが、見物者がいるというのが理想的じゃあないかと思うし、また張り合いがあるんですね。そういう意味からもやはり、そういう会場の前にですね動員をかけるという、いわばそういう手段も必要じゃあないかなあと思うんですね。これは今いう駅伝大会じゃあ、地区対抗のスポーツ大会だけじゃあなくてですね、やはりいろんなスポーツ行事にはですね、やはり皆さんから一人でも多くの人からそこに参加してもらおうし、また見ていただくということが私は必要ではないかなあと思うんですね。そういう意味からもやはりこれをまず周知徹底させるということもこれはまず大事ではあるし、この周知方法ですね、これもただ普通の行事の場合でもケーブルテレビとか市報で流したということをよく答弁やら話を聞くんですけど、ケーブルテレビの場合もそういう番組を見らん人もおるし、またケーブルテレビも入ってないところもあるかも知れませんが、また市報もですねやはりこれは皆さんから見もらうために市報も各家庭に配っておるんですけど、これもやはり結構目をとおさん人もあると思うんですねえ、また隅から隅まで見る人もそうそうやっぱそういう人ばかりではないと思うんですね。そういう意味からもやはりもう少し何かの形でですね、そういう周知徹底の方法をですね、広報方法というかね、そういうことを何かないかなあと思うんですが、その辺が何か考えがありましたらお聞きしたいと思うんですが。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 議員さん御指摘のように、今回の大会は大変開催期限が短かったということで、各種メディアを通じて周知をしてきたつもりでございますけれども、ただ旧郡部で行われていた郡体を見ると、やっぱり各地域間の競争というのがもう地についておったということで、もう郡体があるよということであれば、応援がいつあるのかというようなことで待ってたような状況がありました。そういうことも含めてこの大会が2回、3回となっていくと、各地域間での交流や競争、そういうのが地域間で広がってくると、期日さえ知ればおのずと応援に集まって来るのではないかというふうな考えも持っております。ただ、それだけではなくてやはりメディアを通じた周知、それからできる限り各地域のスポーツ委員さんを含めた周知の方法を徹底してまいりたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） それではこの件につきましてはこれで終わります。次にウのですね、活動支援並びに育成についてでございますが、この大会のですね、まず各地区のチームに対しましての助成金と言いますか、補助金ですか、これはどのくらいあったのかをお聞きします。続きまして の、それとこの各スポーツの少年団が各チームにございます。このですね少年団の皆さんがやはり日々練習をして上の大会、上の大会ということで頑張っております。これは九州大会やまた県大会、九州大会、全国大会という感じで大会がありますが、この大会のですね県大会、九州大会ぐらいでしたら何とか日帰りができると思うんですけどね。もう全国大会になりましたら日帰りはもう不可能だし、またそうなりますと家族もですね一緒に動向して応援に行くというような状況かと思うんですね。そういう場合にやはり経済的な負担というのはかなりきついというか、重くのしかかるという感じがすると思うんですね。私ちょっとあるところで聞いたんですけどね、せっかくそういうことでスポーツ少年団のある競技でですね全国大会に行くことになったと言うんですね、団体競技だったらいいんですが、ちょっともうその家庭がちょっと母子家庭でですね、経済的な余裕がないということで今言う出場をあきらめたというようなことがあったらしいんですね。やはりそれはちょっと本当に残念ですし、またかわいそうやなあという感じがします。やはりそういうことがしょっちゅうあったらいかんのですが、何かの形でですね市からの援助があればですね、またそういうケースも避けられたかなあという感じがします。この辺これは大変いろんな予算でもいることだし、これは一つの競技だけにですねそういうことをするわけにはいきませんから、やれば平等にということになるかと思えます。そうなりますとかなりの予算が要ります。これ簡単にいく問題ではございませんけど、その辺のことにつきまして何か考えがございましたらお聞きをしたいと思えます。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 各大会の助成金ということで御質問でございますが、佐伯市の各種のスポーツ大会につきましては、旧佐伯市管内の11地区体育協会、それから各振興局管内の8支部ごとに地域活性化等の趣旨で創意工夫された多数の独自の大会を開催しております。多くの大会には補助金は交付をいたしませんけれども、市内外から多くの選手の参加をいただいている日本一・水車マラソン in 本匠、この大会につきましては、体協の本匠支部に、支部全体で166万円、それから宇目の里健康マラソン大会を2月に開催いたしておりますけれども、宇目支部全体で195万円の運営補助金を交付しております。本庁管内で例年開催されております大きな大会の助成金につきましては、地区対抗スポーツ大会、この前ほどの大会でございますけれども150万円、それから市民体育祭の地区大会の補助金が450万円、それから地区対抗駅伝競走大会の補助金につきましては約285万円、それから佐伯スポーツフェスティバルがございますけれども、これについては127万円、以上のようなものが主な補助金でございます。それから次の全国大会出場の際の奨励金の交付についてでございますが、全国大会出場のみならず、九州大会、それから西日本大会、国際大会に出場される選手団、個人、団体につきましてもそれぞれ奨励金を出しております。小学生個人で出場する場合、5,000円から社会人団体出場までの10万円の範囲で規定がございまして、現行でもそのとおりの奨励金を交付しております。この制度は学校や多くの競技団体には熟知していただいておりますけれども、広

く市民には市報の方で毎年1回周知をしておるところでございます。以上でございます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） はい、ありがとうございます。今、各地方大会ですかね、県大会以上の大会、九州大会等には小学生では5,000円と団体には10万円を限度に差し上げているということなんですが、私も今初めて聞いたんですが、ちなみにですね、四国の瀬戸市の場合をちょっと調べてみたんですが、ここはやはりそういう制度をつくってるんですね。これは全国大会の場合がですね個人で2万円と団体の場合が20万円を上限ということでありまして。それとまた国際大会の場合はですね、個人が5万円と団体が50万円が上限という形でやっています。やはり、5,000円でもそれはそれなりにジュース代程度のこともありますんでそれは助かると思うんですが、もう少しですねやっぱちょっと上積みをしてあげたいかなあという感じが私個人としてはするんですが、その辺のところはいかがでしょうかね。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 御指摘のようにですね、奨励金のこの制度は県下の各市でも実施をしております。上位の大会への出場権を得ることは平素の練習の大変な励みとなりますし、練習で苦労しておるということは理解をしております。また、大分県の代表として活躍していただくということはスポーツの振興の上からも大変喜ばしいというふうに思っております。しかしながら、昨年10月現在の県下の各市の状況を見てみますと、各市間については取り扱いはばらばらとなっております。佐伯市が特に奨励金が低いという状況ではございませんので、財政状況等を勘案して現在のところ金額を改定するという考えはございません。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） じゃあ次に移ります。次の小項目のEでございますが、今後のスポーツ振興の計画についてをお聞きいたします。何か今から、今後目新しいそういう行事等を計画しておるということがございましたらひとつお願いをいたします。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 今後のスポーツ振興計画ということでございますけれども、このスポーツ振興計画は、佐伯市の長期総合教育計画を受けて、より具体的にスポーツの振興計画ということで体育保健課の方で毎年計画を作っております。この計画を念頭におきまして、各種大会等を実施しながらスポーツの振興を図っておるところでございます。特に今年度は7月に大分県スポーツ推進計画、チャレンジおおいたスポーツプラン2009というのが県の方で策定されましたので、これらの上位の計画を参考にしながら、佐伯市の実情に合った実現可能なスポーツ振興計画を構築していきたいというふうに考えております。そういうことで、まだ具体的に来年度何をしていくとか、そういう具体的に申し上げることはございません。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 次に移ります。大項目目の2番目でございます。スポーツ施設の整備及び利用状況についてでございますが、まず小項目のAでございますが、その中で濃霞球場の利用状況につきましてお尋ねをいたします。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 濃霞グラウンドの利用状況についてでございますが、このグラウンドは市の中心部という立地条件も大変良いということもあって、それにグラウンド自体も水はけが大変良いということで、他のグラウンドに比較して大変多くの方に利用をいただいております。

ます。直近の2年間では、平成19年度に833件の2万1,961人、平成20年度は975件の2万7,739人の方に利用をさせていただいております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） それとですね、これは通告にはございませんで、私は資料の中でちょっと読み上げたいと思いますが、この今次長が言われましたように、濃霞球場はですね結構利用頻度が高いんですね。もうしょっちゅう使ってます。ですからもうかなり前もって予約をしないとなかなか取れないという、いい土曜・日曜がですね取れないという感じがしております。それだけあるいは場所もいいし、またグラウンドも広いしですね、そういう面では使い勝手がいいと思いますか、本当に利用者が多いということで結構なことだと思います。ちなみにこの総合運動公園とですね比較した場合に、結構濃霞の方が利用者が多いと思いますか、ほぼ変わらんといいいますか、そのくらいやっぱり多いんですね。ただ残念なことにですね、若干整備がですね今ひとつのような感じがいたします。私ちょうど議員になりましてですね、最初の質問がですね、ここの質問をしたんですね。というのが、たまたま私が議員になる前にですね、あそこで少年野球の合併する前ですね、佐伯市南郡の少年野球の軟式野球大会を佐伯ロータリークラブでやったんですが、その時にあその会場を使わせてもらったんですね。私はもう最初は濃霞球場というから全くそれまで行ったことがなかったんですが、どこにあるのかなあという感じで行きましたら、山忠さんの裏側にあるということでね、グラウンドは本当に広いんですけど、いいグラウンドやなあと思ったんですが、行ってみてびっくりしたんですが、周りに駐車場があるんですけどね、その駐車場の中には車の廃車がですね、ポンコツ車が5台も6台もあってですね、そこにはもうタイヤが取れたり、バンパーが取れたりしたような車がですね5台も6台も駐車場の中にあると。そしてまた、その電柱の長いコンクリートの電柱がですね、やはり五、六本置いとるということですね、それでもなくとも駐車場が狭いのですね、またそれがあるもんだから車を置かれんのですね。私はこりゃなんとかこれもうせないかなあと思って、だれかこれ市議員の人に言わんといけんあと思ったら、たまたま私がこういう形で議員になったもんですから、第1回目の6月の初めの質問をこれをしました。そしてお陰様でその後ですねきれいにですね、電柱も片付けられて、またその車も廃車の車も片づきましてですね、今きれいになってます。ただもう少しですね、今一步整備が足りんかなあという感じがするんですね。というのがその駐車場がもう車を1台ずつ置いたらもうそれが1台ずつしか置かれませんかから、かなりあれ総延長の距離がありますから、かなりの台数を置けますけどね、ただ行って見たら皆さん気が付くと思うんですが、もう下が舗装してないもんですからね草がぼうぼうになってるんですね。しかもちょうどフェンスがあります。グラウンドと駐車場の境にフェンスがあるんですが、そのフェンスの付近ですね、そのフェンスの下からちょっと中から外からですね、草刈り鎌で切っても、草刈機で切ってもちょっと刃が届かんかなあという感じで、どうしても草が残ると思うんですが。そのフェンスの下地分なんかもうかなり大きな草が立っておるんですね。ですからこれは私たちもちょっと行くんですけど、それでもそういう形で気になるんですが、恐らくこれはよそから来た方がですねあれを見たらですね、びっくりそれはすると思うんですね。よそのそういう他地区のそういう大会の会場なんかというのは、たいがいもうよそに行きましたら、かなり整備をされてます。ですから濃霞のまちの真ん中の濃霞球場のあれがですね、ああいう感じであるということは私はもうある意味ではこれは佐伯市の恥じゃあな

いかなあという感じがするんですね。ですから私はもう是非ともこれはこういう面もひとつ考えてもらいたいということがあります。ですからまず駐車場の整備ですね、まずしていただきたいと。あれもう舗装してちょっとフェンスの内側ぐらいまで、フェンスから50センチぐらいグラウンド側に舗装しましたらですね、それはもうその草は生えませんがね。あとの管理はしやすいと思うんですね。ですからあの駐車場は是非とも舗装していただきたいということでございます。それとあそこは野球等のソフトボールをやるんですが、ソフトボールが2面取れますよね、一方の方には照明があるんですが、もう一方の方には照明がございません。ですからナイターができませんよね、ですから今5月のナイターのソフトボール大会も一面しか使えませんので、結構時間が掛かるんですね。ですからまあ1か月以上も今言う一面しかできませんもんですから掛かります。またそういう大きな大会をよそから大会を招いてやる場合でも、やはりそういうナイター設備がないと若干受け入れに問題があるという場合もあるそうでございます。ですからこれも是非ともさっき言いました駐車場の舗装とですね、この夜間のナイター設備ですね、これも是非ともお願いしたいと思うんですが、そこ辺はいかがですかね。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 駐車場の整備と夜間照明の整備ということで御指摘をいただきましたが、駐車場の雑草についてはよく使う方からも苦情があって、水たまり等もできて大変まあ舗装するのが一番いいなあというふうには思います。そういうことも含めて、思いながら草刈りは職員で夏場は何回となくやっておるのが現状でございます。駐車場の舗装については確か17年か18年にもそういう意見が多くてですね、口頭で要望を受けております。グラウンド利用者の意見をその時に集約をした経過があるんですが、その時に周りの駐車場全部をアスファルト舗装を、あるいはコンクリート舗装をするとすれば、大変グラウンドが暑くなるという御意見をいただいております。そういうことで一部の方ですけれどもそういう反対があったということで駐車場の舗装をその時に断念をしておるということ聞いております。また、面積がですね、全部舗装をすると約1,900平米ぐらいになるんですが、これを全部舗装してしまうと多額の費用が掛かるということもあって、予算要求までには至っていないのが現実でございます。そして次に夜間照明施設でございますけれども、これも議員御指摘のように、B面に必要だというふうにはもう十分認識をしております。しかしながら、平成9年にA面の方に6灯付いてるのを4基設置をしておりますけれども、当時約1,200万ほどこのナイター設備に掛かっております。今回B面に新設をしようとするとならばそれ以上の事業費は必要だろうというふうには考えておりますが、財政上の問題が多分大きいのしかかってくると思います。B面への照明施設の設置は現時点では財政的にも困難であろうというふうに考えておりますので、現時点では設置する予定にはしておりません。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 今、次長の答弁の中にですね、駐車場の舗装の問題が以前もあったと、要望があつて上がったけど、ちょっと反対の意見があつて断念したという話がありました。実は私これもかかわっておりますが、実はあそこにグラウンドのB面の方のグラウンドですね、駅前のグラウンドゴルフか、グラウンドゴルフをやらせておられるチームがございまして。このチームの方がB面の方の何か管理をしておるといふことらしいんですね。私はここに行って話をしましたら、いやもう大変なんだと、広いからねそら草を取るのが大変で夏に

なったら次から次にですね、取ったらあと次が出るんだと。取ったらあとが出るということで、とにかくもう大変なんですよという話がありましてですね、私もやっぱりそりゃそうじゃろうということで、よしそんなら今度何とか舗装をしたらいいんじゃないかなあという話したら、そりゃ議員さんそれやってもろうたら助かりますよねえと言うからですね。よしほんなら分かった。私のこの4年間で何かやりましょうということですね。そしてまあいろいろ話をしましてですね、市の方に話をしたら、市は当時の体育保健課の方に行きましたら、ちょっと予算がねえ、予算がありませんがなあというから、ああ分かったほんなら、いつの間にか県の方に行きました。県の方と話をしましてですね、県の方の話がつきましてですねいろいろ言いよったら、いやあそりゃ皆さんからいろんな知恵をいただきましてですね、それは議員さんそれは何とかやるようにしましょうということですね。まあそれなら、全額とは言いませんから半額は県が持ちましょと、あとの半額を市から持ってもらうようにするようしてもらえませんかあというから、早速私も市の方に話に行きましてですね、そういったら担当者の方もそれを喜んでですね、そりゃいいこっちなあということで、そしてまあ現にさっき言いましたように、現地に行ったらいいんですね。そうしたらそこにたまたま何か野球かソフトかするチームの何人かおっらしいんですね。その話をしたら、さっき次長が言うようにですね、その周りを舗装したら暑くなるからな、せんでくれち言うたち言うんですね。そしてそう言うてそれじゃあもう、それ今言う市の職員もね、そう言うからもうやめたというから。なにえーとそのことをまた私もソフトボールの協会の役をさせてもらってますので、協会の組なんかと、ほかのチームの人にも話をしたら、だれがそんなことを言うたんかなあちいうことでね、そんなことがあるかって、そりゃもうあんた夏はそりゃ暑いのは当たり前ですね。冬は寒いです。ですからそりゃ舗装したから暑いとかね、何とか次長そりゃもう論外の話じゃけん、だれが言うたんかのうとなるぐらいもう本当みんな腹立ててですね、言う人もあったんですよ。ですからもうその後また私もそりゃそうじゃわな、そりゃもうそら今言うように、舗装すりゃそりゃ今言う若干そらそういうこともあるかもしれんけど、そりゃもうスポーツする人がですね、その夏に暑いから何とかちいうことでスポーツをするとかせんじゃあないんですから、そういう意味からもですね、そりゃもう是非とも今言う、してくれるという要望があったんでですね。そしてまた再度今度行きましたら、今度もうできんのですねもう、ちょっと今仕組みが変わってましてですね県の方もですね。そういう予算組ができないということがありましてですね、ちょっと今までになっておるんですけど、ですから是非ともこれは何とか、やはりしていただきたいというのがもう皆さんのそういうスポーツをやっている人たちのほとんど人たちの総意でございますので、よろしく願いいたします。次に移りたいと思います。それとこのグラウンドですね、使用料ですけどね、使用料はこれは少額ですけど、それぞれの利用者からいただいているようにありますが、この使用料の料金の設定をしたその基準ですね、これはどういう形でそういう料金の設定をしたのかお聞きをしたいと思います。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 通告にありましたのは、各施設の使用料ということでございましたので、その点についてまず答弁をいたしたいと思います。各施設の使用料につきましては、体育施設については86施設ございますけれども、平成20年度の全施設の使用料は約3,526万4,000円ということで、19年度の使用料より約277万6,000円減収になっております。この原因につき

ましては、平成19年度は4月に総合体育館がオープンしたということもあって、その分が大変増収になっておりました。しかしながら、20年度は国体やら障害者スポーツ大会がございまして、その部分の各施設が会場の準備段階からすべて本番まで7日から45日間くらい使用が制限をされました。そういうことで若干減っておるといような状況でございまして、このような状況に加えて、雨天の影響を一番受けやすい市民総合プールの減収が著しく、19年度と20年度を比較した場合には約245万1,000円、プールだけでこれだけ減ったということもございました。今年度は天気もいいということでプールの部分も恐らく増収に転ずるだろうということもありますし、国体もないということで、会場の方の使用も順調に進んでおりますので、以前のように3,800万円程度今年は見込んでおるところでございます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） この使用料ですが、各市内旧郡部も入れましてですね、新佐伯市にはいろんな今施設がございまして。その中で使用料の免除というのがあると思うんですが、その免除の規定といたしますか、はどのような形になってるのか。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 今ですね免除規定をちょっと持ち合わせておりませんので、また後日連絡します。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） それでは次に移ります。次の大項目の3番目でございます。廃食用油の回収とその活用についてでございます。県の調査では河川また海域の汚濁の50%以上がこの生活排水であると報告をされております。その生活排水の中でも、この廃食用油の廃出投棄が河川の汚濁の原因といわれております。最近はもうこういうことにつきましては、かなり皆さん方敏感になってますので、食用天ぷら油をですね、そのまま下水に流すとか、川に捨てるとか、海に捨てるというような方はほとんどないと思うんですが、この家庭用廃食用油の回収につきましてお尋ねをいたします。大体おおよそでいいんですが、この年間にですねどのくらいの量が佐伯市で使われているのかということがもし分かりましたらお願いします。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 家庭用廃食用油の回収についてお答えをいたします。まず、佐伯エコプロジェクトとして、菜の花環境プロジェクトと新油田プロジェクトに分けて、菜の花の栽培から廃食油の再利用等を通して環境保全や循環型社会の対応に取り組んでおります。新油田プロジェクトは先ほどの廃食油からBDFバイオディーゼルの燃料を製造しており、地域資源を活用した新しいエネルギーの開発を行っております。なお、廃食油の提供事業所はエコ登録をし、エコステッカー等を配布して市民の環境問題に対する意識の向上や啓発に取り組んでおります。先ほどの家庭用廃食用油の回収につきましては、現在、佐伯市といたしましては、日の出区、また中野西区、大入島地区全戸の自治会が中心となりまして、家庭用廃食油の回収を月一度程度自治会に回収に回っております。自治会単位で指定された場所にポリ容器の設置をいたしまして、家庭からの廃食油をまとめていただければ今後そういう形の中で回収していきたいというふうに考えております。また、今後はやはり自治会単位でその回収可能な自治区ができましたら回収を拡大していきたいと考えております。また、今先ほどの年間の使用量という形の中で言いましたが、佐伯管内においては今回回収を、あとでまた出てくると思うんですが、1万1,000リッターを集めて大体9,500リッターの精製をして

おります。以上です。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 次のイでございますが、先ほど家庭用の廃食用油でございましたが、事業所のこの関係の廃食用油の回収はどのようにしておられるのか現況をお願いします。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 事業系の廃食用油の回収につきましては、現在市内の飲食店を中心に16事業所の方に協力をしていただいております。今のところ月1回、毎月10日を予定をして1回事業所を回り回収を行っておるということでございます。今後も更に拡大に向けてですね、取組を行っていきたいというふうに考えております。今回、9月10日、先般ですが、集めた量につきましては16事業所すべてではないかと思うんですが、集めた量につきましては20リッター缶で18缶、20リッター入を18缶、360リッターを回収しております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 分かりました。次のウに移ります。これは以前ですね宮脇議員が質問をされたかと思いますが、このバイオディーゼル燃料の利用促進につきましてのお尋ねでございますが、今あそこの弥生ですね、前の清掃センターかね、合併前の清掃センターがありました。あそこの一画にですねその装置がございました。私たちも経済産業の常任委員会で見学に行きました。今の現況はどうなんですかね、どのくらいの今精製を行っているのか。また大体1リットル当たりですね、廃食用油を使って精製する場合ですね、大体1リットル当たりどのくらいのコストが掛かるのかも併せてお伺いをしたいと思います。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） まず、バイオディーゼルの燃料の促進については、現在は市の公用車を10台を使用して、廃食用油の回収を行えば、その台数によって量が増えれば台数を増やしていきたいというふうに考えております。それと先ほど申しましたように、この20年度につきましては1万1,000リットルを集めまして9,500リットルの精製を行い、公用車については先ほど言いました10台について大体8,175リッターという形の中で公用車に入れた。その中にはやはり、公用車の中には蒲江関係の給食車に入れるという形の中もすべて合わせた形の中で行っております。それと1日の精製につきましては、あそこの施設の能力といたしましては100リッター、1日100リッターで7時間という形の中でしております。それと単価につきましては、8,000リッターを行うという形の中での計算で申し上げたいと思います。今現在1万1,000リットルで約9,500できておりますので、8,000リットルという形の中での計算をしております。その中では8,000リットルできたときに対しましては、人件費その他を入れたときに単価が100円という。1リッター当たりの単価が100円という形で計算がされております。それから今回、この9月現在の佐伯の単価は112円という形の軽油の単価でございます。以上です。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） このですね今、家庭用の廃食用油と事業系のこの油ですね、これをもうもう少しですね、この再利用計画を増やすようなことは考えてないのかどうかひとつお答えを願いたいと思います。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 先ほどお答えしましたように、学校給食各15の給食会場から集めて

おりますし、また今先ほど日の出区、中野区、それに大入島全戸、また各自治会でですねそういう形の中で、地域の中で取組が行われてくれば、それはもう市と一緒に協議をした中で、また日にちを決めて回収に回っていくという形の中の話し合いをやっていきたいと思っておりますし、また事業所におかれましては今16業者でございますけども、また回って一人一人という形の中で増やしていくという形の中で、今考えております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 是非ともこれをですね、増やしていただきたいと思っております。それではこの件につきましては終わります。

次の大項目の4番目に移ります。高速道路の佐伯インターの入口にですね、標識の整備をということなんでございますが、217号線ですね、ちょうど金欄橋付近ですね、あのバイパスですね、バイパスの道路ですが、あそこの金欄橋の所の入口ですね、あの入口の上下線にですね案内標識の設置をお願いしたいということなんですが、それにつきまして何か部長、お願いいたします。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 国道217号金欄橋付近の佐伯インターチェンジ入口への案内標識は、現在国道217号、市街地方面から金欄橋方面に向けまして、鶴岡地区の星宮の歩道橋に設置しているのを始め、3か所設置をしております。一方、国道10号線の番匠方面から金欄橋に向け、つまり市内に入って来る方です。番匠大橋の交差点の案内標識を含め5か所設置をいたしております。現在佐伯インターチェンジに行きづらいとか、あるいはその案内板をどうせよといった要望・苦情等は私どもに寄せられておりまん。また、標識の設置数からしてもですね、今現在、新たな標識の設置というのは予定はしていないところです。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 今、部長が言われましたようにですね、確かにあるんですね標識が。私も今朝ちょっと行って見たんですね。しょっちゅう通るんですけど、気がつかんんですね。改めてそれをこう見ますとですね、結構あるんですね本当に。見ましたらね今言いました星宮の歩道橋にですね大きいのがあるんですね。これ300メートル先左折って書いてるんですね。その先にですねすぐ今度、また佐伯インターということで矢印が出てます。その先にですね今度入口の所のちょっと手前にですね、これがやっぱ問題と思うんですが、ちょっと手前に佐伯インターこの先左折とあるんですね。これがやっぱ問題かと思うんですね。というのが私、なぜこれ言うかといいますとですね、実は加嶋石油さんがですねあの先にございますよねスタンドが、あそこに来て聞く人が多いらしいんですね。特にですね、四国からフェリーで来た人がですね、そのインターに乗りたいたいんですがということで、さっきこの標識は見てるんですね確かに、見てるんだけどね、まだ先かなという感じで通り過ぎるらしいんですね。ちょっと私今日、朝ここに来る前に見ましたらですね、あそこにね300メートル先左折と書いてるんかね、これ300メートルはないと思うんですね距離が、恐らく200メートルぐらいじゃないかなあと思うんですね。ですから見る人が知らん方は通り過ぎるらしいんですね。これ通り過ぎたあとに今度加嶋石油に寄ってからですね、今手前を左に行かなあいいけんよと言ったら、ああやっぱあっこやったんやなあと言うらしいんですね。ですから今言うように、この300メートルというこの距離がちょっと私はねえ、どうかなあという感じがするんですね、200メートルぐらいしかないような感じなんですね。そうしたらねその次にまた信号があるん

ですね、あれが300メートルあるんですね。ですからあれかなあと思うけど、いやあれは入られんから、今言うインターの入口の大きな交差点、佐伯から行きますとその先に加嶋石油のちょっと手前の陸橋、陸橋の所にもう1個信号がありますよね。あれかなあと思うらしい、あれはもう入られんからね。ですから通り過ぎて加嶋に行くらしいんですね。そしてあそこに寄って来てから、あーやっぱあっこやったんやなあということでもたあとがえる人が結構多いらしいんですね。ですから、これはもう大きなですね標識は要らんとするんですね。今あそこに手前に何と言いますかね、手すりみたいなのがありますよね、あの手すりにですねちょっとした小さなですね標識をですね、指示標識を出したらですね、もうこの辺かな、この辺かなと見ながら行くからですね、それが結構目にとまるとするんです。だから大きな標識は要らんとするんですよ。だからもうあの手すりみたいなフェンスがありますわ、あの手前に歩道の所にですね。今さっき言った星宮の歩道橋の先ですね、あれから先に2か所ぐらいそういう小さな標識をですね、佐伯インター左というふうに書いてたらね、すぐ左と書いてたら入るとするんですよ。ですからそういうちょっとしたことなんですけどね、これは知らない人がですね、よその人が知らん土地に来た場合はあの標識が一番頼りなんですね。私は車でよそに結構行くことがあるんですが、本当この標識を頼りにしてから運転をするんですからね、やはり今確かに部長言いましたように、そういう案内板はあるんですけど、それを勘違いするとか、見過すとか、そういうようなことが今現実に起こっております。以前は私もインターから佐伯に降りる時の、降りてから佐伯の市街地と10号線に行く道路のことも、去年のですね、ちょうどこの議会で質問をいたしました。そしてあれもやはり部長の答弁のときにやはり手前に標識が二つほどあるからですね、もう要らんとする話があったんですけども、私は是非お願いしますということをお願いしましたら、去年の国体までですね、今ちょうどインターから降りて正面ですね、今付いております。ですからもうあの件につきましては、全く今言うようにそういう人はないという。迷う人がないということのようであります。ですから今度は是非ともですね、今言うように大きな金で立派な標識を立てるんでなくてですね、ちょっとした指示標識をですね、簡単なもんでいいとするんですね。それを2か所ぐらい、手前の交差点の入口の手前に2か所ぐらい、すぐ手前にですねしてあげたら、それこそそんなにお金は掛からんと思いますよ。ほんのもう簡単な標識でいいとするんですね。それはもう是非ともひとつですね、お願いしたいと思うんですが。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えいたします。私も道路管理をするのは基本的には大分県でございまして、大分県にもそういう要望だとか、苦情というのは全部確認をいたしますけれども、寄せられていないということで、改めて議員さんがそういう要望があったということを県にきっちりお伝えいたしましてですね、状況を見ながら県とも相談してみたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 九州一広大なやさしさ佐伯市ですからね、やはりよそから来た方々にですね、そういうふうには迷わなくてすいすいインターチェンジを利用できるということを是非ともですね、お願いしたいと思っております。これで一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、矢野議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時から会議を開きます。

午前11時42分 休憩

午後 1 時00分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に10番、上田徹君。

10番（上田徹） 一般質問も最終日になり、残すところ3名という中で、午後一番の質問をいたします。10番議員、新風会所属の上田徹です。よろしく願いいたします。まず初めに、先日の衆議院選挙で大きく国民の期待の中から新政権が発足しました。このことは私たち佐伯市議会にとっても、これから地方分権が一層進んでくる。そして地方議会の役目がより一層重大になってくる。そういう時代が来るというふうに私は考えてますし、その中で私たち市会議員も一生懸命勉強しながら、この佐伯市発展のために頑張っていきたいといけません。そういうふうに今自分自身にも言い聞かせながら思っているところです。それでは早速質問に入っていきたいというふうに思います。

今回は大きく2点について、一問一答方式で質問をしていきたいというふうに思います。

1点目は、6月議会でも質問いたしました国道217号線戸穴バイパスの整備について、2点目として、大分空港への高速バスの運行について、この2点について行っていきたいというふうに思います。まず初めに、1点目の国道217号線戸穴バイパスの整備についてですが、この質問につきましては、6月議会でも質問をさせていただきました。先輩議員の方からも随分前からこの課題についてる質問をしてきた難題の一つです。まだまだ暗い闇の中にあるような課題ですが、遠くに少しでも明かりが見えるようになるまでこつこつと、またしつこくこの質問を続けていくべきだというふうに思ってますから、そういう意味で今回も入れさせていただきました。また、新たに副市長に山本副市長をお迎えしています。県の職員の出身者ということですので、更に期待をしながら質問をしていきたいというふうに思います。初めに、小項目のAから質問に入っていきます。8月5日だというふうに思いますが、大分県に対し、佐伯市が重点事業の要望ということで、この今議会でも幾つかの質問が上がりましたが、その21項目の中に217号線戸穴バイパスの整備にかかわる行政に対する県の回答がありましたらお伺いをしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えをいたします。国道217号等整備促進期成会の県要望に対する県の回答はどうであったかということでございますが、去る8月の5日、本期成会を始め、他の道路整備期成会とともに合同で大分県土木建築部長への要望行動を行いました。出席者は地元の県議会議員にも御同行をいただき、市長、議長、商工会議所の会頭、自治委員会連合会の会長のほか、各期成会の代表者で構成し、大分県側は土木建築部長を始め、道路課長、道路整備促進室長等の幹部の対応でございました。まず市長が総括的な要望を行いまして、その後、各期成会の代表者が説得力を持つ具体的な状況を交えながらそれぞれ要望を行いました。続いて土木建築部長から回答を、その後、意見交換という順でその会を行ったところですが、時間も限られていることから、土木建築部長の回答は路線ごとの具体的な回答を得ることはできませんでしたが、その回答の内容を要約いたしますと、東九州自動車道が昨年開通したことにより、観光客が飛躍的に増加した等の効果が上がっている中で、県としては東九州道

関連の事業を重点的に進めているところである。県全体の道路予算がピーク時の半分に落ち込む中、佐伯市については高規格幹線道路関連の事業に取り組んでいるところであり、御要望の箇所すべてにこたえられないのが実情であると。こういう内容の回答でございました。

議長（小野宗司） 上田議員。

10番（上田徹） ただ今の部長の答弁につきましては、前回の6月議会の時に言われましたように、東九州道の関連の事業の優先、それはそういう回答をいただきました。確かにその部分というのは、この佐伯市全体にとって今一番に重要な事業である。そういうふうには私も認識をしています。そういう中で6月から続けて、そしてこの9月議会、状況的に3か月で好転するそういうような状況ではないということは分かっております。しかしながら、絶えずこの要請については一年に一度か知りませんが、この要請をしていくことの大事さというものがあるだろうというふうに思っていますから、今後とも積極的に要請をしていただきたい。そういうふうに思います。そこで1点質問をいたしますが、この道路はいつできたのか。また、特に通行の進む中で最大の難所となっております戸穴トンネルの強度検査を含めて行っているのか、行っていけばどういう結果なのかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えをいたします。国道217号の議員御指摘の区間の状況を土木事務所に問い合わせをいたしました。その結果ですが、昭和42年に改良いたしまして、昭和43年に舗装したと。トンネルも同時期の建設であろうという回答をいただいております。また、八幡トンネルの耐震調査との御質問ですが、緊急点検は平成10年に行いまして、トンネル内部の補強工事等を平成12年に実施をしたという報告をいただいております。

議長（小野宗司） 上田議員。

10番（上田徹） 昭和43年、私は今54歳なんですが、私が小学校に通う当時、もうあの道路がありました。今でも残されてますけど、真ん中に何の意味も分かりませんが、空洞が少し穴が開いてまして、その中で友だちと一緒に遊びながら、何となくトンネル全体を自分たちが使えるような、そういう雰囲気の中で使っていました。確かに昭和43年当時の道路事情、社会状況からすればあのトンネルでよかったかも知れませんが、あの国道でよかったのかも知れないと思います。また、そんなに早くから国道ということで整備された。これはこの佐伯市にとって重要な道路で基幹道路である。そういう位置づけの下にあそこにその道路ができたんだというふうに思います。そして、今のこの車社会になって大変危険な道路になっております。今佐伯市では、先ほどの東九州道に関する道路を含めて多くの国道・県道があります。そしてまた、新たに造られている状況もあります。新たな道路もそれぞれその地域、この佐伯市にとっても必要ということで造られています。しかしながら、一方この昭和43年にできたこの道路が大変危険な状況になっている。そして改善が急がれている。そういう状況というのもしっかり考えていただきたいなあというふうに思います。これから幾度となく県に対する要請を行いながら、是非早期の着工に向けて考えていただきたい。そういうふうに思います。そのためには、まず佐伯市と大分県が同じ認識の中に立つ、そして国道ですから、県に要請するわけでしょうから、まず大分県と佐伯市が認識を一緒にする。そういうふうな訴えをしていただきたい。そういうふうに思います。今回の要請行動にも、先日の質問の中にもありましたけど、土木部長ということですが、是非県知事に直接そういう訴えをできる場を設けていただきたい。そういうふうに思いますし、その時には是非今回新たに副市長にな

られました山本副市長に、この議場の中でも恐らく一番県知事をよく知っておられるのは副市長だというふうに思います。副市長は市長のサポート、そういうふうにも言っておりましたが、この部分に関しては市長と一緒に、時には前面に出ながらよく顔を御存じの知事と膝を交えて、この地域の要請を訴えていただきたい。そういうふうに思います。事前に通告をしておりませんから、山本副市長の考えをお聞きしたいんですが、この質問に関しては12月議会でも私は行っていきます。その時に是非山本副市長の考えをお聞きしたいというふうに思いますから、まだ数箇月ありますので、是非準備をしておいていただきたいというふうに思います。以上で小項目アについては終わっていきたくというふうに思います。続きまして小項目イの今後の要請行動の方法について質問をいたしたいというふうに思います。執行部の皆さん方を含めて多くの方が東京に行ったときに感じているだろうというふうに思います。私も幾度か東京に行ったことがございますが、まず地下鉄、時刻表なんて見る必要もないです。一、二分おきに数十本の電車が入り乱れて走っています。そしてその上にJRのいろんな線があります。電車がそれこそどこがどこなのか分からないぐらいの方向を向いて走り回っています。何度行っても地下鉄もJRも利用しながら都内を動く、そういうことができないうらい、そういう状況になってます。そしてやっと暗い地下鉄から表に出て道路を見ますと三車線、四車線、それはもう当たり前で、すごいなあというほどの幅の道路が縦横無尽に走ってます。さらに驚くのは上を見ると高速道路です。それがまた上を傘の役目をするぐらいにあっちこっちに向かって走っています。確かに東京はすごい人数の人間が集まるという所ですから、かなりのそういう整備が必要なんだろうというのは認識をします。ですが、あの東京にまだ1メートルを造るのに1億、そういうような道路を更に造ろうとしている。それは何なのかというと、利便性だけなんです。ここここの道路をつなげば更に利便性が上がる。そういうふうな考えの下にこの道路計画がされています。税金が東京に住んでる方だけで、そして、それでできるのであれば道路がよしいんですが、東京に住んでるのは各地方で18歳ぐらいまで、高校生ぐらいですが、私たちと一緒に小学校・中学校、高校と行きながら、そしてそれぞれの自治体にいろんなお世話になりながら18歳まで地方で育て、そしてそれ以降大学に行く、仕事がなかなか地方にございませんから、そういう中で東京で働いている。そしてそこで税金を払っている。私たち佐伯市民も払っているんです。その税金を使ってあの東京にまだまだ道路を造ってる。このことを私はこれからの行政の中でも県に訴えていかないといけないだろうというふうに思います。そしてなぜ今回そのことを言うかということ、先ほど冒頭にも言いましたけど、政権交代がなされました。民主党は皆さん方も大変心配してるように、公共工事を含めるいろんな工事の削減というものを言ってます。無駄な道路の削減は当然です。しかしながら民主党も一方、地方を含めた大事な道路については今後も進めていく。無駄な道路の工事を止めて、そしてこれから必要な道路を造っていく。こういう政策だというふうに私は思ってます。だからこそ県に同一の認識を持っていただいて、そして政権交代されている今の国に対して要請をしていただきたい。そういう意味を込めて今後の要請の方法をこれまでと同様なのか、また今回の政権交代を得て何か変わった方法をしていくのか。その点について御意見を伺います。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えをいたします。先ほどもお答えをいたしましたように、先の合同要望における土木建築部長の回答は先ほど申し上げたとおりです。ただ、この国道217号戸穴バ

イパスにつきましては、先の6月議会でも私がお答えいたしましたように、本年7月に行いました期成会の総会の時に、佐伯土木事務所長は、今年度ルートを検討して来年度ルート等について地元と協議をしたいというお話がございました。このことは私は事業着手に向けた具体的な計画が視界に入ったのではないかとというふうにとらえております。これがまあこれまで期成会の長年にわたる要望活動の成果だとは認識しておりますし、今後も要望活動は継続していきたいとは考えております。ただ、この要望というのは、ただがむしゃらにやるという方法と、ただもう1点はタイミングというのがあると思います。そのグッドタイミングを見計らって適切な要望をするというのも効果的だろうと思います。これは私どもが断定的なことは申し上げられませんが、先ほど申しましたように、もう事業化に向けて視界に入っているというふうに私はもう考えておりますし、ただ一番は事業化に向けては地域や地権者の方の御協力・御理解というのはこれは絶対要件でして、むしろ今後はこの期成会の方々に事業着手に当たりましては、地域の調整だとか、用地の確保等々の御協力についてですね、格段の御協力をいただきたいなあと。若干先になるかも分かりませんが、是非お願いをしたいというふうに思っています。

議長（小野宗司） 上田議員。

10番（上田徹） 確かにただただ東京に陳情していく、そういうことだけでは進展は難しい。そういうのは分かります。またタイミング等もあるだろうというふうに思います。今、部長の答弁の中にこの7月に行われました期成会の中で、今年度ルートを作る。そして来年地元への協議がスタートできるのではないかなというぐらいのことであるというふうに今答弁の中でありましたけど、若干私もその場にいましたけど、認識が私はどちらかというとき疑い深い方ですので、若干そういう認識にならなかったんですが、是非今後はこの部分が今年度ルートを作っていく。そして次年度には地元との協議ができるようなそんな状況になるように私も期成会の一員としても協力しながら一緒にそれを期待したいというふうに思います。毎回質問をしていきますので、この大項目1につきましては、これで終わりたいというふうに思います。ありがとうございました。

議長（小野宗司） 上田議員。

10番（上田徹） それでは続きまして、大項目2の大分空港への高速バスの運行について質問をいたします。この事業は県の事業ということで、来月の1日から運行予定というふうに聞いています。まず初めに、小項目のAとして、具体的な運行体制、目的についてお聞きしたいというふうに思います。よろしくお聞きいたします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 運行の概要について御説明いたします。運行主体は先ほど御指摘のとおりですね、大分県と大分空港利用促進期成会でありまして、大分交通と大分バスが共同で運行をいたします。運行開始日は10月1日から、佐伯から大分空港間を片道119分で結ぶ社会実験として運行いたします。運行経路ですけれども、佐伯駅前から大手前、コスモタウン佐伯、これを經由しまして佐伯インターチェンジに入ります。そののち、臼杵インターチェンジ、大分松岡パーキングエリア、大分空港ということになっております。運行便数は1日6往復、12便で大分・羽田線を中心に始発便や最終便にも接続する予定です。これ始発便に間に合わせるために佐伯発が5時、最終の大分空港からこちらに帰ってくる便は20時50分という時間設定になっております。運賃は佐伯市内から大分空港まで片道2,800円、往復で

4,800円で認可申請中です。また、コスモタウンのマルシヨク駐車場に無料の駐車が可能ですので、ここからパークアンドライドが可能となります。運行の目的ですけれども、空港へのアクセスを整備することによって、大分空港利用者の利便性の向上を図ることはもちろんですけれども、県南地域の他空港利用者の大分空港利用への転換を促進すること。また、新規の航空需要の喚起をすることが目的となっております。また、来年10月には羽田空港の再拡張が予定されておりますので、この拡張に合わせまして羽田便の増便に向けた誘致環境の整備を図りたいという狙いもあります。

議長（小野宗司） 上田議員。

10番（上田徹） 空港の利用者が減っているのでその利便性を上げることによって利用客を増やそうという大きな目的、確かに宮崎空港へ行くのには電車で行けば直行便という形で行けますので、宮崎へ流れてる現状というのも私も多少聞いています。また、確かに大分空港の利用客を増やすという大きな目的があると同時に、この私が県の方に尋ねたり、担当者にお聞きした中では、これからの県南地域の経済的発展にもつながっていくだろう。そういう意味もこの事業の中にうたわれてます。県南地域それが臼杵へ一度降りて、そして佐伯も延々とつなく、そういう形だろうというふうに思ってます。ですからこれは、空港利用者ということで大分県民含めて多くの方たち全体にかかわる問題だと思いますけど、一方この佐伯市にとっては佐伯市民がこの空港を利用するときに利便性が良くなる。そういう意味では是非佐伯市の市民の皆さん方にもお知らせをしていただきたいなというふうに思いますし、そういう意味でこの10月開始からということで、先ほど料金を言われましたけど、認可の指定中ということで、現段階でそういうことで大丈夫かなというふうには今思ってますけど、もう恐らく認可もされてできるんでしょうから、ですから10月1日からの開始ということですから、是非佐伯市民への周知をしていただきたいなあとというふうに思いますし、どのような方法で現段階ではしているのか。これからどうしていくのかという点についてお聞きをいたします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 県南地域の人たちが流れているというのは宮崎空港もさることながら、北九州空港の方も航空運賃の安い会社が入っておりますので、そうしたところに流れていくというふうなこともあります。県の試算では、推計では1万5,000件くらいはあるだろうというふうに試算しているようです。大分空港の利用客が増えることで、例えば、大分・羽田間が増便されればですね、利用の価値も上がるということもありましょうし、そうした安い航空運賃の会社がひょっとしたら入ってくるかもしれないという期待感もあるわけでありまして。御質問のどういう広報の体制をとるかということですが、9月の15日号、それから10月1日号の市報への掲載、それからホームページやポスターの掲示などによりお知らせする予定であります。大分バス・大分交通の方もバスの前にこうありますバスマスクといいますが、腹掛けのようなのを掛けますね、ああいったようなもので走る広告という格好で広報はするようです。以上です。

議長（小野宗司） 上田議員。

10番（上田徹） 佐伯市民にとっても大変いい事業だというふうに思いますから、是非周知の方をしていただきたいなあとというふうに思います。高速道路、今は無料化という話も出てますけど、現段階では高速道路土・日に限り1,000円ということですが、今空港道路含めて往復で2,800円空港までは掛かります。それには駐車場代も掛かります。またガソリン代も掛かりま

す。そういう意味からいけばこのバスを利用していくというのは大変いいことなんじゃないかなあというふうに思いますし、一方、高速道路を利用しますと車との時間差もあまりない。そういうことでもメリットがある。また、私は大きく思うのが交通事故等の心配がこのバスを利用することによって激減される。こういうこともあるだろうというふうに思いますから、是非佐伯市民に広く訴えていただきたいなあというふうに思います。この周知の方法についての質問は以上で終わりますが、1点お聞きをしておきたいというよりも、提起をしておきたいというふうに思います。今認可中というような話も先ほど出ましたように、この10月1日という段階で始まるわけなんですけど、まだまだバスの関係者に聞いても細かなところまではまだまだ決まってない。そして料金の問題も含めて、どのような状況で前段に変えるのかどうかとか。いろんな諸問題を住民の方から伺いました。そういう点がありますので、そのことを二、三点話をしていきたいというふうに思います。まず1点が、割引の往復を買うときにどこでどういうふうにして買えるのかという部分、その点についてももし周知の時までに間に合えばそういうこともしていただきたいなあというふうに思いますし、県の方とも詰めていただきたいなあというふうに思います。また、特にコスモタウンの方の停留所ということでは、私が聞いている範囲では、ちょっとほかのコスモタウン利用者やそこを通行する人たちの通行の妨げにはならないのかなあという不安が少しありますので、そこら辺の確認もしていただきたいなあというふうに思います。また一方、これは空港行きのバスですから、当然空港を利用される方が使うわけなんですけど、ということは出張だとか、旅行だとか、そういうことで大変荷物等が多いだろうというふうに思います。そういう中で雨の日の対策とか、そういう部分に関して若干今コスモタウンの状況を見てるときにどこがバス停かという部分で、どこを見てもそういう設備されてませんから、その点も県の方と是非協議をしていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。小項目アについては終わります。次に、小項目イの観光との連携についてお聞きをいたします。この空港バスの運行は先ほどから言ってますように、空港を利用増を願った取組というふうにして書いてますけど、一方では目的の中にも県南地域の発展、経済の浮揚に寄与する。そういう意味もこの目的の中にもうたわれてます。せっかくこの空港から佐伯への直行バスができるわけですから、これを利用した観光客の誘致やこの佐伯のコマーシャルができないか。そういう部分で県との協議がされてるのか、されてないのか、今後どうするのかについてお聞きをしたいと思いますというふうに思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 観光との連携ということですがけれども、高速バス運行によりまして、大分空港から県南地域へのアクセスが整備され、利便性が高まります。これに伴いまして、観光面では今後大分空港のロビー等に観光パンフレットやチラシの設置、バス車内での観光ポスターなどの掲示、バス停から観光地までの公共交通機関との接続調整など、観光客誘致に向けた一体的な環境整備、連携が必要であると考えております。県との協議をしているかということですがけれども、特に観光についての協議というのは今のところまだしておりません。市独自ですすね取り組めることが数多くあるだろうというふうに思っております。それから、先日8月の1日に大手前に観光協会の事務所がオープンしましたけれども、バスは大手前でこの観光協会とも近接いたしますし、駅はまたこの観光案内所があります。また佐伯駅もですね、JRの駅レンタカー等がありますので、その辺のアクセスは結構いいのか

なあというふうに思っております。また、第一交通は観光タクシーへの取組を始めているようです。民間での取組ということですが、

議長（小野宗司） 上田議員。

10番（上田徹） 佐伯市独自でできる部分ということで、今言われたように空港での掲示だとか、いろんな方策があるだろうというふうに思って、それを今計画をされているということですから、是非その中にさらに幅を入れて、できることをどんどんやっていって多くの方たちにこの空港を降りて、そしてそのまま佐伯に行こう。そういう思いをもっただけのようなコマーシャルをしていただきたいなあというふうに思います。今回、空港バスの運行についての質問を取り上げると同時に何人かの方に伺いました。その時に、先ほどと同様にこういうことをやっていくことによって佐伯市民のコマーシャル、そして観光客が増えてくるんじゃないかというものを二、三点いただきましたので、この機会に提起をさせていただきたいというふうに思います。もちろんツアーとかいう部分での取組をしていただきたいということ。バス内で約2時間弱ですから、昨年ありました釣りバカ日誌19の放映だとか、そういう部分がもしできるのであれば、していったら帰る便でもそれを見ながら、あそこ自分が行ったなとか思えばまた行きたいなあ。そういう思いを持つんじゃないかというふうに思いますから、もしバスの事情等もあるかもしれませんが、県やバス会社と協議しながらそういうことも考えてみたらいいんじゃないかなあというふうに思いますし、一方、空港バス、リムジンバスというふうに聞いてます。かなり大きなバスだろうと、もうバスそのものは大きいわけですけどもともと、そういうものにラッピングをしてやってみたらどうなのかな。これは恐らく大きなお金が掛かるかもしれませんが、これはもう是非県にお願いをしながらやっていけば利用促進ということにも訴えながら、そして佐伯に来てもらう。あの大きなポディーに佐伯のコマーシャルを入れていく。魚の跳ねてる姿や寿司の絵が、そういうものをあの広いポディーに入れていくというのは大きなインパクトがあるだろうというふうに思いますし、旅行会社にとってもこれは2時間のバスの中でも楽しめるんじゃないかなあ。乗るときにも子どもたちを含めて喜ぶんじゃないかなあというふうに思います。このことについては以前、全国紙のスポーツ新聞にも載っていました。日本人は魚を食べ、この文字を入れてる大型のトラックの写真がありました。もちろん佐伯の鶴見の方なんですが、これが全国紙のスポーツ新聞の一面を使って取り上げられていました。このインパクトというのは新聞を見ただけでも私はすごいなあというふうに思いましたし、是非できることであればこういう工夫もしていただきたいなあ。そういうふうに思います。また臼杵にも立ち寄りということですから、臼杵のいろんな石仏観光やそういうものをしながら、そして食のまち佐伯へというような連携をすることも私は必要じゃあないかなあというふうに思いますし、是非今後早急に10月1日からですから、県やバス会社等も協議してやれることは何でもやっていく工夫をしながら。そういう意味で県の協力をいただいくということも大事だというふうに思いますから、是非やっていただきたいということをお願いをしたいというふうに思います。最後に1点だけ、全体をとおしての提起をして質問を終わりたいというふうに思います。これからは今回のこの県の事業の空港バスの問題なんですが、今日の9月11日、この段階でもまだ認可ということでどうしても取組が一体化してないんじゃないかなあというふうに私も思います。担当の部署とも話をしてみると、なかなか情報が入ってこない。そういう部分があるだろうというふうに思いますし、だったら観光課との話はどうしてると尋ねると、そ

こまではまだ確定がされてないもんですからできない。それが現実だと思います確かに。ただ、これからはもう10月1日から始まるわけですから、是非この空港バスの事業だけではなくていろんな事業がこれから始まるわけなんです、いろんな課・部が連絡調整をして一つのこの事業を他方面から見て、そして大きな目をみんな、大きな目でこの事業に対して見ていく。こういうことが大事になってくるんじゃないかなあというふうに思います。冒頭に政権交代の話をしましたけど、これから地方の時代になるというふうに私は思ってます。より一層職員と私たち議員も含めて地域が頑張らないといけない。そういう時代が来るだろうというふうに思いますから、是非そういうことも含めて地域のために頑張りたいことをお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

議長（小野宗司） 以上で、上田議員の一般質問を終わります。

次に11番、御手洗秀光君。

11番（御手洗秀光） 11番議員、新風会所属の御手洗秀光でございます。一般質問最終日の4番バッターとして、通告書のとおり、県道古江丸市尾線の葛原丸市尾間にトンネルの新設という大項目1点のみ、一問一答方式によりただ今から始めさせていただきます。既に日高議員や後藤勇人議員から同質の質問が行われておりますので、重複することもあるかと思いますが、その点はお許しをいただきたいと思っております。ただ、3人の議員がこの9月定例会で同時に質問をするということからすれば、その意味を、つまり重要性を御理解をしていただいた上で答弁をお願いしたい。このように思っております。それではただ今から質問に入ります。最初に、県道古江丸市尾線の葛原丸市尾間で過去10年間の崩落事故、つまりがけ崩れが何件あり、事故の規模及びその修復に掛かった費用がどのくらいであったのか。これについてお尋ねをいたします。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 県道古江丸市尾線の葛原丸市尾間の件についてお答えをいたします。議員も今おっしゃいましたとおり、これまでも日高議員、それから後藤勇人議員にもお答えをしましたので、答弁が重複する部分が多分あるかと思っておりますけど、お許しをいただきたいと思っております。まずこの路線の事故、崩落事故は過去10年間何件あったのかといったような御質問ですが、土木事務所に問い合わせをいたしましたその結果を御報告をまず申し上げたいと思っております。この路線は海岸部に沿っているため、台風時、越波等の影響を受け、また山側は崩土や落石がたびたび発生し、通行止めになり日常生活にも支障となる区間であることは議員御指摘のとおりです。御質問の区間の崩落事故につきましては、災害対象となった崩落は平成13年10月に葛原、波当津、県境間で崩土や道路の崩壊が19か所で発生し、その復旧のために通行止めを38日間要したという事例が1件ありました。また、平成16年の10月にも葛原、波当津間で崩土が発生し、これによる通行止めが6日間であったというふうに聞いております。なお修復金額につきましては、個々の金額はすぐには分からないという回答を受けております。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 先ほどの回答によりますと、平成13年度、それから16年度というふうにお聞きをいたしました、平成10年度からの分は全くないということに理解してよろしいですか。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 土木事務所に問い合わせをいたしまして、代表的なものとしてこの二つを報告していただいたものというふうに思っております。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） これは先ほどお聞きをいたしますと、葛原波当津間、このように私は先ほどお聞きをしたつもりですが、葛原丸市尾間、この崩落事故はなかったんですか。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 平成16年の10月の事故につきましては、葛原波当津間と考えております。以前の平成13年は丸市尾、葛原、県境間で19か所というふうに報告を受けております。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 私が地域の方々とお話をする中で伺っておりますのは、これ災害対象になる分というふうに先ほど言われましたけども、市民生活にかなり重大な影響を与える。そういう崩落事故も実は地域住民としては感じつつ、その件数が今日報告がなかったということは残念でなりません。それほどややもすると大きな事故以外はささいなもんだというふうに考えていらっしゃるむきはありはしないかと。ないと思うんですけども、私たちが判断している崩落事故がそこに入っていないということからすれば、そこへんはどのように。佐伯市民は県道といえども大分県民でもありますし、日本国民でありますから、市道・県道は佐伯市を抜けておりますから、その点についても是非考え方を示していただきたい。このように思います。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 先ほどお答えいたしましたのは、代表的なものというふうにお断りを申し上げたんですが、最近では平成19年の7月に駐車中の車への落石によって窓ガラスが割れる事故があった。あるいはまた、平成20年の1月の未明にはのり面の上部から直径1.5メートルから2メートル程度の落石がありまして、通行制限や電話が一時不通になるといったような被害を被ったと、こういう報告も受けております。冒頭に申し上げましたのは代表的なものとしてお答えをしたものであります。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 実は先ほど、19年度の駐車中の車に落石があったと。さらに20年度はのり面から1.5ないし2メートルの大きな落石があったと。私はこういうふうには人身事故につながる事故に対して、一体どのように考えてるのかなという気がいたしております。ただ単に私の質問で、平成10年度から過去10年間何件あったか、あるいはどういう内容だったか。それについてあとからこういう形で出てくる。人身につながるような事故は、やはりまず最初に実はこういう大変な事故がありました、という話があってもいいのではないかと、このように実は率直に今感じたところであります。こういう事故が、逆に言えばまだまだ突っ込んでお聞きをすれば毎年起こっているというふうになりはしないでしょうか。恐らく毎年起こっているというふうに言わざるを得ない状況があるかと思えます。なぜかといいますと、実は現地の地区の方々とお話をいたしました。平成9年度からこれは旧蒲江町に対する陳情書であります。さらに新しく新市に変わって、平成21年の1月まで1年も抜きにこの陳情書を提出してないという年はありません。ずっと提出をしておりますし、併せて中身も最初のころは道路の改良というふうな話でございましたが、11年度、12年度ぐらいになるとトンネルの新設というふうには実はなってきたんですね。それだけにこの崩落事故が頻繁に起こ

っているというあかしを示したわけですから、認識のずれを是正をしていただきたい。これは市の執行部はもちろんですが、県当局の方にも是非そういう理解をしていただきたい。このように考えておるところでございます。併せてですね、葛原地区から出されている陳情は先ほど毎年出されておると言いましたが、そのあとに葛原地区だけでなく、名護屋地区全体の問題として取り扱っていかうということで、平成11年から平成16年まで連続して要望書を蒲江の当時の尾形町長に提出をしております。さらに13年8月からは、これは県道古江丸市尾線整備促進期成会という名において、同じく要望書を提出をしております。当時388に絡めてこういう期成会ができたというふうにお聞きをしておりますが、具体的にこのような要望もできております。さらには、平成17年10月から市長と語る会ということで、これまで既に第4回の語る会を行ってまいりました。先ほどずっと要望書並びに陳情書の写しをお見せをいたしました。地元の地区やあるいは名護屋地区、そして期成会の方々は強い要望を持って当時の町、そしてまた新しい市に対して行ってきましたけれども、どうもこういう要望・陳情事項が新佐伯市に蒲江町が移る時に、旧蒲江町と新市がどういう形でこのような崩落事故の解決に向けて引き継いでいったのか。当時の旧蒲江町の締めくくりの町長として塩月副市長がいらっしゃいますので、詳しいことが分かればお聞かせいただきたい。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 合併時の道路の引継ぎというのはやっておりません。特別に葛原のトンネル等々をやったということではありませんしですね、当時蒲江から重要な道路で言いますと国道388号の入津バイパス、それと小蒲江、小向、森崎ですかね、それと用地の買収が終わった西野浦河内線、それと議員が今質問しておられます県道古江丸市尾、この4項目をですね重点項目として佐伯市に引き継いでおります。しかしそんな中ですね、私も合併して平成18年ですか、当時の大分県土木建築部長の妹尾部長に直訴といったらおかしいんですけど、直接一対一でお会いしまして、アンダーテーブルといいますか、どうすればですね、手法としてこの古江丸市尾線の丸市尾葛原間のトンネルに着手できるか相談にも行きました。そういうことの中ですね、やはり佐伯市の蒲江地区、国道388号入津バイパス。それと着工をした西野浦河内線、そして高速道路の仮称、蒲江インターから道の駅蒲江までの5分から6分の道の整備、道路の整備等々重要なですね案件が残っている中、今すぐ古江丸市尾線の葛原丸市尾のトンネルに着手するということは不可能であると言われました。そのこともですね、地区の区長さん、班長さんにも私申入れをしました。その中、是非ともですね建築部長に来てもらえるようお願いしてくれんかということになりまして、私は妹尾部長をお願いして葛原まで来てもらいましてですね、丸市尾側から葛原まで、たまたま雨が降ったんですけども、ずっと歩きましたですね、道路の危険性等々を把握してもらいまして、そのあとですね、どういふことをじゃあ葛原としてはお願いしたいかということをお聞きしたら、それまでしたら路面が非常に悪いんだと。越波の部分はちょっと違うんですけど、路面が非常に悪いんで、それを何とか部長さんやってくれませんかということで、当時県の単費で4,000万ぐらい掛けてですね舗装をやり直していただきました。それがですね当時、その時のですね平成18年だったと思います。地区と私どもの約束事は取りあえず果たしたかなという思いも中ですね、やはり時がたつとですね、御指摘のように崩落等々おきますとやはり何といつてもトンネルだという意識が高まるのは間違いありません。それは御手洗議員だけでなくですね、ほかの蒲江の議員さん皆同じ考えだと思いますし、私も同じ考えでございます。決してですね

この丸市尾葛原間のトンネルを忘れるということはありません。常にですね努力はしております。合併特例債を使ってこのトンネルを造れないかと、市長ともどもですね県に掛け合っただんですけども、非常に県道であるから難しいということも言われました。そういうことでですね合併時、蒲江から新佐伯市に持ち込む時に決してほったということではありません。引き続きですねやってきたということもあります。その後ですね、去年ですかね県土木の道路課長さん以下10人ぐらいとですね、一緒に砂防課長も連れてですね、今度旧道も歩きました。その御指摘の道路の上の旧道をですね、本当に怖い状況で昔よくこの道をバスが通ったかなと。よくこういう道を通ってたかなと改めて感じたところでございます。そういう取組方もですねしながら、県の方にはこの道路の危険性というものをお知らせしておるつもりでございます。よろしく申し上げます。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 先ほど、塩月副市長の方から引継ぎは特別やってないんだが、この問題については放置はしてないというお話でございました。そのように受け止めてよろしいですか。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 蒲江のですね、その古江丸市尾線だけでなく、ほかの国道388号入津バイパスも小蒲江バイパスもですね、西野浦河内線も市道、県道蒲江佐伯線もですね、同じ扱いでお願いしてるということでございます。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 次に、危険性の認識についてお尋ねをしたいと思います。御案内のように災害はいつ発生するか分かりません。既に現地視察もされておるようでございます。下の道路、それから上の道路、どちらも視察をしたというお話がございました。その時に、その現場を見られてどのようなお考えになったのか。どのように当時の土木部長以下が感じたのか、お聞きになったことがありますか。お尋ねをいたしたいと思います。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） この道路の状況について、県の幹部から私が直接聞いたことはございません。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） それでは塩月副市長にお尋ねします。副市長同席した上で実際に現地を視察したということですから、その点についてもし聞いておればお尋ねしたいと思います。現地に当時の蒲江町長も出席をしたというお話を先ほど伺いましたので、その時に県の方からの危険性について、どのくらいの度合いかというのをお聞きしておればお尋ねしたい。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 佐伯市の副市長になってからでございます。当時としてやはり県の当時の妹尾部長のですね、技術職だったと思います。技術職の土木建築部長だったと思います。本当にその危険性はですね、見て分かると思いますしですね、そのあとの土木事務所の道路課長さん皆技術職でございますので、その現況は何も言わなくても分かってるはずでございます。ただし、そのままほったというわけじゃなく、その都度ですね部分的に、能動的に整備、部分的にですね、危ないなあと思ったところを能動的に整備をやって来ております。年次計画でですね、やって来ております。危険性そのものはですね、お互いにいいたらおかしんですが、あそこはこういう場所、こうこうだからこういうふう危険だという議論

はしておりません。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 今現在、地区の方々からこのように実は言われております。いつかは大惨事になると。あるいはいけにえを出さなければトンネルをほいでくれないのかと。昨年8月の13日に私の同級生が実は通行してございましたら、その目の前に崩落があったと。そして更にもう一人の同級生は通ったあとにがけ崩れがあったと。これはたまたまのことで処理ができるものじゃあないと思います。やはり崩落事故が、先ほど大きな事故だけの報告をいただきましたけれども、そうでない事故だって命を失うことはあり得るんです。過去の状況からしても葛原丸市尾間に限らず、バスが丸ごと崩落事故で乗客が全員死んだとかあります。そのような観点から考えた場合は、やはり早急なるこの崩落事故に対する対策を練るのが普通ではないかなと。併せて私はこのように考えてます。あそこのいわゆる地質、どのような地質か、既に地質調査等も行われているはずですが。これだけ何回も崩落事故が続けば当然にして幾ら塗り替えをしても、その塗り替えた下の方からまた崩れていく。現地を見たらよく分かるんですが、大体十二、三センチあるいはもっとそれよりももっと大きいかも分かりません。私が肉眼で見たらそのくらいに見えましたが、実際もっと大きい鉄柱がですね落石によって実は見事に、こんな形にひん曲がるんですね。それは網をかぶせておりますけれども、その網ごとガバツとくると。そうなるのととてもじゃないけど大きな石が一個落ちるとは違うんですね。大きな石が幾つも重なってしかもその網ごとパツとくるわけですから、大変な状況です。地質調査をして、これは幾ら網をかぶせて、あるいはのり面にコンクリで固めて塗っても駄目だというような話は聞いたことがございせんか。お尋ねします。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 通告をいただいております先の質問にお答えすることになるんですが、現在高速関連道に高速関連事業としてですね、災害防除事業という形で危険な箇所対策を講じているというふうに聞いております。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 先ほども私は申し上げました。建設部長の方から、高速道路関連事業として災害防除事業として聞いてると。県の方からそういうふうに聞いてるというふうなことを言われましたが、私はそれでいいのかなという気が実は今いたしました。私たちは佐伯市に住んでおまして、極端に言いますと、たまたまそこに県道があると、あるいは国道があると。これは先人の努力によってそこに道が抜けておりますから、そういう言い方をすると大変失礼でございますが、やはり県道であっても市民が当然利用するわけですね。佐伯市民ですよ。市民が非常に危険を感じるような、そういう道路。しかもがけ崩れがしょっちゅうある。そういうものを聞いておるというだけでは私は理解ができないし、地域の方々もそれでは納得できないだろうと思います。やはりそういう状況を理解し把握をしておるのであれば、もっと違った答弁になってしかるべきじゃあないかなという気がいたしますが。その点について再度答弁をお願いします。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 議員御指摘のとおり、私もこの質問の通告を受けまして現地に1回行ってまいりました。確かに急しゅんながけが、いわゆるそのオーバーハングといいますか、歩道側にはみ出た、しかもロックネットで防護したような状態の道路でもありまして、場合によ

っては崩落の危険性は十分に考えられるというふうに確認をしまいいりました。ただ、私ども市の立場といたしましては、当然佐伯市域の道路でありますので、できるだけ安全であるべきというのは、それは当然のことです。市としては県に対して合併以降、合併以前のことは私も正確にはつかんでおりませんが、合併後この古江丸市尾線につきましてはバイパス等の改良を是非やってほしいというのも引き続き県に対して要望しておりまして、その中で是非解決してほしいと県に対して要望をしておるという状況であります。これはもう言うまでもありませんで、道路については道路法によって管理者というのが明確に決められておりまして、これは市が、じゃあ県がやらなきゃ市がやりゃいいんじゃないかというお話も場合によってはあるかも分かりませんが、以前私が県から何かのメモでいただいたものによりますと、あの間のトンネルを仮に計画するとすれば、約40億ぐらいの費用が掛かるだろうといったようなメモを見せていただいたことがあります。このトンネルをですね、40億という仮にですけども、約40億というものを、確かに危険であるのは事実としても、なかなか県も右から左にという状況でも私はないような感触は受けております。ただ、だからいいという意味では決してありませんけれども、是非是非私の方も強く県に対して要望をしていきたいというふうには考えております。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 次に、通勤・通学対策についてお尋ねいたします。平常時の特に小・中学校、児童・生徒の通学状況を教えていただきたいと思っております。また、災害時の対応について、どのように対応してきたのかも併せてお尋ねをいたしたいと思っております。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 御手洗議員の県道古江丸市尾線の葛原から丸市尾間の生徒の通学の方法ということでの御質問にお答えをしたいと思います。葛原地区から丸市尾地区の名護屋小学校に通っている児童は現在4名おります。通学距離が3キロメートル以上でありますので、通学手段は登下校とも路線バスを利用しております。通学に要する経費は市が負担をしておるというような状況でございます。崩落などで通行ができなくなった場合については、短期間で復旧がすぐ見込まれる場合につきましては、学校の指示によりまして自宅待機ということと考えております。復旧が長期にわたる場合につきましては、それに即して学校との間で対応を協議していくということになるかと思います。この地区についてはう回路が大変宮崎県の方まで回るということになるので、そこらの協議が必要だろうというふうに思っております。以上です。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 先ほどの答弁と重複をいたしますが、そういう危険が予測される所については、現在その対策を講じているというふうに考えておりまして、特別にその通勤対策というのを現在私どもはもっておりません。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 私が現地は何回か足を運んでその現場を見てまいりましたが、これ6月ごろ1回、それから7月に1回、そして8月に1回、そして9月に1回、4回になりましたが、6月に見た時とそれから9月に入って見たとき、この状況は崩落事故現場の様相がまるっきり違います。いわゆる崩落があった時のがけ崩れの状況は地肌がまるっきり露出をして、それはもう上をよう見ることができないぐらいの怖さを感じるわけですが、3か月ほど経過を

いたしますと、自然の力というのはすごく強いもんで草木がですね、もの見事にそこに根を張って、その崩落があったのかどうかということさえも隠してしまうぐらいの実は状況があります。上の道路も副市長行ってみようでございますが。下からつぶさに見てみますと、上の道路の実は下までもうがけ崩れがあってるんですね。仮にう回のためにその上の道路を通ろうと思ってもですね、これだけの分がもう実は土がないんですね。ここを通れば当然落ちるんです。当然狭い道ですから離合しますから、そういう離合もできない。しかも車が怖くて通れない。しかも一度被害に遭った方々は上を見ることもできないぐらい恐ろしい状況に実はなってるんです。さらにまた、高速道路関連事業がありまして、そこを通るダンプ等大型車が結構あります。そういう地面の揺れ、あるいは特に日向を中心とした地震等がここあっておりますから、そういう地震の影響で山そのものが非常にもろくなっているのではないかと、私には実は痛感してるんですけども、そこら辺について県の方でも、先ほど申し上げましたが、地質学的にどうだとか、あるいは今のこの山の状況はどうだとかいうことをお聞きになっておるんであればお聞かせいただきたい。このように思います。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 調査を実施したとか、その結果がどうであったかというような具体的な報告は受けておりません。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 私はこれまで質問をしまいいりましたけれども、これはあくまでも利便性を求めるとか、あるいは楽になるとか、そういったもので質問をしているわけではございませんで、あくまでもいわゆる命を守る。そういう立場で質問をしまいいりました。安心・安全という言葉をよく使いますけれども、本当に安心して安全に通れる道路ではないというふうに考えるからこそ、私のほかにも2名の議員の方が質問をしているというふうに思います。繰り返しをいたしますけれども、そういう状況だということをきっちり受け止めていただいて、そして県に是非この道路がどういう状況にあるのか。そして先ほど部長の方からはメモとして40億掛かるといふものをもらったというふうにお話がありましたけれども、必要な公共事業は私は是非やるべきだといふふうに考えております。先ほど、上田議員、それからそれ以前は清田議員もおっしゃってましたが、必要じゃない部分は真しにカットしていただき、そして危険、これ以上の危険はないといふものについては是非とも推し進めていただきたい。このように考えております。昨年の1月29日付で佐南建分第269号でトンネル新設の要望を佐伯土木事務所長あてに西嶋市長の名において送付をしていただいておりますけれども、約1年半たっておりますから、それ以降、要望活動をどのように行っていたのか、最後に市長の答弁をお願いをいたしたいと思っております。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 御手洗議員より、県道古江丸市尾線、特に葛原丸市尾のトンネル新設についてということで、これについては後藤議員にも申し上げましたように、私どもが合併の引継ぎの中に載ってなかったのが、地域の方と話してこれは是非必要だと。また議員が言われるように、こうした危険な道路は佐伯市にたくさんあります。例えば、先般崩落がありました本匠の県道三重弥生線、これについてはう回路をもって回るとかですね。また暁干・浪太の間も越波による崩落危険があるとか。また上浦の方でもそうした形で、鶴見、そして宮野浦も昨年崩落したと。全部についていろんな事業がありますが、そうした事業をこうした一つ

の要望書にまとめまして、この中にははっきりとトンネルということを出してこの3年間ほど毎年要望を行っております。こうした要望活動をしていくことによって、また県の方も私どもも盛んにお願いするわけですが、非常に県南地域は道路がたくさん事業が上がっているということ。また、優先順位いろんなことがあって現在は東九州自動車道をまず優先しながらやっていただくと、特に蒲江地区におきましては、議員も御承知のとおり、西野浦トンネルの崩落があり、これについて県道についてはこれを優先しながらやっていっていると思っております。これについては引き続き地域等行いまして、やはり生命と安全ということですので。この件について、県の方には強く訴えまた要望していきたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 最後に市長から答弁をいただきました。非常にこのリアス式海岸が崩落しやすい、いわゆるがけを多く持っているということをお話をいただきましたから、そういう各箇所での事故をなくすためにも、安全・安心な道路づくりにまい進したいという立場でまとめて県の方に要望をこの3年間やってきているということをお話をいただきました。是非力強いこれまで以上の要望推進活動をお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、御手洗議員の一般質問を終わります。

これより休憩いたします。午後2時45分から会議を開きます。

午後2時26分 休憩

午後2時45分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長します。

次に22番、井野上準君。

22番（井野上準） 改めまして皆さんこんにちは、22番議員、井野上準でございます。9月定例会一般質問も残すところ私一人となりました。最後のおおとりということで、さらっと短期間で終わりたいわけですが、なかなか思うようにいかないのがこの一般質問でございますので、どうか今しばらくのおつき合いのほど、よろしく願いいたします。

それでは通告に基づきまして一般質問に入ります。まず大きな1点目でございます。振興局についてお伺いいたします。平成17年の3月3日に合併し、新佐伯市が誕生いたしました。振興局長の流れを追ってみますと、最初は各地域の総務課長、産業課長等が振興局長となり部長に昇任、その後海岸部・山間部、各地域の特性、状況を把握しなければいけないということで振興局長は各地域出身者でなくなりました。また退職1年前の人が半数、1年して部長に昇任となり、これまた1年で退職の職員が大半です。今年の5月1日付けの人事異動により、合併して部長級の振興局長を総務部に属する者とし、総務部次長といたしました。私はどうもこのパターンで今後いくのであれば大変疑問に思います。退職前、1年して部長になっても1年で退職。権限もあまりなく本庁の伺いをいつもたてなければ何も決められない。パワーアップ事業300万円の使い道は前年度事例中心である。これでは人材は育つどころか、優秀な人材の目をつむようなことではないかなと思っております。そこでまずアの振興局長はもっと若い課長でよいのではないかと伺いをいたします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 井野上議員のAの質問についてお答えします。振興局については6月議会で御報告したとおり、組織としての総括的な検討体制を整えるために、今年度から総務部に位置づけて、振興局長を総務部次長としました。また、局長の人員配置についても組織活性化の面から比較的若い職員の登用を実施したところでもあります。振興局長の位置づけにつきましては、今後行革に伴う人員削減や組織再編を進める中で検討することになり、直ちに課長職ということにはならないと考えております。人員配置については、局長人事も含め職員育成の観点をもって対応していきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） それでは再質問をいたします。職員数はですね現在1,070名ほどいるわけなんですけど、そのうち管理職の人数が120名、そのうち課長と呼ばれる人は66名いるわけなんです。どうもこの管理職がですね多すぎて頭でっかちになっているために、現在のような人事をしなければならないのではないかとこのことを1点お伺いいたします。それから振興局長はですね、権限が先ほど言いましたように、はっきり言ってないに近いのではないかなあと思っております。こんなに権限がなければですね、一般市民もやはり本庁のですね部長、そして直接もう副市長の方に話しに行った方が手っ取り早いなあとこののをですね、私自身もよく耳にしますし、現実として副市長、部長のところに陳情に行ってるケースも多々あるんじゃないかなあと思っております。次期部長候補の人をですね、普通ならば早いうちにやはり外に出して人材育成をして、そして部長になったらですね、せめて3年間ぐらいはやっていただきたいと思うわけなんですけど、現状を見てもやはり部長になって1年で退職という方が多いように見受けられます。この振興局長のあり方についてですね、本年度はもう間に合いませんけど、来年度からですね特に私としましては、新人の課長をですね振興局長として配置したらいかがか、再度見解をお願いします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） まず1点目の管理職が多いのではないかとこのことであります。当然合併してですね、旧佐伯市が大体5万で500人、それから南郡管内が大体3万5,000で750名ぐらいいおったと思います。それが合併して、当然それぞれの町村においてもやっぱり行政やっておりますんで、それぞれのポジションがあった。それとまあ職については合併協議会の中で職は保証するというふうになってたと思っております。そして今、120名ほど管理職がいますけど、前はかなり多かったです。それが年々退職を毎年四、五十人ほどして勧奨を進めておりますんで、だいぶ減ってきておるとこのことで、もうちょっと時間が掛かるのかなと。どのくらいの規模がと、勧奨がどのくらいの数がおったらいいんかということもありますけど、それはいわゆる行革の中で組織がやはりスリムにならないと人間も減ってこない。ポストも減ってこないんじゃないかということで、今しばらくは掛かるのではないかとこのように思っております。それから局長について、課長というあれでしたけど、先ほど答弁したように、今までずっと一応部長級、去年までは部長級、今年から次長級ということで年々組織を当たっていく中でどういう方向でいくかということもありますけど、これもやはり行革の中で、来年度から第二次行革プランの作成っていうか、今年度作成して来年度から第二次行革プランに移りますけど、その中でどういうふうに振興局のあり方を見ていくかということもこれ検討課題となっておりますので、これもしばらく時間が掛かると。ただ今年度においてはで

すね、かなり若い職員が振興局長として行っておるというふうに思っております。定年まで5年ある人も2名ほどいますし、4年ある人が2名、それから3年間が3名、あと2年が1名と。ただこれは定年60歳までという数字でありますけど、こういうかなり若い人が今年度行ってるんじゃないかなというふうには思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） はい、それではちょっと市長にお尋ねしますが、外から見ていると、言い方がちょっと厳しいかも分かりませんが、振興局長というのはやはり退職前の花道かなあと思われれます。それと部長前の充電期間であるのかなあと考えるわけなんですけど、最初のですね、よく分からないんですけど、振興局長というのは大変忙しかったと思います合併したばかりで。それからですね、5年間が経過してようやく落ち着きつつあるんじゃないかなあと思っておりますので、振興局長が怠慢をしているわけじゃあないんですけど、仕事量もですね振興局辺りをですね見ますと、以前のような忙しさはなく、ちょっと悪く言えばのんびりしているような状況ではないかなあと思っております。やはり先ほど言いましたように、将来部長候補の方をですね早期にやはり外に出しているいろいろなことを勉強して、そしてまた本庁に帰ってきてですね、部長になったら先ほど言いましたように1年で退職というわけじゃあなくて、やはり3年ぐらいいはですね、先ほど言いましたようにやるのが本来のやり方って言ったらいけないですけど、私がもし市長だったらそのようなですね人事で、最終的には市長が印鑑を押すわけなんです。私としてはそのような方向で考えていきますけど、その辺いかがでしょうか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 井野上議員より、振興局長のあり方ということですが、私の記憶では合併当時はですね、管理職が180人以上おったと思います。同級生・同年生という形でたくさんの方がおりまして、それぞれのポストがあったと。合併1年後に振興局の方の、要するに以前の形を3課編成にしたということも記憶にあると思っております。振興局にとりましては私ども合併前それぞれの行政地区でありまして、そうした重要ポストの中で振興局長がゆっくりしとるとか、充電期間という形は思っておりません。地域においていろんな仕事、またここにおっては経験できないようないろんな形でやっぱやっていくと。特に人とのつながりってということが非常に大事な立場だと思っております。特に今回私どもも人事異動をさせていただきましたが、議員も御存じのとおり、合併初年度、次年度ですかね私どもの部長を振興局長に何名か任命し、入れ替え人事をしたことも記憶にあると思っております。地域においてそういう形でしながら順次私どもも全体の体制を整えていくということで、今年度は特に5月に次長級という形で一体感を持つということが大事だと思っております。そうした一体感を持っていて、各振興局のあり方、いろんな中で見ていかなければということで、先ほど部長が言いましたように、年数は結構まだ佐伯市の中でも若い方を比較的に配置させていただいてます。特に今までがほとんどが58歳ないし57歳で辞めておりましたので、そうした中での退職数も勧奨という形でやっておりましたが、当初に比べまして職員数が予定以上に減ってきております。そうした中で勧奨も前よりも強く推しておりません。特に私の方も1年か2年で部長が替わるということは、やはり議会にとっても行政にとってもマイナス部分がありますので、そのようなことを考えながらこれからの体制を作っていかなければと。現在そうした中の過程部分もあると思っております。以上です。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 続きまして、それではイに移らせていただきます。振興局長のデスク、机の場所について伺いたします。局長室があり、当然その中にデスクがあるわけですが、職員と同じフロア内の総務課横または奥に配置し、職員の管理をする。また、局長室は来客の対応に使用したらいかがでしょうか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 振興局長のデスクの場所ということでお答えします。振興局長室及び局長デスクの配置場所につきましては、それぞれの振興局のスペースの問題、あるいは振興局内の部屋の配置等の問題がありますので、取り扱いは一律にすることはできません。しかし、職員と同じフロアにスペースがある振興局では、既にデスクを移動しているところもあります。職員の管理・監督の面から見た場合には振興局長と職員が同じフロアにいることが望ましいことですが、振興局長と来客者の話の内容によっては別室の方がいいケースもあるのではないかと考えております。それぞれの振興局長の判断によって配置が可能な所については場所の変更を行いたいとは思いますが、蒲江振興局につきましては、庁舎の構造上十分なスペースがありませんので、職員と同じフロアに配置することはできない状況ということになります。また、現在の各振興局長室は来客者の応接室としての機能も持っていますし、現状でもそのように利用されている状況であります。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 振興局長になって普通ですね、1年間しかいないわけなんですよ、各局長で。そしたらですねやはり一般市民が来たときもですね、ああこの人が今度局長になったんだなあというのがすぐ分かるようにですね、やはり同じフロア内の総務課に属しますんで、総務係長かなんかの横にですね配置するのが私は当然これはやるべきではないかなあと思っております。そしてこの1年間の中でですね、局長室にこもってると言ったら悪いんですけど、見えない所におるよりはやはり市民の見える場所、そしてまた職員のもですね大体22名前後ですから目は届くと思うんですよ。やはり目の届く、見える場所でやはり管理をしていくのが本来の姿ではないかなあと思っておりますけど、その辺いかがでしょう。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。現在ですね8振興局のうちに上浦は総務課に配置しておりますし、弥生も局長室がありますけど、当然1階の横にあります。それから本匠も入って真っ正面の所にあります。それから直川も局長室が一応ガラスで仕切られてはおりますけど、1階にやはりあります。それから宇目も入って左側の方に局長室がありますけど、これも全部1階のフロアです。それと鶴見は今年の5月から2階にあったのを1階の方に全部職員も一緒に降ろしております。それから米水津はまた入って左側の局長室がありますけど、そこはちょっといろいろさっき言った理由によって、局長の判断としていろんなお客さんが来るので、やはりそこは会議室みたいに空けておきたいというような希望があるそうです。それから蒲江は先ほど言いましたように、蒲江は今2階にいますけど、蒲江の場合はちょっとあの庁舎、大体3階建てだったらしいんですけど、その3階を今使わなくて2階から下を使っていると。どうしてもあそこの庁舎は古いんで、そこらはちょっと検討しないといけないかなと。全般的にはですね今言ったように、みんなが見えるような方向で、それはそれぞれの振興局の方で検討はさせてはいきたいと思っております。それぞれ個々の事情がありますん

で、そこらあんまり強制的にはちょっと言えないのかなと。振興局長の判断ということであると思います。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 1階のフロアにですね降りたり移してるところいいんですけど、間仕切りと言ったら悪いんですけど、それがなくてですね、ストレートに顔が見えるようにするべきではないかなあと思っております。できたらそのように話をさせていただきたいなあと思っております。それから、蒲江の振興局は造りがちょっと複雑なためにですね、どうしても1階、2階を使わなくてはいけないということで、以前は局長室というのが2階の一番奥の階段上がって左の奥にあったわけなんですけど、やはり2階にも水産課とかいろいろな課の人がいましたんで、観光課とかですね。そういった方と同じフロアに、2階のフロアにデスクを置くということは今やってるんですかね。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 蒲江はですね、先ほど申し上げましたけど、どうしても入って右も間仕切りがあるし、左側も皆それぞれ部屋になっておりまして、あれは今の蒲江振興局は庁舎検討委員会の中でも議題には上がっております。あの振興局の建物をどうするかなというような議題としても検討委員会の中では上がっておりますので、そこらの関係もあるし、あそこはちょっとフロアを打ち抜くというのもちょっと厳しいかなというところで、今のような現状をもっとよそのできたら議員言うように、そちらの方向で改善をしていければ、なるべく職員のいる方で執務ができればいいかなというふうに思いますけど、やはりちょっと厳しいという今状況であります。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 蒲江の振興局、1階のフロアにみんないなさいというわけじゃあなくて、1階と2階に分かれているんで、2階のフロアに局長がデスクを置くというのはどうですかということです。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） それはもう検討していきたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 私も聞くところによりますと月2回ぐらいですね、振興局長が集まって総務部部長・課長と会議をやっているということなんですけど、この会議の内容がですね、ちょっと報告事項が多すぎて、それは当然八つも振興局があるわけなんですけど、報告だけでもだいぶ時間が掛かると思いますけどですね、もうちょっと建設的で振興局内のですね、改革についてどうしたらいい、こうしたらいい。自分がもし振興局長になったらですね、こういうところを改革したんだと言えるようなですね、もうちょっと建設的な会議というのはなされるんですかね。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 今毎月というか2週に1回本庁の方で部長会を行っております。当然それには市長・副市長、それから11名の部長が入って行っております。その中でいろんな討議されたのをそれぞれの部がそれぞれ持ち帰りまして課長会の中で伝えていってると。いわゆる市の行政、そういうのを伝えていってると。当然振興局長は総務部に属しておりますので、総務部としては総務部の中の課長、それから振興局長を集めて部長会が終わったあとにです

ね、必ず会議を行っておると。それとその中に必要があれば当然市長・副市長も出てきてまたそこでいろんな討議をするというふうになっております。それで改革の話とか、今出ておりますけど、やはりこれは総務部の行財政改革の中で一応振興局の中のヒアリングはずっと行ってきております。それでその中でいろんな案が出てくるといふことで、行革の方に結びつけていくように今やっております。以上です。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 先ほどのですね、例えば1階の局長のデスクの位置なんですけど、これも局長に任せるといふうな、強制ではないんですよ。だからその辺の強制ではないんですけどやっぱり統一性をですね図ってほしいと思うんですよ。そして振興局長が集まって2週に1回ですか、ということは大体月に2回ぐらい集まるわけです。2か月に1回ぐらいはですね、普通の会社だったらヒヤリ・ハットとか改善提案というのをですね、出すわけなんですよ。そういうふうに改善提案、振興局改革提案っていう形でもいいじゃないですか。2か月に1回ぐらい統一してそれを局長に出させてもらって、そして行革に役立てるといふうなですね、システムづくりをしたらどうでしょうか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 先ほど申し上げましたけど、いわゆるその振興局長会議の中でもいろんな話は出ております。ただそれをまとめていくのがある程度行財政改革というその持ち場があります。そこで振興局についてはヒアリングを行いながらいろんな条件を聞きながら改革に結びつけていきたいというふうなことで今やっております。それで総務部の先ほど言いました総務部の中の会議の中でもいろんな、どこの振興局においてはこういうことだという話は出ております。だから今のところその振興局長会議、その中といわゆる実務等やっております行財政改革の中で振興局の意見は十分取り入れていってあるというふうには思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 続きましてウに移ります。振興局2階の有効利用について、弥生は2階を商工会に貸しています。各振興局で可能な所は格安で募集をしてみたいかがでしょうか。現在は宝の持ち腐れであるように思われます。また、平日の昼間は一般市民の会議場等に提供してみたいかがでしょうか。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） それでは井野上議員の御質問にお答えいたします。振興局の2階の有効利用についてでございますが、各振興局の庁舎は合併後に余裕スペースができております。この余裕スペースの利活用につきましては、各振興局や地域と十分協議を行い、地域振興や住民サービスの向上につながる有効な活用方法を検討しなければならないというふうに考えております。ただ、庁舎内には多くの個人情報が入っていますので、それらの保安管理上の問題などを整理をしながら対応していかなければならないというふうに考えております。以上です。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 先ほども言いましたように、弥生は商工会に貸しているということで、場所代がただで光熱費ぐらいで非常に格安でいいんじゃないかなあと思っております。また2階が空いている振興局はですね、是非観光協会とかNPO団体、その他各種団体等にですねど

んどん貸していくべきではないかなあと考えております。管理対応も非常に大変とは思いますが、是非行ってほしいと思います。また、一つの方法としましても、小・中学生のすね書道・絵画の作品の展示とか、高齢者学級等で陶芸等いろいろなすね立派な作品等もございまして、是非その辺の2階を有効利用するためにも展示会場として使ってみるといのはいかがでしょうか。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えをいたします。議員御指摘のとおり、各振興局の通常2階部分につきましては、常に空き部屋になっておりまして、めったに使っていないような状況でございます。地域住民からの要望があれば当然貸出しもしないわけではありまけれども、各振興局には各地区公民館、あるいは自治公民館等の集会所等が十分整っておりますので、各種団体、グループ等の会議はそちらの方を利用しているというのが現状でございます。したがって、議員の高齢者、子どもさんの展示スペースにしてはという部分の御提案でございますけれども、当然そういった要請、あるいは市の主催事業で展示会場としてそういった話があれば当然貸出しもしていきたいと思っておりますし、利用も特にしてほしいと願っております。以上です。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 振興局2階の有効利用については、PRといたしますか、広報活動を活発にやっておりますね、募集等を行っていただきたいと思っております。

それでは大きな2点目の消防についてお伺いをいたします。まずアの機能別消防団についてお伺いいたします。ここ近年少子高齢化により、消防団員の減少が非常に激しく、また加入者はなかなかいないというのが現状です。若い団員はサラリーマンが多く、昼間は働きに出掛けています。もし火災が発生した場合、現地まで行くのに時間が掛かり、消火が大変遅れます。消防団OBなどが中心となって機能別消防団員に加入し、消防署、消防団、地域住民が連携して地域を守ることが急務だと思います。今後、機能別消防団の必要性和団員の拡大をどのように考えているのかお伺いいたします。

議長（小野宗司） 伊東消防長。

消防長（伊東宇三実） 井野上議員の質問について答弁いたします。機能別消防団員についてですが、議員御指摘のとおり、消防団員の確保対策は重要課題として消防団内部で検討協議が行われてきました。その結果、団員のサラリーマン化により昼間の消防力低下が懸念される佐伯市の現況に即し、その内容において実効性のある機能別消防団員の制度を導入し、加入促進に取り組んできたところであります。御承知のとおり、機能別消防団員とは、地域における火災等の初期消火活動等特定の活動、役割を担う団員のことで、これまでに本庁及び8振興局の職員48名、うち女性2名が、また団員確保の困難な宇目、本匠、直川の3地区にあっては主に消防団OB53名の方々にそれぞれ居住地区における機能別団員として加入をいただいた結果、平成21年4月1日現在の団員数は1,960名となり、昨年の1,893名に比べ63名の団員増が図られたところであります。今後、昼間における地域の消防力強化のため、市職員はもとより消防団OB、地区民に対し加入促進を図っていきたくと考えております。また、団員の拡大につきましては、各事業所の協力をいただき消防団員が活動しやすい環境づくりをしていながら、拡大を図っていきたくと考えております。以上です。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 佐伯市連合消防団の基本ライン、機能別消防団員の条例定数は2,080名に対して今消防長からありました1,960名ということなんですけど、私その消防団のですね地域別のをもらいまして、こうやって見ますとやはり旧佐伯市、鶴見、そして蒲江のですね団員数が少ないように思われます。この3地域のですね拡大を今後どのようにしていくのか、計画等あれば答弁をお願いいたします。また、消防団員のいない地区に対してはですね、やはり今後消防整備の充実を図っていかなければいけないと思っておりますけど、その辺の見解もあれば答弁をお願いします。

議長（小野宗司） 伊東消防長。

消防長（伊東宇三実） 旧佐伯、鶴見、蒲江の団員の確保対策と計画についてですが、団員の任命権は団長であります。団長会議の意向を踏まえながら、団員確保に向け対応してまいりたいと考えております。なお、本年度の国の特別交付金事業によりまして、佐伯市全域を対象に初期消火用として消防ホース格納箱を設置するため、6,000万の予算計上をし、初期消火体制の整備を図っていくところであります。以上です。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） これはですね、臨時交付金を充てての6,000万円だと思います。ホース格納庫等をですね消防設備の充実を図るということなんですけど、ホースいわゆる筒先等を格納庫の中に保管していてもですね、やはり訓練をしなければどのように使うのか分からないというふうな状況ではないかなあと思います。消防団員がいればですね、年に二、三回は放水点検等を消火栓を使ってですねやるわけなんですけど、こういった消防団員がいない地区に対してはやっぱり消防署が行ってですね指導をですね、設置したあとにはすぐやるような計画をしているのかどうか。お伺いいたします。

議長（小野宗司） 伊東消防長。

消防長（伊東宇三実） 消火栓の取り扱い等につきましては、団員が連絡を密にしながら積極的に指導していきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） その点よろしくお願ひしたいと思ひます。また、9月7日のですね新聞等に消防長も見たかと思ひますけど、豊後大野市で専門学校生等23名の方が女性消防団に加入という、このような記事があります。これはですね、23名のうちの12人は地元の医療技術専門学校の学生で、平均年齢も若く25歳ということなんですけど、佐伯はこのようですね、医療の女性が多い専門学校等はないわけなんですけど、病院のですねやはり看護婦さん、介護士さん等はですね、それに負けないぐらいの人数がこの佐伯市広い中いるんじゃないかなあと思っておりますので、また総務省の消防庁はですね、女性の団員を促進するように昨年の9月各都道府県等に呼び掛けて、私も消防署に行った時ポスターを見たんですけどね、女性消防団員募集というふうなですね、その辺の女性消防団員の加入についての何か対策等を考えておりますか。

議長（小野宗司） 伊東消防長。

消防長（伊東宇三実） 後ほど出てきますけれども、消防団協力事業所と、そういう枠の中で若い女性の消防団員等の確保に向けて団幹部の中で十分検討していただいて、前向きに検討していきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 続きまして、イの消防団協力事業所についてお伺いいたします。佐伯市ではまだ協力事業所はですね、私の調べたところ1社と聞いていますが、やはりこの趣旨を十分に理解していただいて、もっと増やすべきではないかなあと考えておりますけど、いかがでしょうか。

議長（小野宗司） 伊東消防長。

消防長（伊東宇三実） 消防団員の現状は約7割がサラリーマンであります。各事業所等に消防団活動への理解と一層の協力をいただく中で、団員の活動環境を整備したいとの趣旨で、消防団協力事業所表示制度を導入したものであります。この制度につきましては、具体的には各事業所等にあつて消防団活動への協力に関する幾つかの項目について積極的な取組をしていると認められる事業所に対して表示証を交付し、事業所に掲示していただくといった制度であります。次に、認定の基準となる協力項目ですが、1に従業員が消防団員として相当数入団している事業所等。2に従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等。3に災害時等に資機材等を消防団に提供するなどの協力をしている事業所等。4に従業員による機能別消防分団等を設置している事業所等。5にその他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等となっております。このいずれかの項目に適合していれば認定をするといった内容になっております。この取組の強化については、御指摘のとおり非常に重要なこととの認識のもと、団長会議においてもこの取組をしっかりとお願いしてきたところであります。その結果、1社は別に現在、米水津地区において20社近い事業所が申請を行いたとの申し出があり、手続を進めているところであります。今後とも他地区においてもこの制度が理解され、多くの消防団協力事業所が認定されますよう、加入促進を図っていきたいと考えております。以上です。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 消防団協力事業所について、先ほど答弁で米水津地区で20社の申請が今あるということなんですけど、これは大変私もよいことだと思っておりますけど、どうしてそんなに多いのかですね、簡単に理由が分かれば教えてほしいのと、またそれを見習ってですね、今後ほかの地域も、この協力事業所の普及に努めなければいけないと思っておりますので、お願いします。

議長（小野宗司） 伊東消防長。

消防長（伊東宇三実） 米水津地区の消防団協力事業所が多い理由については、団幹部と振興局職員が積極的に事業所を回って加入促進を図った結果と認識をしております。今後とも市報、ケーブルテレビ等による広報とチラシ・ポスター等を各事業所に配布し、加入促進に努めたいと思っております。また、加入した場合のメリットといたしましては、地域への社会貢献を果たしているという事業所のイメージアップにつながるものと考えております。以上です。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） ほかの地域もですね、やはり消防団等連携し、また振興局などとですね団結して、この協力事業所の普及に努めなければいけないと思っております。私も消防団に加入しておりますので、その辺はですね協力をしていきたいと思っております。続きましてウの職員の消防団加入について、消防団加入者がなかなかいなくて各分団深刻な問題となっております。新入職員の団員加入はできないのか、お伺いいたします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 新入職員の消防団加入についてということでお答えします。新入職員の団員加入につきましては、基本団員、機能別団員を問わず、本人が入団する意思があれば別に加入できますということです。実際既にかかなりの職員が消防団に入っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 佐伯市ですね、職員も基本団員が251名、そして機能別団員が約53名と聞いております。しかし、まだまだ私は少ないんじゃないかなあと思っております。今後ですね、また増やすことが非常に困難なことだと思っております。強制ではないのですが、やはり豊後大野市辺りを見ても、消防署、そして病院の職員を除いてですね、職員が556命中273名の方がですね、約半数近い職員が消防団員に加入してるわけなんですよ。そして合併する前もこの佐伯市も旧佐伯市以外のところはですね、職員が高い割合で消防団員に入っております。やはり消防団員はですね、減少するばかりである現在のこの厳しい状況のですね歯どめをするためにはやはりですね、新入団員の強制はできないとは思いますが、やはり暗黙の了解での加入をしたらいかがでしょう。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 先ほどまあ言いましたけど、本人のこれはあくまでも自由意思ということで、今300数名ほど入っております。暗黙のちょっと了解っていうのが、どういうところを言ってるのかちょっと分かりにくいんですが、入った中で当然加入は今伊東消防長が言いましたけど、団長が任命権があるということで、各消防団で勧誘は多分していったらと思うております。ただあとはそれでも本人が入るか入らんかということで、入る意思があれば加入できるということで、あとは採用の時にという条件には、これはちょっと付けることはできないと思います。もし採用の時にというようなことがあればですね、それはちょっと無理かなというふうに思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 旧佐伯市以外ですね、地域ではやっぱりそれだけ団員が多いということはやはりそれなりの職員が多いということは、やり方といたら悪いけど、勧誘の仕方、方法があると思いますので、その辺は検討していただきたいと思っております。続きまして工の消防署の分署人員配置についてお伺いいたします。5分署のうち、上浦が3名、蒲江、鶴見、弥生、宇目が4名体制となっているわけなんですけど、緊急時にこの人数で対応が可能なのかをお伺いいたします。

議長（小野宗司） 伊東消防長。

消防長（伊東宇三実） 消防署の分署の出動体制について、緊急時にこの人数で対応可能なのかということですが、分署で火災があれば消防車、急病人やけが人があれば救急車で出動するという一人二役での対応を行っております。救急出動中の火災の対応につきましては、直近の署所からの出動はもちろんのこと、非直、公休職員を招集し出動するといった体制をとっております。職員数につきましては、標準団体規模で見ますと人口10万人で125名となっておりますが、佐伯市の規模で見ますと人口8万人で100人となります。一般職員は削減しておりますが、消防職員につきましては120人から125人の枠内で職員数を維持しております。当面は現行体制で対応していきたいと考えております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 例えばですね、火災が発生してやけどしたり、けが人が出ている場合は、4

人体制の分署の場合ですね救急車に2名、そして消防車に2名、4名出動という形になるんじゃないかなあとと思います。そして先ほど言いましたように、分署にはですね、非番や公休、そして近隣の分署から駆けつけるというふうな形になるとは思いますけど、その間ですね、駆けつける間、空白ができるんですよ。だれも留守番がないというような状況が発生するんじゃないかなあと私は思いますけど、やはり常にですね一人は電話番といいますが、留守番の方が対応するですね人がいなければ、ちょっといけないんじゃないかなあとと思います。この4人体制を私は5人体制にですね、人員の配置も難しいとは思いますが、5人体制にするべきではないかなあと考えております。上浦の場合はですね、救急車がないということで、消防車だけといって火災の時は3人いれば2人出動という形でいいとは思いますが、この4人体制の蒲江、鶴見、弥生、宇目に対しては5人体制の方がいいんじゃないかなあと素人考えで思うんですけど、いかがでしょう。

議長（小野宗司） 伊東消防長。

消防長（伊東宇三実） 分署の5人体制についてですが、現在署所の適正配置と事務組織の見直しについて内部検討をしておるところであります。私としましても内部努力をしながら、現場活動要員の確保に向けて努力していきたいと考えております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 最後にですね、市長にちょっとお伺いしたいんですけど、消防署の職員、人口10万人に対して125名、8万人に対して100名ということで、現在佐伯市の消防署職員は120名近くいるということなんですけど、私はまだちょっと少ないんじゃないかなあと考えております。なぜならばですね、新人の消防署の職員というのは6か月間消防学校で訓練をして、そしてまた救急救命士やいろいろな免許を取るためにですね、研修や学校にまあ二、三日ならいいんですけど、半年間も何か月もですね長期研修者が多いことも考えなければいけないということで、常時120名近い消防署員が佐伯市にいるというわけではありません。やはり現在、本庁の建設もやっていますし、今後分署のあり方も検討していかなければいけないと思えますけど、そういう中で行革ではですね、職員の削減をよく言われますが、消防に関しては計算上では不可能なですね状況も多く、また面積も九州一広いということもありまして、私は職員をですね、人数はですね逆にあと10名ぐらいは最低増やした方がいいんじゃないかなあと考えておりますけど、市長その辺の見解といえますか、答弁があればよろしく願います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 井野上議員より、消防職員につきまして言われましたが、先ほど冒頭にも述べましたように、部長級にしても数多くの職員を抱えながら、現在1,100名を割った状況になっております。こうした中に消防職員についてどのようにするのかということで、一般職との関係を見ながら消防職員は減員をしておりません。また現在言われましたように、新規で職員になったときに、半年近くほとんどの職員が研修しなければいけないということで、消防職員のみ採用については前期と後期に分けて、そうした負荷がないようにできるだけ人員確保に努めております。また、九州一広いと言っても903平方キロです。同じような形で大分県内で見たとときに、いわゆる日田・玖珠の広域でございましたが、ここは合計すると1,227平方キロあります。人口にすると佐伯市が8万ですが、こっちは合計すると10万人超えます。ここが全職員が99名います。佐伯市は人口が少なく面積も少なく、そうしたものを比べれば

20人も多いということで、こうした状況からみると佐伯市の場合は、先ほどいった標準団体規模ということで100人ということをおっしゃっていますが、私はこうした安心・安全の中で自分の在任中については何とかこの100人ですね職員を維持し、これから行革に向けて将来的にどうしてもという時にはまたそこで再論議をしていただきたいと。特に分署もたくさんありますので、こうした体制という中でやっていくのは議員が言われるように増加は非常に難しいと思っておりますが、できる限り、またそうした配慮をしながら、また新規採用につきましては救急救命士等を持つことによって、評価点を上げながらできるだけそうした訓練に出さず、また勉強に出さず即応性のできる職員の採用等も考えておくことを付け加えておきます。以上です。

議長（小野宗司） 井野上議員。

22番（井野上準） 消防に関しましては、人口10万規模の消防署職員の人数でいくというふうなことを聞きましたので、安心した次第でございます。以上をもちまして一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、井野上議員の一般質問を終わります。
これにて、一般質問を終結いたします。

日程第2 議案の上程（提案理由説明）

議長（小野宗司） 日程第2、議案の上程を行います。

議案第129号、財産の取得について（緊急通報システム機器）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） ただいま、本定例会に追加上程されました議案について御説明いたします。

議案第129号「財産の取得」につきましては、本市の緊急通報システムの再構築に伴い、緊急通報システム機器を株式会社愛ことばから購入することに関し、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、追加上程されました議案の概要の説明を終わらせていただきます。
何とぞ御協賛賜りますようお願い申し上げます。

平成21年第6回佐伯市議会定例会追加上程議案一覧表

議案番号	件名
第129号	財産の取得について（緊急通報システム機器）

日程第3 議案質疑

議長（小野宗司） 日程第3、議案質疑を行います。

議案第108号から第129号まで、及び諮問第5号、第6号、並びに認定第1号、第2号、以上26件を一括して議題といたします。

議案第108号につきましては、質疑の通告がありますので、発言を許します。

3番、高司政文君。

3番（高司政文） お疲れさまです。お疲れのところ申し訳ありませんが、議案質疑をですれ続けさせてもらいたいと思います。3番議員の高司政文です。議案第108号、平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）の歳出2款、総務費第3目、財産管理費のうち11番、新庁舎建設事業について質疑いたします。新庁舎の建設については、総務常任委員会に私所屬していませんので、詳しく聞く機会がありません。また、内容につきましては新庁舎の件で市民の中からいろいろ出されている疑問をぶつけていくという形にしていきたいと思いますので、執行部の皆さんは、市民に対して説得あるいは説明するという気持ちですれ、答弁していただきたいと思います。現庁舎については、昭和39年の建築で45年たっているということで老朽化がまず問題になります。いずれは壊れると思いますので、建て替えないといけないと思いますが、今回それに加えて耐震が問題になっているわけです。市民の中から、市役所が壊れるくらいなら一般の家は全滅だという人もいますので、初めに現在地で想定されている最大震度は幾らか。また、その震度でも現庁舎が崩壊する危険があるのか、またその根拠は何かをお聞きします。次に、昭和39年の現庁舎建設以降の最大震度は幾らで、またその地震を含め地震による被害が過去現庁舎にあったかどうかをお聞きします。三つ目に、耐震補強をした場合の費用は幾らと見積もっているのかをお聞きします。それから市民の中には、学校や蒲江の振興局など公共施設で耐震が問題になっている施設はほかにも幾らでもあるのではないかとこの疑問が出ていますので、どこどこが耐震上問題になっているのかをお聞きしたいと思います。5点目に、市民の中には市民の暮らしが大変なのだから市庁舎は後回しにするべきだとか、景気がよくなるまで待つべきだという声がありますが、市としてどう答えるのかをお聞きします。6点目に、先日市報と一緒に説明文書を配布しておりますが、何か慌てて出したような感じでありすが、市民への周知はこれで十分と考えているのかをお聞きします。7点目に、市の庁舎といえども政治問題になることであります。住民の合意を得るためにも、ほかの自治体では新庁舎建設で住民投票を行うことがありますれ、佐伯市は考えないのかをお聞きします。8点目に、4月の市長選挙で市長は庁舎建設の公約をしたかどうか。チラシを見ましたれ載っていなかったようにありますので、どっかほかでしたとか言えばまたあれですれ、しなかった場合ですれ、どうしてしなかったのか、その理由をお聞きします。9点目に、佐伯市庁舎建設審議会の会長は、建設会社の社長もしている方でありすが、市民の中から、それでは建設の結論は決まったものという声があります。今更遅いと言えれ遅いのですれ、私も関係のある業界の人間が会長というのも問題があったと思いますれ、それで公平、中立な審議ができたのでしょうか。また、そういう疑念を持たれることを考慮して第三者を会長にする考えはなかったのかどうかをお聞きします。10点目に、このまま建設がもうもし決定した場合でありすが、その場合、設計内容に市民の意見が反映できるよう、市民が参画する場とか機関を設ける。あるいは市民アンケートなどに取り組み考えはないかをお聞きします。最後に、財政面で考えた場合、市庁舎単独では単年度で市の資料を見ますと最高でも1億7,000万円の一般財源で済むと説明してありますが、これに歴史資料館や文化会館、中心市街地などの大型事業、さらにはその他の公共施設の耐震化事業などを、そういういろんな事業が加わった場合の試算はどうなっているのかをお聞きして質問を終わります。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） それでは高司議員の議案質疑についてお答えをいたします。まず1点目

の老朽化と耐震が問題となっているが、現在地で想定されている最大震度は幾らか。また、その震度でも現庁舎が倒壊する危険があるのか、その根拠はということでございますけれども、現在地で想定をされております最大震度につきまして、現在想定をされております地震は、今世紀前半にも発生する恐れがあり、2030年までの発生確率は40から50%であると言われております東南海・南海地震でございます。この地震による佐伯管内の震度は5強と想定をされております。ただし、あくまで想定値でありますので震源、地震の規模や伝わり方により、その数値は左右することは十分あるということをお理解いただきたいと思います。また、直下型や活断層による地震については、いつ、いかなる強度の震源がくるかは想定できるものではありません。その震度での倒壊の危険性と根拠につきましては、平成8年に実施をいたしました耐震診断において、阪神淡路大震災規模、マグニチュード7.3で震度7ということでございますけれども、この地震では倒壊の可能性があるという結果が出されております。現在の耐震基準は、その当時より厳しくなっておりますので、大地震時の危険性については変わりがないものと判断をしております。次に2点目の昭和39年の現庁舎建設以降の最大震度は、またその地震を含め地震による被害は過去にあったのかということでございますけれども、現庁舎建設時以降の最大震度とその被害につきましては、過去約10年間の資料しかございませんが、それによりますと、2006年6月12日、大分県西部を震源とするマグニチュード6.2の地震で震度5弱の揺れを記録をしております。被害につきましては、ガラスが割れたり、4階の議会事務局の前にある壁にひびが入るといったものでございました。3点目の耐震補強をした場合の費用は幾らと見積もっているのかということでございます。耐震補強の見積りに関しては、平成8年の耐震診断では約2億と見積もっています。ただし、その補強をした場合、耐震壁により多くの窓がつぶされ、庁内いたる所に壁ができ、庁舎としての機能ができなくなります。つまり、耐震補強は可能ではありますが、建物としては補強はできたとしても庁舎としての使えない建物になるということになります。次に4点目の市役所以外の公共施設で耐震上問題がある施設はどこどこかということでございます。市役所以外の公共施設で耐震上問題がある施設につきましては、佐伯市には100平方メートル以上の公共施設が923棟あり、そのうち200棟が耐震性が確認されておられません。その主な建物は小・中学校、文化会館、公民館で、現在佐伯市住宅建築物耐震改修促進計画にのっとり、耐震改修を進めております。さらに学校の耐震化につきましては、平成19年度から優先度の高い校舎から計画的に耐震化を進めているところでございます。次に5点目の市民の中には市民の暮らしが大変なのだから、市庁舎は後回しにするべきだ、景気がよくなるまで待つべきだ。という声があるがどう答えるかということでございますが、市民からの暮らし向きや景気の好転後ではいけないのかという声にどう答えるのかということにつきましては、市庁舎の建設は他の公共事業と違い国や県の補助事業や返済が優遇されず起債の制度がありません。通常は一般単独事業債という優遇措置のない起債での事業選択となります。しかしながら、合併特例債を活用することにより、一般単独事業債に比べて有利な条件で事業を行うことが可能となります。現段階の試算で、合併特例債と一般単独事業債の一般財源はそれぞれ27億円と64億円となり、その差は約2.3倍、額にしまして37億円の差が生じます。庁舎建設は老朽化や耐震強度の問題により、今後避けてはとおることのできない問題でございます。暮らし向きや景気が悪く厳しい時だからこそしなければいけない選択もあるのではないかとこのように考えます。その一つが合併特例債を活用しての庁舎建設であると考えます。合併特例債の期限

が平成26年度ですので、その期間内に事業が進ちよくすることが、ひいては市民に負担を掛けない選択になるのではないかと考えております。6点目として、市報と一緒に説明文書を配布しているが、市民への周知はこれで十分と考えているかということでございますが、市民に対する周知につきましては、決して十分であるとは思っておりません。今後パブリックコメントや市報、ケーブルテレビ等を活用して、ことあるごとに市民の皆様へ開示可能な情報はできるだけ時をおかずにお示ししたいと考えております。次に、7点目の他の自治体では新庁舎建設で住民投票を行うことがあるが、佐伯市は考えないかということでございます。お答えとして、新庁舎建設に対する住民投票を行うことについては、現時点では考えておりません。その主な理由の一つ目として、時間の問題が上げられます。先ほども申し上げましたが、合併特例債の活用を前提にした場合、平成26年度がそのタイムリミットとなります。今回の予算議案の上程につきましても、先に開催されました総務常任委員会の中でも各委員さんから、なぜ9月でなければいけないのか、もう少し遅くできないのかという御指摘もいただきましたが、合併特例債の適用を受けての建設となりますと、9月に関連予算案の上程をしなければ間に合わないスケジュールとなっております。二つ目の理由としまして、これまでの経緯が上げられます。庁舎建設に関しまして、市民の意見をお聞きするという目的で、平成20年2月27日に佐伯市庁舎建設審議会を立ち上げました。審議会には建設の必要性を始めとした庁舎建設に関する諮問を行っており、平成21年6月19日には審議会の全会一致での中間答申をいただいているところであり、近日中には最終答申をいただくことになっております。この審議会は各団体、地域の代表者、学識経験者で組織されていますので、すべての市民の意思を代弁するという形にはなりません。様々な議論をしていただく中で、行政ではなく、市民の立場で判断をしていただいていると思っております。さらには、合併時に作成をいたしました新市の建設計画や佐伯市の総合計画の中でも庁舎建設をうたっているところであり、以上のことを考慮したときに、住民投票の実施は現段階では考えておりません。続いて8点目の市長選挙で庁舎建設の公約をしたか。しなかった場合、その理由を聞きたいということでございます。市長の一期目の任期中につきましても、先ほども申し上げましたが、庁舎建設審議会に庁舎建設の必要性等についての諮問をしており、まだ審議会の答申が出ていない状況でありました。したがって、その答申結果を待っている状況でもありました。そのため、まだ公約の一つとしてよいという判断ができる段階ではなく、公約として挙げられなかったのではないかと考えております。次に9点目の審議会の会長は建設会社の社長であるが、市民の中から、それでは結論が決まったものという声がある。関係のある業界の人間が会長というのも問題があると思うが、公平・中立な審議ができたのか。また、第三者を会長にする考えはなかったのかという御質問でございますが、審議会の会長の御質問に関しましては、前にも述べましたように、審議会の委員は各種団体、地域の代表者、学識経験者で組織をされております。本審議会の委員の委嘱に当たっては、各種団体をどこにするかという議論の中で、議員御指摘のとおり事務局でも庁舎建設に係る団体は入れない方がいいだろうという判断をして入れておりません。そういった中で、会長は商工関係の代表ということで委員として委嘱をさせていただいており、その後、委員の互選により会長に選出をされたものであります。したがって、委員はそれぞれの代表という立場を御理解いただき審議をいただいております。また、会長に至っては、更に公平・中立な立場で審議会を代表し、会務を総理していただいていると確信をしております。次に10

点目の建設が決定した場合においても設計内容に市民の意見が反映できるよう、市民が参画する場、機関を設け、あるいは市民のアンケートなどに取り組む考えはないかということでございますが、市民の意見反映、参画の場、機関やアンケートにつきましては、既に審議会の各委員から新庁舎に関する要望をたくさんいただいているところであります。これらを基に佐伯市新庁舎建設基本構想を作成いたしまして、パブリックコメントを募集し、皆さんの御意見の聴取を図るように考えております。次に11点目の財政面で考えた場合、市庁舎単独では単年度で最高でも1億7,000万円の一般財源で済むと説明しておりますが、これに歴史資料館や文化会館、中心市街地などの大型事業、さらにはその他の公共施設の耐震化事業などが加わった場合の試算はどうなっているのかということでございます。試算につきましては、新庁舎単独の試算を行う前に、本市全体の投資的経費についての試算を行っております。それにつきましては、未確定の事業を含んでいたこともありますが、非常に厳しい結果となっております。しかし、その結果を踏まえて、行革は今後の財政収支見通しを作成しており、投資的経費については事業の選択と調整を行うことで一定の方向性を出しております。庁舎建設についてはその範囲内での施工を考えており、その他の事業についても同様の考えで進めていく所存でございます。以上でございます。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 一般質問と違って、一問一答じゃあないんでね、なかなかやりにくいですけど再質問します。新庁舎の建設についてですね、先月来私も佐伯民報というね形で市民に配布してます。大体これに似てるんですね。それから配布したあとにですね、やはり市民の方からね直接電話いただいたり、幾つか意見が上がってます。やはりその意見というのが今さっき聞いたこと。疑問が多いわけですね。だからさっきいろいろの間審議会ともいろいろやってる十分だとは思わないけどと言ってましたけどね、しかし積極的にそれは市の言うとおりだというふうなね意見がなかなか返ってこないということなんですよね。それで建物そのものはもちろんいずれは建て替えなきゃいけないと思いますけど、だからそれ自体を否定するというわけじゃあないんですけどね。しかし、さっき言ったことですね新築以外にほかに方法がないのかとかですね、それから本当に財政的に大丈夫とかね、市民が納得してるのかとか、資料にあるように56億も掛けなきゃいけないのかとかね、そういう疑問というのがですね、やはり一つ一つクリアしていかない限りはですね、建設をね強引に進めるということはこれは良くないと思うんですよ。ですから、今回は最大級の大型事業でもありますのでね、これ私たち議員も本当に慎重な判断が求められると思いますので、その点踏まえてですね、再度ね聞いていきたいと思っておりますけど、まず耐震の問題ですけど、ちょっと部長が震度の話しましたけど、私がいろいろ調べたらですね、地質調査地震ですか、調査委員会というのがあってね、そこはねもっと上を言ってるんですね、佐伯市ここ、ここですね、蒲江の方じゃあなくてここ、震度6弱相当以上なるかとかね想定されると言ってるんですね。だから確かに地震というのはね震度7までいかないまでも6弱とかね、それを超える想定というのは書いてます。南海地震で佐伯市とね。大分県の佐伯市だけがそういう震度がというふうに言ってますから、それは確かにそのとおりだと思いますけど、それとちょっともう一個耐震強度の問題ですね、総務常任委員会の資料を読みますと、耐震補強については検討した結果、不可能と判断してると書いてますけど、さっきもちょっと答弁してましたけどね、しかし平成8年の時の耐震診断でしょそれはね。それから13年経過してるわけで、その間の技術革新

というのがねある中で、耐震方法がほかにないのかなあというのがまだね疑問と思います。総務常任委員会の質疑聞いてますと、いやほかになかったんですわという言い方を何かしてはますが、実際にどういう調査を実際にねしたのかどうかとかいう、その辺のことはどうか答弁がなかったようにありますから、不可能という判断をしたのがいつ判断したのかね。その後、平成8年以降にそういう耐震診断のほかの方法はないのか。実際、例えばどういうものを調べたのかですね、その辺をちょっと具体的に聞きたいと思います。それから学校などほかに耐震の必要などがありますというふうに言ってましたけど、そのこのところの関係でね、それでも新庁舎をねやっぱりやっていかんといけんだという、そういうふうなですね優先順位というんですかね、そういうふうな話し合いもちゃんとしたのかどうか。その点だけ、したと思いますけどまあ確認のためですね聞きます。それからねちょっとまあそれですけど、新庁舎がですね規模が大きいからね、当然中央の、当然じゃあないですけど中央の大手ゼネコンがやっぱり入ってくるんじゃないかと考えるんですけど、私たちはやっぱりね地元ですね、それだと地元の孫請け、ひ孫請けで地元が潤わないというふうに思いますからね、やっぱり学校とかねそういう耐震もまだ遅れてるところをねどんどん優先してやっていった方がいいんじゃないかという思いもありますのでね、その方が地元の業者にとっていいんじゃないかと思いますので、その辺どう考えてるかお聞きします。それからね、建設のスケジュールの話ですけど、今年ですね2月18日付けで地域開発調査特別委員会が提言を出してますね。それを読むとですね、昨年11月26日に地域開発調査特別委員会が執行部から受けた説明ではね、建設スケジュールの先送りはやむを得ないと書いてますね。合併特例債の平成26年までのね建設のスケジュールを先送りしないといけないという。それは2月18日付けのね調査特別委員会の提言なんですよ。それから3月15日付けの市報ではね、今年ですよもちろん今年の3月15日付けの市報では、2月20日の第3回佐伯市庁舎建設審議会を開催して、新庁舎建設を慎重に審議とあります。ね、ところが選挙が終わってですね、6月16日の庁舎建設審議会では、突然必要であって合併特例債の対象期間が最適というね中間答申を出したと。8月1日のね市報にも書いてますが、今年ですね途中まで先送りはやむを得んと、要は選挙前ですね。先送りはやむを得ないとあったのが、急にね終わったあとに合併特例債の期限内でないといけんだというのはね、どうしてそうなったのかちょっと納得がいけないところがありますね。その辺はちょっともう1回、これは僕は市長に聞きたいところです。部長が答弁することじゃないと思う。市長選挙の問題で私聞いたんでね。部長が市長の選挙の参謀でもしたんならそれはいいですけど、これはやっぱり市長が答えるべきだと思うんですよ。やっぱり私がねあのね市長、勘ぐって悪いですけど、市長選挙があるからねやっぱり選挙の前にはまあ悪いけど玉虫色じゃあないけどね、どっちともとれるような表現をして終わったらねとにかくやっぱり建てるようにしたから早く決めてくれというようなですね、そういう印象を持つんで、市長自身がねそんな意図があったんか、なかったんかね、その辺気持ちをですね聞かせてほしいと思うんですね。それからね審議会をよく例に出します。これがもうね市民の声を聞いたんだというね、一番悪い典型ですよ。市長思い出してくださいね。市長が最初の時に選挙に出た時に、これねごみの有料化の問題で市長が当選したようなもんですよこれ、その時のね前の市長さん、やっぱり審議会で有料化という結論を出して、いやもう審議会がねごみ袋有料化するからと言って出してきてそれは通ったんですけどね。しかし、合併の選挙の時には市民が怒ってね、市民がそんなこと認めてないぞといって市長が凍結ね、

見直しというような公約を出して当選したんでしょ。だから審議会というのはですね、本当に市民の合意を得てるかと言ったらね、本当疑問なんです。みんなそう思ってると思うんですね。そこら辺をねちゃんと私はね頭に入れとってほしい。今回のそのあともそうでしょ。ごみ袋を今度値下げ見直しをするとね言うこと、これは僕は逆に言ったら世論がね強かったと思うんです。これは議会否決しましたけどね。だからそういう審議会というのはですね、単に市民のこういう本当に代表してるかと言ったらね、やっぱり言えない部分が結構あるんですよ現実にはですねそういうことがありましたからね。その辺でねもう1回聞きたいんですね。本当に市民の合意を得たと思ってるのかね。ここ大事なことだと思うんですよ。佐伯はいつもそうやって強引に決めたあとですね、市民が怒るんですね。だれがそんなこと決めたんかと、自分たちはねそんなことを頼んだ覚えはないとかね、そういうふうな不満があとから出るからね、いろんななんちゅうんかな問題が起きるわけです。だから逆に言うたら市の方がですね積極的に市民にね、今部長が大きな声でずっと答弁しましたけど、本当にそんな気持ちで自信があるんならね、何で市民の方にこう向けて、なんちゅうんかな、聞かんのかというふうに私は思うんですね。いろんな市報だのなんだの言いますけど、もう私はね直接市民の声を聞くというのはやっぱり説明会をしたり、住民投票をしたりですね、いろんな今回だったら選挙があったんだからね、市長選挙で真を問えばよかった。皆さんどうですかと、今ここまでこういうね審議して私は建てたいと思ってますけど、合併特例債を利用してね建てたいと思ってますけどどうですかと言えばよかったんです。その辺のところはね疑問に思いますので、それは市長の答弁ですけど、あと合意を得ているかという問題ね。そこはもう1回聞きます、それからね住民投票の話ですけど、新庁舎の建設の是非というのはですね、全国で相当ありますやっぱりね調べたら、それで住民投票が提起されたところはいっぱいあるんですよ本当。で言えば実際にですね住民投票をしたところがあります。例えば、山口県の岩国市ね、ここは艦載機の問題があったんでね、これは佐伯市と全然事情が違いますけど、それから提起をされたけど実際やったかどうか分からない。例えば、小金井なんかはね1票差で否決されてます住民投票がね。そういう自治体もあります。ほかにもですね、例えば岩手県はね八幡平市とかね、埼玉の北本市、沖縄県は石垣市とかね、浦安市も千葉のね、それから下関とか小牧、愛知県のね。茨城県は八千代町というところがしてます。そういうところがいま。それから茨城県はねつい先日、稲敷市というところがあってね、ここは新庁舎建てるか建てないかね、市長選挙のやっぱり争点になったと。ちょっと結論はどっちが通ったかちょっと聞いてないんですけど。とにかくそういうふうな争点があると。どこもですねやはり住民運動がね起きてるとというのが特徴ではあるんですけどね、やはり佐伯市もその気になればやれないことない。確かに時間的にないかも知れませんが、住民投票が無理ならねやっぱそれに代わるだけの公聴会したりね、住民説明会したり、やっぱり徹底してですね、住民の声を聞くという姿勢を見せる。そういうことをするということをね、必ずやっぱやってほしいと思いますので、その点もう1回ですね聞きたいと思います。それからね財政の問題ですけど、部長その前に何か資料を出したんですかね、ちょっと私は記憶にないんですけど、別々にやっぱりね、今回みたいに市の新庁舎の時の財政資料、それは分かりますけどね。やっぱりこういうもんとかいう時どうなんかというのはね、やっぱりまとめた資料というのはほしいと思うんですよ。それがやっぱり一つ要るなど、そしたらいろんな事業を含めて起債の償還の状況とかね、一般会計の収支の見込みとかですね、そういうのを含めた資料を

やはり出して欲しいと思いますので、今ここで出せとは言いませんけど、もう一度ですねその点は求めてちょっと再質問を終わりたいと思います。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。6点ですかね、数多くいただいたんですけど。まず、1点目の平成8年に行いました耐震調査のその後といいますか、これにつきましてはですね、その業者からの診断結果を受けまして、判定委員会という組織がございます。これは構成がですね、大学教授からそれから業者の代表、それから県の職員の代表ということで、その判定委員会の中で判定結果を市の方にもらっておりまして、それを受けて先ほどから答弁をしていることでありまして、その結果、その以降についてはしたがって調査してないと。平成8年の9月です。が1点目です。それから優先順位の確認の関係ですけども、これは先ほどもちょっと申し上げましたけれども、市の計画に基づきまして建築住宅課の方に建築士がおります。彼らが諸々の調査をしながら順位を決定をし、優先度の高い校舎から計画的に作業をしてるといふことの報告を受けております。それから先送りの関係です。これは当然委員会の中ではそういった当時の部長が答弁をしておりますけれども、庁舎の建設そのものについての先送りをしたわけじゃあなくて、若干スケジュールが下がるという意味合いで説明をしたわけでありまして、当然、先ほどちょっと触れましたけれども、当時のスケジュールから随分下がっているということの中で、その委員会での説明後、検討委員会あるいは審議会の中でいろんな協議もしてきました。議会からの提言もこういう形でいただきましたという状況の中で、じゃあ一体どの方法が一番いいのかということになったわけでありまして、検討委員会では、先ほども言いましたけれども、どうしても財源の問題が深くかかわってきます。したがって、特例債の適用期間中という形になったわけでありまして、同様に審議会でもそういった方向に最終的になったということもございます。そのほか、財政の問題もさっきちょっといただきましたけれども、これ委員会の中でもすべての事業については報告しておりませんが、平成26年度までの財政見通しという形の中で、投資的経費を80億円に設定をしながらの今後の見通しを数字的に表わして説明をした経緯もございますけれども、高司議員が言われるような個別の年度を追っての所管の計画とか、そういった部分の資料はまだ出してはおりません。住民投票にかかわる部分は先ほどちょっと触れましたけれども、どうしても合併特例債適用期間中に庁舎を完成させたいというような部分がありまして、大きくは時間的な問題もありますけれども、現時点ではそういう予定はしていないということでございます。市民合意の部分でございますけれども、先ほどから申し上げておりますとおり、審議会を住民の代表という形で私どもとらえておりまして、その中でいろんな形の御意見もいただいております。先ほどちょっと申し上げましたけれども、すべての市民に対して御意見を聞くということはなかなかできませんので、その代表という形で御意見を伺ったということでございます。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 高司議員より、今年市長選があったのにどうしてそれを挙げなかったのかという形でのしゅうございましょうか。市長選があったのにそれをどうして公約として挙げなかったのか。この新庁舎建設の審議会につきましては、2月20日に最終的に審議会を開きながら、ここである程度方向づけができるかということを見たわけですけど、方向づけができず慎重な意見が交わされたわけですね。私にとりましてこれが第1回目の会議ではなく、

平成20年の2月27日、要するに1年前から庁舎に対しての審議会の会議を開いております。よくさっきごみの関係も言われましたが、私はちょっとそこ分らないんですけど、値上げを審議したのが、その1回だけの審議会での値上げ審議で決定したのか、ちょっとそこは分かりません。いろんな中で結論がいろいろあったと思いますけど、この庁舎にしてもこの20年2月に最初に審議会を立ち上げ、方向づけをということで審議会に出してありました。また中には、相手候補についてはもうはっきりと庁舎建設してないんだと言い切った方がおります。私はこうした方向づけができておりませんが、行革の成果を出し、必要な公共事業については基金を取崩してもやりたいということは言わせていただいております。ただ、庁舎の建設についてはやるぞということはその場では言っておりません。そのことだけ申し上げておきます。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 市長の口からちょっと言いましたけどね、そうですね、実際ほかの候補者の方は言っていました。見直しとかね、分庁方式でいったらどうかとかですね言っていました。私はだから市長自身が私はね、さっき審議会のねごみの問題を出しましたけど、私は審議会そのものが本当の市民のね声を代表したとは言えないということを思ってますのでね。そういうふうな言い方をしてます。ちょっと実はですね、ある人がですねちょっと私もいろいろ話す中で、私の資料ですかねこれ見て、新庁舎の件だれが決めたんかとかね、市民にちゃんと意見を聞いたんかと言うてね、市役所に電話したそうなんですよ。それでその時に出了た、電話に出た人これだれか分かりませんがね、議員が市民の代表だからね議員が決めるから市民の声聞かんでいいんだと言ってね切ったらしいんですよ。けしからん話で、我々もさっきのね部長も市長もそうやけど、審議会の話とかいろいろ言うけど、本当にね市民の声を聞く姿勢というのがですね見られんからね、こういう電話を受けたね職員がバカなことをね答弁するんで、こんなことを言うんなら執行部要らないわね、議員がもう全部じゃあ市の市政をやっしまえばいいわけで、そんなことを言うんならね。ちょっとねとても民主主義というかね市民が本当に負託を受けてねえ、全体の奉仕者として公務員としても情けないけど、そういうふうな姿勢がねやっぱり見られるんですよこういうところにですね。強引にこんな大きな事業を決めてしまうと。あとから禍根を残すことになるからね、こうやって議案質疑してるんです。もう1回ですね、審議会の問題は今言いましたけど。それともう1個反論しとかないけん。部長がね建設スケジュール先送りというねことをちょっといいましたけどね、この中心市街地活性化に関する提言はね、何書いてるかというのと、11月26日執行部からその検討結果が本特別委員会で示され、中期的な財政シミュレーションの内容が明らかとなった。その結果は合併特例債が利用可能な平成26年度までに完成するという当初説明した建設スケジュールを先送りをやむを得ないとするものである。これ私は単純に読んだらね、平成26年度までの合併特例債を使ってのね建設は先送りはやむを得ないというふうに判断したということじゃあないんですか、これ、ねえ部長。さっき何かいやそんなことはという感じで今答弁しましたけど、これ見たら明らかにそういうふう書いてるでしょ。これじゃあ地域開発調査特別委員会のこれ提言うそですかこれ。私はこれを見てああそういうふうに理解した。だから選挙がね前後して結論がこんなに変わるもんかなあとね、いうふうに疑問に思って何度も聞いてるわけです。そこら辺がね経過が不透明はっきり言って、部長自身も何かちょっと言いましたけど、何かこう不透明ですよ。その辺どうか私は疑問が解けません。今日は

これしか場がありませんので、聞きようがないんですけど。その辺何かあったら教えてください。それから平成8年9月判定委員会、さっき私が言ったように平成8年の9月以降ないんでしょ結局ね。耐震補強の問題について議論してないわけじゃないですか結局は、だからそこを言いよるわけです。それから13年もたってるのにね、その間いろんな何とか建設だのいうのはいろんな耐震方法を開発して、そりゃここに適応するか分かりませんよ最終的にね。しかし、いろんなことをやっぱりやってるんだから、佐伯市も当然ね何十億も掛かる、ひょっとすりゃ数億で終わるかもしれないわけやから、やっぱりもう一度ですね立ち返って、その間のね十数年間の間にそういうことが再度検討する余地がないのかというのはね、きちっとやっぱり調査をするべき。そういう根拠をもってですねやはり議会には提案するべきだというふうに思いますので、最後それだけ言ってちょっと質問を終わりたいと思います。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） 最後の根拠の関係ですけれども、私どもはそういった部分に精通したわけではございませんので、その調査結果を受けて、判定委員会という先ほど申し上げましたけれども、専門家の方々に構成する委員会ですけれども、そこがそういった判断をしていただいたので、その後について好転するような状況がないので、そのことをもって今まではずっと説明してきたということでございます。何か好転するような材料があれば改めてそういった部分の調査も必要だろうと思いますけれども、大変厳しいような状況があるということの中で、そういうふうに判断をしております。それから、先送りの関係ですけれども、先ほど議員が委員会の会議録の中での引用の文書がございましたけれども、私どもが2人の委員さんの方から質疑が出ておりますけれども、多少先送りはやむを得ない状況であり、財政状況を見極めながら検討していきたいというような答弁もしておりますので、また当時の久保田部長に話を聞いた際にもそういった、要するに建設そのものを先送りをしたわけではないと。ただ財政的に非常に厳しくなったんでもう一度見直し、見極めが必要だということの答弁をしたんだということでもありますので、その点御理解いただきたいと思います。

議長（小野宗司） 以上で、高司議員の質疑を終わります。

次に、議案第116号につきましては、質疑の通告がありますので、発言を許します。

19番、清家好文君。

19番（清家好文） 19番議員の清家好文でございます。時間もだいぶ下がりましたので、簡明に行いたいと思います。それでは、議案第116号、佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について2点お尋ねします。1点目、現行方式と変更後の方式の違いを説明してください。2点目、条例を廃止しようとするその理由と、廃止することによる効果を説明してください。以上。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えをいたします。先ほど1点目の御質問をもう一度お願いしたいと思っておりますけれども、通告書には1点しかなかったものですから。

議長（小野宗司） 清家議員。

19番（清家好文） 条例廃止と関連してありますのでね、現行方式と廃止後の方式の違いだけ。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。これは議員の1点目の質問にお答えすれば、すぐ御理解いただけるんじゃないかなろうかというふうに思っております。現在実施をしております個

人住民税、都市計画税を含む固定資産税及び国民健康保険税の3税を合算し、6月から3月までの10期で納付をしていただく集合納税方式というのをこれまでとっておりまして。今回これを廃止をしまして、それぞれの税目ごとに地方税法の納期に準じてそれぞれ徴収しようとするものでございます。これにつきましては、合併時、合併協議会において、その当時は旧佐伯市のシステムをそのまま利用して稼働しておりましたけれども、基本方針としまして、合併後5年以内に改めて見直しをしましょうという部分がございます。あるいはまた、平成18年の3月に策定されました行革プランの中で事務事業の見直し、コストの削減を図りましょうということの中で、平成19年の9月に情報化推進委員会で計画書が承認をされまして、平成19年の11月13日に開催されました全員協議会でシステムの再構築の報告をしております。そして12月議会におきまして、システム再構築の債務負担行為を議決をし、平成20年度から順次その作業を進めているというような状況でございます。そういった中で、廃止をしようとする理由としまして、まず1点目として、この集合納税は県下でも佐伯市のみが行っている納税方式で、電算プログラムも独自に開発をしており、毎年の税制改正のたびに開発、更新しなければならず多大なコストが掛かっております。それから2点目として、平成20年度から情報システム再構築事業を進めている中で、税務業務は基幹システムと連動しており、税務業務のみ単独で現システムを残すことは困難があると。それから3点目として、今後地方税法に準じた納期で3税ごとに徴収することになり、全自治体共通のパッケージにのることとなり、独自でプログラム開発や変更が不要となります。それから4点目として、集合納税は昭和63年度から旧佐伯市で採用され、当時積極的に推進をしておりました納税組織の強化と組織に分かりやすい徴収方法を提供してきましたけれども、個人情報保護の観点から、納税組合が平成19年度に廃止をされました。また、以前は6期でありました国保税の納期を10期とし、納付回数を多くすることで納税しやすくするとともに、徴収率の向上を図ることが狙いでもあったようであります。この国保税の納期につきましては、現行の10期のまま継続をする予定であります。またその効果ですけれども、一つとして、課税客体の異なる住民税と固定資産税、目的税であります国保税の認識が明確になりまして、課税内容も分かりやすくなるというふうに思います。その一方で納税義務意識の高まりも期待できるというふうに考えられます。それから2点目として、情報システムの再構築は市行政全体における経費削減でありまして、とりわけ税務行政においても度重なる税法改正に低コストで対応できるというふうに思われます。それから3点目として、全国的にもほとんどの自治体が単税方式を採用しておりまして、即徴収率の低下にはつながらないというふうに思われます。以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（小野宗司） 清家議員。

19番（清家好文） 部長、私がね一番心配することは徴収率が悪くなるのではないかとということが一番心配しとるわけですよ。単にですね徴収率が落ちたということであればいいんですけどね、特に国保の関係なんか徴収率が落ちるとやっぱり金銭的にペナルティと言ったら悪いですけど、影響がでるんじゃないかと。そういう場合が、当然大変なことになるんじゃないかと思っているわけなんですよ。そういうことも当然想定内のことだと思いますけれど、思ってるんですよ。そしてこの現行方式はね、特例方式もともこの条例の施行日は旧佐伯市代にさかのぼるんですかね、佐伯市代の昭和63年となっておりますね。したがって、その当時の旧佐伯市において何らかの理由があつてね、この方式が一番最良と先人の人々が考

え抜いて推定したものとおっしゃるんですが、しかし今の部長の言うのであれば、時代の流れと言おうか、本条例も初期の目的を達成して、その役目を終えたとして、よって廃止するという解釈でよろしいわけですね。それから最後にもう1点、補正予算のですね、P26ページ、持ってますかね、持ってないですかね、の2款、総務費、2項、徴税費、目の2のですね、賦課徴収費として委託料269万4,000円が予算化されてますが、本議決が可決された場合、来年度はどのような影響が出るのでしょうか。この2点をお尋ねします。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えをいたします。先ほど1点目のですね、この制度の改正につきましては、昭和63年度の採用時点の状況は詳しく分かりませんが、先ほどもちょっと廃止の理由の中でも述べましたが、納税組織が当然そこにはあったわけでありまして、その組織を通じて徴収をしていたと。その観点から動きやすく、徴収しやすい納期になったんじゃないかなというように思っておりますけれども、そういった中で国保税につきましては、現行と何ら変わりなく徴収をするようにしております。なお、固定資産と市民税につきましては、これまでの10期から4期に変わるわけでありまして、若干そこに戸惑いがあるかと思っておりますけれども、今後は住民への周知といたしますが、市報、ホームページ、あるいはケーブル、チラシ等で市民への依頼はもとより、金融機関への口座振替の推進、協力もお願いしてまいりたいというふうに考えております。それから、先ほどの269万3,250円の関係ですけれども、これは平成19年、20年度予算で新しいシステムを導入しております。固定資産システムの評価更新業務委託ということなんですけれども、平成21年の評価替えから土地評価をしており、今回導入をしました新システムで来年度以降も土地評価をするため、特殊な作業になりますので、今回業務委託をするということでございます。以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

19番（清家好文） 徴収率の、もうこれだけお願いというわけじゃあないんやけど、これ十分注意してシステムを稼働させていただきたいと思っております。これで終わります。

議長（小野宗司） 清家議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑を終結いたします。

ほかに御質疑ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

これにて、議案質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦について（候補者 多田洋子）、第6号、人権擁護委員候補者の推薦について（候補者 西嶋信子）、以上2件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第5号及び第6号につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

日程第 4 議案等の委員会付託

議長（小野宗司） 日程第 4、議案等の委員会付託を行います。

おはかりいたします。

付託委員会の朗読を省略いたしまして、お手元に配布いたしております議案等付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

平成21年第 6 回佐伯市議会定例会議案等付託表

議 案

番 号	件 名	付託委員会
第108号	平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）	分 割
第109号	平成21年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	教 育 民 生
第110号	平成21年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	教 育 民 生
第111号	平成21年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第1号）	教 育 民 生
第112号	平成21年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	建 設
第113号	平成21年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	建 設
第114号	平成21年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	建 設
第115号	平成21年度佐伯市水道事業会計補正予算（第2号）	建 設
第116号	佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について	総 務
第117号	佐伯市税条例の一部改正について	総 務
第118号	佐伯市都市計画税条例の一部改正について	総 務
第119号	上津川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	総 務
第120号	木浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	総 務
第121号	財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車及び林野火災用可搬式散水装置）	総 務
第122号	工事請負契約の締結について（平成21年度地交第1 - 26号市道臼坪女島線橋梁上部工（A1～P2径間）工事）	建 設
第123号	市道路線の認定及び廃止について	建 設
第124号	工事委託契約の締結について（佐伯市特定環境保全公共下水道蒲江浄化センター（仮称）建設工事）	建 設
第125号	佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について	教 育 民 生
第126号	佐伯市介護保険条例及び佐伯市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	教 育 民 生
第127号	佐伯市都市公園条例の一部改正について	教 育 民 生

第128号	工事請負契約の締結について（平成21年度鶴岡小学校北校舎改築（建	教 育 民 生
-------	----------------------------------	---------

	築主体)工事)	
第129号	財産の取得について(緊急通報システム機器)	教育民生

認 定

番 号	件 名	付託委員会
第 1 号	平成20年度佐伯市水道事業会計決算の認定について	建 設
第 2 号	平成20年度佐伯市公共下水道事業会計決算の認定について	建 設

請 願

番 号	件 名	付託委員会
第 1 号	佐伯市寡婦及び寡夫医療費助成に関する請願	教 育 民 生
第 2 号	天皇陛下御即位20年を祝す賀詞に関する決議を求める請願	総 務

議長(小野宗司) 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、15日から各常任委員会を開いていただき、25日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時32分 散会

平成 2 1 年 第 6 回

佐伯市議会定例会会議録

第 6 号 9 月 2 5 日

第6回 佐伯市議会定例会会議録（第6号）

平成21年9月25日（金曜日） 午前10時10分 開 議

出席議員の氏名

1 番	後 藤 幸 吉	2 番	矢 野 精 幸
3 番	高 司 政 文	4 番	清 田 哲 也
5 番	河 原 修 仁	6 番	矢 野 哲 丸
8 番	佐 藤 元	9 番	和 久 博 至
10 番	上 田 徹	11 番	御手洗 秀 光
12 番	清 家 儀 太 郎	13 番	日 高 嘉 己
14 番	玉 田 茂	15 番	榎 田 穂 積
16 番	三 浦 涉	17 番	宮 脇 保 芳
18 番	河 野 豊	19 番	清 家 好 文
20 番	江 藤 茂	21 番	渡 邊 一 晴
22 番	井野上 準	23 番	兒 玉 輝 彦
24 番	小 野 宗 司	25 番	浅 利 美 知 子
26 番	後 藤 勇 人	27 番	吉 良 栄 三 夫
28 番	芦 刈 紀 生	29 番	下 川 芳 夫
30 番	高 橋 香 一 郎		

欠席議員の氏名

7 番 井 上 清 三

出席した事務局職員の職氏名

局長 河原 盛喜

説明のため出席した者の職氏名

市 副 市長	長 西 嶋 泰 義	教 育 次 長	江 藤 幸 一
副 市長	長 山 本 清 一 郎	消 防 長	伊 東 宇 三 実
総 務 部 長	長 塩 月 厚 信	総 務 部 次 長 兼 上 浦 振 興 局 長	石 田 初 喜
財 務 部 長	長 川 原 弘 嗣	総 務 部 次 長 兼 弥 生 振 興 局 長	染 矢 隆 則
企 画 商 工 観 光 部 長	長 三 原 信 行	総 務 部 次 長 兼 本 匠 振 興 局 長	汐 月 良 喜
市 民 生 活 部 長	長 魚 住 慎 治	総 務 部 次 長 兼 宇 目 振 興 局 長	小 野 雄 司
福 祉 保 健 部 長	長 白 田 茂 達	総 務 部 次 長 兼 直 川 振 興 局 長	松 下 雅 史
建 設 部 長	長 戸 坂 富 士 男	総 務 部 次 長 兼 鶴 見 振 興 局 長	内 田 昇 二
上 下 水 道 部 長	長 酒 井 実	総 務 部 次 長 兼 米 水 津 振 興 局 長	福 泉 慶 一 郎
農 林 水 産 部 長	長 甲 斐 満 義	総 務 部 次 長 兼 蒲 江 振 興 局 長	高 瀬 精 市
	長 高 橋 満 弥		

議事日程第 6 号

平成21年 9月25日（金曜日） 午前10時10分 開 議

- 第 1 委員長報告（質疑）
 - 第 2 討論、採決
 - 第 3 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）
 - 第 4 特別委員会の設置及び同特別委員の選任
 - 第 5 議員派遣
 - 第 6 会議録署名議員の指名
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員長報告（質疑）
 - 日程第 2 討論、採決
 - 日程第 3 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）
 - 日程第 4 特別委員会の設置及び同特別委員の選任
 - 日程第 5 議員派遣
 - 日程第 6 会議録署名議員の指名
-

午前10時10分 開 議

議長（小野宗司） おはようございます。本日の平成21年第 6 回佐伯市議会定例会第24日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 委員長報告（質疑）

議長（小野宗司） 日程第 1、委員長報告を行います。

各委員会に付託されました議案22件、及び認定 2 件、並びに請願 2 件、計26件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、後藤幸吉君。

総務常任委員長（後藤幸吉） 総務常任委員長の後藤幸吉でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案 1 件、予算外議案 6 件、及び請願 1 件、計 8 件につきまして、去る 9 月16日・17日、ともに委員全員出席のもと委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

16日は、まず議案第108号、平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第 3 号）のうち、本委員会所管の部分についてを議題とし、審査いたしました。

携帯鉄塔施設整備事業及びユビキタスタウン構想推進事業については、執行部から、資料の配布とともに特に説明したいとの申し出がありました。資料につきましては、議員皆さんに配布しておりますので、説明は要旨のみとさせていただきます。

まず、携帯鉄塔施設整備事業 5 億768万円については、執行部から、今回整備する地域は、

知事のふれあいトークやゆうゆうの里アンケートにおいて、特に要望の強かった佐伯の大越、宇目の西山、本匠の山部及び上津川の4か所に鉄塔を整備するもので、併せて行う伝送路のみの整備については、鶴見の梶寄、本匠の小川、直川の井大及び宇目の河内の4か所に整備し、佐伯市がこの伝送路を引いたのち、NTTドコモが自前で基地局を建てることになっている。そのため、市としては同通信事業者に対し平成24年3月までにサービスを実施する旨の確約書を取っている、との説明がありました。

質疑に入り、一委員から、本事業を整備することにより、佐伯市管内ではどの程度のエリアで受信できるようになるのか、と質したのに対し、執行部から、au・ソフトバンクを含めると約9割は携帯が通じるようになる、との答弁がありました。

さらに一委員から、民主党の政権交代に伴い、事業を一時凍結するという懸念はないのか、と質したのに対し、執行部から、県において凍結しない旨の要望書を国に上げており、凍結されないよう期待している、との答弁がありました。

また一委員から、衛星電話で通信できる時代がすぐそこまで来ているはずで、時代の先読みはできているか、と質したのに対し、執行部から、衛星携帯電話は年々小型化されているが、通話料や機器が相当高く、現状の携帯電話の値段まで下がるにはかなりの年数が掛かる状況であり、鉄塔まで有線を引き、無線で飛ばす方式は今後もしばらく続くと考えている、との答弁がありました。

これに対し同委員から、費用対効果の面からその必要性を質したのに対し、執行部から、今回整備しようとする地域に入り、区長さんと話をさせていただいたが、地域の要望は切実なものがある。費用対効果のこともあるかも知れないが、是非こういう地域の要望をこのタイミングに合わせて実施していきたい、との答弁がありました。

次に、ユビキタスタウン構想推進事業4,864万5,000円については、執行部から、ユビキタスの定義は「いつでも・だれでも・どこでも」情報通信技術を使って住民サービスの利便性を向上しようとするもので、今回モデル事業により食と観光をテーマにした構想を提案している。インターネットを介し全国に発信し、佐伯市に多くの人に来てもらい、佐伯市のものを買ってもらおうというもので、日本文理大学と連携し、民間は佐伯市情報戦略会議を開催し、産官学連携によりシステム作りを行おうとするものである。この財源については、国の地域情報通信技術利活用推進交付金を100%充てている、との説明がありました。

質疑に入り、一委員から、既にマリカルチャーセンターはこのような事業を展開しており佐伯市を売り出しているが、競合するのではないかと質したのに対し、執行部から、現在申請しているこの事業が採択されれば、インターネット上で「佐伯市」と検索すれば一番先に出てくるのが佐伯市の情報が詰まったポータルサイトが現れ、このサイトからマリカルチャーやいろんな民間企業等のホームページに飛んでいく形になる、との答弁がありました。

この答弁に対し同委員から、業者はこれと同じ業務について経費を掛けて行っており、この事業を実施することで業者は二重の経費が掛かるのではないかと質したのに対し、執行部から、この事業が採択されると、将来的に組合等を作って運営していただくことを考えているが、新たに組合に加入される際は、会社のPRのため幾らか経費を負担していく形になる、との答弁がありました。

この答弁に対し同委員から、その組合を作る委託先はもう既に話をしているのではないかと

と質したのに対し、執行部から、そのような形はでき上がっていない。事業参画については、協議会を作りたいと考えている、との答弁がありました。

また同委員から、この予算を計上する以上は、その計画を委員会にすべて提出すべきとの意見が述べられました。

引き続き、通常の予算審査の方法により款を追って審査いたしました。

歳入の主な質疑では、一委員から、19款、5項、3目、雑入のうち、8の情報ネットワーク雑入4,182万6,000円について質したのに対し、執行部から、鶴見大島の元ノ間海峡における伝送路切断事故に係る補償費3,276万円を始め、その他伝送路移設に掛かる補償費である、との答弁がありました。

歳出に入り一委員から、2款、1項、3目、財産管理費のうち、新庁舎建設事業813万8,000円の内訳について質したのに対し、執行部から、内訳はプロポーザル選考委員の報償費240万円、先進地視察の旅費40万8,000円、測量業務の設計委託料533万円となっている、との答弁がありました。

また一委員から、今9月議会に計上しなければならない具体的理由は何か、と質したのに対し、執行部から、佐伯市の工程は平成22年1月から基本設計に入り、平成26年度が完成で5年3か月間を要す。日田市の庁舎は4年ぐらいの期間を掛け、平成5年に完成している。この日田市と本市で条件が違うのは、耐震偽装事件に起因し、第三者機関による審査が始まったことで約3か月。日田は免震構造ではないが、現在建てる庁舎はほとんど免震構造になっており、これは建築基準法第38条の大臣認定を要し、この場合の評定業務に4か月。当該免震構造工事に約2か月。さらに、日田市の場合は杭打工事を行っていないが、佐伯市の場合、和楽造った時の杭の長さが40から50メートル入っていることを想定し、その地質が同程度と仮定すれば杭打工事に約4か月。さらに3,000平米以上の土地は、条件によって開発行為の許可を要す可能性がある。これらを総合的に勘案し、合併特例債の最終年度である平成26年から逆算した場合には今回の補正がタイムリミットである。今回の補正で予算を計上しないと工程が遅れ、平成26年度に合併特例債が充当できず、一般財源になるのではないかとの懸念がある、との答弁がありました。

この答弁に対し、一委員から、3か月工程を延ばす余裕もないのか、と質したのに対し、執行部から、この9月議会での予算計上がぎりぎりの線と判断している、との答弁がありました。

予算説明書のページは進み、債務負担行為に関する調書に入り、一委員から、「新庁舎建設事業基本・実施設計委託料」1億3,936万4,000円を計上していることに関し、その内訳を質したのに対し、執行部から、基本設計が4,415万6,700円、実施設計が9,520万6,650円である、との答弁がありました。

さらに同委員から、基本設計と実施設計を合わせて債務負担として設定しなければならない理由を質したのに対し、執行部から、基本設計と実施設計は同時発注を考えている。その理由は、基本設計で打ち合わせた内容が実施設計に網羅される形になるため、これを合わせて債務負担行為として設定する必要がある、との答弁がありました。

さらに一委員から、この債務負担行為限度額は何を基準に算出したのか、と質したのに対し、執行部から、以前から説明してきた延床面積1万4,800平方メートルを基準に算出したもので、この1万4,800平方メートルが延床面積の上限との考え方を持っており、基本設計の段

階で、規模を小さくし、なるべく節約できるような方向で進めたい、との答弁がありました。

また一委員から、債務負担行為は当初予算に計上すべきではないのか、と質したのに対し、執行部から、現計予算の813万8,000円が可決すれば、それからプロポーザル等の準備を行い、この基本・実施設計は平成22年3月までに契約を予定しているため、債務負担行為として設定しておかないと契約ができない、との答弁がありました。

これに関連し同委員から、プロポーザルによる業者選定の時期を質したのに対し、執行部から、平成22年1月を目安に考えている、との答弁がありました。

また一委員から、執行部は、庁舎を建設することに関して、佐伯市民から全面的に理解を得られたとの前提で進めているのか、と質したのに対し、執行部から、市民コンセンサスが十分で上がっているとは考えていない。ただ、これまで議会で説明してきた経過、さらには審議会委員の方々から市民を代表して十分なる意見をいただいた、との答弁がありました。

また一委員から、先の本委員会の所管事務調査において、ありのままを市民に周知徹底してほしいと要請していたが、全戸に配布したチラシは建設ありきになっていないか、と質したのに対し、執行部から、チラシについては、限られた紙面の中で、必要性・規模・事業費・財源なりすべて出したと認識している。このチラシに対する反響は、問い合わせの電話が3件のみで、庁舎の必要性については、ある程度市民の方に理解を得られたのではないかとこの気持ちは持っている、との答弁がありました。

この答弁に対し一委員から、このチラシは市民の方に新庁舎建設の是非をうたっていない、との意見が述べられました。

ここで、地方自治法第105条の規定に基づき、議長から、総務常任委員の意見として、市民の皆様が納得する市庁舎建設の判断材料を市民の方に与え、賛成してもらわなければならない。その意味において、合意の形成が成されていないから、先ほどから3か月・6か月が待てないかと言われている。それに対し、執行部の答弁は正確さを欠き、不親切である。日田市の例における答弁で、「4年ぐらい」と発言しているが、プロポーザルによる業者が決定して「3年」で完成している。委員会運営上の観点から、正確な情報を委員に与えるよう要請いたしました。

執行部から、4年と発言したことに関し、その行き違いについて説明がありました。

審査は刻一刻と進み、質疑終了間際、一委員から、予算修正動議を提出したいので、休憩を求めたいとの動議が出され、協議会に切り替えました。

再開後、修正動議提出の意向を受け、今9月議会で予算を計上しなければならない工程上の客観的理由について資料要求するとともに、本議案の審査についてはいったん中断し、翌日に改めて審査する扱いといたしました。

次に、議案第116号、佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について、第117号、佐伯市税条例の一部改正について、及び第118号、佐伯市都市計画税条例の一部改正について、以上3件を一括して議題とし、執行部に説明を求めました。

執行部から、まず議案第116号については、現在佐伯市では個人住民税・都市計画税を含む固定資産税・国民健康保険税の3税を合算し、6月から3月までの10期で納付する集合納税方式を採っている。今回、この特例による条例を廃止し、税目ごとに地方税法の納期に準じて、平成22年4月1日から、それぞれ単独で徴収しようとするものである。この集合納税方式は旧佐伯市において昭和63年から採用されている。しかし、これは当時佐伯市独自で開発

したプログラムであり、昨今の税制改正のたびに開発・更新しなければならず、多大なコトが掛かっている。また、個人情報保護の観点から、納税組合による徴収も平成19年度までで廃止となっている。徴収率については、全国の自治体のほとんどが地方税法に即した納期であり、大きな影響はないと考えている。以上のことから、佐伯市税徴収等の特例に関する条例を廃止しようとするものである。

また、議案第117号については、固定資産税に係る賦課期日以降、固定資産の調査、価格の決定等の諸手続に相当の期間を要するため、平成22年4月1日から第1期の納期の「4月1日から同月30日まで」を「5月1日から同月31日まで」に改めようとするものである。

さらに、議案第118号については、地方税法第702条の8により、都市計画税の賦課徴収は固定資産税と合わせて行うことになっており、議案第117号と同様の理由により、同様の改正をしようとするものである、との説明がありました。

質疑に入り、一委員から、今改正に伴う徴収体制について質したのに対し、執行部から、現在収納は12名で行っており、税目ごとの徴収ではなく地区ごとに人を張りつけているため、現在の人員で何とかやっつけていける、との答弁がありました。

質疑を終え、討論、採決の結果、議案第116号、第117号、及び第118号、以上3件につきましては、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第119号、上津川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、執行部から、当該計画を策定するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備計画のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により提出するものである。その事業内容は、上津川機庫に現有している小型動力ポンプ付積載車は平成2年に配備し消防活動を担ってきたが、配備後19年が経過する中で老朽化が著しいため整備するもので、事業費は472万5,000円であるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第119号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第120号、木浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、執行部から、辺地に係る公共的施設の総合整備計画のための財政上の特別措置に関する法律第3条第5項の規定により提出するものである。事業内容は、現有している小型動力ポンプ付積載車は落水機庫分が平成2年配備後19年が経過、西山機庫分が平成4年の配備後17年が経過する中で、共に老朽化が著しいため整備するもので、事業費は651万円を計上しているとの説明があり、慎重審査の結果、議案第120号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第121号、財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車及び林野火災用可搬式散水装置）は、上浦・弥生・本匠・宇目・直川・鶴見の各消防団に配備している小型動力ポンプ付積載車12台と林野火災用可搬式散水装置27台を新たに配備するため購入しようとするもので、購入の方法は、県内3業者、県外2業者による指名競争入札を行い、大分市の新日本消防設備株式会社が落札。購入金額は、4,408万4,250円である。予定価格が2,000万円以上のため、佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提出するものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第121号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号、天皇陛下御即位20年を祝す賀詞に関する決議を求める請願を議題とし、審査いたしました。

本請願は、議会に対し決議を求めるものであり、願意が明らかであることから、執行部及

び紹介議員の出席は求めない扱いを委員会で確認いたしました。

直ちに討論に入り、挙手採決の結果、全会一致により、請願第2号は、採択すべきものと決しました。

この請願の採択に伴い、会議規則第14条第2項の規定に基づき、決議案の提出についてはかりました。

採決の結果、請願に記載されている決議案により、委員長名をもって議案を提出することに決しました。

本日の審査はこの程度にとどめ、散会いたしました。

翌17日は、議案第108号、平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会所管の部分についてを改めて議題とし、質疑を続行いたしました。

一委員から、ユビキタスタウン構想推進事業に関する質疑を行いたいとの申出があり、全体の質疑が終結していないことから、委員長においてこれを許可いたしました。

一委員から、11項目にわたって質疑が述べられたのち、この予算に反対するものではないが、疑惑が生まれる節があるので今後4,800万円の使い道について追及していく、との強い意思表示がありました。この11項目の答弁については、「議決に影響しない」との判断から、後日文書により委員会に回答するよう、求めたところです。

次に、前日の委員会において、「今9月議会に予算計上しないと平成26年度までの完成は無理であるという客観的理由」について、資料の要求をしておりましたので、執行部に説明を求めました。資料については、議員皆さんのお手元に配布しております「新庁舎建設事業予定工程表」ですので、説明は省略させていただきます。

質疑に入り、一委員から、今年の10月から予定しているパブリックコメントの手法に関し、新庁舎建設の是非を含め意見を聴取するのか、と質したのに対し、執行部から、基本構想案に限って市報やインターネット等で意見を聴取するものであり、建設の是非に関して意見を聴取するものではない。建設の是非については、今議会で関連予算が可決されれば、新庁舎を建てることを前提に基本構想案について意見を聴取するものである、との答弁がありました。

さらに一委員から、本委員会の所管事務調査において、委員会としての結論は出したが、市民の合意の形成を図る観点から、予算計上までに「市民のコンセンサスを得るよう努力してほしい。」と言ってきた。それに対する周知方法はチラシ1枚なのか。もう少し市民の中に入って市民の意見を聞き予算が計上されるべきではないのか、との見解が述べられました。

さらに一委員から、新庁舎建設事業は佐伯市にとって一大事業である。このときこそ、最高責任者である市長が市民に直接問い掛けるなり、自分の気持ちをコメントしなければおかしなことになりはしないか、と質したのに対し、執行部から、市長は今議会冒頭の諸般の報告の中で、「審議会の答申内容を真しに受けとめ、今後は皆様の御意見を聞きながら適正な事業の進ちょくに努める。」と報告している。なお、この関連予算が可決されれば、当然市長が適切な場で話をするようになる、との答弁がありました。

この答弁に対し一委員から、市長は建てるのが決まって市民に説明するのか、との意見が述べられたのち、さらに一委員から、市長は、「市民と直接話をしたい」といつも言っているが、それが表に出ていない、との見解が述べられました。

これに対し執行部から、これまでの経過を重要視してほしい。前期の議会では特別委員会

に説明し、今期は総務常任委員会で議論し、その中で9月議会に予算を計上すると話している。現時点においては、粛々とスケジュールに沿って進めるしかない、との答弁がありました。

この答弁に対し一委員から、9月議会で可決をみたいのであれば、なぜ市長自らがその必要性をケーブルテレビ等で市民にわかりやすく説明しないのか。なぜそういう手段も講じずにここに至っているのか、との強い見解が述べられました。

議論は工程表に戻り、一委員から、日田市は約50億で36か月、視察を予定している西尾市は約70億で39か月、佐伯市は56億で63か月掛かり2年長い工程となっている。この工程を短縮し、当初予算に計上すべきではないか、と質したのに対し、執行部から、西尾市の場合は、基本設計と実施設計を2年掛けて行い、その後見直しを行い、39か月となっている。その期間を考慮すると5年弱ほどになる、との答弁がありました。

この答弁に対し同委員から、佐伯市の工程表と同じ期間を要しているのであれば、西尾市は70億で佐伯市とは規模が違う。佐伯市は56億で西尾市より延床面積も狭いため期間に余裕があると考え。本来このような重要な事業は当初予算で計上すべきで、補正で計上すべき問題ではない。工程上で短縮できる箇所は絶対ないと断言できるのか、と質したのに対し、執行部から、これがタイムリミットだと、限界だと判断している。仮に、工程が遅れてしまうと、その分の事業は合併特例債の充当ができないため、遅れることは避けなければならない、との答弁がありました。

これに関連し一委員から、合併特例債の繰越が可能であれば平成28年3月までに終わればよいことになるが、繰越はできないのか、と質したのに対し、執行部から、繰越は基本的に可能である。ただし、繰越する場合は、平成26年度までに終わる予定であったが、どうしてもやむを得ない事情があり、その理由を国等が認めなければ繰越はできない。仮に平成27年度にずれ込んで、繰越が認められなければ合併特例債の対象にならず、一般財源ということになる、との答弁がありました。

また一委員から、5年3か月のうち、3か月短縮できないのか、という話をしている。その3か月間を利用して、執行部として市民に周知する方法を考えるべきではないか。議会としても市民に対して公聴会等を開くなり、いろんな手法でもう少し市民の真意・是非を問いたい。その時間が必要であると言っている。執行部としては、このままスタートして間違いないと判断しているのか、と質したのに対し、執行部から、答弁が繰り返しとなるが、これまでの組織の中で十分議論をいただいた。市民すべてに聞くことはできなかったが、その代表者からいろんな意見を拝聴した。執行部としては、仮に3か月延びたとしても、その間どういった手法で何をするかは、現時点では全く考えていない。当初から示しているこのスケジュールで進めていきたい、との答弁がありました。

ここで一委員から、議論が平行線をたどり、繰り返しになっていることを踏まえ、質疑終結の動議が出され、質疑終結後、休憩いたしました。

休憩中、佐藤元委員から、原案に対する修正案が委員長に提出されました。

委員会再開後、議案第108号、平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）に対する修正案を議題とし、提出者の説明を求めました。

佐藤元委員から、原案の補正予算案は、歳入歳出それぞれ13億5,666万9,000円が追加されているが、総務費に新庁舎建設事業として813万8,000円が計上されている。この事業をすべ

て減額し、この財源である歳入は、合併特例債500万円、財政調整基金繰入金313万8,000円をそれぞれ減額し、歳入歳出予算の補正額を13億4,853万1,000円とするものである。さらに、この事業に関連し、債務負担行為補正として「新庁舎建設事業基本・実施設計委託料」1億3,936万4,000円が計上されているが、この項をすべて削除する修正案である。

その理由は、本委員会の所管事務調査において、新庁舎建設は、耐震性・耐久性等の観点から、「建設に反対をするものではないが、市民に周知徹底が図られていないので、9月議会に上程する前に、市民に対し徹底してほしい旨の要請をしたが、執行部は何らこのことを聞き入れず、あたかも1回のチラシで終わったという言動であり、市民に対して納得のいく説明がなされていない。あわせて、日田市や西尾市の建設の事例から、佐伯市の新庁舎の建設に関する日程等を勘案したとき、まだまだ市民の皆さんの同意若しくは市民に対する説明の時間は十分にあると考えている。以上を総合的に勘案したとき、新庁舎建設関連の予算計上は、時期尚早であり、修正案の提出に至ったとの説明がありました。

修正案に対する質疑に入り、ページを追って審査いたしました。

一委員から、新庁舎建設事業813万8,000円について、新庁舎建設への足懸かりを残す意味において千円予算としなかった理由を質したのに対し、提案者から、市民の合意形成という観点から、委員会で出された意見を聞き入れておらず、予算を上げてくること自体に問題があると考え、千円予算でなくゼロ予算とした、との答弁がありました。

さらに一委員から、改めて確認するが、今回の9月議会に限った修正案か、と質したのに対し、提案者から、今回に限ってのゼロ予算である。反対する理由が払しょくされ、改めて上程されれば、またその時点での判断になる、との答弁がありました。

修正案に対する質疑を終結し、原案及び原案に対する修正案を一括して討論を行いました。

原案に賛成の立場で、一委員から、合併特例債を活用することが絶対条件であり、それには取り掛かる時期が重要となる。市民の声については、自分が知っている限り新庁舎建設に対する賛否を言わない人が多い。ここは市長とともにリーダーシップをとる必要がある。市民の声を代弁するのが我々議員であり、その議員はある程度意見の一致をみている気がする。そうであれば、引き延ばす必要はない。そういう気持ちがあるのなら、少しでも早く取り掛かるべきである、との原案に賛成の意見が述べられました。

これに対し、修正案に賛成の立場で、一委員から、合併以来、新庁舎の建設は推進派である。しかし、これまでに経緯にう余曲折があり、先送りの問題等も広く市民は知るところである。市民の合意形成という観点から、もうしばらく時間が必要であるとの理由で、修正案に賛成の意見が述べられました。

あわせて、修正案に賛成の立場で、一委員から、現位置で合併特例債を活用し新庁舎を建て替えることには賛成である。建替えの時期を逃すと、財政的に私どもの子どもの世代に到底建て替えられる状況にないと思う。このようなことから、建替え自体には申し分なく賛成である。しかし、これまでの委員会の中で議論の争点になっているのが、執行部の職員ではなく、市長の市民に対する語りかけの言葉という点であり、この点において正直不満を持っている。したがって、スケジュール的な厳しさは努力を要請し、今回に関しては、トップである市長からの直接の周知の期間が必要であるという、その一点において、修正案に賛成の意見が述べられました。

討論終結後、原案に対する修正案について、採決の結果、挙手多数により、議案第108号に

対する修正案は可決すべきものと決しました。

引き続き、修正可決された部分を除く本委員会所管部分の原案について、採決の結果、議案第108号のうち、修正可決された部分を除く本委員会所管部分の原案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。なお、報告漏れ等がございましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） なければ次に、建設常任委員長、三浦渉君。

建設常任委員長（三浦渉） おはようございます。建設常任委員長の三浦渉でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案5件、予算外議案3件、及び認定2件、計10件につきまして、去る9月16日、委員全員出席のもと委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第108号、平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会所管の部分について、款を追って審査いたしました。

まず、歳入においては、一委員から、第13款、第2項、第7目、土木費国庫補助金について、橋梁費補助金が歳入で計上されているが、歳出のどの部分に入っているのかと質したのに対し、執行部から、6月と8月補正で一般財源で計上したが、国庫補助が決定したので、組み替えたとの答弁がありました。

歳出においては、一委員から、第8款、第2項、道路橋梁費について、道路新設改良と橋梁維持費の予算区分を質したのに対し、執行部から、維持補修するのではなく、補修するにあたって橋梁の調査を行うための経費であるため、道路改良に計上したとの答弁があり、慎重審査の結果、議案第108号のうち、本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第112号、平成21年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第113号、平成21年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第114号、平成21年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第115号、平成21年度佐伯市水道事業会計補正予算（第2号）については、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第122号、工事請負契約の締結については、執行部から、平成21年度地交第1-26号市道臼坪女島線橋梁上部工（A1～P2径間）工事にかかる工事請負契約を一般競争入札により、契約金額、1億4,910万円、川田建設株式会社大分営業所を相手方として締結したいとの説明があり、一委員から、資料不足で説明がわかりにくい。この先の工事の状況がどのようなになるのかと質したのに対し、執行部から、21、22年度の2年間の工事になるとの答弁がありました。

また、一委員から、路線の完成予定について質したのに対し、執行部から、収用手续があるので、時期の確約は困難だが、来年の秋には完成させたいとの答弁がありました。

また、一委員から、この道路の事業期間、事業区間、用地の確保状況、一般競争入札に市内の事業所は入っているかと質したのに対し、執行部から、事業期間は、平成13年から平成22年、事業区間は、臼坪川から寿司好し側までの間は都市計画課の街路事業で、臼坪川から

A 1 橋台までの間は、建設課の道路事業で行っている。また、用地の確保は、土地の収用を
手続中以外のものについてはすべて終わっており、一般競争入札に市内事業所の参画はない
との答弁があり、慎重審査の結果、議案第122号については、原案のとおり可決すべきものと
決しました。

次に、議案第123号、市道路線の認定及び廃止については、執行部から、今回認定路線が1
1路線、廃止路線が3路線の計14路線との説明があり、一委員から、市道認定する幅員は何m
以上が基準になるのかと質したのに対し、執行部から、都市計画区域外の道路は4m以上、
振興局管内は3m以上を基準にしているとの答弁がありました。

また、一委員から、11路線の認定にかかる地方交付税の増加見込みについて質したのに対
し、執行部から、地方交付税の算定基礎のデータに入れるため、額についてはわからないが、
増加分交付税は入ってくるとの答弁があり、慎重審査の結果、議案第123号については、原案
のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第124号、工事委託契約の締結について（佐伯市特定環境保全公共下水道蒲江浄
化センター（仮称）建設工事）は、執行部から、佐伯市特定環境保全公共下水道蒲江浄化セ
ンター（仮称）建設工事の工事委託契約を随意契約により、契約金額、4億1,450万円、日本
下水道事業団を相手方として契約を締結したいとの説明があり、一委員から、工事請負契約
ではなく、委託契約というのはどういう契約か、また、処理場を建設する自治体はこういっ
た形で契約しているのか、また、4億いくらかという多額な金で随意契約となっているが、こ
の金額が高いか安いのかの目安があるのかを質したのに対し、執行部から、佐伯市がそういう
部門を専門にする技術者が不足しているので、ノウハウを持つ事業団に一括してお願いした
い。日本全国の中で、ほとんど8割方は事業団に委託しており、大分県内のほとんどの市町
村が行っている。また、出資そのものを地方公共団体が行っており、多額な事業費を要する
とは考えていないとの答弁がありました。

また、一委員から、市内の公共下水道の浄化センターについて、過去にこのような発注方
法つまり随意契約はあったのか、また、設計委託、工事の発注についても事業団が行うのか
と質したのに対し、執行部から、過去には旧上浦町と旧鶴見町を事業団に委託している。ま
た、設計委託、工事の発注、あとの管理監督及び国からの監査や会計検査もすべて事業団で
対応するとの答弁がありました。

今回の随意契約については、下水道の処理場という特殊性から、最も経験と実績のある技
術者がそろった下水道事業団に委託するということが得策であるという結論づけによるもの
であり、特殊性があってもどうしてもそこしかないといったような場合には、随意契約をする
金額の上限というのは特に設けていないとの答弁がありました。

また、一委員から、下水道への加入見込みが低い、加入促進の対策を講じているかと質
したのに対し、執行部から、地元説明会や班長さん、あるいは区長さんを通じて、地元にと
ってはくどいくらいの加入促進を行っているとの答弁がありました。

また、委員外議員から、19年度の設計業務委託の金額と20年度の蒲江浄化センターの実施
設計業務委託の金額は佐伯市から事業団にどの程度の金額かと質したのに対し、執行部から、
19年度は全体計画書の作成分で300万円、20年度は処理場についての設計委託が4,300万円と
の答弁がありました。

また、委員外議員から、この浄化センターは蒲江全体の3,400世帯を対象としているのかと

質したのに対し、執行部から、蒲江の中心部を対象にしており、現在人口は2,250人であるとの答弁があり、さらに、蒲江の中心部だけということになれば、少し金額が大きいのではないかと質したのに対し、執行部から、蒲江の事業規模は27億から28億くらいと考えており、蒲江地区についてはこれが最適であるという判断のもとに始めているとの答弁があり、慎重審査の結果、議案第124号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第1号、平成20年度佐伯市水道事業会計決算の認定については、まず監査委員から、決算審査意見書に基づき総括的な意見として、水道事業の概況、経営成績、財政状況、経営分析について詳細に説明があり、委員から、水道で未収金がある場合はどのような措置をしているのかと質したのに対し、監査委員から給水停止を実施していると聞いているとの答弁がありました。引き続き決算書のページを追って、順次審査し、慎重審査の結果、認定第1号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号、平成20年度佐伯市公共下水道事業会計決算の認定については、まず監査委員から、決算審査意見書に基づき総括的な意見として、公共下水道事業の概況、経営成績、財政状態について詳細に説明があり、引き続き決算書のページを追って、順次審査いたしました。慎重審査の結果、認定第2号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） なければ次に、教育民生常任委員長、高司政文君。

教育民生常任委員長（高司政文） 教育民生常任委員長の高司政文でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案4件、予算外議案5件、請願1件の計10件につきまして、去る9月15日、委員1名欠席のもと、委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして、御報告申し上げます。

まず、議案第108号、平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会所管の部分について、款を追って審査いたしました。

歳入では、委員から、総括として政権交代の影響による予算の凍結はあるのかと質したのに対し、執行部から、県に確認したところでは、既に予算化できている臨時交付金等に対する凍結はないということで回答を得ているとの答弁がありました。

歳出に入り、委員から、3款、1項、2目、障害者福祉費のうち地域生活支援事業の内容を質したのに対し、執行部から、障がい者の方に、創作活動や生産活動の機会を提供するための地域活動支援センターへの委託料である。当初は施設利用者がいなかったが、急きょ利用者が現れたためのものである、また宇目地域にて日中一時支援事業ということで、障がいのある中学生をこれまでは小学生までしか預かれなかった児童クラブで預かってもらうよう事業を新設したものであるとの答弁がありました。

また委員から、10款、2項、2目、教育振興費のうち、小学校通学援助費の内容を質したのに対し、執行部から、3キロ以上の地域から通学している児童に対する通学援助費で、2学期以降のバス定期券分200万円と、鶴見野崎地区の路線バス廃止による、タクシーの借上料が35万1,000円であるとの答弁がありました。

また委員から、小学校費の総括として、教科書以外の副読本の公費購入についての現状を

質したのに対し、執行部から、小学校3・4年生で使う「わたしたちの佐伯市」という社会科の資料集のみ公費で購入しているとの答弁がありました。

これに対し、同委員から他市では副読本全部を公費で購入しているところもある、また、図書の購入費についても、1校当たり、また1人当たりとも県下で最低である、こういったことを踏まえ今後の公費での購入計画を質したのに対し、執行部から、他市の状況等を調査し検討するとの答弁がありました。

この答弁に対し同委員から、これから是非取り組んでいただきたいとの意見が出されました。

また委員から、10款、3項、2目、教育振興費のうち中学校スクールバス運行事業について、どの学校に対するものかと質したのに対し、執行部から、米水津中学校に対するもので、通学距離の基準の調整がつかず、今年度いっぱい従前のままの形で行い、来年度から市内全域統一した形で行うこととし、2学期・3学期分の費用を計上したものであるとの答弁がありました。

その他、各款にわたり、活発な質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第108号のうち本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第109号、平成21年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、第110号、平成21年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、及び第111号、平成21年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第125号、佐伯市国民健康保険税条例の一部改正については、執行部から、平成22年度より集合徴収が廃止され、国保税の納期も条例上の6期徴収に移行すべきところを、現行の10期徴収のまま運用するために所要の改正を行うものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、徴収率を質したのに対し、執行部から、平成20年度の徴収率は、92.16%で、調整交付金のカットというペナルティーをうける92%をクリアしているとの答弁がありました。

これに対し同委員から、来年度以降単税徴収に切り替わることによる徴収率への影響について質したのに対し、執行部から、単税課税になると税目ごとの収納となり、92パーセントをクリアするのが非常に厳しくなることが予想されるとの答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第125号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第126号、佐伯市介護保険条例及び佐伯市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、執行部から、佐伯市が徴収する保険料のうち納期限を経過したものについては、年率14.6%の延滞金を加算し、納期限の翌日から1か月経過するまでの間は、7.3%に軽減している。今回厚生年金保険法等の一部改正に伴い、期間1か月を3か月まで延長し、延滞金の軽減を図るための所要の改正を行うものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第126号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第127号、佐伯市都市公園条例の一部改正については、執行部から、佐伯市総合運動公園の管理について、指定管理者制度を導入することに伴い、所要の改正を行おうとするものである。平成22年4月1日から、佐伯市総合運動公園の管理を指定管理者に行わせることとし、その管理指定期間は3年間とする。また、利用料金制を導入し、利用料金は当該

指定管理者の収入として収受させることとするとの説明がありました。

これに対し委員から、総合運動公園のような収益の期待できない施設は指定管理に向かないのではないかと質したのに対し、執行部から、現在総合運動公園の収入は、約2,100万円で、支出は、約1億円あり、8,000万円ほどの赤字である。指定管理を行うことにより、削れる部分もあると思うが、指定管理に移行する最大の目的は、住民サービスがより提供できると考えるからであるとの答弁がありました。

この答弁に対し同委員から、経費が削れるのではとのことだが、住民サービスをより良くしようとすれば、経費は増え、逆に過度の利益を望めば、サービスが低下すると考えるが、と見解を質したのに対し、執行部から、現在正規の職員が3名と13名の臨時・嘱託職員で管理運営を行っているが、臨時・嘱託職員は雇用期間の関係で入れ替わりが早く経験も浅い、指定管理者が決まれば、職員としてノウハウをもって管理運営するのでより良い住民サービスが提供できるとの答弁がありました。

また委員から、総合運動公園は都市公園ということで、都市計画課と体育保健課の2つの所属で管理を行っていると考えるが、指定管理者は全部管理することになるのかと質したのに対し、執行部から、現在総合運動公園の管理については、市長部局から教育委員会部局へ事務委任を行っている。広大な施設ではあるが1つの業者に選定するよう計画しているとの答弁がありました。

また委員から、指定管理者が維持管理まで行うことになると、施設の修繕について、多額の経費が掛かるものも指定管理者が修繕を行うのかと質したのに対し、執行部から、指定管理者を公募する際の仕様書で修繕料がいくら以上のものは市が行うなどの取り決めを行うとの答弁がありました。

また委員から、現在プールの管理については、水泳協会に委託しているが、指定管理者を選定すると、二重の委託になるのではないかと質したのに対し、執行部からプールの運営に関しては危険度が伴い、熟練度を要するので水泳協会が管理するのが望ましいと考える。指定管理者がすべてを他の団体等に委託するのは禁止する予定だが、プールなど一部の運営を委託することは特に制約しないとの答弁がありました。

また委員から、「利用の許可に関すること」・「維持管理に関すること」・「運営に関すること」を指定管理者が行う業務と規定しているが、事故が起きた場合の責任の所在はと質したのに対し、執行部から、事故を未然に防ぐことが管理をするものの役目ではあるが、事故が起きた場合の責任の所在は、その過失の度合いによるとの答弁がありました。

これに対し同委員から、維持管理まで指定管理者が行うのであれば、施設の破損や故障等により事故が起こった場合は、維持管理の責任が問われると考えるが、すべて指定管理者の責任となるのかと質したのに対し、執行部から、ケースバイケースで、その事故の原因を追及し、責任の所在を明確にし、対応したいとの答弁がありました。

また委員から、土日及び休日の利用料金の三割増しについては、住民サービスの面からあえて三割増しにしなくてもいいのではないかと質したのに対し、執行部から今後の検討課題とするとの答弁がありました。

また委員から、通常市は指定管理者を公募する際は、公的な団体や、事前にNPO法人等育成するなどし、選定する団体を想定していたようだが、今回はどういう団体を想定しているのかと質したのに対し、執行部から、どういう団体が応募してくるか予想できないとの答

弁がありました。

また同委員から、どういう条件で指定管理者を選定するのかと質したのに対し、執行部からプロポーザルのような形で事業計画書の提出を求め選定するが、指定管理者としての的確な団体がなければ、今までどおり市が管理することを33条に規定しているとの答弁がありました。

この答弁に対し同委員から、他市では体育協会などが運営を行っている例もある、指定管理できるような団体を市が育成した後に指定管理制度へ移行したらどうかと質したのに対し、執行部から、将来展望を踏まえ指定管理に移行した方が良いと判断し、今回の条例改正にいたったとの答弁がありました。

また委員外議員から、現在経費が1億円、収入が2,000万円程度で、8,000万円程度の赤字だということだが、指定管理の委託料について質したのに対し、執行部から、指定管理の委託料については、今必要経費が1億円ということで積み上げており、可能な限り指定管理者に大赤字を負わせることはできないので、適正な価格で募集を行いたいとの答弁がありました。

その他、活発な質疑、答弁ののち、討論に入り、委員から、反対の立場で、指定管理者が行う業務の範囲が広く、そのため責任の範囲も明確でない。また、今どこが悪くてどうしようとしているのか、指定管理したらどう良くなるのか見えないので反対であるとの意見が出されたのち、挙手により採決を行い、賛成多数により、議案第127号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第128号、工事請負契約の締結について（平成21年度鶴岡小学校北校舎改築（建築主体）工事）については、執行部から、平成21年度鶴岡小学校北校舎改築（建築主体）工事に係る工事請負契約を締結することについて、佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。校舎は、鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積約3,300平方メートル。工期は、平成22年7月9日まで。契約金額が、5億6,280万円。落札業者は、鴻池・國護建設工事共同企業体との説明がありました。

これに対し委員から、市は常々方針として、市内業者が受注できるよう分割発注をするということを行っているが、今回の改築工事での分割発注の状況を質したのに対し、執行部から、建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事の3つに分けて発注しているとの答弁がありました。

この答弁に対し同委員から、電気設備工事、機械設備工事の契約金額を質したのに対し、執行部から電気設備工事が2,565万1,300円で機械設備工事が3,560万円であるとの答弁がありました。

さらに同委員から、建築主体工事と契約金額にかなりの開きがある。建築主体工事を分割発注はできないのかと質したのに対し、執行部から敷地が非常に狭いところでの工事であるため業者数をなるべく少なくすること、また1棟のつながった建物を他業者で施工するというのは非常にリスクを伴うので1社に発注したとの答弁がありました。

また委員から、発注基準があるのは分かるが、市内の業者を育てるという意味で、市内の業者同士で共同企業体を作り受注できるよう取り組む必要があるのではないかと意見が述べられました。

その他若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第128号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第129号、財産の取得について（緊急通報システム機器）については、執行部から緊

急通報システム事業は、平成元年度から開始しており、機器が老朽化したため、臨時交付金を財源として機器の刷新を行うものである。同時に検討課題だった受信場所を、現在の消防本部から受信相談専門業者へ変更し、緊急のみの対応から各種の相談事や安否確認などの業務に加え、福祉としての事業内容の充実を図るものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、随意契約を行った理由について質したのに対し、執行部から、今回は受信相談センターへの接続を構築するため、受信相談センターのサービス内容とその適正な価格、またサービス内容に対応できる機器の性能が機器を選定する上で重要であり、単に機器の価格のみを競争することが適当でないと判断しプロポーザル競技により購入の相手方を選定したので随意契約となったとの答弁がありました。

また委員から、どういう問題がありこの事業を行うのかと質したのに対し、執行部から、現在995機のうち823機が老朽化している。また消防本部が受信相談センターとなっているが、緊急の通報があっても実は相談業務であったり、消防本部の対応も苦慮している。相談業務の充実を図るうえにおいて受信相談センターを変更するとの答弁がありました。

また委員から、受信相談センターへの委託料について質したのに対し、執行部から、緊急通報システムの予算は、例年1,200万円程度であり、受信相談センターへの委託料を含めても、その予算の範囲内で収まるよう契約交渉を行いたいとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第129号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号、佐伯市寡婦及び寡夫医療費助成に関する請願を議題とし、まず、本請願に対する執行部の意見を求めました。

執行部から、佐伯市寡婦及び寡夫医療費助成に関する条例の存続については、合併未調整事項で、諸般の事情を加味しながら検討している。また、佐伯市全域の寡婦及び寡夫医療費の助成については、条例を存続した場合、不公平感の解消を図るため、助成を受けてなかった地域を含め市全域で、寡婦及び寡夫医療費の助成を行うよう、対象年齢、所得制限、助成額等の見直しも考慮しながら調整を行うべきと考えているとの意見がありました。

これに対し委員から、市全域での対象者数を質したのに対し、執行部から、620人ぐらいと試算しているとの答弁がありました。

次に、紹介議員から請願の願意について説明を求めました。

紹介議員から、寡婦の方々も55歳以上の方が多く、雇用を含めた労働条件が非常に厳しく、少しでも助成いただいたら医療を受けやすいというのが請願者の願意であるとの説明がありました。

慎重審査の結果、請願第1号については、全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありますか。

（なし）

議長（小野宗司） なければ次に、経済産業常任委員長、吉良栄三君。

経済産業常任委員長（吉良栄三） 経済産業常任委員長の吉良栄三でございます。

今期、定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案1件につきまして、去る9月15日、委員全員出席のもと委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

議案第108号、平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会所管の部分について、款を追って審査いたしました。

主な質疑として、歳入において、委員から、12款、1項、4目、農林水産業使用料のうち、水産業使用料について、県又は市が管理する漁港があるが、漁業者を取り巻く環境は大変厳しく、漁業者にとって漁港の占用料についても大きな負担となっていることから、市として、この占用料の軽減は検討できないのか質したのに対し、執行部から、市が管理する漁港は35施設あり、現在、占用料について、漁協に対しては3分の1、漁協組合員に対しては2分の1の補助をしている。そのほか、漁港にかかる経費全般を見直す中で、来年にかけても引き続きこのような取組を行っていくとの答弁がありました。

次に歳出においては、委員から、5款、2項、1目、労働諸費のうち、緊急雇用創出事業2,300万円の事業内訳について、質したのに対し、執行部から、緊急雇用創出事業として、蒲江振興局管内の土地家屋台帳の整備事業、清掃課の一般廃棄物処理施設内環境整備事業、林業課の林道パトロール、観光課の佐伯市観光施設リフレッシュ事業、建設総務課の市道等環境整備事業、消防総務課の機能別消防団等加入促進事業、消防予防課の住宅用火災警報知器設置調査等事業、学校教育課の教育支援サポート促進事業、教育総務課の学校施設教育環境整備事業、宇目振興局管内の宇目スポーツ公園等社会体育施設周辺環境整備事業、直川振興局管内の直川地域体育施設周辺環境整備事業、体育保健課の佐伯市体育施設周辺環境整備事業、都市計画課の都市公園環境整備事業、建設総務課の市道等環境整備事業14事業を実施・継続のための経費であるとの答弁がありました。引き続き委員から、これら事業を実施することにより工事等請け負う業者が潤う場合や学校に人員を配置することにより長期・短期的な雇用が生まれるが、この緊急雇用創出事業により新たに創出された人員等の数について質したのに対し、執行部から、事業の従事者数は、89名となっており、雇用期間は最長6か月となっているとの答弁がありました。

次に、委員から、6款、1項、3目、農業振興費、地産地消推進費106万円の内容について質したのに対し、執行部から、本年3月に佐伯市食のまちづくり条例が制定され、学校給食において、米飯給食が週3回実施されているなかで、佐伯産米を学校給食用として提供するための価格補てん分の経費であるとの答弁がありました。

次に、委員から、6款、2項、2目、林業振興費、有害鳥獣捕獲事業3,062万円のうち県の負担が1,312万4,000円、市の負担が1,749万6,000円の負担となっているが、制限等あるのか質したのに対し、執行部から、猟期外の捕獲頭数が当初、予定していた実績よりもかなり上がっていることから、捕獲頭数の増加を見込んで今回補正を組んでいる。制限については、この有害鳥獣捕獲事業に対し、県と市がそれぞれ2分の1ずつの補助をすること、また、捕獲基準頭数を超えた場合、県も市と併せて増額補正を行い、引き続きそれぞれ2分の1ずつの補助をすることになるとの答弁がありました。さらに委員から、県が9月に有害鳥獣捕獲に対する補正を組んだことについて、市の補正との関連を質したのに対し、執行部から、今回の有害鳥獣捕獲事業の9月補正には県の補助に対応する分まで含まれておらず、市としても、その内容をみて県と協議をしながら、12月補正に向け検討していくとの答弁がありました。

続いて、委員外議員から、県が9月に計上した有害鳥獣捕獲に係る補正予算について、猟期内の有害鳥獣捕獲に対しての補助であるのか質したのに対し、執行部から、これは猟期内

の有害鳥獣捕獲に対する補助であるが、今後、市が猟期内の付加報償費の予算化については現時点で、考えていないとの答弁がありました。

また、他の委員外議員から、有害鳥獣捕獲に対する報償金の支払先について、猟友会の各支部に支給するのか、それとも狩猟者個人に支給するのか質したのに対し、執行部から、報償金は申請のあった支部に、振り込み、それから狩猟者個人に支払っているとの答弁がありました。

引き続き、委員外議員から、支部によって、その取扱いが異なると考えられるが、行政からの指導というものはあるのか質したのに対し、執行部から、報償金の支払いを狩猟者個人に直接、支給はできないのかとの問い合わせも多々あるが、現在、支部からの交付申請書の提出により、報償金を支給していることから、直接、狩猟者個人に支給できるかどうか、今後、検討していくとの答弁がありました。

その他、各款にわたり、活発な質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第108号のうち本委員会所管の分部については原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 以上の各常任委員長報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

江藤議員。

20番（江藤茂） それでは、総務委員長の議案108号の報告について質疑を行いたいと思います。20番議員の江藤です。委員長報告において108号の総務管理費補正予算の中で新庁舎建設事業費の審議についておたずねをいたします。委員会では813万8,000円の事業費の削除をし、修正案を可決いたしておりますが、総務委員会においては、今議会の開会日において閉会中継続審議として、総務委員長の報告では、新庁舎建設においては、建設やむなしの報告がございました。同じ総務委員会が建設良しの結論を出しておりながら、今回の議案審議の修正案と矛盾すると思いますが、その点、委員の皆さん方から意見がなかったのかおたずねいたします。

議長（小野宗司） 後藤幸吉総務常任委員長。

総務常任委員長（後藤幸吉） 江藤議員のご質問にお答えします。先ほど読み上げましたように、建物自体には反対しない人ばかりだと、総務常任委員会の中間報告では、ただし、その中の条件が市民にちゃんと説明をしようということが前提条件でありました。ですから先ほどもなんべんも、市長の説明が不十分ではないかと、最後の結びの所もそういうことになっております。決して反対で今度の予算を、そのもの自体を組んだものではありません。例えば、当初予算では間に合わんのかと、そういうことの提案を討論の中にありましたので、二日間に及んだわけでありまして。先ほど50何分掛かりましたが、それだけ一生懸命にみんなで討論しました。その結果であります。

議長（小野宗司） 江藤議員。

20番（江藤茂） 再質問をいたします。今、委員長が市民に対する周知がないということでありましたが、一つの理由に挙がっておりますけども、総務委員会としてはですね、委員のほう

から執行部にどのような周知方法をとってね、市民の理解を得たときに委員会としてよしとするのか、市民の理解を得るための提案というのはどのように委員会として提案したのか、おたずねいたします。

議長（小野宗司） 後藤幸吉総務常任委員長。

総務常任委員長（後藤幸吉） 執行部と違いますので、反問権もあると思いますので、先ほどの私が読んだやつを後で差し上げます。ちゃんと理由が書いております。特に、市長が先頭に立って、また例えばケーブルテレビとか具体的な報告をあの中で述べております。それが、やはり今後も大事なことです、執行部に努力してほしいという事であり、先ほど見ますのにこういう努力をせよということが書いておりました。

議長（小野宗司） ほかに御質疑ありませんか。

（ な し ）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

日程第2 討論、採決

議長（小野宗司） 日程第2、討論、採決を行います。

議案第108号、平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、総務常任委員会の修正案並びに原案について、一括して討論を行います。

総務常任委員会の修正案について、賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

3番、高司政文君。

3番（高司政文） 3番議員、日本共産党の高司政文です。私は議案第108号、平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）の修正案に賛成の立場で意見を述べたいと思います。

執行部が提案しています新庁舎建設事業につきましては、議案質疑の中で既に意見を述べていますが、庁舎の建て替えの時期に来ていることは分かりますが、納得できないことがいくつもあります。まず、市民の合意が得られていないこと、更に市長選挙の前後で結論が変わったこと、財政的なシミュレーションが不十分であること、新築以外に方法はないのか、などです。まず市民の合意が得られていないという問題ですが、この間市民からは市民の暮らしが大変なのだから市庁舎は後回しにするべきだ。景気が良くなるまで待つべきだ。市長は選挙が終わったら箱ものばかりを創ろうとしているなど、建設反対の意見が寄せられています。市民合意が得られていない証です。市が市民に対して知らせたことは、審議会の経過を市報等で知らせたことと、先日配布された一枚の説明書に過ぎず、とりあえず市民に知らせたという程度のもので、とても合意形成と呼べるものではありません。新庁舎建設は佐伯市の一大事業であり、建設の是非は住民投票して決すべきものであります。住民投票が無理でも、各地域での住民説明会や公聴会の開催は最低行うべきだと考えます。ところが執行部は佐伯市庁舎建設審議会は、各種団体の代表だから市民を代表している。審議会の答申を受けているから問題はないと繰り返すばかりであります。しかし、審議会が市民の声を代表していないことは、合併前審議会の答申だと言って家庭ごみの有料化した後の市長選挙でゴミ袋の有料化凍結見直しを訴えた西嶋市長が誕生したことを見ても明らかであります。しかもその審議会会長は建設会社の社長もしてる方ではありますが、市民の中からそれでは建

設の結論は決まったものという声が出ています。それで公平中立な審議ができたと言っても市民は納得しないと思います。

次に建設を決めた経過ですが、選挙前は合併特例債があり、利用が可能な平成26年度までに完成するという当初説明していた建設スケジュールを先送りはやむをえない。とあったのが選挙が終わった後では、建設時期は合併特例債の対象期間内が最適とする。と変わりました。このことについても納得できる明解な説明がないままでした。市長選挙で庁舎建設の公約をしなかった問題についても、市長自身審議会の答申は出ていなかったことを理由にするのであれば結論の変わった審議会の経過をもっとあきらかにすべき問題です。

次に財政面の問題ですが、市庁舎単独では単年度で最高でも1億7,000万円の一般財源で済むんだと説明していますが、これに歴史資料館や文化会館、中心市街地などの大型事業その他の公共施設の耐震化事業などを加えた全体的な起債消化の状況や、将来財政負担額、実質収支比率などの諸支出の試算をすべきだと考えます。更に言えば平成8年度の耐震診断以来13年も経過するのに、最新技術で耐震補強の可能性がないか再度診断していないことも問題だと考えます。繰り返しますが市民の合意を得るためには、本来選挙で市民に対して堂々と案を示して真を問うべきでした。今後の問題につきましては、住民説明会などを開催し、時間を掛け市民と向き合うことをお願いし、修正案に対する賛成討論を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

（ な し ）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

本案に対する総務常任委員長の報告は修正でありますので、まず総務常任委員会の修正案について、起立により採決いたします。

総務常任委員会の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、総務常任委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決いたします。

総務、建設、教育民生、経済産業、各常任委員長報告のとおり、修正部分を除くその他の部分を原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

次に、議案第109号、平成21年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、第110号、平成21年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、第111号、平成21年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第1号）、第112号、平成21年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、第113号、平成21年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、第114号、平成21年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、第115号、平成21年度佐伯市水道事業会計補正予算（第2号）、以上7件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

(な し)

議長(小野宗司) 御意見なしと認めます。

よって、これより7件を一括して採決いたします。

建設、教育民生、各常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、以上7件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第116号、佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について、第117号、佐伯市税条例の一部改正について、第118号、佐伯市都市計画税条例の一部改正について、第119号、上津川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、第120号、木浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、以上5件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

(な し)

議長(小野宗司) 御意見なしと認めます。

よって、これより5件を一括して採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、以上5件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第121号、財産の取得について(小型動力ポンプ付積載車及び林野火災用可搬式散水装置)を議題といたします。

御意見ありませんか。

(な し)

議長(小野宗司) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第122号、工事請負契約の締結について(平成21年度地交第1-26号 市道臼坪女島線橋梁上部工(A1~P2径間)工事)を議題といたします。

御意見ありませんか。

(な し)

議長(小野宗司) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

建設常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第123号、市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(小野宗司) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

建設常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第124号、工事委託契約の締結について(佐伯市特定環境保全公共下水道蒲江浄化センター(仮称)建設工事)を議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(小野宗司) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

建設常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第125号、佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について、第126号、佐伯市介護保険条例及び佐伯市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、以上2件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(小野宗司) 御意見なしと認めます。

よって、これより2件を一括して採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、以上2件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第127号、佐伯市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

9番、和久博至君。

9番(和久博至) 9番議員の和久博至です。議案第127号について反対の立場から質疑をいたします。委員会の席上、私が特に聞いたのは公園の維持管理に関することでした。なぜかと言いますと第20条で利用の許可に関するものの他に、総合運動公園の維持管理に関すること及び総合運動公園の運営に関するものすべてが、責任あるものとして、権限として入ってきたと、この総合運動公園は非常に広大な面積と施設を持っています。そうですね1キロ以

上あるんじゃないでしょうかね。陸上競技場からプールまでですね。そしてその間に特に危険だと思われる箇所もありますね。それは、道路を渡る吊り橋ですね。これは以前無かったんですけどもああいうものまで入ってきました。それらすべてを管理する立場です。とすると、もし事故が起きた場合に誰が責任を負うんだということは非常に大きな問題として出てくるわけです。今までだったら、ただ管理運営だけで良かったと思うんですけども、そういう危険なところまで管理するとなると、じゃあその施設を請け負った人たち、つまり指定管理の人たちが責任を負うのかと、それとも市がその設置したという事で施設自体を設置しているということで責任を負うのか。そういう問題が生じてくる。だからその点について非常に疑問があるから問いただしたわけです。まあマリナルチャーセンターで以前、落ちてですねそして7メートル下に落ちてけがをしたという事故がありました。そういうこともあったもんですから、非常に起こりうる施設かなという気がしてるんで、単なる普通の指定管理者と、そこで市が指定管理して総合運動公園のグラウンドを管理しますというのとちょっとわけが違うなという気がしたもんですから聞いたんです。それでここはまだそのところのすみ分けがきちっとできてないということで私は反対といたしました。今日になって実は全員協議会を開きたいという申し入れがありました。全員協議会とは何かといいますとこの総合運動公園の指定管理に関しての説明がありますと。私はその点について委員会で聞いたわけですね。指定管理とはどういうことなのか、誰が請け負うのか、どういう経緯でやろうとしているのか、聞いたんですけどその時には答えなかった。実はここで今審議の最終で私が議案質疑したらすることはできません。そういう段階になってこれから説明をしますといわれました。つまり中途半端ですね、まだ議会を結局私が聞いたことに対して答えずにこれから終わろうとして聞けない立場に立ったときになってこれから説明しますと。これ非常に指定管理というのは非常に重要な問題を含んでいますね。なぜかといいますと、あそこの総合運動公園は恐らく佐伯市のスポーツの核になるものだと思うんですね。他には小さな施設があります。ただあそこを請け負ってしまえばあそこの指定管理をとれば、他の所まで恐らく波及していくだろうと思います。小さな体育館も含めてですね。そうしますと佐伯が佐伯市が行っているスポーツ行政というのが正にその指定管理者に委ねるという事になるわけで、一体どのような人がその管理をしようとしているのか、そこは非常に重要な問題なんですね、そして市にすでに腹案があるのではないかどのようなものをしようとしているのか、あるのではないかということが、非常に大きな問題として浮かび上がってきました。それでまだそのことが説明されないままに、ここで議案の決議をしようとしているわけなんです。議会としての本当に立場がどうなるんだろうか、議会としての責任というのはどうなるんだろうか、そういう気がしております。やはり、質疑に対してはきちんと答えた上でそして、問題があればそれに対して問題がありませんという答をした上でやるのが当たり前ののに、これから私たちが手も足も出せない状況にしておいてこれから説明しますというのは、議会は筋が通らないと思います。私からすれば議会を完全無視したやり方だと考えます。実はもう一つ私に分からなかったことがあります。それは決算なんですけども今日始めてもらいました決算書ですね。平成20年度の決算書してもらいました。さっきの説明では、私も聞いてたんですけども、2,100万ほどの収入があって、そして1億円ほどの支出がありますということ。今必死で調べながらやってたんですけども、平成20年、平成19年度と合わせてですね、やってたわけです。ところが、ちょっと変なことに気付きました。実は収入が大幅に減っているんです

ね。平成19年度から見ますと、例えば野球場が45万4,920円が35万5,520円、これはこのスポーツ施設というのは、基本的には収入というよりも子どもたちが使う場合、学生が使う場合はこれ無料になるんですね。減免措置がありまして無料になりますからそういう人たちが使ってる場合全部ただになります。だから本当に他の人が使った場合ということで捉えていただきたいと思うんですけども。多目的広場が40万だったのが26万円、行政目的外使用が218万が43万円に、アーチェリーが9万8,000円が8万7,000円に、テニスコートが142万円が97万円に、多目的広場が36万円が22万円に弓道場が9万円が6万3,000円に、相撲が260円がゼロに、陸上競技場はこれは増えております。42万円が47万円に、照明が181万円が131万円に、総合体育館が453万円が470万円に、プールが150万円が126万円に減っております。つまり600万円ほど減ってるんですね。これはなぜかと考えたんですけど恐らく、国体があったからじゃないかと思うんですね。国体でいろんな使用がなされた。だからその間収益を上げるような事業もしにくかったと思うんですね。とすると非常に問題なのが2,100万円の収入とありますが実はこれは今年のを参考にしているわけですね。つまり以前は、これは600万円多かったですよ。2,700万ほどあったのが2,100万円になった。しかも掛かった費用なんですけどもこれは1億円掛かっていると言いましたけども私が見た限りではこれ4,660万なんですね。これ委託料がですね。工事費が掛かっております。これはいろいろ国体を前にして、平成19年のことなんですけども、委託料の他に工事費が掛かっていまして、この工事費を含めた金額が1億になっていますね。まだちょっと調べてる途中でここに呼び出されたもんですから、はっきりしたことは言えないんですけども委託料、掛かった一般管理費全体では同じ1億1,000万円なんですね。ということは、今年の平成20年度の委託料は一体どのくらいなんだろうか、いくら掛かっているんだろうというのは問題になってくるわけですよ。ここがきちんとされないままに実は1億円かかって2,000万の、8,000万の赤字だと言われたんですけども、本当に8,000万なのかという事がここ今調べた限りでは出てきました。こういうことを含めてまだこれ議論せんといけん場面だろうと思うんですよ。指定管理者というのはこれから今言った佐伯市のスポーツを担う、正にどういうものを入れてくるか、どういうふうに入を集めるかということで、それはいろんなイベントを企画したりということも出てくると思うんですね。正に佐伯市のスポーツを担う指定管理だと思うんですけども、これをまだ不十分なままに議決していいんだろうかというのが出てきます。急ぐことなのかなと、私は実はプールの後に総合体育館ができたときに委員会で質問をしました。指定管理にしたいというようなことを言っていましたからですね質問をしました。そしたらその時に私が言ったことは、国体があるからわからんよといったんですね。国体があるから一体どのくらい経費が掛かるのか、どのくらい収入があるのかわからんからもう少し様子を見て、落ち着いてから、経費が落ち着いて、そしてどうしたらいいかという課題が見つかってそれからやりなさいというふうに言ったはずなんです。まさにその時だと思うんですね。去年国体があって収入も支出も明らかじゃない特別な支出もあってるわけですね。工事費とか5,000万近い支出があってるわけです。これはまた別なんですよ、なんでかという総合運動公園のこれは工事費というのはまた別なんです。これは都市計画課が請け負っております。これだけで都市計画課で1億円以上の金が出ています。これはまた別なんです。それを別にしてこれだけの費用が掛かってきます。やはり改修費とか何とかですね、それは国体あってのものだという気はするんです。だからそういう時期もきちんとわきまえながら、もう一年、二年運営した上で一

体何が問題なんだろう、これはもうけるまにもうける施設じゃないんですよね。もうける施設じゃないわけですから、どこが問題になるんだろうか、一般管理費のどこが問題になるんだろうか、そのことを明らかにした上で指定管理にゆだねることが私はいいいと思います。特に指定管理で委託料なんかこれ、去年、今年減ってるんですけどもこれは例えば、専門の人を前芝刈りなんかやってた人を雇ってるんですね、そして芝刈りやってた人を雇ってるから結局その15万円給料で全部まかなっているわけです。委託料を何百万円も払う必要が無いわけです。そういうのでも確保できてるんですね。正にそういう時にありながら不安定な時にありながら、指定管理をやるというのがどうも私には解せない。しかもまだ途中で、今議論の途中でこれからそういうことを聞かんとはいけんことはいっぱいあるのに押し切られて、そして終わった後決まったら説明しますじゃこれはすまんと思ひます。是非皆さん、今回の件についてはすぐに決めるんじゃないかともう少し二年、三年様子を見て本当に佐伯市の指定管理、あるいはスポーツ行政というのがどのようにあったらいいのか、それを検討して決めてほしいと思ひます。是非このことには否決していただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長（小野宗司） 以上で通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

（ な し ）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、原案を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第128号、工事請負契約の締結について（平成21年度鶴岡小学校北校舎改築（建築主体）工事）を議題といたします。

御意見ありませんか。

（ な し ）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（ 「 異 議 な し 」 と 呼 ぶ 者 あり ）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第129号、財産の取得について（緊急通報システム機器）を議題といたします。

御意見ありませんか。

（ な し ）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦について(候補者多田洋子)を議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(小野宗司) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

諮問第5号は、原案のとおり異議のない旨答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり異議のない旨答申することに決しました。

次に、諮問第6号、人権擁護委員候補者の推薦について(候補者西嶋信子)を議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(小野宗司) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

諮問第6号は、原案のとおり異議のない旨答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり異議のない旨答申することに決しました。

次に、認定第1号、平成20年度佐伯市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

3番、高司政文君。

3番(高司政文) 3番議員、日本共産党の高司政文です。私は認定第1号、平成20年度佐伯市水道事業会計決算の認定について反対の立場で意見を述べたいと思います。反対の理由第一は、このケースは水道料金の統一に合わせ旧佐伯市を始め人口比では大部分が値上げであり、市民の負担増になっているという事です。昨年は、税金、介護医療などでも負担増です。ガソリンなどの石油製品の値上げで市民の暮らしが大変な時期でありました。水道料金の値上げは、一般市民に加え、豆腐屋さんや飲食店など大量に水を消費する業界が影響を受けました。値上げの結果約1億3,500万円ほどの純利益を確保しましたが、値上げ議案が出された際、一度に値上げするのではなく、当面の減価措置を設けてほしいとお願いしましたが、収益を見る限り十分それが可能だったと思います。反対の理由の第二は値上げ理由の一つに老朽化の更新など設備投資が必要とのことでしたが、昨年度の建設改良費執行率は47.5パーセントにとどまるなど、話が違ふということでもあります。事業繰越の問題もありませんが、市民に負担を掛けているのだから、予算の執行は適切に行っていただきたいと思います。最後に

なりますが、今後の問題として、引き続き簡水と上下水道の統合、災害対策などの設備投資の繰出基準を活用し、できるだけ交付税の算入につなげ、資本的収支のバランスをとることや、収益的収支については、一般会計からの繰入を活用すること、人件費を始め節約する経費、合理化する部分はないのか十分検討することをお願いしまして、討論を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

建設常任委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号、平成20年度佐伯市公共下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

御意見ありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

建設常任委員長報告のとおり、原案を認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、請願第1号、佐伯市寡婦及び寡夫医療費助成に関する請願を議題といたします。

御意見ありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、請願第1号を採択と決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、請願第1号は採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第2号、天皇陛下御即位20年を祝す賀詞に関する決議を求める請願を議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

3番、高司政文君。

3番（高司政文） 3番議員、日本共産党の高司政文です。私は、請願第2号、天皇陛下御即位20年を祝す賀詞に関する決議を求める請願に反対の立場で意見を述べたいと思います。天皇

即位20年に向けて、国民に祝賀を強制する動きは昨年10月の天皇陛下ご即位20周年奉祝国会議員連盟設立に始まりました。その運動方針は、1．即位の日当たる今年11月12日を臨時休日とする法案の早期成立、これは国会に提案されていましたが、衆議院の解散と同時に廃案となりました。2．当日に奉祝国民大会を開催。3．政府主催の式典の開催。4．衆参両院で賀詞を決議する。5．政府に事業推進のための連絡室を設けることを掲げ超党派で取り組むとしました。この議連の中心メンバーは、改憲右派団体である日本会議に所属する国会議員が占めており、本当のねらいは侵略戦争を美化し、紀元節の復活や、天皇の元首化など現憲法の改悪になります。今回の決議を求める請願はその延長線上にあるものであり、運動の目的から考え、国民主権、平和民主主義、思想・信条・宗教の自由などを掲げた現憲法に反するものと考えます。天皇の在位を祝うことは個人的には問題ありませんが、強制すべきものではありません。祝い事なのに何で反対するのかという日本人の感情をくすぐるような議論になりますが、この背景を考えれば地方議会で決議するような性格のものではないと考えます。以上で討論を終わります。

議長（小野宗司） 以上で通告による質疑を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

（ な し ）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、請願第2号を採択と決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、請願第2号は採択とすることに決定いたしました。

審議結果
議 案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第108号	平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）	分 割	修正可決
第109号	平成21年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	教育民生	原案可決
第110号	平成21年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	教育民生	原案可決
第111号	平成21年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第1号）	教育民生	原案可決
第112号	平成21年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	建 設	原案可決
第113号	平成21年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	建 設	原案可決
第114号	平成21年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	建 設	原案可決

	1号)		
第115号	平成21年度佐伯市水道事業会計補正予算(第2号)	建設	原案可決
第116号	佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について	総務	原案可決
第117号	佐伯市税条例の一部改正について	総務	原案可決
第118号	佐伯市都市計画税条例の一部改正について	総務	原案可決
第119号	上津川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	総務	原案可決
第120号	木浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	総務	原案可決
第121号	財産の取得について(小型動力ポンプ付積載車及び林野火災用可搬式散水装置)	総務	原案可決
第122号	工事請負契約の締結について(平成21年度地交第1-26号市道白坪女島線橋梁上部工(A1~P2径間)工事)	建設	原案可決
第123号	市道路線の認定及び廃止について	建設	原案可決
第124号	工事委託契約の締結について(佐伯市特定環境保全公共下水道蒲江浄化センター(仮称)建設工事)	建設	原案可決
第125号	佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第126号	佐伯市介護保険条例及び佐伯市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第127号	佐伯市都市公園条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第128号	工事請負契約の締結について(平成21年度鶴岡小学校北校舎改築(建築主体)工事)	教育民生	原案可決
第129号	財産の取得について(緊急通報システム機器)	教育民生	原案可決

認定

番号	件名	付託委員会	結果
第1号	平成20年度佐伯市水道事業会計決算の認定について	建設	原案認定
第2号	平成20年度佐伯市公共下水道事業会計決算の認定について	建設	原案認定

請願

番号	件名	付託委員会	結果
第1号	佐伯市寡婦及び寡夫医療費助成に関する請願	教育民生	採択
第2号	天皇陛下即位20年を祝す賀詞に関する決議を求める請願	総務	採択

議長(小野宗司) これより昼食のため休憩いたします。午後は1時30分より開会します。

午後0時16分 休憩

午後1時28分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）

議長（小野宗司） 日程第3、議案の上程を行います。

議案第130号、佐伯市教育委員会委員の任命について（候補者 分藤高嗣）、認定第3号、平成20年度佐伯市各会計決算の認定について、委員会提出議案第2号、佐伯市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について、意見書案第3号、義務教育費国庫負担制度の堅持と次期定数改善計画の実施を求める意見書、決議案第1号、天皇陛下御即位20年を祝す賀詞に関する決議、以上5件を一括して議題といたします。

まず、議案第130号及び認定第3号について、提案者の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） ただ今、本定例会に追加上程されました議案について御説明いたします。

議案第130号「佐伯市教育委員会委員の任命」につきましては、教育委員会の委員が1人欠けているため、新たに分藤高嗣氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

認定第3号「平成20年度佐伯市各会計決算の認定」につきましては、佐伯市一般会計ほか15特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見書を付けて議会の認定に付するものであります。

以上をもちまして、追加上程されました議案の概要の説明を終わらせていただきます。

なにとぞ御協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（小野宗司） 次に、委員会提出議案第2号について、提案者の説明を求めます。

議会運営委員長、河野豊君。

議会運営委員長（河野豊） 議会運営委員長の河野豊でございます。

ただいま議題となりました委員会提出議案第2号、佐伯市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について、議会運営委員会を代表して提案理由の説明を申し上げます。

政務調査費の支給につきましては、会派への支給を前提としており、条例第2条において、交付の対象を佐伯市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む）と規定しておりましたが、交付の対象を会派及び無会派議員と明確にするため今回所要の改正を行おうとするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わりますが、議案は各派代表の委員で構成する議会運営委員会の議決に基づき提出しておりますので、議員皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（小野宗司） 次に、意見書案第3号について、提案者の説明を求めます。

21番、渡邊一晴君。

21番（渡邊一晴） 21番、渡邊一晴です。意見書案第3号を読み上げて提案の説明に代えさせていただきます。

意見書案第3号

義務教育費国庫負担制度の堅持と次期定数改善計画の実施を求める意見書

現在、多くの都道府県で、子どもたちの実態に応じ、きめ細かな対応ができるようにするために、少人数教育が実施されているが、保護者や子どもたちから大変有益であるとされて

いる。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会にとっても極めて重要なことである。現在の社会経済不安の中で、経済的な理由から高校生の中途退学者も増えている。日本の子どもに関する公的支出は先進国最低レベルとなっており、諸外国並みに、家庭の経済状況が厳しい子どもに係る給付拡充などの施策が必要である。また、家庭の所得の違いによって、子どもたちの教育や進路に影響がでないための就学援助・奨学金制度の抜本的拡充など、公教育の基盤充実が不可欠である。

しかしながら、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、地方交付税化された旅費・教材費が満額使われてない状況からも、自治体において教育予算といえども現状維持すら厳しくなっている。一方で、きめ細かな教育を保障するために、30人以下学級や少人数教育の推進、複式学級の解消、学校施設の充実、就学援助・奨学金制度などの教育条件整備は十分とはいえない。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはならない。

義務教育費国庫負担制度は、国と地方が義務教育に係る共同責任を果たすためのものである。したがって、同制度は地方分権の推進を阻害するものではない。財政事情が地方も悪化してきている中、子どもたちにとって最善の教育環境を実現していくためには、国が財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠である。

教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、ひとしく良質な義務教育を受けられることは、憲法の保障するところである。財政論を踏まえつつも、教育論の観点から下記事項の実現を求める。

記

- 1．子どもたちに、教育の機会均等と教育水準を保障するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度について、国負担率を2分の1に復元することを含め、制度を堅持すること。
- 2．いじめ・不登校などの生徒指導上の課題への対応や円滑な学校運営などの実現のために、30人以下学級・複式学級解消を基本とした次期教職員定数改善計画を実施すること。
- 3．家庭の所得の違いによって子どもたちの教育や進路に影響がでないよう、就学援助制度を拡充すること。また、そのための国の予算措置を行うこと。あわせて、奨学金制度について、「貸与」から「給付」方式に改善すること。
- 4．学校施設整備費、教材費、図書費、旅費、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月25日

大分県佐伯市議会

議長（小野宗司） 次に、決議案第1号について、提案者の説明を求めます。

総務常任委員長、後藤幸吉君。

総務常任委員長（後藤幸吉） 総務常任委員長の後藤幸吉でございます。決議文の朗読を持って提案理由の説明に代えさせていただきます。

決議案第1号

天皇陛下御即位20年を祝す賀詞に関する決議

天皇陛下におかれましては 本年 御即位20年をお迎えになられ 誠に慶賀に堪えません 天皇陛下 皇后陛下の万歳をことほぎ ここに佐伯市議会は市民を代表して 謹んでお祝いを表し奉ります

平成21年9月25日

大分県佐伯市議会

平成21年第6回佐伯市議会定例会追加上程議案等一覧表

議案

番号	件名
第130号	佐伯市教育委員会委員の任命について（候補者分藤高嗣）

認定

番号	件名
第3号	平成20年度佐伯市各会計決算の認定について

報告事項

番号	件名
第27号	健全化判断比率及び資金不足比率について（平成20年度佐伯市各会計）

委員会提出議案

番号	件名
第2号	佐伯市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について

意見書案

番号	件名
第3号	義務教育費国庫負担制度の堅持と次期定数改善計画の実施を求める意見書

決議案

番号	件名
第1号	天皇陛下御即位20年を祝す賀詞に関する決議

議長（小野宗司）引き続き、報告事項第27号について概要説明を行います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員会から、「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書」が提出されておりますので、この際、報告事項と併せて執行部の概要説明を求めます。

その間、暫時休憩いたします。

午後1時39分 休憩

午後1時55分 開議

議長（小野宗司）休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

議案第130号、佐伯市教育委員会委員の任命について（候補者 分藤高嗣）、認定第3号、平成20年度佐伯市各会計決算の認定について、委員会提出議案第2号、佐伯市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について、意見書案第3号、義務教育費国庫負担制度の堅持と次期定数改善計画の実施を求める意見書、決議案第1号、天皇陛下御即位20年を祝す賀詞に関する決議、以上5件を一括して議題といたします。

御質疑ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

おはかりいたします。

議案第130号、佐伯市教育委員会委員の任命について（候補者 分藤高嗣）、意見書案第3号、義務教育費国庫負担制度の堅持と次期定数改善計画の実施を求める意見書、以上2件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いません。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、議案第130号及び意見書案第3号につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

なお、委員会提出議案第2号及び決議案第1号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会提出の議案は委員会に付託しない扱いになっておりますので、念のため申し添えます。

これより、討論、採決を行います。

議案第130号、佐伯市教育委員会委員の任命について（候補者 分藤高嗣）を議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

議案第130号につきましては、会議規則第70条第2項の規定により、無記名投票をもって採決いたします。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（小野宗司） ただいまの出席議員数は、28人であります。

投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

議長（小野宗司） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

議長（小野宗司） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載のうえ、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、否とみなします。

点呼を命じます。

（点呼、投票）

議長（小野宗司） 投票漏れはありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（小野宗司） 開票を行います。

会議規則第74条の規定により、立会人に井野上準君。榊田穂積君を指名いたします。

よって両君の立会いを願います。

（開 票）

議長（小野宗司） 投票の結果を報告いたします。

投票総数、28票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成、25票。

反対、3票。

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本案は原案のとおり、佐伯市教育委員会委員に分藤高嗣君が同意されました。

次に、委員会提出議案第2号、佐伯市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

御意見ありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

議会運営委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第3号、義務教育費国庫負担制度の堅持と次期定数改善計画の実施を求める意見書を議題といたします。

御意見ありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

意見書案第3号につきましては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、決議案第1号、天皇陛下御即位20年を祝す賀詞に関する決議を議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

3番、高司政文君。

3番（高司政文） 3番議員の高司政文です。私は決議案第1号天皇陛下御即位20年を祝す賀詞に関する決議に反対したいと思いますが、理由は先ほどの請願第2号のところでも述べましたので省略させていただきます。以上です。

議長（小野宗司） 以上で、通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、原案を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

審議結果
議案

番号	件名	付託委員会	結果
第130号	佐伯市教育委員会委員の任命について（候補者分藤高嗣）		原案同意

委員会提出議案

番号	件名	付託委員会	結果
第2号	佐伯市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について		原案可決

意見書案

番号	件名	付託委員会	結果
第3号	義務教育費国庫負担制度の堅持と次期定数改善計画の実施を求める意見書		原案可決

決議案

番号	件名	付託委員会	結果
第1号	天皇陛下御即位20年を祝す賀詞に関する決議		原案可決

日程第4 特別委員会の設置及び同特別委員の選任

議長（小野宗司） 日程第4、特別委員会の設置及び同特別委員の選任を議題といたします。

おはかりいたします。

認定第3号につきましては、議長及び議会選出監査委員を除く全議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中継続調査とすることにいたしたいと思いません。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、認定第3号につきましては、議長及び議会選出監査委員を除く全議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中継続調査とすることに決しました。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長及び議会選出監査委員を除く全議員を指名いたします。

平成21年第6回佐伯市議会定例会議案等付託表

認 定

番 号	件 名	付託委員会
第 3 号	平成20年度佐伯市各会計決算の認定について	決 算 特 別

議長（小野宗司） 次に、調査特別委員会の設置について、おはかりいたします。

調査第2号、議会改革等に関する件については、10人の委員をもって構成する議会改革等調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中継続調査とすることに、調査第3号、地域開発に関する件については、10人の委員をもって構成する地域開発調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中継続調査とすることに、調査第4号、地域産業に関する件については、10人の委員をもって構成する地域産業調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中継続調査とすることにいたしたいと思いません。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

ただいま設置されました各特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布しております「各調査特別委員会構成表」のとおり指名いたします。

なお、各調査特別委員会の調査項目につきましては、各調査特別委員会に一任いたしたいと思いません。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、各調査特別委員会の調査項目につきましては、各調査特別委員会に一任すること

に決しました。

ただいま設置されました各調査特別委員会の正副委員長の互選を行います。議会改革等調査特別委員会を第1委員会室、地域開発調査特別委員会を第2委員会室、地域産業調査特別委員会を大会議室でそれぞれ開いていただきますよう、お願い申し上げます。

その間、暫時休憩いたします。

午後2時10分 休憩

午後2時30分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、各調査特別委員会の正副委員長互選の結果を御報告いたします。

議会改革等調査特別委員長、宮脇保芳君。同副委員長、渡邊一晴君。

地域開発調査特別委員長、榊田穂積君。同副委員長、矢野精幸君。

地域産業調査特別委員長、江藤茂君。同副委員長、清家儀太郎君。

以上の諸君がそれぞれ正副委員長に互選されました。

日程第5 議員派遣

議長（小野宗司） 日程第5、議員の派遣についてを議題といたします。

おはかりいたします。

議員研修の一環として、来る10月8日、大分市で開催されます平成21年度大分県市議会議長会「議員研修会」に参加のため、全議員を対象にし、派遣いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

また、そのほか議員の派遣を行う必要が生じた場合、派遣議員、日時、場所、目的及び経費の手續につきましては、議長に一任願いたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

日程第6 会議録署名議員の指名

議長（小野宗司） 日程第6、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、9番、和久博至君、10番、上田徹君以上の2名を指名いたします。

以上で本日の議事はすべて議了いたしました。

おはかりいたします。

今期定例会はこれにて閉会いたしたいと思っておりますが、

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、平成21年第6回佐伯市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午後 2 時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年9月25日

佐伯市議会議長 小 野 宗 司

署 名 議 員 和 久 博 至

署 名 議 員 上 田 徹